名古屋市の組織

（令和６年６月１日現在）

名　古　屋　市　総　務　局

はし がき

1　この組織図は、組織の実態を写した鳥かん図であり、本市における各部局相互の関係、仕事の割り振り、責任と権限などが一目で分かる図表です。

全体の機構に占める自己の位置を知り、関係組織との連携を密にしながら分担する仕事を遂行することができるとともに、組織外部の人々に対し、組織体の実態を説明するために便利です。

さらに、組織の検討あるいは組織等の運営上の参考となります。

2　この組織図には、(1)機構図、(2)機能図、(3)派遣職員等役職者一覧、(4)分掌事務、(5)令和6年4月1日付組織改正の趣旨を登載しました。

3　略号等の説明

(1) 時点　組織及び役職者名は、令和6年6月1日現在です。

(2) 職種　職員の任用に関する規則別表第1の職種を次の符号により表示しました。ただし、消防職員については、階級を表示しました。

(事)行政職事務	(学)学芸職	(医技)医療技術職	(守)守衛職
(技)行政職技術	(医事)医事職	(看)看護保健職	(学事)学校事務職
(研)研究職	(薬)薬剤職	(清)清掃職	(教員)教育公務員特例法適用者
(保)保育職	(獣)獣医職	(動)動物飼育職	
(教指)教育指導職	(栄)栄養指導職	(水)水道業務職	
(司)司書職	(衛)衛生職	(運)運輸職	

(3) 兼務等　組織の役職者が、他の組織を兼務等している場合、原則として斜体で兼務等している組織を表示するとともに、当該兼務等組織には次のように表示しました。

〈兼〉兼務	〈併〉併任	〈事務取扱〉事務取扱	〈充〉充て職

(4) 格付　　不分明な職について、職員の任用に関する規則別表第 2 の段階を、組織の枠の左上又は補職名の前に、次の符号により表示しました。

Ⅰ 局長段階	Ⅱ 部長段階	Ⅲ 課長段階	Ⅳ 課長補佐段階

(5) 定数　　組織の枠の右下又は役職者名の後に原則として予算上の定数を表示しました。

(6) 公所の組織数　公所の枠内に（　）で表示しました。

総務局行政ＤＸ推進部行政改革推進課、職員部人事課

目　　次

機　構　図 …… **1**

副市長事務分担 …… **4**

機　能　図 …… **5**

会　計　室 …… 5

防災危機管理局 …… 6

市　長　室 …… 8

総　務　局 …… 9

財　政　局 …… １５

スポーツ市民局 …… ２１

経　済　局 …… ２５

観光文化交流局 …… ２９

環　境　局 …… ３２

健康福祉局 …… ３８

子ども青少年局 …… ５４

住宅都市局 …… ６３

緑政土木局 …… ７２

上下水道局 …… ８０

交　通　局 …… ９６

消　防　局 …… １０５

区　役　所 …… １１２

農業委員会事務局 …… １２２

固定資産評価審査委員会事務室 …… １２３

選挙管理委員会事務局 …… １２４

区選挙管理委員会事務室 …… １２５

監査事務局 …… １２６

人事委員会事務局 …… １２７

教育委員会事務局 …… １２８

市会事務局 …… **１３８**

派遣職員等役職者一覧 …… **１４０**

分　掌　事　務 …… **１４８**

令和６年４月１日付組織改正について …… **２１７**

名古屋市機構図（令和6年4月1日現在）

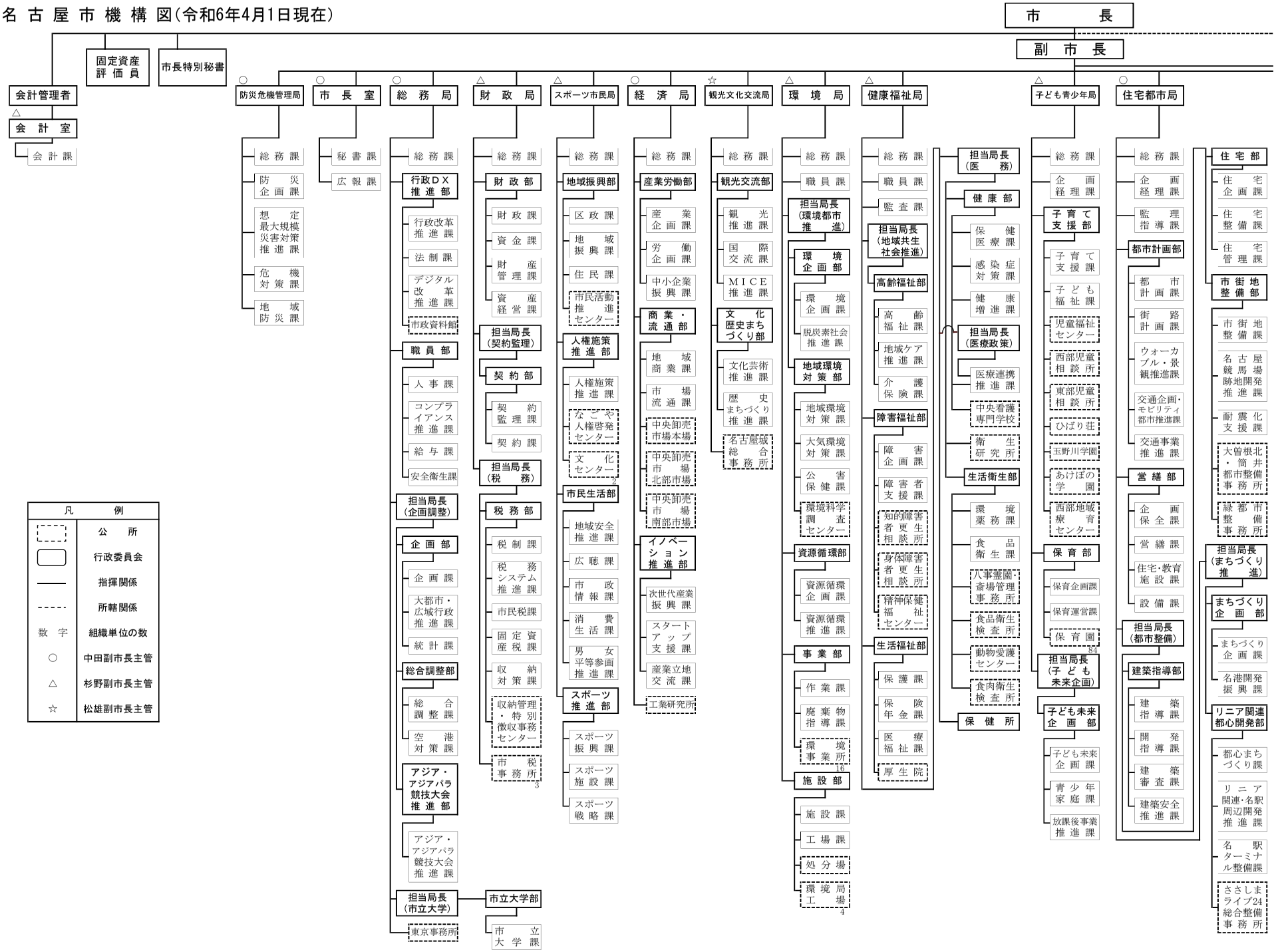

凡例

公所	
行政委員会	
指揮関係	
所轄関係	
数字	組織単位の数
○	中田副市長主管
△	杉野副市長主管
☆	松雄副市長主管

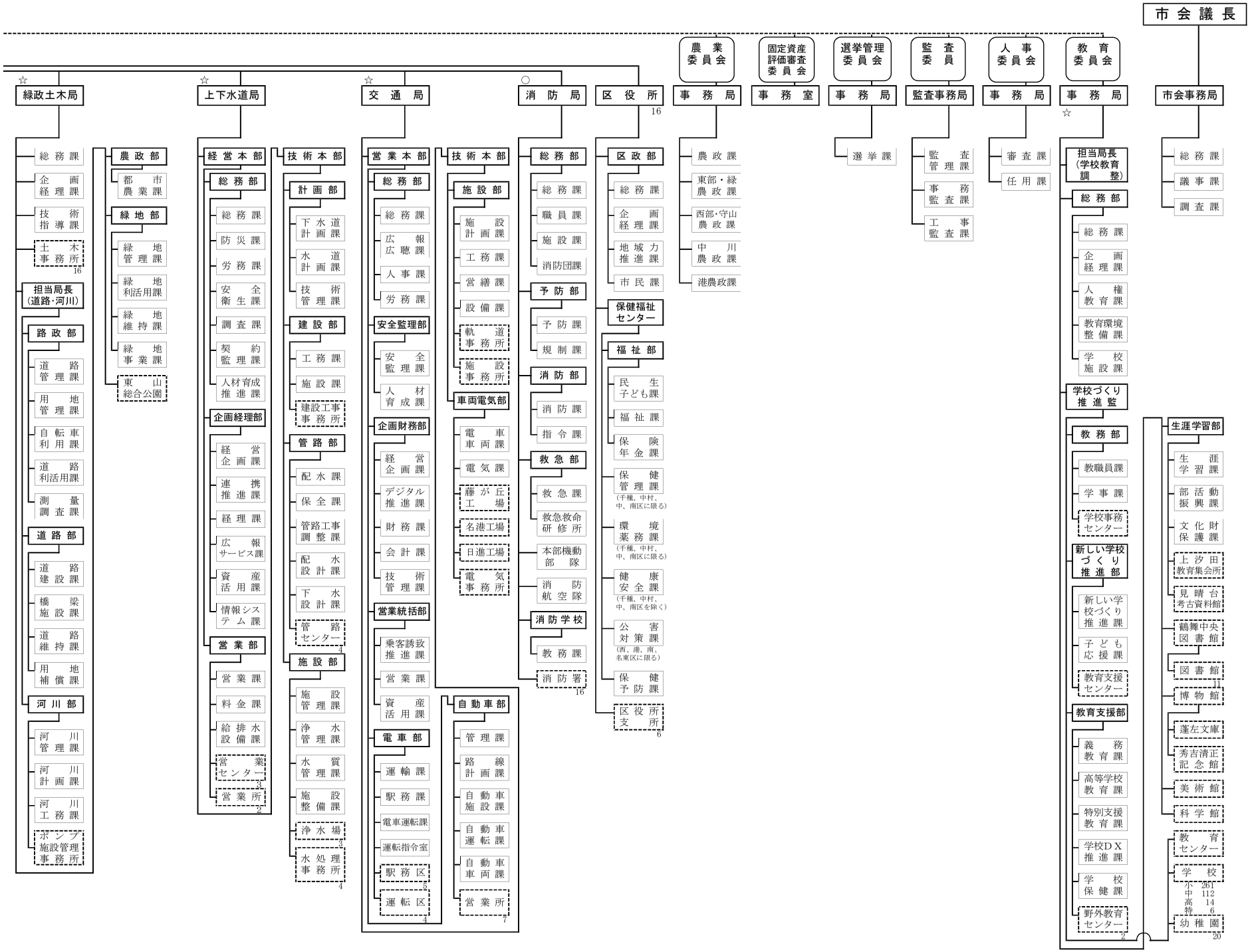
市会議長
☆ 緑政土木局
総務課
企画経理課
技術指導課
土木事務所 16
担当局長（道路・河川）
路政部
道路管理課
用地管理課
自転車利用課
道路利活用課
測量調査課
道路部
道路建設課
橋梁施設課
道路維持課
用地補償課
河川部
河川管理課
河川計画課
河川工務課
ポンプ施設管理事務所
農政部
都市農業課
緑地部
緑地管理課
緑地利活用課
緑地維持課
緑地事業課
東山総合公園
☆ 上下水道局
経営本部
総務部
総務課
防災課
労務課
安全衛生課
調査課
契約監理課
人材育成推進課
企画経理部
経営企画課
連携推進課
経理課
広報サービス課
資産活用課
情報システム課
営業部
営業課
料金課
給排水設備課
営業センター 3
営業所 2
技術本部
計画部
下水道計画課
水道計画課
技術管理課
建設部
工務課
施設課
建設工事事務所
管路部
配水課
保全課
管路工事調整課
配水設計課
下水設計課
管路センター 4
施設部
施設管理課
浄水管理課
水質管理課
施設整備課
浄水場 3
水処理事務所 4
☆ 交通局
営業本部
総務部
総務課
広報広聴課
人事課
労務課
安全監理部
安全監理課
人材育成課
企画財務部
経営企画課
デジタル推進課
財務課
会計課
技術管理課
営業統括部
乗客誘致推進課
営業課
資産活用課
電車部
運輸課
駅務課
電車運転課
運転指令室
駅務区 5
運転区 4
技術本部
施設部
施設計画課
工務課
営繕課
設備課
軌道事務所
施設事務所
車両電気部
電車車両課
電気課
藤が丘工場
名港工場
日進工場
電気事務所
自動車部
管理課
路線計画課
自動車施設課
自動車運転課
自動車車両課
営業所 7
○ 消防局
総務部
総務課
職員課
施設課
消防団課
予防部
予防課
規制課
消防部
消防課
指令課
救急部
救急課
救急救命研修所
本部機動部隊
消防航空隊
消防学校
教務課
消防署 16
区役所 16
区政部
総務課
企画経理課
地域力推進課
市民課
保健福祉センター
福祉部
民生子ども課
福祉課
保険年金課
保健管理課（千種、中村、中、南区に限る）
環境薬務課（千種、中村、中、南区に限る）
健康安全課（千種、中村、中、南区を除く）
公害対策課（西、港、南、名東区に限る）
保健予防課
区役所支所 6
農業委員会
事務局
農政課
東部・緑農政課
西部・守山農政課
中川農政課
港農政課
固定資産評価審査委員会
事務室
選挙管理委員会
事務局
選挙課
監査委員
監査事務局
監査管理課
事務監査課
工事監査課
人事委員会
事務局
審査課
任用課
教育委員会
事務局
☆
担当局長（学校教育調整）
総務部
総務課
企画経理課
人権教育課
教育環境整備課
学校施設課
学校づくり推進監
教務部
教職員課
学事課
学校事務センター
新しい学校づくり推進部
新しい学校づくり推進課
子ども応援課
教育支援センター
教育支援部
義務教育課
高等学校教育課
特別支援教育課
学校DX推進課
学校保健課
野外教育センター 2
生涯学習部
生涯学習課
部活動振興課
文化財保護課
上汐田教育集会所
見晴台考古資料館
鶴舞中央図書館
図書館 11
博物館
蓬左文庫
秀吉清正記念館
美術館
科学館
教育センター
学校
小 261
中 112
高 14
特 6
幼稚園 20
市会事務局
総務課
議事課
調査課

副 市 長 事 務 分 担

市長　河　村　た か し

	副市長　中 田 英 雄	副市長　杉 野 みどり	副市長　松 雄 俊 憲
局　室	○ **防災危機管理局** 防災その他危機管理の統括 ○ **市 長 室** 秘書及び広報 ○ **総 務 局** 議会及び市の行政一般 市政の総合的な企画及び調整 職員の人事、給与及び福利厚生 他の主管に属しない事項 ○ **経 済 局** 商業、工業及びサービス業 中央卸売市場 ○ **住宅都市局** 都市計画 建築及び営繕 住宅 市街地の開発及び整備 ○ **消 防 局**	○ **会 計 室** ○ **財 政 局** 予算その他財務 物品の調達 市税及び市税に係る税外収入 ○ **スポーツ市民局** 市民生活の安全及び向上 広聴及び市政情報 スポーツ ○ **環 境 局** 環境の保全 公害の防止 廃棄物の減量及び処理並びに 生活環境の清潔保持 ○ **健康福祉局** 社会福祉 社会保障 保健衛生 ○ **子ども青少年局** 子ども及び青少年の育成 次世代育成支援の総合的な調整	○ **観光文化交流局** 都市魅力の総合的な調整及び 発信 観光、国際交流及び市民文化 ○ **緑政土木局** 道路及び河川その他土木 公園、緑地及び緑化 農畜産業 ○ **上下水道局** ○ **交 通 局** ○ **教育委員会事務局**
特命事項	・防災危機管理	・子ども及び親の支援 ・女性の活躍推進	・子ども及び親の支援
共管事項	・市会提出案 ・行政組織	・予算の編成 ・その他重要な事務	・職員の人事

※1 副市長の事務分担は、名古屋市副市長担任事務規程によります。
※2 局室の分掌事務は、名古屋市事務分掌条例によります。

〈会 計 室〉

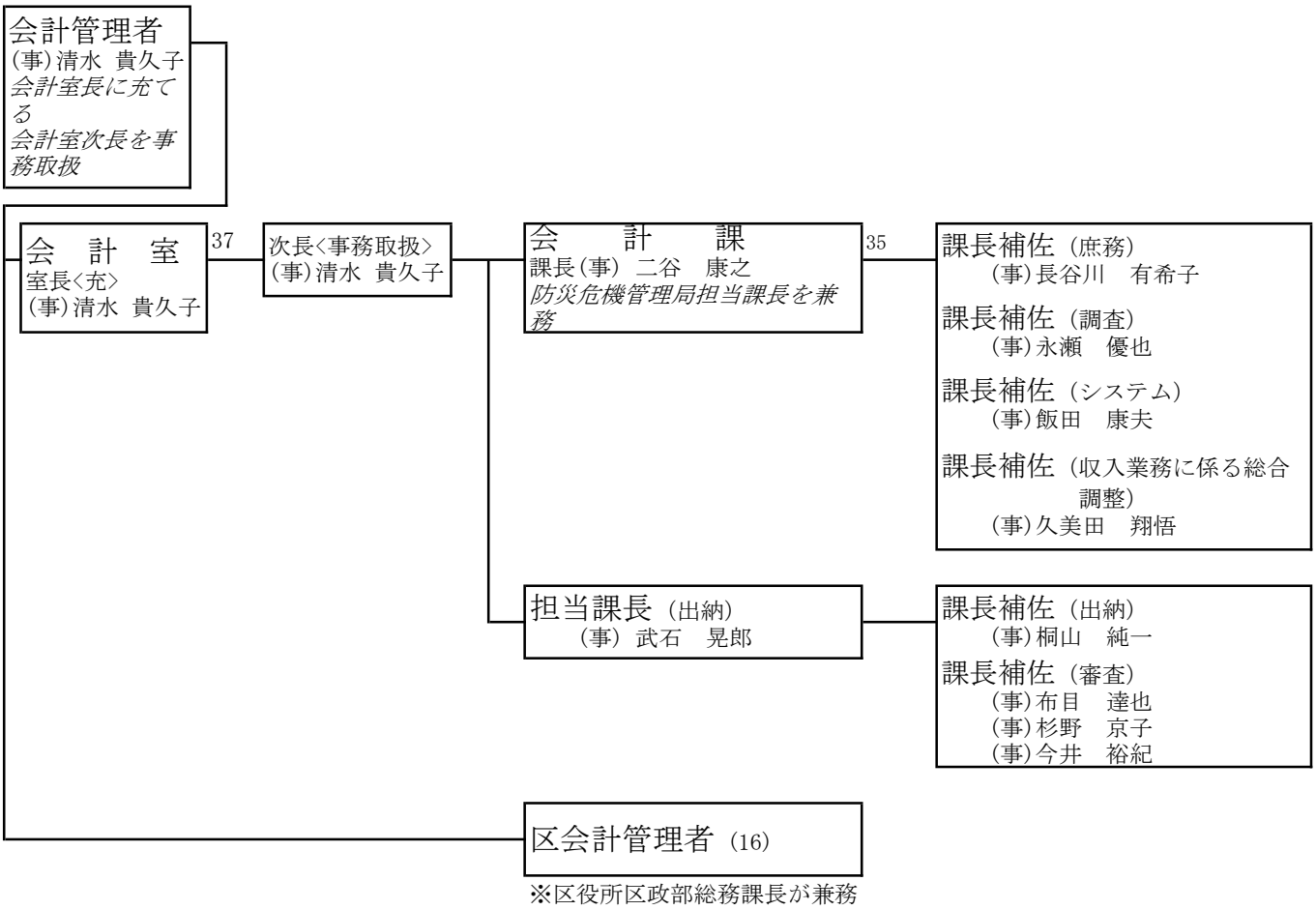

※区役所区政部総務課長が兼務

【分掌事務（会計室）】課：148ページ、担当課長：185ページに掲載

〈防災危機管理局〉

防災危機管理局 60
局長
(技)酒井　雄一

次長 58
(事)大澤　政充
防災危機管理局担当部長を兼務

総　務　課 10
課長(事) 河合　利幸
財政局財政部担当課長を兼務

- 課長補佐（庶務）
  (事)深川　和哉
- 課長補佐（経理）
  (事)棚橋　篤良

防災企画課 12
課長(技) 内田　聡

- 課長補佐（防災企画統括）
  (事)山川　雅也
- 課長補佐（防災企画）
  (事)後藤　裕樹
- 課長補佐（風水害対策）
  (技)藤井　拓己

担当課長（防災啓発・人材育成等）
(事) 高木　美江

- 課長補佐（防災啓発・人材育成）
  (事)山口　修平

担当部長
（危機管理に係る連絡調整）
〈兼〉
(事)小木原　吏香
〈併〉
(事)可児　弘司
〈併〉
(事)成木　琢哉
〈併〉
(事)鈴木　啓正

担当課長（危機管理に係る連絡調整）
〈兼〉(事) 二谷　康之
〈兼〉(事) 濵田　秀和
〈兼〉(事) 矢野　光宏
〈兼〉(事) 臼井　佐枝子
〈兼〉(事) 水谷　真
〈兼〉(事) 片岡　進矢
〈兼〉(事) 西尾　英孝
〈兼〉(事) 武藤　吉晃
〈兼〉(事) 松岡　康弘
〈兼〉(事) 伊藤　剛史
〈兼〉(技) 内山　晃志
〈兼〉(事) 野村　雄洋
〈兼〉(事) 山本　亨
〈兼〉(事) 稲垣　基晴
〈兼〉(事) 鈴木　渉
〈兼〉(事) 三世　時久
〈兼〉(事) 近藤　芳徳
〈兼〉(事) 田宮　由美
〈兼〉(事) 古畑　史郎
〈兼〉(事) 武田　直樹
〈兼〉(事) 早川　直厚
〈兼〉(事) 三品　優子
〈兼〉(事) 森田　邦彦
〈兼〉(事) 河合　勝人
〈兼〉(事) 小川　勉
〈兼〉(事) 倉　豊
〈兼〉(事) 柳川　克己
〈併〉(事) 荒木　宗貴
〈併〉(事) 東海林　稔
〈併〉(事) 渡邊　正信
〈併〉(事) 荻野　剛史
〈併〉(事) 中根　純

担当部長
（想定最大規模災害対策推進）
〈兼〉
(事)大澤　政充

想定最大規模災害対策推進課 6
課長(事) 成瀬　聡志

- 課長補佐（想定最大規模災害対策推進）
  (事)加藤　呈磨
  (技)山田　健介

担当課長（想定最大規模災害対策推進）
〈兼〉(技) 江口　周
〈兼〉(技) 内山　晃志
〈併〉(技) 丹羽　晴紀
〈併〉(事) 大照　明徳

【分掌事務（防災危機管理局）】課：148～149ページ、担当課長：185ページに掲載

〈防災危機管理局〉

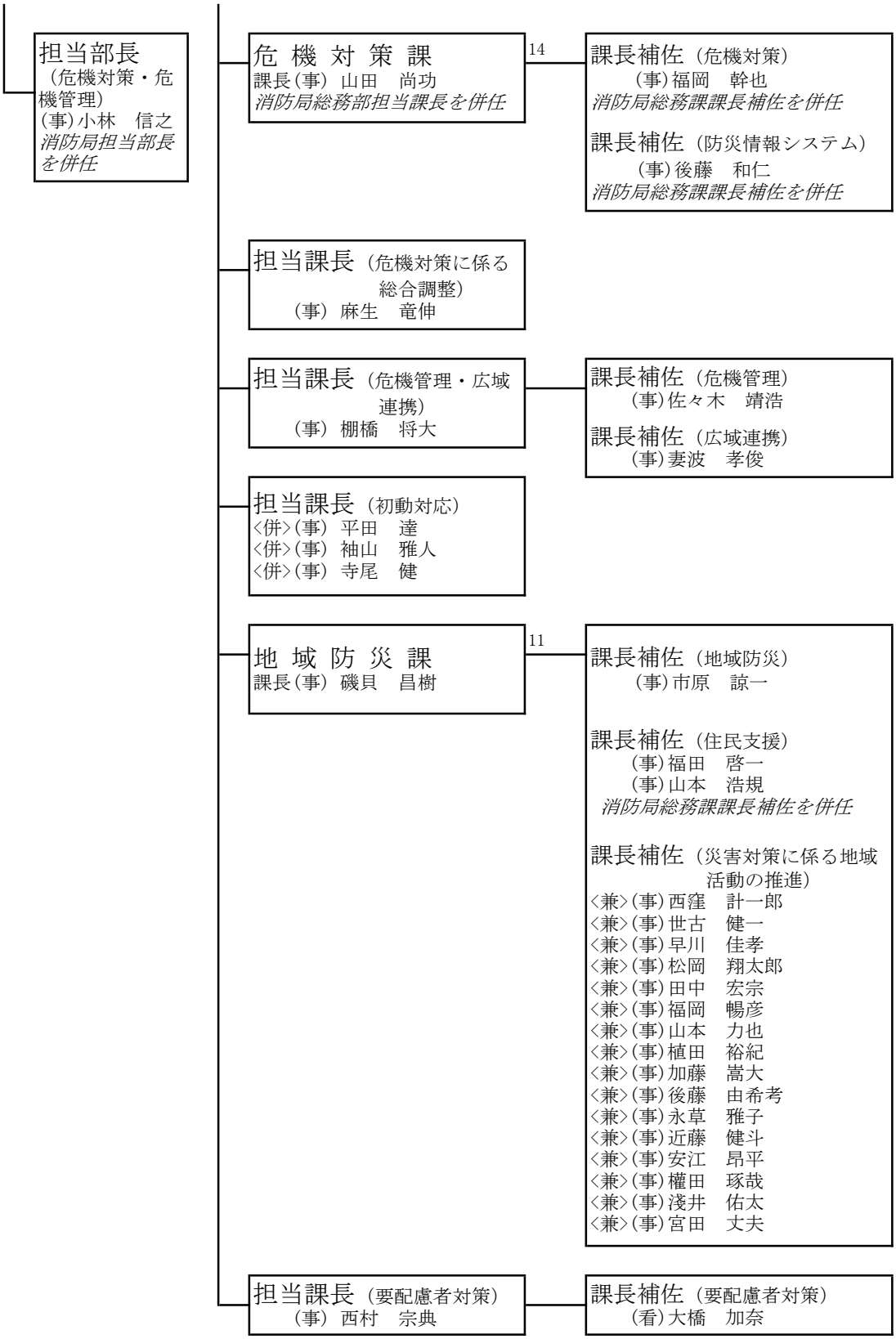

【分掌事務（防災危機管理局）】課：148～149ページ、担当課長：185ページに掲載

〈市 長 室〉

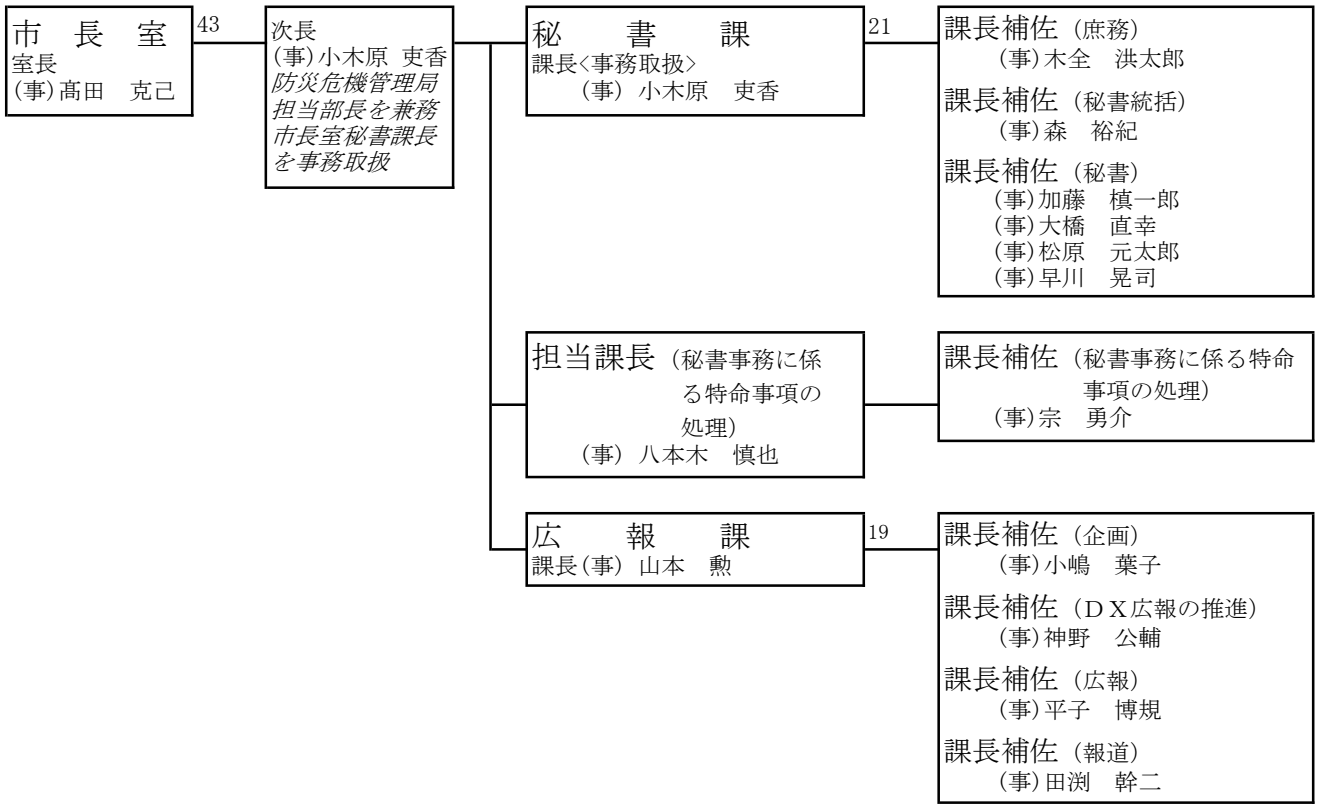

【分掌事務（市長室）】課：149ページ、担当課長：185ページに掲載

〈総 務 局〉

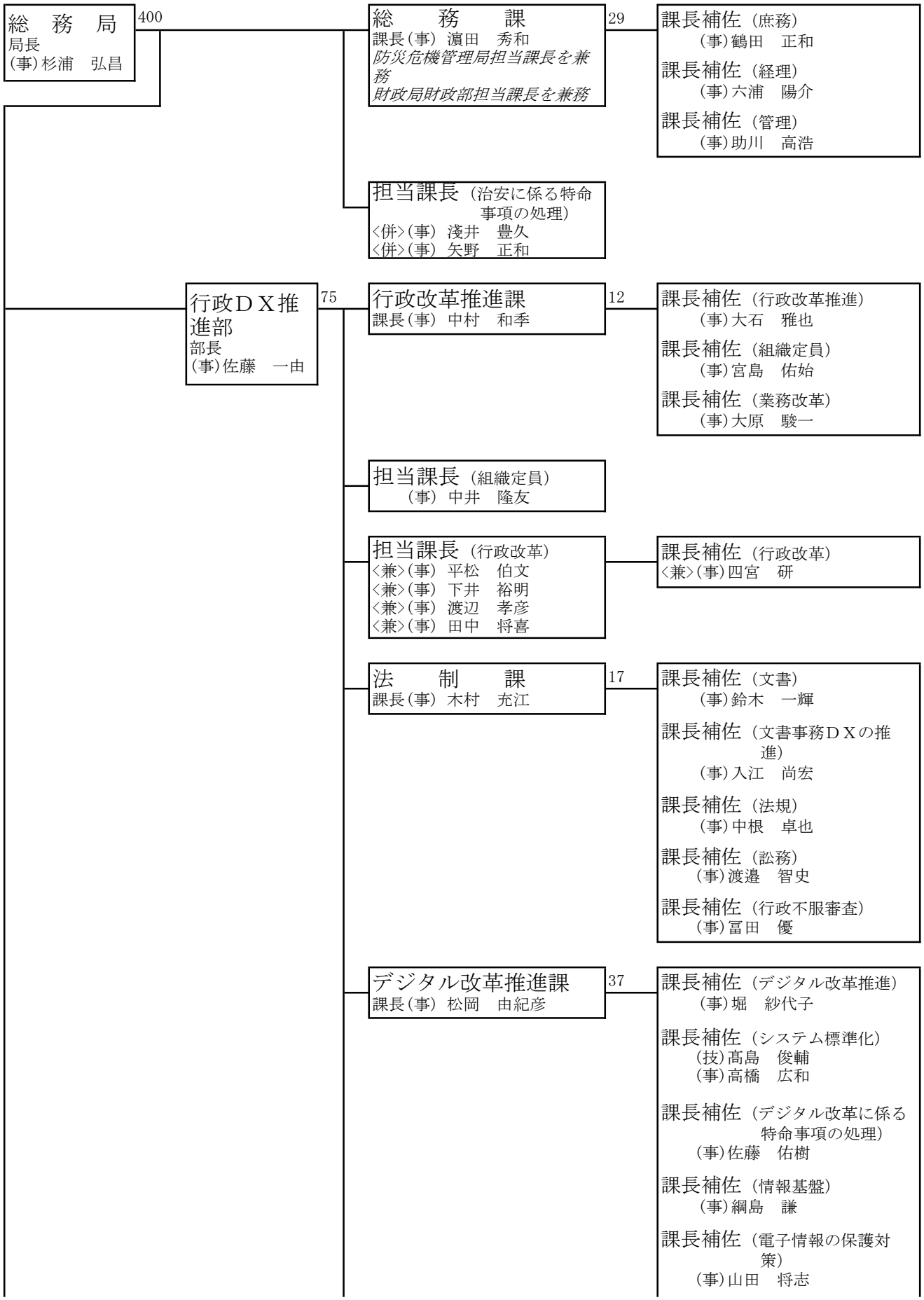

【分掌事務（総務局）】課：150～151ページ、担当課長：185～186ページ、公所等：198ページに掲載

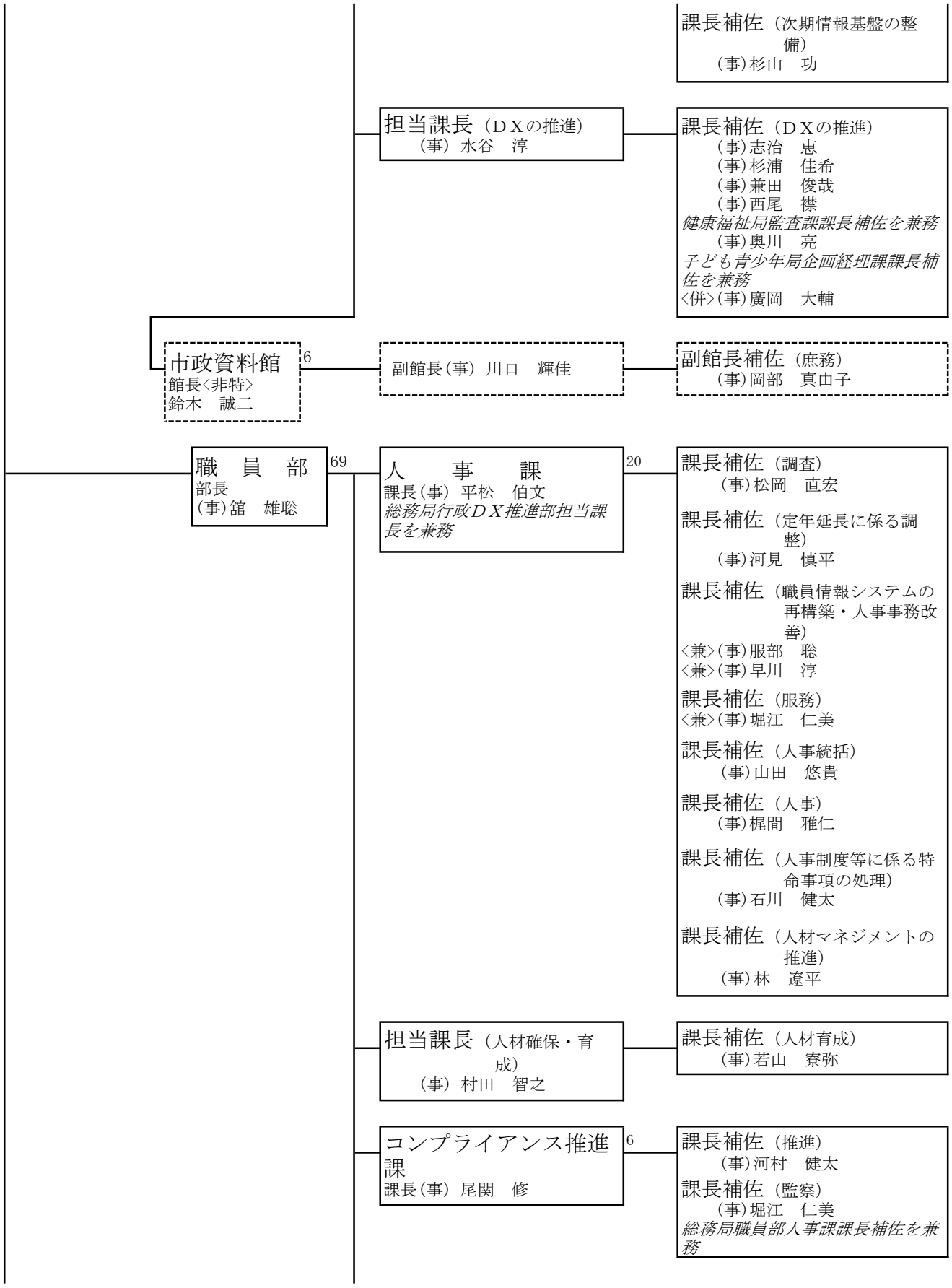

【分掌事務（総務局）】課：150～151ページ、担当課長：185～186ページ、公所等：198ページに掲載

〈総 務 局〉

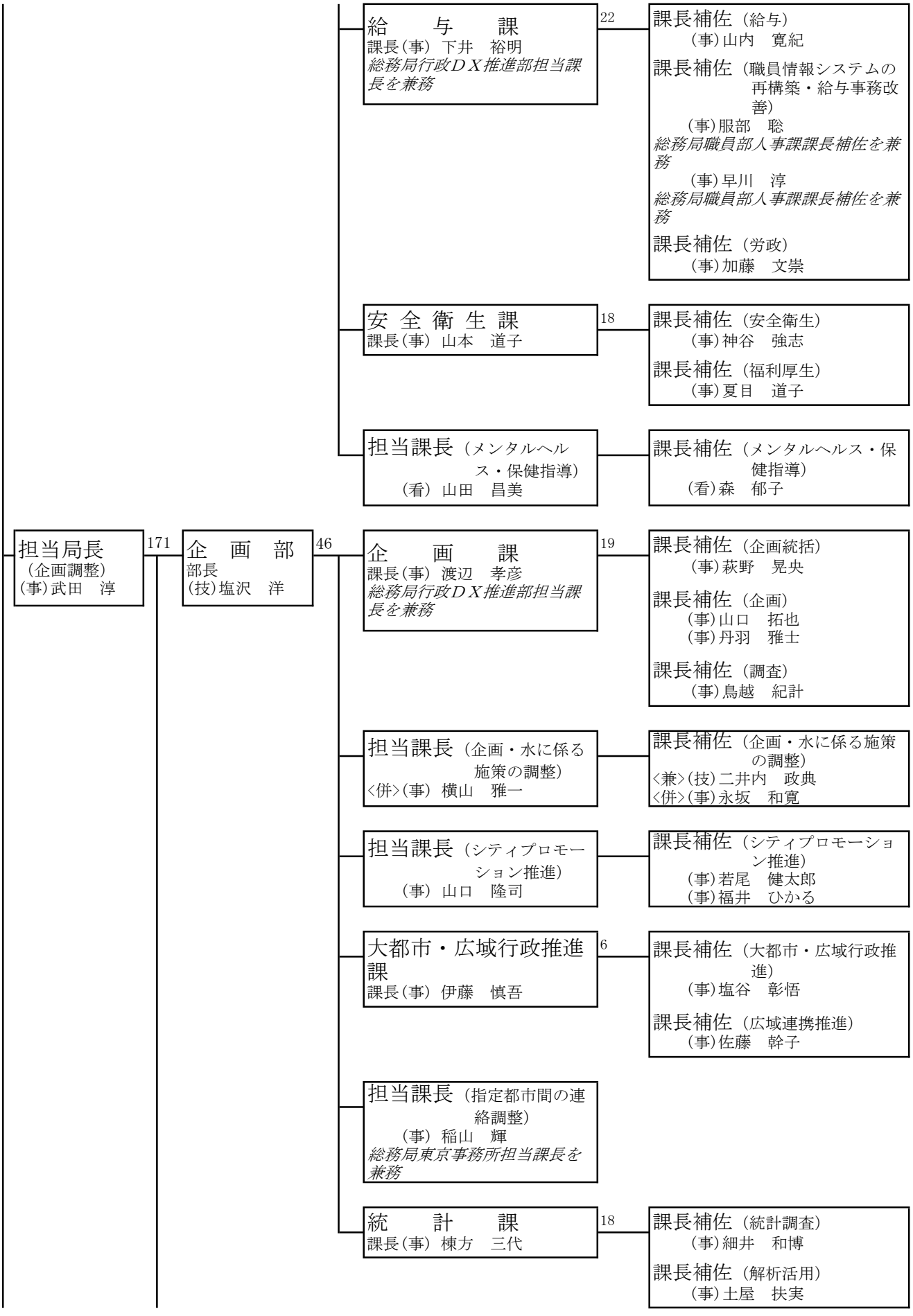

【分掌事務（総務局）】課：150～151ページ、担当課長：185～186ページ、公所等：198ページに掲載

- 総合調整部 18
  部長
  (事)山口　浩明
  - 総 合 調 整 課 13
    課長(事) 池田　和貴
    - 課長補佐（調整統括）
      (事)鶴田　哲也
    - 課長補佐（調整）
      (事)髙岸　雅幸
      〈兼〉(技)山田　惠一
      〈兼〉(技)渡邊　寿彦
    - 課長補佐（万博に係る企画調整）
      (事)野澤　佑太
  - 担当課長（公民連携推進に係る企画調整）
    (事) 河村　英行
    - 課長補佐（公民連携推進に係る企画調整）
      (事)南　彩
      (事)鈴木　佑太朗
      (事)寺田　結泉
    - 課長補佐（大学連携）
      (事)中村　公俊
  - 空 港 対 策 課 3
    課長(技) 太田　秀樹
    - 課長補佐（空　港）
      (事)八藤後　友介
      〈兼〉(技)渡邊　寿彦
    - 課長補佐（空港アクセス）
      〈兼〉(技)山田　惠一
- アジア・アジアパラ競技大会推進部 106
  部長
  (事)長町　宏一
  - アジア・アジアパラ競技大会推進課 102
    課長(事) 筧　賢二
    - 課長補佐（推進）
      (事)立松　源由
    - 課長補佐（広報・事業調整）
      (事)酒井　辰也
    - 課長補佐（アジア・アジアパラ競技大会に係る連絡調整）
      (事)小幡　晋司
      (事)粉川　俊一朗
      (事)八木　信行
      (事)野々山　千夏子
      (事)浅野　博光
      (事)中川　文平
      (事)深尾　英司
      (事)小澤　俊哉
      (事)今枝　政人
      (事)水野　雅彦
      (事)大川　和宏
      (事)山田　昌平
      (事)宮下　大佑
      (事)吉岡　朋啓
      (事)須藤　祐司
      (事)柳　翔太郎
      (事)小島　陽三
      (事)服部　華帆
      (事)松雄　裕太
      (事)小川　晃生
      (事)竹内　航
      (技)赤尾　憲一
      (技)水谷　堅
      (運)細澤　佳正
      (技)五藤　和博
      (技)岩田　義之
      (技)鳥井　康雅

【分掌事務（総務局）】課：150～151ページ、担当課長：185～186ページ、公所等：198ページに掲載

〈総 務 局〉

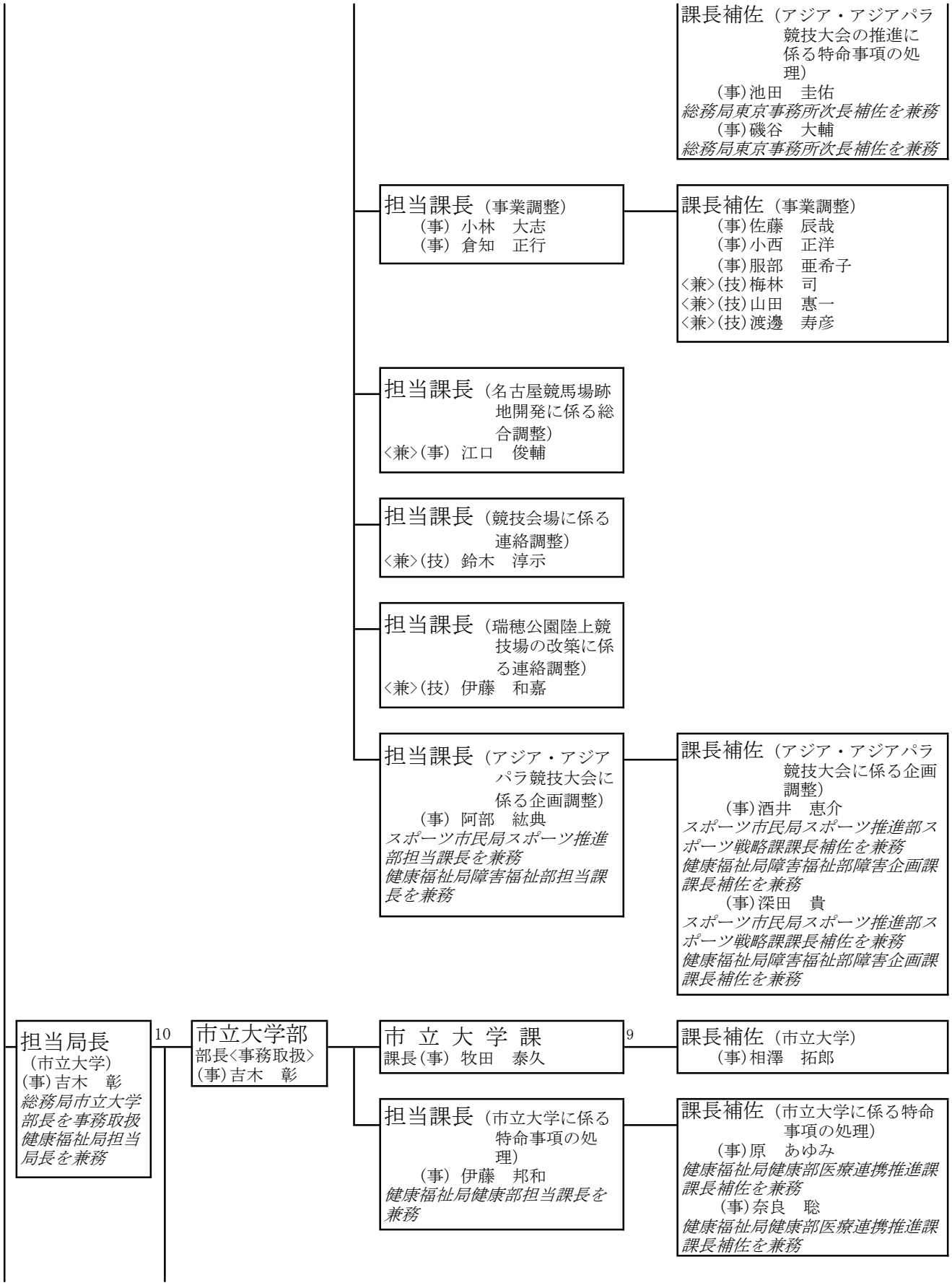

【分掌事務（総務局）】課：150～151ページ、担当課長：185～186ページ、公所等：198ページに掲載

〈総 務 局〉

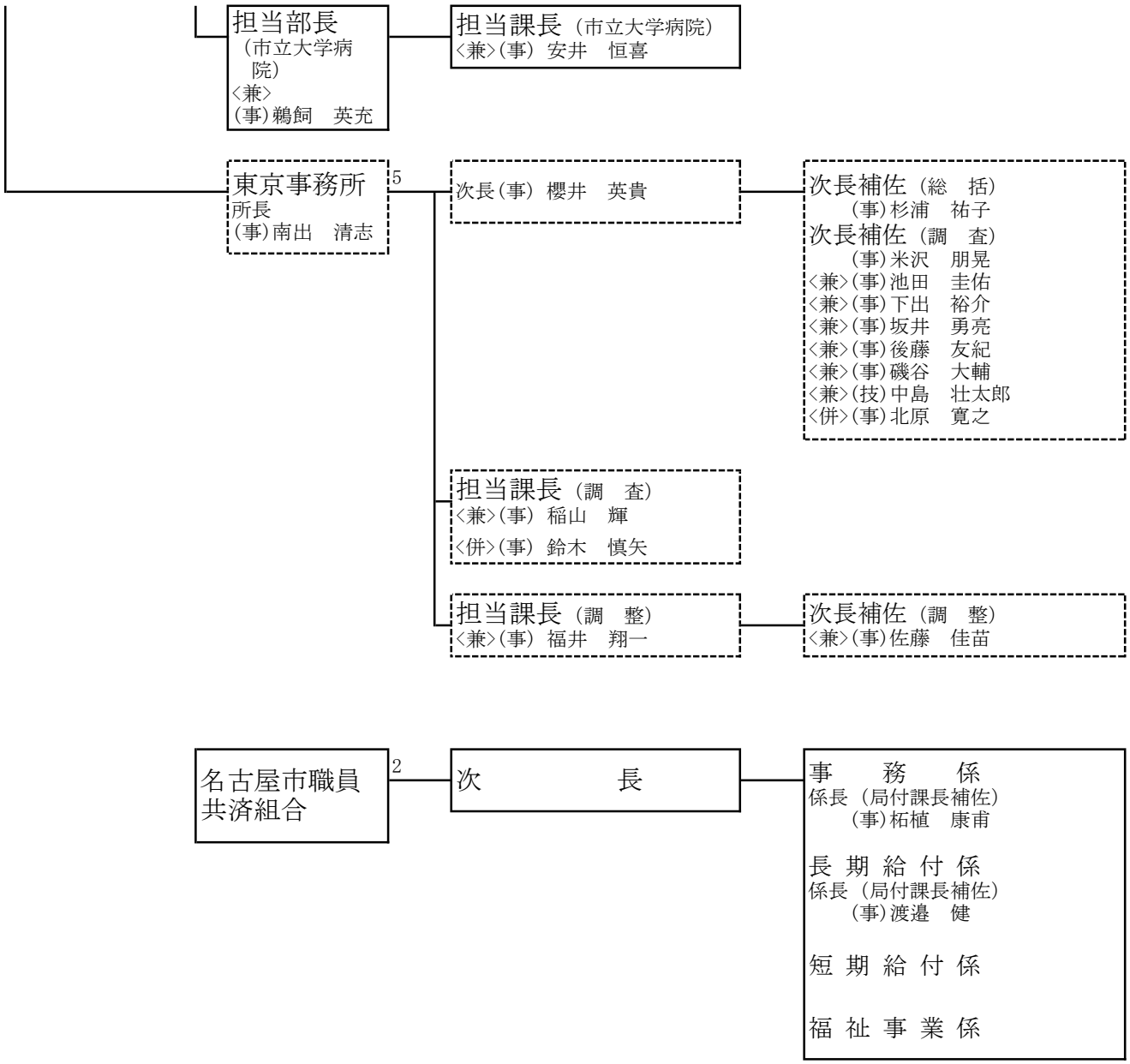

【分掌事務（総務局）】課：150～151ページ、担当課長：185～186ページ、公所等：198ページに掲載

〈財 政 局〉

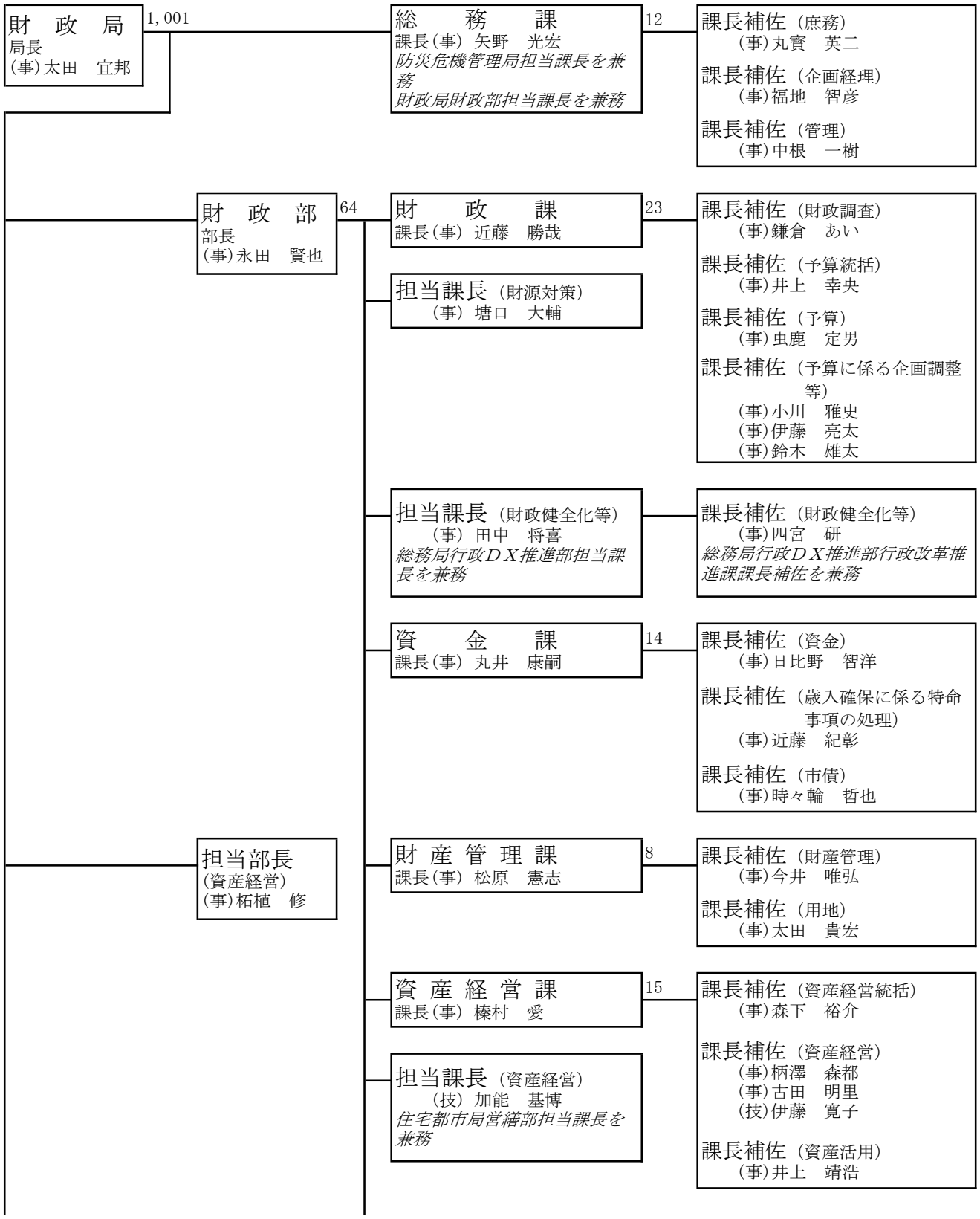

【分掌事務（財政局）】課：151～152ページ、担当課長：186ページ、公所等：198～199ページに掲載

〈財 政 局〉

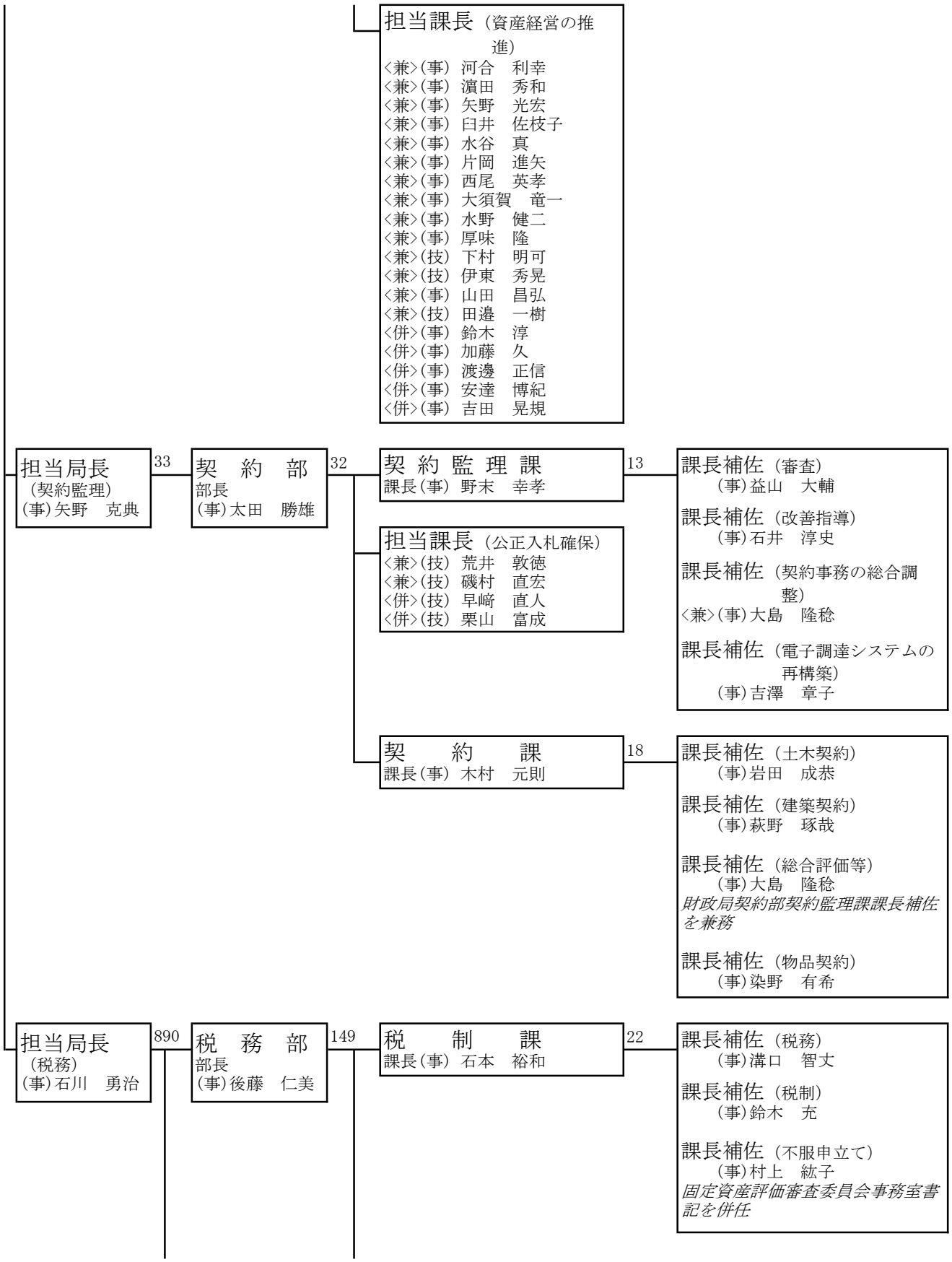

【分掌事務（財政局）】課：151～152ページ、担当課長：186ページ、公所等：198～199ページに掲載

〈財 政 局〉

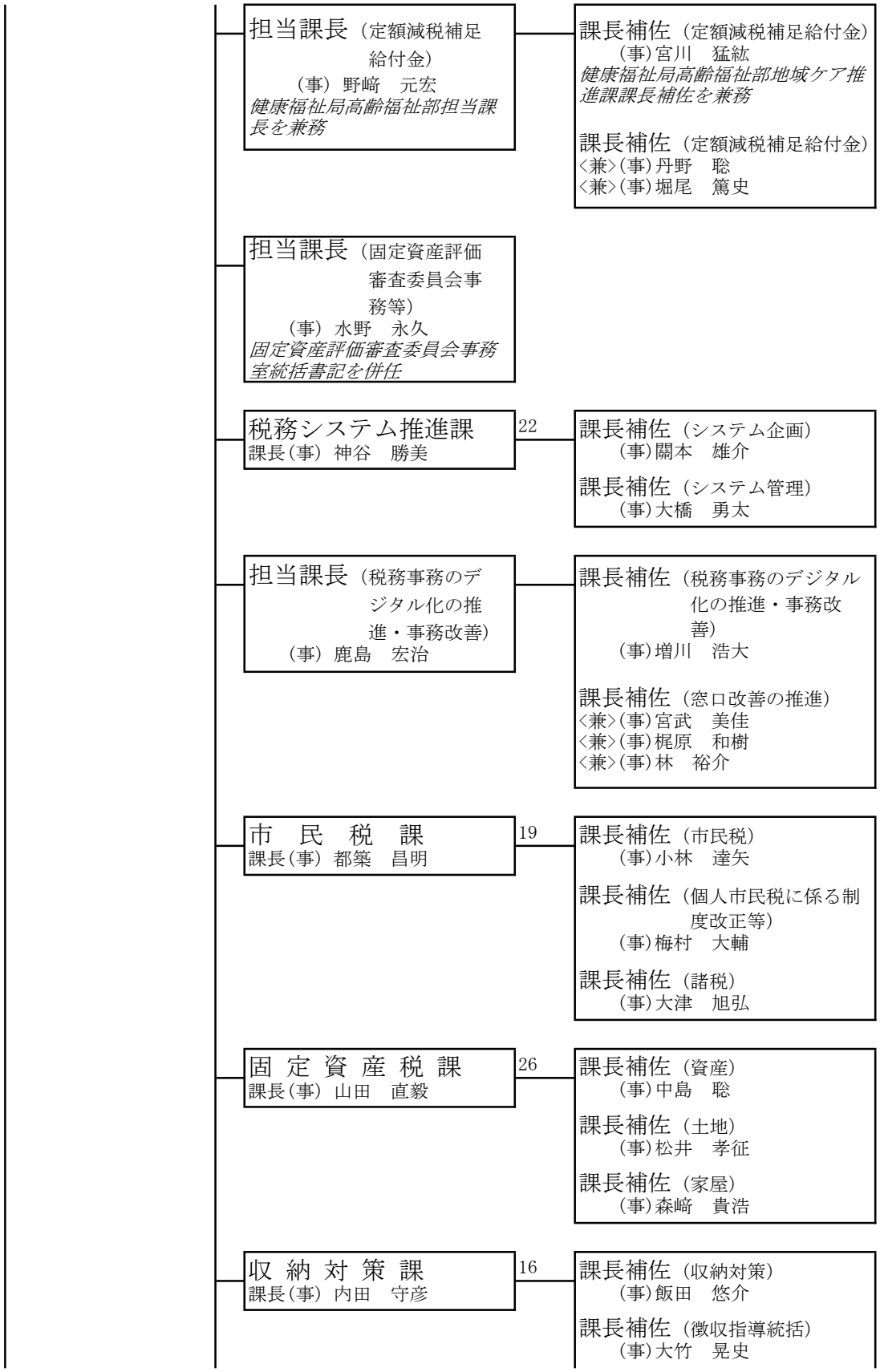

【分掌事務（財政局）】課：151～152ページ、担当課長：186ページ、公所等：198～199ページに掲載

課長補佐（徴収指導）
（事）近藤　宏昭
（事）下出　裕介
総務局東京事務所次長補佐を兼務

課長補佐（債権管理に係る企画調整）
（事）宮田　整

収納管理・特別徴収事務センター 40
所長（事）木村　真治

所長補佐（収納管理）
（事）若井　草太

所長補佐（特別徴収）
（事）瀬田　裕子

市税事務所 740
(3)

管　理　課

課長補佐（管理）

課長補佐（窓口改善）
財政局税務部税務システム推進課課長補佐を兼務

課長補佐（税務窓口）（6）
（栄及び金山の事務所に限る。）

課長補佐（税務窓口）（4）
（本陣の事務所に限る。）

課長補佐（税務窓口）（2）
〈兼〉
（栄の事務所に限る。）

課長補佐（税務窓口）（3）
〈兼〉
（本陣の事務所に限る。）

課長補佐（税務窓口）
〈兼〉
（金山の事務所に限る。）

徴　収　課

課長補佐（納税統括）

課長補佐（納税）（2）

課長補佐（徴収統括）

課長補佐（徴収）（3）

課長補佐（軽自動車税統括）
（金山の事務所に限る。）

課長補佐（軽自動車税）
（金山の事務所に限る。）

担当課長（徴　収）

市外滞納整理課
（本陣の事務所に限る。）

課長補佐（納税統括）

課長補佐（納税）

【分掌事務（財政局）】課：151～152ページ、担当課長：186ページ、公所等：198～199ページに掲載

〈財 政 局〉

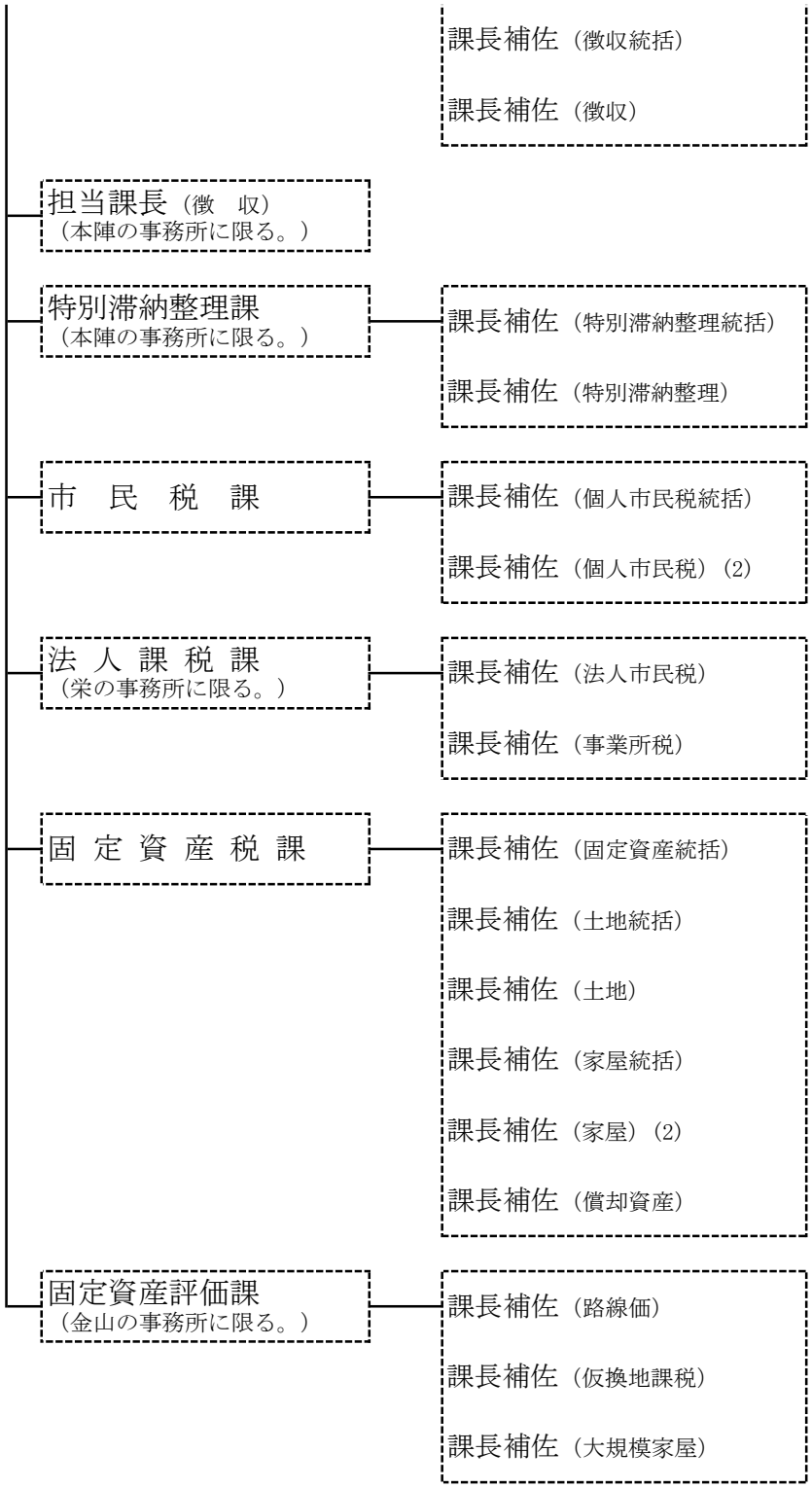

【分掌事務（財政局）】課：151～152ページ、担当課長：186ページ、公所等：198～199ページに掲載

〈財 政 局〉

市税事務所名 / 補職名	栄 市 税 事 務 所（９５９－３３００）		本 陣 市 税 事 務 所（４３３－４００３）		金 山 市 税 事 務 所（３２４－９８００）	
所長	(事)黒柳　延明	247	(事)川村　輝威	241	(事)古橋　秀規	252
管理課長	(事)佐野　直之	24	(事)横川　弘一	21	(事)長谷川　葉子	23
課長補佐（管理）	(事)谷川　由美子		(事)水野　隼人		(事)加藤　益枝	
課長補佐（窓口改善）	(事)宮武　美佳		(事)梶原　和樹		(事)林　裕介	
課長補佐（税務窓口）	(事)對木　錬吾		(事)稲垣　正人		(事)山田　晃裕	
課長補佐（税務窓口）	(事)浦元　明		(事)増田　圭太		(事)近藤　保	
課長補佐（税務窓口）	(事)對中　秀幸		(事)鈴木　智士		(事)鈴木　秀明	
課長補佐（税務窓口）	(事)加藤　滉貴		(事)山口　浩美		(事)竹尾　直樹	
課長補佐（税務窓口）	(事)梅村　治		〈兼〉(事)神野　晴行		(事)上栁　雅義	
課長補佐（税務窓口）	(事)都築　健司		〈兼〉(事)入江　彰彦		(事)加藤　直伸	
課長補佐（税務窓口）	〈兼〉(事)植田　義浩		〈兼〉(事)小島　武人		〈兼〉(事)市野　賢治	
課長補佐（税務窓口）	〈兼〉(事)三輪　裕之		――――		――――	
徴収課長	(事)服部　文実	67	(事)木村　仁	62	(事)伊藤　和成	72
課長補佐(納税統括)	(事)藤田　亮		(事)西本　秀周		(事)小林　義弘	
課長補佐（納税）	(事)福重　信一		(事)寺西　智明		(事)松永　真一	
課長補佐（納税）	(事)木村　公嗣		(事)金丸　博		(事)長谷川　桃子	
課長補佐（徴収統括）	(事)有馬　和良		(事)藤田　力		(事)横井　基宏	
課長補佐（徴収）	(事)石川　一之		(事)栗田　祐志		(事)右高　昭彦	
課長補佐（徴収）	(事)中井　紘子		(事)清野　一貴		(事)牧野　眞司	
課長補佐（徴収）	(事)吉川　晃奈		(事)竹内　規恵		(事)黒部　香織	
課長補佐（軽自動車税統括）	――――		――――		(事)佐藤　真滋	
課長補佐（軽自動車税）	――――		――――		(事)齊藤　加恵子	
担当課長（徴収）	(事)近田　雅之		(事)洲﨑　靖士		(事)吉田　俊久	
市外滞納整理課長	――――		(事)紀藤　康一	33	――――	
課長補佐（納税統括）	――――		(事)城野　孝哉		――――	
課長補佐（納税）	――――		(事)堀田　尚伸		――――	
課長補佐（徴収統括）	――――		(事)加賀城　隆彦		――――	
課長補佐（徴収）	――――		(事)高橋　さやか		――――	
担当課長（徴収）	――――		(事)丸尾　武司		――――	
特別滞納整理課長	――――		(事)後藤　圭介	14	――――	
課長補佐（特別滞納整理統括）	――――		(事)鈴木　正樹		――――	
課長補佐（特別滞納整理）	――――		(事)安富　徹		――――	
市民税課長	(事)伊藤　秀樹	56	(事)水野　英宏	43	(事)渡部　隆雄	50
課長補佐（個人市民税統括）	(事)西田　京子		(事)関谷　大志		(事)柳島　慧爾	
課長補佐（個人市民税）	(事)鈴木　志乃		(事)吉田　篤		(事)原　英統	
課長補佐（個人市民税）	(事)酒井　智弘		(事)太田　憲臣		(事)水野　幸太	
法人課税課長	(事)浅井　和久	28	――――		――――	
課長補佐（法人市民税）	(事)上林　具喜		――――		――――	
課長補佐（事業所税）	(事)殿村　知也		――――		――――	
固定資産税課長	(事)堀口　英樹	71	(事)酒向　欣宏	67	(事)近藤　守雅	72
課長補佐（固定資産統括）	(事)新實　誠司		(事)毛利　久美子		(事)石川　丈	
課長補佐（土地統括）	(事)大山　宏之		(事)原田　康二		(事)服部　奈緒	
課長補佐（土地）	(事)宮田　友里		(事)鷹羽　岳人		(事)杉原　巧哉	
課長補佐（家屋統括）	(事)堀脇　達哉		(事)加藤　力也		(事)綱島　正人	
課長補佐（家屋）	(事)田中　康夫		(事)金神　佳典		(事)今村　祐貴	
課長補佐（家屋）	(事)小島　健弘		(事)吉田　康人		(事)小野田　絢一	
課長補佐（償却資産）	(事)山田　英輝		(事)山本　和弘		(事)安江　幸司	
固定資産評価課長	――――		――――		(事)菅沼　啓太	34
課長補佐（路線価）	――――		――――		(事)加藤　禎久	
課長補佐(仮換地課税)	――――		――――		(事)近藤　広樹	
課長補佐（大規模家屋）	――――		――――		(事)山田　克	

〈スポーツ市民局〉

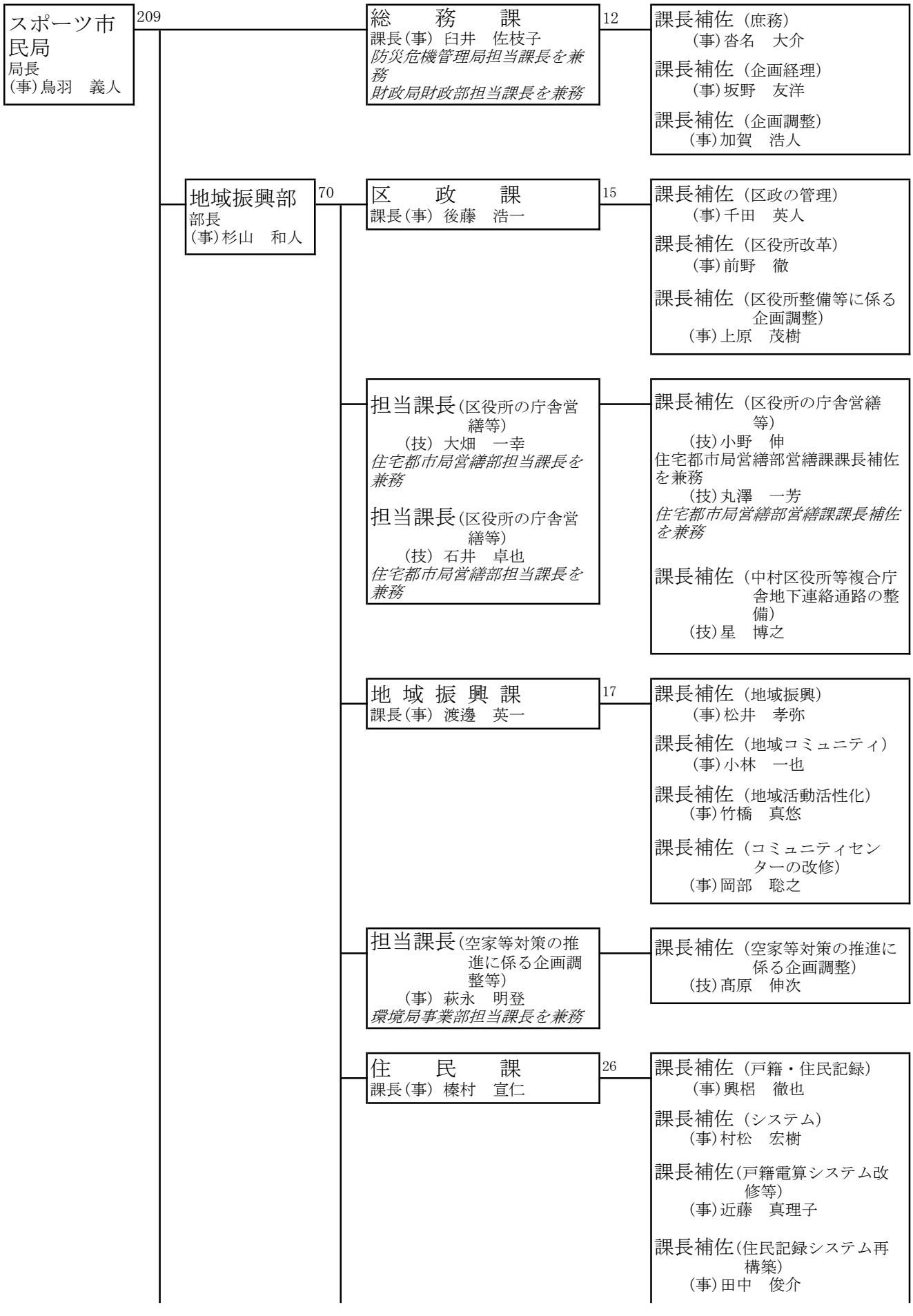

【分掌事務（スポーツ市民局）】課：152～153ページ、担当課長：186～187ページ、公所等：199～200ページに掲載

〈スポーツ市民局〉

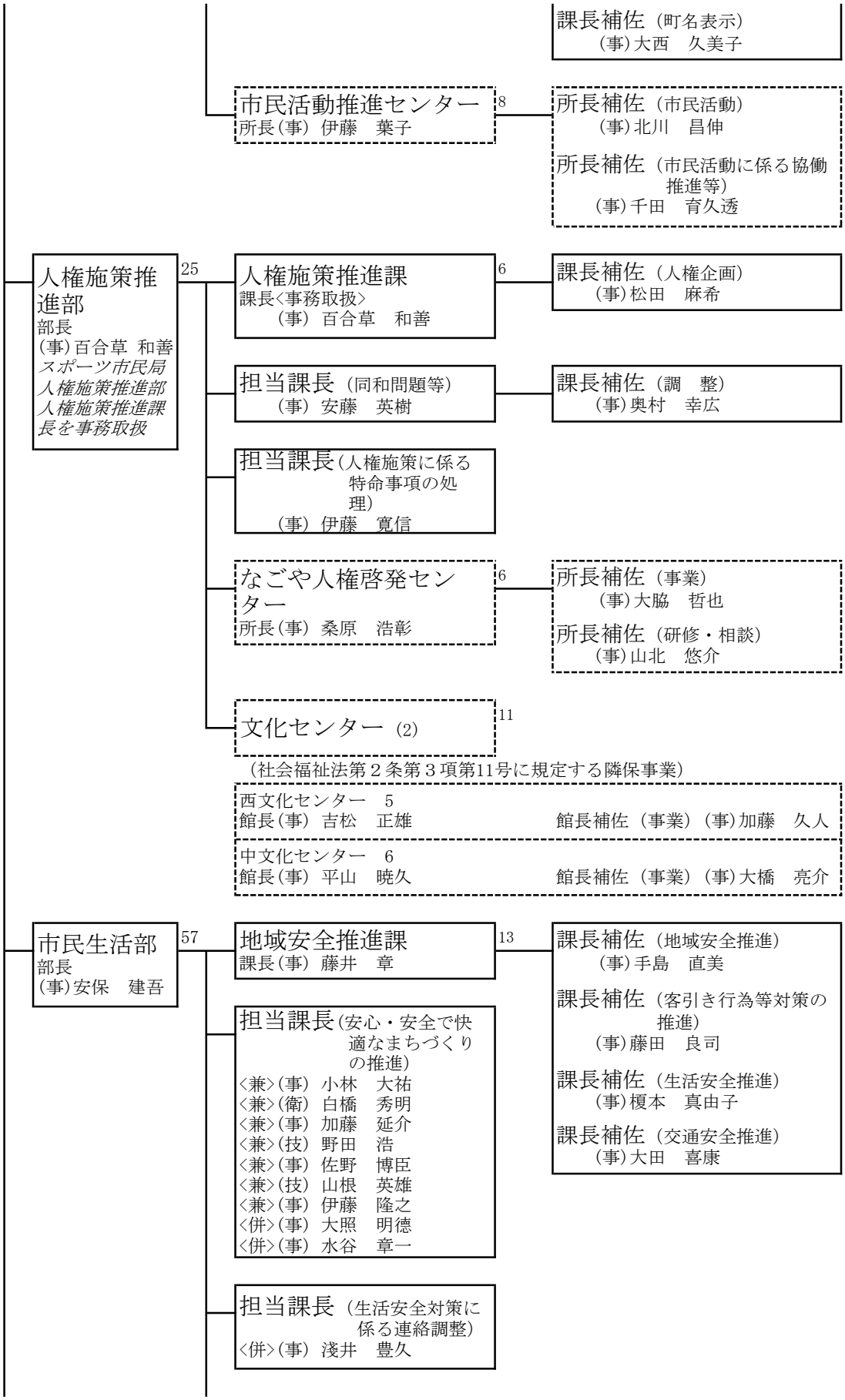

【分掌事務（スポーツ市民局）】課：152～153ページ、担当課長：186～187ページ、公所等：199～200ページに掲載

〈スポーツ市民局〉

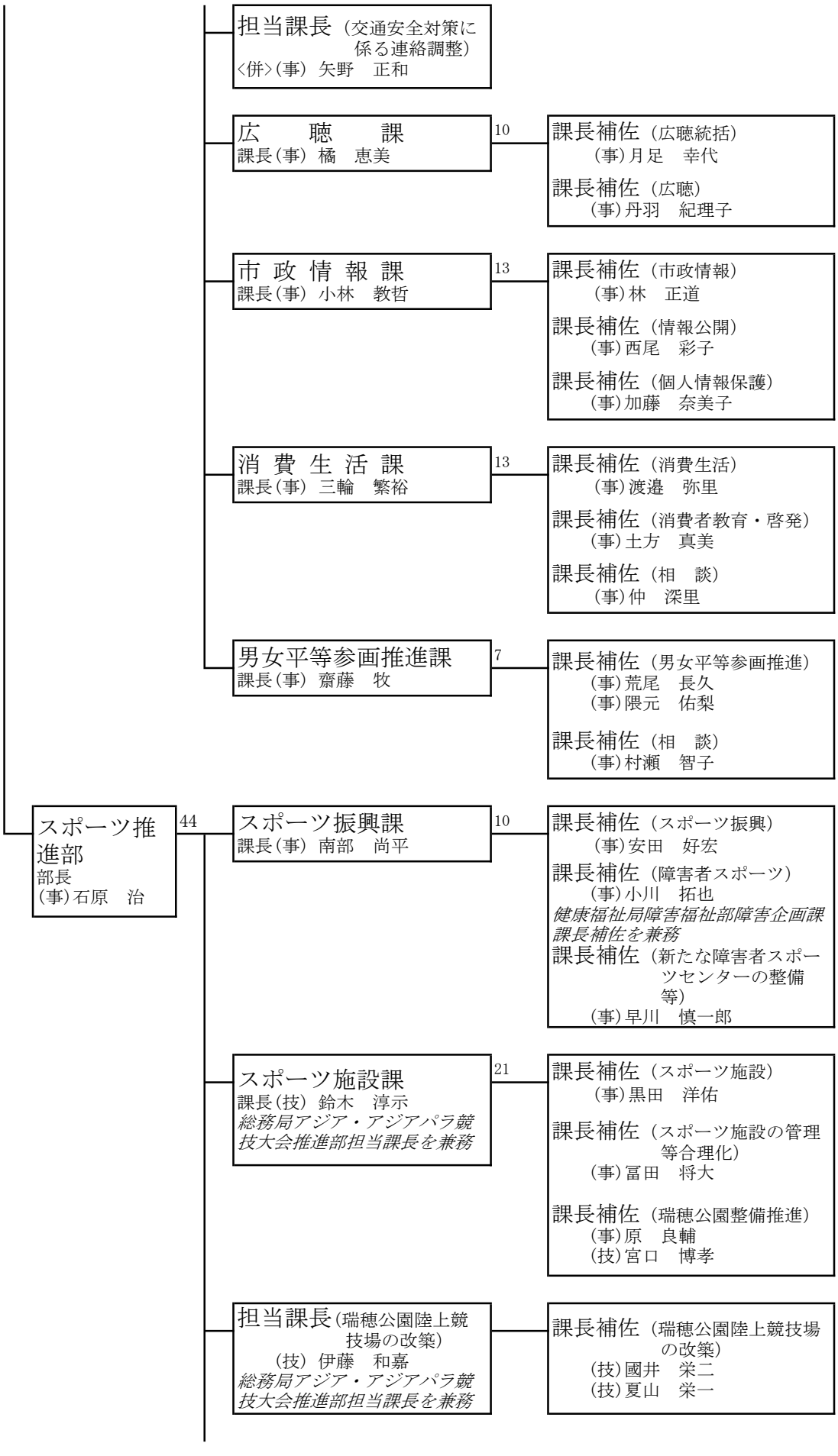

【分掌事務（スポーツ市民局）】課：152～153ページ、担当課長：186～187ページ、公所等：199～200ページに掲載

〈スポーツ市民局〉

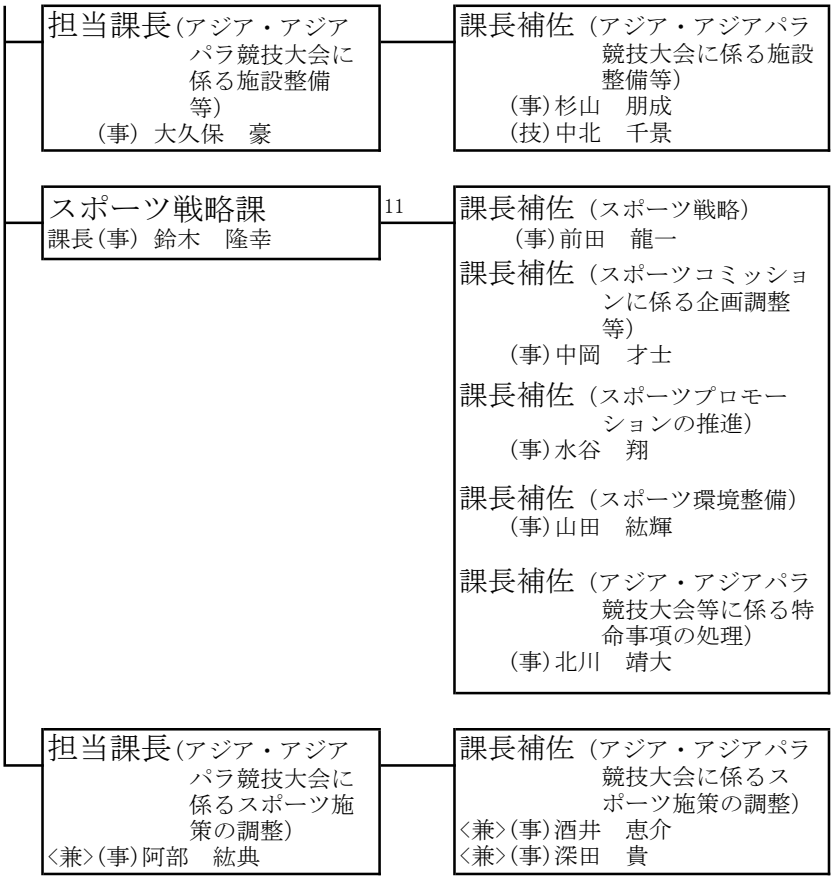

【分掌事務（スポーツ市民局）】課：152～153ページ、担当課長：186～187ページ、公所等：199～200ページに掲載

〈経 済 局〉

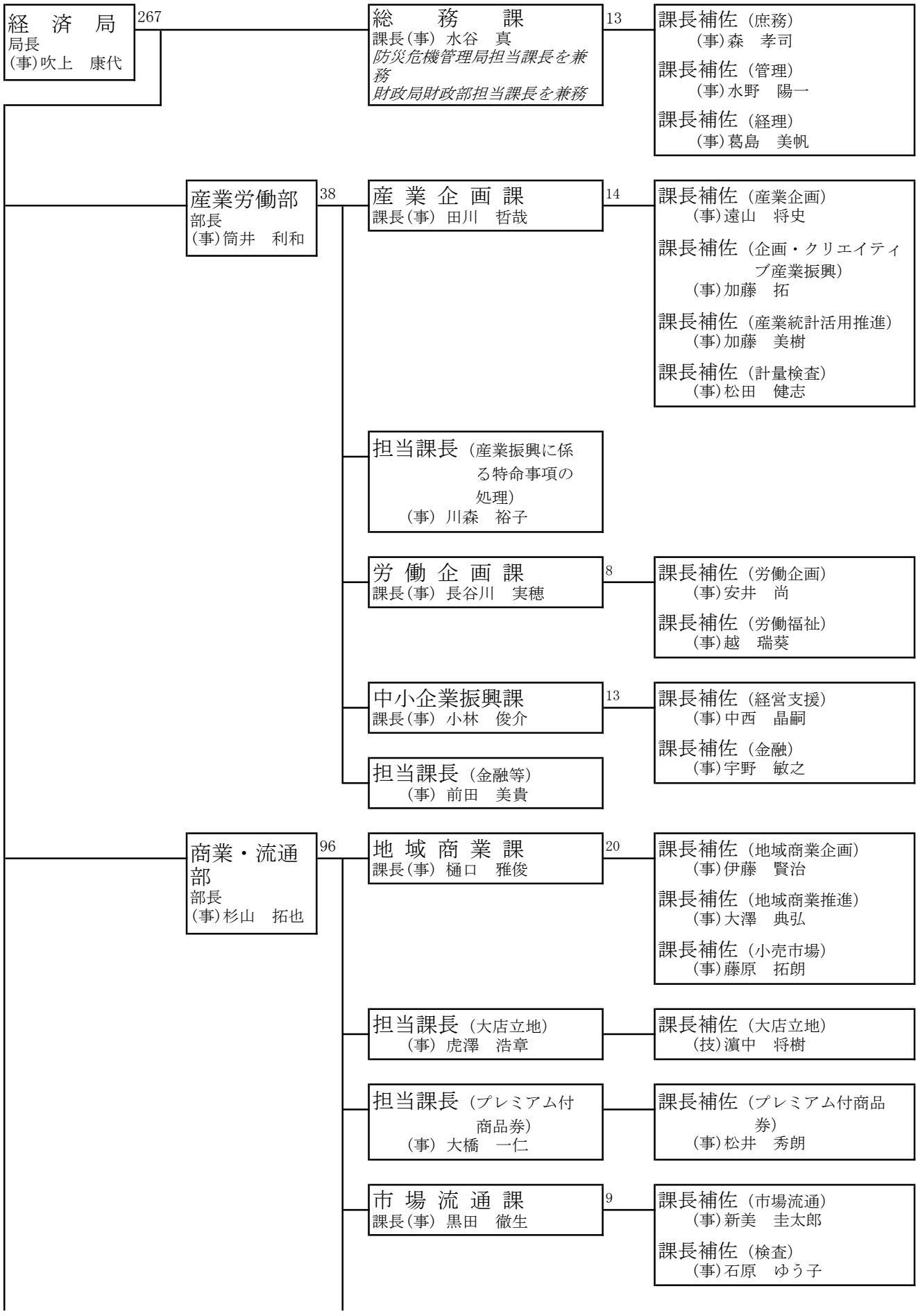

【分掌事務（経済局）】課：154ページ、担当課長：187ページ、公所等：200～201ページに掲載

〈経 済 局〉

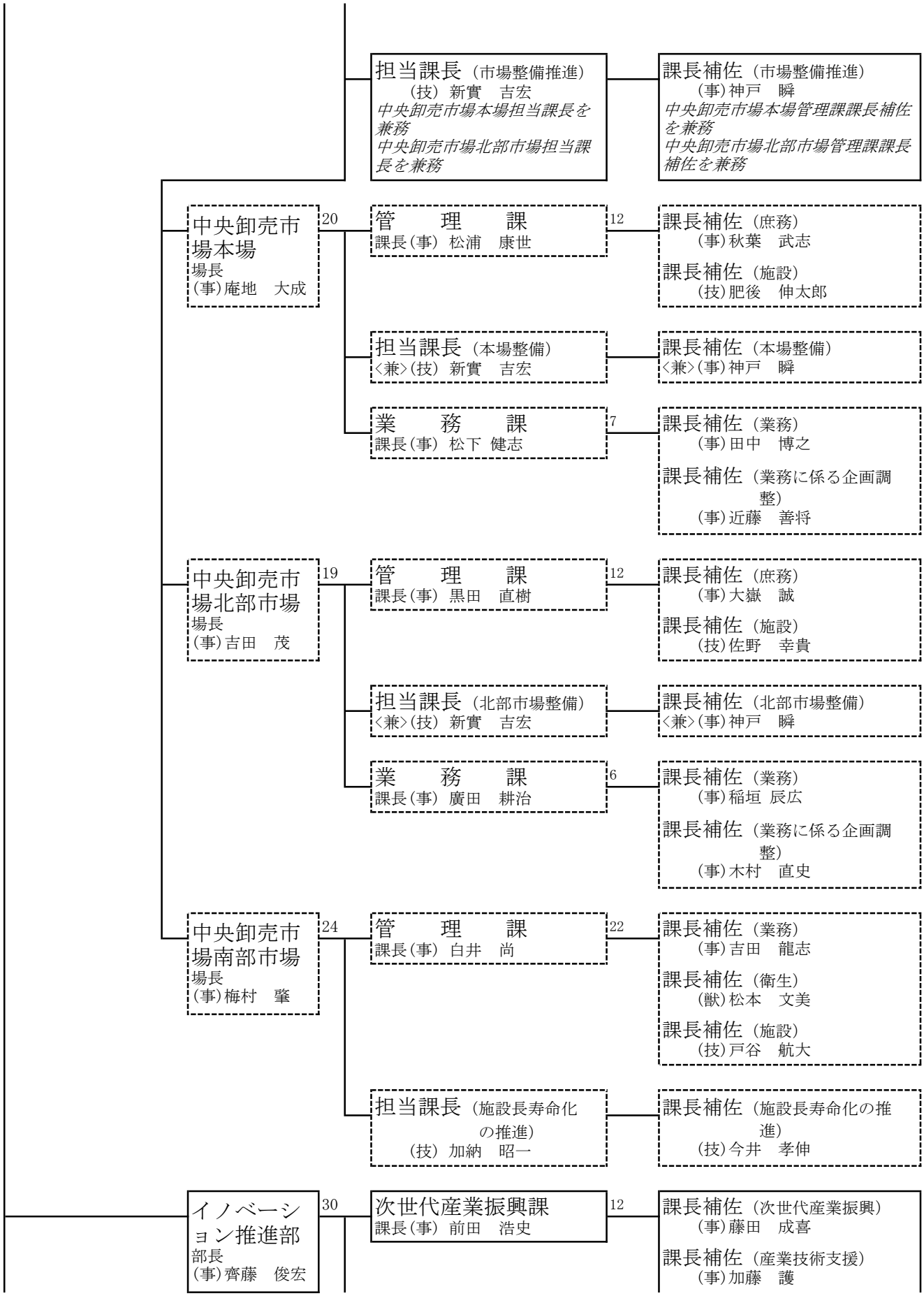

【分掌事務（経済局）】課：154ページ、担当課長：187ページ、公所等：200～201ページに掲載

〈経 済 局〉

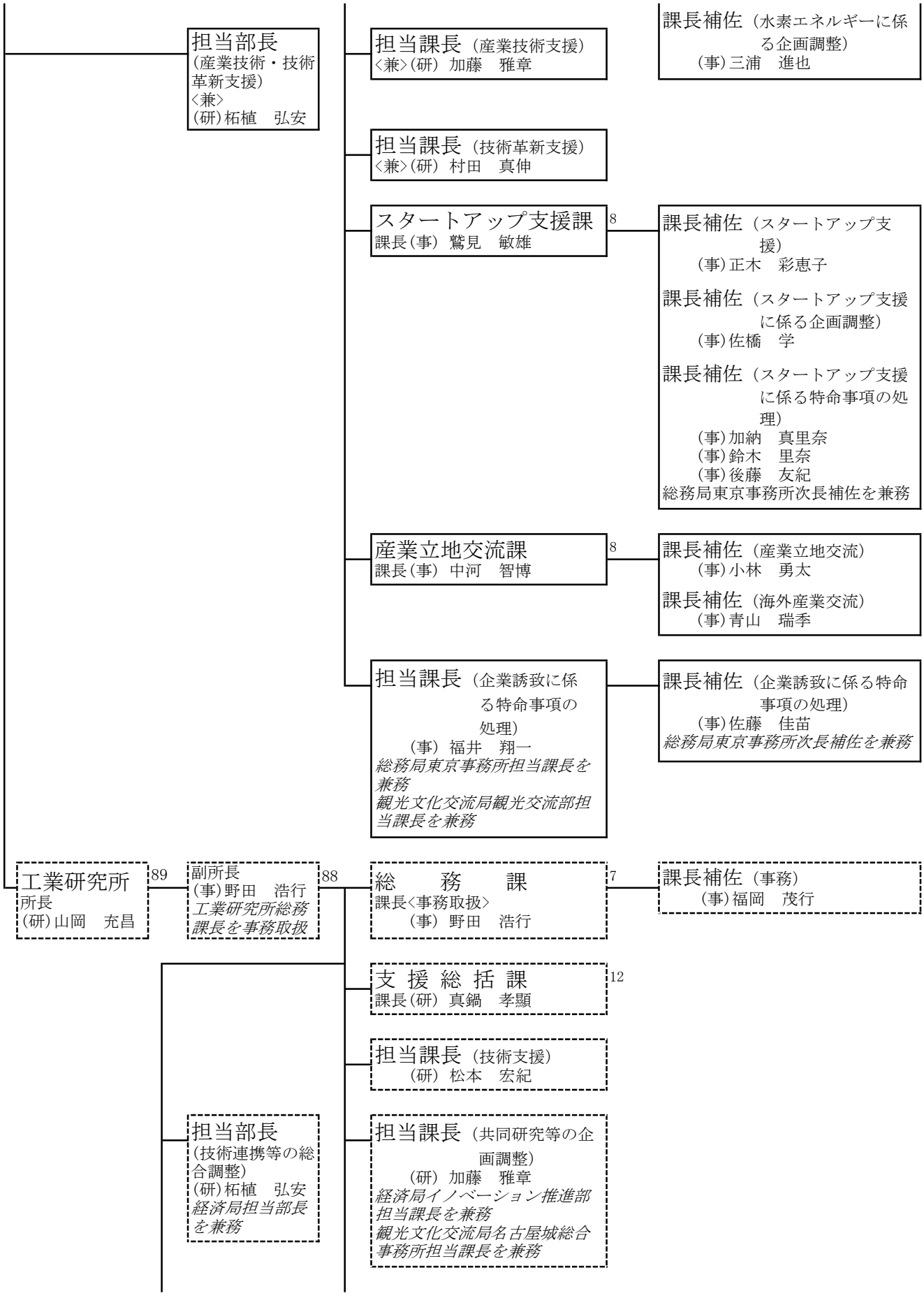

【分掌事務（経済局）】課：154ページ、担当課長：187ページ、公所等：200～201ページに掲載

〈経 済 局〉

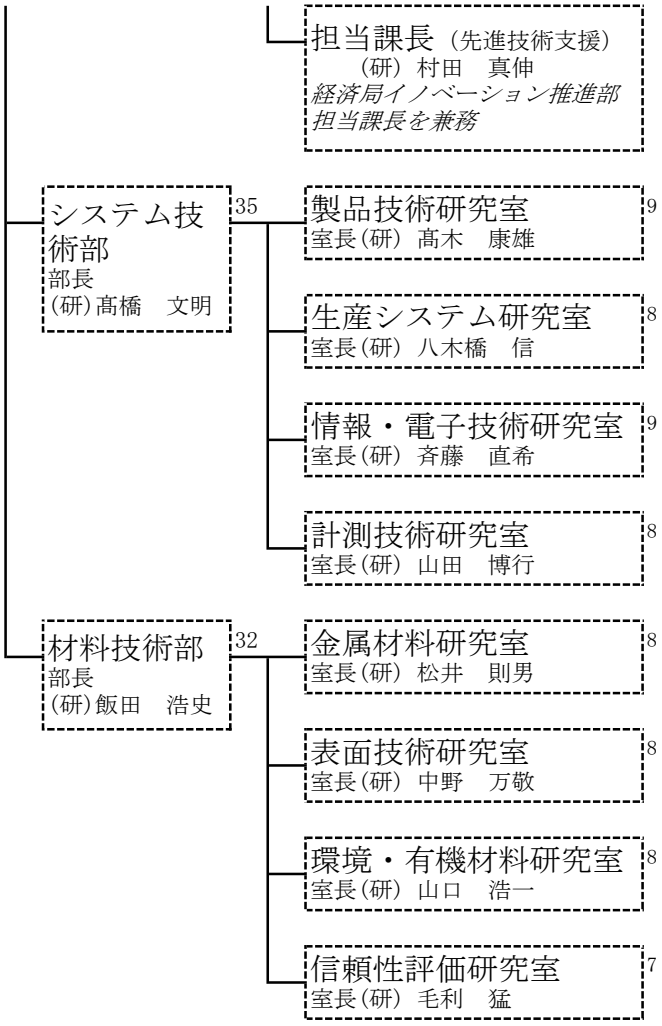

【分掌事務（経済局）】課：154ページ、担当課長：187ページ、公所等：200～201ページに掲載

〈観光文化交流局〉

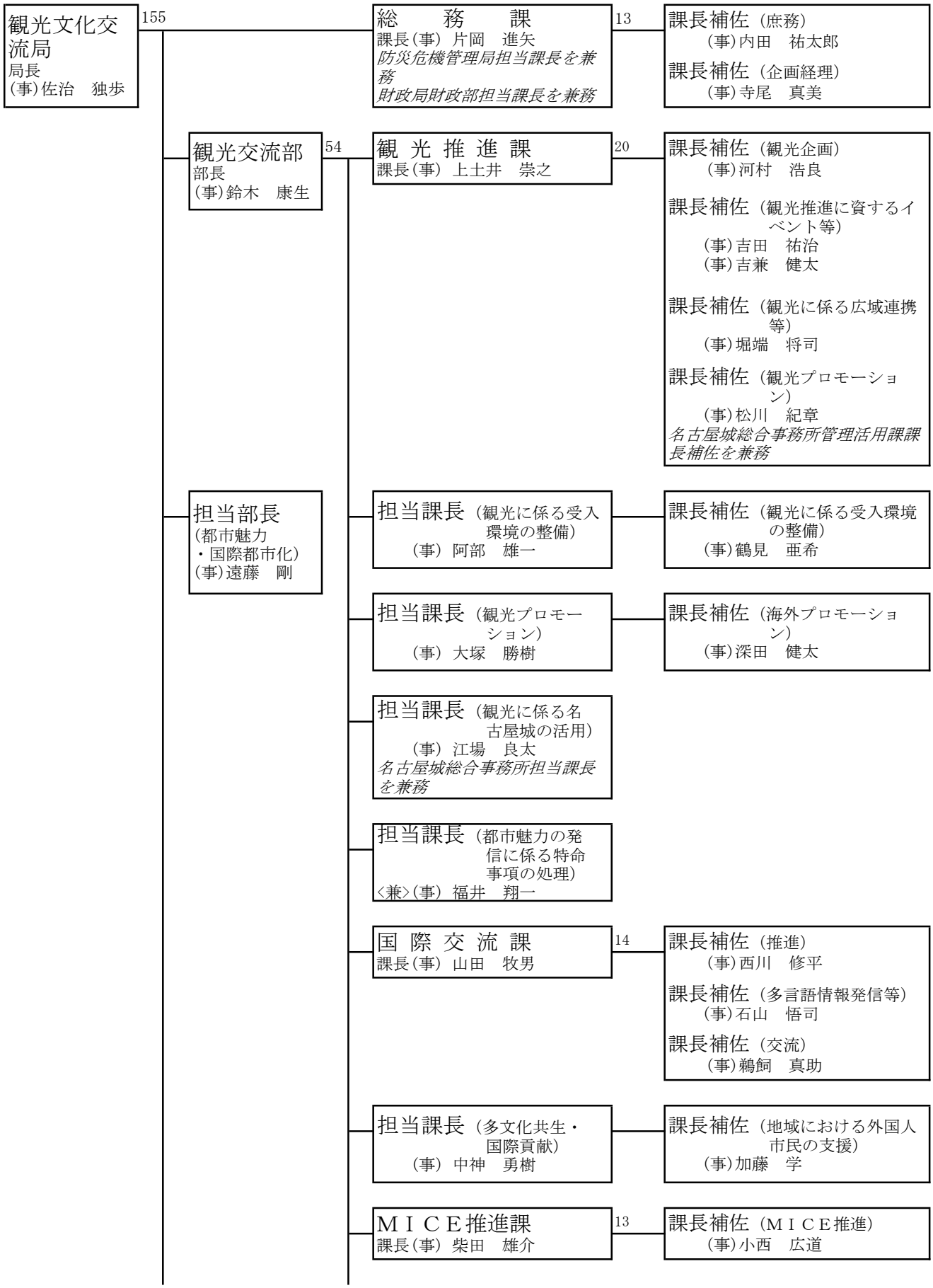

【分掌事務（観光文化交流局）】課：155～156ページ、担当課長：187ページ、公所等：201～202ページに掲載

〈観光文化交流局〉

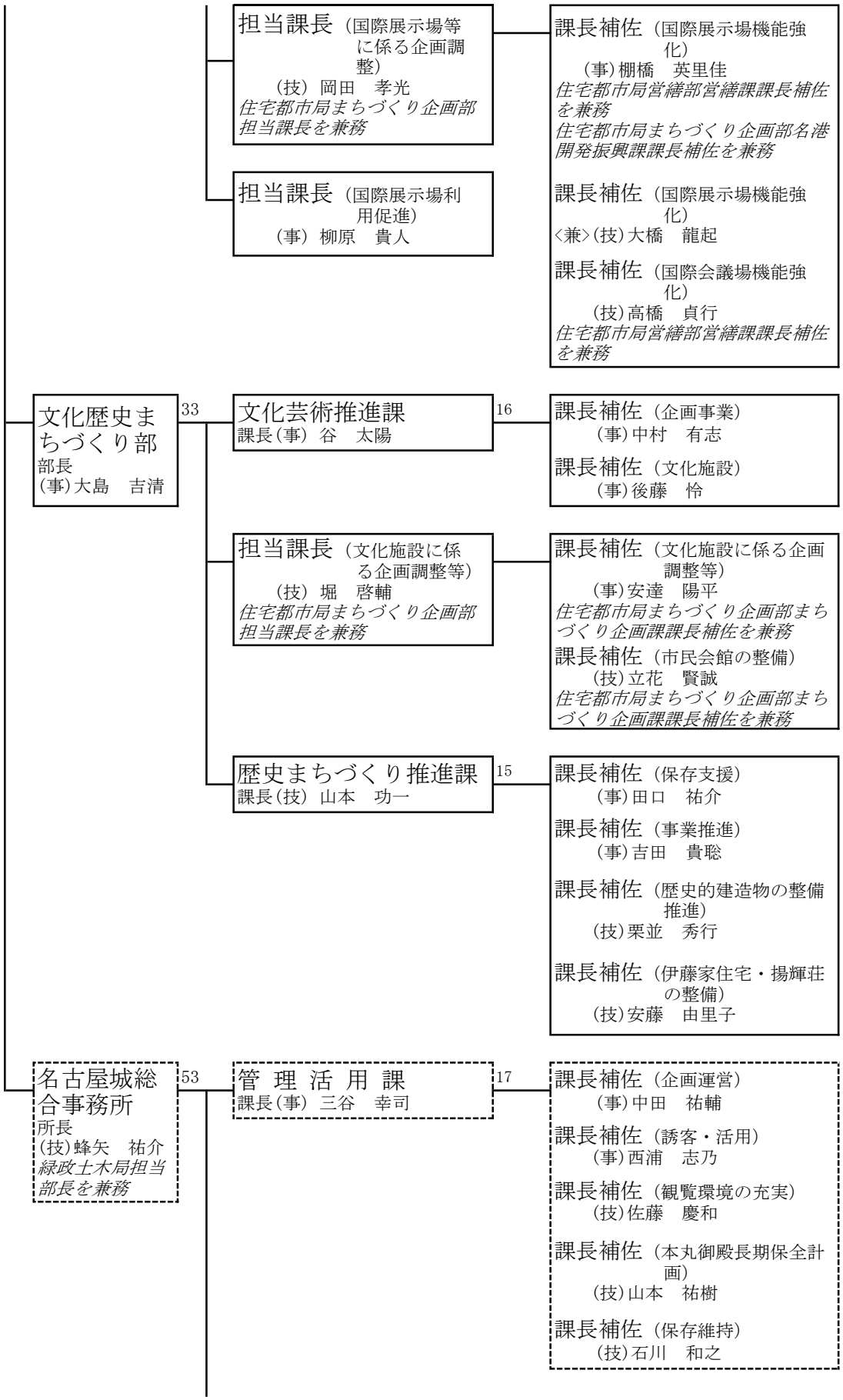

【分掌事務（観光文化交流局）】課：155～156ページ、担当課長：187ページ、公所等：201～202ページに掲載

〈観光文化交流局〉

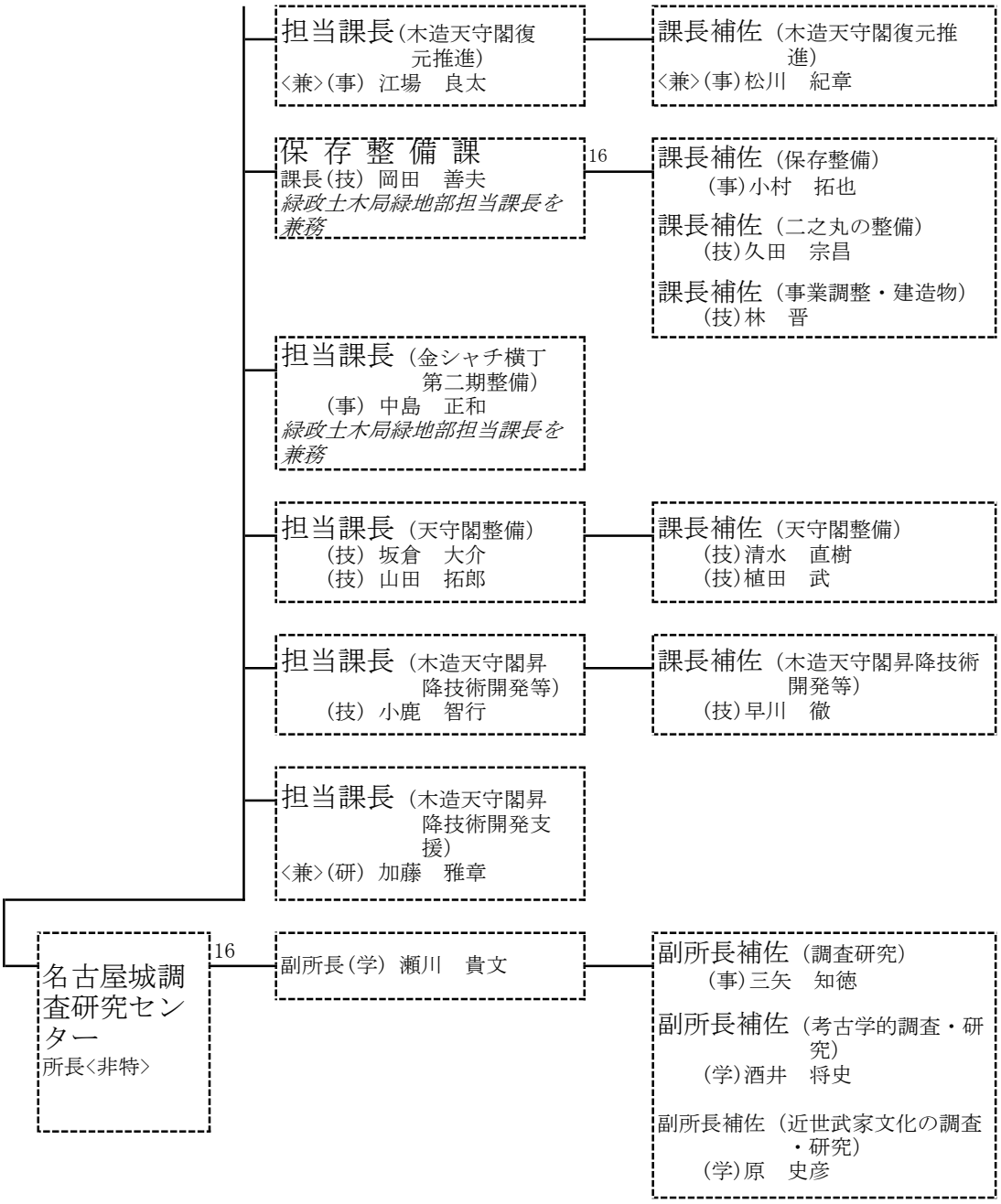

【分掌事務（観光文化交流局）】課：155～156ページ、担当課長：187ページ、公所等：201～202ページに掲載

〈環 境 局〉

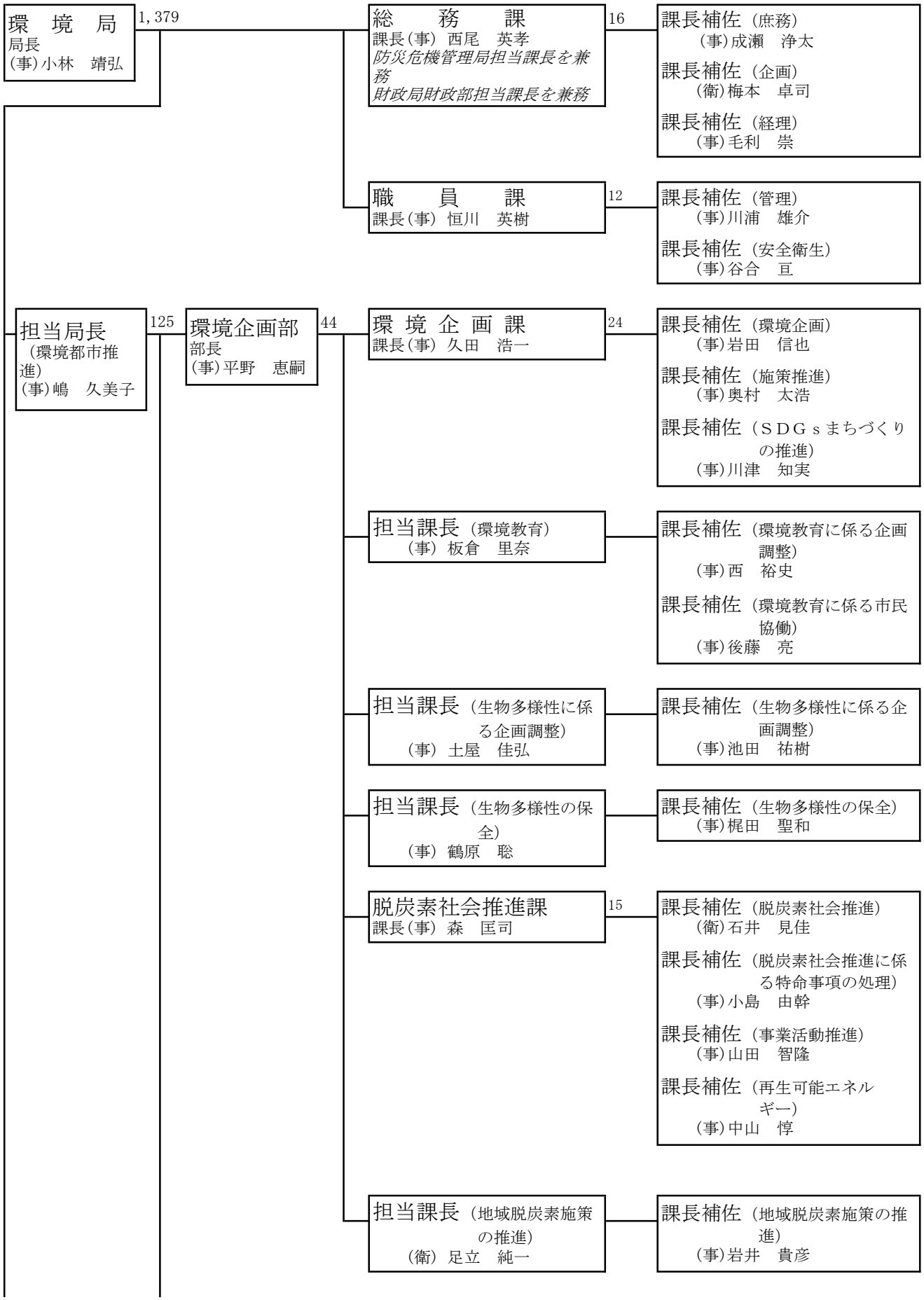

【分掌事務（環境局）】課：155～156ページ、担当課長：187～188ページ、公所等：202～203ページに掲載

〈環 境 局〉

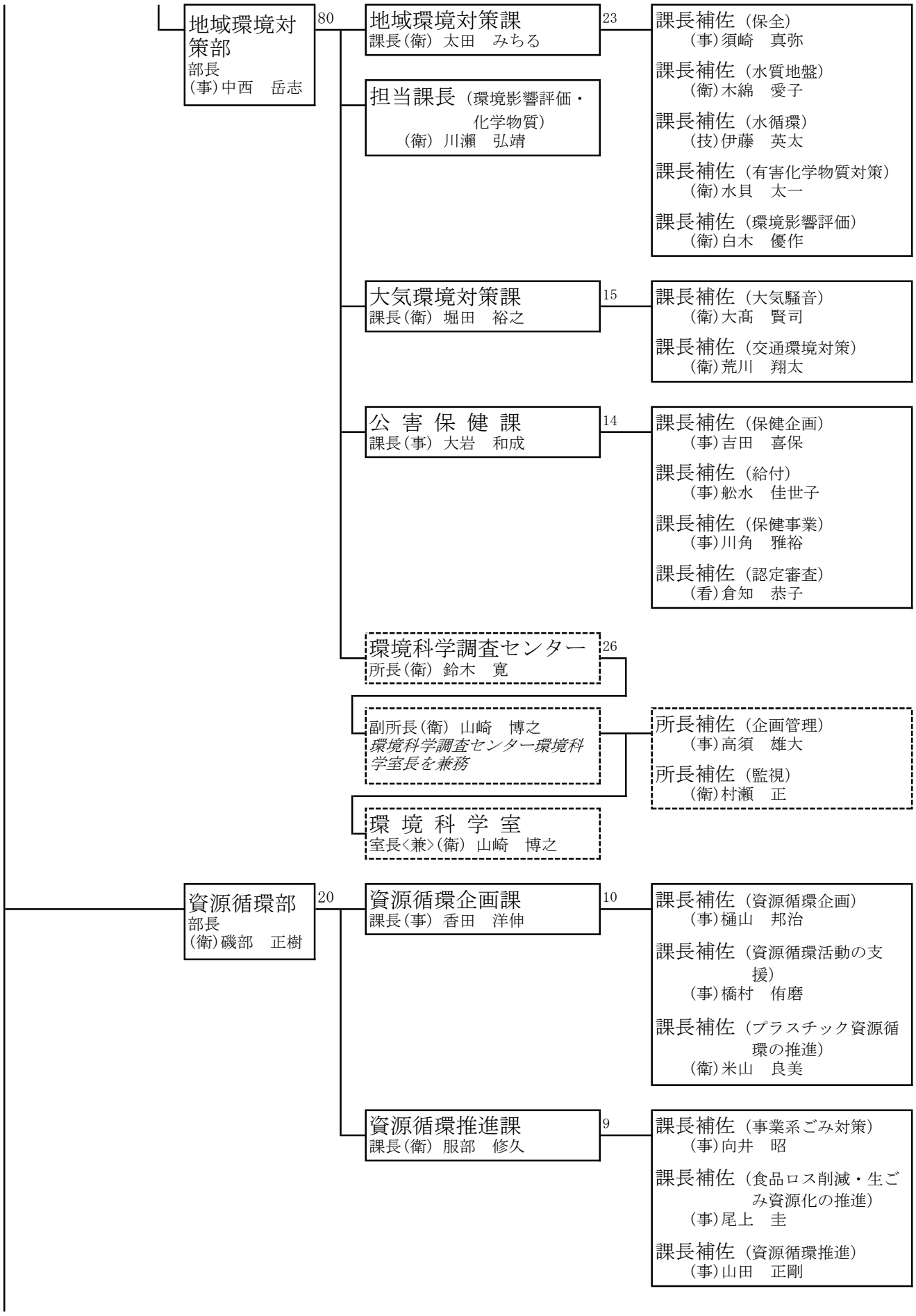

【分掌事務（環境局）】課：155～156ページ、担当課長：187～188ページ、公所等：202～203ページに掲載

〈環 境 局〉

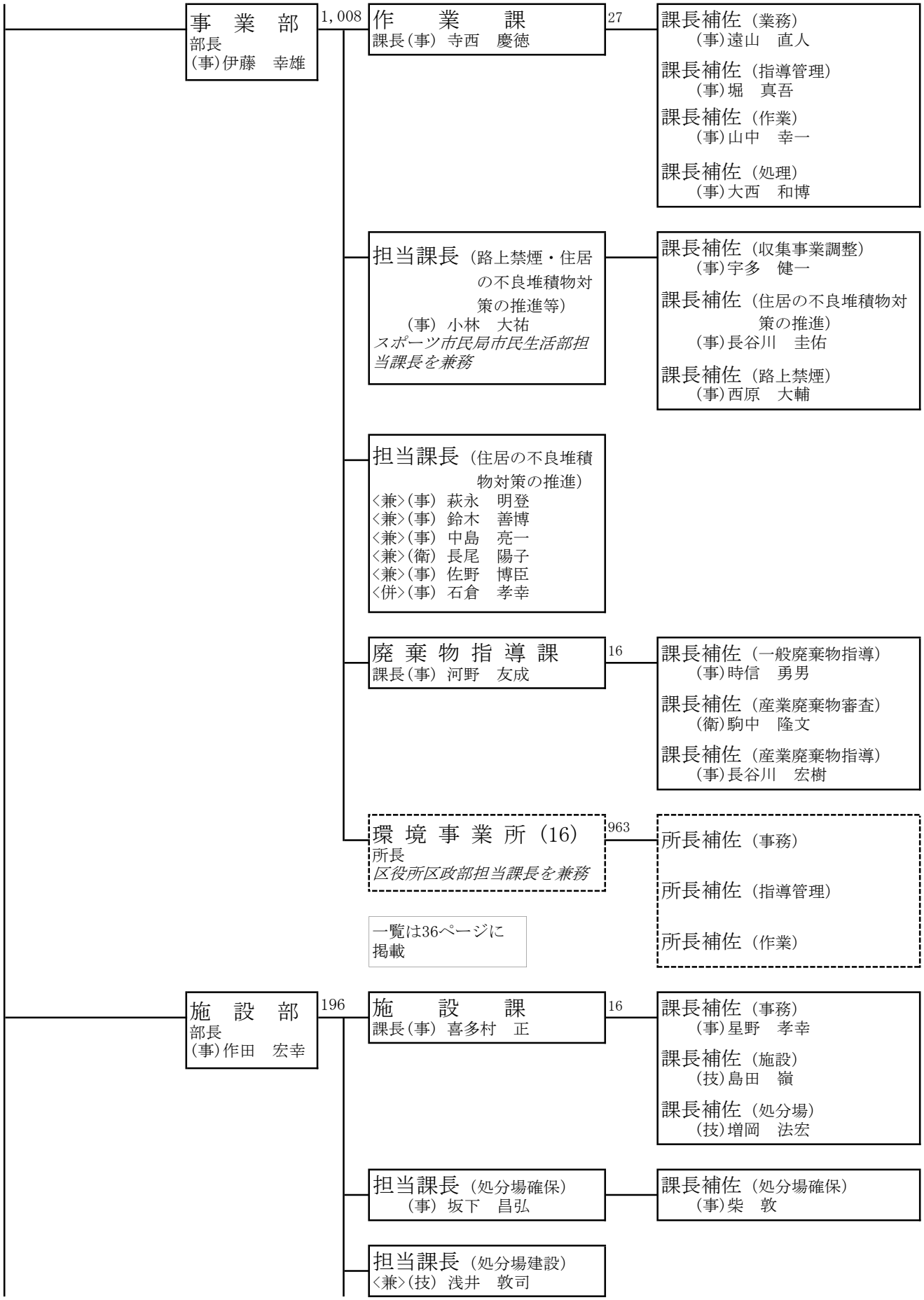

【分掌事務（環境局）】課：155～156ページ、担当課長：187～188ページ、公所等：202～203ページに掲載

〈環 境 局〉

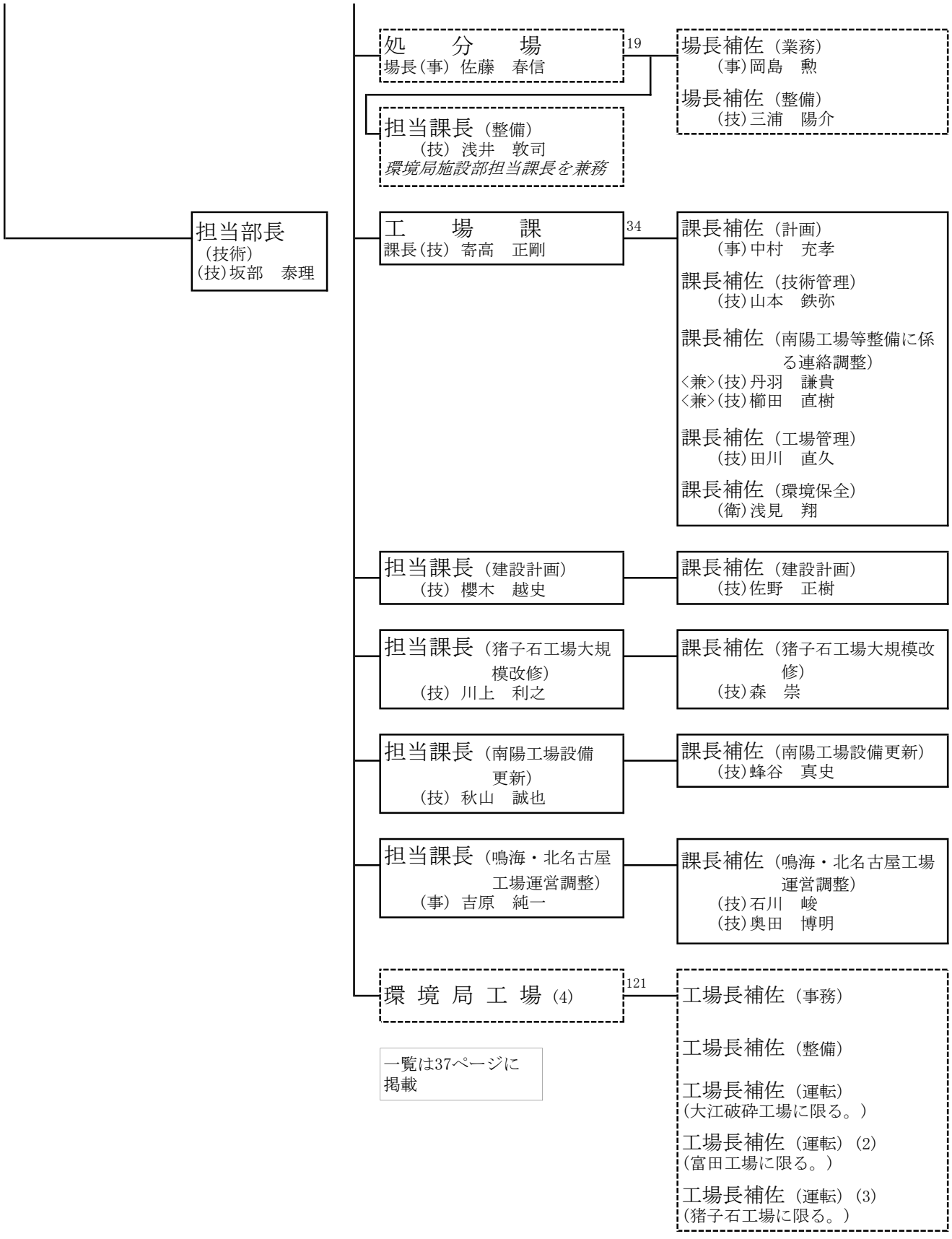

一覧は37ページに掲載

【分掌事務（環境局）】課：155～156ページ、担当課長：187～188ページ、公所等：202～203ページに掲載

〈環 境 局〉

事業所名 / 補職名	千種環境事業所		東環境事業所		北環境事業所	
所長	(事)村井　史朗	55	(事)岡部　克矢	40	(清)中村　正	94
所長補佐（事務）	(事)岩井　剛		(事)井野口　浩		(事)伊藤　佳洋	
所長補佐（指導管理）	(事)野倉　圭輔		(清)田嶋　誠		(事)森　悠輔	
所長補佐（作業）	(事)松井　宏樹		(清)上坂　誠		(清)内藤　総一郎	
事業所名 / 補職名	西環境事業所		中村環境事業所		中環境事業所	
所長	(事)菅原　英剛	60	(事)谷川　浩之	56	(事)瀧川　潤	41
所長補佐（事務）	(事)宇野　直樹		(事)花井　健		(事)佐々木　達朗	
所長補佐（指導管理）	(事)磯前　進		(事)塚本　精蔵		(清)平野　工琢	
所長補佐（作業）	(清)瀧本　武		(清)加藤　英秋		(事)田村　頼純	
事業所名 / 補職名	昭和環境事業所		瑞穂環境事業所		熱田環境事業所	
所長	(事)南谷　岳志	44	(事)須藤　浩一	49	(事)服部　豊	31
所長補佐（事務）	(事)神谷　尚		(事)水野　静生		(事)梅村　強司	
所長補佐（指導管理）	(事)杉浦　正基		(事)田口　和輝		(事)内藤　太郎	
所長補佐（作業）	(事)前田　章		(清)藤本　達也		(清)髙木　慶一郎	
事業所名 / 補職名	中川環境事業所		港環境事業所		南環境事業所	
所長	(事)小池　春樹	98	(事)宮部　淳	68	(事)山下　俊二	59
所長補佐（事務）	(事)加藤　秀明		(事)眞野　将大		(事)白井　克弥	
所長補佐（指導管理）	(事)河合　幸樹		(事)豊島　将太		(事)鈴木　正道	
所長補佐（作業）	(清)大野　晃生		(清)弓場　誠		(清)平岡　武史	
事業所名 / 補職名	守山環境事業所		緑環境事業所		名東環境事業所	
所長	(事)中川　淳	66	(事)三輪　琢也	92	(事)堀内　則正	54
所長補佐（事務）	(事)大岩　嵩侑		(事)矢島　広樹		(事)森　篤史	
所長補佐（指導管理）	(清)神戸　誠		(事)湯川　勝規		(事)神野　泰英	
所長補佐（作業）	(清)鈴木　貴彦		(事)富樫　穣		(清)志村　尚昭	
事業所名 / 補職名	天白環境事業所					
所長	(事)大塚　一郎	56				
所長補佐（事務）	(事)舞弓　公一					
所長補佐（指導管理）	(事)立澤　真人					
所長補佐（作業）	(清)大村　哲仁					

〈環 境 局〉

工場名 / 補職名	猪子石工場	
工場長	(技)杉田　通浩	45
工場長補佐（事務）	(事)兵藤　敦史	
工場長補佐（整備）	(技)鈴木　正裕	
工場長補佐（運転）	(技)山田　雅哉	
工場長補佐（運転）	(技)加藤　真人	
工場長補佐（運転）	(技)宮戸　勇	
工場名 / 補職名	富田工場	
工場長	(技)田辺　聡	39
工場長補佐（事務）	(事)木村　好古	
工場長補佐（整備）	(技)大島　祥弘	
工場長補佐（運転）	(技)大水　宏之	
工場長補佐（運転）	(技)落合　悠	
工場名 / 補職名	大江破砕工場	
工場長	(技)兼重　隆	23
工場長補佐（事務）	(事)鈴木　晴樹	
工場長補佐（整備）	(技)髙瀬　孝彦	
工場長補佐（運転）	(技)杉本　卓也	
工場名 / 補職名	五条川工場	
工場長	(技)中澤　幸男	14
工場長補佐（事務）	(事)吉田　絵真	
工場長補佐（整備）	(技)関　伸哉	

〈健康福祉局〉

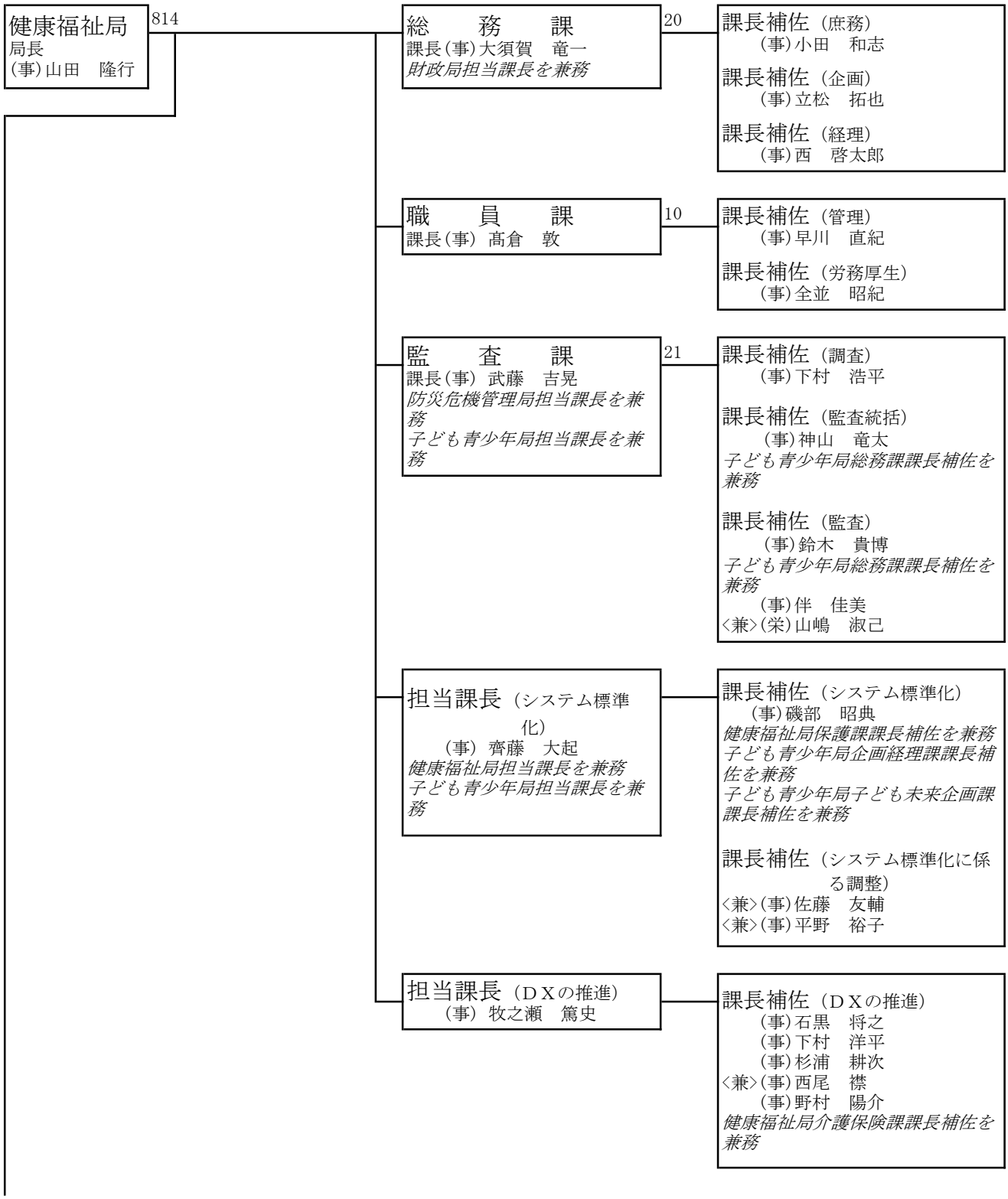

【分掌事務（健康福祉局）】課：156～159ページ、担当課長：188～190ページ、公所等：203～205ページに掲載

〈健康福祉局〉

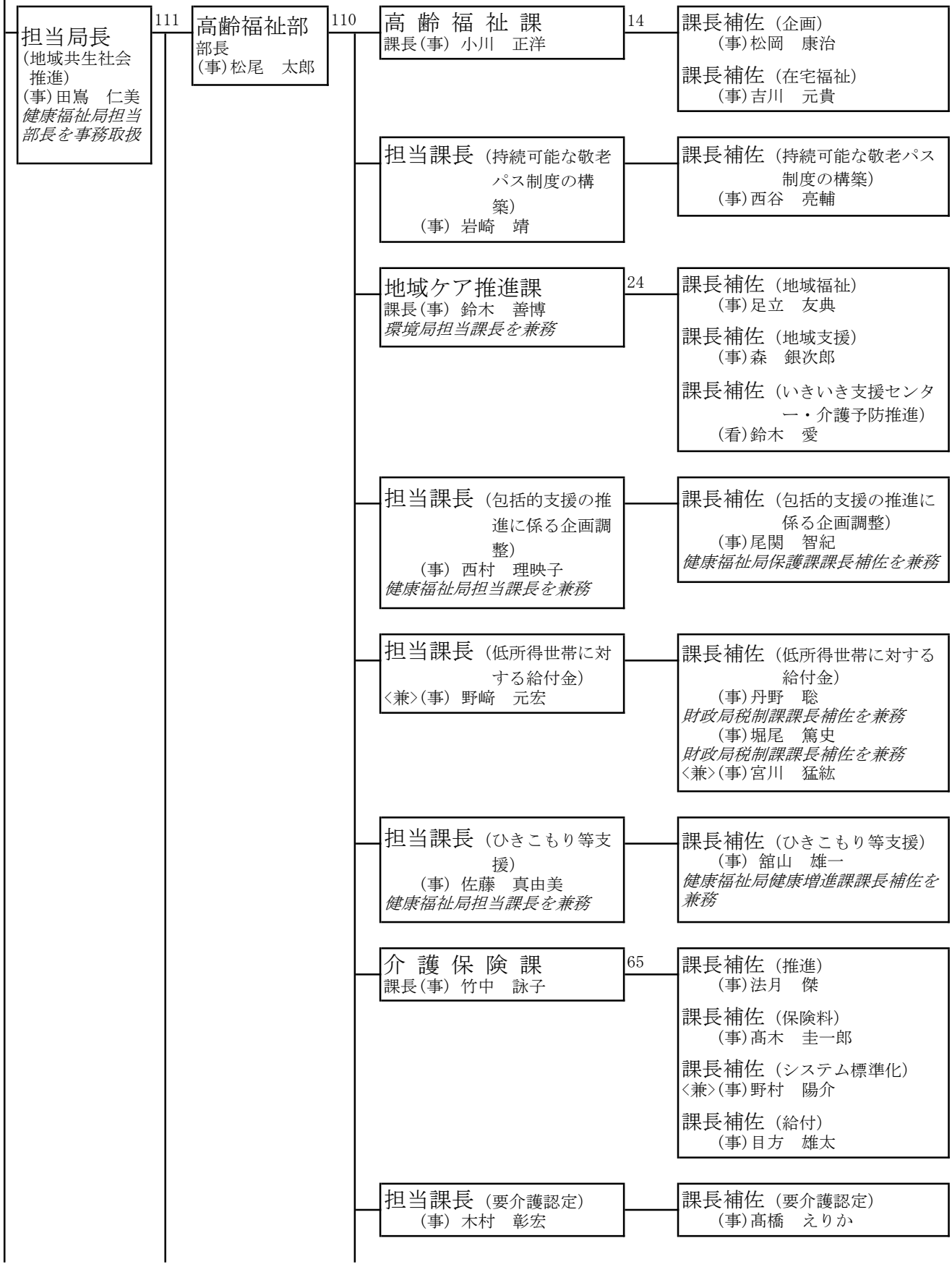

【分掌事務（健康福祉局）】課：156～159ページ、担当課長：188～190ページ、公所等：203～205ページに掲載

〈健康福祉局〉

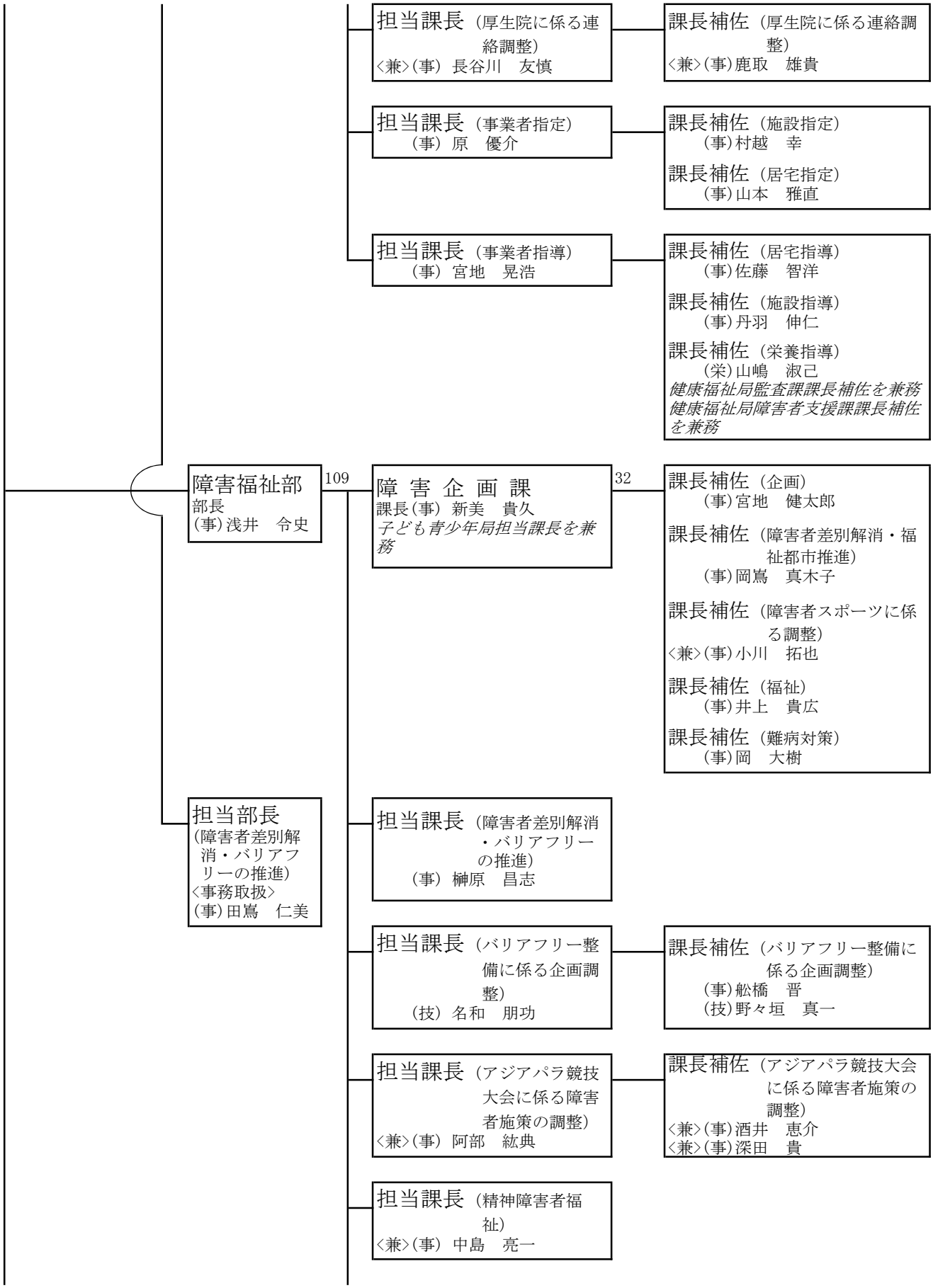

【分掌事務（健康福祉局）】課：156～159ページ、担当課長：188～190ページ、公所等：203～205ページに掲載

〈健康福祉局〉

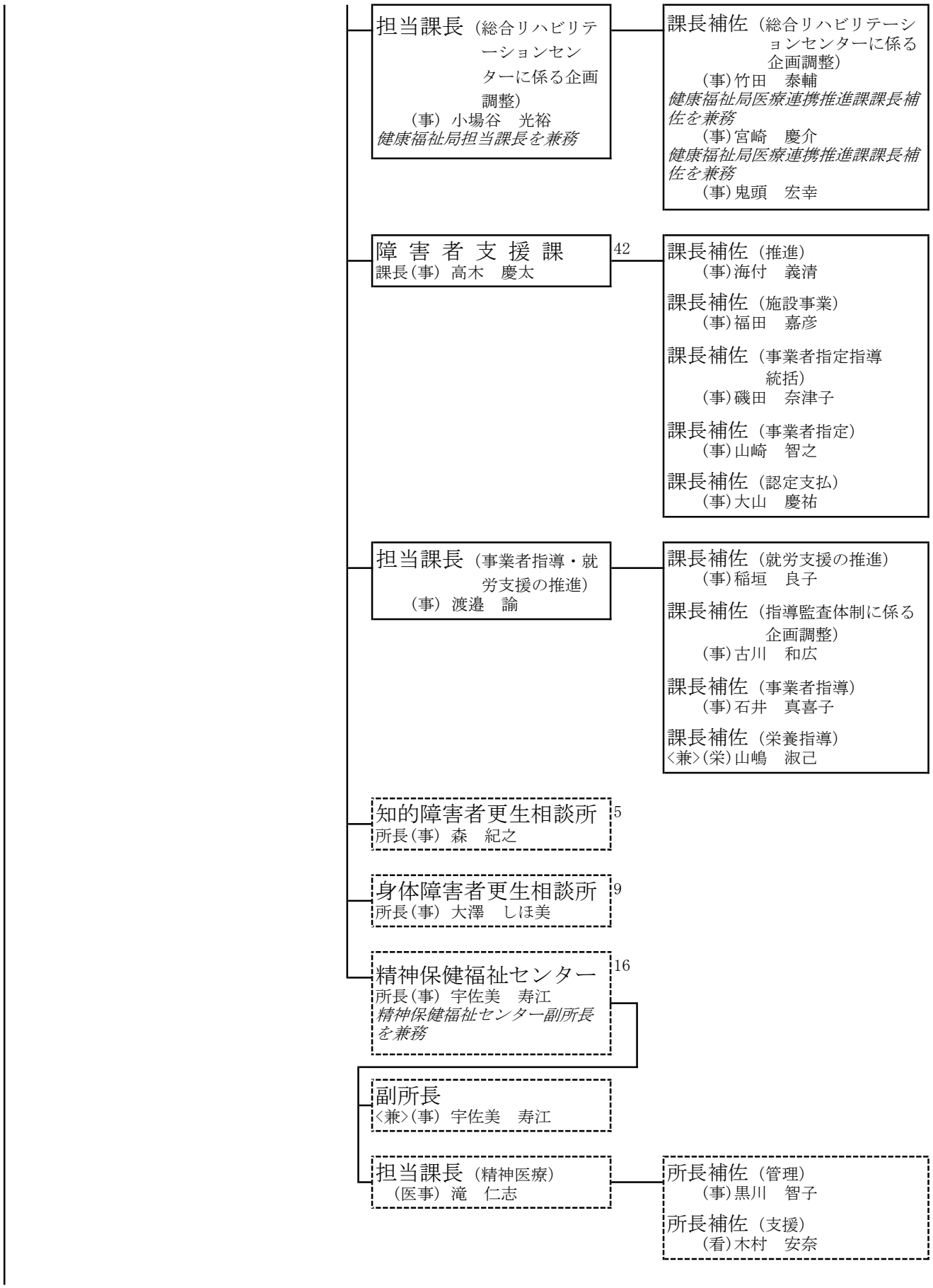

【分掌事務（健康福祉局）】課：156～159ページ、担当課長：188～190ページ、公所等：203～205ページに掲載

〈健康福祉局〉

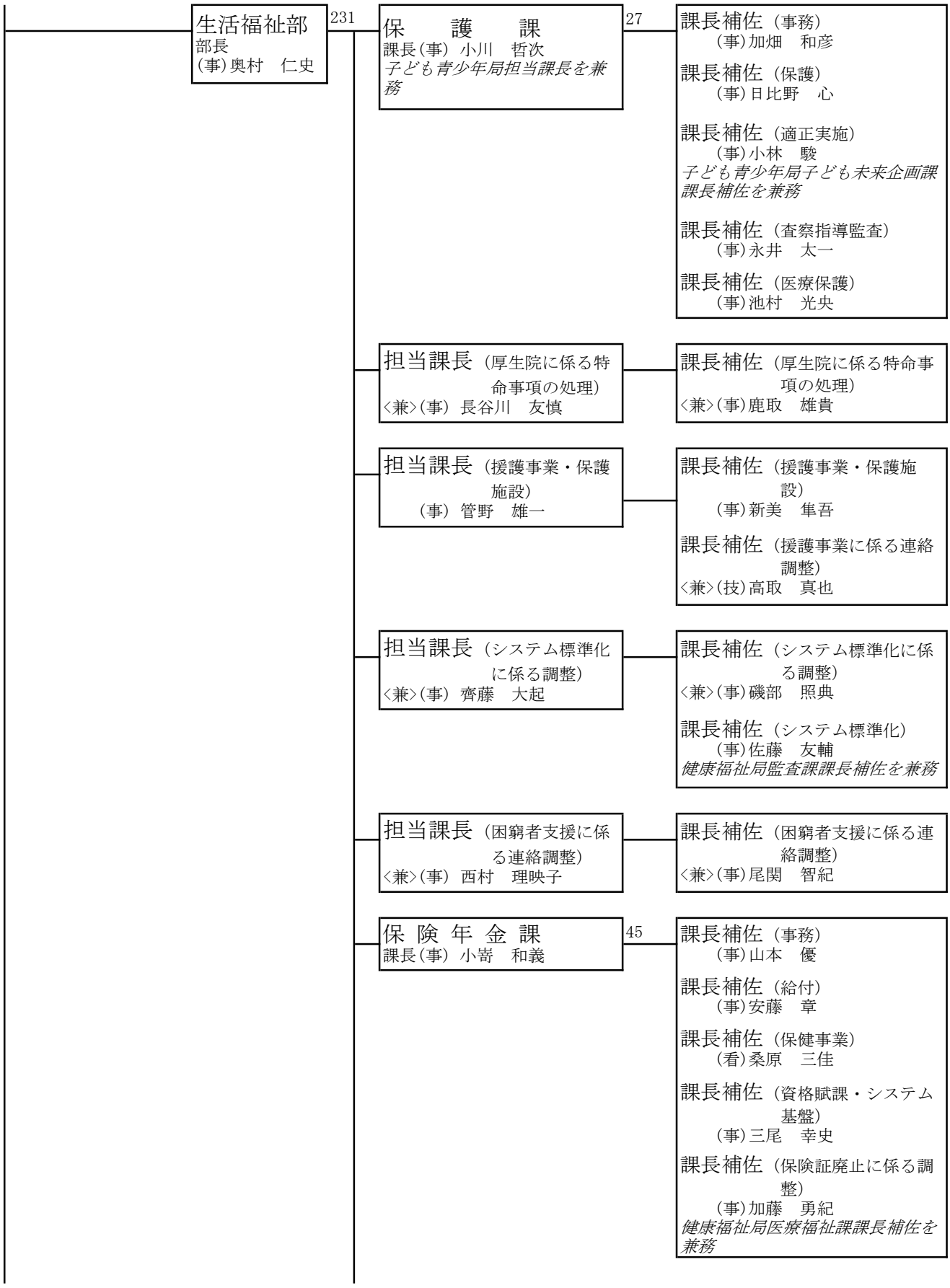

【分掌事務（健康福祉局）】課：156～159ページ、担当課長：188～190ページ、公所等：203～205ページに掲載

〈健康福祉局〉

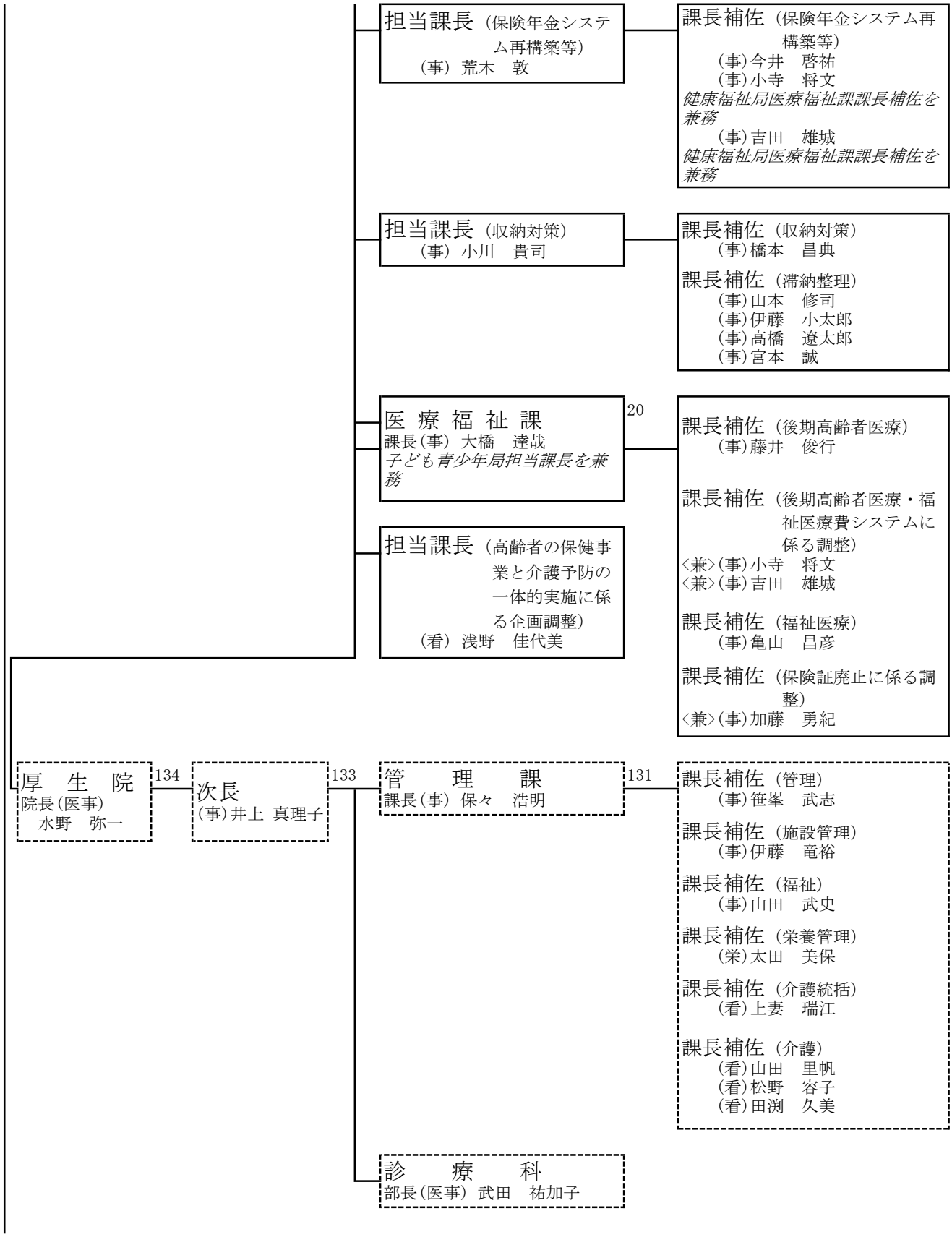

【分掌事務（健康福祉局）】課：156～159ページ、担当課長：188～190ページ、公所等：203～205ページに掲載

〈健康福祉局〉

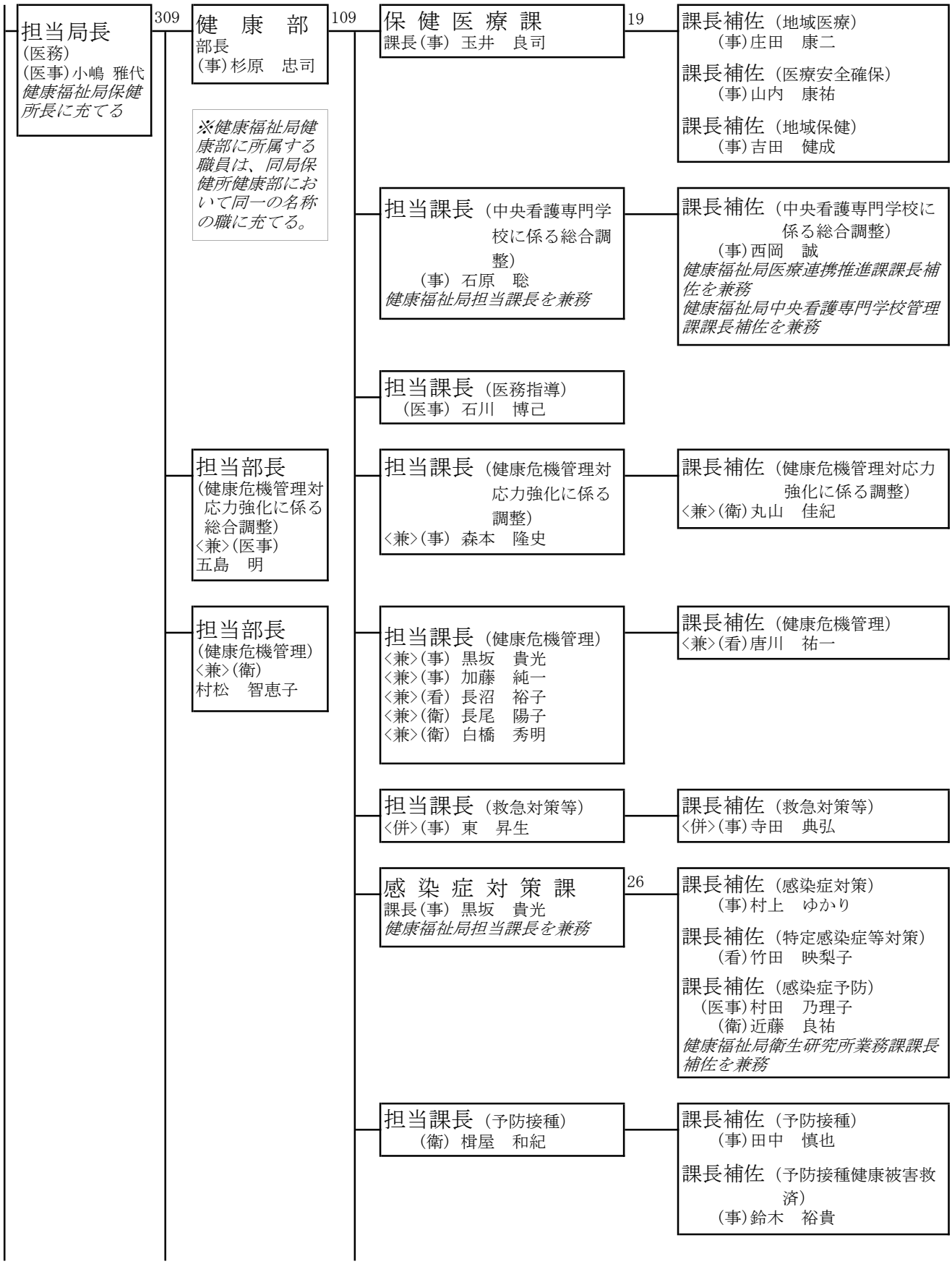

【分掌事務（健康福祉局）】課：156～159ページ、担当課長：188～190ページ、公所等：203～205ページに掲載

〈健康福祉局〉

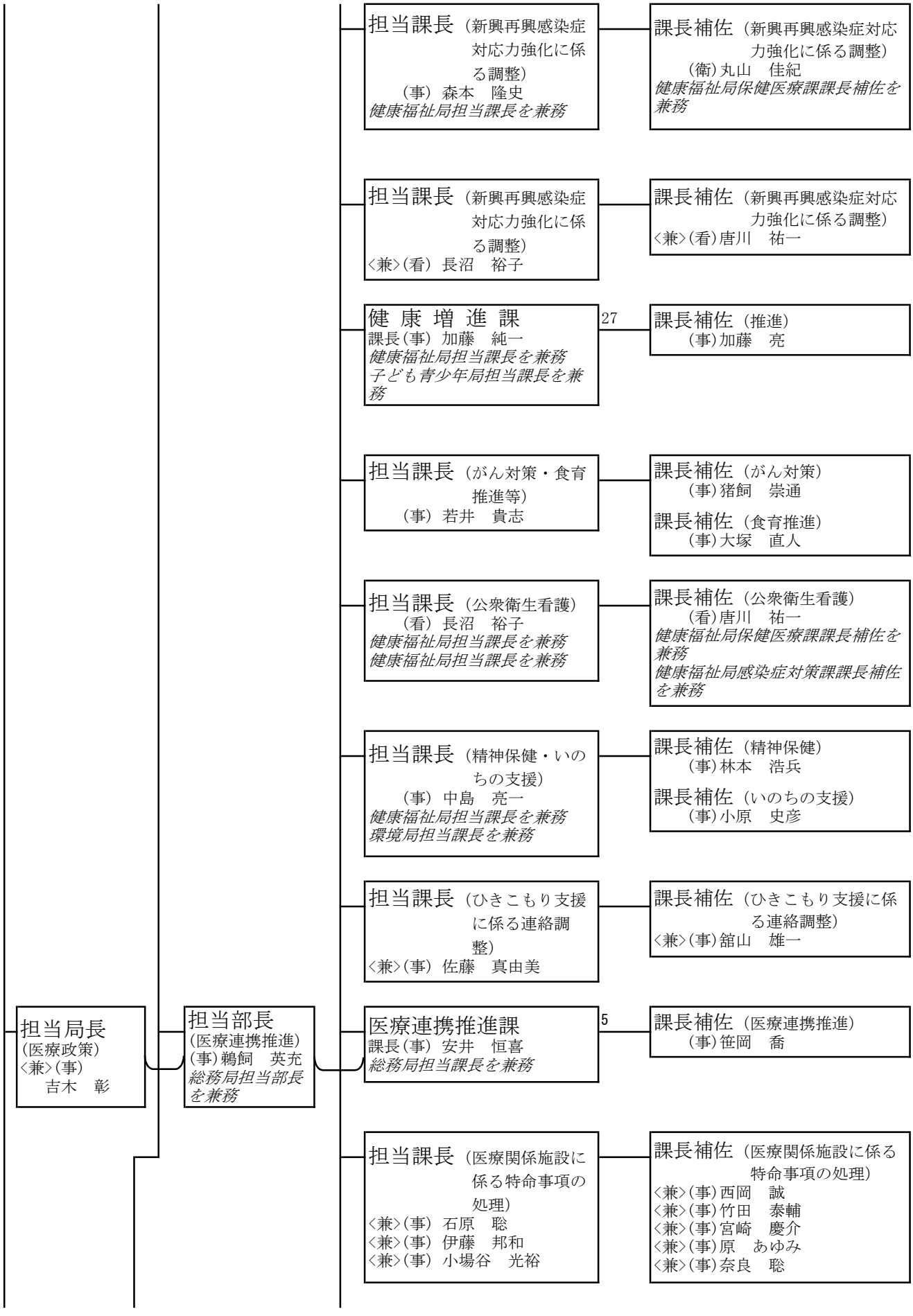

【分掌事務（健康福祉局）】課：156～159ページ、担当課長：188～190ページ、公所等：203～205ページに掲載

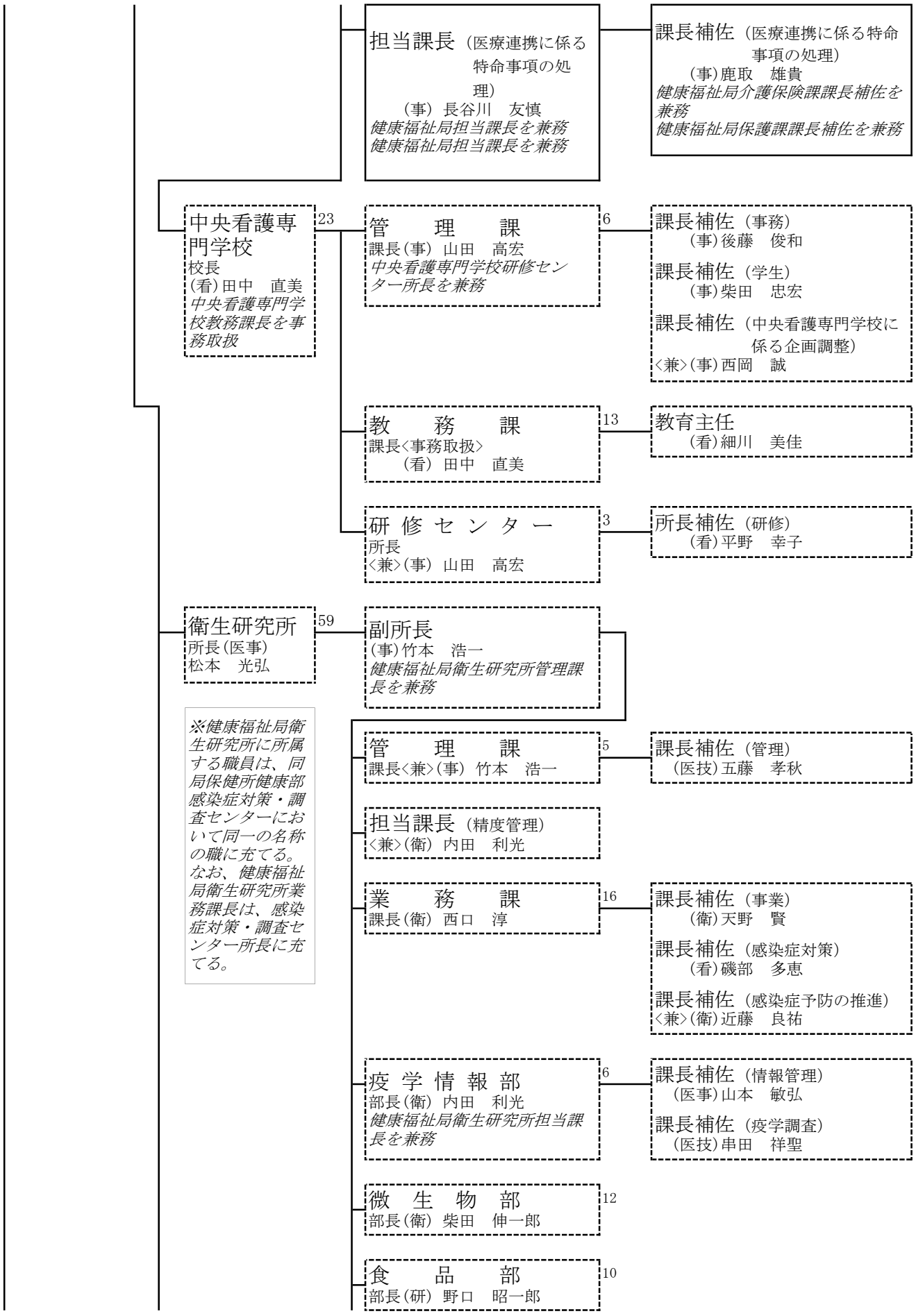

【分掌事務（健康福祉局）】課：156～159ページ、担当課長：188～190ページ、公所等：203～205ページに掲載

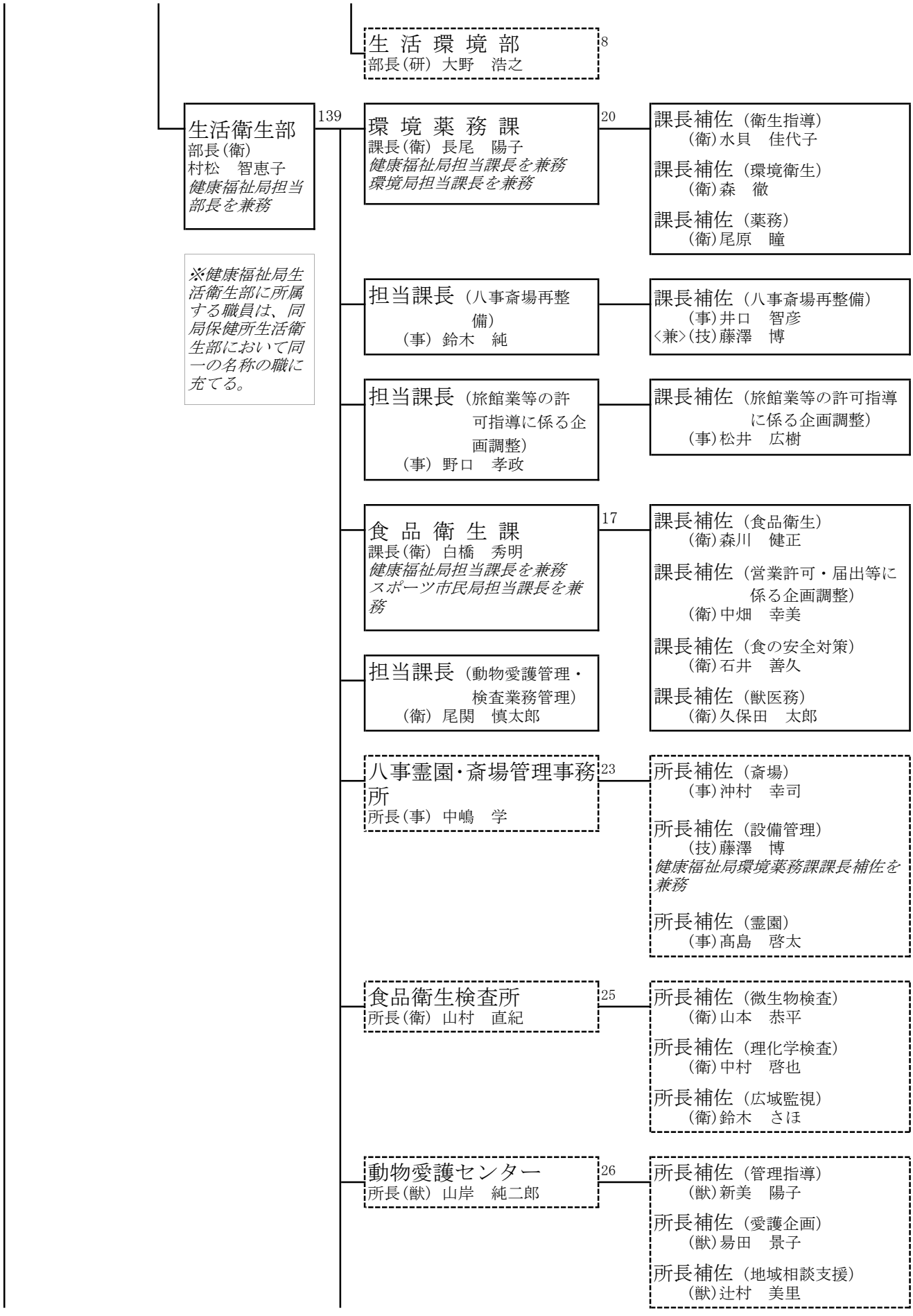

【分掌事務（健康福祉局）】課：156～159ページ、担当課長：188～190ページ、公所等：203～205ページに掲載

〈健康福祉局〉

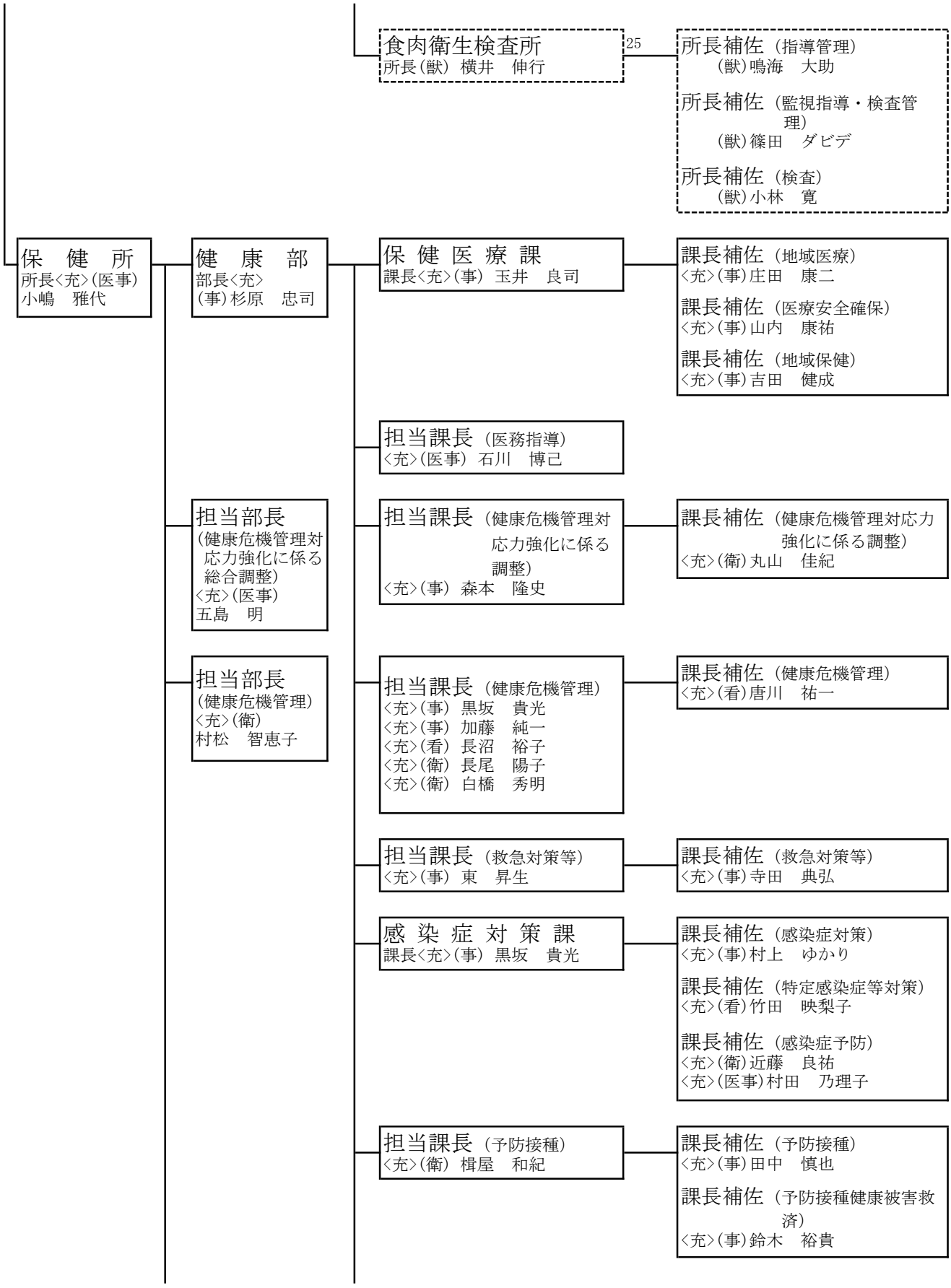

【分掌事務（健康福祉局）】課：156～159ページ、担当課長：188～190ページ、公所等：203～205ページに掲載

〈健康福祉局〉

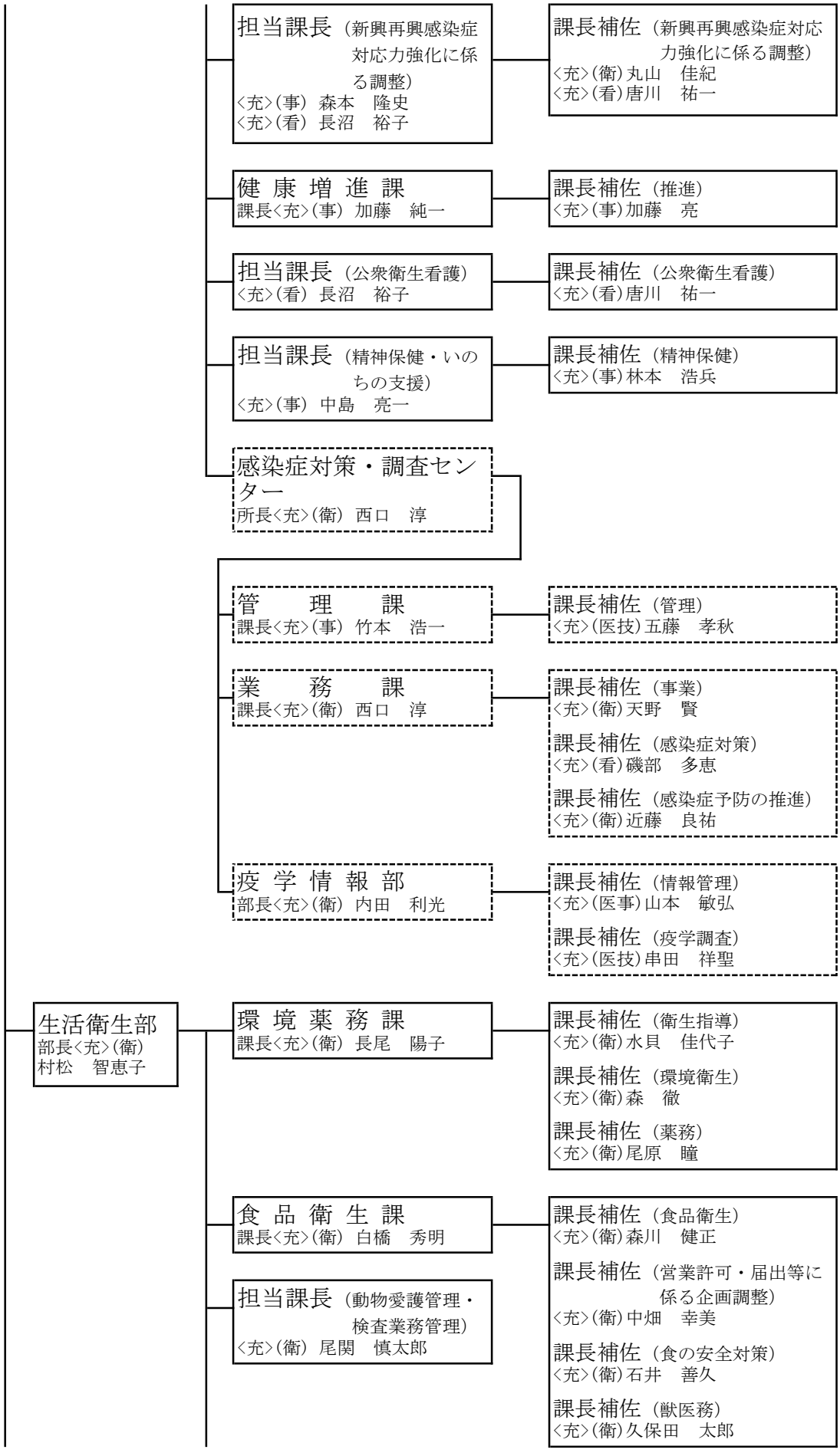

【分掌事務（健康福祉局）】課：156～159ページ、担当課長：188～190ページ、公所等：203～205ページに掲載

〈健康福祉局〉

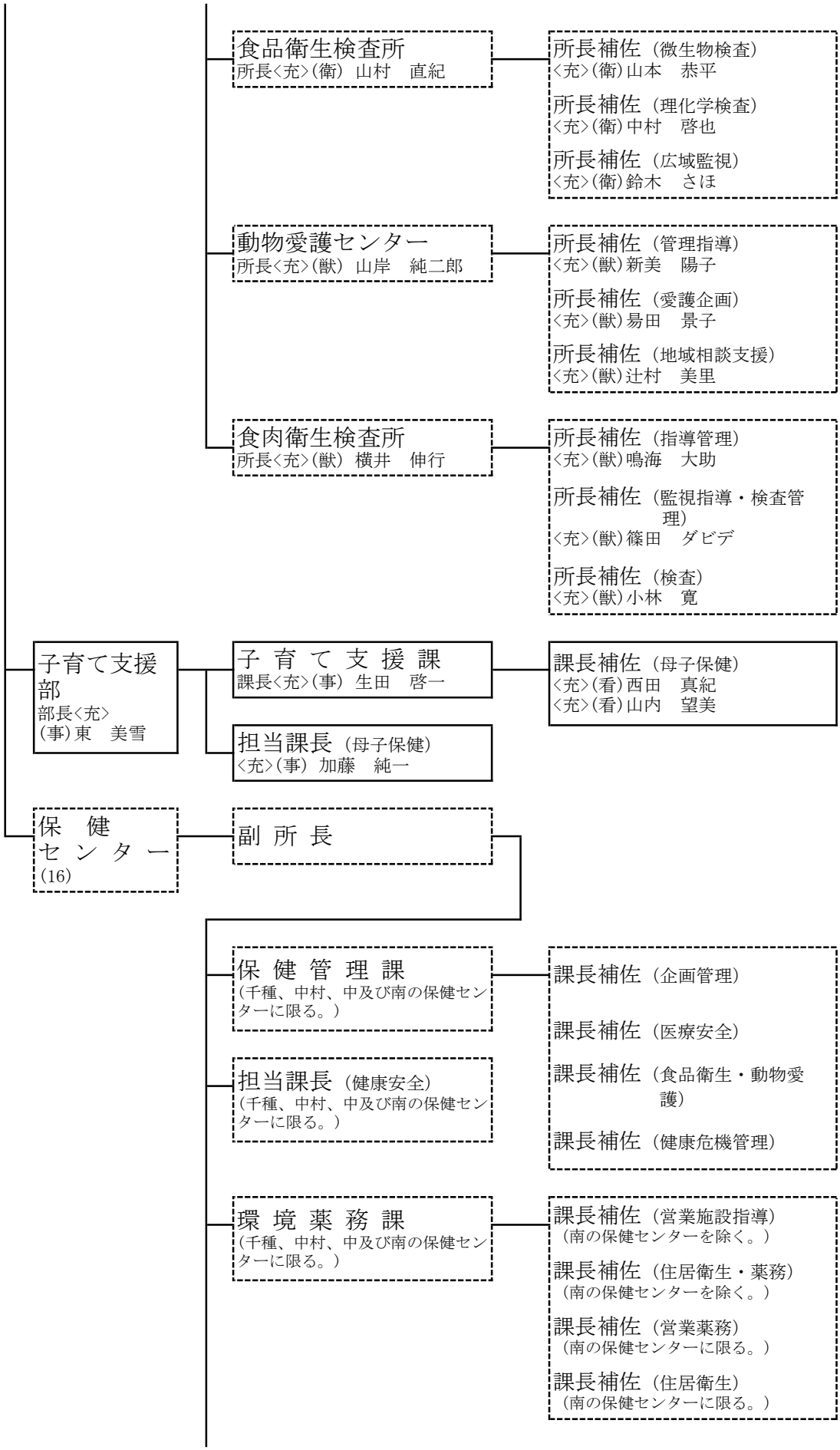

【分掌事務（健康福祉局）】課：156～159ページ、担当課長：188～190ページ、公所等：203～205ページに掲載

〈健康福祉局〉

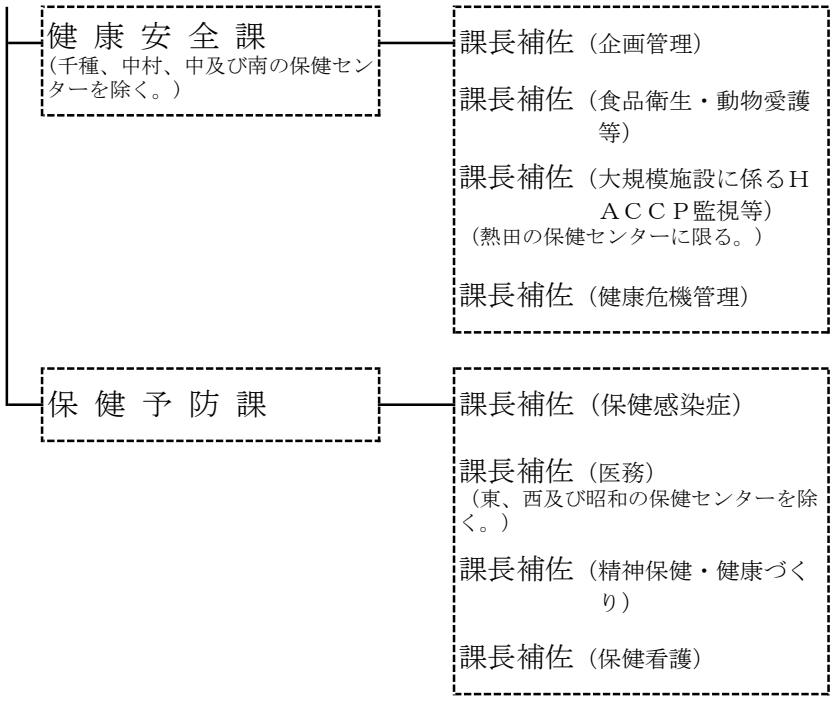

【分掌事務（健康福祉局）】課：156～159ページ、担当課長：188～190ページ、公所等：203～205ページに掲載

〈健康福祉局〉

センター名 / 補職名	千種保健センター	東保健センター	北保健センター	西保健センター
保健センター所長	Ⅱ〈充〉(医事)葛島　清隆	Ⅲ〈充〉(医事)野呂　優樹	Ⅱ〈充〉(医事)前野　健	Ⅲ〈充〉(医事)田邊　裕
保健センター副所長	〈充〉(事)伊藤　尚夫	〈充〉(衛)鵜飼　真弓	〈充〉(衛)柘植　洋茂	〈充〉(衛)水谷　俊介
保健管理課長	〈充〉(事)伊藤　尚夫	――――	――――	――――
健康安全課長	――――	〈充〉(衛)鵜飼　真弓	〈充〉(衛)柘植　洋茂	〈充〉(衛)水谷　俊介
課長補佐（企画管理）	〈充〉(事)鈴木　一郎	〈充〉(事)永井　孝行	〈充〉(事)橋本　美枝子	〈充〉(事)尾崎　貴弥
課長補佐（医療安全）	〈充〉(医技)友田　達伸	――――	――――	――――
課長補佐（食品衛生・動物愛護）	〈充〉(衛)石川　愛美	――――	――――	――――
課長補佐（食品衛生・動物愛護等）	――――	〈充〉(衛)清水　康輔	〈充〉(衛)杉本　太一朗	〈充〉(衛)鈴木　勇人
課長補佐（大規模施設に係るＨＡＣＣＰ監視等）	――――	――――	――――	――――
課長補佐（健康危機管理）	〈充〉(事)内山　達貴	〈充〉(医技)岡本　孝一	〈充〉(医技)岡田　徳寿	〈充〉(医技)藤井　由美
担当課長（健康安全）	〈充〉(衛)内藤　仁美	――――	――――	――――
環境薬務課長	〈充〉(衛)加藤　雅也	――――	――――	――――
課長補佐（営業施設指導）	〈充〉(衛)稲泉　亜希子	――――	――――	――――
課長補佐（住居衛生・薬務）	〈充〉(衛)植原　史裕	――――	――――	――――
課長補佐（営業薬務）	――――	――――	――――	――――
課長補佐（住居衛生）	――――	――――	――――	――――
保健予防課長	〈充〉(看)江﨑　道代	〈充〉(看)佐藤　かおり	〈充〉(事)加藤　孝幸	〈充〉(看)伊藤　千恵子
課長補佐（保健感染症）	〈充〉(事)内山　達貴	〈充〉(医技)岡本　孝一	〈充〉(医技)岡田　徳寿	〈充〉(医技)藤井　由美
課長補佐（医務）	〈充〉(医事)葛島　清隆	――――	〈充〉(医事)前野　健	――――
課長補佐（精神保健・健康づくり）	〈充〉(看)小澤　友紀	〈充〉(事)国枝　恵	〈充〉(看)柘植　圭	〈充〉(事)大竹　郁
課長補佐（保健看護）	〈充〉(看)小崎　真弓	〈充〉(看)平良　陽子	〈充〉(看)伊神　智代	〈充〉(看)江本　裕美子

センター名 / 補職名	中村保健センター	中保健センター	昭和保健センター	瑞穂保健センター
保健センター所長	Ⅱ〈充〉(医事)神谷　美歩	Ⅱ〈充〉(医事)安福　小由里	Ⅲ〈充〉(医事)早川　明子	Ⅱ〈充〉(医事)夏田　洋幹
保健センター副所長	〈充〉(事)中村　誠一郎	〈充〉(事)小林　勝哉	〈充〉(衛)林　圭子	〈充〉(衛)木田　桃子
保健管理課長	〈充〉(事)中村　誠一郎	〈充〉(事)小林　勝哉	――――	――――
健康安全課長	――――	――――	〈充〉(衛)林　圭子	〈充〉(衛)木田　桃子
課長補佐（企画管理）	〈充〉(事)荒川　恭光	〈充〉(事)永田　勝俊	〈充〉(事)村手　理人	〈充〉(事)中田　肇
課長補佐（医療安全）	〈充〉(医技)吉川　知孝	〈充〉(医技)櫻井　貴裕	――――	――――
課長補佐（食品衛生・動物愛護）	〈充〉(衛)筒井　淳也	〈充〉(衛)吉田　尚生	――――	――――
課長補佐（食品衛生・動物愛護等）	――――	――――	〈充〉(衛)松村　正植	〈充〉(衛)佐野　直也
課長補佐（大規模施設に係るＨＡＣＣＰ監視等）	――――	――――	――――	――――
課長補佐（健康危機管理）	〈充〉(医事)永田　光映	〈充〉(事)河合　宏一郎	〈充〉(事)田中　秀明	〈充〉(事)酒井　英生
担当課長（健康安全）	〈充〉(衛)木村　泰介	〈充〉(衛)森　弥生	――――	――――
環境薬務課長	〈充〉(衛)太田　淳児	〈充〉(衛)嶋貫　徹	――――	――――
課長補佐（営業施設指導）	〈充〉(衛)村田　靖幸	〈充〉(衛)水野　洋樹	――――	――――
課長補佐（住居衛生・薬務）	〈充〉(衛)鈴木　恭子	〈充〉(衛)加藤　正典	――――	――――
課長補佐（営業薬務）	――――	――――	――――	――――
課長補佐（住居衛生）	――――	――――	――――	――――
保健予防課長	〈充〉(事)蜂矢　裕之	〈充〉(看)藤原　啓子	〈充〉(医技)岡部　敬子	〈充〉(事)畑中　恵巳子
課長補佐（保健感染症）	〈充〉(医事)永田　光映	〈充〉(事)河合　宏一郎	〈充〉(事)田中　秀明	〈充〉(事)酒井　英生
課長補佐（医務）	〈充〉(医事)風間　有美子	〈充〉(医事)安福　小由里	――――	〈充〉(医事)夏田　洋幹
課長補佐（精神保健・健康づくり）	〈充〉(看)眞下　紗菜	〈充〉(医事)宇野　春日	〈充〉(事)田中　愛奈	〈充〉(医技)植村　普学
課長補佐（保健看護）	〈充〉(看)平松　まゆみ	〈充〉(看)瀬古　かおり	〈充〉(看)能島　優子	〈充〉(看)児玉　亜紀

〈健康福祉局〉

センター名 / 補職名	熱田保健センター	中川保健センター	港保健センター	南保健センター
保健センター所長	Ⅱ〈充〉(医事)大重　頼三郎	Ⅱ〈充〉(医事)伊藤　恭典	Ⅱ〈充〉(医事)片山　幸	Ⅱ〈充〉(医事)五島　明
保健センター副所長	〈充〉(衛)横井　友香理	〈充〉(衛)遠島　春菜	〈充〉(衛)久野　江里子	〈充〉(事)土田　太郎
保健管理課長	―――	―――	―――	〈充〉(事)土田　太郎
健康安全課長	〈充〉(衛)横井　友香理	〈充〉(衛)遠島　春菜	〈充〉(衛)久野　江里子	―――
課長補佐（企画管理）	〈充〉(事)傳能　剛	〈充〉(事)前川　雄一	〈充〉(事)松井　康晴	〈充〉(事)髙橋　良法
課長補佐（医療安全）	―――	―――	―――	〈充〉(事)清水　博美
課長補佐（食品衛生・動物愛護）	―――	―――	―――	〈充〉(衛)首代　敏宏
課長補佐（食品衛生・動物愛護等）	〈充〉(衛)志築　和枝	〈充〉(衛)篠原　亜理	〈充〉(衛)濵口　恵里佳	―――
課長補佐（大規模施設に係るＨＡＣＣＰ監視等）	〈充〉(衛)加藤　達也	―――	―――	―――
課長補佐（健康危機管理）	〈充〉(栄)南　孝子	〈充〉(事)梅田　昭夫	〈充〉(事)細越　道代	〈充〉(看)三浦　順子
担当課長（健康安全）	―――	―――	―――	〈充〉(衛)岡﨑　淳子
環境薬務課長	―――	―――	―――	〈充〉(衛)上田　早穂
課長補佐（営業施設指導）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（住居衛生・薬務）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（営業薬務）	―――	―――	―――	〈充〉(衛)土井　恵美子
課長補佐（住居衛生）	―――	―――	―――	〈充〉(衛)坂口　綾子
保健予防課長	〈充〉(事)吉田　初	〈充〉(医技)石田　恒雄	〈充〉(事)安原　貴子	〈充〉(事)明石　吉正
課長補佐（保健感染症）	〈充〉(栄)南　孝子	〈充〉(事)梅田　昭夫	〈充〉(事)細越　道代	〈充〉(看)三浦　順子
課長補佐（医務）	〈充〉(医事)加賀見　大介	〈充〉(医事)伊藤　恭典	〈充〉(医事)片山　幸	〈充〉(医事)長谷川　美有貴
課長補佐（精神保健・健康づくり）	〈充〉(医技)中野　洋一	〈充〉(事)安室　徹	〈充〉(事)花妻　信	〈充〉(事)牧野　竣祐
課長補佐（保健看護）	〈充〉(看)内山　郁子	〈充〉(看)奥村　陽介	〈充〉(看)山田　真由美	〈充〉(看)草田　怜美

センター名 / 補職名	守山保健センター	緑保健センター	名東保健センター	天白保健センター
保健センター所長	Ⅱ〈充〉(医事)柏木　雅宣	Ⅱ〈充〉(医事)金田　誠一	Ⅱ〈充〉(医事)細野　晃弘	Ⅱ〈充〉(医事)長谷部　哲也
保健センター副所長	〈充〉(衛)林　昌徳	〈充〉(衛)坂野　英男	〈充〉(衛)伊藤　範彦	〈充〉(衛)和出　幸江
保健管理課長	―――	―――	―――	―――
健康安全課長	〈充〉(衛)林　昌徳	〈充〉(衛)坂野　英男	〈充〉(衛)伊藤　範彦	〈充〉(衛)和出　幸江
課長補佐（企画管理）	〈充〉(事)横井　邦彦	〈充〉(事)鈴木　博貴	〈充〉(事)柴田　博	〈充〉(事)柏原　康孝
課長補佐（医療安全）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（食品衛生・動物愛護）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（食品衛生・動物愛護等）	〈充〉(衛)今西　崇平	〈充〉(衛)神田　光司	〈充〉(衛)原田　広翔	〈充〉(衛)安田　智大
課長補佐（大規模施設に係るＨＡＣＣＰ監視等）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（健康危機管理）	〈充〉(事)山本　崇志	〈充〉(事)大澤　康夫	〈充〉(医技)岡部　康晴	〈充〉(衛)石黒　誠
担当課長（健康安全）	―――	―――	―――	―――
環境薬務課長	―――	―――	―――	―――
課長補佐（営業施設指導）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（住居衛生・薬務）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（営業薬務）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（住居衛生）	―――	―――	―――	―――
保健予防課長	〈充〉(事)藤井　宏明	〈充〉(医事)榊原　康人	〈充〉(衛)浅井　慶太	〈充〉(事)降矢　雅昭
課長補佐（保健感染症）	〈充〉(事)山本　崇志	〈充〉(事)大澤　康夫	〈充〉(医技)岡部　康晴	〈充〉(衛)石黒　誠
課長補佐（医務）	〈充〉(医事)水谷　亜以子	〈充〉(医事)金田　誠一	〈充〉(医事)細野　晃弘	〈充〉(医事)長谷部　哲也
課長補佐（精神保健・健康づくり）	〈充〉(看)坂本　美鈴	〈充〉(看)山中　美奈	〈充〉(看)山村　千夏	〈充〉(事)水澤　守道
課長補佐（保健看護）	〈充〉(看)竹内　陽子	〈充〉(看)伊藤　和子	〈充〉(看)加藤　寿子	〈充〉(看)井上　知子

〈子ども青少年局〉

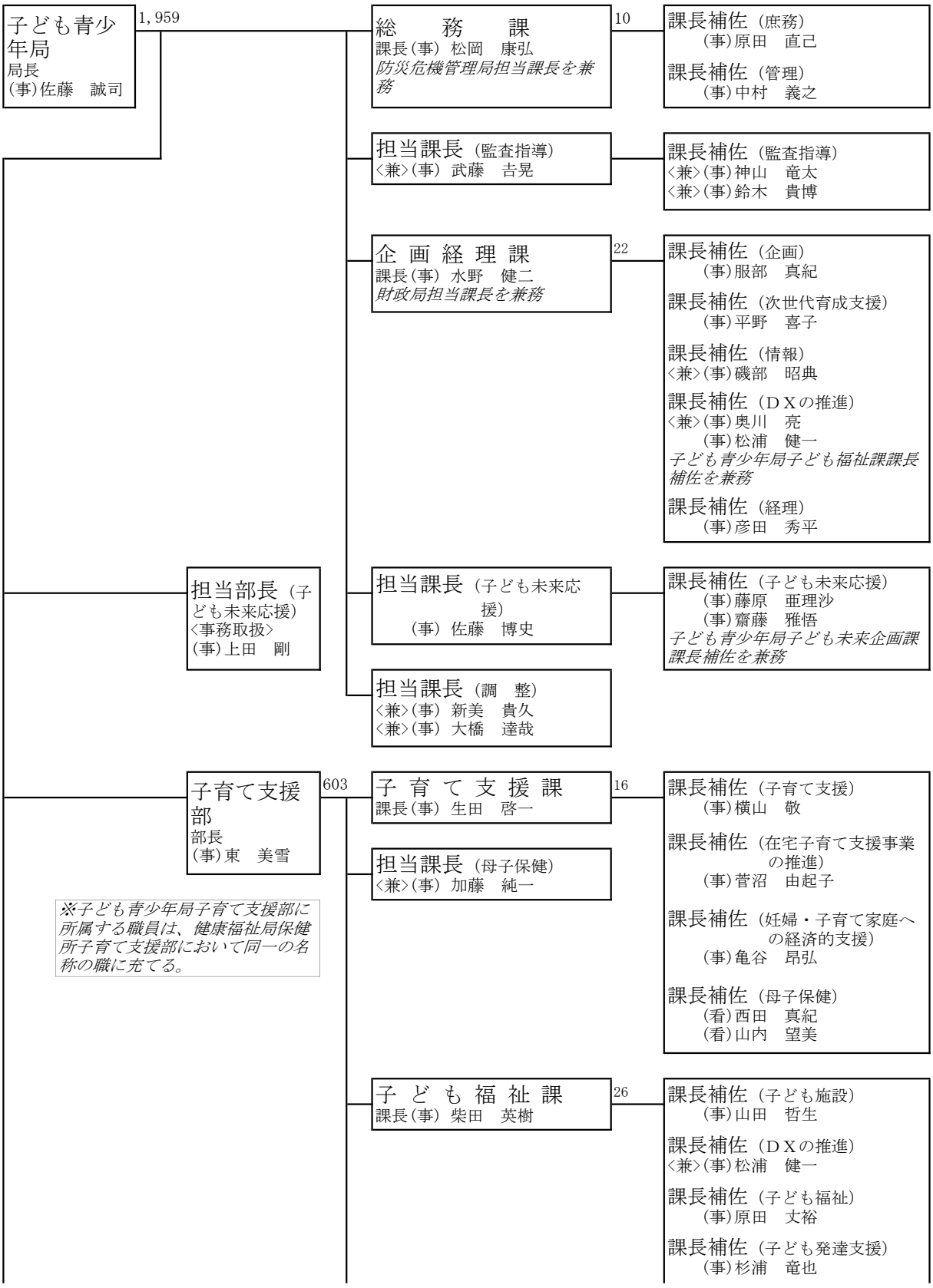

【分掌事務（子ども青少年局）】課：160～161ページ、担当課長：190～191ページ、公所等：205～207ページに掲載

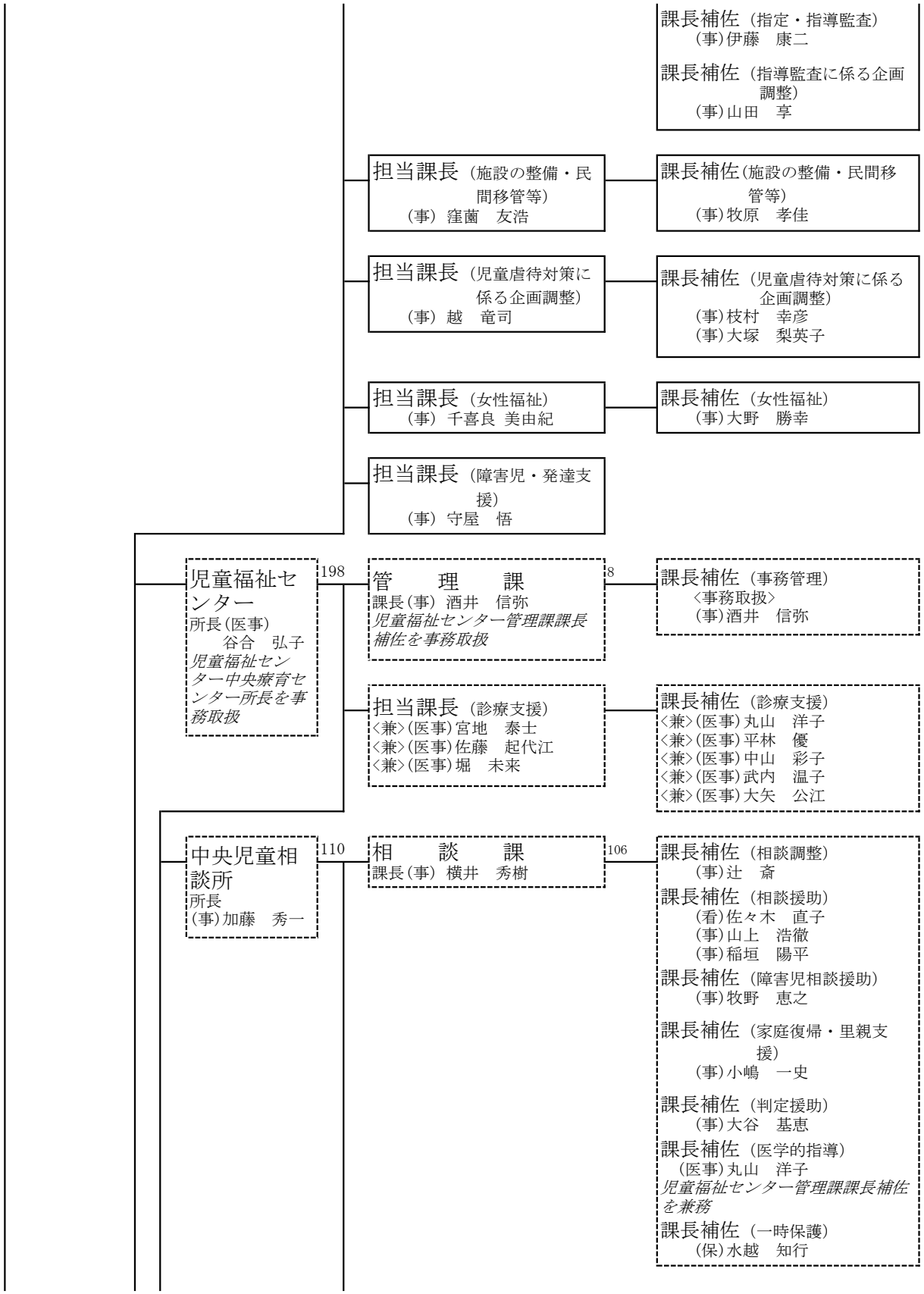

【分掌事務（子ども青少年局）】課：160～161ページ、担当課長：190～191ページ、公所等：205～207ページに掲載

〈子ども青少年局〉

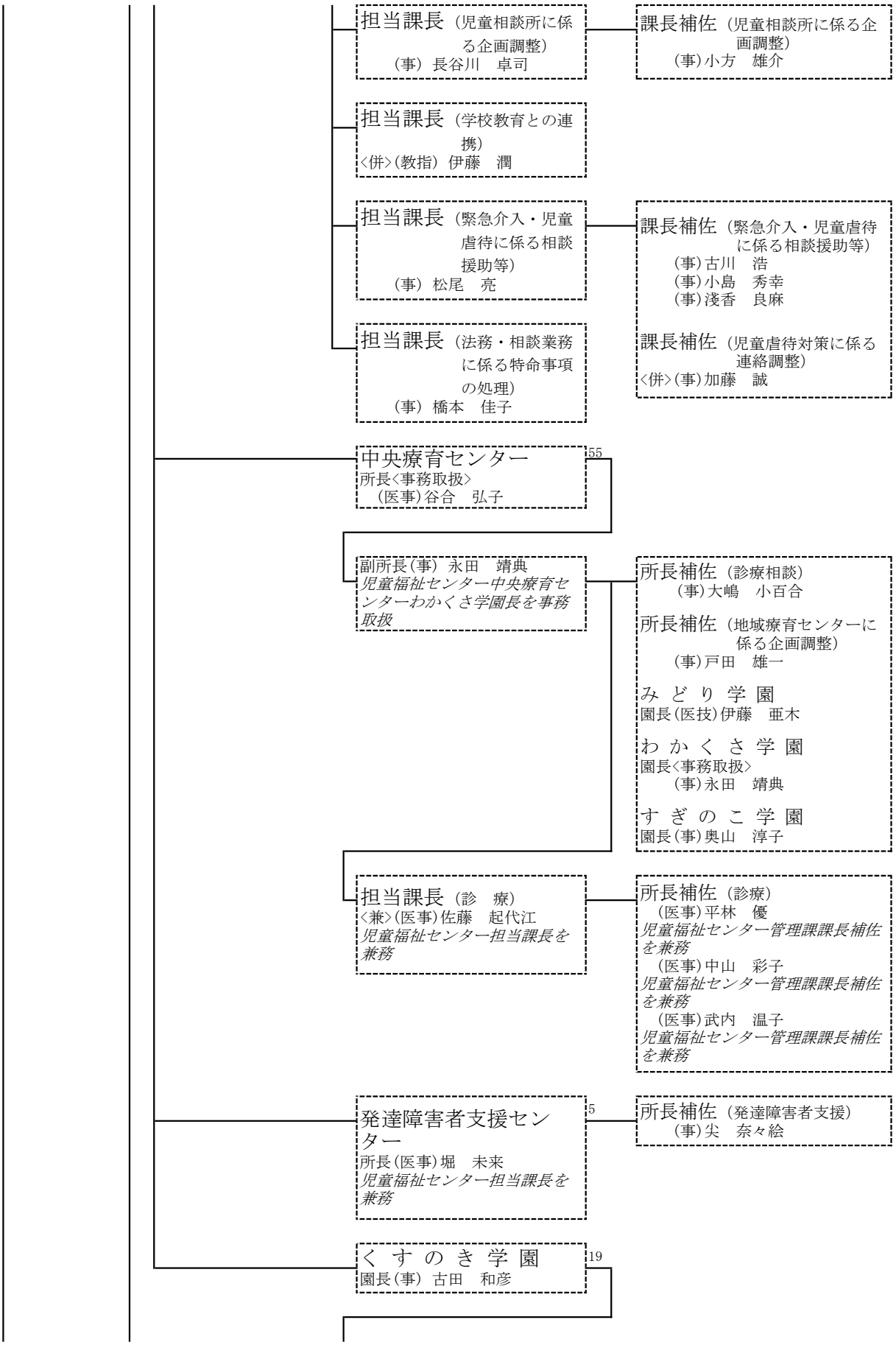

【分掌事務（子ども青少年局）】課：160～161ページ、担当課長：190～191ページ、公所等：205～207ページに掲載

〈子ども青少年局〉

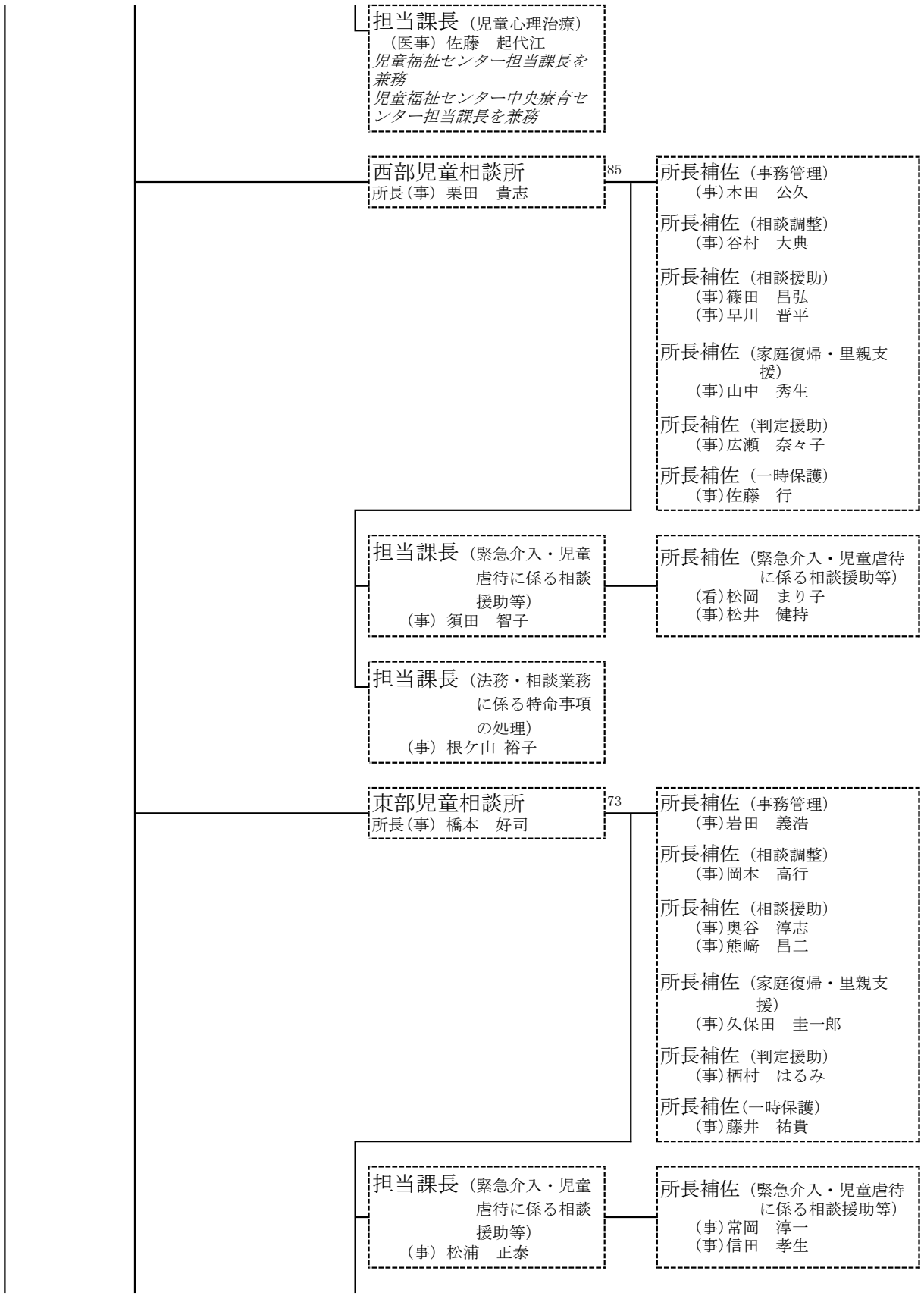

【分掌事務（子ども青少年局）】課：160～161ページ、担当課長：190～191ページ、公所等：205～207ページに掲載

〈子ども青少年局〉

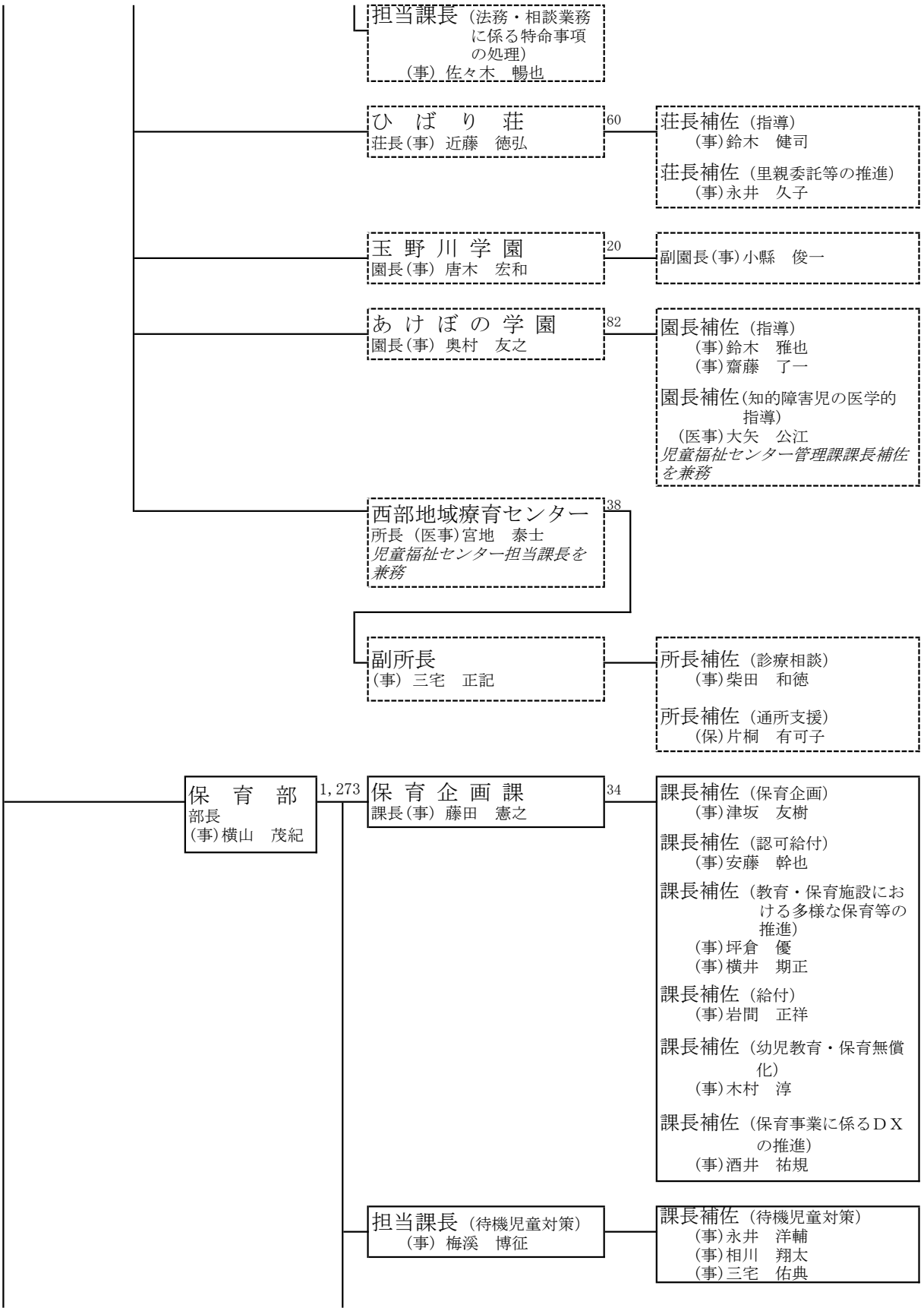

【分掌事務（子ども青少年局）】課：160～161ページ、担当課長：190～191ページ、公所等：205～207ページに掲載

〈子ども青少年局〉

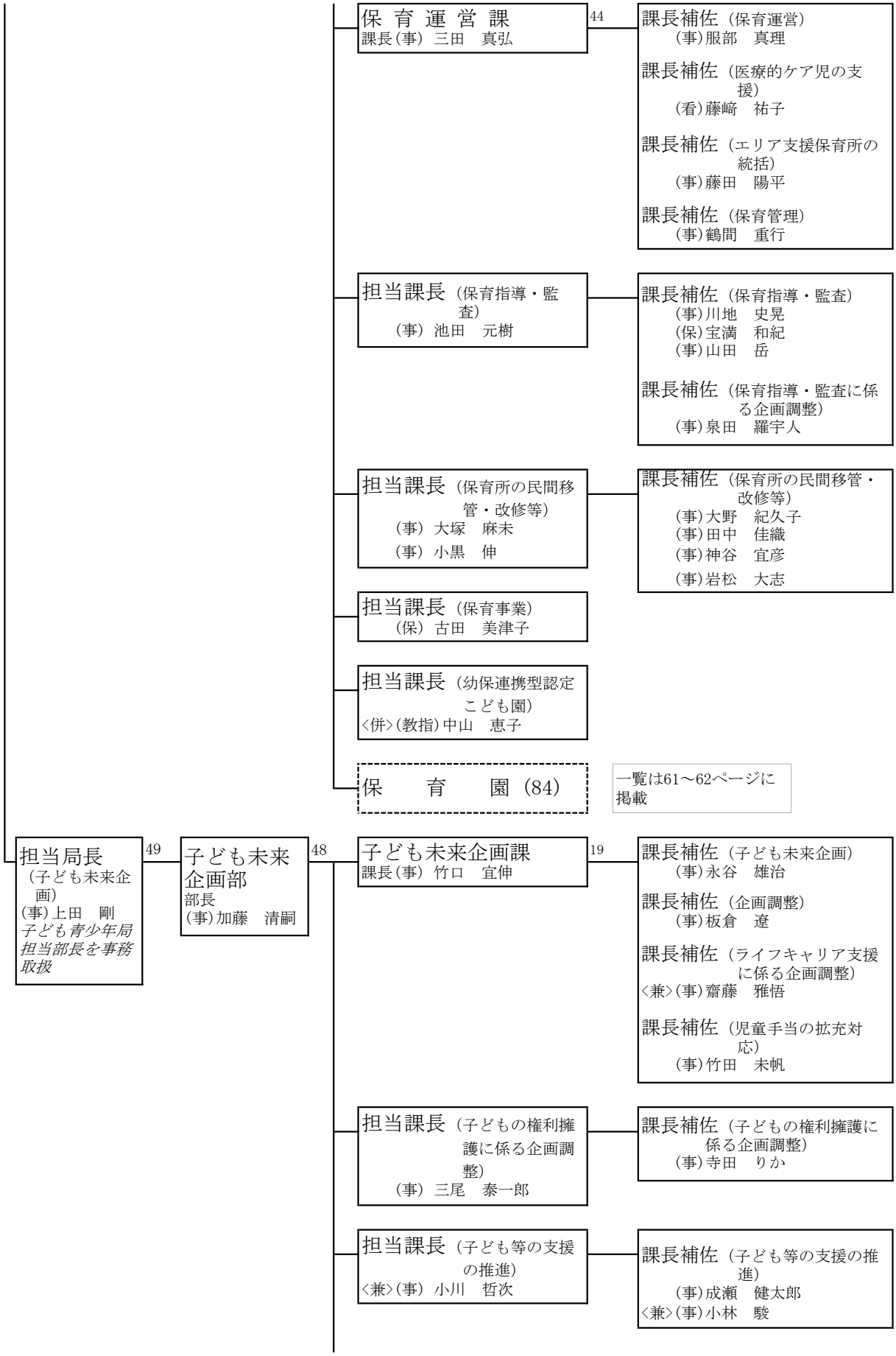

【分掌事務（子ども青少年局）】課：160～161ページ、担当課長：190～191ページ、公所等：205～207ページに掲載

〈子ども青少年局〉

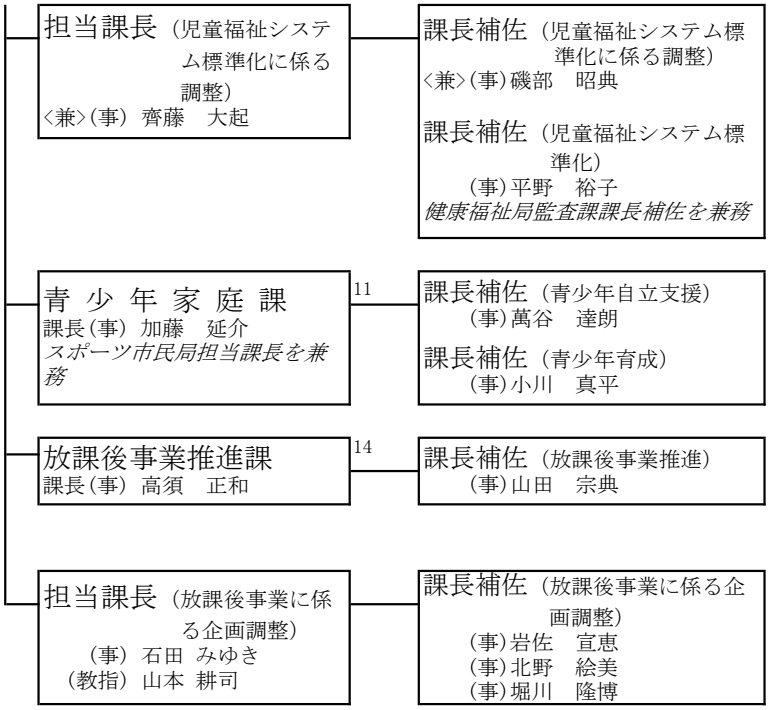

【分掌事務（子ども青少年局）】課：160～161ページ、担当課長：190～191ページ、公所等：205～207ページに掲載

〈子ども青少年局〉

Ⅲ内山保育園(711－0995)
園長(保)佐々木　律子 29
副園長(保)吉田　美佐子
園長補佐(保育所等に係る企画調整)
(保)小原　由紀子

Ⅲ星ケ丘保育園(781-6275)
園長(保)福丸　恵子　18
園長補佐(保育所等に係る企画調整)
(保)林　美惠子

Ⅲ東保育園(935-1871)
園長(保)松田　由美　18
園長補佐(保育所等に係る企画調整)
(保)中野　友介

Ⅲ北保育園(981-3856)
園長(保)温　優子　19
園長補佐(保育所等に係る企画調整)
(保)藤田　真希

Ⅲ上飯田保育園(915-1470)
園長(保)大住　有美子　26
園長補佐(保育所等に係る企画調整)
(保)稲垣　由紀子

Ⅲ上名古屋保育園(531-6544)
園長(保)宮田　律子　19
園長補佐(保育所等に係る企画調整)
(保)松本　ひと美

Ⅲ比良西保育園(502-7076)
園長(保)渦原　はるみ 13
園長補佐(保育所等に係る企画調整)
(保)後藤　勇一

Ⅲ荒輪井保育園(411-7200)
園長(保)中村　祐美恵 22
園長補佐(保育所等に係る企画調整)
(保)足立　志保

Ⅲ中保育園(321-1010)
園長(保)朝熊　智子　18
園長補佐(保育所等に係る企画調整)
(保)松本　紫織

Ⅲ白金保育園(881-3021)
園長(保)近藤　宮子　22
園長補佐(保育所等に係る企画調整)
(保)平山　江里

Ⅲ軍水保育園(833-8733)
園長(保)野村　悦子　18
園長補佐(保育所等に係る企画調整)
(保)小林　由衣

Ⅲ高蔵保育園(671-1393)
園長(保)相澤　京子　22
副園長(保)松田　美沙
園長補佐(保育所等に係る企画調整)
(保)小掠　早余子

Ⅲ正色保育園(301-8901)
園長(保)新美　よしえ 20
園長補佐(保育所等に係る企画調整)
(保)恒石　幸子

Ⅲ中島保育園(362-8207)
園長(保)森　直美　19
園長補佐(保育所等に係る企画調整)
(保)伊藤　淳二

Ⅲ港保育園(661-0549)
園長(保)野田　美保　21
園長補佐(保育所等に係る企画調整)
(保)米川　香織

Ⅲ南陽第一保育園(301-8849)
園長(保)長坂　道子　12
園長補佐(保育所等に係る企画調整)
(保)佐藤　朋絵

Ⅲ宝保育園(611-4754)
園長(保)小嶋　豊子　22
園長補佐(保育所等に係る企画調整)
(保)松本　真季

Ⅲ守山保育園(791-5311)
園長(保)宮口　雪枝　19
園長補佐(保育所等に係る企画調整)
(保)山本　美穂

Ⅲ大森保育園(798-0082)
園長(保)柴田　綾弥　20
園長補佐(保育所等に係る企画調整)
(保)矢野　祥子

Ⅲ東丘保育園(622-0502)
園長(保)梶田　恵美子 17
園長補佐(保育所等に係る企画調整)
(保)喜多村　裕見子

Ⅲ鳴子保育園(892-5010)
園長(保)鮎川　美穂　18
園長補佐(保育所等に係る企画調整)
(保)加藤　由香

Ⅲのりくら保育園(876-1640)
園長(保)小原　博美　18
園長補佐(保育所等に係る企画調整)
(保)丹羽　貴枝

Ⅲ牧野池保育園(703-2341)
園長(保)佐々木　智子 22
園長補佐(保育所等に係る企画調整)
(保)肥後　一平

Ⅲ藤里保育園(776-0159)
園長(保)森　典子　17
園長補佐(保育所等に係る企画調整)
(保)吉野　秀和

Ⅲ島田第一保育園(801-6255)
園長(保)豊永　水帆子 23
園長補佐(保育所等に係る企画調整)
(保)楠瀬　亮

Ⅲ平針原保育園(803-0144)
園長(保)上村　登世子 16
園長補佐(保育所等に係る企画調整)
(保)杉本　晃二郎

Ⅳ東山保育園(781-2515)
園長(保)増子　友香　12

Ⅳ宮根保育園(773-2823)
園長(保)吉田　早苗　12

Ⅳ都保育園(721-9934)
園長(保)佐賀野　泰子 12

Ⅳ春里保育園(762-3820)
園長(保)菅田　美保　12

Ⅳ砂田橋保育園(721-9932)
園長(保)近藤　美和　12

Ⅳ如意保育園(901-3856)
園長(保)米谷　淳子　12

Ⅳ名城保育園(981-4356)
園長(保)池田　千春　10

Ⅳ尾上保育園(915-8520)
園長(保)三宅　良枝　10

Ⅳ西味鋺保育園(902-2444)
園長(保)三好　里香　12

Ⅳ水草保育園(915-4640)
園長(保)牧野　智子　11

Ⅳ大野保育園(914-2996)
園長(保)田中　幸恵　11

Ⅳ藤の宮保育園(551-6880)
園長(保)土屋　東子　12

Ⅳ野南保育園(503-4343)
園長(保)角田　若恵　10

Ⅳ平池保育園(451-8997)
園長(保)玉井　ひかり 11

Ⅳ森田保育園(481-2401)
園長(保)矢野　治美　12

Ⅳ烏森保育園(481-2377)
園長(保)山田　りか　12

Ⅳ大池保育園(251-3944)
園長(保)水谷　昌子　16

Ⅳ安田保育園(763-2135)
園長(保)矢澤　余誌子 12

Ⅳ直来保育園(881-4750)
園長(保)柿元　奈美子 12

Ⅳ新開保育園(882-0991)
園長(保)山下　千佐枝 12

Ⅳ宮西保育園(682-6580) 園長(保)柴田　久雄　11
Ⅳ神宮東保育園(882-9234) 園長(保)糟谷　三枝子 10
Ⅳ富田第一保育園(431-6725) 園長(保)沼野　由花　11
Ⅳ富田第二保育園(431-1493) 園長(保)佐藤　絵美　16
Ⅳ十番保育園(652-3766) 園長(保)二宮　いづ美 12
Ⅳ豊成保育園(362-8060) 園長(保)春木　美和子 11
Ⅳ南陽第二保育園(301-7914) 園長(保)諸戸　良　11
Ⅳ南陽第三保育園(301-8903) 園長(保)牛田　雅也　10
Ⅳ港西保育園(381-1517) 園長(保)石垣　仁美　11
Ⅳ九番保育園(653-6061) 園長(保)林　浩美　9
Ⅳ宝神保育園(383-0505) 園長(保)江上　知英　10
Ⅳ当知保育園(383-4722) 園長(保)竹田　千賀　10
Ⅳ丸池保育園(651-2261) 園長(保)田島　貴代　11
Ⅳ神松保育園(611-7898) 園長(保)伊藤　光代　11
Ⅳ五条保育園(691-2255) 園長(保)橋本　玲子　15
Ⅳ本星崎保育園(822-8216) 園長(保)馬場　華代子 12
Ⅳ豊田保育園(691-5590) 園長(保)松田　裕子　10
Ⅳ瀬古保育園(793-4525) 園長(保)昆野　澄恵　13

Ⅳ中志段味保育園(736-0467) 園長(保)武山　喜代子 11
Ⅳ鳥羽見保育園(791-2279) 園長(保)谷田　ひとみ 11
Ⅳ小幡保育園(792-0959) 園長(保)馬場　佐知子 12
Ⅳ本地保育園(772-4121) 園長(保)黒田　愛子　13
Ⅳ天子田保育園(773-3660) 園長(保)杉本　直美　10
Ⅳ森孝保育園(771-3100) 園長(保)半澤　幸恵　11
Ⅳ大高保育園(621-2569) 園長(保)大野　貴子　11
Ⅳ片平保育園(892-3107) 園長(保)風間　朋美　16
Ⅳはざま保育園(621-4300) 園長(保)馬越　広美　11
Ⅳ黒石保育園(876-2488) 園長(保)豊田　洋子　12
Ⅳ森の里保育園(621-8255) 園長(保)坂野　直美　11
Ⅳ旭出保育園(896-3050) 園長(保)尾曽　明子　12
Ⅳ猪高保育園(701-0041) 園長(保)玉置　由美　12
Ⅳ猪子石第一保育園(771-7884) 園長(保)三島　美佳　16
Ⅳ猪子石第二保育園(771-0337) 園長(保)谷口　智恵子 11
Ⅳ亀の井保育園(703-4380) 園長(保)太田　裕子　12
Ⅳよもぎ保育園(774-5533) 園長(保)佐伯　伊津子　11
Ⅳ上ノ池保育園(801-9388) 園長(保)関谷　真佐美 16

Ⅳ一本松保育園(803-3158) 園長(保)鹿野　洋子　11
Ⅳ山根保育園(803-7148) 園長(保)都築　明子　12

〈住宅都市局〉

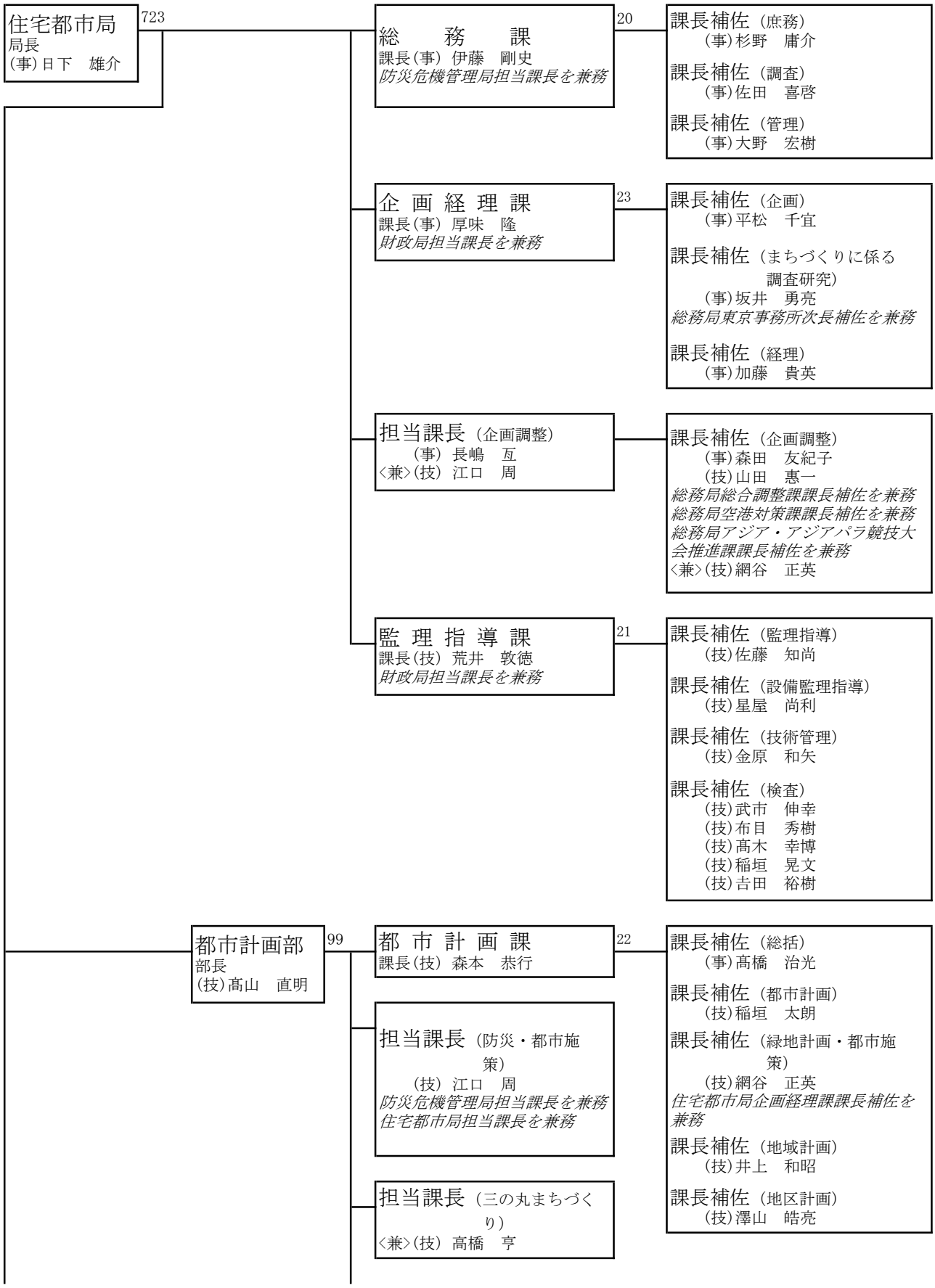

【分掌事務（住宅都市局）】課：161～163ページ、担当課長：191～192ページ、公所等：207ページに掲載

〈住宅都市局〉

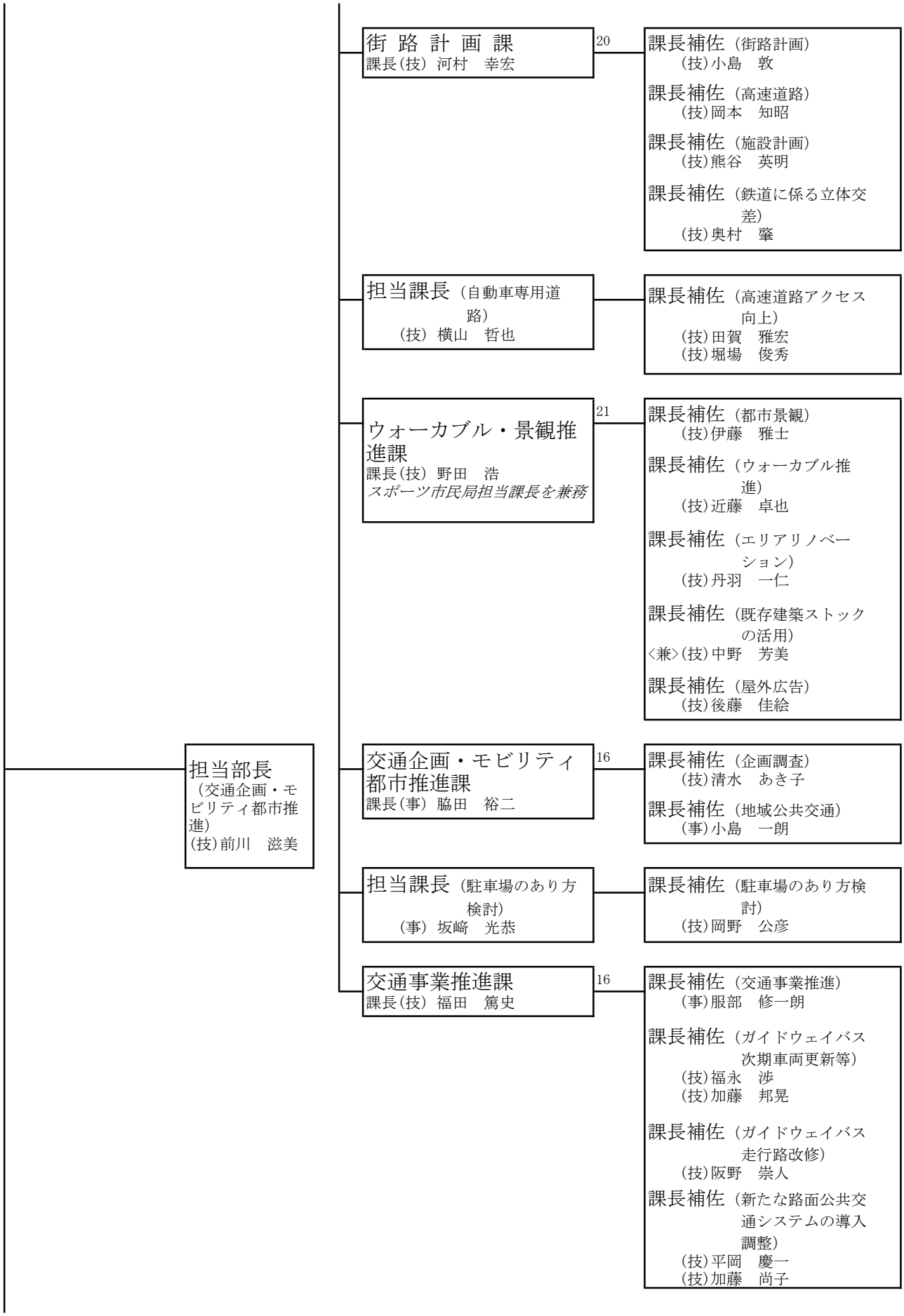

【分掌事務（住宅都市局）】課：161～163ページ、担当課長：191～192ページ、公所等：207ページに掲載

〈住宅都市局〉

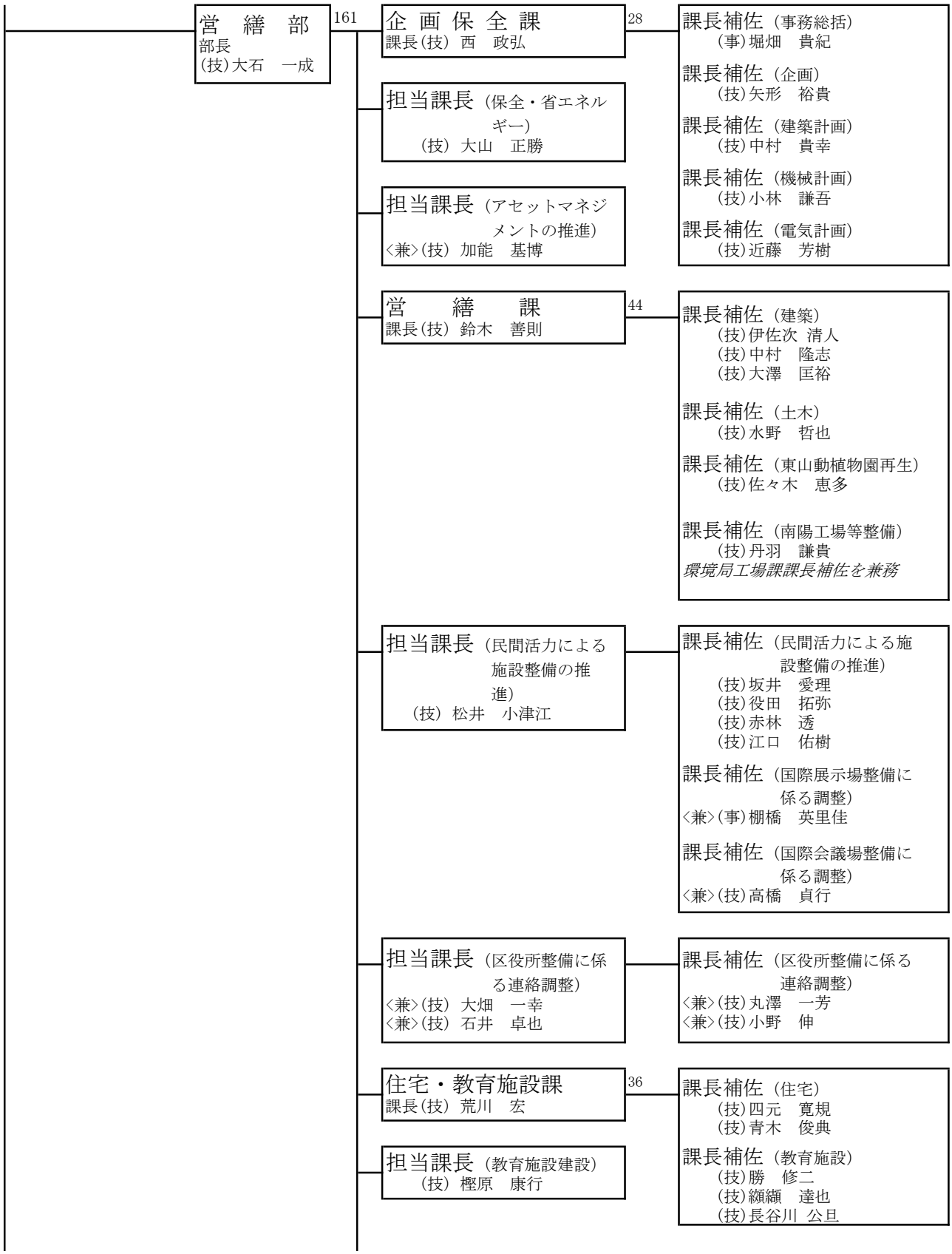

【分掌事務（住宅都市局）】課：161～163ページ、担当課長：191～192ページ、公所等：207ページに掲載

〈住宅都市局〉

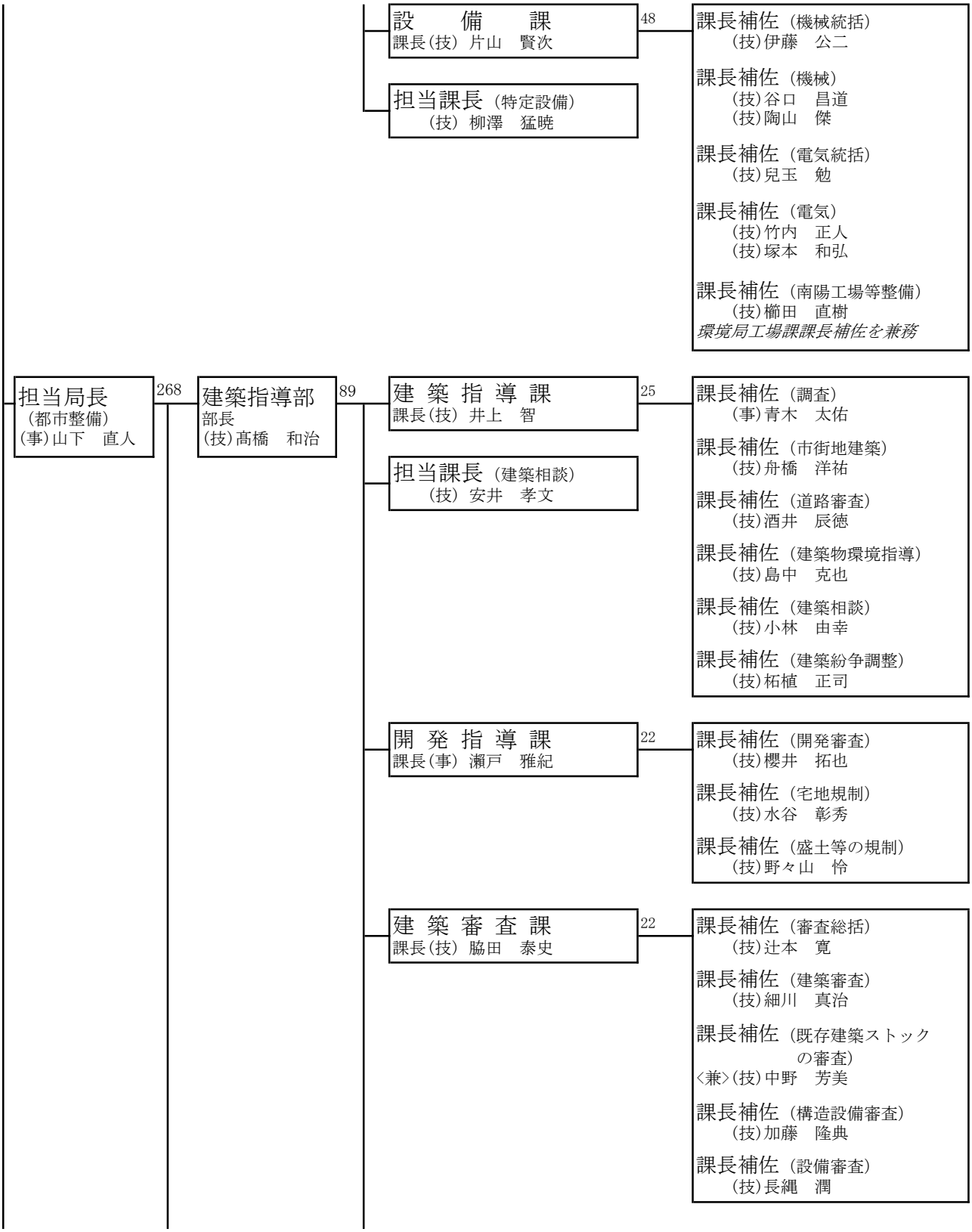

【分掌事務（住宅都市局）】課：161～163ページ、担当課長：191～192ページ、公所等：207ページに掲載

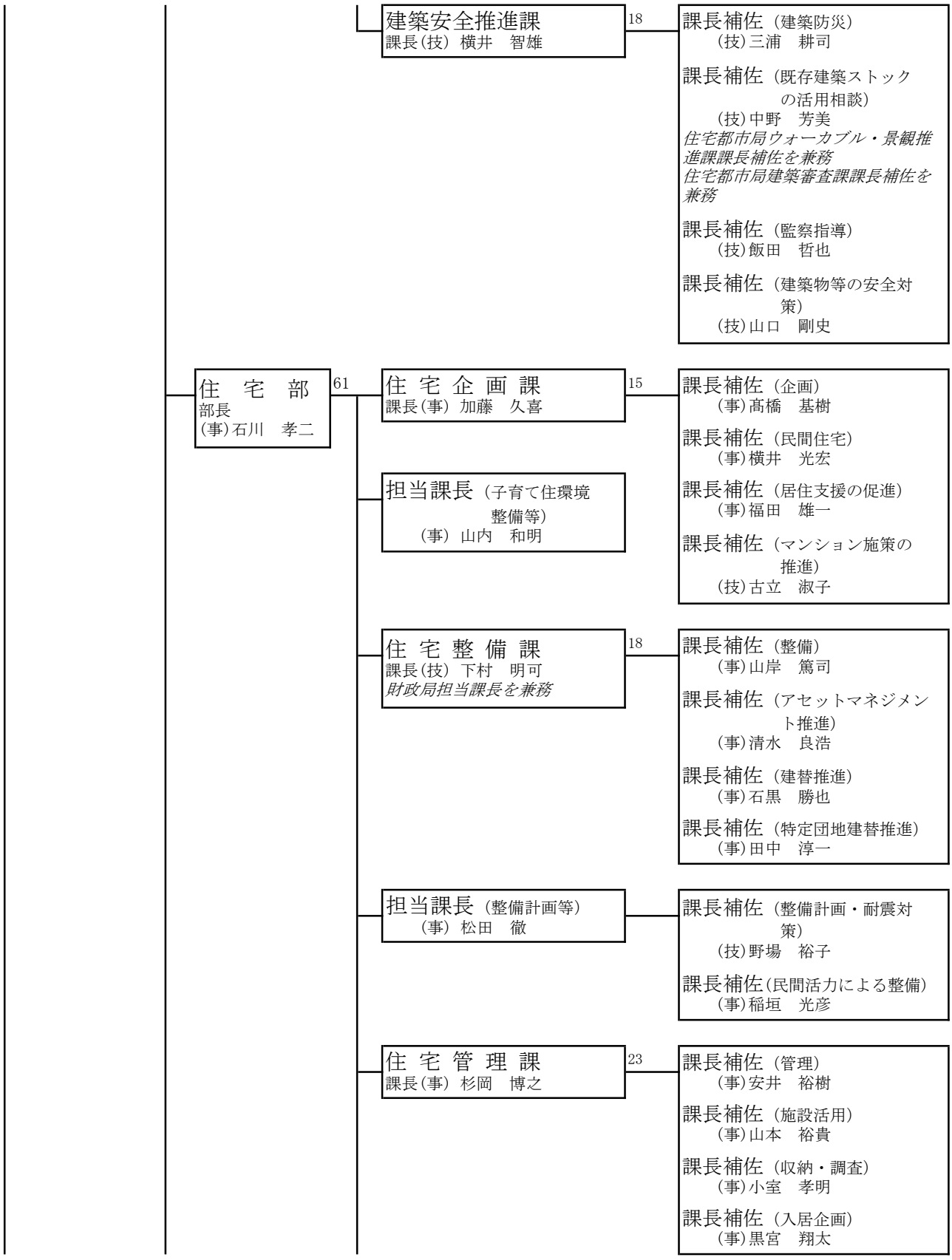

【分掌事務（住宅都市局）】課：161～163ページ、担当課長：191～192ページ、公所等：207ページに掲載

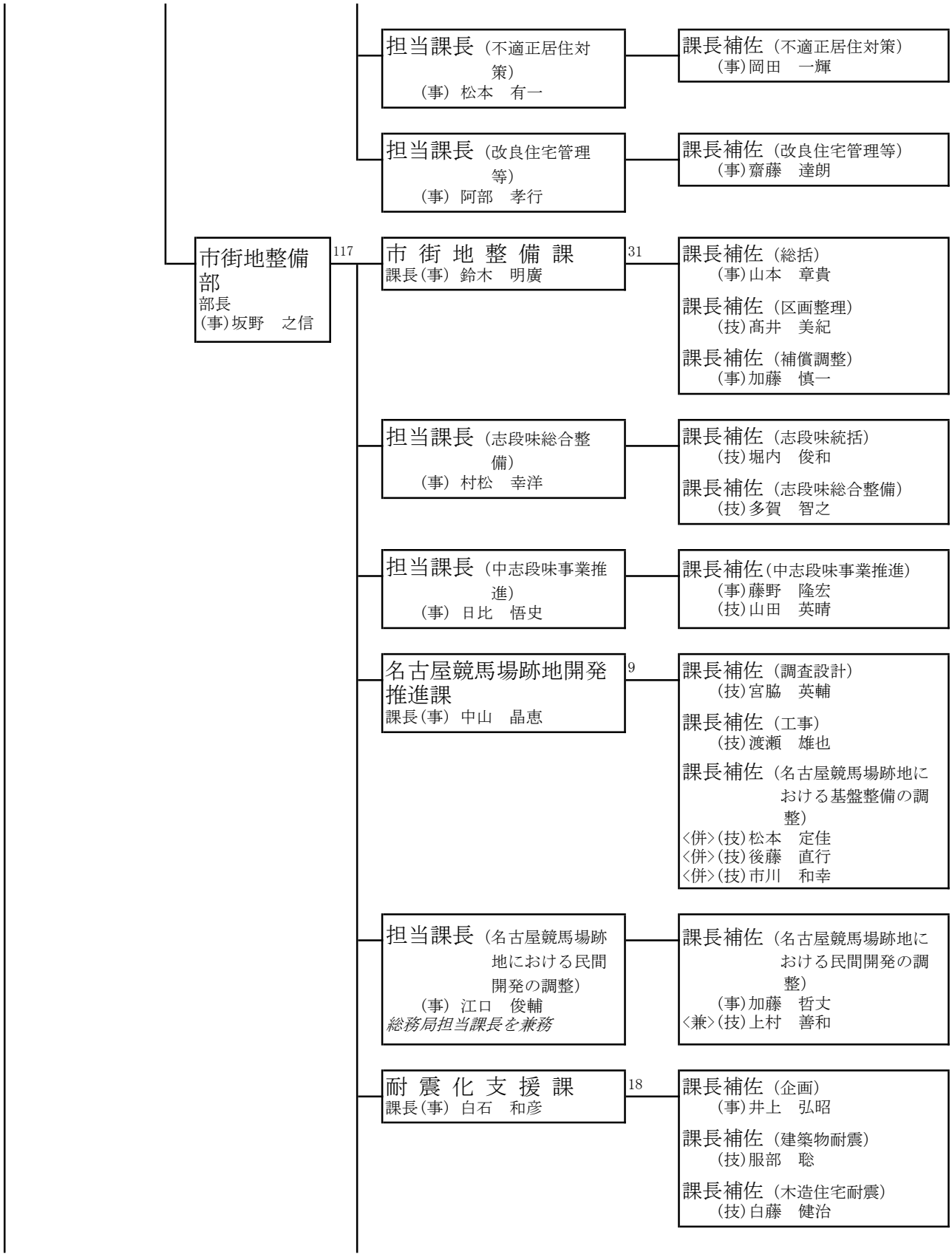

【分掌事務（住宅都市局）】課：161～163ページ、担当課長：191～192ページ、公所等：207ページに掲載

〈住宅都市局〉

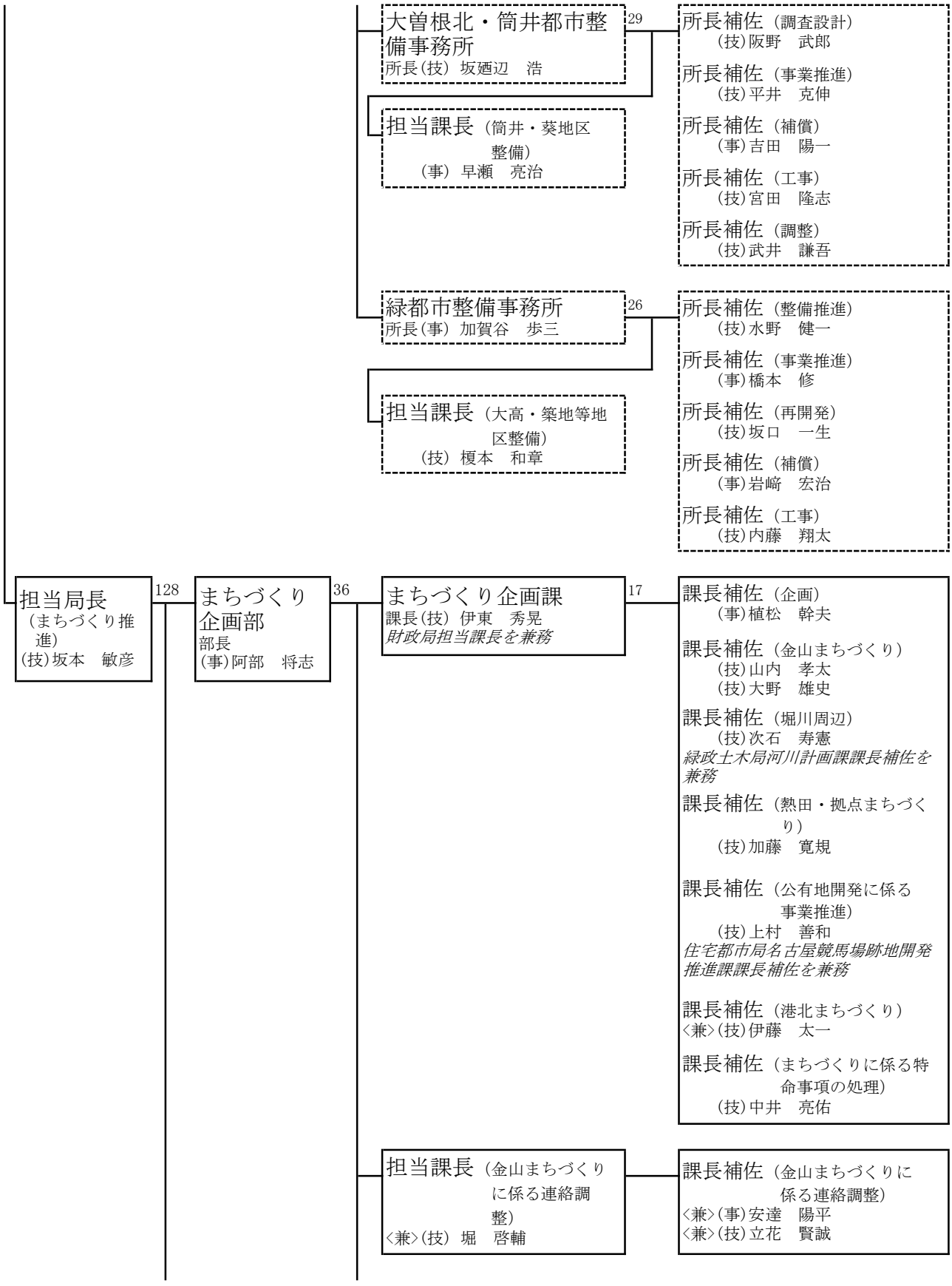

【分掌事務（住宅都市局）】課：161～163ページ、担当課長：191～192ページ、公所等：207ページに掲載

〈住宅都市局〉

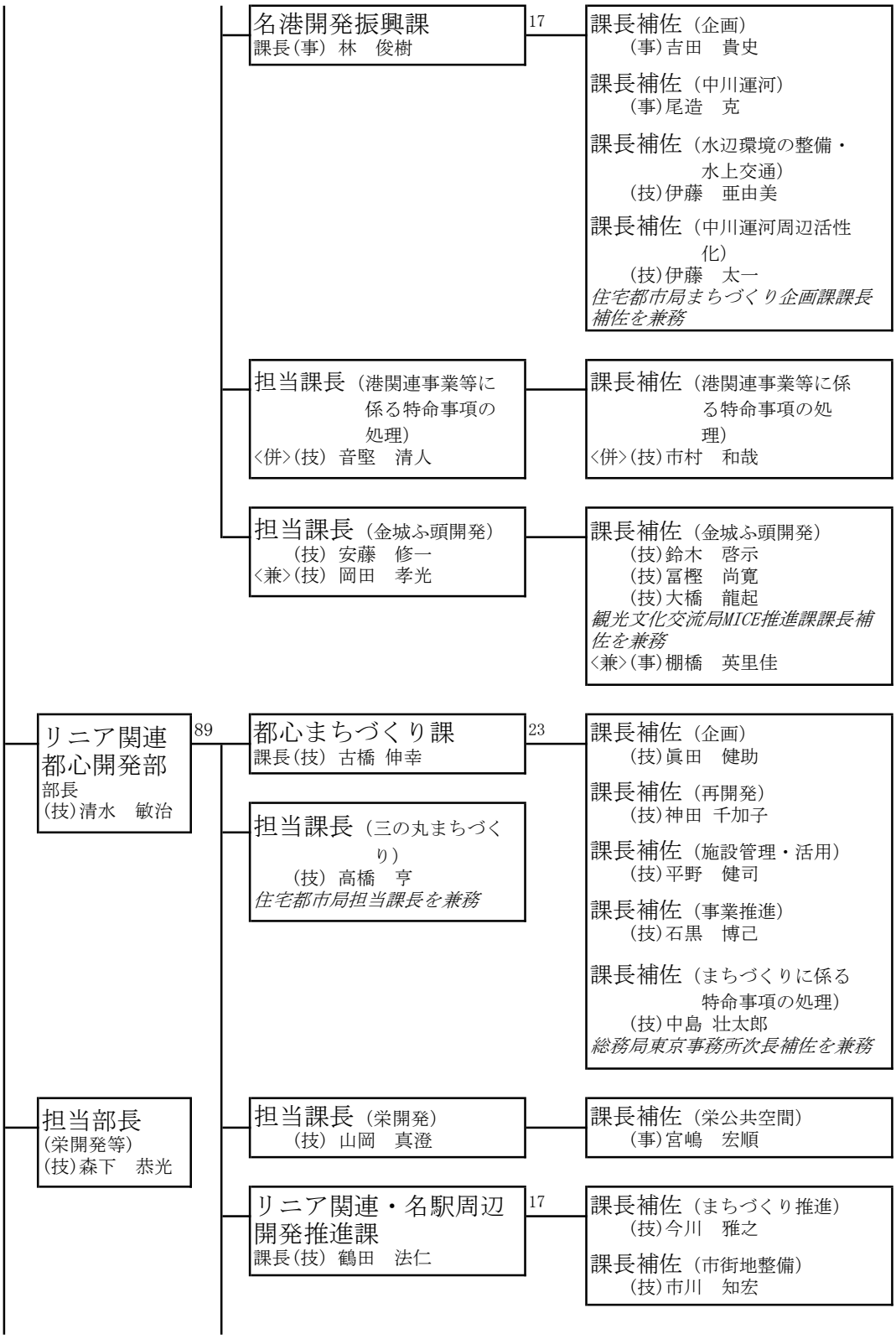

【分掌事務（住宅都市局）】課：161～163ページ、担当課長：191～192ページ、公所等：207ページに掲載

〈住宅都市局〉

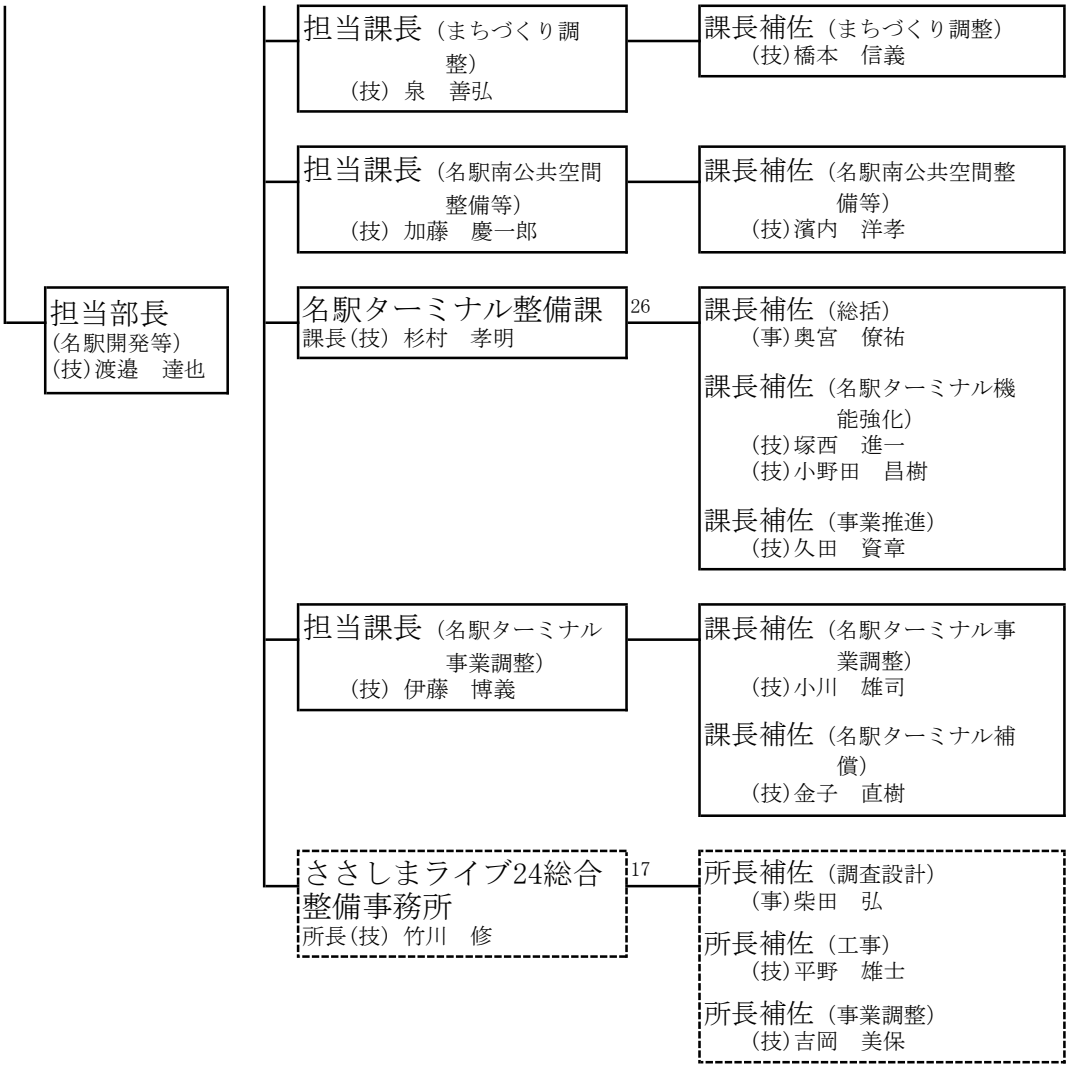

【分掌事務（住宅都市局）】課：161～163ページ、担当課長：191～192ページ、公所等：207ページに掲載

〈緑政土木局〉

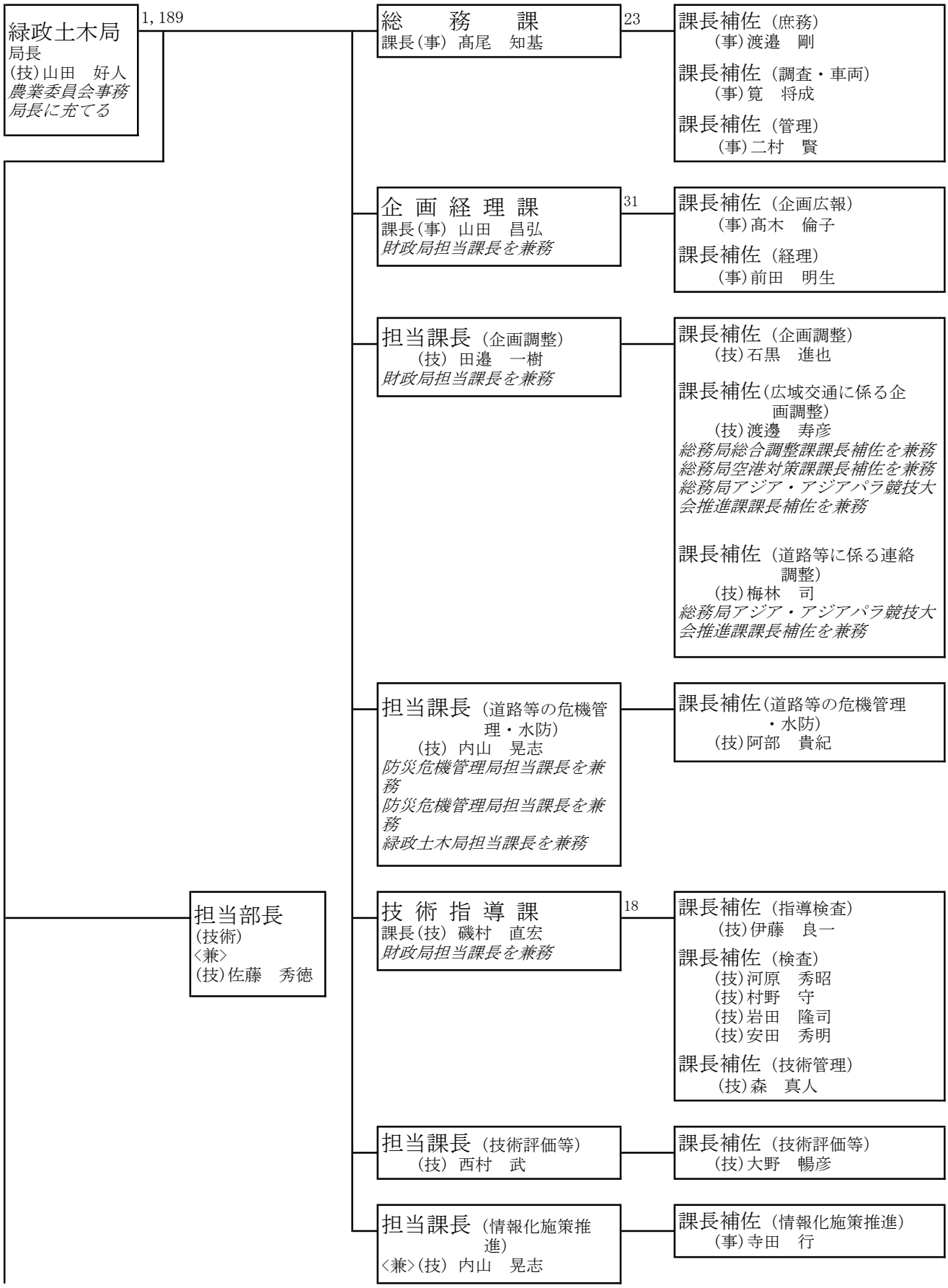

【分掌事務（緑政土木局）】課：164～166ページ、担当課長：192～193ページ、公所等：208ページに掲載

〈緑政土木局〉

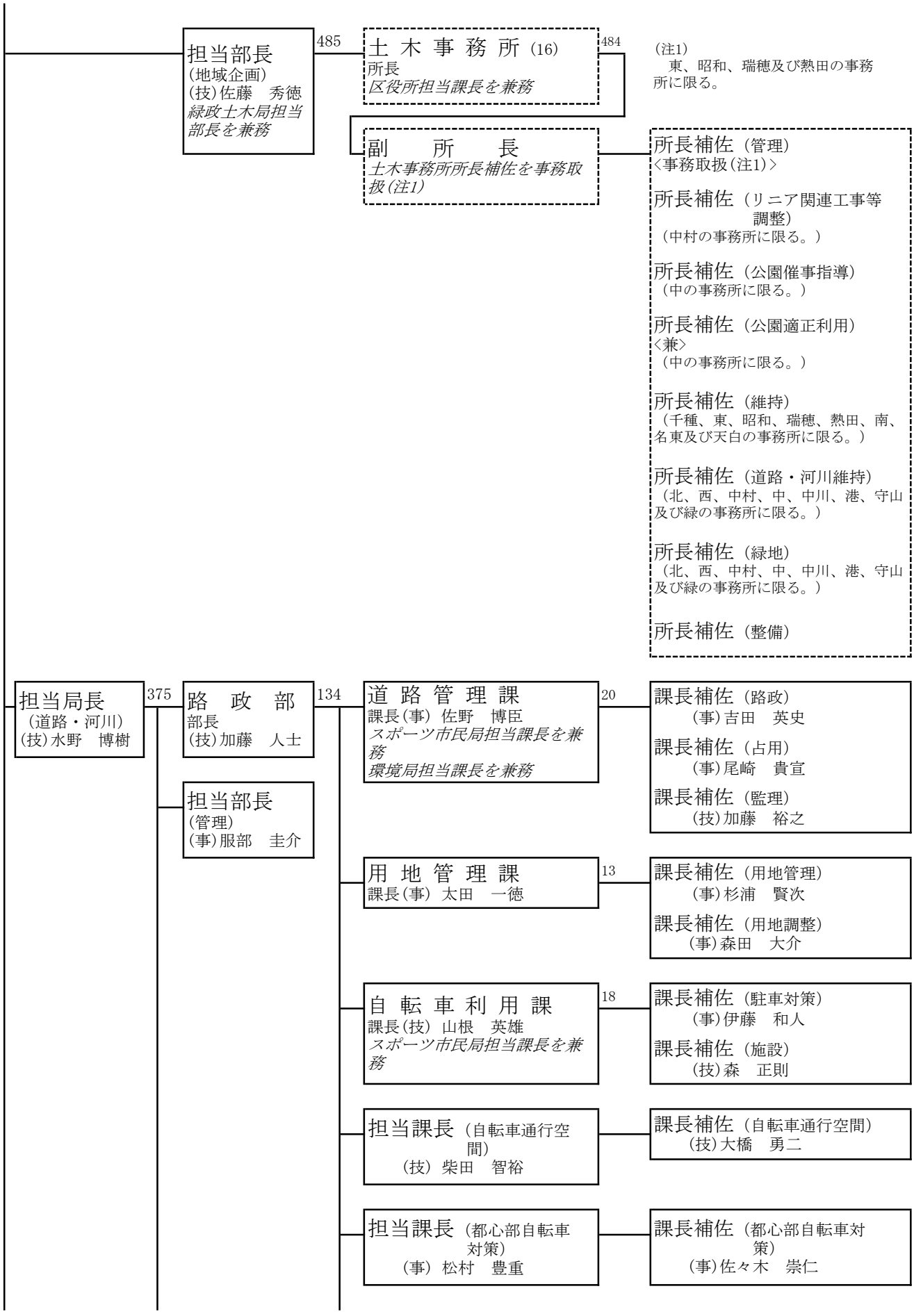

【分掌事務（緑政土木局）】課：164～166ページ、担当課長：192～193ページ、公所等：208ページに掲載

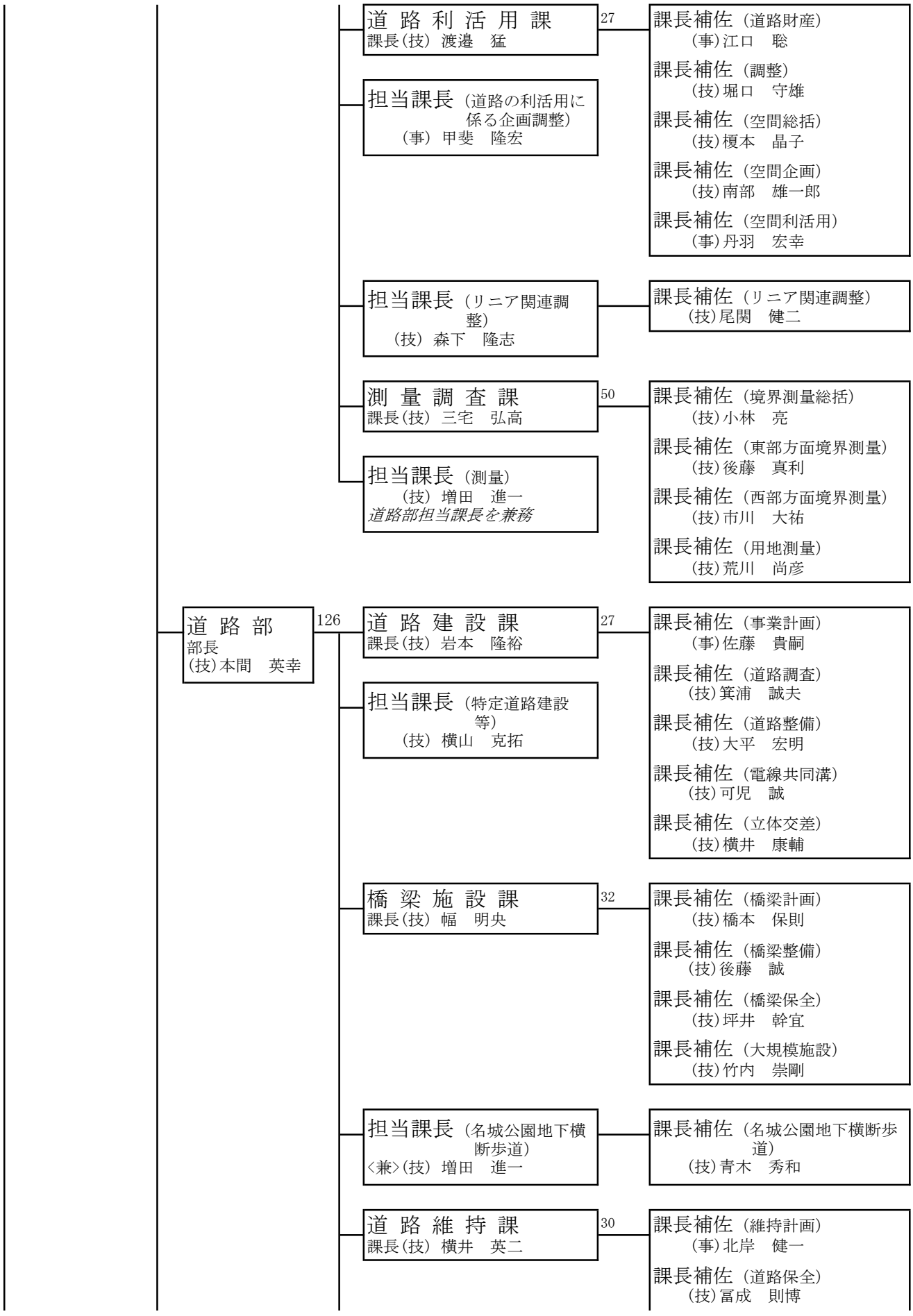

【分掌事務（緑政土木局）】課：164～166ページ、担当課長：192～193ページ、公所等：208ページに掲載

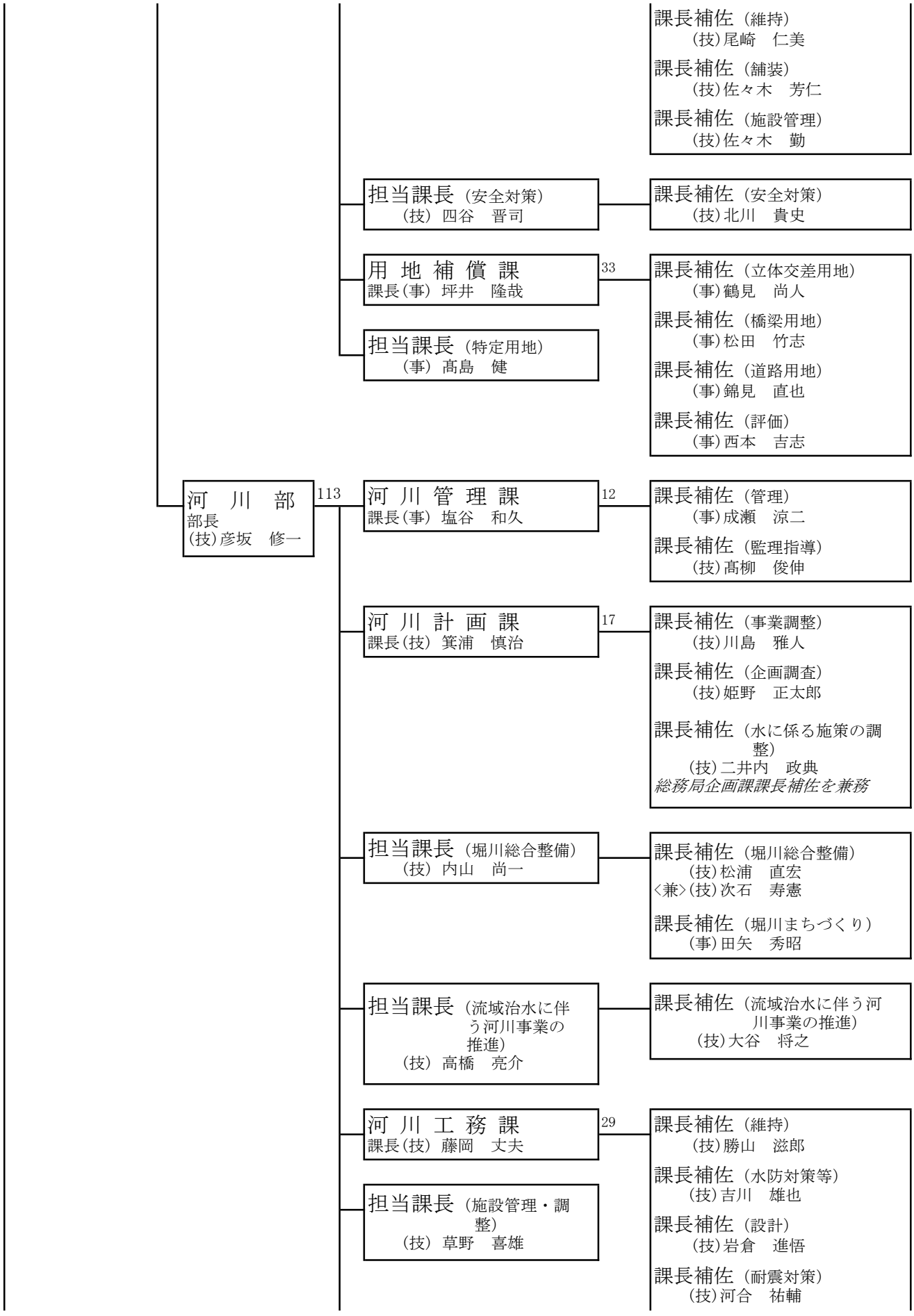

【分掌事務（緑政土木局）】課：164～166ページ、担当課長：192～193ページ、公所等：208ページに掲載

〈緑政土木局〉

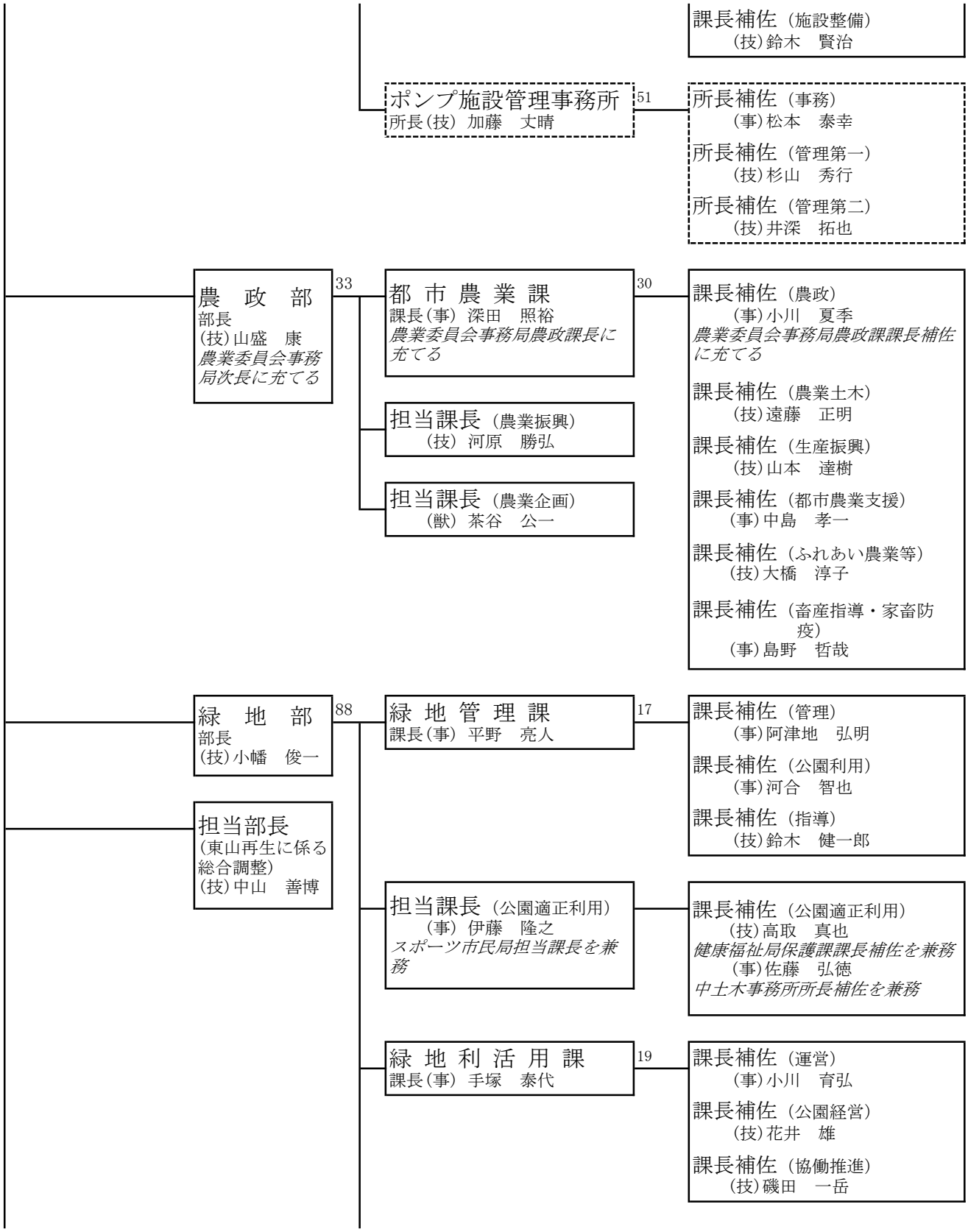

【分掌事務（緑政土木局）】課：164～166ページ、担当課長：192～193ページ、公所等：208ページに掲載

〈緑政土木局〉

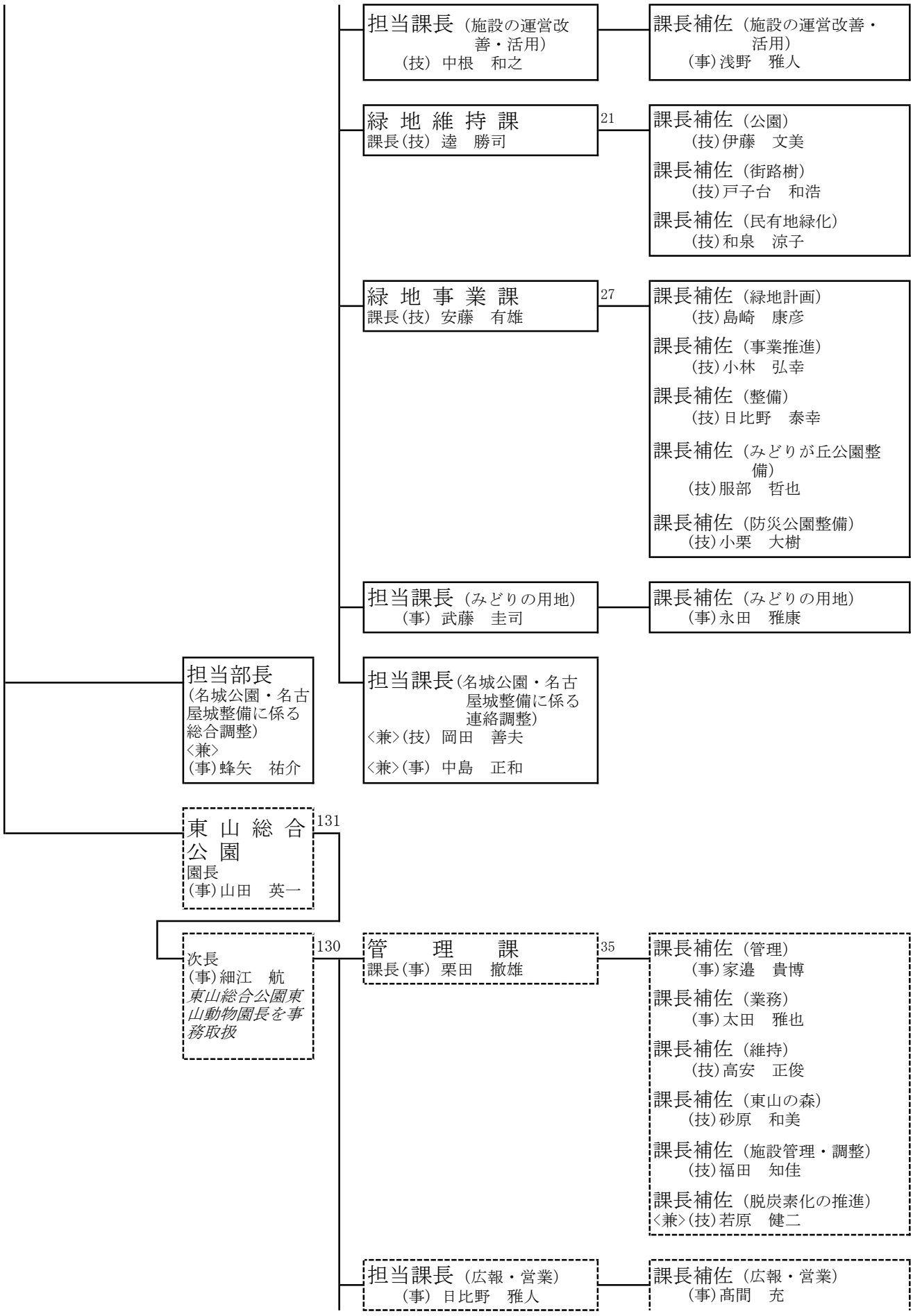

【分掌事務（緑政土木局）】課：164～166ページ、担当課長：192～193ページ、公所等：208ページに掲載

〈緑政土木局〉

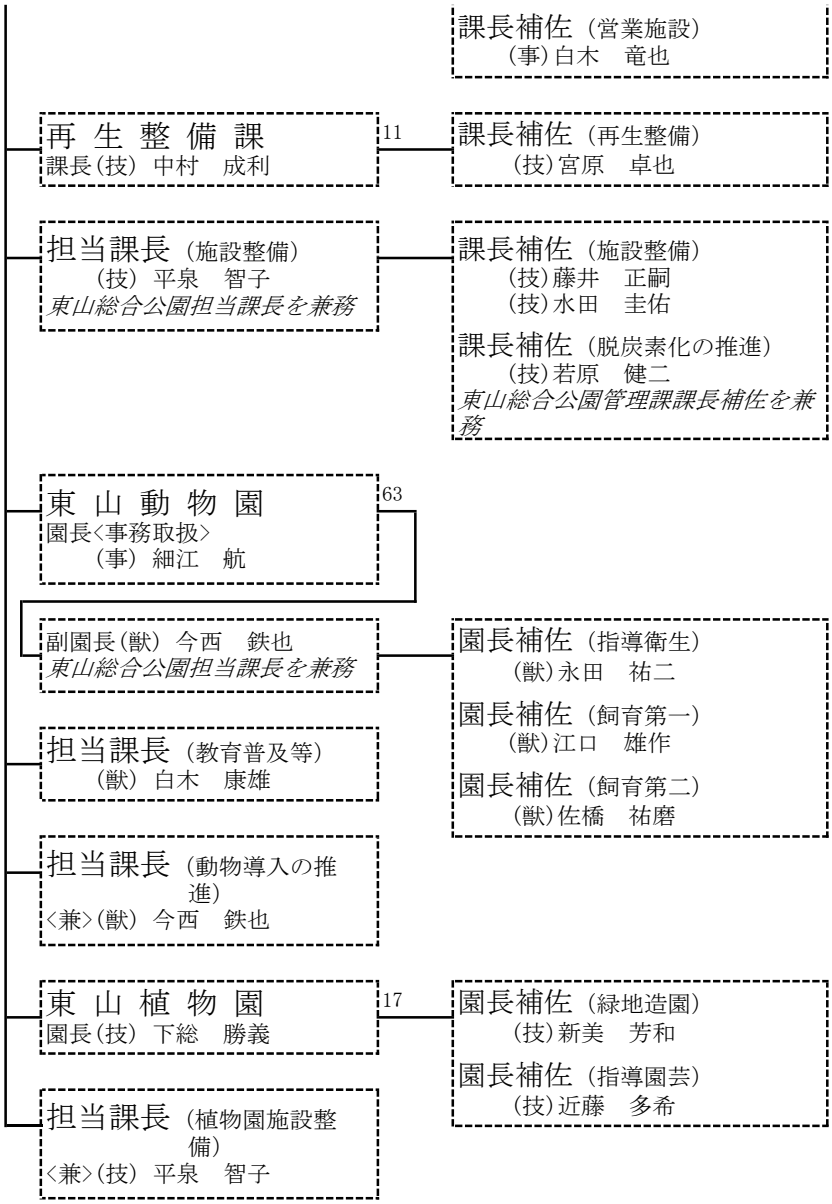

【分掌事務（緑政土木局）】課：164～166ページ、担当課長：192～193ページ、公所等：208ページに掲載

〈緑政土木局〉

補職名＼事務所名	千種土木事務所	東土木事務所	北土木事務所	西土木事務所
所長	(技)近藤　守 30	(技)保田佳彦 25	(技)北川直哉 31	(技)森下直樹 32
副所長	(技)清水恵子	(事)加藤清二	(技)太田幹夫	(技)加藤孝一
所長補佐（管理）	(事)蒲　浩幸	〈事務取扱〉 (事)加藤清二	(事)和田　勉	(事)鷲野和義
所長補佐（維持）	(技)山本裕治	(技)池平尚由喜	―――	―――
所長補佐（道路・河川維持）	―――	―――	(技)佐々木誠	(技)小川浩平
所長補佐（緑地）	―――	―――	(技)濵中拓也	(技)倉田三恵子
所長補佐（整備）	(技)宮木　毅	(技)林　桂太郎	(技)水野真聡	(技)阪野俊樹

補職名＼事務所名	中村土木事務所	中土木事務所	昭和土木事務所	瑞穂土木事務所
所長	(技)鳥原正太郎 33	(技)鈴木昌哉 31	(技)原田　隆 25	(技)山田薫夫 25
副所長	(事)岩田哲明	(事)松本吉史	(事)佐藤丈士	(事)小倉栄一
所長補佐（管理）	(事)今村嘉孝	(事)河村昌明	〈事務取扱〉 (事)佐藤丈士	〈事務取扱〉 (事)小倉栄一
所長補佐(リニア関連工事等調整)	(技)岩永真一 ①	―――	―――	―――
所長補佐(公園催事指導)	―――	(事)中澤友宏	―――	―――
所長補佐(公園適正利用)	―――	〈兼〉(事)佐藤弘徳	―――	―――
所長補佐（維持）	―――	―――	(技)神谷直樹	(技)川原林　浩
所長補佐（道路・河川維持）	(技)嶋田隆之	(技)関　貴之	―――	―――
所長補佐（緑地）	(技)近藤紀子	(技)金森智哉	―――	―――
所長補佐（整備）	(技)新井雅之	(技)三倉隆行	(技)小出貴文	(技)久保耕平

補職名＼事務所名	熱田土木事務所	中川土木事務所	港土木事務所	南土木事務所
所長	(技)中村直嗣 25	(技)清水浩二 36	(技)大澤　健 33	(技)中野勝之 28
副所長	(事)山中知子	(事)辻　正時	(事)丸山直美	(技)篠塚泰伸
所長補佐（管理）	〈事務取扱〉 (事)山中知子	(事)安田忠弘	(事)白井常雄	(事)武田一利
所長補佐（維持）	(技)松﨑充宏	―――	―――	(技)蒲野裕貴
所長補佐（道路・河川維持）	―――	(技)横山文彦	(技)宮川健太	―――
所長補佐（緑地）	―――	(技)髙木　彬	(技)酒井千裕	―――
所長補佐（整備）	(技)木野村正弥	(技)下川貴幸	(技)宇佐美吉弘	(技)山口貴文

補職名＼事務所名	守山土木事務所	緑土木事務所	名東土木事務所	天白土木事務所
所長	(技)佐橋友裕 33	(技)菊川資浩 37	(技)鈴木裕治 29	(技)平野　徹 31
副所長	(事)大嶋重行	(技)猪俣佳江	(技)太髙将明	(技)松島理也
所長補佐（管理）	(事)原田拓史	(事)前田知宏	(事)髙瀬秀太	(事)村瀬伸一
所長補佐（維持）	―――	―――	(技)木村好徳	(技)宇田祥治
所長補佐（道路・河川維持）	(技)加藤昌宏	(技)増田真一	―――	―――
所長補佐（緑地）	(技)森山博光	(技)井内大介	―――	―――
所長補佐（整備）	(技)岸　添拓	(技)池上和司	(技)野村慎一郎	(技)外川綾馬

〈上下水道局〉

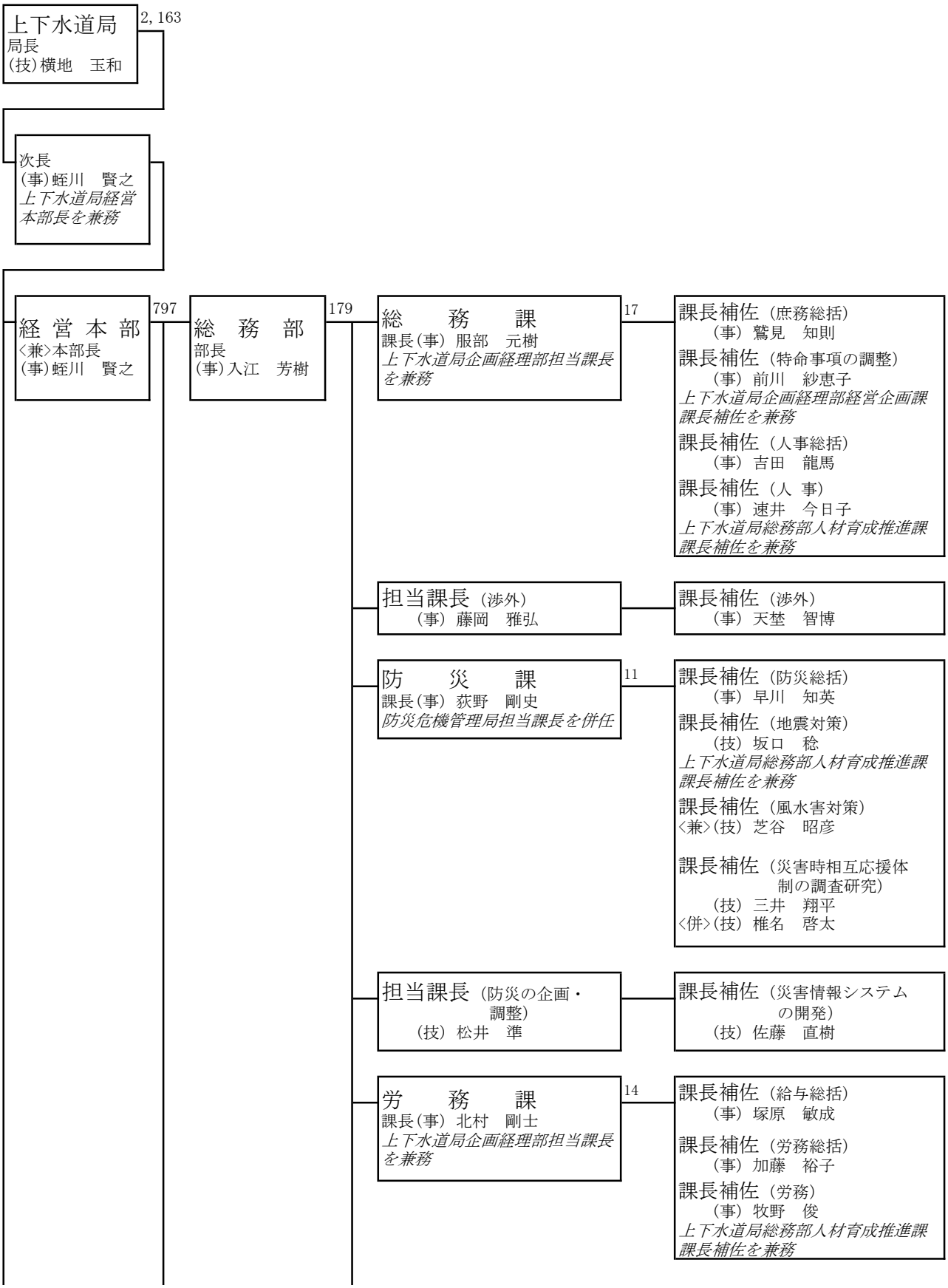

【分掌事務（上下水道局）】課：166～170ページ、担当課長：193～195ページ、公所等：208～210ページに掲載

〈上下水道局〉

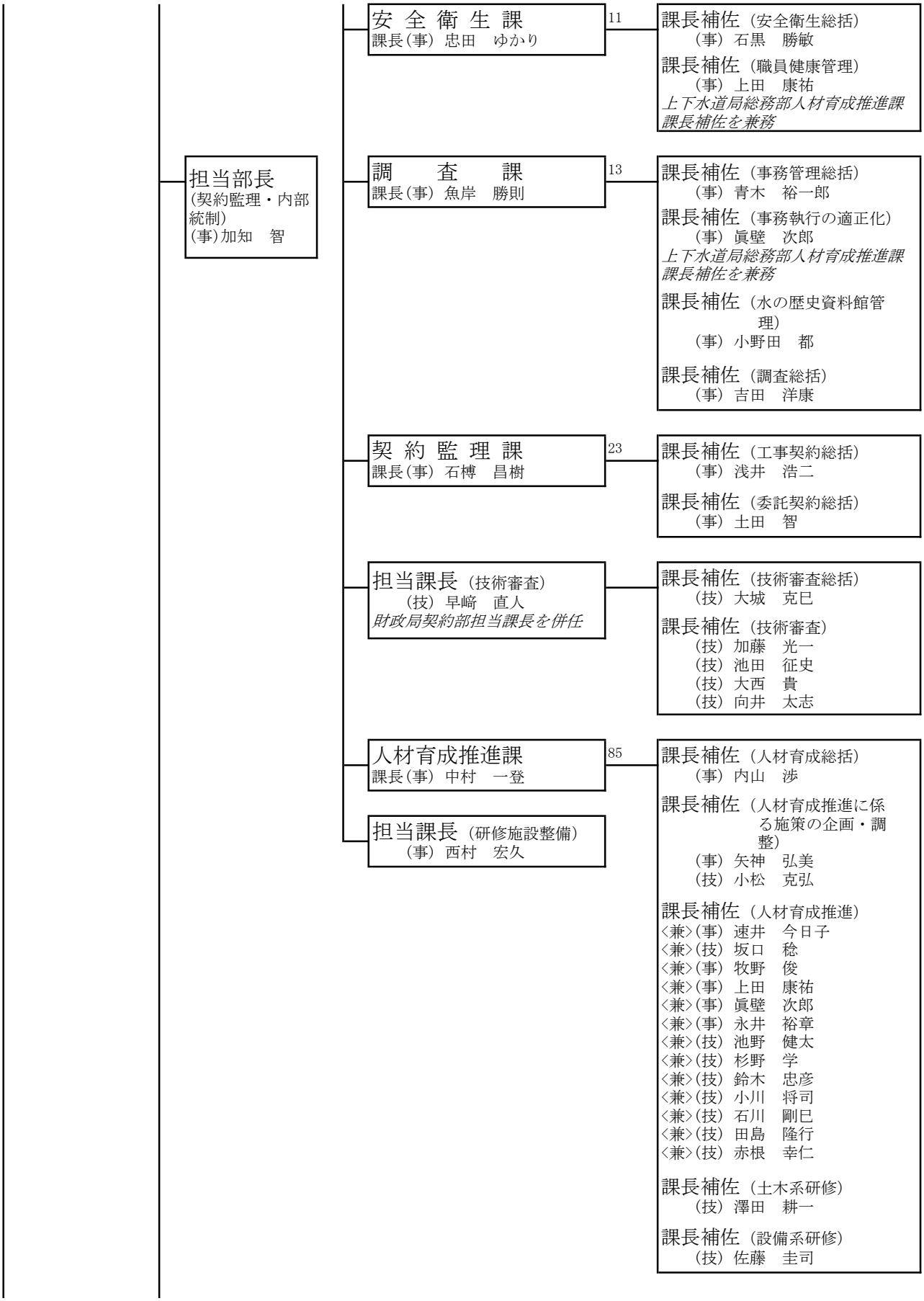

【分掌事務（上下水道局）】課：166～170ページ、担当課長：193～195ページ、公所等：208～210ページに掲載

〈上下水道局〉

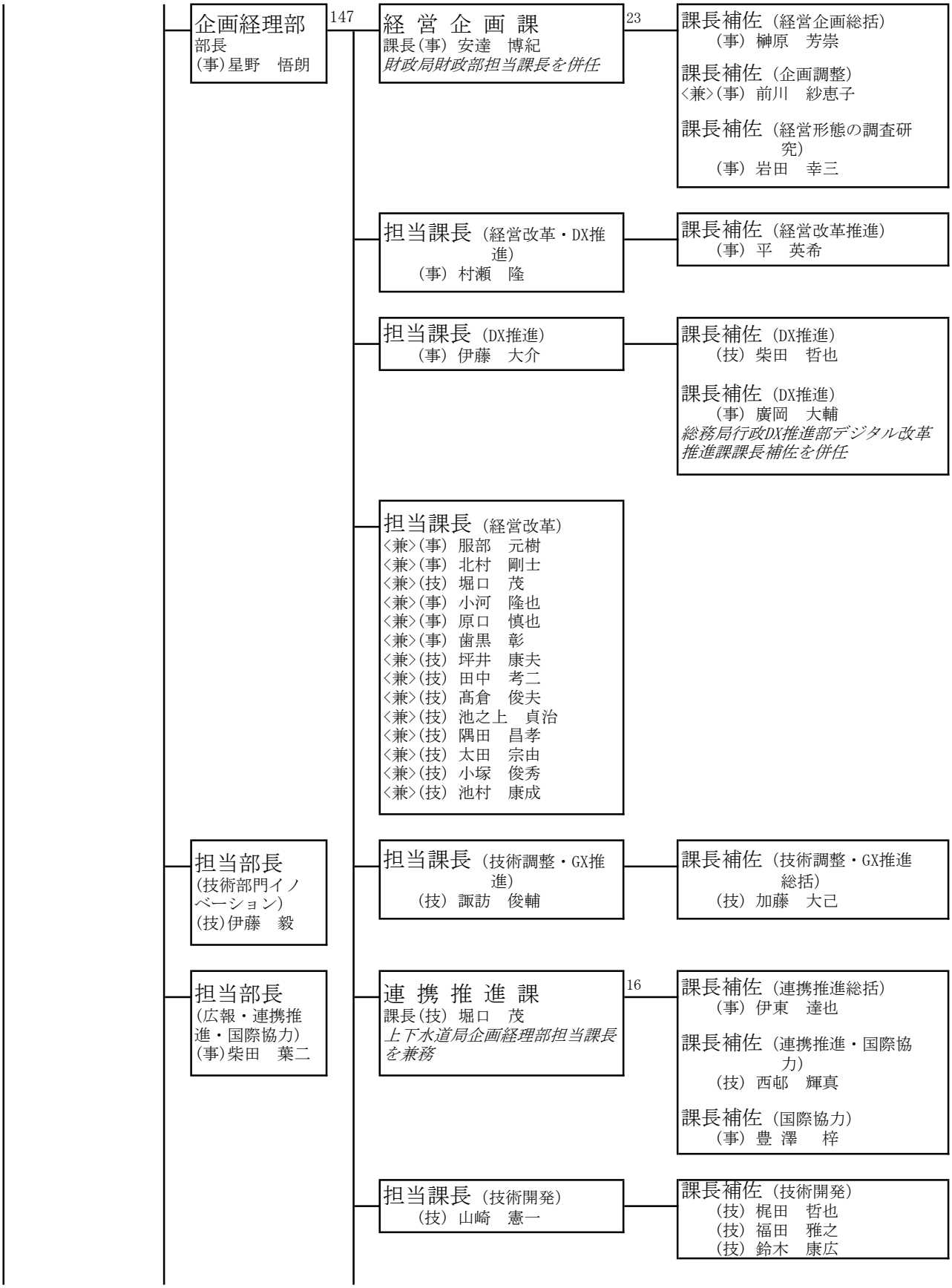

【分掌事務（上下水道局）】課：166～170ページ、担当課長：193～195ページ、公所等：208～210ページに掲載

〈上下水道局〉

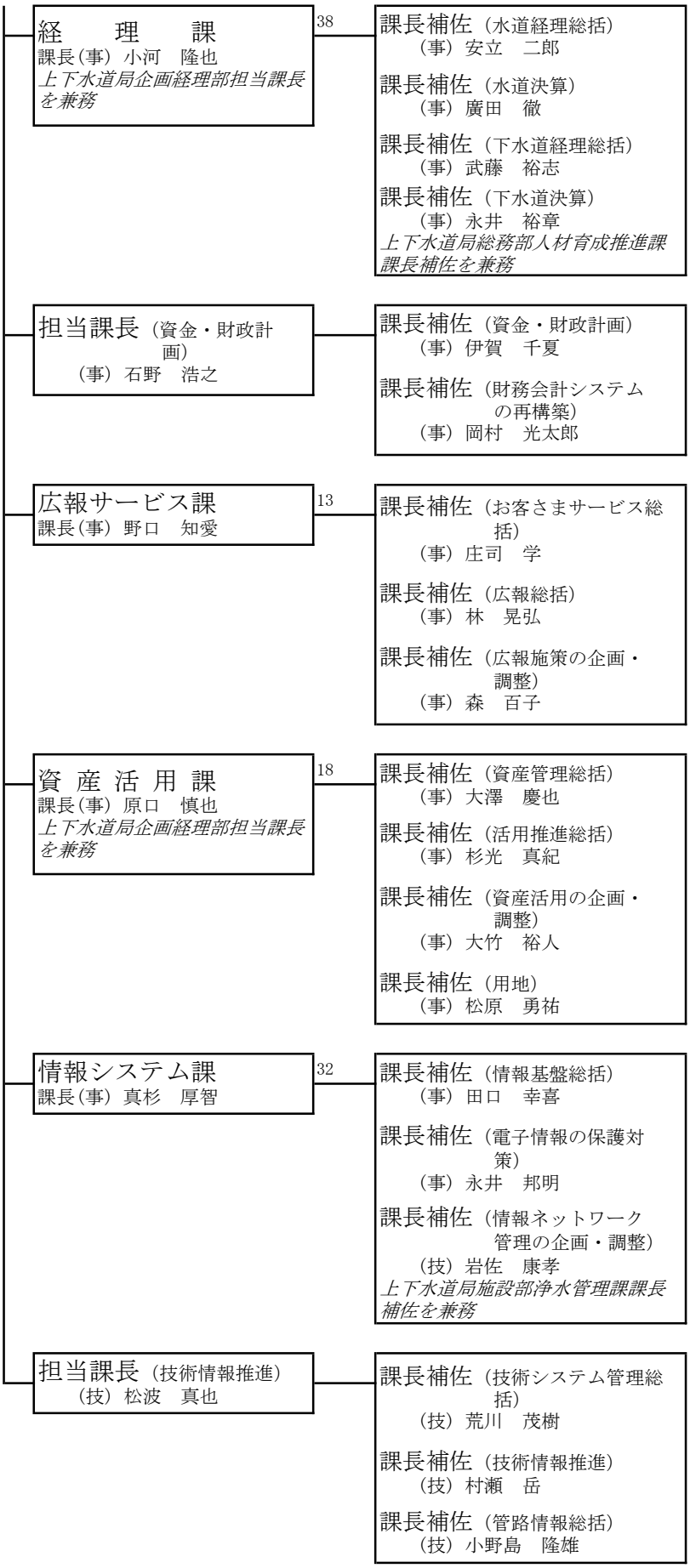

【分掌事務（上下水道局）】課：166～170ページ、担当課長：193～195ページ、公所等：208～210ページに掲載

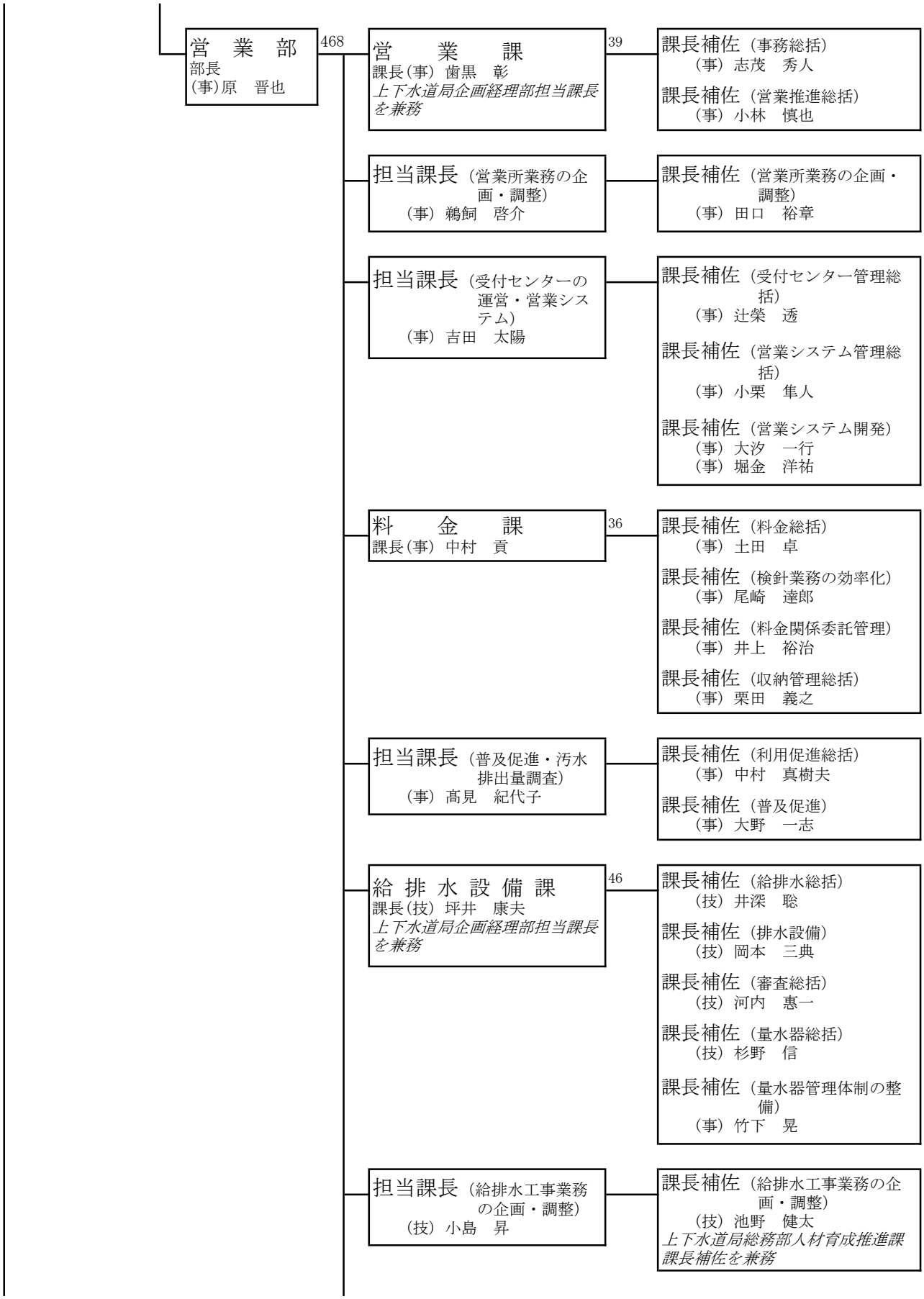

【分掌事務（上下水道局）】課：166～170ページ、担当課長：193～195ページ、公所等：208～210ページに掲載

〈上下水道局〉

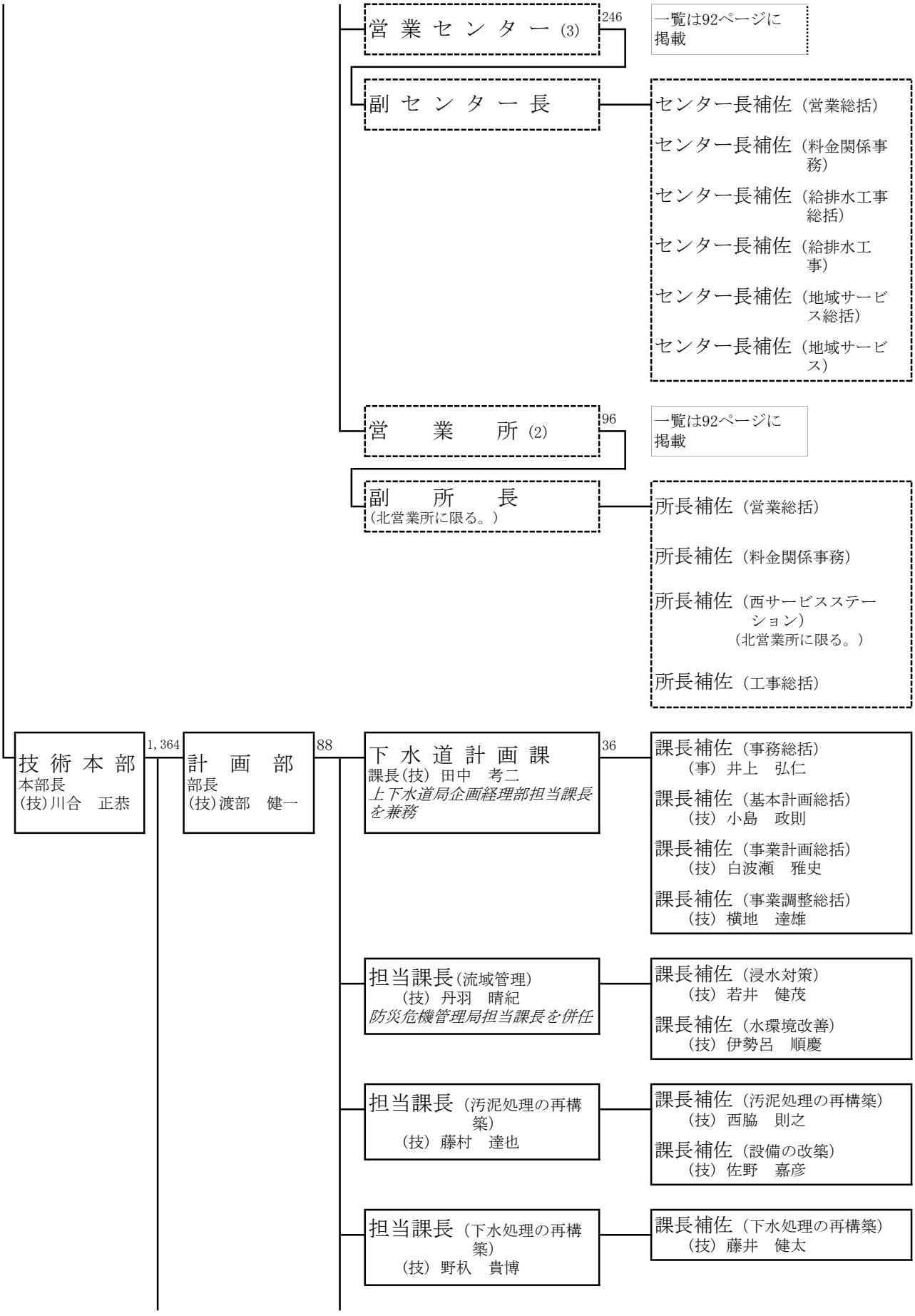

【分掌事務（上下水道局）】課：166～170ページ、担当課長：193～195ページ、公所等：208～210ページに掲載

〈上下水道局〉

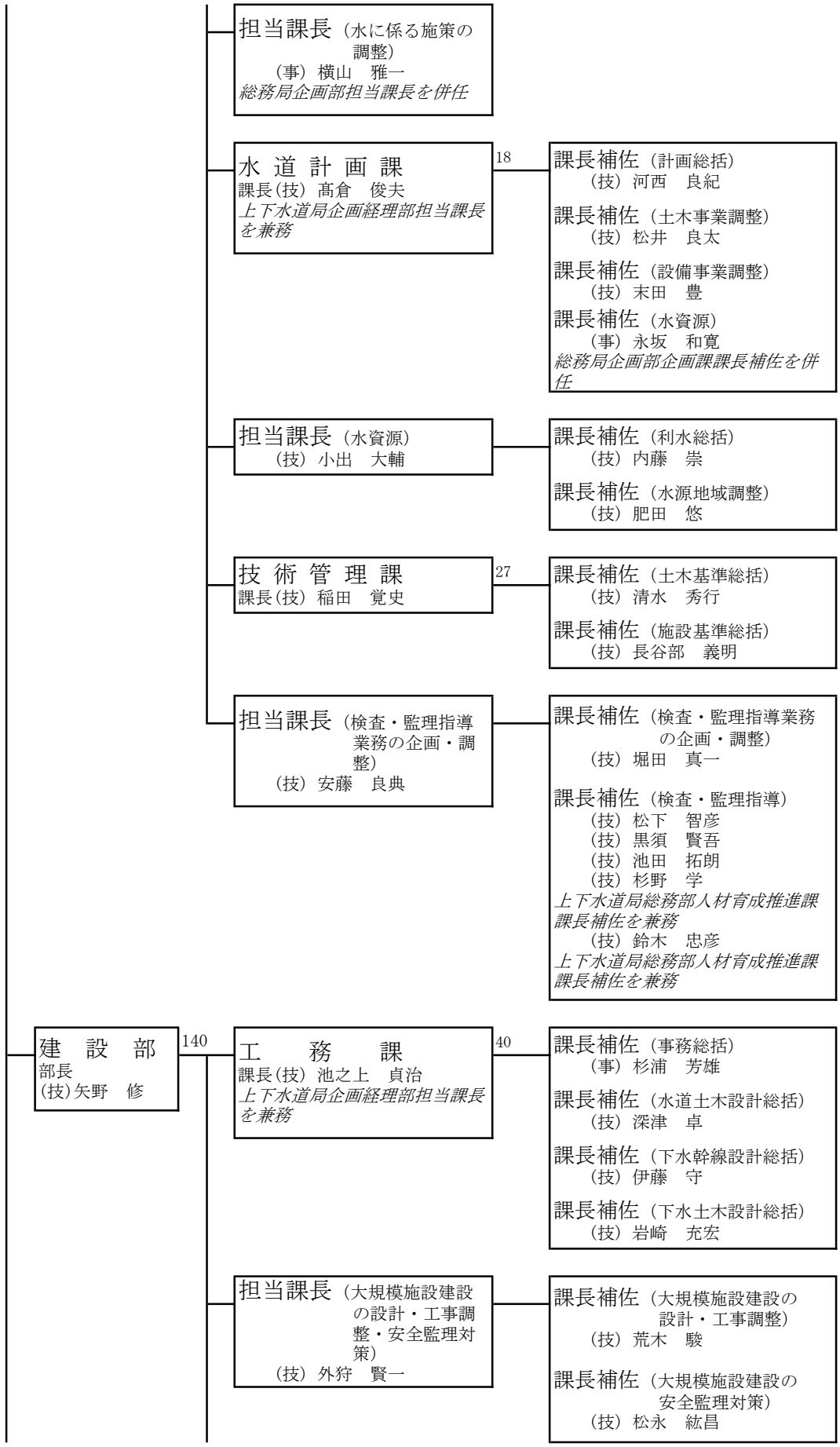

【分掌事務（上下水道局）】課：166～170ページ、担当課長：193～195ページ、公所等：208～210ページに掲載

〈上下水道局〉

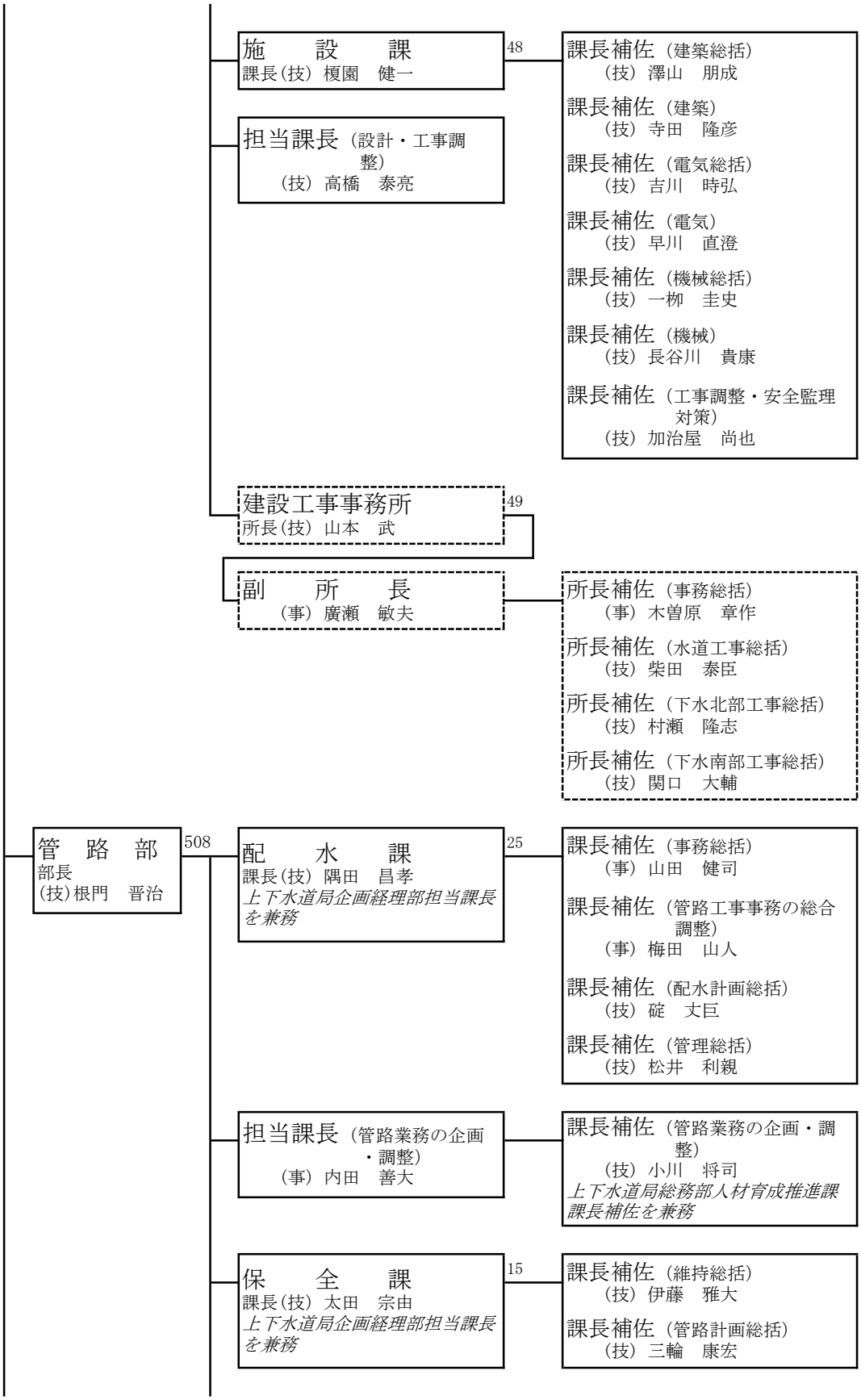

【分掌事務（上下水道局）】課：166～170ページ、担当課長：193～195ページ、公所等：208～210ページに掲載

〈上下水道局〉

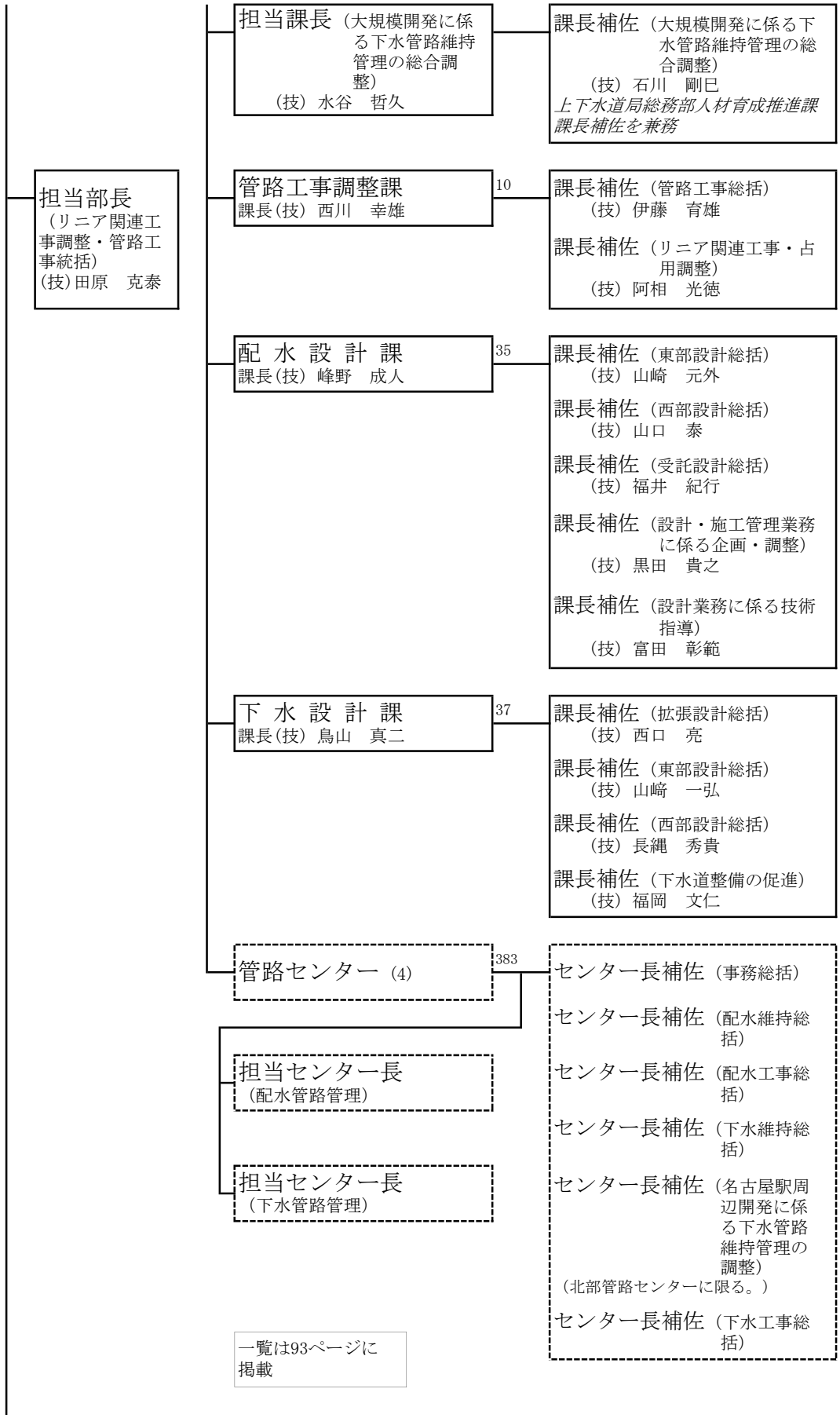

【分掌事務（上下水道局）】課：166～170ページ、担当課長：193～195ページ、公所等：208～210ページに掲載

〈上下水道局〉

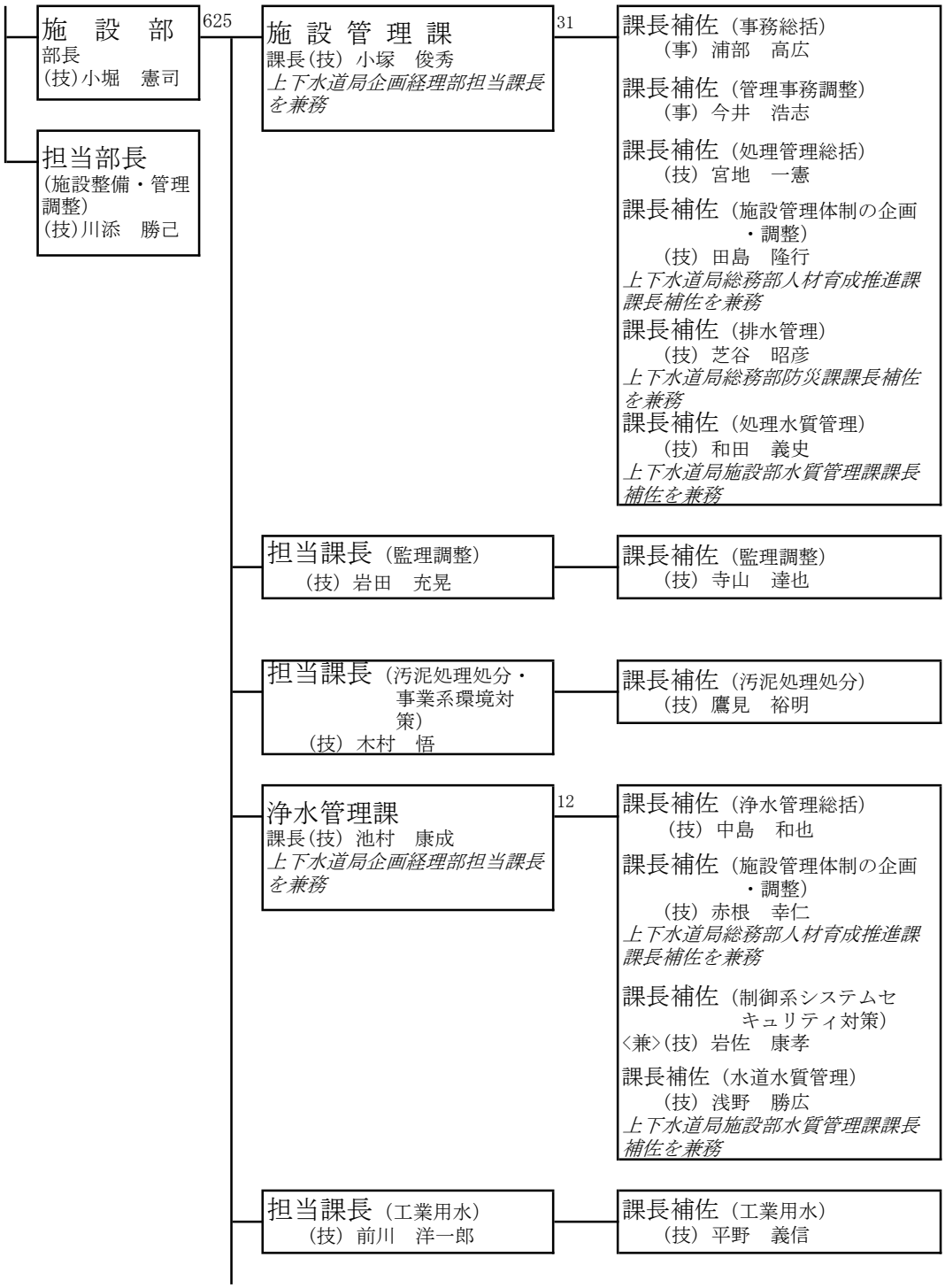

【分掌事務（上下水道局）】課：166～170ページ、担当課長：193～195ページ、公所等：208～210ページに掲載

〈上下水道局〉

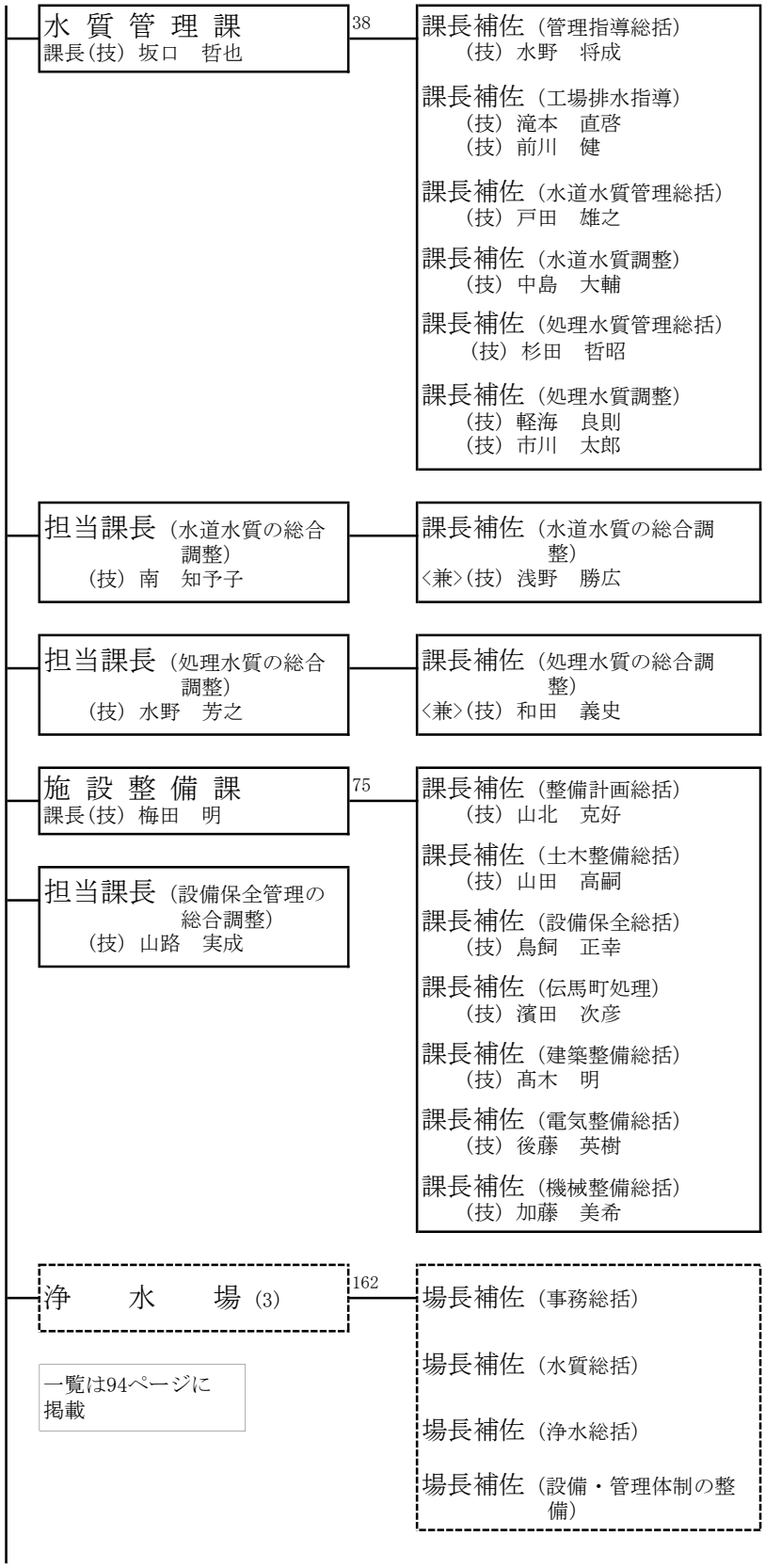

【分掌事務（上下水道局）】課：166～170ページ、担当課長：193～195ページ、公所等：208～210ページに掲載

〈上下水道局〉

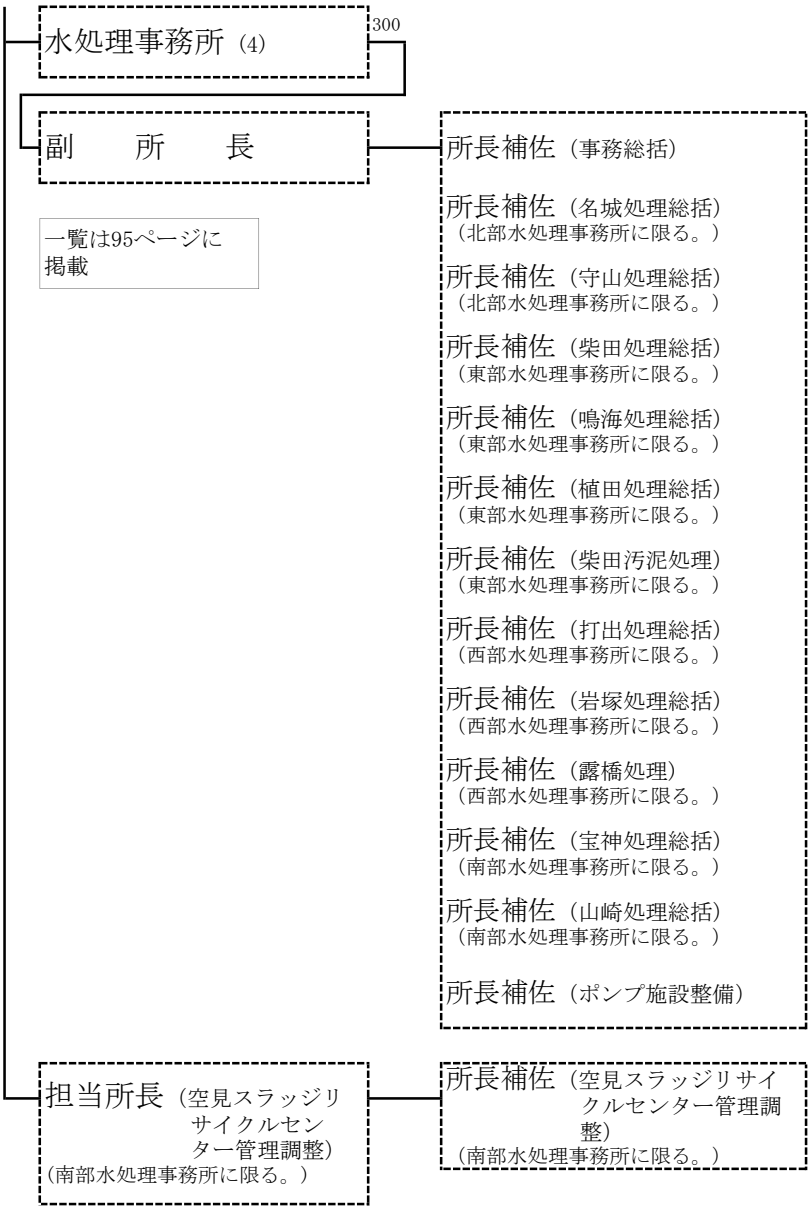

【分掌事務（上下水道局）】課：166～170ページ、担当課長：193～195ページ、公所等：208～210ページに掲載

〈上下水道局〉

営業所名 / 補職名	東部営業センター	西部営業センター	南部営業センター
センター長	(事)伊藤　英彰　88	(技)杉山　泰彦　77	(技)天野　勝文　81
副センター長	(事)鈴木　誠	(事)福井　康一	(事)渡邊　智彦
センター長補佐（営業総括）	(事)早瀬　義朗	(事)津坂　芳樹	(事)加藤　翠
センター長補佐（料金関係事務）	(事)岩佐　正晃	(事)堀江　裕子	(事)村瀬　良範
センター長補佐（料金関係事務）	(事)佐藤　雄一郎	(事)松田　裕太	(事)佐竹　翔子
センター長補佐（給排水工事総括）	(技)濵本　剛紀	(技)岡島　智斎	(技)中田　寛
センター長補佐（給排水工事）	(技)喜多村　智之	(技)若宮　大輔	(技)吉本　正昭
センター長補佐（地域サービス総括）	(技)安原　重人	(技)吉田　拓司	(技)木下　和也
センター長補佐（地域サービス）	(事)加藤　嘉之	(事)田中　潤	(事)若原　嵩

営業所名 / 補職名	北営業所	中村営業所
所長	(事)根﨑　徹志　52	(事)井上　明和　44
副所長	(事)辻下　恵理子	――――
所長補佐（営業総括）	(事)足立　保之	(事)林　洋平
所長補佐(料金関係事務)	(事)渡邉　佳代	(事)西澤　志織
所長補佐(料金関係事務)	(事)堀井　美緒	――――
所長補佐(西サービスステーション)	〈事務取扱〉 (事)辻下　恵理子	――――
所長補佐（工事総括）	(技)安藤　彰記	(技)山田　征宏

〈上下水道局〉

補職名＼事務所名	東部管路センター	北部管路センター	西部管路センター
センター長	(技)都築　敦　95	(技)多和田　力　98	(技)大山　智　100
担当センター長（配水管路管理）	(技)衣斐　篤	(技)藤田　真彰	(技)平本　昌生
担当センター長（下水管路管理）	(技)氷室　敦	(技)西山　明芳	(技)平野　貴康
センター長補佐（事務総括）	(事)江口　賢司	(事)前田　政直	(事)三輪　明弘
センター長補佐（配水維持総括）	(技)藤原　寛浩	(技)伊藤　雅	(技)森　和典
センター長補佐（配水工事総括）	(技)倉田　正志	(技)稲熊　良彦	(技)増田　善也
センター長補佐（下水維持総括）	(技)澤木　洋一	(技)清水　克祐	(技)久田　陽史
センター長補佐（名古屋駅周辺開発に係る下水管路維持管理の調整）	―――	(技)伊藤　彰浩	―――
センター長補佐（下水工事総括）	(技)山下　裕介	(技)長野　芳樹	(技)大久保　純一

補職名＼事務所名	南部管路センター
センター長	(技)中村　誓伺　90
担当センター長（配水管路管理）	(技)坂倉　満
担当センター長（下水管路管理）	(技)春田　大喜
センター長補佐（事務総括）	(事)小泉　龍弘
センター長補佐（配水維持総括）	(技)江原　智子
センター長補佐（配水工事総括）	(技)廣瀬　正憲
センター長補佐（下水維持総括）	(技)内田　正伸
センター長補佐（下水工事総括）	(技)栗田　堅則

浄水場名 / 補職名	春日井浄水場	
場長	(技)神谷　隆行	50
場長補佐（事務総括）	(事)茗荷　良太	
場長補佐（水質総括）	(技)大谷　恭靖	
場長補佐（浄水総括）	(技)棚橋　征宏	
場長補佐（設備・管理体制の整備）	(技)吉村　太輔	

浄水場名 / 補職名	鍋屋上野浄水場	
場長	(技)林　哲矢	59
場長補佐（事務総括）	(事)川端　宏	
場長補佐（水質総括）	(技)古川　智幸	
場長補佐（浄水総括）	(技)田中　誠人	
場長補佐（設備・管理体制の整備）	(技)長谷川　貴大	

浄水場名 / 補職名	大治浄水場	
場長	(技)伊藤　彰彦	53
場長補佐（事務総括）	(事)小林　律也	
場長補佐（水質総括）	(技)浅井　健好	
場長補佐（浄水総括）	(技)鈴木　義仁	
場長補佐（設備・管理体制の整備）	(技)永谷　はるか	

〈上下水道局〉

補職名＼事務所名	北部水処理事務所		補職名＼事務所名	東部水処理事務所	
所長	(技)園田　賢吾	52	所長	(技)小材　新一	78
副所長	(事)関嶋　洋介		副所長	(事)大久保　元子	
所長補佐（事務総括）	(事)吉田　研二		所長補佐（事務総括）	(事)山本　修	
所長補佐（名城処理総括）	(技)河内　勇樹		所長補佐（柴田処理総括）	(技)若松　靖弘	
所長補佐（守山処理総括）	(技)原田　英治		所長補佐（鳴海処理総括）	(技)大森　雄造	
所長補佐(ポンプ施設整備)	(技)笠島　義希		所長補佐（植田処理総括）	(技)長瀬　拓廣	
			所長補佐(柴田汚泥処理)	(技)山田　裕士	
			所長補佐(ポンプ施設整備)	(技)山田　英典	

補職名＼事務所名	西部水処理事務所		補職名＼事務所名	南部水処理事務所	
所長	(技)谷口　信一	71	所長	(技)安田　健一郎	99
副所長	(技)土居　忠幸		副所長	(技)埴　辰雄	
所長補佐（事務総括）	(事)菅原　拓也		担当所長（空見スラッジリサイクルセンター管理調整）	〈兼〉(技)安田　健一郎	
所長補佐（打出処理総括）	(技)間宮　正樹		所長補佐（事務総括）	(事)吉野　毅	
所長補佐（岩塚処理総括）	(技)坂田　直樹		所長補佐（宝神処理総括）	(技)吉野　博樹	
所長補佐（露橋処理）	(技)入江　晃奈		所長補佐（山崎処理総括）	(技)中川　伸一	
所長補佐(ポンプ施設整備)	(技)若松　宏和		所長補佐(ポンプ施設整備)	(技)藤田　泰自	
			所長補佐(ポンプ施設整備)	(技)鈴木　純	
			所長補佐（空見スラッジリサイクルセンター管理調整）	(技)玉置　譲	

〈交 通 局〉

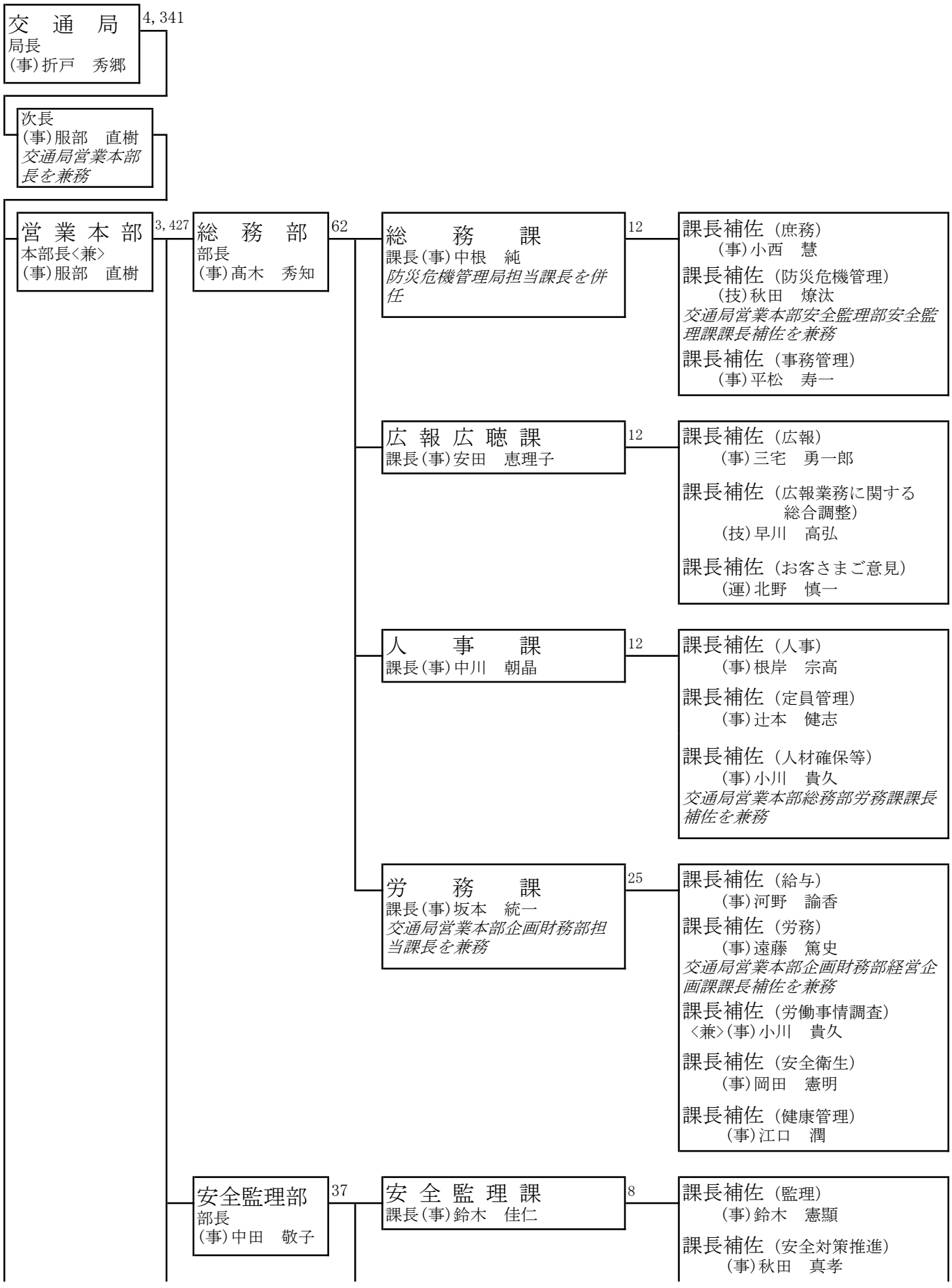

【分掌事務（交通局）】課：170～174ページ、担当課長：195～196ページ、公所：210～211ページに掲載

課長補佐（安全対策推進）
〈兼〉(技)秋田　燎汰
〈兼〉(運)中村　慎吾
〈兼〉(事)内藤　祐太
〈兼〉(技)松本　和広
〈兼〉(技)山田　藤康

人 材 育 成 課　28
課長(技)伊藤　洋一

課長補佐（研修企画）
(事)宍甘　裕樹
課長補佐（電車研修）
(運)岡﨑　幸治
課長補佐（自動車研修）
(運)櫻井　哲也
課長補佐（技術研修）
(技)鈴木　泰秀

企画財務部　75
部長
(事)早川　元康

経 営 企 画 課　18
課長(事)吉田　晃規
財政局財政部担当課長を併任

課長補佐（企画）
(事)神谷　恵子
課長補佐（運賃制度等）
(事)柏田　数馬
課長補佐（交通関連情報調査）
(事)奥村　拓未
課長補佐（調査）
(事)丸澤　敏宏

担当課長（企画調整・外郭団体）
(事)堀　千景

課長補佐（企画調整・外郭団体）
(事)恒吉　隆郎

担当部長
（経営改善）
(事)伊藤　俊介

担当課長（経営改善）
(技)津村　厚範

課長補佐（経営改善）
(事)加藤　宣尚

担当課長（経営改善）
〈兼〉(事)坂本　統一
〈兼〉(事)平松　知巳
〈兼〉(事)安江　秀剛
〈兼〉(事)杉山　正紀
〈兼〉(事)林　繁広
〈兼〉(技)吉田　篤史
〈兼〉(技)大原　幹根

課長補佐（経営改善）
〈兼〉(事)遠藤　篤史
〈兼〉(事)廣田　将道
〈兼〉(事)中野　紗江子
〈兼〉(事)浅野　祐貴
〈兼〉(事)村上　貴信
〈兼〉(事)辻　清貴
〈兼〉(事)近藤　寛之

デジタル推進課　11
課長(技)髙向　秀典

課長補佐（情報管理）
(事)中村　貞穂
課長補佐（DX推進）
(技)野村　正臣

財　　務　　課　19
課長(事)平松　知巳
交通局営業本部企画財務部担当課長を兼務

課長補佐（予算）
(事)堀池　浩平
課長補佐（決算）
(事)佐藤　智範

【分掌事務（交通局）】課：170～174ページ、担当課長：195～196ページ、公所：210～211ページに掲載

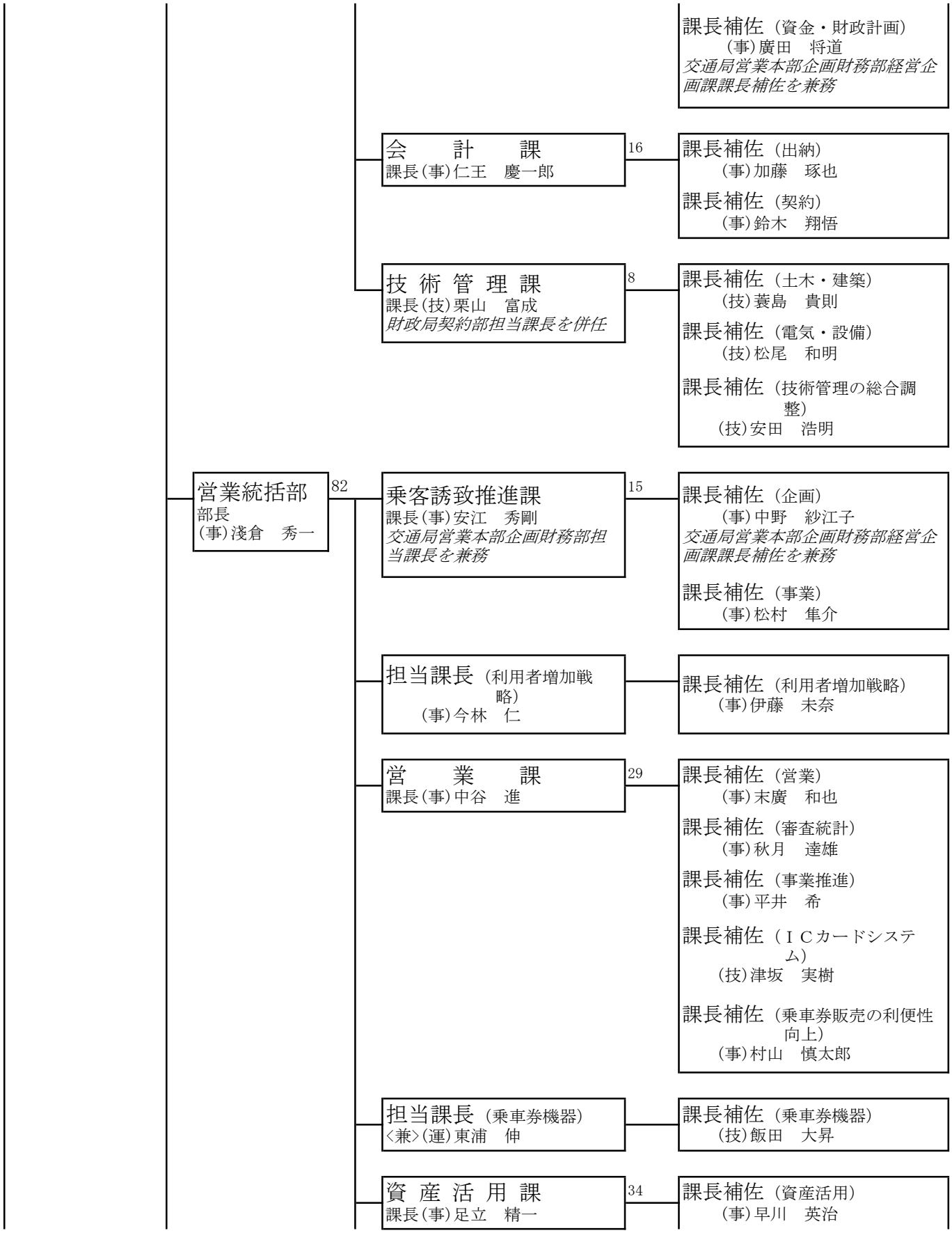

【分掌事務（交通局）】課：170～174ページ、担当課長：195～196ページ、公所：210～211ページに掲載

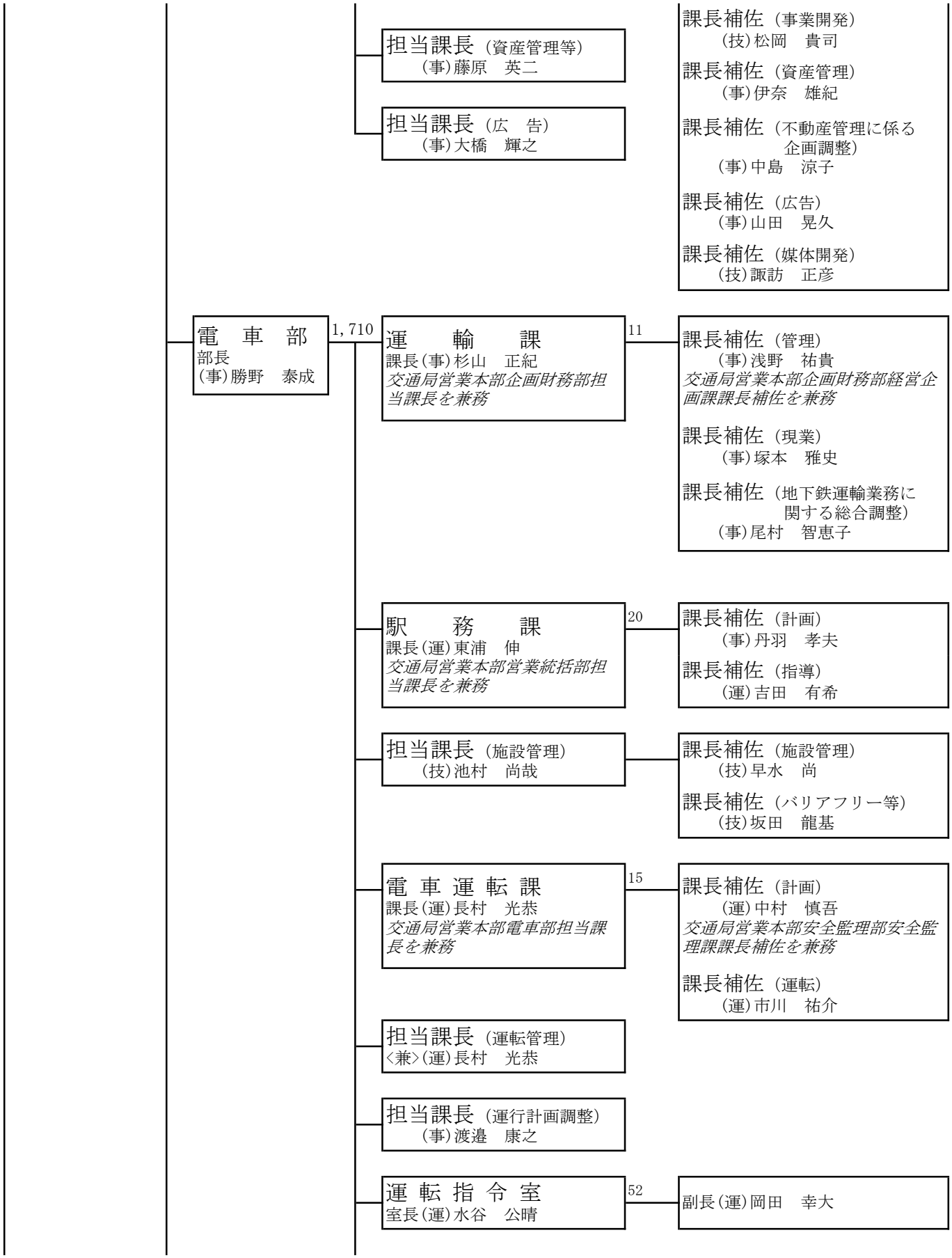

【分掌事務（交通局）】課：170～174ページ、担当課長：195～196ページ、公所：210～211ページに掲載

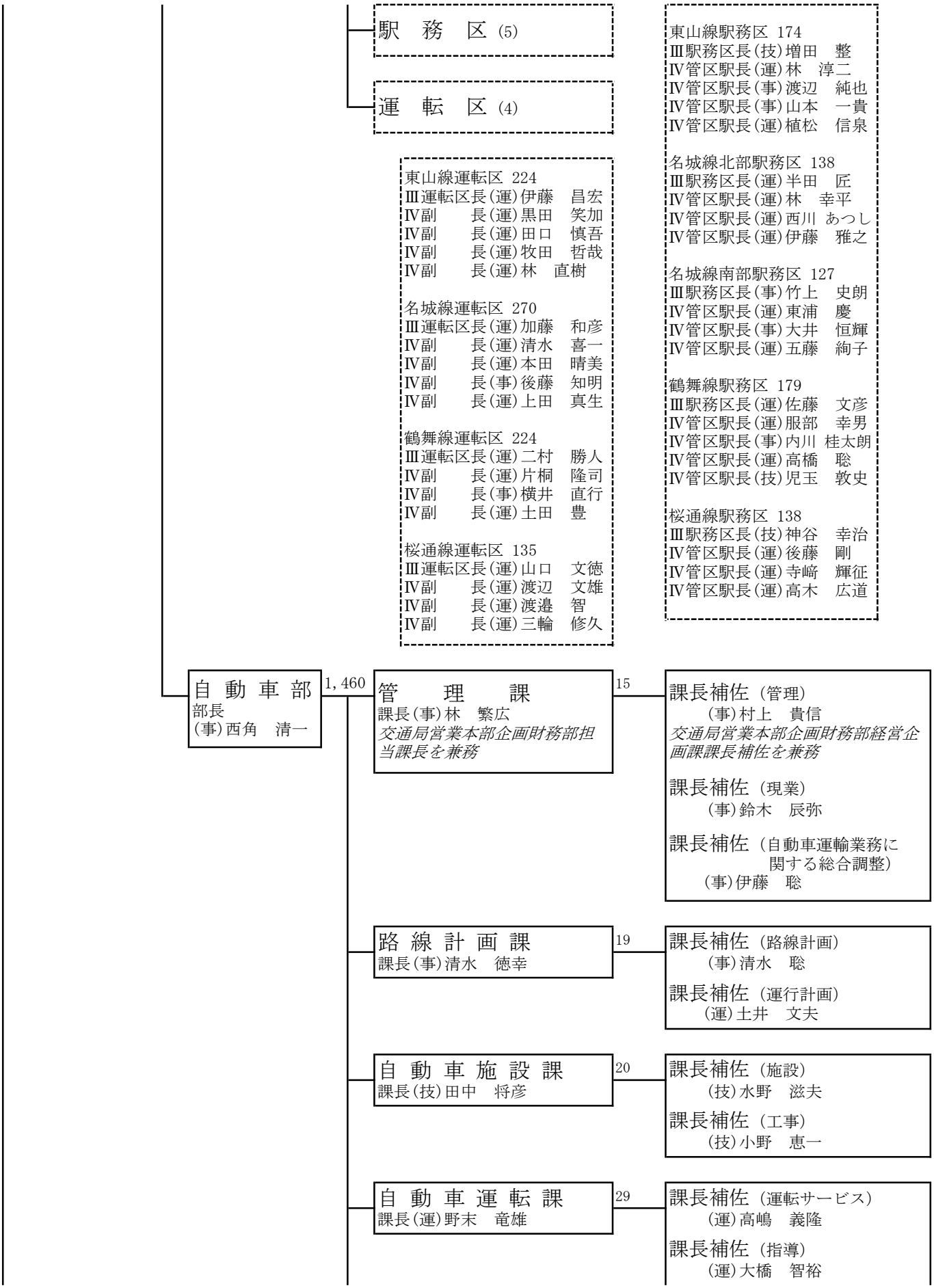

【分掌事務（交通局）】課：170～174ページ、担当課長：195～196ページ、公所：210～211ページに掲載

〈交 通 局〉

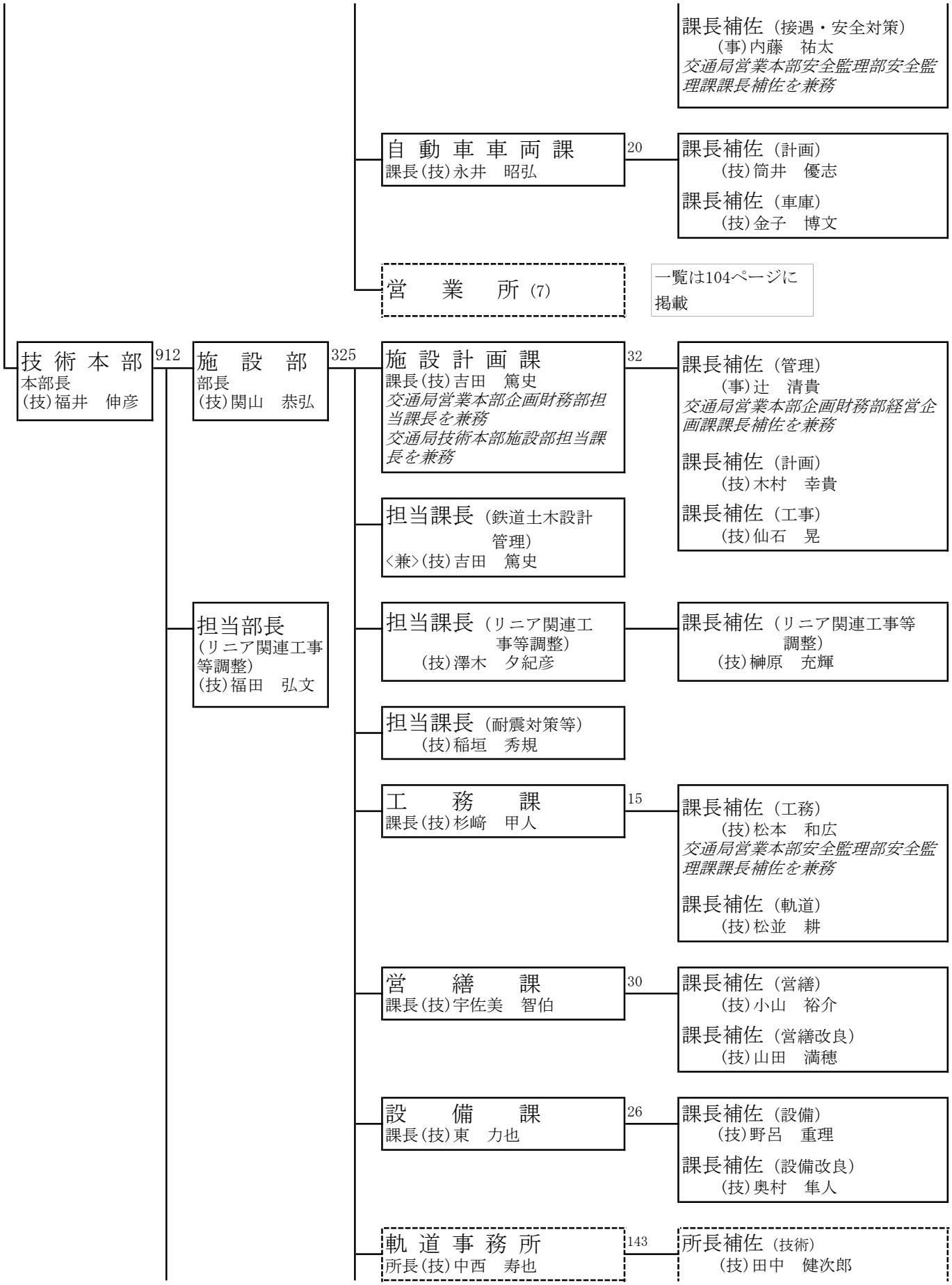

【分掌事務（交通局）】課：170～174ページ、担当課長：195～196ページ、公所：210～211ページに掲載

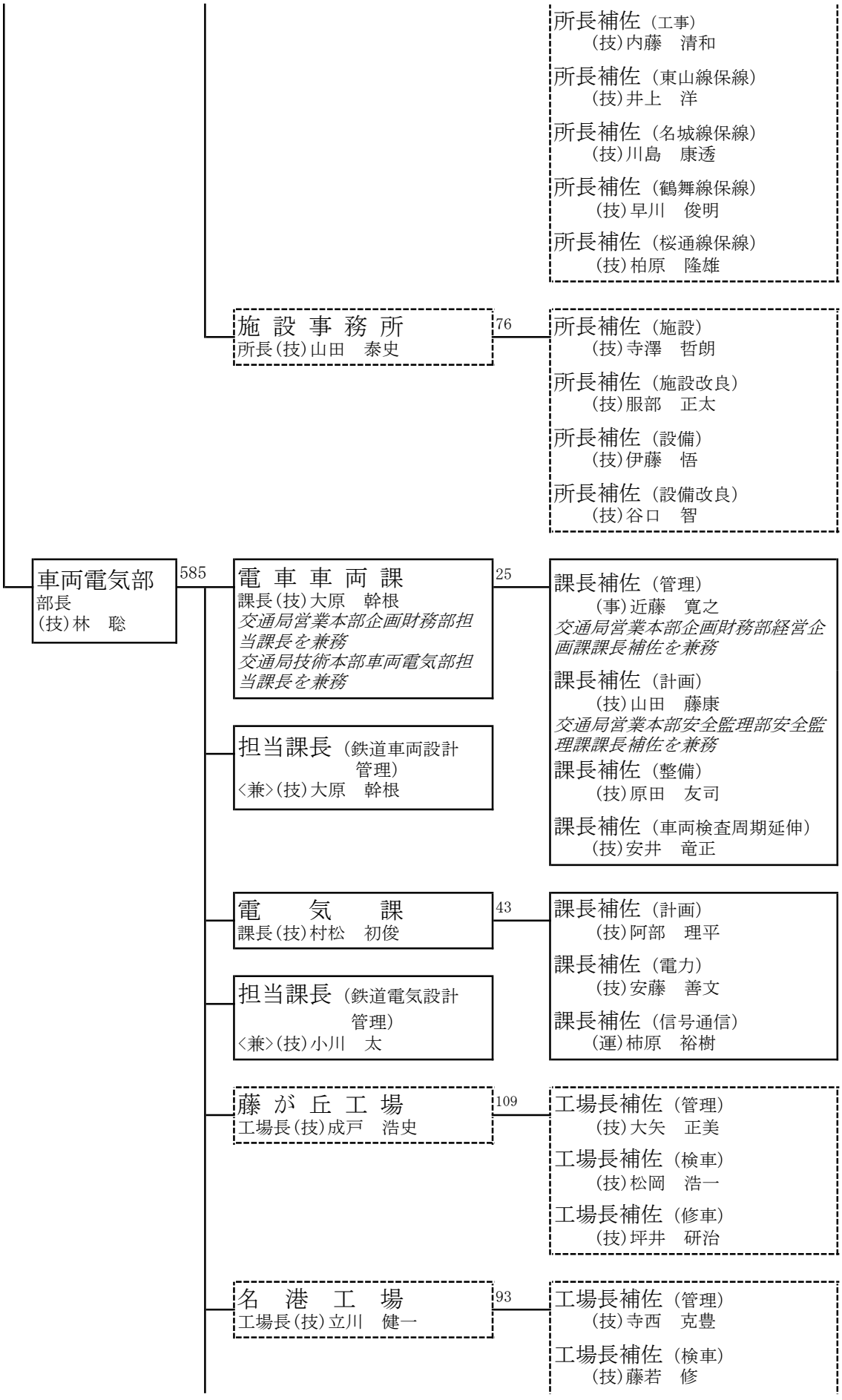

【分掌事務（交通局）】課：170～174ページ、担当課長：195～196ページ、公所：210～211ページに掲載

〈交 通 局〉

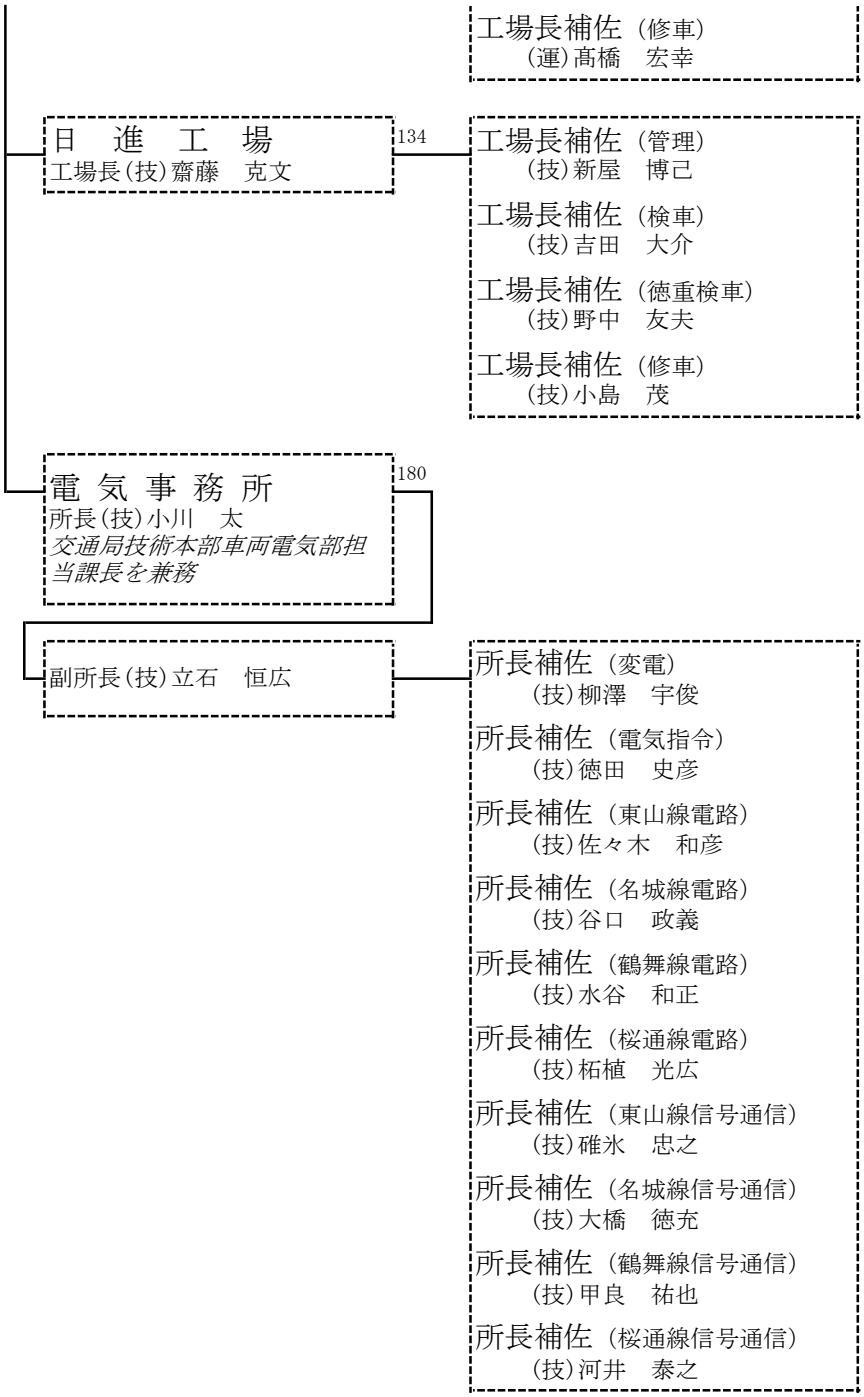

【分掌事務（交通局）】課：170～174ページ、担当課長：195～196ページ、公所：210～211ページに掲載

〈交 通 局〉

補職名＼営業所名	如意営業所		中川営業所		稲西営業所	
Ⅲ 所長	(事)森　武司	179	(事)箕形　慎太郎	236	(運)飯田　寿夫	207
Ⅳ 副長	(運)荒川　信彦		(運)秋田　誠司		(運)川畑　孝明	
副長	(運)松村　知幸		(事)山口　俊勝		(事)細川　心平	
副長（整備）	(技)伊藤　正康		(技)水野　有爲人		(技)瀧本　泰樹	

補職名＼営業所名	鳴尾営業所		緑営業所		猪高営業所	
Ⅲ 所長	(事)梅田　智宏	234	(運)平岩　学	203	(事)菱田　武彦	182
Ⅳ 副長	(運)川原　巖		(運)豊島　憲		(運)山崎　優	
副長	(事)加藤　友哉		(事)長尾　良一		(運)宮田　和利	
副長（整備）	(技)塚本　佳典		(運)矢田　理人		(技)高木　幹仁	

補職名＼営業所名	御器所営業所	
Ⅲ 所長	(事)蟹江　敦夫	115
Ⅳ 副長	(事)原　直喜	
副長	(事)秋山　和範	
副長（整備）	(技)袴田　祥克	

〈消 防 局〉

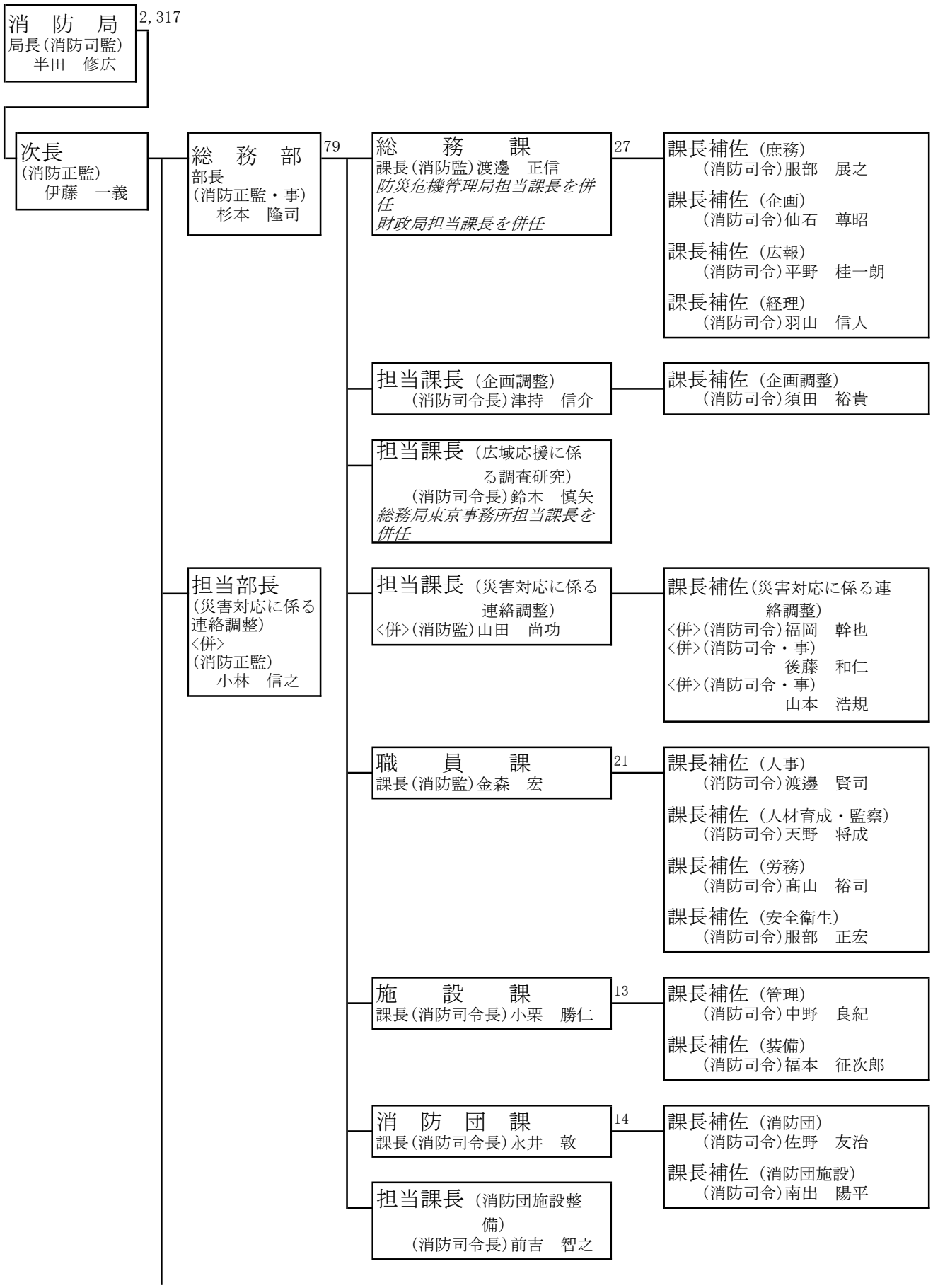

【分掌事務（消防局）】課：174～175ページ、担当課長：196ページ、公所等：211ページに掲載

〈消 防 局〉

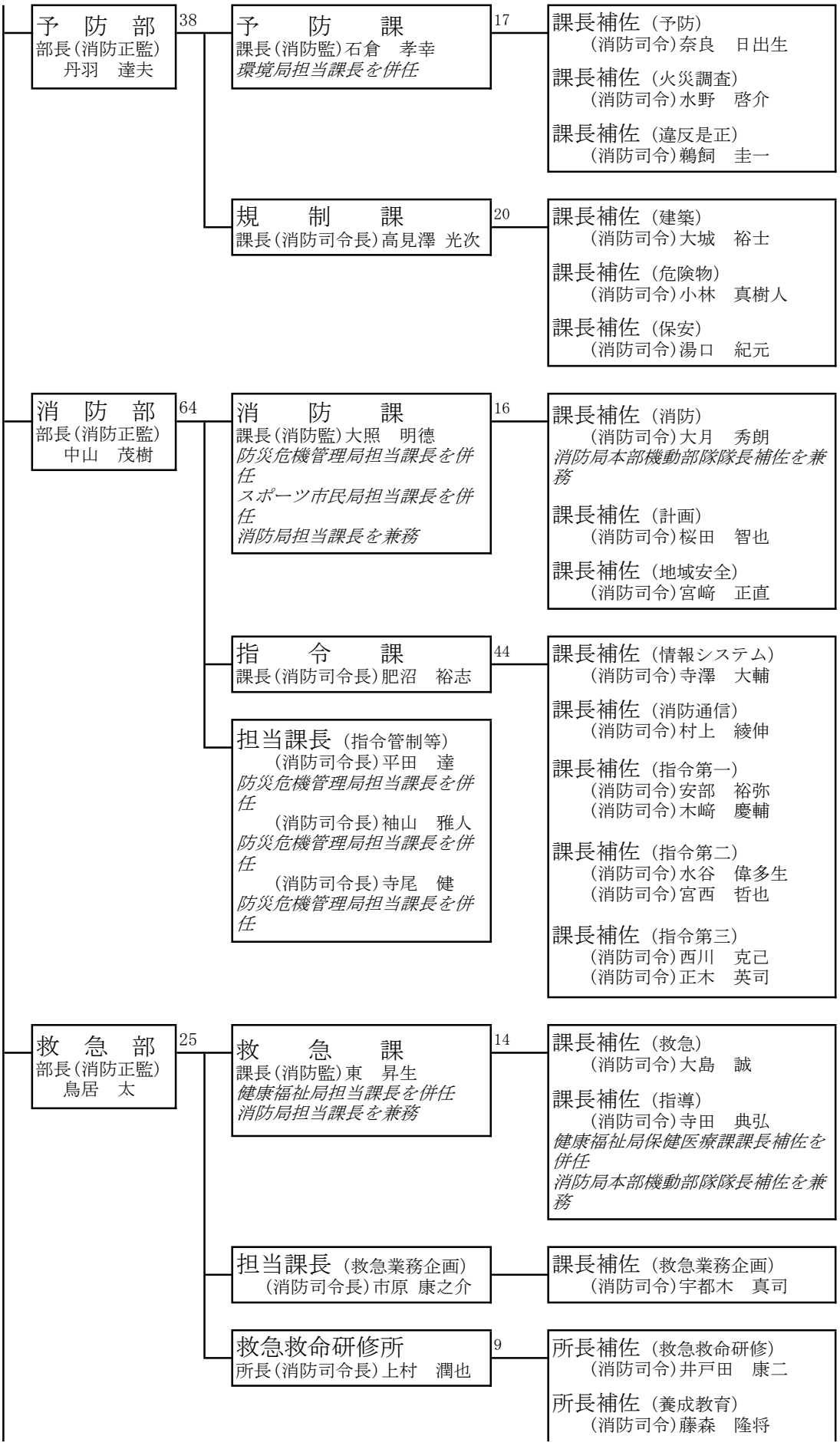

【分掌事務（消防局）】課：174～175ページ、担当課長：196ページ、公所等：211ページに掲載

〈消 防 局〉

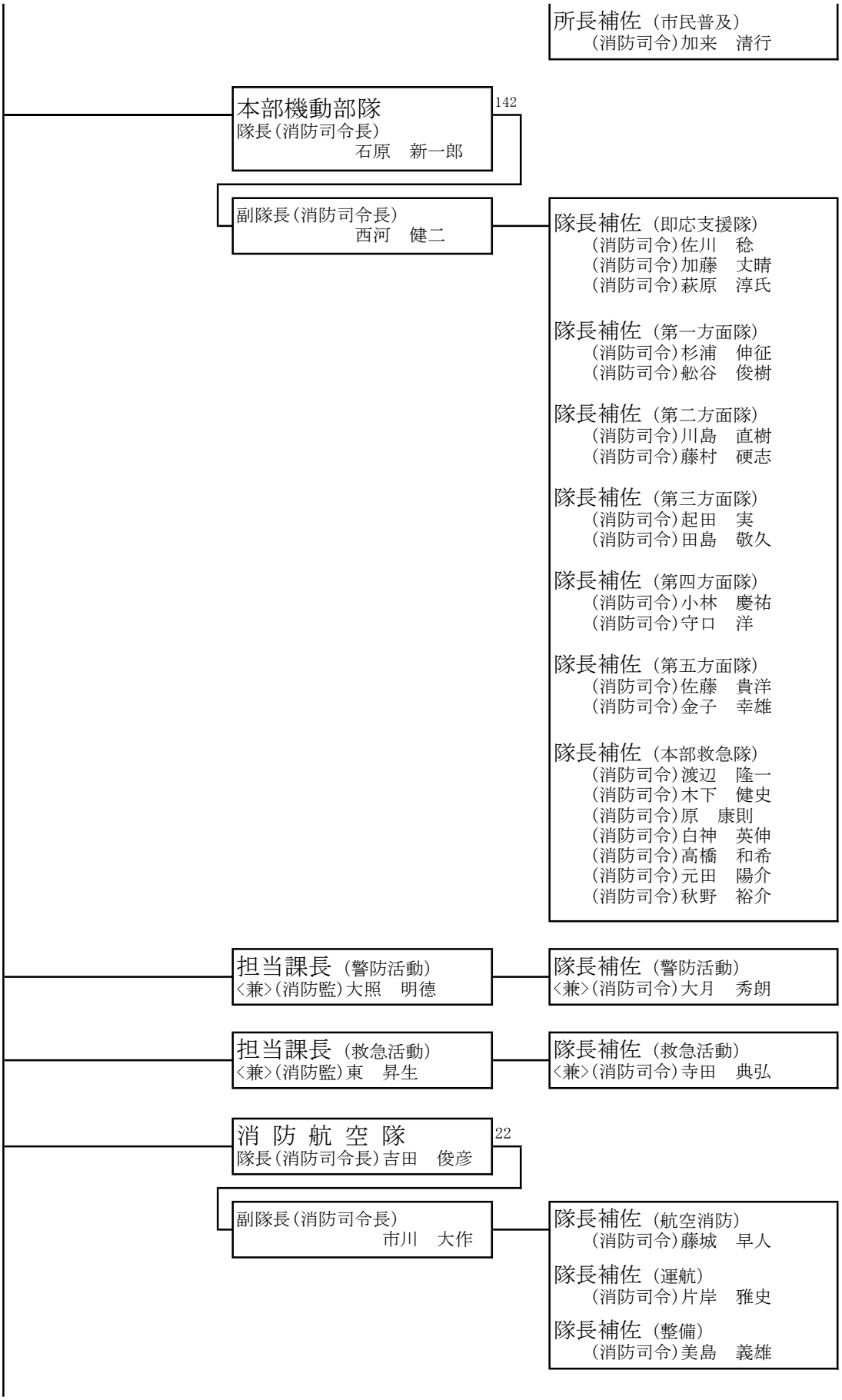

【分掌事務（消防局）】課：174～175ページ、担当課長：196ページ、公所等：211ページに掲載

〈消 防 局〉

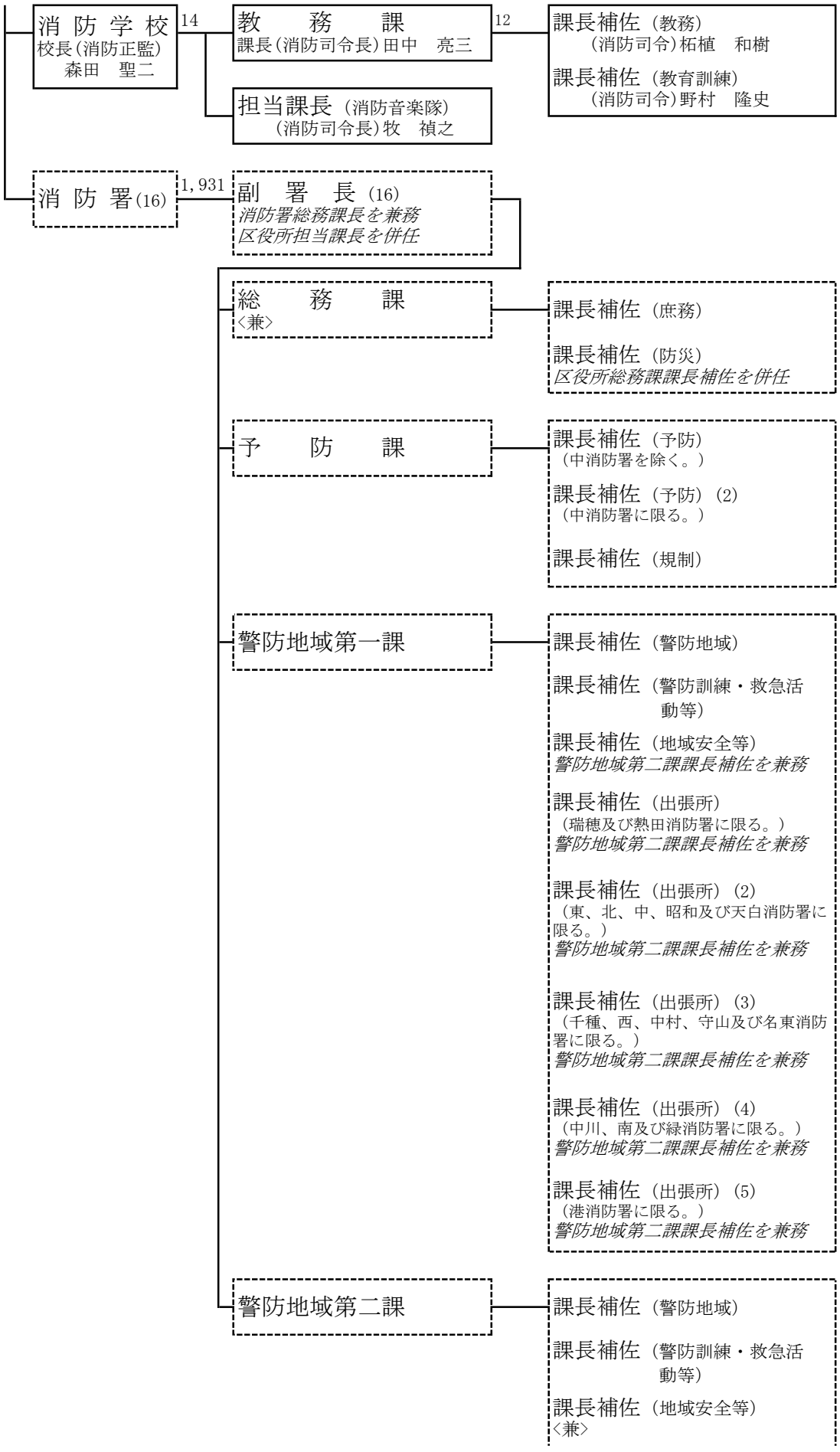

【分掌事務（消防局）】課：174～175ページ、担当課長：196ページ、公所等：211ページに掲載

課長補佐（出張所）
（瑞穂及び熱田消防署に限る。）
〈兼〉

課長補佐（出張所）（2）
（東、北、中、昭和及び天白消防署に限る。）
〈兼〉

課長補佐（出張所）（3）
（千種、西、中村、守山及び名東消防署に限る。）
〈兼〉

課長補佐（出張所）（4）
（中川、南及び緑消防署に限る。）
〈兼〉

課長補佐（出張所）（5）
（港消防署に限る。）
〈兼〉

【分掌事務（消防局）】課：174～175ページ、担当課長：196ページ、公所等：211ページに掲載

〈消 防 局〉

補職名＼消防署名	千種消防署	東消防署	北消防署	西消防署
署長（消防監）	中條 雅彦 119	藤田 英二 101	稲熊 康裕 102	近藤 清隆 119
副署長（消防司令長）	川村 浩二	横田 和明	渡邊 泰輔	伊藤 公一
総務課長（消防司令長）	〈兼〉川村 浩二	〈兼〉横田 和明	〈兼〉渡邊 泰輔	〈兼〉伊藤 公一
課長補佐（庶務）（消防司令）	久富 孝之	大山 晃正	加藤 光昭	小笠原 茂
課長補佐（防災）（消防司令）	鈴木 友和	岡本 健史	中尾 公昭	安藤 和樹
予防課長（消防司令長）	緒川 正行	山田 将史	山内 裕之	長谷川 尚美
課長補佐（予防）（消防司令）	宮川 弘行	小出 高裕	筧 昌英	大井 良介
課長補佐（規制）（消防司令）	松岡 佑佳	村瀬 悠	峰 時	平田 勇
警防地域第一課長（消防司令長）	清水 吉櫻	鈴木 康彦	大正 晃嗣	畑中 昇一
課長補佐（警防地域）（消防司令）	小田 康高	岩田 基伸	太田 貴之	松本 亮一
課長補佐（警防訓練・救急活動等）（消防司令）	谷口 大平	森 裕晃	纐纈 泰由	岡本 弘行
課長補佐（地域安全等）（消防司令）	山内 規彰	関戸 哲也	浅井 生麿	加藤 惠美子
課長補佐（出張所）（消防司令）	山田 真也	河田 拓未	森澤 学	吉田 健司
課長補佐（出張所）（消防司令）	岡部 進	脇坂 公章	田中 直宏	蛭川 宗健
課長補佐（出張所）（消防司令）	佐藤 雄亮	――――	――――	中川 剛
課長補佐（出張所）（消防司令）	――――	――――	――――	――――
課長補佐（出張所）（消防司令）	――――	――――	――――	――――
警防地域第二課長（消防司令長）	秋田 正博	岡山 大地	入倉 勝利	後藤 義文
課長補佐（警防地域）（消防司令）	犬塚 義和	梶川 公洋	鈴木 和敏	垣見 尚広
課長補佐（警防訓練・救急活動等）（消防司令）	太田 裕紀	山本 淳貴	堀田 晃史	伊藤 和夫
課長補佐（地域安全等）（消防司令）	〈兼〉山内 規彰	〈兼〉関戸 哲也	〈兼〉浅井 生麿	〈兼〉加藤 惠美子
課長補佐（出張所）（消防司令）	〈兼〉山田 真也	〈兼〉河田 拓未	〈兼〉森澤 学	〈兼〉吉田 健司
課長補佐（出張所）（消防司令）	〈兼〉岡部 進	〈兼〉脇坂 公章	〈兼〉田中 直宏	〈兼〉蛭川 宗健
課長補佐（出張所）（消防司令）	〈兼〉佐藤 雄亮	――――	――――	〈兼〉中川 剛
課長補佐（出張所）（消防司令）	――――	――――	――――	――――
課長補佐（出張所）（消防司令）	――――	――――	――――	――――

補職名＼消防署名	中村消防署	中消防署	昭和消防署	瑞穂消防署
署長（消防監）	佐藤 圭治 135 （消防正監）	新村 満弘 122 （消防正監）	塩内 学 102	内田 学 86
副署長（消防司令長）	林 雅雄	乾 高章	近藤 巧	青樹 淳
総務課長（消防司令長）	〈兼〉林 雅雄	〈兼〉乾 高章	〈兼〉近藤 巧	〈兼〉青樹 淳
課長補佐（庶務）（消防司令）	後藤 真一	林 正彦	亀井 賢史	安藤 生浩
課長補佐（防災）（消防司令）	伊藤 國浩	繁野 彰宏	武井 美奈子	関谷 健
予防課長（消防司令長）	服部 哲也	種村 和孝	浅井 優邦	前田 博文
課長補佐（予防）（消防司令）	森 宰補	脇田 憲人	髙橋 康宏	丹羽 英之
課長補佐（予防）（消防司令）	――――	梶原 庸平	――――	――――
課長補佐（規制）（消防司令）	乾 英隆	住田 雄二	柘植 剛史	宮田 孝次
警防地域第一課長（消防司令長）	島浦 祐次	中瀬 雅巳	齋藤 勝行	本林 祐二
課長補佐（警防地域）（消防司令）	小林 朋和	齋藤 謙一郎	宮川 裕史	熊本 和尋
課長補佐（警防訓練・救急活動等）（消防司令）	福永 雄一	青木 賢一	高平 侑也	髙橋 篤史
課長補佐（地域安全等）（消防司令）	須甲 直	杉下 洋	阿知波 宜久	恒川 直人
課長補佐（出張所）（消防司令）	磯野 歩	大野 直也	鵜飼 弘幸	原田 光信
課長補佐（出張所）（消防司令）	寺島 新二	纐纈 吉博	藤村 正樹	――――
課長補佐（出張所）（消防司令）	山下 大輔	――――	――――	――――
課長補佐（出張所）（消防司令）	――――	――――	――――	――――
警防地域第二課長（消防司令長）	櫻井 満	堺 紳一	佐藤 佳尚	酒向 忠晴
警防地域係長（消防司令）	来光 秀一	植野 光司	楠本 隆広	大上 信二
課長補佐（警防訓練・救急活動等）（消防司令）	山下 修由	竹川 忠伸	谷口 昌史	三輪 崇
課長補佐（地域安全等）（消防司令）	〈兼〉須甲 直	〈兼〉杉下 洋	〈兼〉阿知波 宜久	〈兼〉恒川 直人
課長補佐（出張所）（消防司令）	〈兼〉磯野 歩	〈兼〉大野 直也	〈兼〉鵜飼 弘幸	〈兼〉原田 光信
課長補佐（出張所）（消防司令）	〈兼〉寺島 新二	〈兼〉纐纈 吉博	〈兼〉藤村 正樹	――――
課長補佐（出張所）（消防司令）	〈兼〉山下 大輔	――――	――――	――――
課長補佐（出張所）（消防司令）	――――	――――	――――	――――

〈消 防 局〉

補職名＼消防署名	熱田消防署	中川消防署	港消防署	南消防署
署長（消防監）	中村 範康 85	加藤 哲也 143	堀井 明 183	渡邉 一弘 132
副署長（消防司令長）	魚住 達也	笠原 哲哉	森 一宏	毛利 宏
総務課長（消防司令長）	〈兼〉魚住 達也	〈兼〉笠原 哲哉	〈兼〉森 一宏	〈兼〉毛利 宏
課長補佐（庶務）（消防司令）	鈴木 義尚	波多野 正人	種本 肇	渡邉 夏樹
課長補佐（防災）（消防司令）	林 浩市	岡部 真治	安藤 祥爾	馬場 英輔
予防課長（消防司令長）	神野 研二	近藤 新悟	森島 政彰	服部 達哉
課長補佐（予防）（消防司令）	佐藤 誠士	安田 俊祐	植松 孝	朝井 健次
課長補佐（規制）（消防司令）	松下 一哉	泊 英功	森 直人	小澤 岳洋
警防地域第一課長（消防司令長）	山田 高志	立尾 政善	藤井 和仁	志水 秀治
課長補佐（警防地域）（消防司令）	山田 淳	小笠原 浩	徳川 淳礼	櫛田 英治
課長補佐（警防訓練・救急活動等）（消防司令）	井川 清司	近藤 晋司	中川 昇	安田 幸吉
課長補佐（地域安全等）（消防司令）	前田 文耶	谷川 聖彦	松林 二朗	池田 裕太郎
課長補佐（出張所）（消防司令）	越口 正隆	坂野 洋友	田口 彰久	盛 良樹
課長補佐（出張所）（消防司令）	―――	村居 康英	山田 基史	安井 悟
課長補佐（出張所）（消防司令）	―――	市村 孝也	大村 研介	横田 大祐
課長補佐（出張所）（消防司令）	―――	渡辺 晋也	米本 昌史	小林 隼
課長補佐（出張所）（消防司令）	―――	―――	杉村 耕助	―――
警防地域第二課長（消防司令長）	服部 哲也	上石丸 徹	神谷 尚樹	河田 伸久
課長補佐（警防地域）（消防司令）	山崎 仁文	河部 進	荻野 英樹	光本 慎一
課長補佐（警防訓練・救急活動等）（消防司令）	倉田 泰靖	河瀬 岳文	小原 將嗣	青木 大昂
課長補佐（地域安全等）（消防司令）	〈兼〉前田 文耶	〈兼〉谷川 聖彦	〈兼〉松林 二朗	〈兼〉池田 裕太郎
課長補佐（出張所）（消防司令）	〈兼〉越口 正隆	〈兼〉坂野 洋友	〈兼〉田口 彰久	〈兼〉盛 良樹
課長補佐（出張所）（消防司令）	―――	〈兼〉村居 康英	〈兼〉山田 基史	〈兼〉安井 悟
課長補佐（出張所）（消防司令）	―――	〈兼〉市村 孝也	〈兼〉大村 研介	〈兼〉横田 大祐
課長補佐（出張所）（消防司令）	―――	〈兼〉渡辺 晋也	〈兼〉米本 昌史	〈兼〉小林 隼
課長補佐（出張所）（消防司令）	―――	―――	〈兼〉杉村 耕助	―――

補職名＼消防署名	守山消防署	緑消防署	名東消防署	天白消防署
署長（消防監）	水野 角栄 126	布川 賢治 150	大榎 英嗣 125	池田 泰浩 101
副署長（消防司令長）	安井 元啓	山本 孝	塚本 廣宣	井坂 浩明
総務課長（消防司令長）	〈兼〉安井 元啓	〈兼〉山本 孝	〈兼〉塚本 廣宣	〈兼〉井坂 浩明
課長補佐（庶務）（消防司令）	河内 健二	伊藤 優	服部 俊輔	伊藤 直樹
課長補佐（防災）（消防司令）	佐伯 崇洋	伊藤 大輔	吉野 公紀	水野 裕子
予防課長（消防司令長）	高橋 隆一郎	稲垣 真也	小澤 一郎	竹尾 公一
課長補佐（予防）（消防司令）	髙橋 隼人	榊原 徹	伊藤 康	奥村 典仁
課長補佐（予防）（消防司令）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（規制）（消防司令）	淺田 啓介	堀井 孝典	角田 昌寛	市川 未来
警防地域第一課長（消防司令長）	志村 巧	石黒 健一	山田 雅也	伊藤 真平
課長補佐（警防地域）（消防司令）	石原 康雄	水野 晴夫	竹原 大平	山本 英樹
課長補佐（警防訓練・救急活動等）（消防司令）	今井 祐介	蟹江 博昭	二宮 嘉教	大島 淳一
課長補佐（地域安全等）（消防司令）	森 幹裕	各務 英男	藤本 洋孝	篠田 光一
課長補佐（出張所）（消防司令）	牛田 幸男	植松 亮	市橋 正康	田中 啓晃
課長補佐（出張所）（消防司令）	川合 伸英	鈴木 富晴	雨森 孝志	安藤 修平
課長補佐（出張所）（消防司令）	阿南 龍太郎	出口 幸宏	西 博行	―――
課長補佐（出張所）（消防司令）	―――	吉田 樹史	―――	―――
警防地域第二課長（消防司令長）	犬飼 正樹	松井 潤一	和田 泰暢	国井 和彦
警防地域係長（消防司令）	古田 淳	野田 耕正	小野 誠	宮川 正嘉
課長補佐（警防訓練・救急活動等）（消防司令）	磯村 康太	竹森 健太	岡山 元紀	八木 英和
課長補佐（地域安全等）（消防司令）	〈兼〉森 幹裕	〈兼〉各務 英男	〈兼〉藤本 洋孝	〈兼〉篠田 光一
課長補佐（出張所）（消防司令）	〈兼〉牛田 幸男	〈兼〉植 松 亮	〈兼〉市橋 正康	〈兼〉田中 啓晃
課長補佐（出張所）（消防司令）	〈兼〉川合 伸英	〈兼〉鈴木 富晴	〈兼〉雨森 孝志	〈兼〉安藤 修平
課長補佐（出張所）（消防司令）	〈兼〉阿南 龍太郎	〈兼〉出口 幸宏	〈兼〉西 博行	―――
課長補佐（出張所）（消防司令）	―――	〈兼〉吉田 樹史	―――	―――

〈区 役 所〉

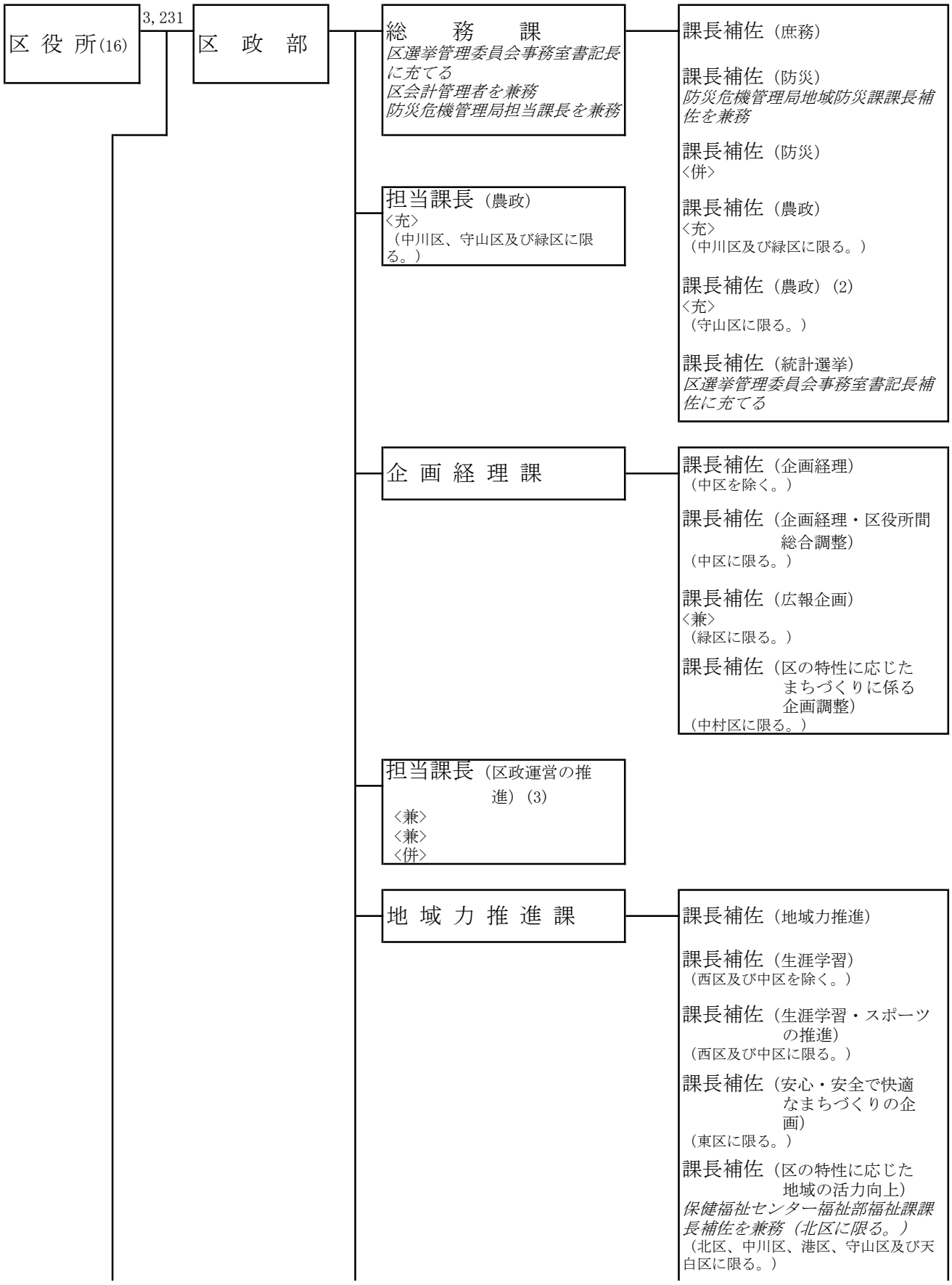

【分掌事務（区役所）】課：176～179ページ、担当課長：196ページ、公所等：211～213ページに掲載

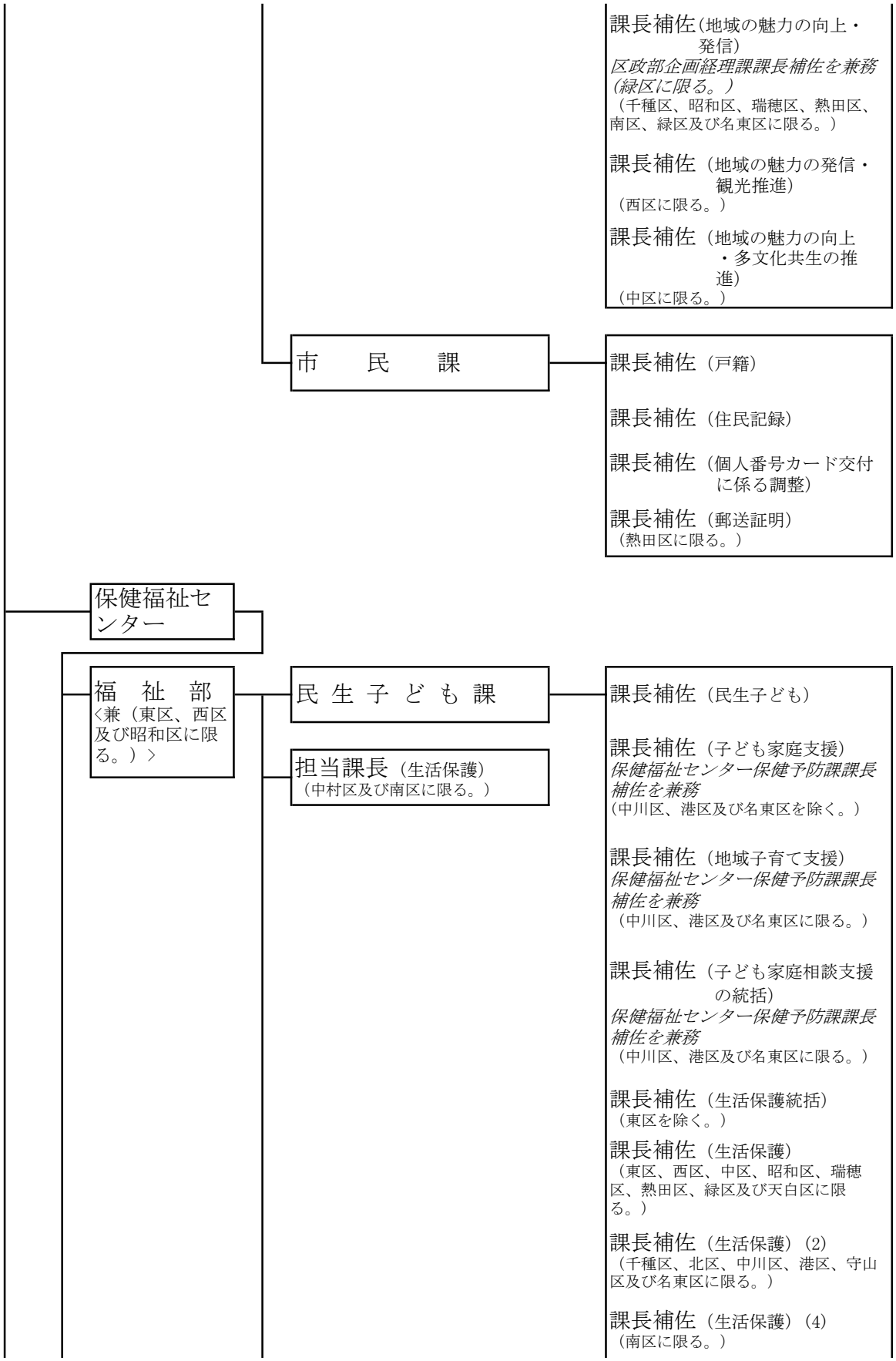

【分掌事務（区役所）】課：176～179ページ、担当課長：196ページ、公所等：211～213ページに掲載

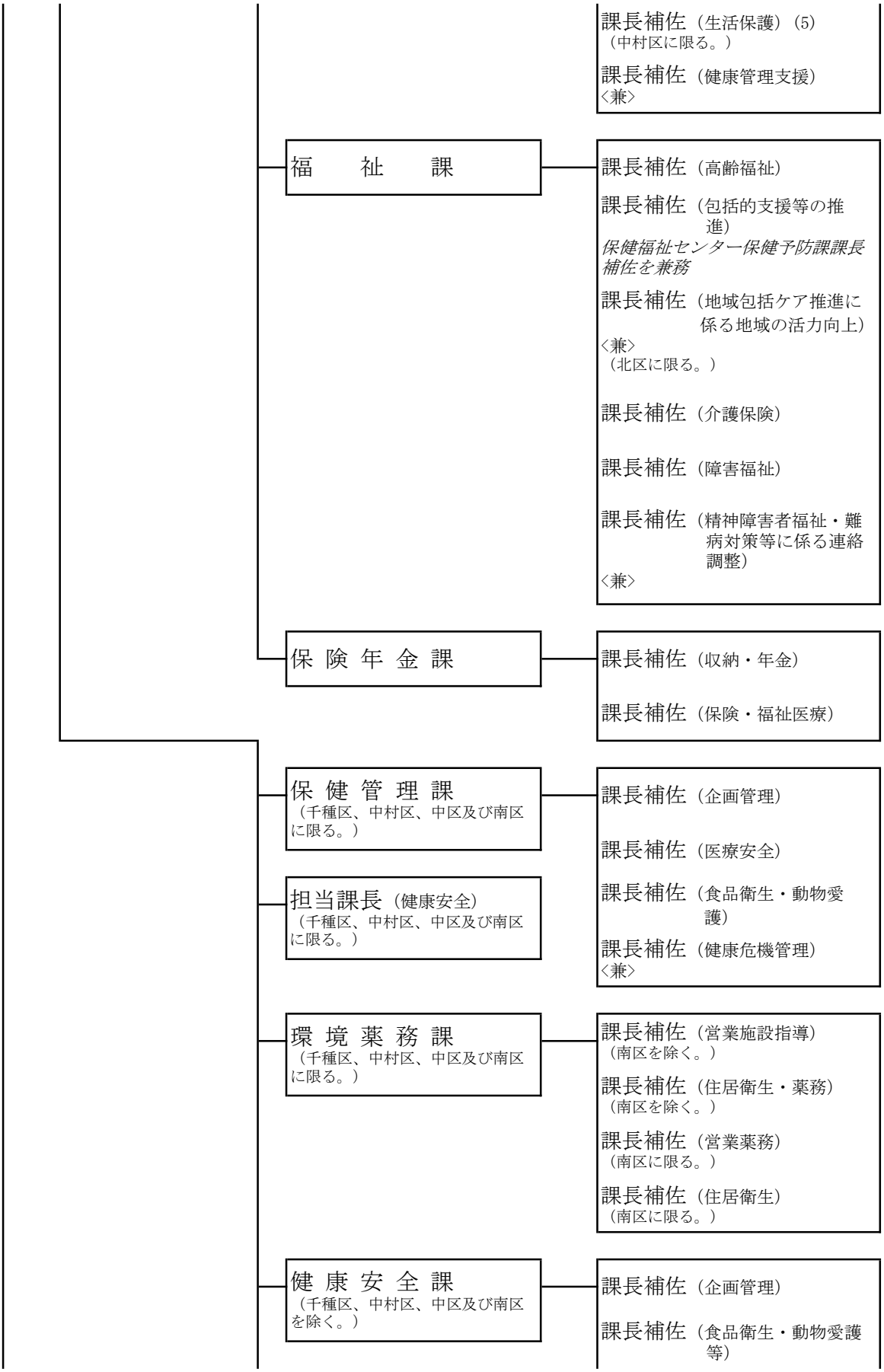

【分掌事務（区役所）】課：176～179ページ、担当課長：196ページ、公所等：211～213ページに掲載

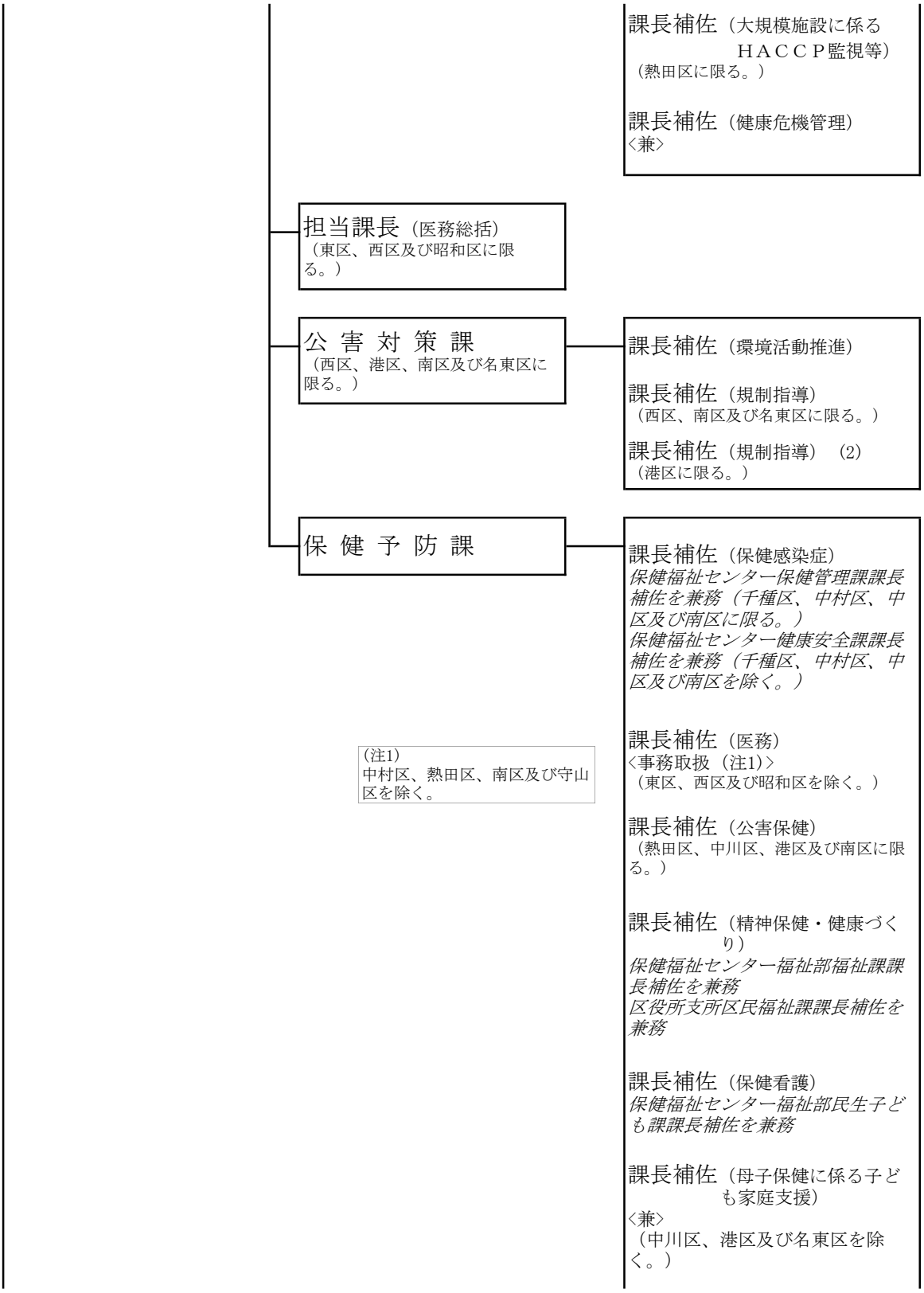

【分掌事務（区役所）】課：176～179ページ、担当課長：196ページ、公所等：211～213ページに掲載

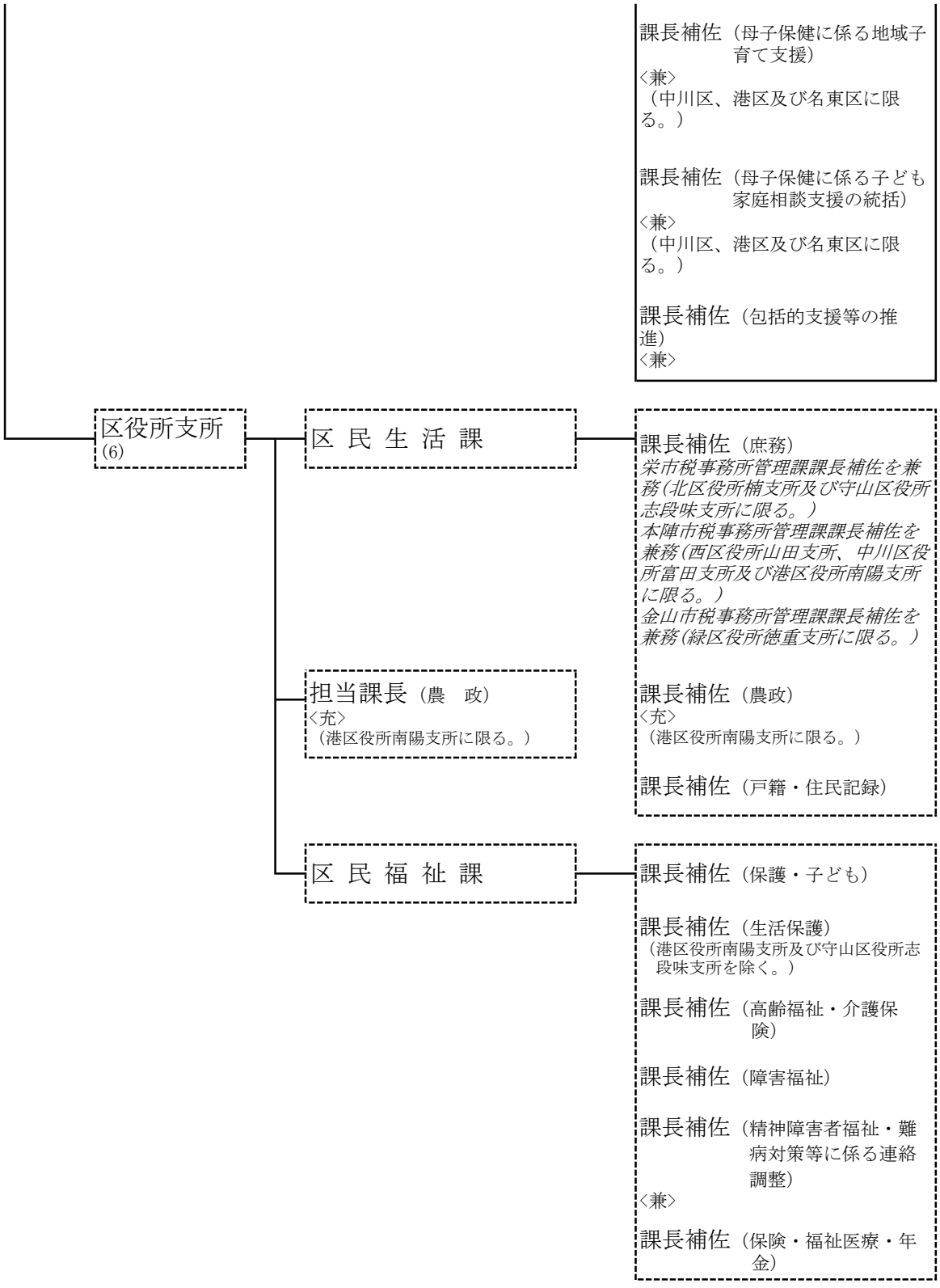

【分掌事務（区役所）】課：176～179ページ、担当課長：196ページ、公所等：211～213ページに掲載

補職名＼区役所名	千種区役所	東区役所	北区役所	西区役所
区長	(技)渥美 靖秀 212	(事)杉浦 康嗣 127	(事)飯田 真由美 232	(技)髙岡 豊彦 223
区政部長	(事)村井 隆之 62	(事)堀江 弘和 47	(事)青木 常敏 56	(事)小池 高徳 51
総務課長	(事)野村 雄洋 17	(事)山本 亨 14	(事)稲垣 基晴 16	(事)鈴木 渉 16
課長補佐（庶務）	(事)薮下 真利	(事)平松 文子	(事)大原 伸晃	(事)角 潤二
課長補佐（防災）	(事)西窪 計一郎 ①	(事)世古 健一 ①	(事)早川 佳孝 ①	(事)松岡 翔太郎 ①
課長補佐（防災）	〈併〉(事)鈴木 友和	〈併〉(事)岡本 健史	〈併〉(事)中尾 公昭	〈併〉(事)安藤 和樹
課長補佐（農政）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（農政）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（統計選挙）	(事)各務 泰博	(事)大石 祐也	(事)石部 駿侑	(事)榊 泰貴
担当課長（農政）	―――	―――	―――	―――
企画経理課長	(事)石井 健一 4	(事)成瀬 陽子 4	(事)早川 真史 4	(事)楽原 慎治 4
課長補佐（企画経理）	(事)林 毅	(事)杉 美智子	(事)沖 拓哉	(事)川崎 恵
課長補佐（企画経理・区役所間総合調整）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（広報企画）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（区の特性に応じたまちづくりに係る企画調整）	―――	―――	―――	―――
担当課長（区政運営の推進）	〈兼〉(事)村井 史朗 〈兼〉(技)近藤 守 〈併〉(事)川村 浩二	〈兼〉(事)岡部 克矢 〈兼〉(技)保田 佳彦 〈併〉(事)横田 和明	〈兼〉(清)中村 正 〈兼〉(技)北川 直哉 〈併〉(事)渡邊 泰輔	〈兼〉(事)菅原 英剛 〈兼〉(技)森下 直樹 〈併〉(事)伊藤 公一
地域力推進課長	(事)鶴田 恵子 15	(事)逸見 和矢 12	(事)数井 宏光 14	(事)佐藤 竹里 14
課長補佐（地域力推進）	(事)大場 章弘	(事)櫻井 佳奈	(事)竹内 真一	(事)井田 幸信
課長補佐（生涯学習）	(事)淺野 祐樹	(事)苅谷 友宏	(事)椋田 隆史	―――
課長補佐（生涯学習・スポーツの推進）	―――	―――	―――	(事)横井 晃
課長補佐（安心・安全で快適なまちづくりの企画）	―――	(事)服部 敦史	―――	―――
課長補佐（区の特性に応じた地域の活力向上）	―――	―――	(事)三﨑 春彦	―――
課長補佐（地域の魅力の向上・発信）	(事)大野 純	―――	―――	―――
課長補佐（地域の魅力の発信・観光推進）	―――	―――	―――	(事)上野 高稔
課長補佐（地域の魅力の向上・多文化共生の推進）	―――	―――	―――	―――
市民課長	(事)緒方 哲也 25	(事)河野 多加志 16	(事)鎌田 幸樹 21	(事)鈴木 昌泰 16
課長補佐（戸籍）	(事)吉田 昌央	(事)赤木 優介	(事)伊藤 豪	(事)加藤 裕介
課長補佐（住民記録）	(事)倉谷 裕子	(事)山本 洋子	(事)宮島 啓章	(事)村松 弘章
課長補佐（個人番号カード交付に係る調整）	(事)浅野 匡弘	(事)都筑 美智子	(事)千石 修也	(事)森本 裕章
課長補佐（郵送証明）	―――	―――	―――	―――
保健福祉センター所長	Ⅱ(医事)葛島 清隆 149	Ⅱ(事)村形 由美子 79	Ⅱ(医事)前野 健 132	Ⅱ(事)横森 秀人 123
福祉部長	(事)河内 英男 91	〈兼〉(事)村形 由美子 50	(事)伊神 雅彦 94	〈兼〉(事)横森 秀人 73
民生子ども課長	(事)井戸 千鶴 39	(事)坂手 重樹 18	(事)日比野 恵美 38	(事)髙田 政典 27
課長補佐（民生子ども）	(事)大島 昌	(事)久保田 高広	(事)平林 幹	(事)生石 顕也
課長補佐（子ども家庭支援）	(事)平山 貴世	(事)岩月 友和	(事)大橋 純奈	(事)蔭山 貴史
課長補佐（地域子育て支援）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（子ども家庭相談支援の統括）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（生活保護統括）	(事)北口 寛信	―――	(事)本門 厚希	(事)杉浦 佑輔
課長補佐（生活保護）	(事)寺田 瑞弥	(事)川部 裕之	(事)宮田 一弘	(事)足立 豊貴
課長補佐（生活保護）	(事)井上 貴博	―――	(事)髙須 宏二	―――
課長補佐（生活保護）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（生活保護）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（生活保護）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（健康管理支援）	〈兼〉(看)小崎 真弓	〈兼〉(看)平良 陽子	〈兼〉(看)伊神 智代	〈兼〉(看)江本 裕美子
担当課長（生活保護）	―――	―――	―――	―――
福祉課長	(事)玉井 重行 26	(事)笠本 友作 16	(事)坂井 勝弘 28	(事)清水 晃 22
課長補佐（高齢福祉）	(事)石黒 一臣	(事)田中 秀司	(事)髙田 健吾	(事)田中 利樹
課長補佐（包括的支援等の推進）	(事)舟橋 正弘	(事)西尾 一希	(事)中河 明日香	(事)山田 悠貴
課長補佐(地域包括ケア推進に係る地域の活力向上)	―――	―――	〈兼〉(事)三﨑 春彦	―――
課長補佐（介護保険）	(事)藤井 隆夫	(事)山本 陽子	(事)細田 朋弘	(事)渡邊 隆一
課長補佐（障害福祉）	(事)藤井 果林	(事)長田 洋一	(事)横山 友一	(事)江場 友香里
課長補佐（精神障害者福祉・難病対策等に係る連絡調整）	〈兼〉(看)小澤 友紀	〈兼〉(事)国枝 恵	〈兼〉(看)柘植 圭	〈兼〉(事)大竹 郁
保険年金課長	(事)鬼頭 稔 25	(事)瀬見井 隆 15	(事)古田 哲之 27	(事)稲木 千尋 23
課長補佐（収納・年金）	(事)小木 俊樹	(事)松山 伸広	(事)井上 優登	(事)安永 早利
課長補佐（保険・福祉医療）	(事)木村 充洋	(事)坂梨 豪彦	(事)大山 浩司	(事)日比野 裕美
保健管理課長	(事)伊藤 尚夫 16	―――	―――	―――
健康安全課長	―――	(衛)鵜飼 真弓 10	(衛)柘植 洋茂 10	(事)水谷 俊介 10
課長補佐（企画管理）	(事)鈴木 一郎	(事)永井 孝行	(事)橋本 美枝子	(事)尾崎 貴弥
課長補佐（医療安全）	(医技)友田 達伸	―――	―――	―――
課長補佐（食品衛生・動物愛護）	(衛)石川 愛美	―――	―――	―――
課長補佐（食品衛生・動物愛護等）	―――	(衛)清水 康輔	(衛)杉本 太一朗	(衛)鈴木 勇人
課長補佐（大規模施設に係るHACCP監視等）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（健康危機管理）	〈兼〉(技)内山 達貴	〈兼〉(医技)岡本 孝一	〈兼〉(医技)岡田 徳寿	〈兼〉(医技)藤井 由美
担当課長（健康安全）	(衛)内藤 仁美	―――	―――	―――
環境薬務課長	(衛)加藤 雅也 13	―――	―――	―――
課長補佐（営業施設指導）	(衛)稲泉 亜希子	―――	―――	―――
課長補佐（住居衛生・薬務）	(衛)植原 史裕	―――	―――	―――
課長補佐（営業薬務）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（住居衛生）	―――	―――	―――	―――
担当課長（医務総括）	―――	(医事)野呂 優樹	―――	(医事)田邊 裕
公害対策課長	―――	―――	―――	(衛)菱井 麻矢 14
課長補佐（環境活動推進）	―――	―――	―――	(衛)林 尊宏
課長補佐（規制指導）	―――	―――	―――	(衛)伊藤 岳
課長補佐（規制指導）	―――	―――	―――	―――
保健予防課長	(看)江﨑 道代 27	(看)佐藤 かおり 18	(事)加藤 孝之 27	(看)伊藤 千恵子 25
課長補佐（保健感染症）	(技)内山 達貴	(医技)岡本 孝一	(医技)岡田 徳寿	(医技)藤井 由美
課長補佐（医務）	〈事務取扱〉 (医事)葛島 清隆	―――	〈事務取扱〉 (医事)前野 健	―――
課長補佐（公害保健）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（精神保健・健康づくり）	(看)小澤 友紀	(事)国枝 恵	(看)柘植 圭	(事)大竹 郁
課長補佐（保健看護）	(看)小崎 真弓	(看)平良 陽子	(看)伊神 智代	(看)江本 裕美子
課長補佐（母子保健に係る子ども家庭支援）	〈兼〉(事)平山 貴世	〈兼〉(事)岩月 友和	〈兼〉(事)大橋 純奈	〈兼〉(事)蔭山 貴史
課長補佐（母子保健に係る地域子育て支援）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（母子保健に係る子ども家庭相談支援の統括）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（包括的支援等の推進）	〈兼〉(事)舟橋 正弘	〈兼〉(事)西尾 一希	〈兼〉(事)中河 明日香	〈兼〉(事)山田 悠貴
支所	―	―	（別 記） 43	（別 記） 48

補職名＼区役所名	中村区役所	中区役所	昭和区役所	瑞穂区役所
区長	(事)津田 典幸 245	(事)五味澤 陽平 183	(事)長屋 信明 150	(事)加藤 和彦 148
区政部長	(事)苗村 悟 59	(事)谷澤 茂俊 59	(事)福留 浩二 51	(事)安原 正明 50
総務課長	(事)三世 時久 16	(事)近藤 芳徳 17	(事)田宮 由美 14	(事)古畑 史郎 14
課長補佐（庶務）	(事)梶村 康人	(事)野上 大輝	(事)岩田 敏弘	(事)廣瀬 隆之
課長補佐（防災）	(事)田中 宏宗 ①	(事)福岡 暢彦 ①	(事)山本 力也 ①	(事)植田 裕紀 ①
課長補佐（防災）	〈併〉(事)伊藤 國浩	〈併〉(事)繁野 彰宏	〈併〉(事)武井 美奈子	〈併〉(事)関谷 健
課長補佐（農政）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（農政）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（統計選挙）	(事)小川 陽平	(事)川副 洋平	(事)唐木 惇伍	(事)竹原 弘一
担当課長（農政）	―――	―――	―――	―――
企画経理課長	(事)春日 雅史 8	(事)古田 あゆみ 5	(事)長坂 聡子 4	(事)奥村 善 4
課長補佐（企画経理）	(事)那須野 真人	―――	(事)白井 律子	(事)後藤 美子
課長補佐（企画経理・区役所間総合調整）	―――	(事)松本 麻紀子	―――	―――
課長補佐（広報企画）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（区の特性に応じたまちづくりに係る企画調整）	(事)関野 陽一	―――	―――	―――
担当課長（区政運営の推進）	〈兼〉(事)谷川 浩之 〈兼〉(技)鳥原 正太郎 〈併〉(事)林 雅雄	〈兼〉(事)瀧川 潤 〈兼〉(技)鈴木 昌哉 〈併〉(事)乾 高章	〈兼〉(事)南谷 岳志 〈兼〉(技)原田 隆 〈併〉(事)近藤 巧	〈兼〉(事)須藤 浩一 〈兼〉(技)山田 薫夫 〈併〉(事)青樹 淳
地域力推進課長	(事)柏田 紀子 10	(事)只井 誠 12	(事)林 弘一 13	(事)高木 聡 13
課長補佐（地域力推進）	(事)早田 澄哉	(事)小林 達弘	(事)杉浦 哲也	(事)細江 智裕
課長補佐（生涯学習）	(事)須藤 徹也	―――	(事)後藤 昌己	(事)岡田 将行
課長補佐（生涯学習・スポーツの推進）	―――	(事)渡邉 敦子	―――	―――
課長補佐（安心・安全で快適なまちづくりの企画）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（区の特性に応じた地域の活力向上）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（地域の魅力の向上・発信）	―――	―――	(事)若松 美貴	(事)宇佐美 史隆
課長補佐（地域の魅力の発信・観光推進）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（地域の魅力の向上・多文化共生の推進）	―――	(事)西内 理恵	―――	―――
市民課長	(事)浦山 恵一 24	(事)松本 美樹 24	(事)松山 徳仁 19	(事)山口 暁久 18
課長補佐（戸籍）	(事)古谷 耕二	(事)大橋 寛明	(事)服部 功	(事)水島 陽介
課長補佐（住民記録）	(事)水野 尊雄	(事)菅原 慈子	(事)伊藤 恵朗	(事)東 佳立
課長補佐（個人番号カード交付に係る調整）	(事)久本 健悟	(事)中田 真治	(事)山本 るり	(事)織田 春花
課長補佐（郵送証明）	―――	―――	―――	―――
保健福祉センター所長	Ⅱ(医事)神谷 美歩 185	Ⅱ(医事)安福 小由里 123	Ⅱ(事)宮澤 信夫 98	Ⅱ(医事)夏田 洋幹 97
福祉部長	(事)吉井 一浩 122	(事)青島 史枝 64	〈兼〉(事)宮澤 信夫 66	(事)杉原 秀樹 66
民生子ども課長	(事)熊谷 進 68	(事)坂田 美香 29	(事)高木 優行 27	(事)川口 秀保 27
課長補佐（民生子ども）	(事)原田 悠生	(事)宮﨑 琢磨	(事)稲野 由美子	(事)橋本 明子
課長補佐（子ども家庭支援）	(事)中西 慎	(事)山下 真以子	(事)山内 博幸	(事)鵜飼 洋一郎
課長補佐（地域子育て支援）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（子ども家庭相談支援の統括）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（生活保護統括）	(事)石黒 悦従	(事)加藤 道代	(事)成田 斉	(事)木村 泰之
課長補佐（生活保護）	(事)土本 英孝	(事)佐藤 大介	(事)安井 研太郎	(事)石黒 佑一
課長補佐（生活保護）	(事)池戸 康祥	―――	―――	―――
課長補佐（生活保護）	(事)吉村 知浩	―――	―――	―――
課長補佐（生活保護）	(事)加藤 潤一	―――	―――	―――
課長補佐（生活保護）	(事)三國 修	―――	―――	―――
課長補佐（健康管理支援）	〈兼〉(看)平松 まゆみ	〈兼〉(看)瀬古 かおり	〈兼〉(看)能島 優子	〈兼〉(看)児玉 亜紀
担当課長（生活保護）	(事)古山 健太郎	―――	―――	―――
福祉課長	(事)伊藤 千秋 27	(事)可児 成基 16	(事)米田 善洋 21	(事)黒田 雄二 20
課長補佐（高齢福祉）	(事)若山 夏子	(事)鈴木 遥	(事)鵜飼 圭太	(看)中谷 真紀
課長補佐（包括的支援等の推進）	(看)庄田 佳子	(事)小島 亜也奈	(事)野場 晴香	(事)鈴村 啓吾
課長補佐(地域包括ケア推進に係る地域の活力向上)	―――	―――	―――	―――
課長補佐（介護保険）	(事)藤岡 睦子	(事)野﨑 洋祐	(事)成田 幸弘	(事)伊奈 俊樹
課長補佐（障害福祉）	(事)岩田 健司	(事)和田 裕太	(事)井上 祥一	(事)留河 健
課長補佐（精神障害者福祉・難病対策等に係る連絡調整）	〈兼〉(看)眞下 紗菜	〈兼〉(医事)宇野 春日	〈兼〉(事)田中 愛奈	〈兼〉(医技)植村 普学
保険年金課長	(事)安藤 宏 25	(事)島田 洋寿 18	(事)足立 充 18	(事)内藤 良成 18
課長補佐（収納・年金）	(事)内山 健太朗	(事)松金 拓哉	(事)加藤 卓磨	(事)足立 恵一
課長補佐（保険・福祉医療）	(事)濱坂 健	(事)澤村 良	(事)西垣 淳	(事)中山 浩志
保健管理課長	(事)中村 誠一郎 17	(事)小林 勝哉 16	―――	―――
健康安全課長	―――	―――	(衛)林 圭子 10	(衛)木田 桃子 10
課長補佐（企画管理）	(事)荒川 恭光	(事)永田 勝俊	(事)村手 理人	(事)中田 肇
課長補佐（医療安全）	(医事)吉川 知孝	(医技)櫻井 貴裕	―――	―――
課長補佐（食品衛生・動物愛護）	(衛)筒井 淳也	(衛)吉田 尚生	―――	―――
課長補佐（食品衛生・動物愛護等）	―――	―――	(衛)松村 正植	(衛)佐野 直也
課長補佐（大規模施設に係るHACCP監視等）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（健康危機管理）	〈兼〉(医事)永田 光映	〈兼〉(事)河合 宏一郎	〈兼〉(事)田中 秀明	〈兼〉(事)酒井 英生
担当課長（健康安全）	(衛)木村 泰介	(衛)森 弥生	―――	―――
環境薬務課長	(衛)太田 淳児 16	(衛)島貫 徹 18	―――	―――
課長補佐（営業施設指導）	(衛)村田 靖幸	(衛)水野 洋樹	―――	―――
課長補佐（住居衛生・薬務）	(衛)鈴木 恭子	(衛)加藤 正典	―――	―――
課長補佐（営業薬務）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（住居衛生）	―――	―――	―――	―――
担当課長（医務総括）	―――	―――	(医事)早川 明子	―――
公害対策課長	―――	―――	―――	―――
課長補佐（環境活動推進）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（規制指導）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（規制指導）	―――	―――	―――	―――
保健予防課長	(事)蜂矢 裕之 28	(看)藤原 啓子 23	(医技)岡部 敬子 21	(事)畑中 恵巳子 20
課長補佐（保健感染症）	(医事)永田 光映	(事)河合 宏一郎	(事)田中 秀明	(事)酒井 英生
課長補佐（医務）	(医事)風間 有美子	〈事務取扱〉 (医事)安福 小由里	―――	〈事務取扱〉 (医事)夏田 洋幹
課長補佐（公害保健）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（精神保健・健康づくり）	(看)眞下 紗菜	(医事)宇野 春日	(事)田中 愛奈	(医技)植村 普学
課長補佐（保健看護）	(看)平松 まゆみ	(看)瀬古 かおり	(看)能島 優子	(看)児玉 亜紀
課長補佐（母子保健に係る子ども家庭支援）	〈兼〉(事)中西 慎	〈兼〉(事)山下 真以子	〈兼〉(事)山内 博幸	〈兼〉(事)鵜飼 洋一郎
課長補佐（母子保健に係る地域子育て支援）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（母子保健に係る子ども家庭相談支援の統括）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（包括的支援等の推進）	〈兼〉(看)庄田 佳子	〈兼〉(事)小島 亜也奈	〈兼〉(事)野場 晴香	〈兼〉(事)鈴村 啓吾
支所	―	―	―	―

〈区 役 所〉

補職名＼区役所名	熱田区役所	中川区役所	港区役所	南区役所
区長	(事)宮澤 百代 147	(事)久松 克典 266	(事)芦刈 康宏 239	(事)小杉 政巳 244
区政部長	(事)辻 耕司 57	(事)横山 大 63	(事)長谷川 博久 57	(事)林 政隆 58
総務課長	(事)武田 直樹 16	(事)早川 直厚 20	(事)三品 優子 18	(事)森田 邦彦 16
課長補佐（庶務）	(事)古橋 悟子	(事)野口 千穂	(事)早川 正志	(事)青木 僚平
課長補佐（防災）	(事)加藤 嵩大 ①	(事)後藤 由希考 ①	(事)永草 雅子 ①	(事)近藤 健斗 ①
課長補佐（防災）	〈併〉(事)林 浩市	〈併〉(事)岡部 真治	〈併〉(事)安藤 祥爾	〈併〉(事)馬場 英輔
課長補佐（農政）	―――	〈充〉(事)佐野 達也	―――	―――
課長補佐（農政）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（統計選挙）	(事)浅野 彰斗	(事)平松 翼	(事)鬼頭 由弘	(事)横山 祐一
担当課長（農政）	―――	〈充〉(事)中村 ユリ	―――	―――
企画経理課長	(事)中野 毅 4	(事)長谷川 広樹 4	(事)小河内 雅行 4	(事)澤木 敏恵 4
課長補佐（企画経理）	(事)渡邉 圭介	(事)野々山 慶紀	(事)小嶋 裕之	(事)小畑 大介
課長補佐（企画経理・区役所間総合調整）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（広報企画）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（区の特性に応じたまちづくりに係る企画調整）	―――	―――	―――	―――
担当課長（区政運営の推進）	〈兼〉(事)服部 豊	〈兼〉(事)小池 春樹	〈兼〉(事)宮部 淳	〈兼〉(事)山下 俊二
	〈兼〉(技)中村 直嗣	〈兼〉(技)清水 浩二	〈兼〉(技)大澤 健	〈兼〉(技)中野 勝之
	〈併〉(事)魚住 達也	〈併〉(事)笹原 哲哉	〈併〉(事)森 一宏	〈併〉(事)毛利 宏
地域力推進課長	(事)安藤 美香 12	(事)鈴木 まどか 16	(事)吉田 尚司 15	(事)柴田 朋宏 14
課長補佐（地域力推進）	(事)内田 悟郎	(事)安藤 千里	(事)古地 大祐	(事)後藤 祐樹
課長補佐（生涯学習）	(事)濱野 大智	(事)安藤 陽介	(事)淺井 尚	(事)丹羽 貴裕
課長補佐（生涯学習・スポーツの推進）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（安心・安全で快適なまちづくりの企画）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（区の特性に応じた地域の活力向上）	―――	(事)塩津 聡	(事)杉浦 浩一郎	―――
課長補佐（地域の魅力の向上・発信）	(事)犬飼 直樹	―――	―――	(事)川北 孝平
課長補佐（地域の魅力の発信・観光推進）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（地域の魅力の向上・多文化共生の推進）	―――	―――	―――	―――
市民課長	(事)石塚 直樹 24	(事)堀 淳 22	(事)杉原 昭人 19	(事)佐竹 未央 23
課長補佐（戸籍）	(事)栗井 洋樹	(事)濱上 琢也	(事)服部 有佑	(事)原 久敦
課長補佐（住民記録）	(事)谷村 阿優美	(事)伊藤 博隆	(事)相川 詩織	(事)川島 正也
課長補佐（個人番号カード交付に係る調整）	(事)服部 友哉	(事)福井 建太	(事)園部 浩太郎	(事)児玉 和大
課長補佐（郵送証明）	(事)林 邦浩	―――	―――	―――
保健福祉センター所長	Ⅱ(医事)大重 賴三郎 89	Ⅱ(医事)伊藤 恭典 146	Ⅱ(医事)片山 幸 146	Ⅱ(医事)五島 明 185
福祉部長	(事)三和 晋 54	(看)岡本 理恵 100	(事)天野 隆功 89	(衛)森下 千恵美 112
民生子ども課長	(事)上野 健 22	(事)藤井 良和 44	(事)大野 宏之 43	(事)磯野 聡 60
課長補佐（民生子ども）	(事)近藤 啓介	(事)藤井 和夫	(事)安形 恵	(事)松村 圭造
課長補佐（子ども家庭支援）	(事)荒川 直樹	―――	―――	(事)加藤 祐樹
課長補佐（地域子育て支援）	―――	(事)西脇 潤	(事)牛田 宏治	―――
課長補佐（子ども家庭相談支援の統括）	―――	(看)水谷 知子	(看)黒田 あい	―――
課長補佐（生活保護統括）	(事)加藤 三紀彦	(事)土井 希	(事)河辺 拓也	(事)後藤 亮介
課長補佐（生活保護）	(事)土居 司	(事)大坪 智裕	(事)吉田 大毅	(事)大谷 英司
課長補佐（生活保護）	―――	(事)齋藤 洋希	(事)北角 幸一	(事)向田 聡一郎
課長補佐（生活保護）	―――	―――	―――	(事)山元 健弘
課長補佐（生活保護）	―――	―――	―――	(事)平田 光
課長補佐（生活保護）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（健康管理支援）	〈兼〉(看)内山 郁子	〈兼〉(看)奥村 陽介	〈兼〉(看)山田 真由美	〈兼〉(看)草田 怜美
担当課長（生活保護）	―――	―――	―――	(事)舟橋 宰
福祉課長	(事)菱田 正実 16	(事)富安 孝典 27	(事)杉藤 由巳子 22	(事)金子 慶一 25
課長補佐（高齢福祉）	(事)宮田 友美	(事)西松 利幸	(事)伊藤 正典	(事)河合 義大
課長補佐（包括的支援等の推進）	(看)鈴木 朋子	(事)本田 健二郎	(事)髙遠 悠大	(看)中野 立己
課長補佐（地域包括ケア推進に係る地域の活力向上）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（介護保険）	(事)説田 和久	(事)大無田 勝則	(看)大岡 康子	(事)井口 敬喜
課長補佐（障害福祉）	(事)森 智香子	(事)髙橋 輝光	(事)島田 敦	(事)山田 裕司
課長補佐（精神障害者福祉・難病対策等に係る連絡調整）	〈兼〉(医技)中野 洋一	〈兼〉(事)安室 徹	〈兼〉(事)花妻 信	〈兼〉(事)牧野 竣祐
保険年金課長	(事)筒井 亜希子 15	(事)近藤 真司 28	(事)水野 清隆 23	(事)中村 憲博 25
課長補佐（収納・年金）	(事)野末 英吾	(事)小関 浩司	(事)二宮 一夫	(事)加藤 暢之
課長補佐（保険・福祉医療）	(事)田中 潤也	(事)横井 紀幸	(事)服部 圭介	(事)浅野 紘志
保健管理課長	―――	―――	―――	(事)土田 太郎 15
健康安全課長	(衛)横井 友香理 15	(衛)遠島 春菜 11	(衛)久野 江里子 11	―――
課長補佐（企画管理）	(事)傳能 剛	(事)前川 雄一	(事)松井 康晴	(事)髙橋 良法
課長補佐（医療安全）	―――	―――	―――	(事)清水 博美
課長補佐（食品衛生・動物愛護）	―――	―――	―――	(衛)首代 敏宏
課長補佐（食品衛生・動物愛護等）	(衛)志築 和枝	(衛)篠原 亜理	(衛)濵口 恵里佳	―――
課長補佐（大規模施設に係るHACCP監視等）	(衛)加藤 達也	―――	―――	―――
課長補佐（健康危機管理）	〈兼〉(栄)南 孝子	〈兼〉(事)梅田 昭夫	〈兼〉(事)細越 道代	〈兼〉(看)三浦 順子
担当課長（健康安全）	―――	―――	―――	(衛)岡﨑 淳子
環境薬務課長	―――	―――	―――	(衛)上田 早穂 12
課長補佐（営業施設指導）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（住居衛生・薬務）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（営業薬務）	―――	―――	―――	(衛)土井 恵美子
課長補佐（住居衛生）	―――	―――	―――	(衛)坂口 綾子
担当課長（医務総括）	―――	―――	―――	―――
公害対策課長	―――	―――	(衛)吉開 真紀 14	(技)中村 晃 12
課長補佐（環境活動推進）	―――	―――	(衛)見屋井 美樹	(衛)金岡 慎太郎
課長補佐（規制指導）	―――	―――	(衛)新川 真澄	(衛)遠島 世理奈
課長補佐（規制指導）	―――	―――	(衛)大澤 和也	―――
保健予防課長	(事)吉田 初 19	(医技)石田 恒雄 34	(事)安原 貴子 31	(事)明石 吉正 32
課長補佐（保健感染症）	(栄)南 孝子	(事)梅田 昭夫	(事)細越 道代	(看)三浦 順子
課長補佐（医務）	(医事)加賀見 大介	〈事務取扱〉 (医事)伊藤 恭典	＜事務取扱＞ (医事)片山 幸	(医事)長谷川 美有貴
課長補佐（公害保健）	(事)岩永 洋子	(事)﨑田 稔	(事)加藤 圭	(事)島 彰
課長補佐（精神保健・健康づくり）	(医技)中野 洋一	(事)安室 徹	(事)花妻 信	(事)牧野 竣祐
課長補佐（保健看護）	(看)内山 郁子	(看)奥村 陽介	(看)山田 真由美	(看)草田 怜美
課長補佐（母子保健に係る子ども家庭支援）	〈兼〉(事)荒川 直樹	―――	―――	〈兼〉(事)加藤 祐樹
課長補佐（母子保健に係る地域子育て支援）	―――	〈兼〉(事)西脇 潤	〈兼〉(事)牛田 宏治	―――
課長補佐（母子保健に係る子ども家庭相談支援の統括）	―――	〈兼〉(看)水谷 知子	〈兼〉(看)黒田 あい	―――
課長補佐（包括的支援等の推進）	〈兼〉(看)鈴木 朋子	〈兼〉(事)本田 健二郎	〈兼〉(事)髙遠 悠大	〈兼〉(事)中野 立己
支所	―	(別記) 56	(別記) 35	―

補職名＼区役所名	守山区役所	緑区役所	名東区役所	天白区役所
区長	(事)小島 康裕 213	(事)瀬音 秀幸 241	(事)杉浦 橘 193	(事)水野 一裕 168
区政部長	(事)鈴木 竜也 59	(事)田畑 信也 60	(事)新美 君栄 59	(事)飯沼 直幸 56
総務課長	(事)河合 勝人 20	(事)小川 勉 19	(事)倉 豊 16	(事)柳川 克己 15
課長補佐（庶務）	(事)高木 幸子	(事)加藤 純平	(事)奥村 譲	(事)美馬 輝久
課長補佐（防災）	(事)岩崎 天地 ①	(事)權田 琢哉 ①	(事)淺井 佑太 ①	(事)宮田 丈夫 ①
課長補佐（防災）	〈併〉(事)佐伯 崇洋	〈併〉(事)伊藤 大輔	〈併〉(事)吉野 公紀	〈併〉(事)水野 裕子
課長補佐（農政）	〈充〉(事)織田 桂一郎	〈充〉(事)木村 信幸	―――	―――
課長補佐（農政）	〈充〉(事)山本 浩毅	―――	―――	―――
課長補佐（統計選挙）	(事)服部 総男	(事)三浦 凡生	(事)伊藤 彰久	(事)塩谷 信之
担当課長（農政）	〈充〉(事)山田 隆	〈充〉(事)佐藤 勇	―――	―――
企画経理課長	(事)坂本 綾子 4	(事)夫馬 良太 4	(事)吉田 典弘 4	(事)間定 里枝 4
課長補佐（企画経理）	(事)橘 明子	(事)日比野 謙	(事)髙橋 麻由	(事)江﨑 智哉
課長補佐（企画経理・区役所間総合調整）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（広報企画）	―――	〈兼〉(事)金澤 真一	―――	―――
課長補佐（区の特性に応じたまちづくりに係る企画調整）	―――	―――	―――	―――
担当課長（区政運営の推進）	〈兼〉(事)中川 淳 〈兼〉(技)佐橋 友裕 〈併〉(事)安井 元啓	〈兼〉(事)三輪 琢也 〈兼〉(技)菊川 資浩 〈併〉(事)山本 孝	〈兼〉(事)堀内 則正 〈兼〉(技)鈴木 裕治 〈併〉(事)塚本 廣宣	〈兼〉(事)大塚 一郎 〈兼〉(技)平野 徹 〈併〉(事)井坂 浩明
地域力推進課長	(事)二村 俊介 14	(事)花田 彰紀 17	(事)間下 武司 15	(看)伊藤 清美 15
課長補佐（地域力推進）	(事)伊藤 耕輔	(事)藤田 貴浩	(事)谷地 直哉	(事)加賀山 暁
課長補佐（生涯学習）	(事)横井 孝憲	(事)水谷 安志	(事)三浦 久美子	(事)山副 裕美
課長補佐（生涯学習・スポーツの推進）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（安心・安全で快適なまちづくりの企画）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（区の特性に応じた地域の活力向上）	(事)星屋 美紀	―――	―――	(事)滝田 総子
課長補佐（地域の魅力の向上・発信）	―――	(事)金澤 真一	(事)河合 俊哉	―――
課長補佐（地域の魅力の発信・観光推進）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（地域の魅力の向上・多文化共生の推進）	―――	―――	―――	―――
市民課長	(事)谷口 正芳 20	(事)野村 直美 19	(事)伊藤 友理 23	(事)白木 一朗 21
課長補佐（戸籍）	(事)冨田 昇吾	(事)阪口 功規	(事)吉田 和弘	(事)伊藤 忠信
課長補佐（住民記録）	(事)谷阪 拓馬	(事)糠谷 進	(事)久田 佳典	(事)明保 耕一郎
課長補佐（個人番号カード交付に係る調整）	(事)山本 泰文	(事)水谷 春菜	(事)田中 俊行	(事)山本 修平
課長補佐（郵送証明）	―――	―――	―――	―――
保健福祉センター所長	Ⅱ(医事)柏木 雅宣 124	Ⅱ(医事)金田 誠一 130	Ⅱ(医事)細野 晃弘 133	Ⅱ(医事)長谷部 哲也 111
福祉部長	(事)水谷 修 85	(事)髙久 和彦 82	(事)清水 勇次 84	(事)加藤 嘉一 77
民生子ども課長	(事)佐藤 彰 38	(事)片岡 拓也 31	(事)小川 知克 39	(事)木全 重之 33
課長補佐（民生子ども）	(事)山下 孝則	(事)一圓 昌孝	(事)鈴木 義晴	(事)小久保 憲太郎
課長補佐（子ども家庭支援）	(事)山本 彩	(事)浅井 沙織	―――	(事)山村 陽太
課長補佐（地域子育て支援）	―――	―――	(事)福島 美帆	―――
課長補佐（子ども家庭相談支援の統括）	―――	―――	(事)小粥 浩昭	―――
課長補佐（生活保護統括）	(事)伊藤 宏康	(事)北川 裕介	(事)加藤 俊雄	(事)神谷 章宏
課長補佐（生活保護）	(事)山田 陽一	(事)伴 圭太	(事)齋田 治樹	(事)澤里 大悟
課長補佐（生活保護）	(事)鷹見 英明	―――	(事)木全 由有紀	―――
課長補佐（生活保護）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（生活保護）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（生活保護）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（健康管理支援）	〈兼〉(看)竹内 陽子	〈兼〉(看)伊藤 和子	〈兼〉(看)加藤 寿子	〈兼〉(看)井上 知子
担当課長（生活保護）	―――	―――	―――	―――
福祉課長	(事)尾村 政昭 23	(事)八木 紀光 25	(事)堀 隆之 23	(事)町田 賢吾 23
課長補佐（高齢福祉）	(事)板橋 伸幸	(事)長谷川 俊文	(事)中嶋 悠二	(事)髙橋 正人
課長補佐（包括的支援等の推進）	(事)水口 淳哉	(看)三浦 亜希子	(事)山中 純	(看)山﨑 信人
課長補佐(地域包括ケア推進に係る地域の活力向上)	―――	―――	―――	―――
課長補佐（介護保険）	(事)村上 拓造	(事)西山 拓	(事)片岡 由香梨	(事)出嶋 真也
課長補佐（障害福祉）	(事)楠 文枝	(事)清水 綾子	(事)水谷 槙	(事)村田 直子
課長補佐（精神障害者福祉・難病対策等に係る連絡調整）	〈兼〉(看)坂本 美鈴	〈兼〉(看)山中 美奈	〈兼〉(看)山村 千夏	〈兼〉(事)水澤 守道
保険年金課長	(事)河合 大樹 23	(事)加藤 友一 25	(事)鈴木 康司 21	(事)北村 仁志 20
課長補佐（収納・年金）	(事)平松 大	(事)岩城 道雄	(事)佐藤 秀昭	(事)細川 貴司
課長補佐（保険・福祉医療）	(事)内山 達雄	(事)北川 秀	(事)後藤 大輔	(事)中野 有美
保健管理課長	―――	―――	―――	―――
健康安全課長	(衛)林 昌徳 10	(衛)坂野 英男 10	(衛)伊藤 範彦 10	(衛)和出 幸江 9
課長補佐（企画管理）	(事)横井 邦彦	(事)鈴木 博貴	(事)柴田 博	(事)柏原 康孝
課長補佐（医療安全）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（食品衛生・動物愛護）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（食品衛生・動物愛護等）	(衛)今西 崇平	(衛)神田 光司	(衛)原田 広翔	(衛)安田 智大
課長補佐（大規模施設に係るHACCP監視等）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（健康危機管理）	〈兼〉(事)山本 崇志	〈兼〉(事)大澤 康夫	〈兼〉(医技)岡部 康晴	〈兼〉(衛)石黒 誠
担当課長（健康安全）	―――	―――	―――	―――
環境薬務課長	―――	―――	―――	―――
課長補佐（営業施設指導）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（住居衛生・薬務）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（営業薬務）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（住居衛生）	―――	―――	―――	―――
担当課長（医務総括）	―――	―――	―――	―――
公害対策課長	―――	―――	(衛)竹本 和弘 12	―――
課長補佐（環境活動推進）	―――	―――	(衛)武内 昭夫	―――
課長補佐（規制指導）	―――	―――	(衛)木下 結香子	―――
課長補佐（規制指導）	―――	―――	―――	―――
保健予防課長	(事)藤井 宏明 28	(医事)榊原 康人 37	(衛)浅井 慶太 26	(事)降矢 雅昭 24
課長補佐（保健感染症）	(事)山本 崇志	(事)大澤 康夫	(医技)岡部 康晴	(衛)石黒 誠
課長補佐（医務）	(医事)水谷 亜以子	＜事務取扱＞ (医事)金田 誠一	＜事務取扱＞ (医事)細野 晃弘	＜事務取扱＞ (医事)長谷部 哲也
課長補佐（公害保健）	―――	―――	―――	―――
課長補佐（精神保健・健康づくり）	(看)坂本 美鈴	(看)山中 美奈	(看)山村 千夏	(事)水澤 守道
課長補佐（保健看護）	(看)竹内 陽子	(看)伊藤 和子	(看)加藤 寿子	(看)井上 知子
課長補佐（母子保健に係る子ども家庭支援）	〈兼〉(事)山本 彩	〈兼〉(事)浅井 沙織	―――	〈兼〉(事)山村 陽太
課長補佐（母子保健に係る地域子育て支援）	―――	―――	〈兼〉(事)福島 美帆	―――
課長補佐（母子保健に係る子ども家庭相談支援の統括）	―――	―――	〈兼〉(事)小粥 浩昭	―――
課長補佐（包括的支援等の推進）	〈兼〉(事)水口 淳哉	〈兼〉(看)三浦 亜希子	〈兼〉(事)山中 純	〈兼〉(看)山﨑 信人
支所	(別記) 29	(別記) 50	―	―

〈区 役 所〉

（別 記）支 所

補職名＼区役所支所名	北区役所楠支所	西区役所山田支所	中川区役所富田支所
支所長	(事)榊原　美徳　43	(事)村松　直樹　48	(事)山田　博文　56
区民生活課長	(事)加藤　隆重　14	(事)千賀　博通　16	(事)原　篤嗣　17
課長補佐（庶務）	(事)植田　義浩	(事)神野　晴行	(事)入江　彰彦
課長補佐（農政）	――――	――――	――――
課長補佐（戸籍・住民記録）	(事)笠原　浩介	(事)難波　安通子	(事)万田　祐輔
担当課長（農政）	――――	――――	――――
区民福祉課長	(事)舟橋　敏子　28	(事)坂本　学　31	(事)坂野　徹　38
課長補佐（保護・子ども）	(事)宮坂　知史	(事)服部　宏一	(事)鈴木　優志
課長補佐（生活保護）	(事)眞田　大輔	(事)谷　斉崇	(事)礒部　瑛至
課長補佐（高齢福祉・介護保険）	(事)岡田　孝雄	(事)橡木　英男	(事)加藤　正興
課長補佐（障害福祉）	(事)水野　博之	(事)安西　敦	(事)齊藤　真子
課長補佐（精神障害者福祉・難病対策等に係る連絡調整）	〈兼〉(看)柘植　圭	〈兼〉(事)大竹　郁	〈兼〉(事)安室　徹
課長補佐（保険・福祉医療・年金）	(事)小嶋　修	(事)大川　雄三	(事)森川　智晃

補職名＼区役所支所名	港区役所南陽支所	守山区役所志段味支所	緑区役所徳重支所
支所長	(事)加藤　実　35	(事)斉藤　守弘　29	(事)山崎　眞悟　50
区民生活課長	(事)奥野　真美　16	(事)青木　直人　9	(事)尾関　仁紫　18
課長補佐（庶務）	(事)小島　武人	(事)三輪　裕之	(事)市野　賢治
課長補佐（農政）	〈充〉(事)佐藤　義明	――――	――――
課長補佐（戸籍・住民記録）	(事)杉浦　秀紀	(事)石井　礼子	(事)伊藤　大輔
担当課長（農政）	〈充〉(技)平手　利彦	――――	――――
区民福祉課長	(事)宇野　恵子　18	(事)大藪　祐輔　19	(事)牧野　真由美　31
課長補佐（保護・子ども）	(事)髙見　直樹	(事)内田　和宏	(事)浅井　康史
課長補佐（生活保護）	――――	――――	(事)坪井　玲
課長補佐（高齢福祉・介護保険）	(事)林　美雄	(事)井口　純一	(事)近藤　絵里子
課長補佐（障害福祉）	(事)桝谷　元喜	(事)池永　雅彦	(事)高瀬　雅久
課長補佐（精神障害者福祉・難病対策等に係る連絡調整）	〈兼〉(事)花妻　信	〈兼〉(看)坂本　美鈴	〈兼〉(看)山中　美奈
課長補佐（保険・福祉医療・年金）	(事)林　浩司	(事)長尾　昌徳	(事)水谷　真大

〈農業委員会事務局〉

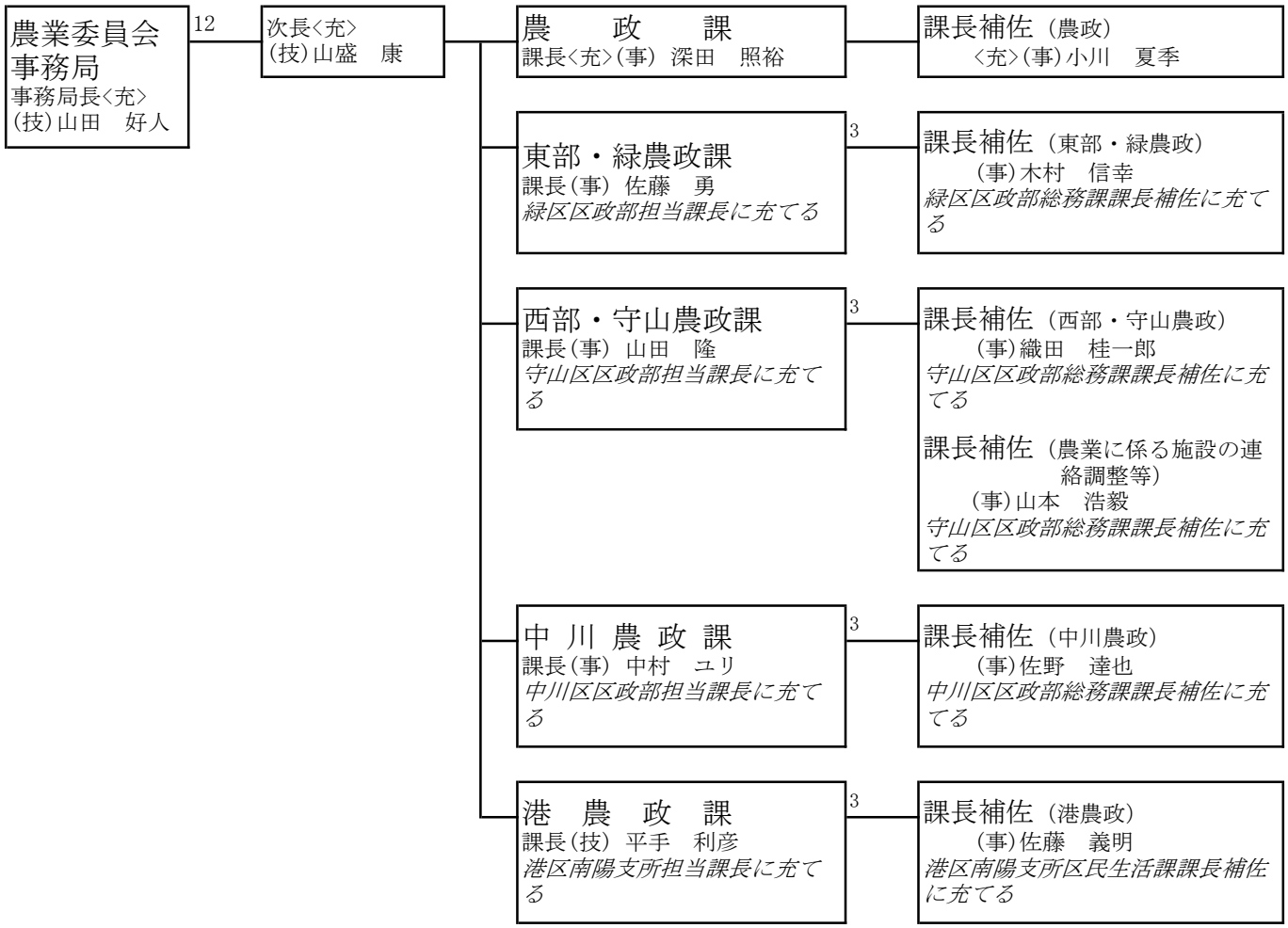

【分掌事務（農業委員会事務局）】課：179ページに掲載

〈固定資産評価審査委員会事務室〉

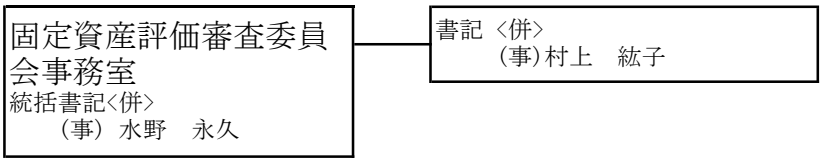

【分掌事務（固定資産評価審査委員会事務室）】180ページに掲載

〈選挙管理委員会事務局〉

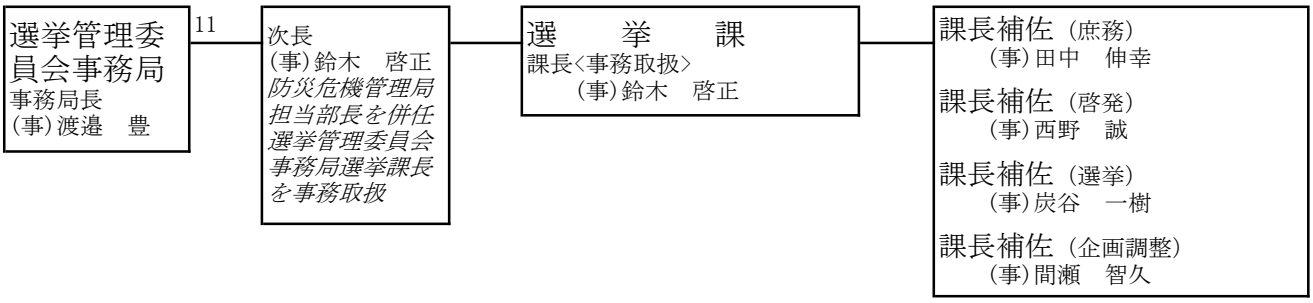

【分掌事務（選挙管理委員会事務局）】180ページに掲載

〈選挙管理委員会事務局〉

区選挙管理委員会事務室	職員数
千種区	14(1)
東区	12(1)
北区	14(1)
西区	15(1)
中村区	14(1)
中区	13(1)
昭和区	16(1)
瑞穂区	12(1)
熱田区	12(1)
中川区	14(0)
港区	16(1)
南区	16(1)
守山区	20(1)
緑区	15(1)
名東区	16(1)
天白区	15(1)

注　( )は、専任職員数の
　内書きである。

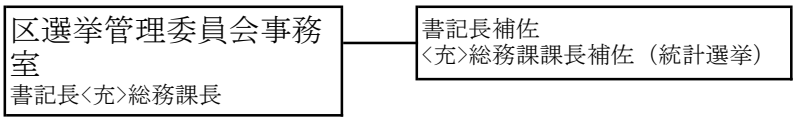

【分掌事務（選挙管理委員会事務局）】180ページに掲載

〈監査事務局〉

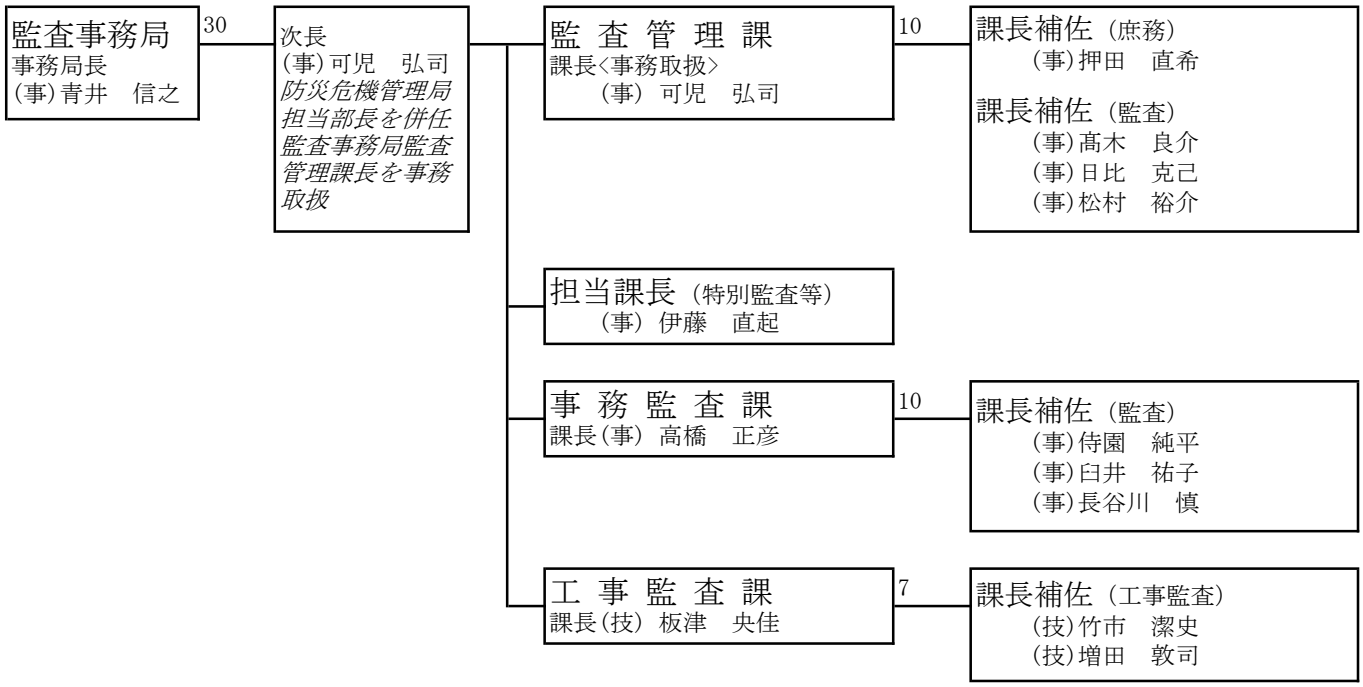

【分掌事務（監査事務局）】課：181ページに掲載

〈人事委員会事務局〉

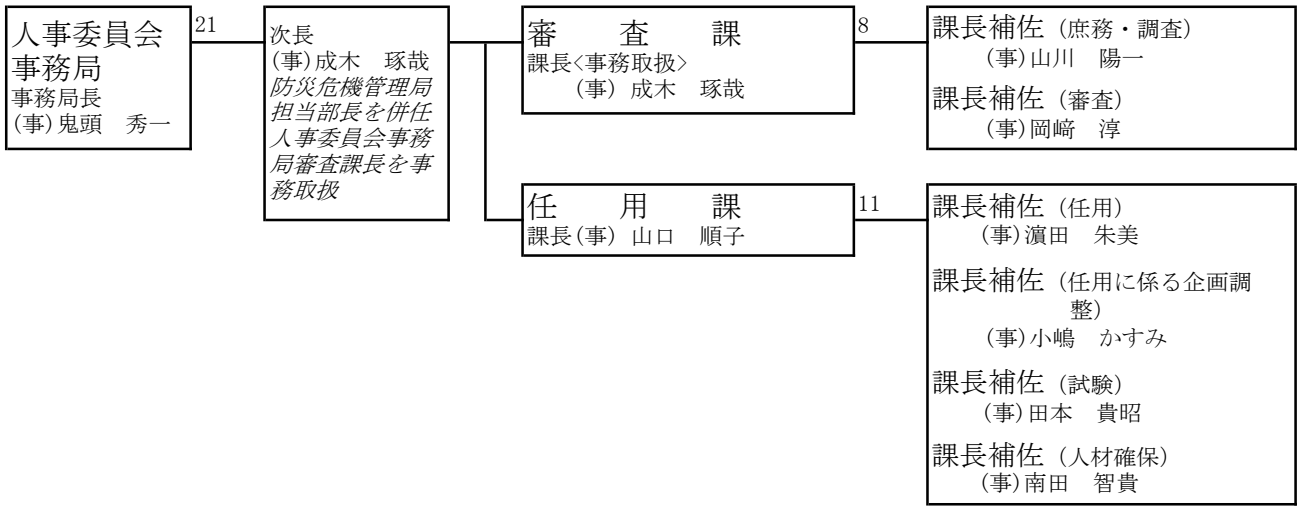

【分掌事務（人事委員会事務局）】課：181ページに掲載

〈教育委員会事務局〉

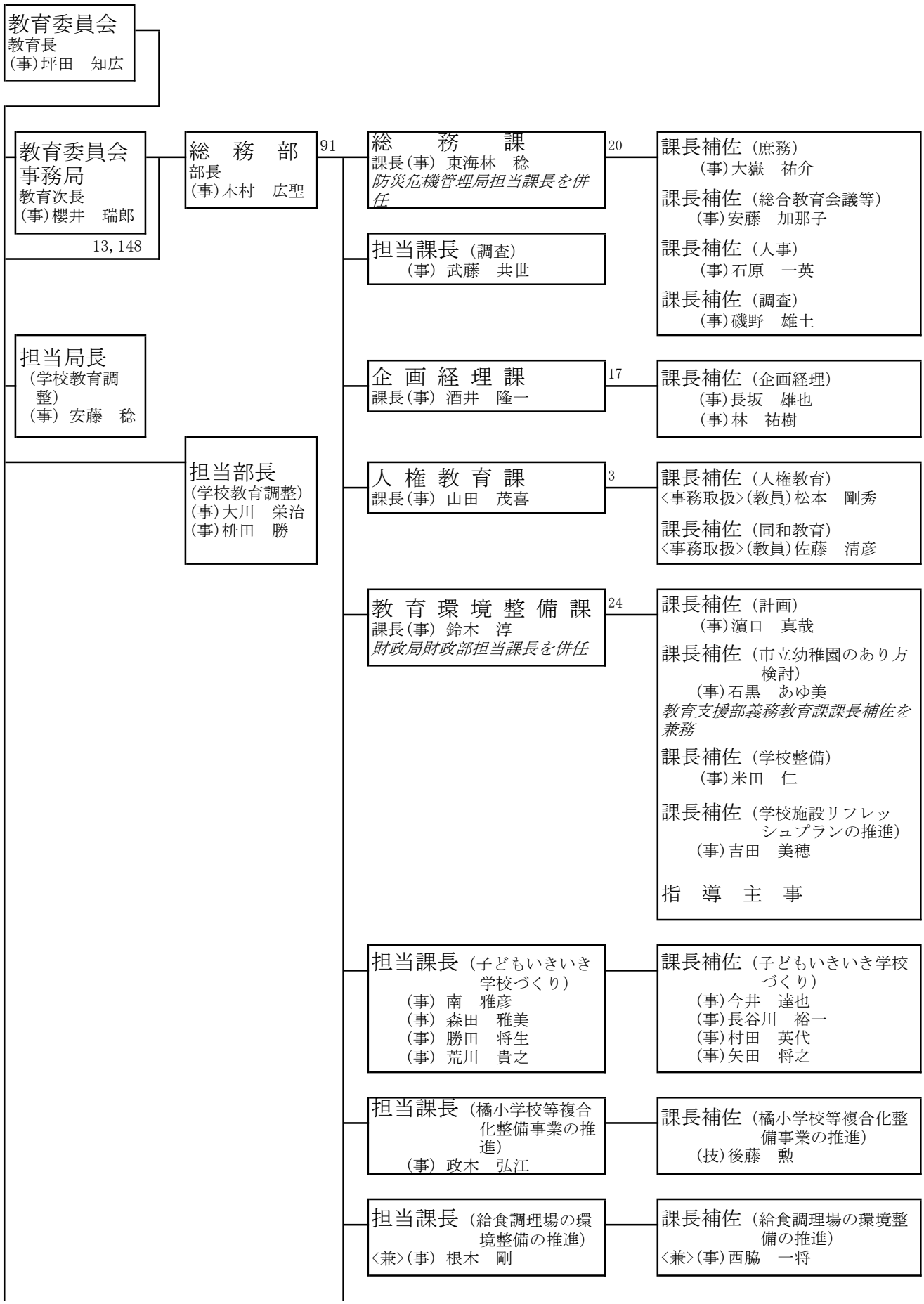

【分掌事務（教育委員会事務局）】課：182～183ページ、担当課長：196～197ページ、公所等：213～216ページに掲載

〈教育委員会事務局〉

学校施設課 20
課長(事) 加藤　久
財政局財政部担当課長を併任

課長補佐（管理）
(事)梅村　尚生

課長補佐（営繕）
(事)坂本　純一

課長補佐（学校施設の環境整備の推進）
(事)岩井　豊

課長補佐（学校体育館の空調整備）
(事)原　拓人

課長補佐（学校施設のバリアフリー化の推進）
(事)青山　央

学校づくり推進監
12,788

教務部 86
部長
(事)加藤　善

教職員課 42
課長(事)伊藤　孝直

課長補佐（管理）
(事)阿部　達也
(事)梶田　太郎

課長補佐（学校事務の改革に係る連絡調整）
〈兼〉(学事)毛利　和正

課長補佐（服務等）
(事)山下　大輔

課長補佐（高等学校に係る連絡調整）
〈兼〉(事)齊藤　貴大

課長補佐（特別支援学校等に係る連絡調整）
〈兼〉(事)杉浦　有紀

課長補佐（安全衛生）
(事)古田　英司

課長補佐（教職員のメンタルヘルス・保健指導）
(看)永井　千春

管理主事

担当課長（人事・服務等）
(事) 相馬　徹平

担当課長（定数・給与等）
(事) 石川　英樹

学事課 27
課長(事) 津田　淳一郎

課長補佐（学校財務）
(事)池崎　仁弥

課長補佐（就学援助）
(事)寺田　純規

課長補佐（就学等に係る企画調整）
(事)田川　誠
(事)權田　与志道

課長補佐（就学奨励等）
(事)瓶井　幸信

【分掌事務（教育委員会事務局）】課：182～183ページ、担当課長：196～197ページ、公所等：213～216ページに掲載

課長補佐（私学助成）
（事）近藤　亮平

学校事務センター
所長（事）坪井　浩司
14

所長補佐（事務支援）
（事）神戸　隆全

所長補佐（学校事務改善に係る企画調整）
〈兼〉（学事）毛利　和正

所長補佐（学校事務改善）
〈兼〉（学事）坪井　宏之
〈兼〉（学事）遠藤　剛
〈兼〉（学事）勝手　彬裕
〈兼〉（学事）岩瀬　裕紀
〈兼〉（学事）木町　朋世
〈兼〉（学事）長松軒　由美
〈兼〉（学事）服部　紋子
〈兼〉（学事）内藤　洋子
〈兼〉（学事）早川　数幸
〈兼〉（学事）山内　健嗣

所長補佐（給与）
（事）玉置　郁也

新しい学校づくり推進部
部長
（事）横井　裕人
201

新しい学校づくり推進課
課長（事）畑生　理沙
21

課長補佐（学びの改革推進）
（事）山口　凌右

課長補佐（安全安心な居場所づくり・教育相談体制）
（事）亀井　理央
新しい学校づくり推進部子ども応援課課長補佐を兼務

課長補佐（安全安心な居場所づくり）
〈兼〉（事）谷川　雄城

指　導　主　事

担当課長（学校における働き方改革）
（事）松原　卓也

課長補佐（学校における働き方改革）
（事）中本　圭亮
〈兼〉（事）小林　弓子

担当課長（教育相談体制）
（事）坪井　一樹
新しい学校づくり推進部担当課長を兼務

担当課長（夜間中学校）
（教指）大杉　周三

課長補佐（夜間中学校）
（事）塚本　寛幸

担当課長（一貫教育の推進に係る特命事項の処理）
（事）清水　寿弥

【分掌事務（教育委員会事務局）】課：182～183ページ、担当課長：196～197ページ、公所等：213～216ページに掲載

〈教育委員会事務局〉

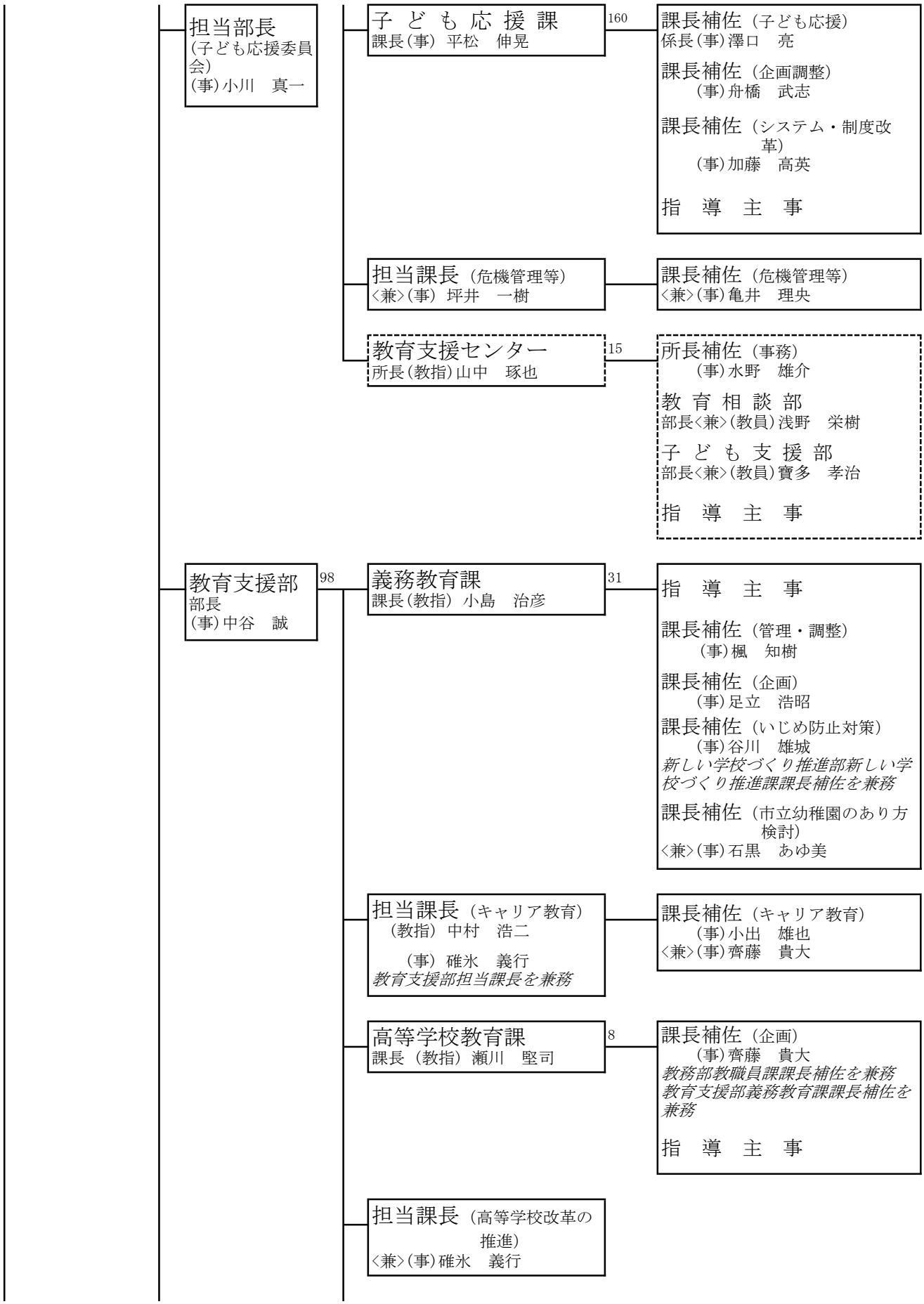

【分掌事務（教育委員会事務局）】課：182～183ページ、担当課長：196～197ページ、公所等：213～216ページに掲載

〈教育委員会事務局〉

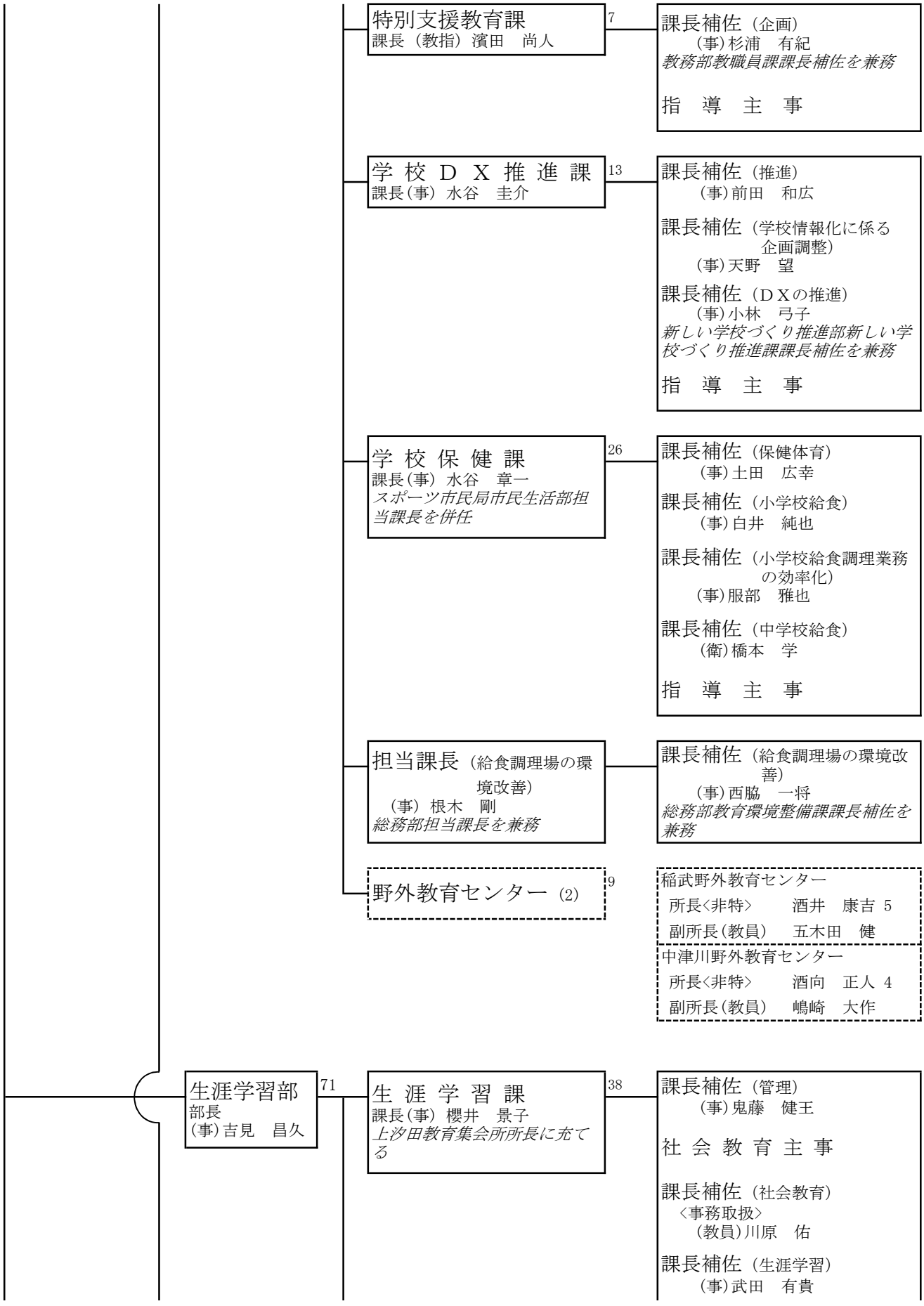

【分掌事務（教育委員会事務局）】課：182～183ページ、担当課長：196～197ページ、公所等：213～216ページに掲載

〈教育委員会事務局〉

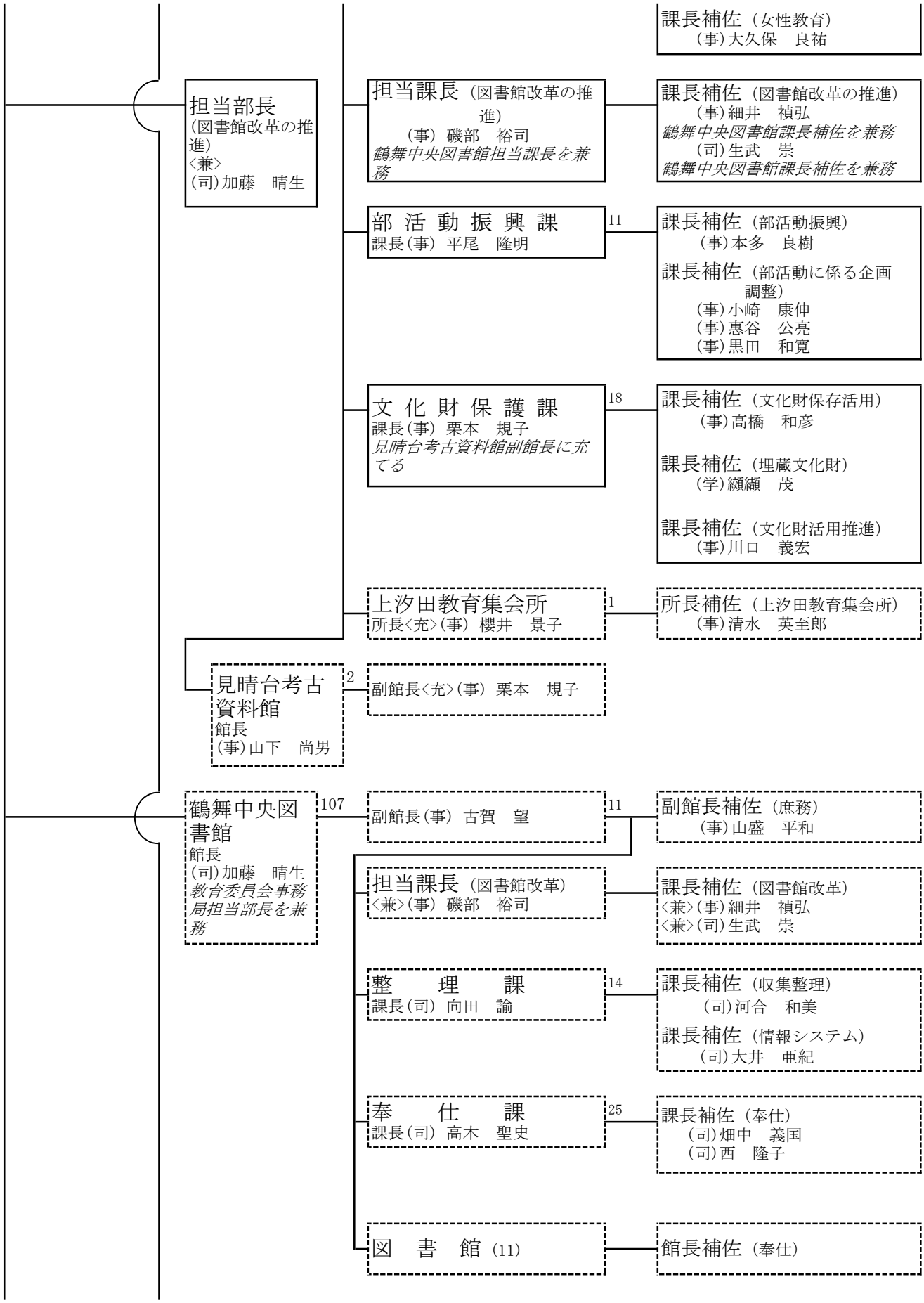

【分掌事務（教育委員会事務局）】課：182～183ページ、担当課長：196～197ページ、公所等：213～216ページに掲載

〈教育委員会事務局〉

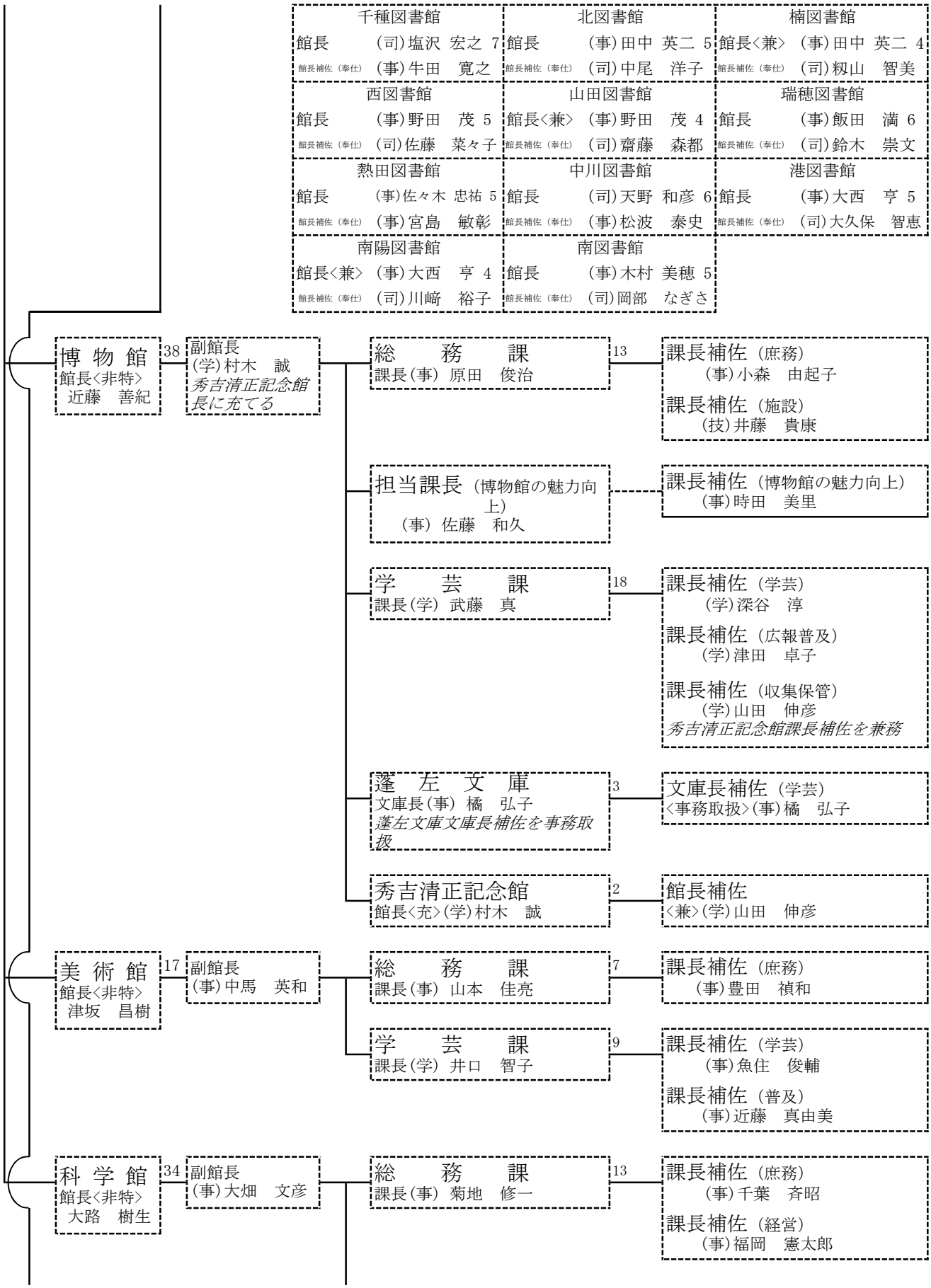

【分掌事務（教育委員会事務局）】課：182～183ページ、担当課長：196～197ページ、公所等：213～216ページに掲載

〈教育委員会事務局〉

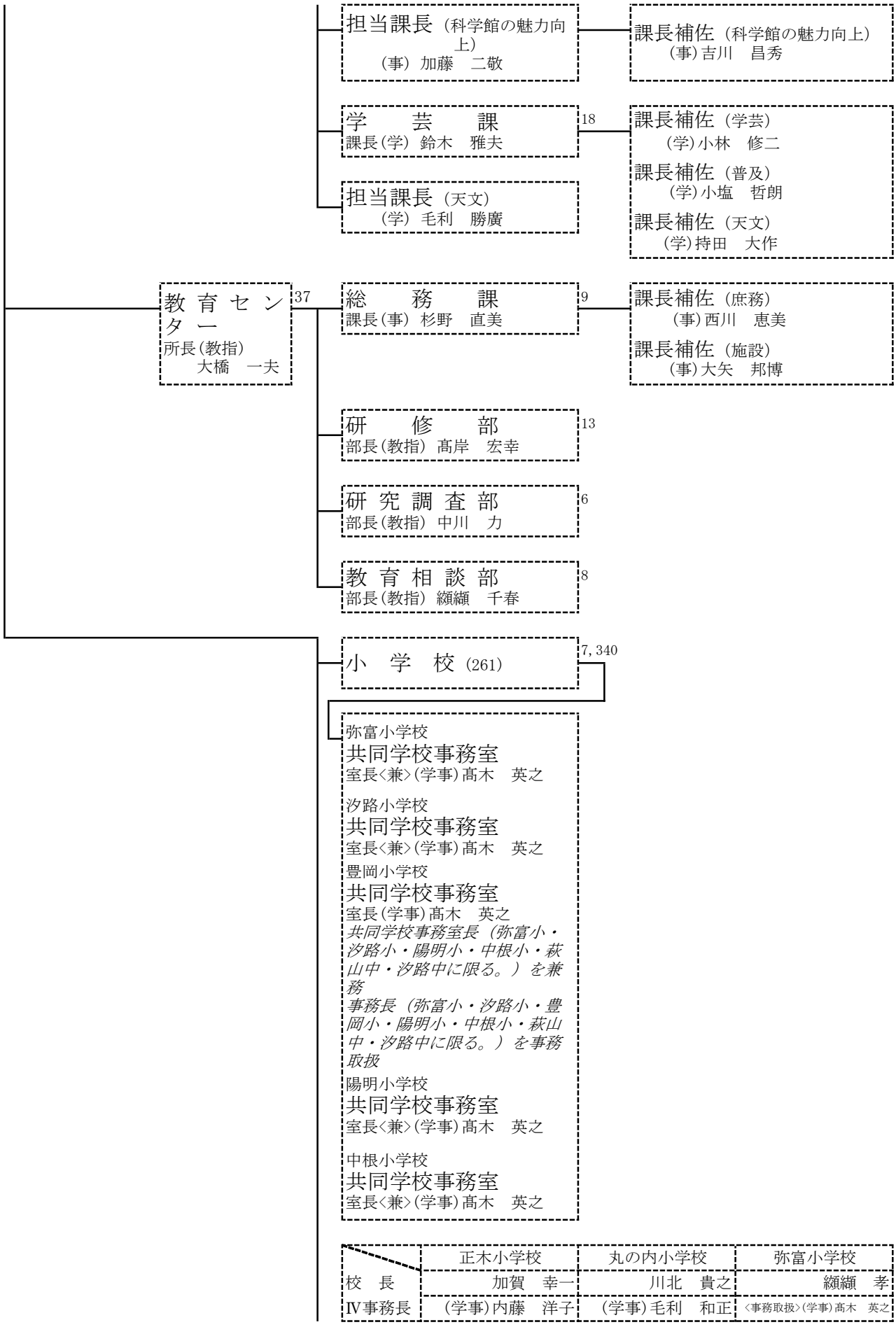

【分掌事務（教育委員会事務局）】課：182～183ページ、担当課長：196～197ページ、公所等：213～216ページに掲載

〈教育委員会事務局〉

	汐路小学校	豊岡小学校	陽明小学校
校　長	伊藤　葉子	岩田　達八	伊藤　勇治
Ⅳ事務長	〈事務取扱〉(学事)髙木　英之	〈事務取扱〉(学事)髙木　英之	〈事務取扱〉(学事)髙木　英之

	中根小学校	高蔵小学校	小幡小学校
校　長	伊藤 真理子	阿部　路代	村松　和広
Ⅳ事務長	〈事務取扱〉(学事)髙木　英之	(学事)坪井　宏之	(学事)山内　健嗣

	黒石小学校
校　長	岡田　理
Ⅳ事務長	(学事)木町　朋世

中　学　校 (112)　3, 403

萩山中学校
共同学校事務室
室長〈兼〉(学事)髙木　英之

汐路中学校
共同学校事務室
室長〈兼〉(学事)髙木　英之

	若水中学校	若葉中学校	浄心中学校
校　長	小川　裕	加藤　治	山田　善申
Ⅳ事務長	(学事)服部　紋子	(学事)早川　数幸	(学事)長松軒　由美

	萩山中学校	汐路中学校	北山中学校
校　長	山内　俊一	村山　貞雄	庄司　直美
Ⅳ事務長	〈事務取扱〉(学事)髙木　英之	〈事務取扱〉(学事)髙木　英之	(学事)岩瀬　裕紀

	昭和橋中学校	桜田中学校
校　長	伊東　章二	寺窪　久勝
Ⅳ事務長	(学事)遠藤　剛	(学事)勝手　彬裕

高 等 学 校 (14)　943

	向陽高等学校	菊里高等学校	桜台高等学校
校　長	秋田　直孝	久木田　隆宏	内木　泰志
Ⅳ事務長	(事)松永　一則	(事)籾山　隆俊	(事)伊藤　誠悟

	北高等学校	緑高等学校	富田高等学校
校　長	舩越　一裕	押切　浩光	伊藤　幸彦
Ⅳ事務長	(事)朝日　陽子	(事)丹羽　則和	(事)谷　茂明

	山田高等学校	名東高等学校	西陵高等学校
校　長	坪井　敦子	伊藤　正規	出原　竜彦
Ⅳ事務長	(事)潮田　智香	(事)山口　隆由貴	(事)澤田　明宏

	名古屋商業高等学校	若宮商業高等学校	工業高等学校
校　長	平柳　忠信	山口　大二	佐藤　恒徳
Ⅳ事務長	(事)山登　正樹	(事)大崎　誠	(事)長谷川　新樹

	工芸高等学校	中央高等学校
校　長	鈴木　彰芳	長谷川　哲司
Ⅳ事務長	(事)森　和雄	(事)加藤　行孝
Ⅳ副事務長	―――	(事)尾﨑　吉博

【分掌事務（教育委員会事務局）】課：182～183ページ、担当課長：196～197ページ、公所等：213～216ページに掲載

〈教育委員会事務局〉

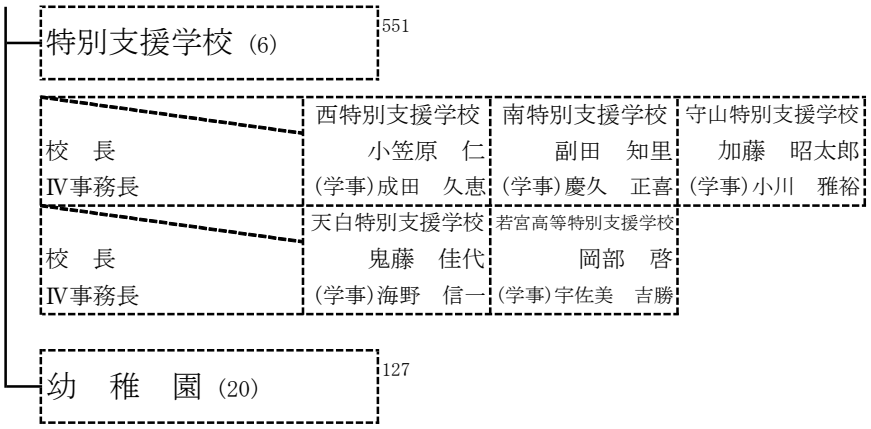

【分掌事務（教育委員会事務局）】課：182～183ページ、担当課長：196～197ページ、公所等：213～216ページに掲載

〈市会事務局〉

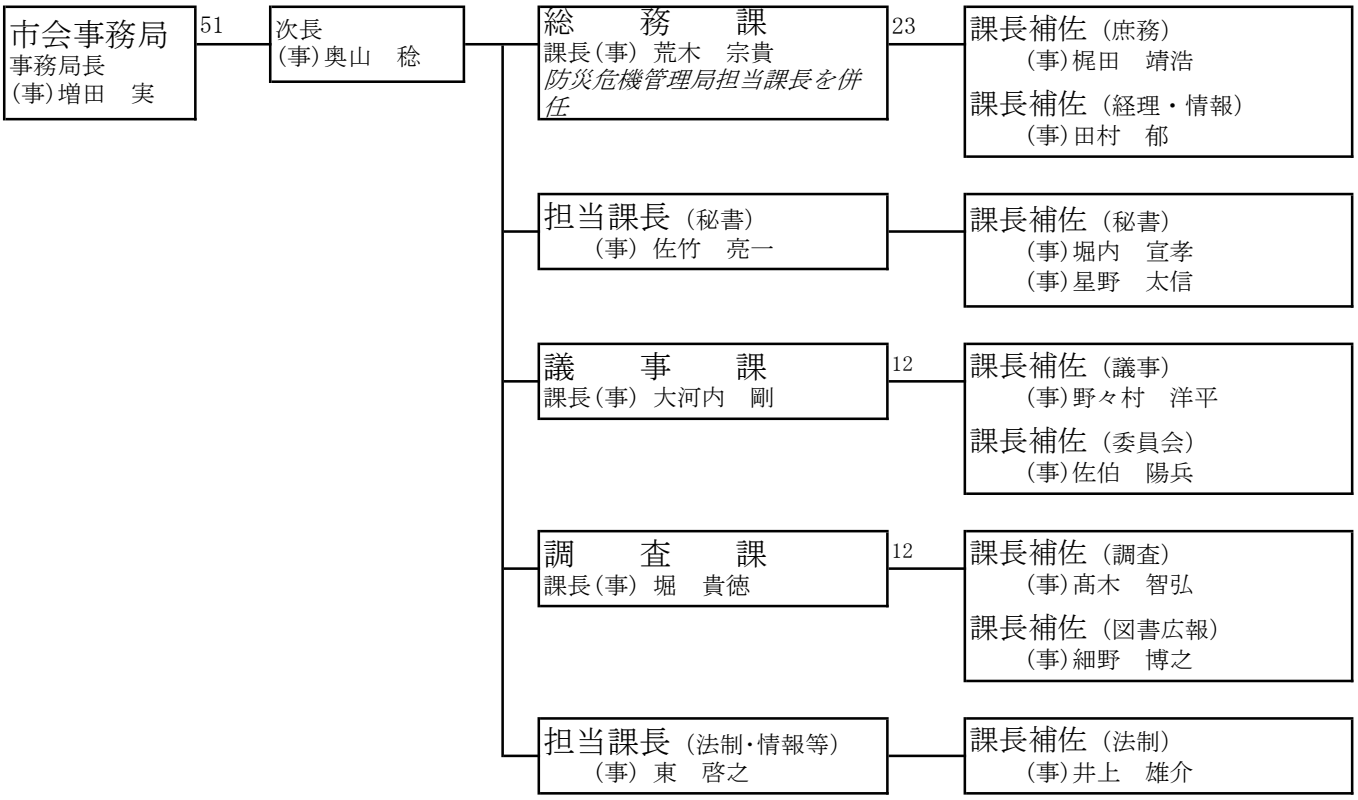

【分掌事務（市会事務局）】課：184ページ、担当課長：197ページに掲載

派　遣　職　員　等　役　職　者　一　覧

派遣等団体名称	所管局	補職名等	派遣先等団体職名	氏名
公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（９５１－２０２６）	総務局	局付担当部長	事務局次長	松本　直樹
		局付担当課長	調整課長	野村　直弘
		〃	広報メディア課長	金井塚　文人
		〃	マーケティング担当課長	吉田　拓
		〃	ブランド・チケッティング課長	森　剛志
		〃	式典課長	横井　泰勇
		〃	競技会場第二課長	丹羽　崇文
		〃	会場整備課長	田中　大雄
		〃	計画第一課担当課長	松平　勉
		〃	計画第三課長	郷西　康之
公立大学法人名古屋市立大学（８５３－８００５）	総務局	局付担当部長	総務部長	東　智生
		〃	教育研究部長	児玉　英希
		〃	病院統括部長	野口　浩正
		〃	病院統括部参事（総合リハビリセンターに係る企画調整）	三宅　正嗣
		〃	医学部附属病院病院管理部長兼戦略企画室副室長兼病院統括部参事（附属病院群の連携強化）	田中　雅隆
		〃	東部医療センター病院管理部長兼病院統括部参事（附属病院群の連携強化）	真下　恭史
		〃	西部医療センター病院管理部長兼病院統括部参事（附属病院群の連携強化）	和久井　等
		〃	みどり市民病院病院管理部長兼病院統括部参事（附属病院群の連携強化）	飯沼　義照
		局付担当課長	総務部コンプライアンス推進室長兼監査室長	榊原　圭介
		〃	総務部人事課長	吉田　拓生
		〃	総務部労務課長	長谷川　渉
		〃	総務部企画課長	小松　一哉
		〃	総務部広報室長	曽根　康信
		〃	総務部財務課長	若尾　修一
		〃	総務部ＤＸ推進課長兼教育研究部主幹（大学ＤＸに係る企画調整）	西野　智行
		〃	施設企画部施設企画課長	駒田　武士
		〃	施設企画部主幹（滝子・田辺通ｷｬﾝﾊﾟｽ再編整備）	若松　もえ
		〃	教育研究部研究推進課長	森川　英俊
		〃	教育研究部学生課長	南谷　健介
		〃	教育研究部国際課長	戸田　成一
		〃	教育研究部教務企画室長	金森　伸裕
		〃	医療人育成課長兼看護学部事務室事務長兼施設企画部主幹（看護学部施設整備に係る連絡調整）	萩本　忍
		〃	医療人育成課主幹（リハビリテーション学科設置に係る企画調整）兼施設企画部主幹（リハビリテーション学科施設整備に係る連絡調整）	中村　友昭
		〃	薬学部事務室事務長兼芸術工学部事務室事務長	水野　勝巳
		〃	山の畑事務室事務長	宮﨑　磨樹
		〃	病院統括部統括企画室長	浅野　郁一
		〃	病院統括部総合リハビリセンター企画調整室長兼医療人育成課主幹（総合リハビリセンターに係る企画調整）兼施設企画部主幹（総合リハビリセンター整備に係る連絡調整）	上野　雄也
		〃	病院統括部主幹（総合リハビリセンターに係る企画調整）	上田　基和

派遣等団体名称	所管局	補職名等	派遣先等団体職名	氏名
（公立大学法人名古屋市立大学）	（総務局）	局付担当課長	病院統括部医療ＤＸ推進室長兼総務部主幹（医療ＤＸに係る企画調整）	宇佐見　剛
		〃	医学部附属病院医療の質管理部医療の質管理課長兼医療安全管理部主幹（医療安全・法務）	鵜飼　和昌
		〃	医学部附属病院病院管理部管理課長兼臨床研究戦略部副部長兼医療安全管理部法務室室長兼病院管理部Ｅ－ステーション運営室室長兼働き方改革推進部労務室室長兼災害医療センター副センター長	徳永　智明
		〃	医学部附属病院病院管理部主幹（救急・災害医療機能強化）兼施設企画部主幹（救急・災害機能強化）	松井　健人
		〃	医学部附属病院病院管理部経営課長	中山　辰宣
		〃	東部医療センター中央検査科技師長兼診療技術科技師長	北村　勇
		〃	東部医療センター診療技術科主幹（栄養管理）	豊福　千夏
		〃	東部医療センター地域医療連携室主幹（地域医療連携）	小久保　富樹子
		〃	東部医療センター病院管理部管理課長	石原　禎人
		〃	東部医療センター病院管理部主幹（東部医療センター病院整備）兼施設企画部主幹（東部医療センター病院整備）	服部　真二
		〃	東部医療センター病院管理部経営課長	釜本　英樹
		〃	東部医療センター病院管理部医事課長兼病院統括部主幹（市立大学病院群の情報システム・ＤＸ推進に係る企画調整）	渡邊　仁史
		〃	西部医療センター中央検査科技師長兼診療技術科技師長	小川　新介
		〃	西部医療センター副看護部長	熊谷　千景
		〃	西部医療センター副看護部長	髙倉　直美
		〃	西部医療センター副看護部長	加藤　土博
		〃	西部医療センター地域医療連携・相談支援室主幹（地域医療連携・相談支援）	小谷　純子
		〃	西部医療センター医療安全管理室主幹（医療安全）	藤本　千春
		〃	西部医療センター運営企画室長兼西部医療センター陽子線治療技術科主幹（陽子線治療）	阿部　邦章
		〃	西部医療センター病院管理部管理課長	岡﨑　俊
		〃	西部医療センター病院管理部経営課長	織田　和隆
		〃	みどり市民病院中央検査科主幹	森田　康之
		〃	みどり市民病院病院管理部管理課長	井上　誠
		〃	みどり市民病院病院管理部主幹（病院再整備）兼施設企画部主幹（みどり市民病院再整備）	河合　直樹
		〃	みどり市民病院病院管理部経営課長	大竹　秀幸
		〃	みどり市民病院地域医療連携室主幹（地域医療連携）	田島　英子
		〃	みらい光生病院副薬剤部長	中村　康夫
		〃	みらい光生病院診療技術科技師長	井上　達也
		〃	みらい光生病院副看護部長	立松　久美子
		〃	みらい光生病院病院管理部管理課長兼病院統括部主幹（附属病院群の連携強化）	鈴木　貴広
		〃	みらい光生病院病院管理部経営課長	住田　武士
		局付課長補佐	総務部総務課庶務係長	平野　雅也
		〃	総務部コンプライアンス推進室主査（法規）兼監査室主査（監査等）	簗瀬　義盛
		〃	総務部人事課人事係長	山下　大器

派遣等団体名称	所管局	補職名等	派遣先等団体職名	氏名
（公立大学法人名古屋市立大学）	（総務局）	局付課長補佐	総務部人事課主査（人事等）	横井　大輝
		〃	総務部労務課給与係長	布施　綾
		〃	総務部労務課主査（給与等）	平野　綾子
		〃	総務部広報室広報係長	岩田　朝美
		〃	総務部財務課経理係長	水谷　勇介
		〃	総務部財務課出納財産係長	穂積　泰介
		〃	総務部財務課主査（経理）	濵本　大地
		〃	総務部ＤＸ推進課ＤＸ推進係長兼教育研究部学術情報室主査（大学ＤＸに係る企画調整）	立松　徳之
		〃	施設企画部施設企画課施設企画係長	八木　崇法
		〃	施設企画部施設企画課主査（滝子・田辺通キャンパス再編整備）	矢野　裕吾
		〃	施設企画部施設企画課主査（滝子・田辺通キャンパス再編整備）	丹羽　智是
		〃	施設企画部施設企画課主査（キャンパス再編整備・病院技術支援）	三浦　拓也
		〃	教育研究部研究推進課　研究・産学官連携係長	吉川　恭兵
		〃	教育研究部学術情報室主査（情報システム）兼総務部ＤＸ推進課主査（大学ＤＸに係る企画調整）	嶋﨑　圭一
		〃	教育研究部学生課入試係長	長谷部　正仁
		〃	医学研究推進課臨床研究管理係長	嶋野　佳代
		〃	山の畑事務室経済学部学務係長	鶴見　牧衣
		〃	病院統括部統括企画室企画係長	山形　祐二
		〃	病院統括部総合リハビリセンター企画調整室主査（総合リハビリセンターに係る企画調整）兼医療人育成課主査（総合リハビリセンターに係る企画調整）	東渕　将成
		〃	病院統括部総合リハビリセンター企画調整室主査（総合リハビリセンターに係る企画調整）兼医療人育成課主査（総合リハビリセンターに係る企画調整）	加納　洋平
		〃	病院統括部総合リハビリセンター企画調整室主査（総合リハビリセンターに係る企画調整）兼医療人育成課主査（総合リハビリセンターに係る企画調整）	冨野　龍太
		〃	病院統括部総合リハビリセンター企画調整室主査（総合リハビリセンターに係る企画調整）兼医療人育成課主査（総合リハビリセンターに係る企画調整）	黒田　丈博
		〃	病院統括部医療ＤＸ推進室主査（医療ＤＸの推進）兼総務部ＤＸ推進課主査（医療ＤＸに係る企画調整）	髙橋　泰徳
		〃	病院統括部医療ＤＸ推進室主査（電子情報の保護対策）兼総務部ＤＸ推進課主査（医療ＤＸに係る企画調整）	渡辺　幸治
		〃	医学部附属病院診療技術部放射線技術科撮影技術係長	宮地　重徳
		〃	医学部附属病院病院管理部管理課庶務係長	奥村　周悟
		〃	医学部附属病院病院管理部管理課主査（救急・災害医療機能強化）兼施設企画部施設企画課主査（救急・災害機能強化）	山田　洋平
		〃	医学部附属病院病院管理部管理課主査（救急・災害医療機能強化）兼施設企画部施設企画課主査（救急・災害機能強化）	後　厳雄

派遣等団体名称	所管局	補職名等	派遣先等団体職名	氏名
（公立大学法人名古屋市立大学）	（総務局）	局付課長補佐	医学部附属病院病院管理部管理課主査（救急・災害医療機能強化）兼施設企画部施設企画課主査（救急・災害機能強化）	足立　達法
		〃	医学部附属病院病院管理部経営課経営係長兼総務部広報室主査（広報）	大山　健二郎
		〃	医学部附属病院病院管理部医事課情報システム係長兼病院統括部医療ＤＸ推進室主査（市立大学病院群の情報システム・ＤＸ推進に係る企画調整）	河合　宏人
		〃	東部医療センター中央検査科係長	髙橋　豊茂
		〃	東部医療センター中央検査科主査	櫻井　裕之
		〃	東部医療センター薬剤部主査（調剤）	増田　賢一
		〃	東部医療センター薬剤部主査（薬務）	丹村　貴之
		〃	東部医療センターリハビリテーション技術科主査（総合リハビリテーションセンター大学病院化に係る調整）	立花　広明
		〃	東部医療センター診療技術科栄養管理係長	髙橋　里江
		〃	東部医療センター看護師長	滝川　佐友里
		〃	東部医療センター看護師長	猪飼　美由紀
		〃	東部医療センター看護師長	山田　幸弘
		〃	東部医療センター看護師長	髙木　秀一
		〃	東部医療センター看護師長	須貝　浩子
		〃	東部医療センター看護師長	社本　奈美
		〃	東部医療センター看護部主査（放射線・内視鏡検査）	渡辺　基方
		〃	東部医療センター地域医療連携室主査（診療連携）	鳴神　美紀
		〃	東部医療センター地域医療連携室主査（退院支援）	井村　晴美
		〃	東部医療センター医療安全管理室主査（医療安全）	平下　充正
		〃	東部医療センター病院管理部管理課庶務係長	齊藤　謙次
		〃	東部医療センター病院管理部管理課施設管理係長	石橋　元基
		〃	東部医療センター病院管理部管理課主査（東部医療センター病院整備）兼施設企画部施設企画課主査（東部医療センター病院整備）	落合　邦彦
		〃	東部医療センター病院管理部経営課経営係長	山田　祥平
		〃	東部医療センター病院管理部経営課主査（企画広報）兼総務部広報室主査（広報）	瀧　太駿
		〃	東部医療センター病院管理部医事課医事係長	田之頭　貴博
		〃	東部医療センター病院管理部医事課情報システム係長兼病院統括部医療ＤＸ推進室主査（市立大学病院群の情報システム・ＤＸ推進に係る企画調整）	山内　寿喜
		〃	西部医療センター中央検査科係長	久野　久則
		〃	西部医療センター中央検査科主査（生理検査）	小田　真由美
		〃	西部医療センター中央放射線部　画像技術係長	石原　友繁
		〃	西部医療センター薬剤部主査（薬務）	杉山　龍治
		〃	西部医療センター薬剤部主査（調剤）	久田　宜範

派遣等団体名称	所管局	補職名等	派遣先等団体職名	氏名
（公立大学法人名古屋市立大学）	（総務局）	局付課長補佐	西部医療センター診療技術科栄養管理係長	北野　貴子
		〃	西部医療センター看護師長	関澤　香
		〃	西部医療センター看護師長	久保　ゆかり
		〃	西部医療センター看護師長	中野　みさ
		〃	西部医療センター看護師長	岩越　忍
		〃	西部医療センター看護師長	立木　育己
		〃	西部医療センター看護師長	柴山　美樹
		〃	西部医療センター看護師長	梅村　加奈子
		〃	西部医療センター看護師長	亀尾　雅子
		〃	西部医療センター看護師長	河合　真紀
		〃	西部医療センター看護師長	松本　加奈子
		〃	西部医療センター看護部専門的看護係長	今枝　裕子
		〃	西部医療センター地域医療連携・相談支援室主査（診療連携）	杉浦　妙子
		〃	西部医療センター地域医療連携・相談支援室主査（退院支援）	佐藤　紫帆
		〃	西部医療センター地域医療連携・相談支援室主査（相談支援）	髙垣　晃子
		〃	西部医療センター病床・予約調整室主査（病床・予約調整）兼看護部主査（調整）	小林　真衣
		〃	西部医療センター医療安全管理室主査（医療安全）	小出　真由美
		〃	西部医療センター運営企画室主査（運営・企画）	箕輪　僚太
		〃	西部医療センター病院管理部管理課庶務係長	岩本　洋
		〃	西部医療センター病院管理部管理課施設管理係長	片山　博彰
		〃	西部医療センター病院管理部経営課経営係長	服部　岳理
		〃	西部医療センター病院管理部経営課主査（企画広報）兼総務部広報室主査（広報）	長尾　直美
		〃	西部医療センター病院管理部医事課医事係長	山田　祐嗣
		〃	西部医療センター病院管理部医事課情報システム係長兼情報管理室主査（病院情報システム等）病院統括部医療ＤＸ推進室主査（市立大学病院群の情報システム・ＤＸ推進に係る企画調整）	佐曽利　隼大
		〃	みどり市民病院診療技術科リハビリテーション技術係長	高岡　真司
		〃	みどり市民病院病院管理部管理課主査（病院再整備）兼施設企画部施設企画課主査（みどり市民病院再整備）	神野　清光
		〃	みどり市民病院病院管理部管理課主査（病院再整備）兼施設企画部施設企画課主査（みどり市民病院再整備）	相原　雅大
		〃	みどり市民病院病院管理部経営課経営係長	古橋　弘基
		〃	みどり市民病院看護師長	岡田　千華
		〃	みどり市民病院地域医療連携室主査（退院支援）	福井　佳子
		〃	みらい光生病院診療技術科検査係長	都築　旭
		〃	みらい光生病院診療技術科作業療法係長	飯田　尚子
		〃	みらい光生病院診療技術科機能訓練係長	林　賢一
		〃	みらい光生病院診療技術科栄養管理係長	布施　晶子
		〃	みらい光生病院薬剤部主査（薬剤）	加藤　樹理江
		〃	みらい光生病院看護師長	瀬木　あゆみ

派遣等団体名称	所管局	補職名等	派遣先等団体職名	氏名
（公立大学法人名古屋市立大学）	（総務局）	局付課長補佐	みらい光生病院看護師長	淺間　英恵
		〃	みらい光生病院看護師長	古川　美帆
		〃	みらい光生病院看護師長	小野　恵
		〃	みらい光生病院看護師長	木下　ユキエ
		〃	みらい光生病院病院管理部管理課庶務係長	大口　正雄
		〃	みらい光生病院病院管理部経営課経営係長兼総務部広報室主査（広報）	坪井　慎也
		〃	みらい光生病院医療安全管理室主査（医療安全）	安井　かおり
	消防局	局付課長補佐	病院管理部Ｅ－ステーション運営室主査（Ｅ－ステーションの運営）	川口　了徹
中部国際空港株式会社 （０５６９－３８－７７７７）	総務局	局付担当課長	地域共生部地域連携グループ主査 兼務：サステナビリティ推進室主査	高田　浩司
		〃	サステナビリティ推進室主査 兼務：経営企画部経営企画グループ主査	上杉　洋道
		〃	営業推進本部航空営業部東アジアグループ主任	今原　亮
空港運用本部 （０５６９－３８－７９２１）	消防局	局付課長補佐	空港運用本部空港運用部保安警備グループ（同本部総合安全推進室）マネージャー	浅井　達也
名古屋市職員共済組合 （９７２－２１５６）	総務局	局付担当部長	事務局長	山内　康稔
		局付担当課長	次長	鈴木　幸代
		局付課長補佐	短期給付係長	木村　勇貴
		〃	福祉事業係長	島田　智成
名古屋競輪組合 （４１１－００１３）	財政局	局付担当局長	事務局長	原　誠
		局付担当課長	総務部長	山田　幸宏
		〃	事業部長	清水　晃雄
		〃	担当部長（事業）	久保　英昭
		局付課長補佐	総務課長	加藤　俊宏
		〃	経営企画課長	太田　芳輝
		〃	施設課長	柏木　秀夫
		〃	事業部担当課長（事業）	名原　良明
地方税共同機構 （０３－３５０７－０２１１）	財政局	局付課長補佐	システム部開発グループサブリーダー課長補佐	柴山　拓哉
公益財団法人名古屋産業振興公社 （７３５－２１１５）	経済局	局付担当部長	専務理事兼事務局長	橋本　真司
		局付担当課長	総務部長	山田　哲弘
		〃	研究推進部長	三宅　猛司
		〃	産学連携・プラズマ産業応用担当部長	野々部　恵美子
		局付課長補佐	総務部総務課長	永田　昇平
		〃	新事業支援センター創業支援施設課長	成田　太郎
		〃	営業企画部ファッション産業振興課長	寺澤　秀司
		〃	研究推進部主幹（サイエンスパーク連携推進）	山本　雅人
株式会社国際デザインセンター （２６５－２１００）	経済局	局付担当課長	総務部長	宮原　務
公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー （２０１－５７３３）	観光文化交流局	局付担当課長	総務部長	小嶋　昭弘
		〃	観光部長	森　紀夫
		局付課長補佐	総務部総務グループ長	森　幸江
公益財団法人名古屋市文化振興事業団 （２４９－９３９０）	観光文化交流局	局付担当部長	専務理事兼事務局長	横江　正幸
		局付担当課長	文化振興部長	永井　祐司
		局付課長補佐	文化振興部総務課長	窪谷　祐志
		〃	文化振興部経理課長	大﨑　湖水
公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社　（０２６４－４８－２１１１）	観光文化交流局	局付担当課長	総務課長	宮村　昌史
公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団　（３２２－２７７４）	観光文化交流局	局付担当部長	事務局長兼総務部長	栗原　英郎
一般財団法人自治体国際化協会	観光文化交流局	局付担当課長	シドニー事務所次長	小泉　さよ子
社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団 （８３５－３８１１）	健康福祉局	局付担当部長	附属病院副院長	成田　ひとみ
		〃	附属病院病院長補佐	稲垣　亜紀

派遣等団体名称	所管局	補職名等	派遣先等団体職名	氏名
愛知県後期高齢者医療広域連合 （９５５－１２２７）	健康福祉局	局付担当課長	事務局次長	須藤　喜巳
		局付課長補佐	総務課庶務グループリーダー	宮川　清文
		〃	管理課電算グループリーダー	各務　涼
		〃	給付課給付第一グループリーダー	古田　友輝
		〃	給付課給付第二グループリーダー	岩田　悠佑
		〃	給付課保健事業グループリーダー	和田　美智代
公益財団法人名古屋まちづくり公社 （２２２－２３１１）	住宅都市局	局付担当部長	総務部参事（企画）	中村　雅記
		〃	区画整理部長	水谷　譲
		〃	区画整理部参事（志段味開発）	永原　誠
		〃	名古屋都市センター事業部長	藤井　由佳
		局付担当課長	総務部総務課長	山本　健司
		〃	区画整理部区画整理課長兼区画整理部主幹（茶屋新田事業運営指導等）	白木　祐次
		〃	区画整理部事業管理課長兼区画整理部主幹（事業運営指導管理等）	宮川　俊裕
		〃	区画整理部主幹（事業運営指導管理等）	武田　康敬
		〃	名古屋都市センター企画課長	鶴田　智
		〃	名古屋都市センター調査課長	渡辺　伸二
		局付課長補佐	総務部総務課庶務係長	柳生　薫
		〃	総務部総務課経理係長兼出納係長	梶田　宗裕
		〃	総務部経営企画室経営企画係長	花村　佳佑
		〃	事業部金山事業課主査（金山まちづくり）	内川　優
		〃	区画整理部区画整理課主査（茶屋新田事業運営指導等）	深尾　剛司
		〃	区画整理部区画整理課主査（茶屋新田事業運営指導等）	阪本　浩一
		〃	区画整理部区画整理課主査（茶屋新田事業運営指導等）	岩田　和也
		〃	区画整理部事業管理課管理係長兼事業管理課主査（事業経営管理等）	内田　博也
		〃	区画整理部事業管理課主査（事業運営指導等）	松下　貴俊
		〃	区画整理部事業管理課主査（事業運営指導等）	三宅　徹
		〃	区画整理部事業管理課主査（事業運営指導等）	奥屋　智康
		〃	名古屋都市センター企画課主査（事業運営等）	山本　拓
		〃	名古屋都市センター調査課研究主査	川原　志保
		〃	名古屋都市センター調査課研究主査	前田　翼
		〃	名古屋都市センター調査課主査（まちづくり支援）	森　一将
名古屋高速道路公社 （９１９－５４００）	住宅都市局	局付担当部長	総務部長	西尾　英之
		〃	都心アクセス事業部長	加藤　道哉
		局付担当課長	総務部総務課担当課長（人事）	稲垣　亮二
		〃	経営企画部企画課担当課長（企画・調整）	越野　章
		〃	経営企画部調査課長	祖父江　直人
		〃	都心アクセス事業部事業第一課担当課長（用地）	松本　直樹
		局付担当課長	メンテナンス事業部保全企画課担当課長（システム高度化）	前　誠司
		局付課長補佐	都心アクセス事業部事業第一課課長補佐（事業）	高橋　勇紀
		〃	都心アクセス事業部事業第一課課長補佐（用地）	吉田　良
		〃	都心アクセス事業部事業第二課主査（事業）	篠田　直季
		〃	都心アクセス事業部事業第二課課長補佐（建築）	栗本　大紀

派遣等団体名称	所管局	補職名等	派遣先等団体職名	氏名
名古屋市住宅供給公社 （５２３－３８５７）	住宅都市局	局付担当局長	理事長	寺澤　雅代
		局付担当部長	総務部長	森下　亮太
		局付担当課長	総務部総務課長	佐藤　史朗
		〃	管理部管理課長	原　誠司
		局付課長補佐	総務部総務課庶務係長	山路　祥仁
		〃	総務部総務課経理係長	飯田　悠仁
		〃	管理部管理課募集係長	良﨑　崇亮
独立行政法人都市再生機構 （２３８－９９２２）	住宅都市局	局付担当課長	中部支社都市再生業務部参事	後藤　千絵
	緑政土木局	局付課長補佐	中部支社住宅経営部環境整備課主査	大﨑　祥卓
栄公園振興株式会社 （９５１－７１０１）	住宅都市局	局付担当部長	総務部長	小島　章徳
		局付課長補佐	総務部総務課課長補佐（総務）	中西　高之
名古屋ガイドウェイバス株式会社 （７５８－５６２０）	住宅都市局	局付担当課長	総務部総務課長	林　史彦
		局付課長補佐	総務部総務課庶務係長	松野　圭悟
名古屋臨海高速鉄道株式会社 （３８３－０９５４）	住宅都市局	局付担当部長	常務取締役兼総務部長	西村　浩幸
		局付担当課長	運輸技術部運輸課長	森　雅彦
		〃	運輸技術部技術課長兼運輸技術部担当課長（電気）	山田　和之
		局付課長補佐	総務部総務課庶務係長	谷　直哉
		〃	総務部総務課人事係長	山本　祥史
		〃	総務部総務課経理係長	中川　優哉
		〃	運輸技術部運輸課検修係長	山口　晃史
名古屋港管理組合 （６６１－４１１１）	住宅都市局	局付担当部長	総務部参事（県市政策調整）	奥谷　伸幸
		局付担当課長	企画調整室担当課長（政策推進）	大久保　直樹
公益財団法人なごや建設事業サービス財団　（２６５－１１６５）	緑政土木局	局付担当局長	代表理事	木村　俊幸
		局付担当部長	事務局長	花木　哲哉
		局付担当課長	総務部長	廣田　修
		局付課長補佐	総務課長	梅村　友子
一般財団法人道路管理センター （９６２－３６７７）	緑政土木局	局付担当課長	名古屋支部総務企画課長	山中　健司
公益社団法人日本下水道協会 （０３－６２０６－０２６０）	上下水道局	局付担当課長	企画部企画課長	杉田　功一
地方共同法人日本下水道事業団 東海総合事務所 （７０２－３８１１）	上下水道局	局付担当部長	東海総合事務所長	林　幹雄
		局付担当課長	東海総合事務所施工管理課主幹	永田　俊範
		局付課長補佐	東海総合事務所施工管理課専門役	渡邉　圭
		〃	東海総合事務所施工管理課専門役	青山　憲幸
		〃	東海総合事務所プロジェクトマネジメント室プロジェクトマネジャー	大津　亮太
		〃	東海総合事務所プロジェクトマネジメント室プロジェクトマネジャー	余合　裕行
東日本設計センター （０３－３８１８－１４４８）		〃	東日本設計センター土木設計課	清水　善行
		〃	東日本設計センター電気設計課副参事	中森　真彦
名古屋上下水道総合サービス株式会社 （６８１－６２１０）	上下水道局	局付担当課長	総務部長	堀　和之
		〃	管路部長	多和田　雄介
		〃	施設管理部長	石神　浩治
		局付課長補佐	経理課長	木谷　彰洋
		〃	営業推進部主幹（新事業）	梶原　大輔
		〃	営業推進部主幹（新事業）	佐藤　健太
施設管理部設備二課 （９１６－２４０８）		〃	施設管理部設備二課長	日高　幸一
		〃	施設管理部主幹（富田ポンプ所担当）	田島　健太郎
施設管理部設備四課 （６１９－７０３５）		局付課長補佐	施設管理部設備四課長	上山　圭
株式会社名古屋交通開発機構 （７６１－２２２１）	交通局	局付担当課長	総務部長	土屋　清
		局付課長補佐	総務課長	鶴見　藍
		〃	経理課長	田口　和仁
		〃	施設部担当課長	池谷　辰仁
		〃	施設部担当課長	小池　隆之
愛知県（０５６１－５３－２０１５）	消防局	局付担当課長	愛知県消防学校教務課総括専門員	松岡　悟
公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 （６１４－７５０１）	教育委員会事務局	局付担当課長	総務課長	池俣　賢二郎
		〃	学校開放課長	位田　篤史
		〃	学校給食課長	小汐　智美
		局付課長補佐	総務課庶務係長	岩見　宏明
		〃	総務課経理係長	掛下　和輝

課の分掌事務

会計室

会計課

(1)　室内の人事、文書及び予算決算に関すること。
(2)　室内重要事項の企画、調査及び総合調整に関すること。
(3)　室事務事業の事務改善の総括及び行政評価の実施に関すること。
(4)　源泉徴収所得税並びに特別徴収に係る個人の住民税及び森林環境税の払出手続に関すること。
(5)　歳計現金及び歳入歳出外現金の保管に関すること。
(6)　基金に属する現金並びに歳入歳出外現金等、公有財産及び基金に属する有価証券の出納保管に関すること。
(7)　重要物品出納管理簿等の整理に関すること。
(8)　その他物品会計に関すること。
(9)　会計事務の総括に関すること。
(10)　会計制度に係る企画、調査研究及び調整に関すること。
(11)　会計事務に係る区会計管理者との連絡調整及び指導に関すること。
(12)　出納員及び前渡金受領者の検査及び指導に関すること。
(13)　歳入の徴収又は収納の事務の受託者の検査に関すること。
(14)　委託を受けた各種団体の出納員及び前渡金受領者の検査及び指導に関すること。
(15)　歳入の徴収又は収納の委託の事前合議に関すること。
(16)　現金出納員及び物品出納員に関すること。
(17)　財務会計総合システムの運用及び管理に関すること。
(18)　決算に関する書類の作成及び取りまとめに関すること。
(19)　指定金融機関等に関すること。
(20)　歳入関係帳票の記録管理等及び収入証拠書の整理に関すること。
(21)　現金（基金に属する現金を除く。）の出納に関すること。
(22)　支払済に係る歳出関係帳票の記録管理等及び支払証拠書の整理に関すること。
(23)　口座振替の登録に関すること。
(24)　歳入歳出外現金に係る事前協議に関すること。
(25)　歳入歳出外現金の受払の記録管理に関すること。
(26)　委託を受けた各種団体の出納に関すること。
(27)　支出負担行為の事前合議に関すること。
(28)　支出命令、振替命令、還付命令及び更正命令の審査、精算の確認並びに戻入通知の受理に関すること。
(29)　歳入歳出外現金及び基金に属する現金に係る払出通知の審査に関すること。
(30)　審査出納員に関すること。
(31)　室長の指定する会計に関する事務に関すること。

防災危機管理局

総務課

(1)　局内の人事及び予算決算に関すること。
(2)　局内重要事項の総合調整に関すること。
(3)　局内他課の主管に属しないこと。

防災企画課

(1)　防災に係る企画及び総合調整に関すること（想定最大規模災害対策推進課及び危機対策課の主管に属するものを除く。）。
(2)　職員及び市民の防災意識の普及啓発に関すること。
(3)　災害救助に係る総合調整に関すること。
(4)　防災関係機関及び団体との連絡調整に関すること（想定最大規模災害対策推進課の主管に属するものを除く。）。
(5)　防災会議に関すること。
(6)　国土強靭化地域計画に関すること。
(7)　地域強靭化に係る人材育成の推進に関すること（危機対策課の主管に属するものを除く。）。
(8)　地域防災計画に関すること。
(9)　防災拠点の整備に係る調整に関すること。
(10)　その他市有施設等の整備（防災に係るものに限る。）に係る総合調整に関すること。

想定最大規模災害対策推進課

(1)　想定し得る最大規模の災害対策の推進に係る企画及び総合調整に関すること。
(2)　想定し得る最大規模の災害対策の推進に係る関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
(3)　想定し得る最大規模の災害に係る調査研究に関すること。
(4)　想定し得る最大規模の災害に対する防災意識の普及啓発に関すること。

危機対策課

(1)　危機発生時の対応に係る企画及び総合調整に関すること。
(2)　災害対策本部等の運営の総括に関すること（地域防災課の主管に属するものを除く。）。
(3)　危機発生時の対応に係る関係機関及び団体との連携の推進に関すること。
(4)　危機発生時の対応に係る人材育成の総合的な推進に関すること。
(5)　危機管理に係る近隣市町村等との連携の推進に関すること。
(6)　危機管理に係る情報システムの企画、開発及び調整に関すること。
(7)　防災通信施設の整備及び保守管理に関すること。
(8)　防災通信に関すること。
(9)　危機管理に係る企画及び総合調整に関すること。（他課の主管に属するものを除く。）
(10)　危機管理関係機関及び団体との連絡調整に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
(11)　国民保護に係る企画及び総合調整に関すること。
(12)　国民保護関係機関及び団体との連絡調整に関すること。

地域防災課

(1)　地域防災に係る企画及び総合調整に関すること。
(2)　地域防災に係る住民の支援に関すること。

(3)　災害対策委員に関すること。

市長室

秘書課

(1)　室内の人事及び予算決算に関すること。
(2)　室内重要事項の総合調整に関すること。
(3)　秘書に関すること。
(4)　室内他課の主管に属しないこと。

広報課

(1)　広報の企画及び調整に関すること。
(2)　出版物、テレビ及びラジオによる広報に関すること。
(3)　報道機関との連絡に関すること。

総務局

総務課

(1)　局内の人事及び予算決算に関すること。
(2)　局内重要事項の総合調整に関すること。
(3)　議会に関すること。
(4)　監査委員、人事委員会及び選挙管理委員会との連絡に関すること。
(5)　市庁舎その他局所管公有財産の管理に関すること。
(6)　特別職報酬等審議会に関すること（給与課の主管に属するものを除く。）。
(7)　東京事務所に関すること。
(8)　局内他部課公所の主管に属しないこと。

行政DX推進部

行政改革推進課

(1)　行財政改革の企画及び総合調整に関すること。
(2)　事務事業及び公の施設の見直しの推進に関すること。
(3)　外郭団体の指導調整の総括に関すること。
(4)　行政評価の企画及び総括に関すること。
(5)　行政組織に関すること。
(6)　職員の定員管理に関すること。
(7)　部内他課公所の主管に属しないこと。

法制課

(1)　文書の収受及び発送並びに行政文書の保存に関すること。
(2)　文書の形式審査並びに行政文書事務の指導及び改善に関すること。
(3)　公印に関すること。
(4)　公告式、庁中令達及び市公報に関すること。
(5)　法制度の調査研究に関すること。
(6)　法規文書の審査に関すること。
(7)　訴訟、調停等の総括に関すること。
(8)　行政不服審査会に関すること。
(9)　不服申立てに関する事務の調整に関すること。
(10)　行政手続に関する事務の調整に関すること。
(11)　職員の損害賠償責任に関すること。
(12)　市政資料館に関すること。

デジタル改革推進課

(1)　情報化施策の総合的な企画及び推進に関すること。
(2)　DXの推進に関すること。
(3)　事務の電算化の調査並びに事務の電算化に伴う事務改善の推進及び企画に関すること。
(4)　電子情報の保護及び管理の総括に関すること。
(5)　行政情報ネットワークの管理及び活用に関すること。
(6)　基盤システムの運用、管理及び調整に関すること。

職員部

人事課

(1)　職員の進退、服務、賞罰その他身分に関すること。
(2)　職員の選考、考課及び適性観察に関すること。
(3)　人事制度の調査研究に関すること（給与課の主管に属するものを除く。）。
(4)　職員の採用計画に関すること。
(5)　中高年職員の能力開発に関すること。
(6)　人材育成の総合的な企画及び推進に関すること。
(7)　職員の研修その他の能力開発に関すること。
(8)　市民サービス改善及び業務改善に関すること。
(9)　部内他課の主管に属しないこと。

コンプライアンス推進課

(1)　内部統制の総括に関すること。
(2)　職員の倫理の保持の総括に関すること。
(3)　職員の公正な職務の執行の確保の総括に関すること。
(4)　職員の服務に関すること（人事課の主管に属するものを除く。）。
(5)　職員倫理審査会に関すること。
(6)　行政監理委員会に関すること。
(7)　監理主幹及び監理主査に関すること。

給与課

(1)　人事給与制度の調査企画に関すること。
(2)　職員の給与計画に関すること。
(3)　職員団体に関すること。
(4)　特別職報酬等審議会の審議事項に係る調査及び資料作成に関すること。
(5)　非常勤の職員に係る制度の総括に関すること。

安全衛生課

(1)　職員の安全管理及び衛生管理に関すること。
(2)　職員の福利厚生制度に関すること。
(3)　職員の公務災害補償に関すること。
(4)　職員傷病審議会に関すること。
(5)　地方公務員災害補償基金名古屋市支部に関すること。
(6)　名古屋市職員互助会及び名古屋市職員共済組合に関すること。

企画部

企画課

(1)　基本構想、基本計画及び実施計画に関すること。
(2)　局長の指定する重要事項の調査研究及び企画に関すること。
(3)　国土計画に係る連絡調整に関すること。
(4)　中部圏開発整備に関すること。
(5)　東海各県との連絡調整に関すること。
(6)　SDGsの推進に係る調整に関すること。
(7)　水に係る施策の調整に関すること。
(8)　シティプロモーションの推進に関すること。
(9)　局長の指定する事項に係る企画及び連絡調整に関すること。
(10)　部内他課の主管に属しないこと。

大都市・広域行政推進課

(1)　指定都市市長会及び全国市長会に関すること。
(2)　大都市制度の調査研究に関すること。
(3)　地方分権の推進に係る調整に関すること。
(4)　廃置分合に関すること。
(5)　近隣市町村との連携の推進に関すること。

統計課

(1)　統計調査の実施に関すること。
(2)　統計解析に関すること。
(3)　統計調査事務の連絡調整に関すること。
(4)　統計情報の収集、整備及び利活用に関すること。
(5)　統計刊行物の編集及び発行に関すること。

総合調整部

総合調整課

(1)　重要事項の総合調整に関すること。

(2)　特命に係るプロジェクトの推進及び調整に関すること。
(3)　公民連携推進に係る企画及び調整に関すること。
(4)　大学等と連携した政策の推進に関すること。
(5)　その他特命事項の処理に関すること。
(6)　部内他課の主管に属しないこと。

空港対策課
(1)　中部国際空港、名古屋飛行場その他空港（以下空港対策課の項において「中部国際空港等」という。）に関すること。
(2)　中部国際空港等のアクセスの検討に関すること。
(3)　その他中部国際空港等に係る特命事項の処理に関すること。

アジア・アジアパラ競技大会推進部
アジア・アジアパラ競技大会推進課
(1)　アジア・アジアパラ競技大会の推進に係る総合調整に関すること。
(2)　アジア・アジアパラ競技大会の広報に関すること。
(3)　アジア・アジアパラ競技大会の計画等に関すること。
(4)　アジア・アジアパラ競技大会の競技会場に係る企画及び総合調整に関すること。
(5)　名古屋競馬場跡地開発に係る総合調整に関すること。
(6)　公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会に関すること。
(7)　その他アジア・アジアパラ競技大会に関すること（他局室部課の主管に属するものを除く。）。

市立大学部
市立大学課
(1)　公立大学法人名古屋市立大学に関すること。
(2)　名古屋市公立大学法人評価委員会に関すること。

財政局

総務課
(1)　局内の人事及び予算決算に関すること。
(2)　局内重要事項の総合調整に関すること。
(3)　局内他部課公所の主管に属しないこと。

財政部
財政課
(1)　予算編成に関すること。
(2)　予算執行の監理に関すること。
(3)　財政事情及び公営企業の業務状況の公表に関すること。
(4)　歳入の決算説明の総括に関すること。
(5)　財政計画、財政調査その他財政に関すること。
(6)　地方交付税及び交通安全対策特別交付金に関すること。
(7)　部内他課の主管に属しないこと。

資金課
(1)　資金計画に関すること。
(2)　市債及び一時借入金に関すること。
(3)　当せん金付証票の発売に関すること。
(4)　基金（名古屋市土地基金及び名古屋市美術品等取得基金を除く。）に関すること。
(5)　歳入の確保に係る特命事項の処理に関すること。
(6)　競輪及び地方競馬に関すること。
(7)　名古屋競輪組合及び愛知県競馬組合に関すること。

財産管理課
(1)　公有財産の総括に関すること。
(2)　普通財産（他局の主管に属するものを除く。）の管理及び処分に関すること。
(3)　不動産及びその附属物件の取得（環境局、住宅都市局及び緑政土木局の主管に属するものを除く。）、処分及び評価に関すること。
(4)　土地収用（環境局、住宅都市局及び緑政土木局の主管に属するものを除く。）に関すること。
(5)　公共用地の先行取得に係る連絡調整に関すること。
(6)　公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の先買いの事務（環境局、住宅都市局及び緑政土木局が行う買取り事務を除く。）に関すること。
(7)　名古屋市土地基金の管理に関すること。
(8)　財産の損害保険に関すること。

資産経営課
(1)　アセットマネジメントの推進に関すること。
(2)　公有財産の活用に関すること。

契約部
契約監理課
(1)　契約事務の総合調整に関すること。
(2)　契約事務の改善に関すること。
(3)　公正な入札の確保に係る対策に関すること。
(4)　入札監視等委員会に関すること。
(5)　競争入札参加資格に関すること。
(6)　部内他課の主管に属しないこと。

契約課
(1)　工事の請負の契約に関すること。
(2)　業務の委託の契約に関すること。
(3)　物品の契約に関すること。

税務部

税制課

(1)　税務行政の運営の企画立案に関すること（税務システム推進課の主管に属するものを除く。）。
(2)　税制度及び税収入の調査に関すること。
(3)　地方譲与税及び交付金（交通安全対策特別交付金を除く。）に関すること。
(4)　固定資産評価審査委員会に関すること。
(5)　税務に係る研修の総合的な企画及び実施に関すること。
(6)　部に属する職員の服務及び証票に関すること。
(7)　市税事務所の運営に係る企画及び連絡調整その他市税事務所に関すること（税務システム推進課の主管に属するものを除く。）。
(8)　収納管理・特別徴収事務センターに関すること（税務システム推進課の主管に属するものを除く。）。
(9)　定額減税補足給付金の支給に係る調整に関すること。
(10)　市税事務所及び部内他課公所の主管に属しないこと。

税務システム推進課

(1)　税務事務のデジタル化の推進に係る企画、調査研究及び調整に関すること。
(2)　税務総合情報システムの運用及び管理に関すること。
(3)　税務事務の改善に係る企画及び調整に関すること。

市民税課

(1)　市民税（個人の県民税及び森林環境税を含む。）、軽自動車税の種別割及び事業所税の賦課事務の企画及び指導並びに改善に関すること。
(2)　軽自動車税の環境性能割に関すること。
(3)　市たばこ税の賦課に関すること。

固定資産税課

(1)　固定資産の評価要領の作成に関すること。
(2)　固定資産の評価事務の指導に関すること。
(3)　特定固定資産の調査及び評価に関すること。
(4)　固定資産評価員及び固定資産評価補助員に関すること。
(5)　固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税の賦課事務の企画及び指導並びに改善に関すること。
(6)　国有資産等所在市町村交付金に関すること。

収納対策課

(1)　市税（個人の県民税及び森林環境税を含み、軽自動車税の環境性能割を除く。以下収納対策課の項において同じ。）の収納対策に係る総合的な企画及び推進に関すること。
(2)　市税の徴収事務に係る企画及び指導並びに改善に関すること。
(3)　市の債権管理に係る企画及び連絡調整に関すること。

スポーツ市民局

総務課

(1)　局内の人事及び予算決算に関すること。
(2)　局内重要事項の総合調整に関すること。
(3)　局内他部課公所の主管に属しないこと。

地域振興部

区政課

(1)　市区の区域及び市区の連絡調整に関すること。
(2)　区政運営の総括に関すること。
(3)　区役所改革に関すること。
(4)　区役所の組織及び定員の調整並びに庁舎営繕に関すること。
(5)　部内他課公所の主管に属しないこと。

地域振興課

(1)　地域振興の企画及び調査研究に関すること。
(2)　地域振興に係る市区の連絡調整に関すること。
(3)　コミュニティ施策の推進に関すること。
(4)　地域コミュニティ活性化推進に係る企画及び調整に関すること。
(5)　区政協力委員に関すること。
(6)　空家等対策の推進に係る企画及び調整に関すること。
(7)　空家等対策の推進に関する特別措置法による措置等に関すること。
(8)　町を美しくする運動に関すること。
(9)　市民活動推進センターに関すること。
(10)　地区会館及びコミュニティセンター等に関すること。

住民課

(1)　戸籍及び住民基本台帳事務の調整に関すること。
(2)　印鑑の登録及び証明事務その他の区役所事務の調整に関すること。
(3)　町名町界及び住居表示制度に関すること。
(4)　町名、町界審議会に関すること。

人権施策推進部

人権施策推進課

(1)　人権施策の推進に係る総合的企画及び調査研究に関すること。
(2)　人権施策の推進に係る総合調整に関すること。
(3)　人権擁護委員に関すること。
(4)　同和問題の解決に向けた施策の総合調整に関すること。
(5)　同和問題の解決に向けた施策の推進に関すること（他局室部課公所の主管に属するものを除く。）。
(6)　犯罪被害者等支援に関すること。
(7)　なごや人権啓発センターに関すること。
(8)　文化センターに関すること。

市民生活部

地域安全推進課

(1)　安心・安全で快適なまちづくりの推進に係る企画及び調査並びに連絡調整に関すること。
(2)　客引き行為等対策の推進に係る企画及び調整に関すること。
(3)　生活安全対策及び交通安全対策の総合的な企画及び調整に関すること。
(4)　生活安全及び交通安全に係る啓発及び運動に関すること。

(5)　暴力団の排除の推進に関すること。
(6)　交通安全計画の策定及び改定に関すること。
(7)　交通安全対策会議に関すること。
(8)　再犯防止の推進に係る企画及び調整に関すること。
(9)　部内他課の主管に属しないこと。

広聴課
(1)　広聴の企画及び調査研究に関すること。
(2)　広聴に係る市区等の連絡調整に関すること。
(3)　市民相談に関すること。
(4)　コールセンターに関すること。
(5)　調査広聴に関すること。
(6)　集会広聴に関すること。

市政情報課
(1)　市政情報の提供に関すること。
(2)　情報公開に関すること。
(3)　個人情報保護に関すること。
(4)　情報公開審査会及び個人情報保護審議会に関すること。

消費生活課
(1)　消費生活に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。
(2)　消費生活の安定及び向上に関すること。
(3)　物価の安定に関すること。
(4)　消費者団体に関すること。
(5)　消費生活の向上のための指導及び啓発に関すること。
(6)　消費生活に係る情報及び資料の収集及び提供に関すること。
(7)　消費生活の相談及び苦情処理に関すること。
(8)　相談及び苦情に係る事業者の指導に関すること。
(9)　消費生活用品等の品質に係る試験、研究及び指導に関すること。
(10)　消費生活審議会に関すること。
(11)　消費生活センターに関すること。

男女平等参画推進課
(1)　男女共同参画社会の実現に向けた、男女平等参画の推進に係る諸施策の企画及び総合調整に関すること。
(2)　男女平等参画苦情処理委員に関すること。
(3)　男女平等参画審議会に関すること。
(4)　男女平等参画推進センターに関すること。
(5)　その他男女共同参画社会の実現に向けた、男女平等参画の推進に関すること（他局室部課の主管に属するものを除く。）。

スポーツ推進部
スポーツ振興課
(1)　スポーツ（障害者スポーツを含む。以下スポーツ振興課の項において同じ。）の普及及び振興に関すること。
(2)　市民スポーツ及びレクリエーションの指導及び奨励に関すること。
(3)　中学校施設のスポーツ開放に関すること。
(4)　スポーツ推進審議会に関すること。
(5)　体育関係団体及びレクリエーション関係団体に関すること。
(6)　スポーツ推進委員に関すること。
(7)　障害者スポーツセンターに関すること。
(8)　障害者スポーツセンター運営審議会に関すること。
(9)　部内他課の主管に属しないこと。

スポーツ施設課
(1)　体育館その他のスポーツ施設（スポーツ振興課及びスポーツ戦略課の主管に属するものを除く。）に関すること。
(2)　瑞穂公園の整備及び管理に関すること。

スポーツ戦略課
(1)　スポーツ戦略の総合的な企画及び調整に関すること。
(2)　スポーツを活かした都市ブランドの向上に関すること。
(3)　スポーツコミッションに係る企画、調整等に関すること。
(4)　スポーツプロモーションの推進に関すること。
(5)　大規模スポーツイベントの誘致及び開催に関すること。

経済局

総務課

(1)　局内の人事及び予算決算に関すること。
(2)　局内他部課公所の主管に属しないこと。

産業労働部

産業企画課

(1)　局内重要事項の総合調整に関すること。
(2)　局の主管に属する外郭団体の総括に関すること。
(3)　産業経済に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること（他局室部課公所の主管に属するものを除く。）。
(4)　産業経済活動の調査研究に関すること。
(5)　クリエイティブ産業の振興に関すること。
(6)　産業デザインの振興に関すること。
(7)　計量に関すること。
(8)　中小企業振興会館に関すること。
(9)　公益財団法人名古屋産業振興公社に関すること。
(10)　部内他課の主管に属しないこと。

労働企画課

(1)　就労支援に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること（他局室部課公所の主管に属するものを除く。）。
(2)　産業人材の育成及び確保に係る施策の企画及び調整に関すること。
(3)　就労支援に係る事業及び労働福祉事業に関すること（他局室部課公所の主管に属するものを除く。）。
(4)　労働関係の官公庁及び諸団体との連絡に関すること。
(5)　労働関係資料に関すること。

中小企業振興課

(1)　中小企業の振興に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。
(2)　中小企業の経営相談に関すること。
(3)　中小企業に係る情報の提供に関すること。
(4)　中小企業の経営改善の推進に関すること。
(5)　創業支援に関すること（スタートアップ支援課の主管に属するものを除く。）。
(6)　中小企業団体等に関すること。
(7)　中小企業に対する資金の融資に関すること。
(8)　中小企業金融の相談に関すること。
(9)　公益財団法人名古屋市中小企業共済会、名古屋市信用保証協会及び公益財団法人名古屋市小規模事業金融公社に関すること。

商業・流通部

地域商業課

(1)　商店街、小売市場その他の地域商業の振興に関すること。
(2)　地域商業関係団体等に関すること。
(3)　大規模小売店舗の立地に関すること。
(4)　大規模小売店舗立地審議会に関すること。
(5)　部内他課公所の主管に属しないこと。

市場流通課

(1)　中央卸売市場の総合調整その他局長の指定する卸売市場に係る調整に関すること。
(2)　中央卸売市場の卸売業者、仲卸業者及び関連事業者に係る業務及び財務の検査に関すること。
(3)　中央卸売市場に関すること。

イノベーション推進部

次世代産業振興課

(1)　次世代産業の振興及び調査研究に関すること（他局室部課公所の主管に属するものを除く。）。
(2)　イノベーションの創出に係る事業の企画及び調整に関すること（他局室部課公所の主管に属するものを除く。）。
(3)　産学官連携による研究開発の推進に関すること。
(4)　企業の先進技術の活用に係る支援に関すること（他局室部課公所の主管に属するものを除く。）。
(5)　サイエンスパークの事業推進に係る企画及び調整に関すること。
(6)　サイエンスパークの用地及び施設に関すること。
(7)　工業研究所に関すること。
(8)　部内他課の主管に属しないこと。

スタートアップ支援課

(1)　スタートアップの振興に関すること。
(2)　スタートアップ支援機関等との連携に関すること。

産業立地交流課

(1)　産業立地の促進に関すること。
(2)　企業誘致の推進に関すること。
(3)　産業交流の促進に関すること（他局室部課公所の主管に属するものを除く。）。
(4)　海外の経済情報の収集に関すること。

観光文化交流局

総務課

(1)　局内の人事及び予算決算に関すること。
(2)　局内重要事項の総合調整に関すること。
(3)　局内他部課公所の主管に属しないこと。

観光交流部

観光推進課

(1)　観光の推進及び都市魅力の向上に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること（部内他課の主管に属するものを除く。）。
(2)　観光の振興に関すること。
(3)　観光客の誘致に係るプロモーションに関すること。
(4)　観光施設に関すること。
(5)　名古屋城総合事務所に関すること。
(6)　公益財団法人名古屋観光コンベンションビューローに関すること。
(7)　部内他課の主管に属しないこと。

国際交流課

(1)　国際交流に関すること。
(2)　国際都市化の推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。
(3)　公館の管理運営に関すること。
(4)　名古屋国際センターに関すること。
(5)　公益財団法人名古屋国際センターに関すること。

MICE推進課

(1)　企業等の会議、企業等の行う報奨及び研修旅行、コンベンション、見本市及び展示会、イベントその他の国内外の交流を促進するビジネスイベント等の誘致及び調整に関すること。
(2)　国際展示場及び国際会議場に関すること。

文化歴史まちづくり部

文化芸術推進課

(1)　文化行政に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。
(2)　市民文化の振興に関すること。
(3)　文化事業の実施に関すること。
(4)　文化小劇場その他文化施設の整備に関すること。
(5)　公会堂、市民会館、芸術創造センター、青少年文化センター、文化小劇場、演劇練習館、音楽プラザ、市民ギャラリー、短歌会館、東山荘、名古屋能楽堂及び市民休暇村に関すること。
(6)　公益財団法人名古屋市文化振興事業団、公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団及び公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社に関すること。
(7)　部内他課の主管に属しないこと。

歴史まちづくり推進課

(1)　歴史的建造物の保存活用に関すること。
(2)　歴史的な資産を活用したまちづくり及び都市魅力の向上に係る施策の推進に関すること。
(3)　町並み保存に関すること。
(4)　伝統的建造物群保存地区に関すること。
(5)　文化のみちの推進に関すること。

環境局

総務課

(1)　局内重要事項の総合調整に関すること。
(2)　局内の予算決算に関すること。
(3)　局内他部課公所の主管に属しないこと。

職員課

(1)　局内の人事に関すること。
(2)　局内職員の福利厚生に関すること。

環境企画部

環境企画課

(1)　環境保全に係る施策の企画及び総合調整に関すること（脱炭素社会推進課の主管に属するものを除く。）。
(2)　環境基本計画並びに水の環復活2050なごや戦略、低炭素都市2050なごや戦略及び生物多様性2050なごや戦略の推進に関すること。
(3)　環境保全に係る活動の推進に関すること（脱炭素社会推進課の主管に属するものを除く。）。
(4)　環境保全に係る教育及び学習に係る企画及び調整に関すること。
(5)　生物多様性に係る施策の推進に関すること。
(6)　環境保全業務に係る保健福祉センターとの連絡調整に関すること。
(7)　環境保全に係る国際的な連携に関すること。
(8)　環境審議会及び地域環境審議会に関すること。
(9)　部内他課の主管に属しないこと。

脱炭素社会推進課

(1)　脱炭素社会の実現に向けた施策の企画及び総合調整に関すること。
(2)　地球温暖化対策実行計画の推進に関すること。
(3)　脱炭素社会の実現に向けた市民活動の推進及び事業活動の促進に関すること。
(4)　環境行動計画に関すること。
(5)　脱炭素社会の実現に向けたエネルギー対策の企画及び調整に関すること。
(6)　地域脱炭素施策の推進に関すること。

地域環境対策部

地域環境対策課

(1)　公害の防止その他の環境対策の企画及び総合調整に関すること。
(2)　水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下等の防止に関すること。
(3)　環境保全上健全な水循環の確保に関すること。
(4)　有害化学物質による環境汚染の防止に関すること。
(5)　環境影響評価制度の実施に関すること。
(6)　環境影響評価審査会に関すること。
(7)　環境科学調査センターに関すること。
(8)　部内他課公所の主管に属しないこと。

大気環境対策課

(1)　大気汚染、騒音、振動及び悪臭の防止に関すること。
(2)　次世代自動車の普及促進に関すること。
(3)　環境保全・省エネルギー設備資金の融資に関すること。

公害保健課

(1)　公害の人体に及ぼす影響の調査企画に関すること。
(2)　公害に係る健康被害の救済に関すること。

(3)　その他公害保健に関すること。
(4)　公害健康被害認定審査会に関すること。

資源循環部
資源循環企画課
(1)　循環型社会の実現に向けた施策の企画及び総合調整に関すること。
(2)　一般廃棄物処理基本計画の推進に関すること。
(3)　循環型社会の実現に向けた自主的な活動の支援に関すること。
(4)　循環型社会の実現に向けた普及啓発に関すること。
(5)　プラスチック資源循環の推進に係る企画及び調整に関すること。
(6)　部内他課の主管に属しないこと。

資源循環推進課
(1)　事業系ごみの資源循環及び適正処理に関すること。
(2)　食品ロスの削減及び生ごみ資源化の推進に関すること。
(3)　行政回収による資源循環推進に関すること。

事業部
作業課
(1)　ごみ及びし尿の収集、運搬、処理及び処分の計画並びに指導に関すること。
(2)　大掃除に関すること。
(3)　廃棄物処理手数料等の徴収に関すること。
(4)　作業用自動車に関すること。
(5)　ごみの散乱防止に関すること。
(6)　路上禁煙に関すること。
(7)　ごみの排出指導に関すること（資源循環推進課の主管に属するものを除く。）。
(8)　住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る対策の推進に関すること。
(9)　保健環境委員に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。
(10)　環境事業所に関すること。
(11)　部内他課公所の主管に属しないこと。

廃棄物指導課
(1)　事業者の行う産業廃棄物の処理についての指導監督に関すること。
(2)　廃棄物処理業に係る許可及び指導監督に関すること。
(3)　廃棄物の処理施設（浄化槽を除く。）に係る許可及び指導監督に関すること。
(4)　産業廃棄物の調査に関すること。

施設部
施設課
(1)　局所管施設（ごみ中間処理施設を除く。）に関すること。
(2)　局事業用地の取得及び処分場の確保に関すること。
(3)　処分場に関すること。
(4)　部内他課公所の主管に属しないこと。

工場課
(1)　ごみ中間処理施設に関すること。
(2)　環境局工場に関すること。

健康福祉局
総務課
(1)　局内重要事項の総合調整に関すること。
(2)　局の主管に属する外郭団体の総括に関すること。
(3)　局内の予算決算に関すること。
(4)　局内他部課公所の主管に属しないこと。

職員課
(1)　局内の人事に関すること。
(2)　局内職員の福利厚生に関すること。

監査課
(1)　社会福祉法人の指導監査に関すること（子ども青少年局の主管に属するものを除く。）。
(2)　社会福祉施設及び介護保険施設の指導監査に関すること(子ども青少年局の主管に属するものを除く。)。
(3)　社会福祉連携推進法人に係る認定、認可及び指導監査に関すること。
(4)　局所管事業の調査統計の企画及び調整に関すること（局内他部課の主管に属するものを除く。）。
(5)　局所管の災害対策に関すること。
(6)　災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関すること。
(7)　社会福祉審議会に関すること。
(8)　福祉総合情報システムの運用及び管理に関すること。
(9)　福祉総合情報システムの標準化に関すること。
(10)　DXの推進に関すること。

高齢福祉部
高齢福祉課
(1)　高齢者施策の企画及び総合調整に関すること。
(2)　高齢者施策に係る計画の総括に関すること。
(3)　高齢者の福祉に関すること。
(4)　高齢者の就業機会の開発に関すること。
(5)　福祉会館及び老人いこいの家に関すること。
(6)　休養温泉ホーム、鯱城学園及び高齢者就業支援センターに関すること。
(7)　公益社団法人名古屋市シルバー人材センターに関すること。
(8)　部内他課の主管に属しないこと。

地域ケア推進課
(1)　地域包括ケアの推進に係る企画及び総合調整に関すること。
(2)　認知症施策に係る企画及び総合調整に関すること。
(3)　地域福祉に関すること。
(4)　包括的支援の推進に係る企画及び調整に関すること。
(5)　生活困窮者に対する自立の支援に関すること。
(6)　低所得世帯に対する給付金に関すること。
(7)　ひきこもり等の支援に関すること。
(8)　民生委員及び児童委員に関すること。
(9)　民生委員推薦会に関すること。
(10)　成年後見制度に関すること（障害企画課の主管に属するものを除く。）。
(11)　高齢者虐待の防止に関すること。
(12)　介護予防に関すること（局内他部課の主管に属するものを除く。）。
(13)　地域包括支援センターに関すること。
(14)　総合社会福祉会館に関すること。
(15)　社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会に関する

こと。

介護保険課
(1)　介護保険に係る予算及び決算の手続に関すること。
(2)　介護保険の趣旨普及に関すること。
(3)　介護保険事業計画に関すること。
(4)　介護保険事業の運営に関すること。
(5)　介護認定審査会に関すること。
(6)　高齢者に係る福祉施設に関すること（高齢福祉課の主管に属するものを除く。）。
(7)　介護保険法により指定する事業者（地域ケア推進課の主管に属するものを除く。）、介護保険施設及び指定特別給付事業者に関すること。
(8)　介護支援専門員の指導監督に関すること。
(9)　特定福祉用具の販売及び住宅改修を行う者に対する検査及び指導助言に関すること。
(10)　介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。
(11)　有料老人ホームに関すること。

障害福祉部
障害企画課
(1)　障害者施策の企画及び総合調整に関すること。
(2)　障害者基本計画及び障害福祉計画に関すること。
(3)　障害者の福祉に関すること。
(4)　難病対策に関すること（局内他部課公所及び子ども青少年局の主管に属するものを除く。）。
(5)　障害者に対する理解の促進に関すること。
(6)　障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
(7)　福祉都市環境整備に関すること。
(8)　障害児福祉手当及び特別障害者手当に関すること。
(9)　特別児童扶養手当に関すること。
(10)　心身障害者扶養共済事業に関すること。
(11)　戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
(12)　障害者スポーツに係る障害者施策の調整に関すること。
(13)　アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整に関すること。
(14)　障害者施策推進協議会に関すること。
(15)　知的障害者更生相談所及び身体障害者更生相談所に関すること。
(16)　精神保健福祉センターに関すること。
(17)　総合リハビリテーションセンターに関すること。
(18)　社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団に関すること。
(19)　部内他課公所の主管に属しないこと。

障害者支援課
(1)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービスに関すること。
(2)　障害者の就労支援に関すること。
(3)　地域生活支援事業に関すること（障害企画課の主管に属するものを除く。）。
(4)　障害者に係る施設に関すること（障害企画課の主管に属するものを除く。）。
(5)　障害支援区分認定等審査会に関すること。
(6)　指定障害児相談支援事業者の指定に関すること。

生活福祉部
保護課
(1)　生活保護に関すること。
(2)　行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
(3)　住居のない者の援護に関すること。
(4)　厚生院及び保護施設に関すること（医療連携推進課の主管に属するものを除く。）。
(5)　中国残留邦人等に対する支援給付に関すること。
(6)　部内他課公所の主管に属しないこと。

保険年金課
(1)　国民健康保険及び国民年金に係る予算及び決算の手続に関すること。
(2)　国民健康保険及び国民年金の趣旨普及に関すること。
(3)　国民年金及び年金生活者支援給付金に関すること。
(4)　国民健康保険事業の運営に関すること。
(5)　国民健康保険事業の運営に関する協議会に関すること。
(6)　保険年金システムの再構築に関すること。

医療福祉課
(1)　後期高齢者医療に係る総合的な企画及び調整に関すること。
(2)　後期高齢者医療の実施に関すること（保険年金課の主管に属するものを除く。）。
(3)　障害者医療費の助成に関すること（保険年金課の主管に属するものを除く。）。
(4)　ひとり親家庭等医療費の助成の実施に関すること（保険年金課の主管に属するものを除く。）。
(5)　子ども医療費の助成の実施に関すること（保険年金課の主管に属するものを除く。）。
(6)　高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る企画及び調整に関すること。

健康部
保健医療課
(1)　救急医療その他地域医療に関すること（医療連携推進課の主管に属するものを除く。）。
(2)　医師、看護師その他医療関係職員の充足対策に関すること。
(3)　保健環境委員に関すること。
(4)　公衆衛生情報に関すること。
(5)　陽子線がん治療施設の広域的な利用の促進等に関すること。
(6)　中央看護専門学校及び衛生研究所に関すること。
(7)　局長の指定する厚生統計調査（人口動態統計及び保健統計に限る。）に係る企画及び調整に関すること。
(8)　局長の指定する健康危機管理に係る総合的な企画及び調整に関すること。
(9)　局長の指定する健康危機管理対応力の強化に係る調整に関すること。
(10)　部内他課公所の主管に属しないこと。

感染症対策課
(1)　局長の指定する感染症の予防及び医療に係る企画及び調整に関すること。
(2)　予防接種（法令に定めるものを除く。）に関すること。
(3)　局長の指定する新興再興感染症対応力の強化に係る調整に関すること。

健康増進課
(1)　健康の増進の推進に関すること（局内他部課公所の主管に属するものを除く。）。
(2)　食育の推進に係る企画及び総合調整に関すること。
(3)　成人保健対策の総合的企画及び関係機関との調整

に関すること。
(4)　成人保健対策事業の施行に関すること。
(5)　局長の指定する公衆衛生看護に関すること。
(6)　局長の指定する精神保健に関すること。
(7)　自殺対策に関すること。
(8)　ひきこもりの支援に係る連絡調整に関すること（地域ケア推進課の主管に属するものを除く。）。
(9)　局長の指定する食品表示に関すること（食品衛生課の主管に属するものを除く。）。
(10)　精神保健福祉審議会に関すること。
(11)　クオリティライフ21城北の連絡調整に関すること。
(12)　一般財団法人名古屋市療養サービス事業団に関すること。

医療連携推進課
(1)　医療連携の推進に関すること。
(2)　医療関係施設に係る特命事項の処理に関すること。
(3)　医療連携に係る特命事項の処理に関すること。

生活衛生部
環境薬務課
(1)　斎場の整備に関すること。
(2)　献血の推進に関すること。
(3)　局長の指定する環境薬務に関すること。
(4)　八事霊園・斎場管理事務所に関すること。
(5)　第二斎場及び南陽交流プラザに関すること。
(6)　部内他課公所の主管に属しないこと。

食品衛生課
(1)　局長の指定する食品衛生及び食品表示に関すること。
(2)　食鳥肉等の衛生に関すること。
(3)　と畜場に関すること。
(4)　動物の愛護に関すること。
(5)　食品衛生検査所、動物愛護センター及び食肉衛生検査所に関すること。

保健所
健康部
保健医療課
(1)　保健所に係る文書及び公印の管守に関すること（他部課並びに保健センター及び感染症対策・調査センターの主管に属するものを除く。）。
(2)　健康危機管理に係る総合的な企画及び調整に関すること。
(3)　病院、診療所及び助産所に係る事務の企画及び調整に関すること。
(4)　衛生検査所に係る事務の企画及び調整に関すること。
(5)　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の施術所に係る事務の企画及び調整に関すること。
(6)　歯科技工所に係る事務の企画及び調整に関すること。
(7)　厚生統計調査（人口動態統計及び保健統計に限る。）に係る企画及び調整に関すること。
(8)　医療に係る市民相談に関すること。
(9)　安全な医療体制の確保に係る企画及び調整に関すること。
(10)　保健センターとの連絡調整に関すること。
(11)　地域保健に係る総合的な企画及び調整に関すること。
(12)　地域保健に関する情報の運用及び管理に係る企画及び調整に関すること。
(13)　地域保健に関する思想の普及及び向上に係る企画及び調整に関すること。
(14)　地域保健に関する広報活動に係る企画及び調整に関すること。
(15)　放射線業務の連絡調整に関すること。
(16)　保健所運営協議会に関すること。
(17)　衛生教育に係る企画及び調整に関すること。
(18)　健康危機管理対応力の強化に係る調整に関すること。
(19)　保健所長の指定する救急対策等に関すること。
(20)　他部課並びに保健センター及び感染症対策・調査センターの主管に属しないこと。

感染症対策課
(1)　感染症の予防及び医療に係る企画及び調整に関すること。
(2)　感染症予防協議会及び感染症診査協議会に関すること。
(3)　予防接種（法令で定めるものに限る。）に係る企画及び調整に関すること。
(4)　試験検査業務の連絡調整に関すること。
(5)　特定感染症等の対策に関すること。
(6)　保健所長の指定する感染症予防に関すること。
(7)　新興再興感染症対応力強化に係る調整に関すること。

健康増進課
(1)　保健所長の指定する健康の増進に関すること。
(2)　歯科口腔保健に係る企画及び調整に関すること。
(3)　受動喫煙対策に係る立入検査及び指導等に関すること。
(4)　保健師の業務に係る企画及び調整に関すること。
(5)　難病患者の保健に係る企画及び調整に関すること。
(6)　医療社会事業に係る企画及び調整に関すること。
(7)　食品表示法による食品表示に関すること（食品衛生検査所、食肉衛生検査所、保健管理課、健康安全課及び保健予防課の主管に属するものを除く。）。
(8)　精神保健に係る企画及び調整に関すること。

感染症対策・調査センター
管理課
(1)　感染症対策・調査センターに係る文書の収受、発送及び公印の管守並びに物品等の管理に関すること。
(2)　感染症対策・調査センター内他部課の主管に属しないこと。

業務課
(1)　感染症対策に係る調査、検体搬送等に関すること。
(2)　感染症の病原体に汚染された場所、物件等の消毒に関すること。
(3)　浸水時の消毒等の実施に関すること。
(4)　ねずみ族、昆虫等の駆除、調査及び指導に関すること。
(5)　感染症患者の移送等に関すること。
(6)　感染症予防の推進に関すること。

疫学情報部
(1)　保健所長の指定する疫学情報の管理に関すること。
(2)　感染症、食中毒等に係る疫学調査に関すること。

生活衛生部

環境薬務課

(1)　公衆浴場、興行場、旅館、理容所、美容所及びクリーニング所に係る事務の企画及び調整に関すること。
(2)　住宅宿泊事業に係る企画及び調整に関すること。
(3)　温泉の利用に係る企画及び調整に関すること。
(4)　ねずみ及び昆虫等の防除に係る企画及び調整に関すること。
(5)　井水、上下水道、プール等の環境の衛生指導に係る企画及び調整に関すること。
(6)　浄化槽に係る企画及び調整に関すること。
(7)　建築物における衛生的環境の確保に係る企画及び調整に関すること。
(8)　墓地、納骨堂及び火葬場に係る企画及び調整等に関すること。
(9)　有害物質を含有する家庭用品の規制に係る企画及び調整に関すること。
(10)　薬局及び医薬品の販売業に係る企画及び調整に関すること。
(11)　医療機器の販売業及び貸与業に係る企画及び調整に関すること。
(12)　毒物及び劇物の販売業に係る企画及び調整に関すること。
(13)　特定毒物研究者及び業務上取扱者に関すること。
(14)　部内他課並びに食品衛生検査所、動物愛護センター及び食肉衛生検査所の主管に属しないこと。

食品衛生課

(1)　食品衛生に係る企画及び調整に関すること。
(2)　食中毒に係る総括に関すること。
(3)　食品衛生に係る苦情処理の総括に関すること。
(4)　営業許可及び営業届出制度等に係る企画及び調整に関すること。
(5)　食の安全・安心に係る施策の総合的な推進に関すること。
(6)　食品表示に係る企画及び調整に関すること。
(7)　食に係る事件及び事故の総括に関すること。
(8)　食の安全確保のための輸入食品、化学物質等の検査に係る企画及び調整に関すること。
(9)　食品の収去等に係る業務管理に関すること。
(10)　乳肉及び水産食品の衛生に係る企画及び調整に関すること。
(11)　狂犬病予防に係る企画及び調整に関すること。
(12)　化製場等の衛生に係る企画及び調整に関すること。
(13)　人獣共通感染症に係る企画及び調整に関すること。
(14)　動物の管理に係る企画及び調整に関すること。

食品衛生検査所

(1)　中央卸売市場本場における食品衛生及び食品表示法による食品表示に関すること。
(2)　食品販売施設における食品衛生に関すること。
(3)　食品取扱施設における食品表示法による食品表示に関すること。
(4)　輸入食品及び市外で製造された食品等のうち市長が別に定めるものに係る食品衛生に関すること。
(5)　食の安全・安心の学習及び情報の提供に関すること。

動物愛護センター

(1)　動物愛護センターに係る文書の収受、発送及び公印の管守並びに物品等の管理に関すること。
(2)　動物愛護センターに係る手数料等の徴収に関すること。
(3)　第１種動物取扱業の登録、第２種動物取扱業の届出等に関すること。
(4)　動物取扱責任者の研修に関すること。
(5)　特定動物の飼養又は保管の許可に関すること。
(6)　化製場等に対する立入検査及び指導等に関すること（保健センターの主管に属するものを除く。）。
(7)　犬及び猫の引取りに関すること。
(8)　負傷動物等に関すること。
(9)　放し飼いを禁止する旨の措置命令等に関すること。
(10)　抑留犬及び引取り犬、引取り猫等の譲渡及び処分に関すること。
(11)　その他動物の管理に関すること。
(12)　犬の捕獲及び抑留並びに引取り犬、引取り猫等の収容に関すること。
(13)　抑留犬の返還、登録及び予防注射に関すること。
(14)　その他狂犬病予防に関すること。
(15)　人獣共通感染症に関すること（保健センターの主管に属するものを除く。）。
(16)　動物の管理に係る地域における相談及び支援に関すること。

食肉衛生検査所

(1)　と畜場及び中央卸売市場南部市場における食品衛生に関すること。
(2)　中央卸売市場南部市場における食品表示法による食品表示に関すること。
(3)　中央卸売市場南部市場における移入肉等の検査に関すること。
(4)　食鳥肉等の衛生に関すること。

子育て支援部

子育て支援課

(1)　身体障害児の療育指導等に係る企画及び調整に関すること。
(2)　栄養の改善指導に係る企画及び調整に関すること。

子ども青少年局

総務課

(1)　局内の人事に関すること。
(2)　局内職員の福利厚生に関すること。
(3)　局長の指定する業務の改善に関すること。
(4)　社会福祉法人（健康福祉局の主管に属するものを除く。）及び児童福祉施設の指導監査に関すること。
(5)　局内他部課公所の主管に属しないこと。

企画経理課

(1)　次世代育成支援施策に係る調査研究、企画及び調整に関すること（子ども未来企画課の主管に属するものを除く。）。
(2)　次世代育成支援に係る計画の総括に関すること。
(3)　局内重要事項の総合調整に関すること。
(4)　局所管事業の調査統計の企画及び調整に関すること。
(5)　局内の予算決算に関すること。
(6)　局所管財産の管理の調整に関すること。

子育て支援部

子育て支援課

(1)　子育て支援事業に関すること（局内他部課の主管に属するものを除く。）。
(2)　地域の子育て支援ネットワークに関すること。
(3)　児童委員に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。
(4)　子ども医療費及びひとり親家庭等医療費の助成の企画及び調整に関すること。
(5)　母子保健に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。
(6)　子ども・子育て支援センターに関すること。
(7)　部内他課公所の主管に属しないこと。

子ども福祉課

(1)　児童福祉に関すること（局内他部課及び健康福祉局の主管に属するものを除く。）。
(2)　児童虐待の予防及び防止に係る企画及び総合調整に関すること。
(3)　児童虐待の予防に係る区役所及び関係機関等との連絡調整に関すること。
(4)　その他児童虐待対策に関すること（局内他部課公所の主管に属するものを除く。）。
(5)　配偶者等からの暴力の被害者その他の女性の自立支援に係る相談及び援助の総括並びに企画に関すること。
(6)　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律による相談その他の援助に関すること。
(7)　障害児の療育等に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。
(8)　障害児に係る施設の設置の計画及び手続に関すること。
(9)　障害児に係る施設の認可及び運営に関すること。
(10)　発達障害児者の支援に関すること（他局室部課の主管に属するものを除く。）。
(11)　医療的ケア児の支援に関すること（他局室部課の主管に属するものを除く。）。
(12)　指定障害児通所支援事業者の指定及び運営に関すること。
(13)　指定障害児相談支援事業者の指定に係る審査及び運営に関すること。
(14)　児童福祉センター、地域療育センター、西部児童相談所、東部児童相談所、児童福祉施設及び女性自立支援施設に関すること（局内他部課及び健康福祉局の主管に属するものを除く。）。

保育部

保育企画課

(1)　保育施策に係る企画及び調整に関すること。
(2)　子ども・子育て支援新制度に係る企画及び調整に関すること（局内他部課の主管に属するものを除く。）。
(3)　保育所（市立の保育所を除く。）、幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等の整備の計画及び手続に関すること。
(4)　待機児童対策に関すること（放課後事業推進課の主管に属するものを除く。）。
(5)　保育所、幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等の設置及び開始の認可その他指導（保育運営課の主管に属するものを除く。）に関すること。
(6)　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に関すること。
(7)　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の確認に関すること（保育運営課の主管に属するものを除く。）。
(8)　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに施設等利用給付認定保護者への支払に関すること。
(9)　特定保育所における保育を行うことに係る保育費用の徴収に関する企画及び指導に関すること。
(10)　保育所（市立の保育所を除く。）、幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等に係る滞納処分に関すること。
(11)　部内他課公所の主管に属しないこと。

保育運営課

(1)　市立の保育所の運営に関すること。
(2)　市立の保育所の民間移管に関すること。
(3)　市立の保育所の改修等に関すること。
(4)　障害児保育指導委員会に関すること（保育企画課の主管に属するものを除く。）。
(5)　医療的ケア児の支援に関すること（他局室部課の主管に属するものを除く。）。
(6)　特定教育・保育施設（市立の特定教育・保育施設を除く。）及び特定地域型保育事業者の指導監査並びに認可外保育施設等の指導監督に関すること。
(7)　特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び認可外保育施設等の保育等の指導に関すること。
(8)　特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び認可外保育施設等の給食に係る調理及び栄養の指導に関すること。
(9)　特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び認可外保育施設等の職員等の研修に関すること。

子ども未来企画部

子ども未来企画課

(1)　子ども及び親の支援の推進に係る施策の総合的な企画、調整及び実施に関すること（局内他部課及び健康福祉局の主管に属するものを除く。）。
(2)　ひとり親家庭等の福祉に関すること。
(3)　児童手当（名古屋市職員に係るものを除く。）に関すること。
(4)　児童扶養手当に関すること。
(5)　児童福祉システムの標準化に関すること。
(6)　部内他課公所の主管に属しないこと。

青少年家庭課
(1)　青少年教育に関すること。
(2)　青少年の社会参画の推進に関すること。
(3)　青少年の保護育成の推進に関すること。
(4)　児童の健全育成に関すること。
(5)　児童厚生施設に関すること。
(6)　青少年交流プラザに関すること。
(7)　その他青少年の自立支援及び育成に関すること。

放課後事業推進課
(1)　放課後施策の企画及び調整に関すること。
(2)　放課後事業に係る待機児童対策に関すること。
(3)　トワイライトルームに関すること。
(4)　トワイライトスクールに関すること。
(5)　留守家庭児童健全育成事業に関すること（青少年家庭課の主管に属するものを除く。）。

住宅都市局

総務課
(1)　局内の人事に関すること。
(2)　局内職員の福利厚生に関すること。
(3)　業務委託等の契約に関すること。
(4)　局内他部課公所の主管に属しないこと。

企画経理課
(1)　局内重要事項の総合調整に関すること。
(2)　局の主管に属する外郭団体の総括に関すること。
(3)　公益財団法人名古屋まちづくり公社に関すること。
(4)　局内の予算決算に関すること。

監理指導課
(1)　局長の指定する設計、調査等の委託及び工事に係る検査に関すること。
(2)　設計及び工事に係る総括的監理及び審査指導に関すること。
(3)　設計及び工事に係る契約事務の監理指導に関すること。
(4)　工事に係るコスト管理に関すること。
(5)　工事に係る技術上の調査、指導及び統計に関すること。
(6)　工事に係る技術上の処理基準及び積算基準に関すること。
(7)　設計、調査等の委託及び工事に係る電算システムの管理に関すること。

都市計画部
都市計画課
(1)　都市計画区域、都市計画及び市街地復興計画に関すること。
(2)　公有地等の利用計画の調整に関すること。
(3)　都市計画審議会に関すること。
(4)　名古屋都市センター事業に関すること。
(5)　部内他課の主管に属しないこと。

街路計画課
(1)　街路等に係る都市計画等に関すること。
(2)　自動車専用道路に関すること。
(3)　名古屋高速道路に関すること。
(4)　名古屋高速道路公社に関すること。
(5)　自動車ターミナル及び駅前広場等に関すること。
(6)　駐車場に係る都市計画に関すること。
(7)　鉄軌道等に係る都市計画等に関すること。
(8)　鉄軌道等と道路との立体交差の企画及び調整に関すること。

ウォーカブル・景観推進課
(1)　景観計画及び都市景観形成地区に関すること。
(2)　都市景観の整備に係る調査、企画及び事業に関すること。
(3)　都市景観に係る知識の普及及び市民意識の高揚に関すること。
(4)　ウォーカブルなまちづくりに係る調査及び企画に関すること（局内他部課の主管に属するものを除く。）。
(5)　地域のまちづくりの支援等に関すること（局内他部課の主管に属するものを除く。）。
(6)　屋外広告物に係る調査及び企画に関すること。
(7)　屋外広告物の規制及び誘導に関すること。
(8)　広告・景観審議会に関すること。

交通企画・モビリティ都市推進課
(1)　総合交通に係る企画及び調整に関すること。
(2)　地域公共交通に係る企画及び調整に関すること。
(3)　その他広域交通に関すること（他局室部課の主管に属するものを除く。）。
(4)　総合駅の整備に係る連絡調整に関すること。
(5)　駐車場の企画、設置及び管理運営に関すること。
(6)　路外駐車場の監督に関すること。
(7)　建築物の駐車施設の附置の特例に関すること。
(8)　駐車施策に係る企画及び調整に関すること。
(9)　市が出資する第３セクターが経営する鉄軌道事業（他局室部課の主管に属するものを除く。）に係る企画及び経営の管理に関すること。
(10)　交通問題調査会に関すること。

交通事業推進課
(1)　名古屋ガイドウェイバス株式会社が経営する軌道事業に係る企画及び経営の管理に関すること。
(2)　新たな路面公共交通システムの導入の調整に関すること。

営繕部
企画保全課
(1)　営繕施策に係る調査研究、企画及び調整に関すること。
(2)　市設建築物等の調査、設計及び施工の計画及び調整に関すること（市営住宅及び定住促進住宅並びにこれらに関連する施設（以下「市営住宅等」という。）の修繕に関するものを除く。）。
(3)　市設建築物等（市営住宅等を除く。）の保全の推進に係る調査研究、企画及び調整に関すること。
(4)　市設建築物等（市営住宅等を除く。）の耐震対策に係る調査及び実施計画に関すること。
(5)　市設建築物等の省エネルギー対策に関すること。
(6)　市設建築物等（市営住宅等を除く。）の工事に係る事務の処理その他部内他課の事務手続に関すること。
(7)　部内他課の主管に属しないこと。

営繕課
(1)　市設建築物等（市営住宅等及び教育施設を除く。）の調査、設計及び施工に関すること（設備課の主管に属するものを除く。）。
(2)　市設建築物等の用地の調査、測量及び土木工事に関すること。

住宅・教育施設課
(1)　市営住宅等及び教育施設に係る調査、設計及び施工（市営住宅等の修繕に関するものを除く。）に関すること（設備課の主管に属するものを除く。）。

設備課
(1)　市設建築物等の機械、給排水、衛生及びガスの設備（以下「機械設備等」という。）並びに電気設備に係る調査、設計及び施工に関すること（市営住宅等の修繕に関するものを除く。）。
(2)　市庁舎の機械設備等及び電気設備の保全に関すること。

建築指導部
建築指導課
(1)　建築基準法の施行に関すること（建築審査課及び建築安全推進課の主管に属するものを除く。）。
(2)　建築物の環境配慮等の促進に関すること（環境局の主管に属するものを除く。）。
(3)　建築工事に係る分別解体等の届出及び指導に関すること。
(4)　建築相談に関すること。
(5)　部内他課の主管に属しないこと。

開発指導課
(1)　開発行為の規制その他の都市計画制限及び都市計画事業制限（市街地開発事業に係るものを除く。）に関すること。
(2)　宅地造成等の規制等に関すること。
(3)　開発審査会に関すること。

建築審査課
(1)　建築基準法による確認及び検査に関すること。
(2)　建築物に係る福祉都市環境整備の推進に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。
(3)　建築基準法による仮設建築物の建築の許可に関すること。
(4)　建築基準法による仮使用の認定に関すること。
(5)　愛知県建築基準条例による認定（建築物の敷地と道路との関係に係るものを除く。）に関すること。
(6)　建築基準法による工事中における安全上の措置等に関する計画の届出に関すること。
(7)　租税特別措置法による優良住宅等の認定に関すること。
(8)　建築基準法上の指定確認検査機関に関すること。

建築安全推進課
(1)　建築基準法上の定期報告に関すること。
(2)　建築基準法による全体計画の認定に関すること。
(3)　名古屋市地下街建築基準条例による認定に関すること。
(4)　建築物の防災指導その他防災対策（臨海部防災区域に関するものを除く。）に関すること。
(5)　既存建築物の保全及び活用における用途変更に関すること（局内他部課の主管に属するものを除く。）。
(6)　違反建築物の監察等に関すること。
(7)　建築物等の安全対策に関すること。

住宅部
住宅企画課
(1)　住宅施策の調査企画に関すること。
(2)　民間住宅の助成に関すること。
(3)　居住支援の促進に関すること。
(4)　マンション施策の推進に関すること。
(5)　若年・子育て世帯の住環境整備に関すること。
(6)　名古屋市住宅供給公社に関すること（住宅整備課及び住宅管理課の主管に属するものを除く。）。
(7)　部内他課の主管に属しないこと。

住宅整備課
(1)　市営住宅等の整備計画及び整備に係る局長の指定する手続等に関すること。
(2)　市営住宅等のアセットマネジメントに関すること。
(3)　市営住宅の建替えに関すること。
(4)　千種台ふれあいタウンの整備に関すること。
(5)　名城地区の住宅整備に関すること。
(6)　市営住宅等のアセットマネジメントに係る名古屋市住宅供給公社との連絡調整に関すること。

(7)　市営住宅等の敷地及び附帯施設の管理に関すること（住宅管理課の主管に属するものを除く。）。

住宅管理課
(1)　市営住宅等の管理の総括に関すること。
(2)　市営住宅等に係る収入に関すること。
(3)　市営住宅の高額所得者等に対する明渡しの指導に関すること。
(4)　市営住宅等の不適正居住等の是正措置に関すること。
(5)　市営住宅等の家賃、使用料等の支払又は市営住宅等の明渡しの請求に係る訴訟、調停等に関すること。
(6)　市営住宅等の管理に係る名古屋市住宅供給公社との連絡調整に関すること。
(7)　住宅地区改良事業に関すること。

市街地整備部
市街地整備課
(1)　土地区画整理事業、市街地再開発事業、住環境整備事業、市街地住宅整備事業その他これらに類する事業（以下市街地整備課の項において「土地区画整理事業等」という。）の施行及び施行に係る連絡調整に関すること（局内他部課公所の主管に属するものを除く。）。
(2)　土地区画整理事業等に係る残存事務のうち局長が指定するものの処理に関すること。
(3)　土地区画整理事業の認可、指導監督及び助成に関すること。
(4)　土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の制限に関すること。
(5)　土地区画整理促進区域内における建築行為等の制限に関すること。
(6)　志段味地区における開発及び整備に係る事業の調査、企画及び実施に関すること。
(7)　密集市街地の防災対策に係る調査、企画及び調整に関すること（局内他部課公所の主管に属するものを除く。）。
(8)　大曽根北・筒井都市整備事務所及び緑都市整備事務所に関すること。
(9)　部内他課公所の主管に属しないこと。

名古屋競馬場跡地開発推進課
(1)　名古屋競馬場跡地開発の推進に関すること。

耐震化支援課
(1)　建築物等の耐震対策に関すること（局内他部課公所の主管に属するものを除く。）。

まちづくり企画部
まちづくり企画課
(1)　市街地の開発及び整備に係る調査及び企画に関すること（局内他部課公所の主管に属するものを除く。）。
(2)　市街地の開発及び整備に係る相談及び調整に関すること（局内他部課公所の主管に属するものを除く。）。
(3)　都市計画区域内の土地についての調査及び資料の収集並びに情報の提供に関すること。
(4)　国土利用計画法の施行に関すること。
(5)　土地利用審査会に関すること。
(6)　部内他課の主管に属しないこと。

名港開発振興課
(1)　港及びその周辺地区における総合的な施策の企画及び調整に関すること。
(2)　港及びその周辺地区における開発及び整備の推進に関すること。
(3)　名古屋港管理組合の負担金に関すること。
(4)　名古屋港管理組合との連絡調整に関すること。

リニア関連都心開発部
都心まちづくり課
(1)　都心部のまちづくりに係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。
(2)　都心部における開発及び整備の事業推進に関すること（局内他部課公所の主管に属するものを除く。）。
(3)　都心部における民間再開発等に係る調整に関すること（部内他課の主管に属するものを除く。）。
(4)　民間施行の市街地再開発事業等の認可及び指導監督に関すること。
(5)　民間再開発等に係る助成に関すること。
(6)　部内他課公所の主管に属しないこと。

リニア関連・名駅周辺開発推進課
(1)　リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅周辺地区のまちづくりの推進に関すること（名駅ターミナル整備課の主管に属するものを除く。）。
(2)　名古屋駅周辺地区における開発及び整備の事業推進に関すること（名駅ターミナル整備課の主管に属するものを除く。）。
(3)　名古屋駅周辺地区（特定都市再生緊急整備地域に限る。）における民間再開発等に係る調整に関すること（名駅ターミナル整備課の主管に属するものを除く。）。
(4)　ささしまライブ24総合整備事務所に関すること。

名駅ターミナル整備課
(1)　リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅のターミナル機能の強化に関すること。

緑政土木局

総務課

(1)　局内の人事に関すること。
(2)　局内職員の福利厚生に関すること。
(3)　局所管車両に関すること。
(4)　業務委託等の契約に関すること。
(5)　局内他部課公所の主管に属しないこと。

企画経理課

(1)　局内重要事項の総合調整に関すること。
(2)　道路、河川、公園等に係る総合的な整備に係る調査及び企画に関すること。
(3)　その他局長の特命による事務事業に関すること。
(4)　局の主管に属する外郭団体に関すること。
(5)　土木事務所に関すること（局内他部課の主管に属するものを除く。）。
(6)　局内の予算決算に関すること。

技術指導課

(1)　局長の指定する工事等の検査に関すること。
(2)　工事に係る技術上の調査及び指導に関すること。
(3)　工事に係る技術事項の処理基準の設定に関すること。
(4)　局所管事業に係る情報化施策の企画及び推進に関すること。
(5)　局所管事業に係る事務電算化に関すること。
(6)　建設副産物処理対策に関すること。
(7)　建設コスト縮減対策に関すること。
(8)　局所管事業に係る総合評価落札方式に関すること。

路政部

道路管理課

(1)　道路の監察及び監理に関すること。
(2)　道路の占用許可及び道路に関する工事の承認に関すること（道路利活用課の主管に属するものを除く。）。
(3)　部内他課の主管に属しないこと。

用地管理課

(1)　局所管未利用土地の管理及び処分に関すること。
(2)　未登記土地の調査及び処理に関すること。
(3)　寄附、売払い、交換等に係る登記に関すること。
(4)　局所管の代替地等の有効活用に関すること。
(5)　局所管の用地取得に伴う代替地のあっせんその他の生活再建措置に関すること。
(6)　局所管の用地取得に係る企画及び調整に関すること。
(7)　事業収束に係る用地取得の調整に関すること。
(8)　土地収用に関すること。
(9)　損失補償基準の確立のための調整に関すること。
(10)　工事の施行に伴う補償の調整に関すること。
(11)　局長の指定する用地取得に係る検査に関すること。
(12)　局所管事業の用地の取得に伴う土地の調査及び評価に関すること。

自転車利用課

(1)　自転車利用に係る企画及び調整に関すること。
(2)　自転車駐車対策に関すること。
(3)　道路附属物自動車駐車場に関すること。
(4)　自転車通行空間の整備に関すること。

道路利活用課

(1)　道路の利活用に係る企画及び調整に関すること。
(2)　道路に関する住民協働に係る企画及び調整に関すること。
(3)　道路の認定、変更及び廃止に関すること。
(4)　道路関係財産の管理に関すること。
(5)　他道路管理者その他関係機関等との道路に係る協定及び連絡調整に関すること。
(6)　リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅周辺地区の道路に関する工事及び占用工事の調整に関すること。

測量調査課

(1)　道路、河川、公園等の境界測量に関すること。
(2)　国土調査法に基づく地籍調査に関すること。
(3)　市有地（住宅都市局の主管に属するものを除く。）及び局事業用地の測量に関すること。

道路部

道路建設課

(1)　道路の新設及び改良の工事（道路建設課の主管に属する工事に限る。次号において同じ。）に係る事業計画の策定に関すること。
(2)　道路の新設及び改良の工事に関すること。
(3)　電線類の地中化に関すること。
(4)　道路の立体交差の新設及び改良の工事に関すること。
(5)　部内他課の主管に属しないこと。

橋梁施設課

(1)　橋りょうの事業計画に関すること。
(2)　橋りょうの新設及び改良の工事に関すること。
(3)　橋りょうの維持修繕に関すること。
(4)　局長の指定する大規模な土木施設の新設及び改良の工事に係る事業計画の策定に関すること。
(5)　局長の指定する大規模な土木施設の新設及び改良の工事に関すること。
(6)　局長の指定する大規模な土木施設の維持修繕に関すること。

道路維持課

(1)　道路及び道路の附属物の維持修繕に関すること。
(2)　道路の清掃に関すること。
(3)　交通安全施設の新設及び改良の工事に関すること。
(4)　道路掘削跡復旧に関すること。
(5)　道路の舗装工事及び受託に係る道路の舗装工事に関すること。
(6)　道路の環境整備（緑道にあっては、道路部所管の土木施設の基盤整備に限る。）に関すること（自転車利用課の主管に属するものを除く。）。
(7)　土木事務所の庁舎営繕に関すること。

用地補償課

(1)　局所管事業の用地の取得及び補償に関すること（緑地事業課の主管に属するものを除く。）。
(2)　局所管事業の工事の施行に伴う補償に関すること（緑地事業課の主管に属するものを除く。）。
(3)　局所管事業の用地の取得に伴う建物等の調査及び評価に関すること（緑地事業課の主管に属するものを除く。）。
(4)　局所管事業の工事の施行に伴う補償の調査及び評価に関すること（緑地事業課の主管に属するものを除

く。）。

河川部

河川管理課

(1)　河川、水路等の設置、変更及び廃止に関すること。
(2)　河川、水路等に係る財産の管理に関すること。
(3)　河川、水路等の監察及び監理に関すること。
(4)　河川、水路等の占用及び使用の許可並びに河川、水路等に関する工事の承認に関すること。
(5)　特定都市河川浸水被害対策法の施行に関すること。
(6)　公有水面埋立法に基づく許可に関すること。
(7)　採石法に基づく認可に関すること。
(8)　砂利採取法に基づく認可に関すること。
(9)　土取り、埋立て等の行為の指導に関すること。
(10)　河川、水路等の利活用に係る企画及び調整に関すること。
(11)　土砂災害警戒区域等の指定に係る連絡調整に関すること。
(12)　部内他課公所の主管に属しないこと。

河川計画課

(1)　治水事業の基本計画に関すること。
(2)　河川、水路等の浄化及び環境整備に係る基本計画に関すること。
(3)　河川、水路等に係る他河川管理者その他関係機関等との連絡調整に関すること。
(4)　特定構造物改築事業等に係る連絡調整に関すること。
(5)　流域水害対策計画の策定及びこれに伴う措置に関すること。
(6)　河川、水路等の水辺空間の利用促進及び市民の意識の高揚に関すること。

河川工務課

(1)　河川、水路等（農政部の主管に属するものを除く。）の新設及び改良の工事並びに維持修繕に関すること。
(2)　ポンプ施設からの排水の管理に関すること。
(3)　河川の浄化及び環境整備（河川部所管施設に係る緑道の整備を含む。）に係る事業の実施に関すること。
(4)　水防計画並びに水防施設等の設置及び管理に関すること。
(5)　ポンプ施設管理事務所に関すること。

農政部

都市農業課

(1)　農業委員会及び農業関係諸団体に関すること。
(2)　農地振興に関すること。
(3)　都市農業の振興に関すること。
(4)　生産緑地に関すること。
(5)　地域計画及び農地の利用の集積に関すること。
(6)　農業用の水路等（市街化調整区域内に限る。）、道路その他の施設に関すること。
(7)　土地改良事業に関すること。
(8)　農産物の増産奨励及び生産指導に関すること。
(9)　米穀の生産調整に関すること。
(10)　地産地消の推進に関すること。
(11)　市民が農業に親しむ機会の増進に関すること。
(12)　市民農園に関すること。
(13)　森林の保護に関すること。
(14)　林業及び水産業に関すること。
(15)　畜産技術の研究及び指導に関すること。
(16)　家畜の生産奨励及び生産指導に関すること。
(17)　家畜（愛玩用動物を除く。）の防疫に関すること。
(18)　農業センターに関すること。
(19)　東谷山フルーツパーク及び農業文化園に関すること。
(20)　野鳥観察館に関すること。
(21)　その他農畜産業に関すること。

緑地部

緑地管理課

(1)　都市公園の設置及び管理に関すること。
(2)　東山総合公園に関すること。
(3)　部内他課の主管に属しないこと。

緑地利活用課

(1)　公園及び緑地の利活用に係る企画及び調整に関すること。
(2)　公園及び緑地に係る市民等との協働の推進に関すること。
(3)　鶴舞公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、名城公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、中村公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、久屋大通公園久屋大通庭園、荒子川公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、庄内緑地の公園施設（市長の定めるものに限る。）、白鳥公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、日光川公園の公園施設、戸田川緑地の公園施設（市長の定めるものに限る。）、徳川園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、緑化センター及びみどりが丘公園に関すること。
(4)　緑化に関する知識の普及及び市民の意識の高揚に関すること。

緑地維持課

(1)　公園及び緑地の維持修繕に関すること。
(2)　街路樹及び街園の新設及び改良の工事並びに維持修繕に関すること。
(3)　その他緑化工事に関すること。
(4)　緑化率の規制に係る指導、審査及び監察その他民有地緑化に関すること。
(5)　公共施設等の緑化の指導に関すること。
(6)　特別緑地保全地区に係る調査及び調整に関すること。
(7)　特別緑地保全地区内における行為の制限に関すること。
(8)　風致地区内における行為の制限に関すること。

緑地事業課

(1)　緑のまちづくり施策に関すること（緑地利活用課の主管に属するものを除く。）。
(2)　緑の基本計画に関すること。
(3)　公園及び緑地の新設及び改良の工事に関すること。
(4)　緑道の整備（道路部及び河川部の主管に属するものを除く。）に関すること。
(5)　公園及び緑地の事業推進に関すること（緑地維持課の主管に属するものを除く。）。
(6)　公園事業（農畜産業関係事業を含む。以下緑地事業課の項において同じ。）用地の取得及び補償に関すること。
(7)　公園事業用地の取得に伴う建物等の調査及び評価に関すること。
(8)　公園事業の工事の施行に伴う補償並びに補償の調査及び評価に関すること。
(9)　特別緑地保全地区内の土地の買取り等に関するこ

と。
(10)　東山動植物園の再生に係る連絡調整に関すること。
(11)　緑の審議会に関すること。

上下水道局

経営本部

総務部

総務課

(1)　部庶務事務に関すること。
(2)　市議会に関すること。
(3)　儀式及び交際に関すること。
(4)　関係団体に関すること。
(5)　職員寮に関すること。
(6)　局内の人事に関すること。
(7)　職員の選考及び考課に関すること。
(8)　他本部、本部内他部課公所及び部内他課公所の主管に属しないこと。

防災課

(1)　防災及び危機管理業務の企画調整に関すること。
(2)　防災及び危機管理についての連絡調整等に関すること。
(3)　災害時における相互応援体制についての調査研究に関すること。

労務課

(1)　給与及び職員の児童手当の支払に関すること。
(2)　職員の共済組合に関すること。
(3)　健康保険、雇用保険及び厚生年金保険に関すること。
(4)　職員の労働条件及び団体交渉に関すること。
(5)　労働協約及び苦情処理に関すること。
(6)　労働事情の調査及び統計に関すること。
(7)　旅費に関すること。ただし、予算執行に係るものを除く。

安全衛生課

(1)　局の安全管理及び衛生管理に関すること。
(2)　車両の安全運転管理に関すること。
(3)　安全衛生教育に関すること。
(4)　職員の公務災害補償に関すること。
(5)　職員の職務遂行上の交通事故の処理に関すること。
(6)　職員の福利厚生及び互助会に関すること。
(7)　局の厚生事業に関すること。

調査課

(1)　文書に関すること。
(2)　公印に関すること。
(3)　監査（工事監査を除く。）に関すること。
(4)　内部統制に関すること。
(5)　諸規程の制定及び改廃に関すること。
(6)　法令に関すること。
(7)　訴訟、調停等に関すること。

契約監理課

(1)　工事及び製造の請負契約に関すること。
(2)　委託契約に関すること。ただし、局長が別に定めるものについては、課又は公所において分掌する。
(3)　物品の調達及び賃貸借の契約に関すること。ただし、局長が別に定めるものについては、課又は公所において分掌する。
(4)　不用品の売却契約に関すること。
(5)　入札の参加資格の技術的な審査及び技術資料の審査に関すること。

人材育成推進課
(1)　職員としての資質及び能力の向上に係る施策の総合的な企画及び推進に関すること。
(2)　研修計画の策定及び研修実施上の総括に関すること。
(3)　研修（他課公所が自ら実施するものを除く。）の実施に関すること。
(4)　水道事業、工業用水道事業及び下水道事業（以下「局事業」をいう。）に係る知識及び技術の共有環境の整備に関すること。
(5)　局事業に係る新技術の採用に伴う知識及び技術の習得に関すること。
(6)　外部からの研修員の受入れ（名古屋市上下水道局分課規程第14条第5号に規定するものを除く。）に関すること。

企画経理部
経営企画課
(1)　部庶務事務に関すること。
(2)　局内重要事項の総合調整及び複数の局室区にわたる重要事項の連絡調整に関すること。
(3)　事業経営に関する事項の企画及び調査に関すること。
(4)　アセットマネジメントの総合調整に関すること。
(5)　経営改革の推進に関すること。
(6)　事務改善に関すること。
(7)　組織及び職員の定数に関すること。
(8)　名古屋上下水道総合サービス株式会社に関すること。
(9)　ＤＸの推進に関すること。
(10)　ＧＸの推進に関すること。
(11)　部内他課公所の主管に属しないこと。

連携推進課
(1)　官民連携に関すること。
(2)　広域化の推進に関すること。
(3)　地域との連携推進に関する事項の企画調整に関すること。
(4)　流域連携事業の企画調整に関すること。
(5)　国際協力業務の企画調整に関すること。
(6)　局事業に関連する高度技術に関すること。
(7)　局事業に係る技術的な支援に関すること。

経理課
(1)　予算及び決算に関すること。
(2)　財政計画及び資金計画に関すること。
(3)　計理状況の報告に関すること。
(4)　企業債に関すること。
(5)　補助金の請求及び受入れに関すること。
(6)　基金に関すること。
(7)　金銭の出納に関すること。
(8)　資金運用及び一時借入金に関すること。
(9)　出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
(10)　有価証券の取得、処分及び保管に関すること。
(11)　債権管理の総括に関すること。
(12)　財務会計システムの運用及び開発に関すること。

広報サービス課
(1)　お客さまサービス向上施策の総括に関すること。
(2)　広聴の総括に関すること。
(3)　広報の総括に関すること。
(4)　報道機関等との連絡調整による広報に関すること。
(5)　図書刊行物、催事その他による広報に関すること。

資産活用課
(1)　固定資産及び物品の総括に関すること。
(2)　事務用固定資産及び工事用固定資産の取得及び処分に関すること。
(3)　固定資産台帳に関すること。
(4)　車両、被服及び電話設備（賃借に関することに限る。）に関すること。
(5)　不動産等（土地及び建物並びにこれらに固着するものをいう。）の有効活用、取得、管理、処分及び貸借に関すること。
(6)　附帯事業に関すること。

情報システム課
(1)　情報ネットワーク（専用ネットワークを除く。）及びサーバ統合環境等の情報基盤に係る企画、管理及び運用に関すること。
(2)　所管する情報システム及び電子計算機の管理及び運用に関すること。
(3)　データセンターの保守及び運用の管理に関すること。
(4)　電話設備に関すること（賃借に関することを除く。）。
(5)　情報化施策の企画、推進及び総合調整に関すること。
(6)　情報システムに係る業務の調整並びに情報システムの開発及び導入時等における各種審査に関すること。
(7)　電子情報の保護対策の企画調整及びこれに付随する監査等に関すること。
(8)　技術情報システムに係る業務の企画調整に関すること。
(9)　設計積算システム、施設総合管理システム及び単価契約システムに関すること。
(10)　配水管等施設の図面等及び下水道台帳の調製及び管理に関すること。
(11)　上下水道マッピングシステム及びなごや上下水道埋管まっぷに関すること。

営業部
営業課
(1)　部庶務事務に関すること。
(2)　工事関係事務に関すること。
(3)　給水装置関係書類及び排水設備関係書類（局長が別に定めるものに限る。）の受付及び処理に関すること。
(4)　指定給水装置工事事業者、指定排水設備工事店等に関すること。ただし、名古屋市上下水道局分課規程第21条第５号に規定するものを除く。
(5)　愛知県下水道協会試験等運営委員会の運営等に関すること。
(6)　給水管、給水用具及び量水器の調達に関すること。
(7)　営業事務の企画、立案及び総合調整に関すること。
(8)　受付センターに関すること。
(9)　営業システムの管理等に関すること。
(10)　部内他課公所の主管に属しないこと。

料金課
(1)　水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」

という。）の調定及び収計に関すること。
(2)　営業システムの事務処理に関すること。
(3)　集合住宅等に係る業務の総括に関すること。
(4)　水道使用水量の検針業務及び水道料金等の未納管理業務等の総括に関すること。
(5)　水道料金等、手数料、弁償金等の債権の管理及び放棄に関すること。
(6)　破産その他の倒産手続に係る水道料金等の債権の届出等に関すること。
(7)　下水道の利用促進の企画及び実施の総合調整に関すること。
(8)　汚水排出量の認定並びに下水道の使用者の調査及び確認に関すること。
(9)　水洗便所の普及及び下水道の利用促進に係る補助金の交付手続及び工事資金の貸付けに関すること。

給排水設備課
(1)　給水装置及び給水用具等並びに排水設備の企画、調査及び施策の立案に関すること。
(2)　直接工事費及び関連工事費の徴収基準並びに関連工事費の積算に関すること。
(3)　上下水道取付管の技術基準に関すること。
(4)　都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条第１項及び第２項に規定する開発行為についての協議及び同意に関すること。
(5)　指定給水装置工事事業者、指定排水設備工事店等に係る技術的事項の指導等に関すること。
(6)　貯水槽水道等の管理の指導に関すること。
(7)　給水装置工事及び排水設備工事（経営本部営業部営業課で受け付けた書類に係るものに限る。）の設計審査並びに排水設備工事の検査に関すること。
(8)　下水道取付管工事（局長が別に定めるものに限る。）の設計に関すること。
(9)　給水装置工事に伴う配水管受託工事の設計に関すること。
(10)　分水契約、受水契約及び未給水区域に関すること。
(11)　下水道の供用開始等の公示に関すること。
(12)　量水器に係る企画及び管理に関すること。
(13)　量水器の取替えに関すること。ただし、次条第２項第10号に規定するものを除く。
(14)　局事業に係る器具の制作、改良及び修理に関すること。

技術本部
計画部
下水道計画課
(1)　部庶務事務に関すること。
(2)　工事関係事務に関すること。
(3)　国庫補助事業等（水道事業及び下水道事業に係るものに限る。）の申請及び報告に関すること。
(4)　下水道事業の計画に関する調査及び研究に関すること。
(5)　下水道事業の基本計画その他の関連計画に関すること。
(6)　下水道事業の事業計画に関すること。
(7)　下水道事業の実施計画に関すること。
(8)　下水道事業の実施に係る関係機関、他部、部内他課等との調整に関すること。
(9)　名古屋市雨水流出抑制推進会議に関すること。
(10)　特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）に係る雨水浸透阻害行為の技術的な調整に関すること。
(11)　雨水流出抑制施設の助成制度に関すること。
(12)　本部内他部課公所及び部内他課公所の主管に属しないこと。

水道計画課
(1)　水道事業等（水道事業及び工業用水道事業をいう。以下同じ。）の長期計画の策定及び事業調整に関すること。
(2)　水道事業等の計画に関する調査及び研究に関すること。
(3)　水道施設の整備計画に関すること。
(4)　水道事業の実施計画に関すること。
(5)　水道事業の実施に係る関係機関、他部、部内他課等との調整に関すること。
(6)　水道事業等の水源の調査及び研究並びに水源開発施設に関すること。
(7)　水道事業等の利水調整及び水源地域調整に関すること。
(8)　水道技術管理者の職務に係る局内調整に関すること。

技術管理課
(1)　局事業に係る工事（以下「上下水道工事」という。）の設計積算及び施行に係る基準に関すること。
(2)　上下水道工事（局長が別に定めるものに限る。）の検査、成績評定及び監理指導に関すること。
(3)　上下水道工事の監査に関すること。
(4)　上下水道工事に用いる資機材に係る企画調整、検査及び改良に関すること。
(5)　上下水道工事に係る設計の技術審査に関すること。
(6)　上下水道工事の設計及び工事監理に係る技術向上の施策の企画調整に関すること。

建設部
工務課
(1)　部庶務事務に関すること。
(2)　工事関係事務に関すること。
(3)　水道基幹施設等の新設、増設及び改造工事の設計に関すること。
(4)　下水道事業に係る管渠(きょ)及び附属施設等（以下「下水管等」という。）の拡張工事及び改良工事（大規模工事に係るものに限る。）の設計及び検査に関すること。ただし、前条第２号に規定するものを除く。
(5)　下水道事業に係る水処理センター、ポンプ所及び汚泥処理場（以下「水処理センター等」という。）の土木構造物等の新設、増設及び改造工事の設計及び検査に関すること。ただし、前条第２号に規定するものを除く。
(6)　部内他課公所の主管に属しないこと。

施設課
(1)　水道事業及び下水道事業用建築物の新築、増築及び改築工事の調査、設計、施行及び検査に関すること。ただし、第25条第２号に規定するものを除く。
(2)　電気設備及び機械設備（研修用設備に係るものを除く。以下同じ。）の新設、増設及び改造工事（設備系改良、補修及び修繕工事（以下「設備系改良等工事」という。）を除く。）の調査、設計及び検査に関すること。ただし、第25条第２号に規定するものを除く。
(3)　電気設備及び機械設備の新設、増設及び改造工事（浄水施設における浄水機能、配水施設における配水機能、処理施設における下水若しくは汚泥の処理機能

又はポンプ施設における排水機能の全面的な停止（以下「機能の全面停止」という。）を伴うものに限る。）の施行に関すること。

管路部

配水課

(1)　部庶務事務に関すること。
(2)　工事関係事務に関すること。
(3)　工事費の精算に関すること。
(4)　配水管及び道路取付管（以下「配水管等」という。）の調査、研究及び計画に関すること。
(5)　配水ブロックの整備に関すること。
(6)　配水管等の地震対策及びストックマネジメントに関すること。
(7)　配水管等の管理の総括に関すること。
(8)　配水管等の維持工事及び維持作業の実施計画の策定及び設計に関すること。
(9)　管路センター（下水部門を除く。）の体制及び管路業務の効率化に係る企画調整に関すること。
(10)　名古屋市上下水道局配水管施工士に関すること。
(11)　部内他課公所の主管に属しないこと。

保全課

(1)　下水管及び下水道取付管の管理の総括に関すること。
(2)　下水管及び下水道取付管の調査及び改築の実施計画（ストックマネジメントに係るものを含む。）に関すること。
(3)　下水管及び下水道取付管の維持工事及び維持作業の実施計画の策定に関すること。
(4)　下水管及び下水道取付管の維持工事（局長が別に定めるものを除く。）に係る設計及び検査に関すること。ただし、第25条第２号に規定するものを除く。
(5)　管路センター（下水部門に限る。）の体制及び管路業務の効率化に係る企画調整に関すること。

管路工事調整課

(1)　管路工事の施工管理に係る総合調整に関すること。
(2)　管路工事が起因となった事故対応の総括及び調整に関すること。
(3)　管路工事の事故防止及び施工管理の改善に係る他部及び部内他課公所との連絡調整に関すること。
(4)　管路工事の施工管理に係る研修及び事故防止に係る講習会に関すること。
(5)　水道工事及び下水道工事の道路占用調整に関すること。
(6)　水道工事及び下水道工事の道路占用に関連する事項の連絡調整に関すること。
(7)　建設発生土の有効利用に関する関係部局との協議及びそれに伴う局内調整に関すること。
(8)　リニア関連工事に関する局内及び関係部局との調整に関すること。

配水設計課

(1)　配水管等の新設、改良、維持及び復旧工事の設計に関すること。
(2)　送水管布設工事の設計（水道建設工事に係るものを除く。）に関すること。
(3)　設計業務の効率化推進における企画調整に関すること。
(4)　管路センター（下水部門を除く。）の施工管理に係る企画調整に関すること。
(5)　配水管受託工事の設計に関すること。ただし、第21条第９号に規定するものを除く。
(6)　単価契約方式によって契約が締結される配水管移設等工事及び道路掘削跡復旧工事の設計に関すること。

下水設計課

(1)　下水管及び下水道取付管の拡張工事及び改良工事（大規模工事に係るものを除く。）、維持工事（局長が別に定めるものに限る。）並びに受託工事等の設計に関すること。
(2)　下水道取付管工事（局長が別に定めるものに限る。）の設計に関すること。
(3)　下水管の工事及び下水道取付管工事（局長が別に定めるものに限る。）

の検査に関すること。ただし、第25条第２号に規定するものを除く。

施設部

施設管理課

(1)　部庶務事務に関すること。
(2)　工事関係事務に関すること。
(3)　工業用水の供給契約に関すること。
(4)　工業用水道使用水量の計量及び認定並びに料金等の調定及び収計に関すること。
(5)　補助事業（工業用水道事業に係るものに限る。）の申請、報告及び精算に関すること。
(6)　水処理センター等の管理の総括及び連絡調整に関すること。
(7)　水処理センター等の水質管理に係る総合的な企画調整及び下水道事業における水質に係る関係機関との連絡調整に関すること。
(8)　水処理センター等の環境対策に関すること。
(9)　汚泥輸送管の維持管理に関すること。
(10)　下水汚泥等の処分に関すること。
(11)　鳴海改良土センターの運営（局長が別に定めるものを除く。）及び宝神リサイクルセンターの運営に関すること。
(12)　部内他課公所の主管に属しないこと。

浄水管理課

(1)　浄水場の管理の総括及び連絡調整に関すること。
(2)　浄水場の水質管理に係る総合的な企画調整及び水道事業等における水質に係る関係機関との連絡調整に関すること。
(3)　浄水場の環境対策に関すること。
(4)　浄水の技術的調査に関すること。
(5)　取水及び浄水に係る統計資料の作成に関すること。
(6)　浄水汚泥等の処分に関すること。
(7)　工業用水道の調査及び企画に関すること。
(8)　工業用水道の拡張、改造及び復旧工事の実施に関する技術上の調整に関すること。

水質管理課

(1)　局事業における水質管理及び水質試験に関すること。
(2)　局事業における水質管理に係る総合的な企画及び連絡調整の総括に関すること。
(3)　局事業における水質情報の管理に関すること。
(4)　局事業における水質試験の精度の管理に関すること。
(5)　工場排水その他の悪質下水の排除の規制及び当該

規制に関する届出の受理に関すること。
(6)　特定施設及び除害施設の設置等の指導監督に関すること。
(7)　汚水の濃度の算定及びこれに伴う使用料の増徴額の算出に関すること。
(8)　局事業における水質の向上及び下水汚泥の処理の改善に関する調査、研究及び技術的指導に関すること。

施設整備課
(1)　浄水場及び水処理センター等の施設等（施設又は設備をいう。以下同じ。）の整備の総括に関すること（当該施設等の改良補修計画の策定を含む。）。
(2)　浄水場及び水処理センター等の施設等の改造工事（設備系改良等工事（小規模な設備系改良等工事を除く。）に限る。）及び維持工事（小規模な維持工事を除く。）の検査に関すること。ただし、第25条第２号に規定するものを除く。
(3)　浄水場及び水処理センター等の施設等の改造工事（施設系改良等工事に限る。）の調査、設計及び施行に関すること。
(4)　浄水場及び水処理センター等における土木構造物及び建築物の保全（ストックマネジメントに係るものを含む。）の総括に関すること。
(5)　汚泥輸送管の改良等工事の設計及び検査に関すること。ただし、第25条第２号に規定するものを除く。
(6)　浄水場及び水処理センター等の新設、増設、改造及び維持工事の施工管理に係る手引き、研修等に関すること。
(7)　浄水場及び水処理センター等の建築物の改造工事（設備系改良等工事に限る。）並びに電気設備及び機械設備の改造工事（設備系改良等工事（小規模な設備系改良等工事を除く。）に限る。）の調査、設計及び施行に関すること。
(8)　浄水場及び水処理センター等における電気設備及び機械設備の保全（ストックマネジメントに係るものを含む。）の総括及び支援に関すること。
(9)　伝馬町水処理センター、熱田水処理センター及び熱田ポンプ所（以下「伝馬町水処理センター等」という。）の下水の排除及び処理並びに下水汚泥等の処理に関すること。
(10)　伝馬町水処理センター等の施設等の改造工事（小規模な設備系改良等工事に限る。第12号において同じ。）及び維持工事の設計に関すること。
(11)　伝馬町水処理センター等の施設等の新設、増設及び改造工事（設備系改良等工事並びに機能の全面停止を伴わない電気設備及び機械設備の新設、増設及び改造工事に限る。）並びに維持工事の施行に関すること。
(12)　伝馬町水処理センター等の施設等の改造工事及び維持工事（小規模な維持工事に限る。）の検査に関すること。

交通局

営業本部

総務部

総務課
(1)　市会に関すること。
(2)　秘書に関すること。
(3)　渉外事項の処理に関すること。
(4)　外客の案内接遇に関すること。
(5)　職務乗車券の発行に関すること。
(6)　乗用自動車の管理に関すること。
(7)　防災及び危機管理の総括に関すること。
(8)　諸規程類の制定、改廃、解釈及び例規の編さんに関すること。
(9)　業務の改善及び能率増進に関すること。
(10)　行政評価に係る企画及び総括に関すること。
(11)　事務事業の監査に関すること。
(12)　市会議案に関すること。
(13)　契約書案その他の法規文書の審査に関すること。
(14)　訴訟、調停等に関すること。
(15)　公印の管守に関すること。
(16)　文書の受発、集配、保存及び管理に関すること。
(17)　情報公開の総括に関すること。
(18)　組織及び事務分掌に関すること。
(19)　部の収支予算の整理に関すること。
(20)　部内の連絡調整に関すること。
(21)　部の庶務に関すること。
(22)　他部課室に属しないこと。

広報広聴課
(1)　広報事務の総括に関すること。
(2)　局事業の紹介に関すること。
(3)　図書刊行物及び電子媒体による広報に関すること。
(4)　報道機関との連絡その他広報に関すること。
(5)　お客さまのご意見の調査及び総合調整に関すること。
(6)　テレホンセンターの管理運営に関すること。
(7)　その他広聴に関すること。

人事課
(1)　職員の進退、賞罰、その他身分取扱い並びに表彰に関すること。
(2)　職員の出張命令に関すること。
(3)　職務乗車証及び身分証の発行に関すること。
(4)　人事統計資料の整備に関すること。
(5)　職員の定数管理に関すること。
(6)　現業職員の募集に関すること。
(7)　その他人事に関すること。

労務課
(1)　給与計算事務に関すること。
(2)　給与統計資料の整備に関すること。
(3)　名古屋市職員共済組合の事務の連絡に関すること。
(4)　社会保険に関すること。
(5)　交通局職員互助会に関すること。
(6)　職員の福利、厚生に関すること。
(7)　労働組合に関すること。
(8)　職員の労働条件に関すること。
(9)　労働事情の調査に関すること。
(10)　労働統計の総括に関すること。
(11)　事業の経営の基本計画に基づく業務の見直しに関すること。

(12)　その他職員の労務管理の連絡調整に関すること。
(13)　職員及び施設の安全管理に関すること。
(14)　職員の保健衛生に関すること。
(15)　職員の公傷病に関すること。

安全監理部

安全監理課

(1)　職員の倫理の保持に係る企画、指導及び連絡調整に関すること。
(2)　職員の公正な職務の執行の確保の総括に関すること。
(3)　事務及び服務の監察に関すること。
(4)　その他コンプライアンスの推進に関すること。
(5)　輸送の安全の確保に係る企画、指導、連絡調整、監査計画の策定、監査の実施、調査及び研究に関すること。
(6)　部の収支予算の整理に関すること。
(7)　部内の連絡調整に関すること。
(8)　部の庶務に関すること。
(9)　部内他課に属しないこと。

人材育成課

(1)　職員の教養、資質向上及び能力開発に関すること。
(2)　職員の研修に関すること。
(3)　研修所の管理運営に関すること。
(4)　電車現業職員及び自動車現業職員の再教育及び追指導に関すること。
(5)　電車現業職員及び自動車現業職員の養成に関すること。
(6)　技術職員（電車現業職員及び自動車現業職員を除く。）　の技術習得に関すること。
(7)　前号に定める職員の安全管理教育に関すること。

企画財務部

経営企画課

(1)　事業の経営の基本計画に関すること。
(2)　重要な事業計画の総合調整に関すること。
(3)　運賃、料金に関すること。
(4)　業務の進行管理に関すること。
(5)　交通網整備に関する各種協議機関との連絡に関すること。
(6)　出資団体その他関係団体に関すること。
(7)　その他重要事項の企画及び総合調整に関すること。
(8)　事業経営の資料収集、統計、調査及び分析に関すること。
(9)　事業経営の改善に係る総合調整に関すること。
(10)　都市交通の調査及び研究に関すること。
(11)　部の収支予算の整理に関すること。
(12)　部内の連絡調整に関すること。
(13)　部の庶務に関すること。
(14)　部内他課に属しないこと。

デジタル推進課

(1)　事務の電算化の企画、指導及び連絡調整に関すること。
(2)　電算処理システムの開発及び運用に関すること。
(3)　ＤＸの推進に関すること。
(4)　電子情報の保護及び管理の総括に関すること。

財務課

(1)　予算の見積書及び附属書類の作成に関すること。
(2)　予算の配当及び執行の審査に関すること。
(3)　企業債に関すること。
(4)　財政計画に関すること。
(5)　資金計画及び資金調達に関すること。
(6)　事業用資産の保険契約に関すること。
(7)　固定資産台帳の管理に関すること。
(8)　原価計算及び経営分析に関すること。
(9)　その他財務に関すること。

会計課

(1)　現金、預金、有価証券及び担保証券の出納に関すること。
(2)　資金の運用に関すること。
(3)　出納取扱金融機関に関すること。
(4)　支払準備金の総括に関すること。
(5)　収支承認書の審査に関すること。
(6)　金銭収支証拠書類の整理に関すること。
(7)　委託された各種団体の会計に関すること。
(8)　物件の買入れ等の契約に関すること。
(9)　工事その他の請負の契約に関すること。
(10)　物件の借入れの契約及びその他の契約に関すること。
(11)　競争入札参加者の資格審査に関すること。
(12)　物資の需給、管理の総合調整に関すること。
(13)　契約の検査事務の総括及び収支手続に関すること。
(14)　契約に伴う保証金及び違約金の収支手続に関すること。
(15)　その他会計に関すること。

技術管理課

(1)　工事の検査（他部課室の主管に属するものを除く。）　に関すること。
(2)　工事の設計及び積算基準の総括に関すること。
(3)　工事に係る技術的事項の総括管理及び指導に関すること。
(4)　工事に係る技術的事項の調査及び研究に関すること。
(5)　工事に係る技術的事項の情報化及び電子化に関すること。
(6)　建設コストの管理及び縮減に関すること。
(7)　建設副産物の対策に関すること。

営業統括部

乗客誘致推進課

(1)　利用促進施策の企画及び総括に関すること。
(2)　利用者増加戦略に関すること。
(3)　利用促進のための刊行物に関すること。
(4)　乗車券の販売促進に関すること。
(5)　マーケティングに関すること。
(6)　タイアップ企画乗車券等に関すること。
(7)　イベント及びキャンペーンの企画及び実施に関すること。
(8)　企画商品等に関すること。
(9)　市営交通資料センター及び市電・地下鉄保存館の管理運営に関すること。
(10)　その他乗客誘致に関すること。
(11)　部の収支予算の整理に関すること。
(12)　部内の連絡調整に関すること。
(13)　部の庶務に関すること。
(14)　部内他課に属しないこと。

営業課
(1)　乗車券の発行事務の総括に関すること。
(2)　乗車券の委託発行に関すること。
(3)　利用案内のための刊行物に関すること。
(4)　遺留品の取扱いに関すること。
(5)　乗車料収入の審査及び調定に関すること。
(6)　乗車人員及び乗車料収入データの収集及び管理に関すること。
(7)　ＩＣカードシステムに関すること。
(8)　マナカ電子マネー事業及びこれに関連する事項に関すること。
(9)　乗車券機器等の開発及び維持管理に関すること。

資産活用課
(1)　局資産の総括に関すること。
(2)　局資産の有効活用の企画及び実施に関すること。
(3)　建物の維持管理（他部課室の主管に属するものを除く。）に関すること。
(4)　土地の処分の企画に関すること。
(5)　附帯事業（他部課室の主管に属するものを除く。）の企画及び実施に関すること。
(6)　土地建物の取得（地上権の設定を含む。）　及び借入れに関すること。
(7)　土地建物の取得に伴う損失補償に関すること。
(8)　土地建物の管理（他部課室の主管に属するものを除く。）に関すること。
(9)　土地建物の貸付け及び使用許可（他部課室の主管に属するものを除く。）に関すること。
(10)　土地建物の処分（地上権の設定を含む。）に関すること。
(11)　有料広告事業の企画及び実施に関すること。
(12)　有料広告物の掲出審査に関すること。
(13)　広告料金に関すること。
(14)　その他広告の取扱いに関すること。

電車部
運輸課
(1)　部の経営計画の立案及び調整に関すること。
(2)　部の現業部門の人事調整及び服務に関すること。
(3)　部の現業部門の事務の総括に関すること。
(4)　その他部の現業部門に関すること（部内他課室の主管に属するものを除く。）。
(5)　他の鉄道機関との運輸調整の総括に関すること。
(6)　乗客の誘致及び宣伝に関すること。
(7)　部の収支予算の整理に関すること。
(8)　部内の連絡調整に関すること。
(9)　部の庶務に関すること。
(10)　部内他課室に属しないこと。

駅務課
(1)　駅業務の計画に関すること。
(2)　駅の案内表示に関すること。
(3)　料金及び乗車券機器等の使用方法の案内表示に関すること。
(4)　駅務現業職員の業務指導に関すること。
(5)　乗客の接遇に関すること。
(6)　高速電車の営業事故の調査及び防止対策に関すること。
(7)　高速電車の運輸統計に関すること。
(8)　駅務区の事務の連絡調整に関すること。
(9)　駅務区及び運転区に係る施設及び施設内の設備の整備計画及び維持管理に関すること。
(10)　駅務区及び運転区に係る施設及び施設内の設備の整備に係る連絡調整に関すること。

電車運転課
(1)　高速電車の運行計画に関すること。
(2)　高速電車の運転保安施設の計画に関すること。
(3)　高速電車の運転及び営業事故の審査及び損害賠償に関すること。
(4)　関係法規による申請、報告及び届出等に関すること。
(5)　高速電車の運転取扱いに関すること。
(6)　高速電車の運転業務計画に関すること。
(7)　高速電車の臨時運行に関すること。
(8)　運転現業職員の業務指導に関すること。
(9)　高速電車の運転事故の調査及び防止対策に関すること。
(10)　乗客の案内及び接遇に関すること。
(11)　運転区の事務の連絡調整に関すること。

運転指令室
(1)　高速電車の運転指令に関すること。
(2)　列車の集中制御に関すること。
(3)　高速電車の運行状況等の情報提供に関すること。
(4)　その他高速電車の運転整理に関すること。

自動車部
管理課
(1)　部の経営計画の立案及び調整に関すること。
(2)　部の現業部門の人事調整及び服務に関すること。
(3)　部の現業部門の事務の総括に関すること。
(4)　その他部の現業部門に関すること（部内他課の主管に属するものを除く。）。
(5)　精算業務に関すること。
(6)　乗車券の取扱いに関すること。
(7)　貸切料金の設定、届出等に関すること。
(8)　部の収支予算の整理に関すること。
(9)　部内の連絡調整に関すること。
(10)　部の庶務に関すること。
(11)　部内他課に属しないこと。

路線計画課
(1)　自動車路線の新設、変更及び廃止に関すること。
(2)　自動車の運輸統計に関すること。
(3)　自動車路線のダイヤの設定に関すること。
(4)　自動車の運行状況の資料収集に関すること。

自動車施設課
(1)　自動車事業施設の整備計画、建設改良及び維持管理に関すること。
(2)　自動車停留所標識の整備に関すること。
(3)　自動車事業用地（自動車事業に併用している高速度鉄道事業用地を含む。）　の整備及び舗装に関すること。
(4)　自動車事業施設の整備による道路の改修及び復旧に関すること。
(5)　広告付き上屋に関すること。

自動車運転課
(1)　乗客案内及び乗客の接遇に関すること。
(2)　乗客の誘致及び宣伝に関すること。
(3)　自動車の運転、配車及び保安に関すること。
(4)　自動車乗務員の業務及び安全運転に係る指導に関

すること。
(5)　自動車の臨時運行に関すること。
(6)　貸切自動車の運転及び配車並びに特殊取扱いに関すること。
(7)　自動車の走行環境の改善の要望、調整及び対策に関すること。
(8)　違法駐停車等の対策に関すること。
(9)　自動車停留所標識の保守管理に関すること。
(10)　バス運行総合情報システムに関すること。
(11)　自動車の運転事故の調査、審査及び損害賠償等に関すること。
(12)　自動車の運転事故の統計及び防止対策に関すること。

自動車車両課
(1)　自動車車両の新造及び改造計画に関すること。
(2)　自動車車両の整備業務の企画調整に関すること。
(3)　自動車車両の整備用資材の需給計画及び運用に関すること。
(4)　自動車車両の車庫施設及び設備の新設、改造計画並びに維持管理計画に関すること。
(5)　自動車の車両台帳に関すること。
(6)　自動車損害賠償保障法による責任保険契約の締結に関すること。
(7)　各種統計に関すること。
(8)　自動車車両の保守業務の連絡調整に関すること。
(9)　自動車車両の整備の実施計画に関すること。
(10)　自動車車両の整備作業標準の決定に関すること。
(11)　関係法規による申請、報告及び届出等に関すること。
(12)　その他自動車車庫に関すること。

技術本部
施設部
施設計画課
(1)　部の経営計画の立案及び調整に関すること。
(2)　部の現業部門の人事調整及び服務に関すること。
(3)　事業の基本計画に基づく高速度鉄道建設路線の総合計画及び総合調整に関すること。
(4)　高速度鉄道に関する都市計画に必要な調査及び届出等に関すること。
(5)　高速度鉄道建設に必要な調査及び資料の収集に関すること。
(6)　高速度鉄道構築物と建築施設との接続に係る総合調整に関すること。
(7)　鉄道事業法に基づく認定鉄道事業者制度に係る連絡調整に関すること。
(8)　鉄道土木設計管理に関すること。
(9)　駅のエレベーターの整備計画及び設置に係る土木工事施行に関すること。
(10)　高速度鉄道構築物及び関連施設の土木工事施行に伴う損失補償に関すること。
(11)　リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅施設整備に係る総合計画及び総合調整に関すること。
(12)　躯体変更を伴う高速度鉄道構築物及び関連施設の改良計画及び施行に関すること。
(13)　高速度鉄道構築物の耐震補強工事計画及び施行並びに施行に伴う渉外に関すること。
(14)　関係法規による申請、報告及び届出等に関すること。
(15)　部の収支予算の整理に関すること。
(16)　部内の連絡調整に関すること。
(17)　部の庶務に関すること。
(18)　部内他課に属しないこと。

工務課
(1)　軌道用資材の需給計画に関すること。
(2)　軌道の保線業務の計画に関すること。
(3)　高速度鉄道構築物及び関連施設の維持管理（躯体変更を伴わない改良を含む。）に関すること。
(4)　高速度鉄道構築物に接続又は接近する工事の審査に関すること。
(5)　軌道の建設、改良計画及び施行に関すること。
(6)　鉄道台帳に関すること。
(7)　関係法規による申請、報告及び届出等に関すること。
(8)　軌道事務所の事務の連絡調整に関すること。

営繕課
(1)　事業用施設（高速度鉄道事業に係るものを除く。）及び関連施設の建設、改良計画（他部課室の主管に属するものを除く。）及び施行に関すること。
(2)　高速度鉄道事業の建築施設及び関連施設の改良計画（他部課室の主管に属するものを除く。）及び施行に関すること。
(3)　建築施設及び関連施設の保守業務の総合調整に関すること。
(4)　営繕用資材の需給計画に関すること。
(5)　関係法規による申請、報告及び届出等に関すること。
(6)　施設事務所の事務の連絡調整に関すること。

設備課
(1)　事業用施設（高速度鉄道事業に係るものを除く。）及び関連施設の付帯設備の建設、改良計画（他部課室の主管に属するものを除く。）及び施行に関すること。
(2)　高速度鉄道事業の建築施設及び関連施設の付帯設備の改良計画（他部課室の主管に属するものを除く。）及び施行に関すること。
(3)　建築施設及び関連施設の付帯設備の保守業務の総合調整に関すること。
(4)　施設の付帯設備の営繕用資材の需給計画に関すること。
(5)　関係法規による申請、報告及び届出等に関すること。

車両電気部
電車車両課
(1)　部の経営計画の立案及び調整に関すること。
(2)　部の現業部門の人事調整及び服務に関すること。
(3)　高速電車車両の新造、改造計画に関すること。
(4)　高速電車車両の保守業務の企画調整に関すること。
(5)　高速電車車両の整備用資材の需給計画及び運用に関すること。
(6)　高速電車の工場、車庫施設及び設備の新設、改造計画に関すること。
(7)　高速電車車両の整備及び検修設備の維持管理計画に関すること。
(8)　鉄道車両設計管理に関すること。
(9)　高速電車の車両台帳に関すること。
(10)　上飯田線に使用する電車車両の検査、修理及び保守、管理に関すること。
(11)　関係法規による申請、報告及び届出等に関すること。

(12)　藤が丘工場、名港工場及び日進工場の事務の連絡調整に関すること。
(13)　部の収支予算の整理に関すること。
(14)　部内の連絡調整に関すること。
(15)　部の庶務に関すること。
(16)　部内他課に属しないこと。

電気課
(1)　高速度鉄道事業に係る電線路及び電気設備（以下「電路設備」という。）、信号設備、通信設備並びに変電所の建設、改良計画及び施行に関すること。
(2)　自動車運送事業に係る電路設備及び通信設備の建設、改良計画及び施行に関すること。
(3)　高速度鉄道事業に係る電路設備、信号設備、通信設備及び変電所の総合計画に関すること。
(4)　電気用資材の需給計画に関すること。
(5)　電力の需要計画に関すること。
(6)　鉄道電気設計管理に関すること。
(7)　関係法規による申請、報告及び届出等に関すること。
(8)　電気事務所の事務の連絡調整に関すること。

消防局

総務部

総務課
(1)　局内重要事項の総合調整に関すること。
(2)　庶務に関すること。
(3)　公印の管守に関すること。
(4)　文書の収受及び発送並びに行政文書の保存に関すること。
(5)　組織及び制度に関すること。
(6)　消防関係諸規程の制定手続及び公告式に関すること。
(7)　予算及び経理に関すること。
(8)　消防広報の総括に関すること。
(9)　広域応援に係る調査研究に関すること。
(10)　他部課隊学校の主管に属しないこと。

職員課
(1)　職員の進退、配置、服務その他身分に関すること。
(2)　人材育成に係る調査研究に関すること。
(3)　職員の給与及び労務の調整管理に関すること。
(4)　消防職員委員会に関すること。
(5)　職員の安全管理及び衛生管理に関すること。
(6)　職員の教養の総括に関すること。
(7)　職員の福利厚生に関すること。

施設課
(1)　所管財産の管理に関すること。
(2)　消防装備基本計画に関すること。
(3)　消防機械器具の整備保全に関すること。
(4)　消防機械器具の取扱技術の指導に関すること。
(5)　消防機械器具の研究改善及び設計製作に関すること。
(6)　消防機械器具の燃料に関すること。
(7)　職員の被服に関すること。

消防団課
(1)　消防団の統制及び運用に関すること。
(2)　消防団員の教養に関すること。
(3)　名古屋市消防団連合会との連絡調整に関すること。
(4)　消防団施設の管理に関すること。
(5)　消防団機械器具の整備保全に関すること。
(6)　消防団機械器具の取扱技術の指導に関すること。
(7)　消防団機械器具の研究改善及び設計製作に関すること。
(8)　消防団員の被服に関すること。

予防部

予防課
(1)　防火対策その他の火災予防の企画及び調整に関すること。
(2)　自主防火管理体制及び自主防災管理体制の確立に関すること。
(3)　火災予防査察その他の防火指導に関すること。
(4)　火災予防の法令違反の処理に関すること。
(5)　消防用設備等及び特殊消防用設備等の維持管理の指導に関すること。
(6)　火災の調査に関すること。
(7)　鑑識に関すること。
(8)　災害の記録、統計及び分析に関すること。
(9)　火災予防の広報に関すること。
(10)　部内他課の主管に属しないこと。

規制課
(1)　建築確認及び許可の同意に関すること。
(2)　建築物等の防災指導に関すること。
(3)　消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置の指導に関すること。
(4)　危険物等の規制及び指導に関すること。
(5)　危険物施設等の防災対策の推進に関すること。
(6)　石油コンビナート等災害防止法の施行（緑地等の設置を除く。）に関すること。
(7)　火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の防災指導に関すること。
(8)　火薬類の規制及び指導に関すること。
(9)　高圧ガスの規制及び指導に関すること。
(10)　液化石油ガスの規制及び指導に関すること。

消防部
消防課
(1)　警防対策の企画及び調整に関すること。
(2)　警防技術の指導に関すること。
(3)　消防部隊の出動及び運用の計画に関すること。
(4)　消防水利に関すること。
(5)　消防部隊と消防団との連携に関すること。
(6)　地域の防災指導その他防災対策に関すること（防災危機管理局の主管に属するものを除く。）。
(7)　災害に係る自助の促進の企画及び調整に関すること。
(8)　防災安心まちづくり運動、自主防災組織その他の地域の自主防災に関すること。
(9)　市民生活の安全確保に関すること。
(10)　高齢者その他の要配慮者の防災指導に関すること。
(11)　部内他課の主管に属しないこと。

指令課
(1)　消防防災に係る情報システム（防災危機管理局の主管に属するものを除く。）の企画、開発及び調整並びに運営に関すること。
(2)　消防通信施設の整備及び保守管理に関すること。
(3)　災害対応に係る初動対応に関すること。
(4)　災害応急対策に係る指示の伝達に関すること。
(5)　消防部隊の出動計画に基づく出動命令に関すること。
(6)　出動消防部隊に関する情報収集及び指示の伝達に関すること。
(7)　消防通信に関すること。
(8)　災害情報に関すること。
(9)　防災指令センターの運営に関すること。

救急部
救急課
(1)　救急業務の企画及び調整に関すること。
(2)　救急隊の運用基準に関すること。
(3)　救急救命士に関すること（救急救命研修所の主管に属するものを除く。）。
(4)　救急技術の指導に関すること。
(5)　医療機関その他救急関係機関との連絡に関すること。
(6)　部内他所の主管に属しないこと。

救急救命研修所
(1)　救急救命士の教育に係る企画及び調整に関すること。
(2)　救急救命士の養成に関すること。
(3)　救急救命士の研修に関すること。
(4)　応急手当の普及啓発に関すること。

本部機動部隊
(1)　警防業務の実施に関すること。
(2)　警防技術の研究及び訓練に関すること。
(3)　災害防御の特殊技術の研究及び訓練に関すること。

消防航空隊
(1)　航空機の運用に関すること。
(2)　航空機の運航による消防業務に関すること。
(3)　航空消防に関する特殊技術及び装備の研究に関すること。

消防学校
教務課
(1)　職員及び消防団員の教育訓練に関すること。
(2)　職員の研修の指導に関すること。
(3)　防災技術訓練センター等の管理に関すること。
(4)　消防音楽隊による防火思想の普及高揚に関すること。
(5)　防災教育に関すること。
(6)　教務等に係る愛知県消防学校との調整に関すること。

区役所

区政部

総務課

(1)　公印（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの追記事務専用市長印、戸籍事務専用区長印、印鑑・住民基本台帳・就学・特別永住許可・特別永住者証明書交付関連事務専用区長印、出入国管理及び難民認定法に基づく在留カードの裏面追記事務及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく特別永住者証明書の裏面追記事務専用区長印、社会福祉事務所長印、障害福祉事務専用区長印並びに公害対策事務専用市長印を除く。）の管守に関すること。
(2)　職員の進退、服務、賞罰、給与その他身分に関すること。
(3)　文書に関すること（保健福祉センター（福祉部を除く。）に係るものを除く。）。
(4)　庁舎（保健センターに係るものを除く。）の管理及び取締りに関すること。
(5)　区役所支所（以下「支所」という。）に関すること。
(6)　道路運送車両法による自動車の臨時運行の許可に関すること。
(7)　住居表示に関すること。
(8)　市営住宅入居申込みの相談に関すること。
(9)　災害対策及び災害救助の連絡に関すること。
(10)　地域の防災対策の推進に係る企画並びに区内各種機関及び団体との調整に関すること。
(11)　防災行政用無線に関すること。
(12)　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関すること。
(13)　区内各種機関及び団体との連絡調整に関すること。
(14)　通達員に関すること。
(15)　現金及び有価証券並びに物品の出納保管並びに記録管理に関すること。
(16)　支出負担行為の事前合議に関すること。
(17)　支出命令の審査に関すること。
(18)　還付命令の審査に関すること。
(19)　指定金融機関の派出所に関すること。
(20)　決算に係る出納の整理に関すること。
(21)　会計事務の連絡調整に関すること。
(22)　統計に関すること。
(23)　選挙管理委員会に関すること。
(24)　選挙に関する学校施設の使用及び公営の実施に関すること。
(25)　農業委員会に関すること。
(26)　国有農地売渡対価及び使用料徴収に関すること。
(27)　墓地、埋葬等に関する法律による引取者のない死体の埋葬又は火葬に関すること。
(28)　保健福祉センター及び他課の主管に属しないこと。

企画経理課

(1)　区政運営の企画及び総合調整に関すること。
(2)　区民会議及び区政推進会議に関すること。
(3)　予算の執行に関すること。
(4)　物品の購入、委託等の総合調整に関すること。
(5)　区所管財産の管理の調整に関すること。
(6)　寄附金の募集及び受納に関すること。
(7)　地域住民等と連携した主として区の特性に応じたまちづくりに係る企画及び調整に関すること（中村区に限る。）。
(8)　広報に関すること（中村区に限る。）。
(9)　区長の指定する区政運営に係る特命事項の処理に関すること。

地域力推進課

(1)　地域住民等と連携した地域の活力の向上に資する取組みの推進に関すること（中村区にあっては、企画経理課の主管に属するものを除く。）。
(2)　地域活動の振興並びに地域活動に係る地域組織の援助及び育成に関すること。
(3)　安心・安全で快適なまちづくりに関すること。
(4)　人権尊重のまちづくりに関すること。
(5)　広報、広聴及び市民相談に関すること（中村区にあっては、広報に関することを除く。）。
(6)　空家等対策の推進に係る情報の収集及び連絡調整に関すること。
(7)　空家等対策の推進に関する特別措置法による助言及び指導に関すること。
(8)　住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る区対策会議の運営に関すること。
(9)　犯罪被害者等の支援に係る情報の提供等及び連絡調整に関すること。
(10)　市政情報の提供に関すること。
(11)　地縁による団体の認可並びに印鑑の登録及び証明等に関すること。
(12)　自衛官の募集に関すること。
(13)　社会教育に関すること。
(14)　市民文化及び体育の向上に関すること。
(15)　青少年の保護育成の推進に関すること。
(16)　社会教育関係諸団体及び文化体育団体に関すること。
(17)　コミュニティセンター等に関すること。
(18)　生涯学習センターに関すること。

市民課

(1)　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの追記事務専用市長印、戸籍事務専用区長印、印鑑・住民基本台帳・就学・特別永住許可・特別永住者証明書交付関連事務専用区長印並びに出入国管理及び難民認定法に基づく在留カードの裏面追記事務及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく特別永住者証明書の裏面追記事務専用区長印の管守に関すること。
(2)　戸籍に関すること（支所を置く区役所にあっては、当該市民課に届出又は申請のあった支所の所管区域内に本籍を有する者に係る戸籍に関することを含む。）。
(3)　住民基本台帳に関すること（支所を置く区役所にあっては、当該市民課に届出又は申請のあった支所の所管区域内に住所を有する者に係る住民基本台帳に関すること（住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関することを除く。）を含む。）。
(4)　個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードの交付に関すること（支所を置く区役所にあっては、当該市民課に届出又は申請のあった支所の所管区域内に住所を有する者に係る個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードの交付に関することを含む。）。
(5)　電子証明書に関すること（支所を置く区役所にあっては、当該市民課に届出又は申請のあった支所の所

管区域内に住所を有する者に係る電子証明書に関することを含む。）。
(6)　印鑑の登録及び証明に関すること（支所を置く区役所にあっては、当該市民課に届出又は申請のあった支所の所管区域内に住所を有する者に係る印鑑の登録及び証明に関することを含む。）。
(7)　死体（胎）埋火葬許可及び死産届に関すること。
(8)　身分に関すること（支所を置く区役所にあっては、当該市民課に通知又は申請のあった支所の所管区域内に本籍を有する者に係る身分に関することを含む。）。
(9)　中長期在留者又は特別永住者に係る住居地の届出に関すること（支所を置く区役所にあっては、当該市民課に届出のあった支所の所管区域内に住居地を有する者に係る住居地の届出に関することを含む。）。
(10)　特別永住許可及び特別永住者証明書の交付に関すること（支所を置く区役所にあっては、当該市民課に申請のあった支所の所管区域内に居住地を有する者に係る特別永住許可及び特別永住者証明書の交付に関することを含む。）。
(11)　児童及び生徒の就学に関すること。
(12)　郵送請求に係る証明書交付センターに関すること（熱田区に限る。）。
(13)　栄サービスセンターに関すること（中区に限る。）。

保健福祉センター
福祉部
民生子ども課
(1)　社会福祉事務所長印の管守に関すること。
(2)　統計及び諸報告に関すること。
(3)　民生委員及び児童委員に関すること。
(4)　災害援護資金の貸付及び償還に関すること。
(5)　児童及びひとり親家庭等の福祉に関すること（福祉課及び保険年金課の主管に属するものを除く。）。
(6)　子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関すること。
(7)　子ども・子育て支援法による利用者負担額等の決定に関すること。
(8)　特定保育所における保育を行うことに係る利用者負担額等の決定及び徴収に関すること。
(9)　児童福祉法による助産施設及び母子生活支援施設への入所の承諾又は解除に関すること。
(10)　児童福祉法による保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用についての調整等に関すること。
(11)　子ども家庭相談及び児童虐待防止に関すること（児童福祉センター、西部児童相談所及び東部児童相談所の主管に属するものを除く。）。
(12)　配偶者等からの暴力の被害者その他の女性の自立支援に係る相談及び援助に関すること。
(13)　地域の子育て支援ネットワークに関すること。
(14)　児童手当の認定、改定、支給の制限及び支払の差止め並びに届出等の受理（名古屋市職員並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び障害児入所施設等の設置者に係るものを除く。）に関すること。
(15)　児童扶養手当の認定、改定、支給の制限、支払の差止め及び届出等の受理に関すること。
(16)　子ども会、留守家庭児童健全育成事業、児童遊園地等に関すること。
(17)　母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付及び償還に関すること。
(18)　ひとり親家庭手当の支給決定、改定、支給の制限、支払の差止め及び届出等の受理に関すること。
(19)　生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止に関すること。
(20)　要保護者の更生指導に関すること。
(21)　生活保護法の医療券及び介護券の交付に関すること。
(22)　生活保護法による費用の返還及び徴収に関すること。
(23)　地域福祉の推進に係る総合的企画及び連絡調整に関すること。
(24)　地域福祉活動の促進に関すること。
(25)　区社会福祉協議会に関すること。
(26)　部内他課の主管に属しないこと。

福祉課
(1)　障害福祉事務専用区長印の管守に関すること。
(2)　老人福祉法による措置の開始、変更、停止又は廃止に関すること。
(3)　敬老事業その他高齢者の福祉（後期高齢者医療の実施に係るものを除く。）に関すること。
(4)　地域包括ケアの推進に関すること。
(5)　要介護認定等の申請の相談及び受付に関すること。
(6)　介護認定審査会の審査部会に関すること。
(7)　居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に関すること。
(8)　介護保険被保険者資格及び被保険者証に関すること。
(9)　介護保険料の賦課徴収（特別徴収の保険料に係る特別徴収義務者への通知及び過誤納金の還付の事務を除く。）に関すること。
(10)　介護保険の保険給付、第１号事業支給費並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の居住費の助成費（介護保険法により指定する事業者、介護保険施設及び指定特別給付事業者への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること。
(11)　住宅改修支援事業費の支給に関すること。
(12)　その他介護保険実施のための事務（介護保険法により指定する事業者、特定福祉用具の販売及び住宅改修を行う者、介護保険施設並びに指定特別給付事業者に対する報告の命令等並びに保険給付に係る損害賠償の請求を除く。）に関すること。
(13)　障害者及び障害児の福祉に関すること。
(14)　難病対策に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。
(15)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による介護給付費等の支給決定、地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定及び自立支援医療費の支給認定（障害支援区分の認定に係る訪問調査の委託に係るものを除く。）に関すること。
(16)　障害支援区分認定等審査会の審査部会に関すること。
(17)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付（指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること。
(18)　その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事務（指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除く。）に関すること。
(19)　小児慢性特定疾病医療の実施のための事務に関すること（子ども青少年局の主管に属するものを除

く。）。
(20)　児童福祉法による障害児通所給付費等の通所給付決定及び障害児入所給付費の入所給付決定に関すること。
(21)　児童福祉法による障害児通所給付費等、障害児入所給付費及びこれらに関連する給付費等の支給（指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者及び指定発達支援医療機関への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること。
(22)　特別児童扶養手当並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条による福祉手当を含む。）の認定、支給の制限及び届出等の受理に関すること。
(23)　心身障害者扶養共済事業に係る掛金の徴収及び減免、年金、弔慰金及び地位の喪失に伴う返還金の支払、届出の受理その他書類の経由に関すること。
(24)　戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
(25)　引揚者、未帰還者留守家族等の援護に関すること。

保険年金課
(1)　国民健康保険被保険者資格及び被保険者証に関すること。
(2)　国民健康保険の金銭給付及び同保険の給付の資格審査に関すること。
(3)　国民健康保険料の賦課徴収に関すること。
(4)　その他国民健康保険実施のための事務（保険給付に係る損害賠償の請求、保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者への支払及び柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師による施術に係る療養費の支給の事務を除く。）に関すること。
(5)　国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金の申請、請求及び諸届出の受付及び審査に関すること。
(6)　その他国民年金実施のための事務に関すること。
(7)　後期高齢者医療保険料の徴収（特別徴収の保険料に係る特別徴収義務者への通知及び過誤納金の還付の事務を除く。）に関すること。
(8)　後期高齢者医療に係る申請及び届出の受付並びに被保険者証の引渡し及び返還の受付に関すること。
(9)　その他後期高齢者医療の実施のための事務に関すること。
(10)　障害者医療費、ひとり親家庭等医療費及び子ども医療費（次号において「障害者医療費等」という。）の助成対象者の資格及び医療証に関すること。
(11)　障害者医療費等の助成対象者への支払に関すること。

保健管理課
(1)　保健福祉センター（福祉部を除く。）に係る文書及び公印（公害対策事務専用市長印を除く。）の管守並びに物品等の管理に関すること。
(2)　保健センターに係る庁舎の管理に関すること。
(3)　保健環境委員及び区保健環境委員会に関すること。
(4)　衛生諸団体に関すること。
(5)　区長の指定する健康危機管理に関すること。
(6)　区長の指定する医療の安全に関すること。
(7)　区長の指定する食品衛生及び食品表示に関すること。
(8)　動物の愛護に関すること。
(9)　大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の防止（悪臭の防止に係る住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る指導を含む。）に関すること（南区を除く。）。
(10)　特定工場における公害防止組織並びに公害防止協定及び環境保全協定に関すること（南区を除く。）。
(11)　公害発生状況の巡回監視に関すること（南区を除く。）。
(12)　公害の苦情処理等に関すること（南区を除く。）。
(13)　地域環境審議会の運営に関すること（南区を除く。）。
(14)　調査請求の処理に関すること（南区を除く。）。
(15)　地域における環境教育の推進に関すること（南区を除く。）。
(16)　保健福祉センター（福祉部を除く。）内他課の主管に属しないこと。

環境薬務課
(1)　区長の指定する営業施設の指導に関すること。
(2)　献血の推進に関すること。
(3)　区長の指定する住居の衛生に関すること。

健康安全課
(1)　保健福祉センター（福祉部を除く。）に係る文書及び公印（公害対策事務専用市長印を除く。）の管守並びに物品等の管理に関すること。
(2)　保健センターに係る庁舎の管理に関すること。
(3)　保健環境委員及び区保健環境委員会に関すること。
(4)　衛生諸団体に関すること。
(5)　区長の指定する健康危機管理に関すること。
(6)　区長の指定する医療の安全に関すること。
(7)　区長の指定する食品衛生及び食品表示に関すること。
(8)　動物の愛護に関すること。
(9)　区長の指定する営業施設の指導に関すること。
(10)　献血の推進に関すること。
(11)　区長の指定する住居の衛生に関すること。
(12)　大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の防止（悪臭の防止に係る住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る指導を含む。）に関すること（西区、港区及び名東区を除く。）。
(13)　特定工場における公害防止組織並びに公害防止協定及び環境保全協定に関すること（西区、港区及び名東区を除く。）。
(14)　公害発生状況の巡回監視に関すること（西区、港区及び名東区を除く。）。
(15)　公害の苦情処理等に関すること（西区、港区及び名東区を除く。）。
(16)　地域環境審議会の運営に関すること（西区、港区及び名東区を除く。）。
(17)　調査請求の処理に関すること（西区、港区及び名東区を除く。）。
(18)　地域における環境教育の推進に関すること（西区、港区及び名東区を除く。）。
(19)　保健福祉センター（福祉部を除く。）内他課の主管に属しないこと。

公害対策課
(1)　公害対策事務専用市長印の管守に関すること。
(2)　大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の防止（悪臭の防止に係る住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る指導を含む。）に関すること。

(3)　特定工場における公害防止組織並びに公害防止協定及び環境保全協定に関すること。
(4)　公害発生状況の巡回監視に関すること。
(5)　公害の苦情処理等に関すること。
(6)　地域環境審議会の運営に関すること。
(7)　調査請求の処理に関すること。
(8)　地域における環境教育の推進に関すること。

保健予防課
(1)　母子保健に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。
(2)　療育等の医療給付に関すること。
(3)　予防接種（法令に定めるものを除く。）に関すること。
(4)　公害保健に関すること。
(5)　成人保健及び健康づくり事業に関すること。
(6)　地域包括ケアの推進に関すること（福祉課の主管に属するものを除く。）。
(7)　介護予防に関すること（福祉課の主管に属するものを除く。）。
(8)　助産師及び看護師の業務に関すること。
(9)　区内保健師、助産師及び看護師関係諸団体に関すること。
(10)　子育て総合相談窓口に関すること。

農業委員会事務局

農政課
(1)　委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）並びに総会に関すること。
(2)　委員会の権限に属する事項のうち委員会の許可に係るもの及び委員会の証明等のうち委員会の審議を要するものの事務に関すること（受付及び交付を除く。）。
(3)　農地等の利用の最適化の推進に関すること。
(4)　農地バンクに関すること。
(5)　国有農地の管理の統括に関すること。
(6)　遊休農地に関する措置の統括に関すること。
(7)　農地の賃借料情報の提供等の統括に関すること。
(8)　農地台帳の整備等の統括に関すること。
(9)　農業者年金に係る事務に関すること。
(10)　県及び一般社団法人愛知県農業会議との連絡調整等に関すること。
(11)　他課の主管に属しないこと。

地区農政課
(1)　委員会の権限に属する事項のうち委員会への届出等の受理に係るもの及び委員会の証明等のうち台帳等に記載された事実等を証明するものに関すること。
(2)　委員会の権限に属する事項に係る農業委員及び推進委員による現地確認に関すること。
(3)　委員会への許可申請等の受付及び許可等に係る文書の交付に関すること。
(4)　農地等の利用の最適化の推進に関すること。
(5)　地区協議会に関すること。
(6)　農地バンクに関すること。
(7)　国有農地の管理に関すること（統括を除く。）。
(8)　遊休農地に関する措置に関すること（統括を除く。）。
(9)　農地の賃借料情報の提供等に関すること（統括を除く。）。
(10)　農地台帳の整備等に関すること（統括を除く。）。
(11)　農業者年金の個別推進に関すること。

固定資産評価審査委員会事務室

書記

(1)　委員会の事務に関すること。

選挙管理委員会事務局

選挙課

(1)　委員会の会議及び委員に関すること。
(2)　文書の収受、発送及び管理並びに公印の管守に関すること。
(3)　事務局職員の人事、給与、福利厚生及び保健衛生に関すること。
(4)　事務局の予算、決算その他経理に関すること。
(5)　選挙啓発事業の企画及び実施に関すること。
(6)　選挙に係る広報及び普及に関すること。
(7)　選挙啓発に係る調査及び統計に関すること。
(8)　明るい選挙名古屋市推進協議会に関すること。
(9)　選挙事務及び選挙以外の投票事務の管理執行及び指導に関すること。
(10)　直接請求事務に関すること。
(11)　選挙制度の調査研究及び研修に関すること。
(12)　選挙及び選挙以外の投票等の記録に関すること。

監査事務局

監査管理課

(1)　監査委員に関すること。
(2)　局の人事に関すること。
(3)　局の予算及び決算並びに会計経理に関すること。
(4)　文書の収受、発送及び公印の管守に関すること。
(5)　局内事務の連絡調整に関すること。
(6)　監査計画及び監査の総括事務に関すること。
(7)　公営企業会計に係る事務事業の監査に関すること。
(8)　公営企業会計の決算審査に関すること。
(9)　例月出納検査（公営企業会計に係るものに限る。）に関すること。
(10)　実査当日に通知して実施する監査に関すること。
(11)　特定のテーマを定めて実施する監査に関すること。
(12)　財政援助団体等監査に関すること。
(13)　住民監査請求に基づく監査に関すること。
(14)　外部監査に関すること。
(15)　内部統制評価報告書審査に関すること。
(16)　局内他課の主管に属しないこと。

事務監査課

(1)　一般会計及び特別会計に係る事務事業の監査に関すること。
(2)　一般会計及び特別会計の決算審査に関すること。
(3)　基金運用状況審査に関すること。
(4)　例月出納検査（公営企業会計に係るものを除く。）に関すること。
(5)　健全化判断比率審査及び資金不足比率審査に関すること。

工事監査課

(1)　各種工事の施行の監査に関すること。

人事委員会事務局

審査課

(1)　人事委員会の委員及び会議に関すること。
(2)　事務局の人事、予算決算、文書及び公印に関すること。
(3)　勤務条件に関する措置の要求に関すること。
(4)　不利益処分についての審査請求に関すること。
(5)　職員からの苦情の申出及び相談に関すること。
(6)　給与等に関する報告及び勧告に関すること。
(7)　給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
(8)　厚生福利制度に関すること。
(9)　給与支払の監理に関すること。
(10)　職員団体の登録等に関すること。
(11)　労働基準監督機関の職権行使に関すること。
(12)　退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関すること。
(13)　退職管理に関すること。
(14)　他課の主管に属しないこと。

任用課

(1)　任用制度及び人事記録に関すること。
(2)　競争試験及び選考に関すること。
(3)　転任試験等に関すること。
(4)　人事評価に関すること。
(5)　研修に関すること。
(6)　採用候補者名簿に関すること。
(7)　条件付採用期間の延長に関すること。
(8)　臨時的任用に関すること。

教育委員会事務局

総務部

総務課

(1)　教育委員会の会議並びに教育長及び委員に関すること。
(2)　総合教育会議の運営に関すること。
(3)　教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
(4)　秘書に関すること。
(5)　事務局及び学校その他の教育機関の職員（教職員（校長（園長を含む。）、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、実習助手、学校事務職員、学校栄養職員、業務士（学校に勤務する者に限る。）及び調理員をいう。以下同じ。）を除く。）の人事、福利厚生及び諸給与支払に関すること。
(6)　前各号に掲げるもののほか、事務局の主管事務で他の部課の主管に属しないこと。

企画経理課

(1)　重要事項の企画、調査及び総合調整に関すること。
(2)　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関すること。
(3)　事務事業に係る広報の総括に関すること。
(4)　教育行政に関する相談窓口に関すること。
(5)　外郭団体の総括に関すること。
(6)　教育振興基本計画に関すること。
(7)　予算及び決算に関すること。
(8)　教育委員会事務局指定管理者選定委員会に関すること。

人権教育課

(1)　人権教育に関する諸施策の総合的な企画及び連絡調整に関すること。

教育環境整備課

(1)　学校教育における子どもの学習環境及び施設のあり方に係る総合的な計画の立案に関すること（他の部課の主管に属することを除く。）。
(2)　学校教育に関する施設の配置、統合及び廃止に係る計画及び調整に関すること。
(3)　学校教育に関する施設の建設、保全及び改築の計画及び実施に関すること。
(4)　学校の設置及び廃止の事務手続に関すること。
(5)　小学校及び中学校の通学区域の設定、廃止及び変更に関すること。
(6)　用地（借地を除く。）の取得に係る総合調整に関すること。
(7)　教育施設に関するアセットマネジメントに関すること（他の部の主管に属することを除く。）。
(8)　教育資産の有効活用に関すること。
(9)　小規模校対策その他学校規模の適正化の推進に関すること。
(10)　子どもいきいき学校づくり推進審議会に関すること。

学校施設課

(1)　教育財産及び普通財産の総括管理に関すること。
(2)　学校用地の管理に関すること。
(3)　学校施設の管理及び維持修繕に関すること。
(4)　学校施設の環境整備に関すること（他の課の主管に属することを除く。）。

教務部

教職員課

(1)　教職員の人事に関すること（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。
(2)　学校の組織編制に関すること。
(3)　教職員の給料（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第５号）第４条に規定するものをいう。）の決定に関すること。
(4)　学校事務センターに関すること（学事課の主管に属することを除く。）。
(5)　教職員の安全管理及び衛生管理に関すること。
(6)　教職員の福利厚生に関すること。
(7)　前各号に掲げるもののほか、この部の主管事務に関し他の課の主管に属しない事務に関すること。

学事課

(1)　学校事務の指導に関すること。
(2)　学校運営費に関すること。
(3)　学校事務に係る事務局内事務の連絡調整に関すること。
(4)　教材及び教具その他の設備の整備に関すること。
(5)　学校事務センターに関すること（学事課の主管に属することに限る。）。
(6)　学齢児童及び学齢生徒の就学並びに児童・生徒及び幼児の入学、転学及び退学の事務手続に関すること。
(7)　就学援助及び就学奨励に関すること。
(8)　私立学校に関すること。

新しい学校づくり推進部

新しい学校づくり推進課

(1)　学校教育の指導に係る企画及び調整に関すること。
(2)　新たな教育制度の調査研究に関すること。
(3)　安全安心な居場所づくりに関すること。
(4)　学校における働き方改革に係る総合調整に関すること。
(5)　児童生徒の支援体制の調査研究に係る特命事項の処理に関すること。
(6)　教育支援センターに関すること。
(7)　前各号に掲げるもののほか、この部の主管事務に関し他の課の主管に属しない事務に関すること。

子ども応援課

(1)　子ども応援委員会制度の実施に関すること。
(2)　子ども応援委員会制度に係る企画及び調整に関すること。
(3)　児童生徒の支援（他の部課の主管に属するものを除く。）に関すること。
(4)　児童生徒の支援体制の調査研究（他の部課の主管に属するものを除く。）に関すること。

教育支援部

義務教育課

(1)　学校教育の指導に関すること（他の部課の主管に属することを除く。）。
(2)　教科書その他の教材の取扱に関すること（他の課の主管に属することを除く。）。
(3)　教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること（他の課の主管に属することを除く。）。
(4)　いじめの防止等のための対策の推進に関すること。
(5)　いじめ対策検討会議に関すること。
(6)　キャリア教育の推進に関すること。
(7)　教育センター及び野外教育センターに関すること。

(8)　前各号に掲げるもののほか、この部の主管事務に関し他の課の主管に属しない事務に関すること。

高等学校教育課
(1)　高等学校教育の指導に関すること（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。
(2)　高等学校の教科書その他の教材の取扱に関すること。
(3)　高等学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
(4)　高等学校の入学者選抜に関すること。
(5)　産業教育審議会に関すること。

特別支援教育課
(1)　特別支援教育の指導に関すること（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。
(2)　特別支援学校の教科書その他の教材の取扱に関すること。
(3)　特別支援学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
(4)　特別支援学校の入学者選抜に関すること。

学校DX推進課
(1)　学校における情報化施策の総合的な企画及び推進に関すること。
(2)　学校における情報化の専門的及び技術的な調査研究に関すること（他の部課の主管に属することを除く。）。
(3)　学校における情報化の推進に必要な情報の収集及び提供に関すること。
(4)　情報教育等に関する研修の企画に関すること（他の課の主管に属することを除く。）。
(5)　教育情報システムの運用管理に関すること。

学校保健課
(1)　学校体育に関すること（他の部の主管に属することを除く。）。
(2)　学校における保健衛生に関すること。
(3)　学校安全に関すること（他の部課の主管に属することを除く。）。
(4)　独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付事業に関すること。
(5)　学校給食に関すること。
(6)　公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会に関すること。

生涯学習部
生涯学習課
(1)　生涯学習の推進に関する諸施策の企画及び調査研究に関すること。
(2)　生涯学習の施策の推進に必要な情報の収集及び提供に関すること。
(3)　生涯学習に関する各種の団体及び機関との連携協力に関すること。
(4)　社会教育委員に関すること。
(5)　社会教育施設（他の課の主管に属するものを除く。）に関すること。
(6)　成人教育に関すること。
(7)　女性教育に関すること。
(8)　社会教育関係団体（他の課の主管に属するものを除く。）に関すること。
(9)　学校施設の開放に関すること。
(10)　前各号に掲げるもののほか、この部の主管事務に関し他の課の主管に属しない事務に関すること。

部活動振興課
(1)　学校における部活動に関すること。
(2)　部活動関係団体に関すること。
(3)　部活動に関する行事の計画及び実施に関すること。

文化財保護課
(1)　文化財保護に関すること。
(2)　文化財調査委員会に関すること。
(3)　名古屋市美術品等取得基金の管理に関すること。
(4)　志段味古墳群歴史の里に関すること。
(5)　見晴台考古資料館、博物館、美術館及び科学館に関すること。
(6)　ユネスコ活動に関すること。
(7)　芸術文化事業の奨励に関すること。

市会事務局

総務課

(1)　公印の保管に関すること。
(2)　議員の身分及び議員報酬、その他給与に関すること。
(3)　議員の資産等の公開に関すること。
(4)　政務活動費に係る収支報告書の閲覧等に関すること。
(5)　人事及び給与に関すること。
(6)　儀式並びに交際に関すること。
(7)　文書の収受、発送、編修及び保存に関すること。
(8)　局の予算及び決算に関すること。
(9)　物品の購入及び出納に関すること。
(10)　議場その他の警備及び秩序の保持に関すること。
(11)　議長会議並びに事務協議会に関すること。※
[12]　各種接遇に関すること。※
[13]　正副議長の秘書に関すること。
[14]　庁用乗用車の管理に関すること。
[15]　議員厚生会に関すること。※
[16]　祝弔辞等に関すること。
(17)　他課の主管に属しないこと。

議事課

(1)　本会議に関すること。
(2)　常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に関すること。※
(3)　議員総会その他会議に関すること。
(4)　市会公報に関すること。
(5)　委員の選任及び辞任に関すること。
(6)　公聴会に関すること。
(7)　会議録及び決議録に関すること。
(8)　会議の結果報告に関すること。
(9)　市会先例集に関すること。
(10)　その他議事に関すること。

調査課

(1)　議員提出議案、意見書等に関すること。
(2)　議案の法制的検討に関すること。
(3)　各種規程の制定及び改廃に関すること。
(4)　各種の情報及び資料の収集並びに整理に関すること。
(5)　議決事件の処理経過の調査に関すること。
(6)　請願及び陳情に関すること。
(7)　調査資料に関すること。
(8)　情報公開及び個人情報開示等に係る不服申立てに関すること。
(9)　市会広報紙等に関すること。
(10)　市会史に関すること。
(11)　市会図書室に関すること。
[12]　各種刊行物の発行に関すること。
[13]　市会関係例規集等に関すること。
(14)　その他諸調査に関すること。

(注)
1　分掌事務中の[ ]は、課の分掌事務に明文の定めのない分担事務
2　※は、他の課でも分担処理しているもの

担当課長の分担事項

会計室

担当課長（出納）

(1)　指定金融機関等に関すること。
(2)　歳入関係帳票の記録管理等及び収入証拠書の整理に関すること。
(3)　現金（基金に属する現金を除く。）の出納に関すること。
(4)　支払済に係る歳出関係帳票の記録管理等及び支払証拠書の整理に関すること。
(5)　口座振替の登録に関すること。
(6)　歳入歳出外現金に係る事前協議に関すること。
(7)　歳入歳出外現金の受払の記録管理に関すること。
(8)　委託を受けた各種団体の出納に関すること。
(9)　支出負担行為の事前合議に関すること。
(10)　支出命令、振替命令、還付命令及び更正命令の審査、精算の確認並びに戻入通知の受理に関すること。
(11)　歳入歳出外現金及び基金に属する現金に係る払出通知の審査に関すること。
(12)　審査出納員に関すること。
(13)　室長の指定する会計に関する事務に関すること。

防災危機管理局

担当課長（防災啓発・人材育成等）

(1)　職員及び市民の防災意識の普及啓発に関すること。
(2)　地域強靭化に係る人材育成の推進に関すること（危機対策課の主管に属するものを除く。）。
(3)　被災者支援に係る企画及び調整に関すること。
(4)　局長の指定する防災に係る企画及び総合調整に関すること。

担当課長（危機管理に係る連絡調整）(32)

(1)　危機管理に係る連絡調整に関すること。
(2)　危機管理に係る施策の推進に関すること。

担当課長（想定最大規模災害対策推進）(4)

(1)　想定し得る最大規模の災害対策の推進に係る連絡調整に関すること。

担当課長（危機対策に係る総合調整）

(1)　局長の指定する災害対策本部等の運営の総括に関すること。
(2)　局長の指定する防災訓練に関すること。
(3)　危機発生時の対応に係る関係機関及び団体との連携の推進に関すること。
(4)　危機発生時の対応に係る人材育成の総合的な推進に関すること。

担当課長（危機管理・広域連携）

(1)　危機発生時の対応に係る企画及び総合調整に関すること。
(2)　危機管理に係る近隣市町村等との連携の推進に関すること。
(3)　その他広域にわたる危機管理に関する企画及び総合調整に関すること。
(4)　東日本大震災の被災地支援等に関すること。

担当課長（初動対応）(3)

(1)　危機管理に係る初動対応に関すること。

担当課長（要配慮者対策）

(1)　局長の指定する要配慮者対策の推進に関する企画及び総合調整に関すること。

市長室

担当課長（秘書事務に係る特命事項の処理）

(1)　秘書事務に係る特命事項の処理に関すること。

総務局

担当課長（治安に係る特命事項の処理）(2)

(1)　治安に係る特命事項の処理に関すること。

行政DX推進部

担当課長（組織定員）

(1)　局長の指定する行財政改革の企画及び総合調整に関すること。
(2)　局長の指定する事務事業及び公の施設の見直しの推進に関すること。
(3)　局長の指定する外郭団体の指導調整の総括に関すること。
(4)　局長の指定する行政評価の企画及び総括に関すること。
(5)　局長の指定する行政組織に関すること。
(6)　局長の指定する職員の定員管理に関すること。

担当課長（行政改革）(4)

(1)　行政改革に係る基本的事項の企画及び立案に関すること。

担当課長（DXの推進）

(1)　局長の指定するDXの推進に関すること。
(2)　局長の指定する情報化施策の総合的な企画及び推進に関すること。

職員部

担当課長（人材確保・育成）

(1)　人材の確保に関すること。
(2)　局長の指定する人材育成の総合的な企画及び推進に関すること。
(3)　局長の指定する職員の研修その他の能力開発に関すること。
(4)　局長の指定する市民サービス改善及び業務改善に関すること。

担当課長（メンタルヘルス・保健指導）

(1)　職員の心の健康保持増進に関すること。
(2)　職員の健康管理及び保健指導に係る企画及び調整に関すること。

企画部

担当課長（企画・水に係る施策の調整）

(1)　東海各県との連絡調整に関すること。
(2)　SDGsの推進に係る調整に関すること。
(3)　水に係る施策の調整に関すること。
(4)　局長の指定する事項に係る企画及び連絡調整に関すること。

担当課長（シティプロモーション推進）

(1)　シティプロモーション推進に関すること。

担当課長（指定都市間の連絡調整）

(1)　指定都市市長会に係る連絡に関すること。

(2)　指定都市市長会に係る特命事項の処理に関すること。

総合調整部
担当課長（公民連携推進に係る企画調整）
(1)　公民連携推進に係る企画及び調整に関すること。
(2)　大学等と連携した政策の推進に関すること。

アジア・アジアパラ競技大会推進部
担当課長（事業調整）(2)
(1)　アジア･アジアパラ競技大会の開催都市業務に関すること。
(2)　アジア･アジアパラ競技大会の競技会場に係る企画及び総合調整に関すること。
(3)　名古屋競馬場跡地開発に係る総合調整に関すること。

担当課長（名古屋競馬場跡地開発に係る総合調整）
(1)　名古屋競馬場跡地開発に係る総合調整に関すること。

担当課長（競技会場に係る連絡調整）
(1)　アジア･アジアパラ競技大会の競技会場に係る連絡調整に関すること。

担当課長（瑞穂公園陸上競技場の改築に係る連絡調整）
(1)　瑞穂公園陸上競技場の改築に係る連絡調整に関すること。

担当課長（アジア・アジアパラ競技大会に係る企画調整）
(1)　局長の指定するアジア･アジアパラ競技大会の推進に係る総合調整に関すること。
(2)　局長の指定するアジア･アジアパラ競技大会の広報に関すること。
(3)　局長の指定するアジア･アジアパラ競技大会の計画等に関すること。
(4)　局長の指定するアジア･アジアパラ競技大会の競技会場に係る企画及び総合調整に関すること。
(5)　局長の指定する名古屋競馬場跡地開発に係る総合調整に関すること。

市立大学部
担当課長（市立大学に係る特命事項の処理）
(1)　市立大学に係る特命事項の処理に関すること。

担当課長（市立大学病院）
(1)　市立大学病院に係る企画及び調整に関すること。

財政局
財政部
担当課長（財源対策）
(1)　財源の確保対策に関すること。

担当課長（財政健全化等）
(1)　財政健全化の推進に関すること。
(2)　予算編成方法の改善に関すること。

担当課長（資産経営）
(1)　局長の指定するアセットマネジメントの推進に関すること。
(2)　局長の指定する公有財産の活用に関すること。

担当課長（資産経営の推進）(19)
(1)　資産経営に係る施策の推進に関すること。
(2)　資産経営の推進に係る連絡調整に関すること。

契約部
担当課長（公正入札確保）(4)
(1)　公正な入札の確保に係る対策に関すること。

税務部
担当課長（定額減税補足給付金）
(1)　定額減税補足給付金の支給に係る調整に関すること。

担当課長（固定資産評価審査委員会事務等）
(1)　固定資産評価審査委員会に関すること。
(2)　市税（個人の県民税及び森林環境税を含み、軽自動車税の環境性能割を除く。）に係る審査請求その他不服申立て及び犯則事件に関すること。
(3)　税務事務運営の適正化のための監察及び指導に関すること。

担当課長（税務事務のデジタル化の推進・事務改善）
(1)　税務事務のデジタル化の推進に係る特命事項の処理に関すること。
(2)　税務事務の改善に係る企画及び調整に関すること。

スポーツ市民局
地域振興部
担当課長（区役所の庁舎営繕等）(2)
(1)　局長の指定する区役所及び区役所支所の庁舎営繕等に係る企画及び調整に関すること。

担当課長（空家等対策の推進に係る企画調整等）
(1)　空家等対策の推進に係る企画及び調整に関すること。
(2)　空家等対策の推進に関する特別措置法による措置等に関すること。
(3)　町を美しくする運動に関すること。
(4)　局長の指定する地域コミュニティ活性化推進に係る企画及び調整に関すること。

人権施策推進部
担当課長（同和問題等）
(1)　同和問題の解決に向けた施策の総合調整に関すること。
(2)　同和問題の解決に向けた施策の推進に関すること。
(3)　犯罪被害者等支援に関すること。
(4)　局長の指定する人権施策の推進に係る総合調整に関すること。
(5)　文化センターに関すること。

担当課長（人権施策に係る特命事項の処理）
(1)　人権施策に係る特命事項の処理に関すること。

市民生活部
担当課長（安心・安全で快適なまちづくりの推進）(9)
(1)　安心･安全で快適なまちづくりの推進に係る企画及

び調査並びに連絡調整に関すること。

担当課長（生活安全対策に係る連絡調整）
(1) 生活安全対策の企画及び調査に関すること。
(2) 生活安全対策に係る連絡調整その他特命事項に係る調整に関すること。

担当課長（交通安全対策に係る連絡調整）
(1) 交通安全計画の策定及び改定に関すること。
(2) 交通安全運動に関すること。
(3) 交通安全対策に係る連絡調整その他特命事項に係る調整に関すること。

スポーツ推進部
担当課長（瑞穂公園陸上競技場の改築）
(1) 瑞穂公園陸上競技場の改築に関すること。
(2) 瑞穂公園の整備に係る特命事項の処理に関すること。

担当課長（アジア・アジアパラ競技大会に係る施設整備等）
(1) アジア･アジアパラ競技大会の競技会場に係るスポーツ施設の整備に関すること。
(2) スポーツ施設に係る特命事項の処理に関すること。

担当課長（アジア・アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整）
(1) アジア･アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整に関すること。

経済局
産業労働部
担当課長（産業振興に係る特命事項の処理）
(1) 産業振興に係る特命事項の処理に関すること。

担当課長（金融等）
(1) 中小企業に対する資金の融資に関すること。
(2) 中小企業金融の相談に関すること。
(3) 創業支援に関すること。
(4) 局長の指定する中小企業の振興に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。
(5) 名古屋市信用保証協会及び公益財団法人名古屋市小規模事業金融公社に関すること。

商業・流通部
担当課長（大店立地）
(1) 大規模小売店舗の立地に関すること。
(2) 大規模小売店舗立地審議会に関すること。

担当課長（プレミアム付商品券）
(1) プレミアム付商品券に関すること。

担当課長（市場整備推進）
(1) 局長の指定する中央卸売市場の整備の推進に関すること。

イノベーション推進部
担当課長（産業技術支援）
(1) 局長の指定する次世代産業の振興及び調査研究に関すること。
(2) 産学官連携による研究開発の推進に関すること。
(3) サイエンスパークの事業推進に係る企画及び調整に関すること。
(4) 工業研究所に関すること。

担当課長（技術革新支援）
(1) 局長の指定するイノベーションの創出に係る事業の企画及び調整に関すること。
(2) 企業の先進技術の活用に係る支援に関すること。

担当課長（企業誘致に係る特命事項の処理）
(1) 局長の指定する企業誘致の推進に関すること。

観光文化交流局
担当課長（観光に係る受入環境の整備）
(1) 観光に係る受入環境の整備等に関すること（国際交流課の主管に属するものを除く。）。

担当課長（観光プロモーション）
(1) 観光客の誘致に係るプロモーションに関すること。

担当課長（観光に係る名古屋城の活用）
(1) 観光に係る名古屋城の活用に関すること。

担当課長（都市魅力の発信に係る特命事項の処理）
(1) 局長の指定する観光の推進及び都市魅力の発信に関すること。

担当課長（多文化共生・国際貢献）
(1) 多文化共生社会の形成に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。
(2) 外国人留学生に関すること。

担当課長（国際展示場等に係る企画調整）
(1) 国際展示場及び国際会議場に関すること。

担当課長（国際展示場利用促進）
(1) 見本市･展示会等の誘致及び開催支援に関すること。

文化歴史まちづくり部
担当課長（文化施設に係る企画調整等）
(1) 局長の指定する文化施設に係る企画及び調整に関すること。
(2) 局長の指定する文化施設の整備に関すること。

環境局
環境企画部
担当課長（環境教育）
(1) 環境保全に係る教育及び学習に係る企画及び調整に関すること。
(2) なごや環境大学の推進に関すること。
(3) 環境学習センターの運営に関すること。

担当課長（生物多様性に係る企画調整）
(1) 生物多様性に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
(2) 生物多様性なごや戦略実行計画の推進に関すること。
(3) 生物多様性の主流化の推進に関すること。
(4) 生物多様性に係る国内外の地方公共団体等との連携の推進に関すること。
(5) 外来生物の対策に係る企画及び調整に関すること。

担当課長（生物多様性の保全）
(1)　生物多様性の保全に係る施策の推進に関すること。
(2)　なごや生物多様性センターの運営に関すること。

担当課長（地域脱炭素施策の推進）
(1)　地域脱炭素施策の推進に関すること。

地域環境対策部
担当課長（環境影響評価・化学物質）
(1)　環境影響評価制度の実施に関すること。
(2)　環境影響評価審査会に関すること。
(3)　化学物質の適正管理及び排出抑制に関すること。
(4)　土壌汚染及び地下水汚染の防止に関すること。
(5)　ダイオキシン類等有害化学物質による環境汚染の防止に関すること。

事業部
担当課長（路上禁煙・住居の不良堆積物対策の推進等）
(1)　路上禁煙に係る事業の調整及び推進に関すること。
(2)　住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る対策の推進に関すること。
(3)　ごみの散乱防止に関すること。
(4)　局長の指定する収集等に係る事業の調整に関すること。

担当課長（住居の不良堆積物対策の推進）(6)
(1)　住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る対策の推進に関すること。

施設部
担当課長（処分場確保）
(1)　処分場の確保及び局事業用地の取得に関すること。

担当課長（処分場建設）
(1)　処分場の建設計画に関すること。
(2)　処分場の建設工事及び整備工事（処分場の主管に属するものを除く。）の設計及び施工に関すること。
(3)　埋立処分技術に関すること。

担当課長（建設計画）
(1)　ごみ中間処理施設の建設計画及び建設推進の総括に関すること。

担当課長（猪子石工場大規模改修）
(1)　猪子石工場の処理施設に係る大規模改修に関すること。

担当課長（南陽工場設備更新）
(1)　南陽工場の処理施設に係る設備の更新に関すること。

担当課長（鳴海・北名古屋工場運営調整）
(1)　鳴海工場及び北名古屋工場の運営に係る調整に関すること。

健康福祉局
担当課長（システム標準化）
(1)　福祉総合情報システムの標準化に関すること。
(2)　福祉総合情報システムの運用及び管理に関すること。

担当課長（DXの推進）
(1)　DXの推進に関すること。

高齢福祉部
担当課長（持続可能な敬老パス制度の構築）
(1)　持続可能な敬老パス制度の構築に関すること。

担当課長（包括的支援の推進に係る企画調整）
(1)　包括的支援の推進に係る企画及び調整に関すること。
(2)　生活困窮者に対する自立の支援に関すること。

担当課長（低所得世帯に対する給付金）
(1)　低所得世帯に対する給付金に関すること。
(2)　前号に掲げる事項に係る経理に関すること。

担当課長（ひきこもり等支援）
(1)　ひきこもり等の支援に関すること。

担当課長（要介護認定）
(1)　要介護認定等に関すること。
(2)　介護認定審査会に関すること。
(3)　要介護認定等に係る訪問調査の委託に関すること。
(4)　主治の医師に対する意見書料の支払に関すること。

担当課長（厚生院に係る連絡調整）
(1)　厚生院に係る連絡調整に関すること（生活福祉部及び健康部の主管に属するものを除く。）。

担当課長（事業者指定）
(1)　高齢者に係る福祉施設の設置の計画、認可及び運営に関すること（高齢福祉課の主管に属するものを除く。）。
(2)　介護保険施設の指定又は許可に関すること。
(3)　介護保険法により指定する事業者（地域ケア推進課の主管に属するものを除く。）の指定に関すること。
(4)　指定特別給付事業者の指定に関すること。
(5)　有料老人ホームの届出に関すること。

担当課長（事業者指導）
(1)　介護保険の保険給付に関すること。
(2)　高齢者に係る福祉施設の運営に関すること（高齢福祉課の主管に属するものを除く。）。
(3)　介護保険法により指定する事業者（地域ケア推進課の主管に属するものを除く。）、介護保険施設及び介護支援専門員の指導監督に関すること。
(4)　特定福祉用具の販売及び住宅改修を行う者並びに指定特別給付事業者に対する検査及び指導助言に関すること。
(5)　有料老人ホームの指導監督に関すること。

障害福祉部
担当課長（障害者差別解消・バリアフリーの推進）
(1)　障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
(2)　バリアフリーの推進に関すること。

担当課長（バリアフリー整備に係る企画調整）
(1)　バリアフリー整備に係る企画及び調整に関すること。

担当課長（アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整）

(1)　アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整に関すること。

担当課長（精神障害者福祉）
(1)　精神障害者の福祉に関すること。

担当課長（総合リハビリテーションセンターに係る企画調整）
(1)　総合リハビリテーションセンターに係る企画及び調整に関すること。

担当課長（事業者指導・就労支援の推進）
(1)　指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指導監督に関すること。
(2)　障害者の就労支援に関すること。

生活福祉部
担当課長（厚生院に係る特命事項の処理）
(1)　厚生院に係る特命事項の処理に関すること。

担当課長（援護事業・保護施設）
(1)　住居のない者の援護に関すること。
(2)　保護施設の運営に係る企画及び調整に関すること。
(3)　無料低額宿泊所に係る届出及び指導監督に関すること。
(4)　日常生活支援住居施設の認定に関すること。

担当課長（システム標準化に係る調整）
(1)　生活保護システムの標準化に関すること。

担当課長（困窮者支援に係る連絡調整）
(1)　生活困窮者に対する自立の支援に係る連絡調整に関すること（高齢福祉部の主管に属するものを除く。）。

担当課長（保険年金システム再構築等）
(1)　保険年金システムの再構築に関すること。
(2)　国民健康保険及び国民年金システムに係る調整に関すること。

担当課長（収納対策）
(1)　国民健康保険の保険料の収納に関すること。

担当課長（高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る企画調整）
(1)　高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る企画及び調整に関すること。

健康部
担当課長（中央看護専門学校に係る総合調整）
(1)　中央看護専門学校に係る総合調整に関すること。

担当課長（医務指導）
(1)　局長の指定する保健事業に係る医学的指導に関すること。
(2)　局長の指定する保健事業の総括に関すること。

担当課長（健康危機管理対応力強化に係る調整）
(1)　局長の指定する健康危機管理対応力の強化に係る調整に関すること。

担当課長（健康危機管理）(5)
(1)　局長の指定する健康危機管理に関すること。

担当課長（救急対策等）
(1)　救急対策等に係る調整に関すること。

担当課長（予防接種）
(1)　予防接種（法令に定めるものを除く。）に関すること。

担当課長（新興再興感染症対応力強化に係る調整）(2)
(1)　局長の指定する新興再興感染症対応力強化に係る調整に関すること。

担当課長（がん対策・食育推進等）
(1)　がん対策の推進に係る企画及び総合調整に関すること。
(2)　食育の推進に係る企画及び総合調整に関すること。
(3)　局長の指定する健康づくり事業に関すること。

担当課長（公衆衛生看護）
(1)　局長の指定する公衆衛生看護に関すること。

担当課長（精神保健・いのちの支援）
(1)　局長の指定する精神保健に関すること。
(2)　自殺対策に関すること。
(3)　精神保健福祉審議会に関すること。

担当課長（ひきこもり支援に係る連絡調整）
(1)　ひきこもり支援に係る連絡調整に関すること（高齢福祉部の主管に属するものを除く。）。

担当課長（医療関係施設に係る特命事項の処理）(3)
(1)　医療関係施設に係る特命事項の処理に関すること。

担当課長（医療連携に係る特命事項の処理）
(1)　医療連携に係る特命事項の処理に関すること。

生活衛生部
担当課長（八事斎場再整備）
(1)　八事斎場の再整備に関すること。

担当課長（旅館業等の許可指導に係る企画調整）
(1)　旅館業等の許可指導に係る企画調整に関すること。

担当課長（動物愛護管理・検査業務管理）
(1)　動物の愛護等に関すること。

保健所
健康部
担当課長（医務指導）
(1)　保健事業に係る医学的指導に関すること。
(2)　保健所長の指定する保健事業の総括に関すること。
(3)　保健所長の指定する感染症対策に係る他局室及び関係機関との調整に関すること。
(4)　医療の安全確保に関すること。

担当課長（健康危機管理対応力強化に係る調整）
(1)　健康危機管理対応力の強化に係る調整に関すること。

担当課長（健康危機管理）(5)
(1)　保健所長の指定する健康危機管理に関すること。

担当課長（救急対策等）
(1)　保健所長の指定する救急対策等に関すること。
(2)　保健所長の指定する感染症対策に係る他局室との調整に関すること。

担当課長（予防接種）
(1)　予防接種（法令で定めるものに限る。）に係る企画及び調整に関すること。

担当課長（新興再興感染症対応力強化に係る調整）(2)
(1)　新興再興感染症対応力強化に係る調整に関すること。

担当課長（公衆衛生看護）
(1)　保健師の業務に係る企画及び調整に関すること。
(2)　難病患者の保健に係る企画及び調整に関すること。
(3)　医療社会事業に係る企画及び調整に関すること。

担当課長（精神保健・いのちの支援）
(1)　保健所長の指定する精神保健に係る企画及び調整に関すること。

生活衛生部
担当課長（動物愛護管理・検査業務管理）
(1)　動物の管理に係る企画及び調整に関すること。
(2)　狂犬病予防に係る企画及び調整に関すること。
(3)　化製場等の衛生に係る企画及び調整に関すること。
(4)　人獣共通感染症に係る企画及び調整に関すること。
(5)　食品の収去等に係る業務管理に関すること。

子育て支援部
担当課長（母子保健）
(1)　保健所長の指定する身体障害児の療育指導等に係る企画及び調整に関すること。
(2)　保健所長の指定する栄養の改善指導に係る企画及び調整に関すること。

子ども青少年局

担当課長（監査指導）
(1)　社会福祉法人及び児童福祉施設の指導監査に関すること。
(2)　局長の指定する監査に関すること。

担当課長（子ども未来応援）
(1)　ライフステージを通した子ども・若者・子育て家庭への支援に係る事業に関する企画及び調整に関すること。

担当課長（調整）(2)
(1)　局長の指定する次世代育成支援に係る事業に関する企画及び調整に関すること。

子育て支援部
担当課長（母子保健）
(1)　母子保健等に係る企画及び調整に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。

担当課長（施設の整備・民間移管等）
(1)　市立の児童福祉施設等の整備に関すること。
(2)　局長の指定する市立の児童福祉施設等の民間移管等に関すること。
(3)　部の所管する施設に係る連絡調整に関すること。

担当課長（児童虐待対策に係る企画調整）
(1)　児童虐待の予防及び防止に係る企画及び総合調整に関すること。
(2)　児童虐待の予防に係る区役所及び関係機関等との連絡調整に関すること。

担当課長（女性福祉）
(1)　配偶者等からの暴力の被害者その他の女性の自立支援に係る相談及び援助の総括に関すること。
(2)　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律による相談その他の援助に関すること。
(3)　前2号に掲げる事項に係る経理に関すること。

担当課長（障害児・発達支援）
(1)　障害児の療育等に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。
(2)　障害児に係る施設の設置の計画及び手続に関すること。
(3)　障害児に係る施設の認可及び運営に関すること。
(4)　発達障害児者の支援に関すること（他局室部課の主管に属するものを除く。）。
(5)　医療的ケア児の支援に関すること（他局室部課の主管に属するものを除く。）。
(6)　指定障害児通所支援事業者の指定及び運営に関すること。
(7)　指定障害児相談支援事業者の指定に係る審査及び運営に関すること。
(8)　地域療育センターに関すること。

保育部
担当課長（待機児童対策）
(1)　局長の指定する待機児童対策に関すること。

担当課長（保育指導・監査）
(1)　特定教育・保育施設（市立の特定教育・保育施設を除く。）及び特定地域型保育事業者の指導監査並びに認可外保育施設等の指導監督に関すること。
(2)　特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び認可外保育施設等の保育等の指導に関すること。
(3)　特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び認可外保育施設等の給食に係る調理及び栄養の指導に関すること。

担当課長（保育所の民間移管・改修等）(2)
(1)　局長の指定する市立の保育所の民間移管に関すること。
(2)　局長の指定する市立の保育所の改修等に関すること。

担当課長（保育事業）
(1)　保育事業の指導に関すること。
(2)　特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び認可外保育施設の職員等の研修に関すること。
(3)　認可外保育施設の指導に関すること。

担当課長（幼保連携型認定こども園）
(1)　認定こども園の指導に関すること。

子ども未来企画部
担当課長（子どもの権利擁護に係る企画調整）
(1)　子どもの権利擁護に係る企画及び調整に関すること（局内他部課公所の主管に属するものを除く。）。
(2)　前号に掲げる事項に係る経理に関すること。

担当課長（子ども等の支援の推進）
(1)　局長の指定する子ども等の支援の推進に関すること。

担当課長（児童福祉システム標準化に係る調整）
(1)　児童福祉システムの標準化に係る調整に関すること。

担当課長（放課後事業に係る企画調整）(2)
(1)　局長の指定する放課後施策の企画及び調整に関すること。
(2)　局長の指定する放課後事業に係る待機児童対策に関すること。
(3)　トワイライトルームに関すること。
(4)　留守家庭児童健全育成事業に関すること（青少年家庭課の主管に属するものを除く。）。

住宅都市局
担当課長（企画調整）(2)
(1)　局長の特命による事務事業の企画、調査及び総合調整に関すること。
(2)　局事務事業に係る広報の総括に関すること。

都市計画部
担当課長（防災・都市施策）
(1)　市街地復興計画に関すること。
(2)　その他都市防災に関すること。
(3)　長期都市施策に係る企画、調査及び調整に関すること。
(4)　居住誘導区域外等の区域内における建築等の届出等に関すること。

担当課長（三の丸まちづくり）
(1)　三の丸地区のまちづくりに係る調査、企画及び連絡調整に関すること。

担当課長（自動車専用道路）
(1)　自動車専用道路に関すること。
(2)　名古屋高速道路に関すること。
(3)　名古屋高速道路公社に関すること。

担当課長（駐車場のあり方検討）
(1)　駐車場の企画、設置及び管理運営に関すること。
(2)　路外駐車場の監督に関すること。
(3)　建築物の駐車施設の附置の特例に関すること。

営繕部
担当課長（保全・省エネルギー）
(1)　市設建築物等（市営住宅等を除く。）の保全の推進に係る調査研究、企画及び調整に関すること。
(2)　市設建築物等（市営住宅等を除く。）の機械設備等及び電気設備の耐震対策に係る調査及び実施計画に関すること。
(3)　市設建築物等の省エネルギー対策に関すること。

担当課長（アセットマネジメントの推進）
(1)　アセットマネジメントの推進に関すること。

担当課長（民間活力による施設整備の推進）
(1)　民間の活力を活用した市設建築物等の整備の推進に関すること。

担当課長（区役所整備に係る連絡調整）(2)
(1)　区役所の整備に係る連絡調整に関すること。

担当課長（教育施設建設）
(1)　教育施設に係る調査、設計及び施工に関すること。

担当課長（特定設備）
(1)　局長の指定する市設建築物等の機械設備等及び電気設備に係る調査、設計及び施工に関すること（市営住宅等の修繕に関するものを除く。）。
(2)　局長の指定する市庁舎の機械設備等及び電気設備の保全に関すること。

建築指導部
担当課長（建築相談）
(1)　中高層建築物及び共同住宅型集合建築物等の建築に係る相談、指導及び調整に関すること。
(2)　建築に関する一般相談に関すること。

住宅部
担当課長（子育て住環境整備等）
(1)　若年・子育て世帯の住環境整備に関すること。
(2)　その他住宅施策に関すること。

担当課長（整備計画等）
(1)　市営住宅等の整備計画に関すること。
(2)　名城地区の住宅の整備計画に関すること。
(3)　市営住宅の耐震対策に関すること。
(4)　民間の活力を活用した市営住宅の整備に関すること。

担当課長（不適正居住対策）
(1)　市営住宅等における不適正居住及び迷惑行為の監察及び是正指導に関すること。
(2)　市営住宅等に係る訴訟、和解等に関すること。
(3)　市営住宅等に係る強制執行に関すること。

担当課長（改良住宅管理等）
(1)　改良住宅の管理に関すること。
(2)　住宅地区改良事業に関すること。

市街地整備部
担当課長（志段味総合整備）
(1)　志段味地区における開発及び整備に係る事業の調査、企画及び実施に関すること。
(2)　志段味地区における特定土地区画整理事業の認可及び指導監督に関すること。

担当課長（中志段味事業推進）
(1)　中志段味地区における事業の推進に関すること。

担当課長（名古屋競馬場跡地における民間開発の調整）

(1)　名古屋競馬場跡地における民間開発の調整に関すること。

まちづくり企画部

担当課長（金山まちづくりに係る連絡調整）

(1)　金山地区のまちづくりに係る連絡調整に関すること。

担当課長（港関連事業等に係る特命事項の処理）

(1)　港関連事業等に係る特命事項の処理に関すること。
(2)　港湾区域内の公有水面の埋立てに係る意見に関すること。

担当課長（金城ふ頭開発）(2)

(1)　金城ふ頭地区の開発に関すること。

リニア関連都心開発部

担当課長（三の丸まちづくり）

(1)　三の丸地区のまちづくりに係る調査、企画及び連絡調整に関すること。

担当課長（栄開発）

(1)　栄地区における開発の事業推進に関すること。

担当課長（まちづくり調整）

(1)　リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅周辺地区（駅建設地周辺を除く。）の開発及び整備に関すること。
(2)　局長の指定する名古屋駅周辺地区のまちづくりに係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。

担当課長（名駅南公共空間整備等）

(1)　名古屋駅周辺における公共空間の整備に関すること。
(2)　名駅南地区における民間再開発等に係る調整に関すること。

担当課長（名駅ターミナル事業調整）

(1)　リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅のターミナル機能の強化の事業に係る調整に関すること。
(2)　リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅のターミナル機能の強化の事業に係る補償に関すること。

緑政土木局

担当課長（企画調整）

(1)　道路、河川、公園等の総合的な整備に係る調査及び企画に関すること。
(2)　局長の指定する土木事務所に係る局内重要事項の総合調整に関すること。
(3)　局資産の有効活用に係る企画及び調整に関すること。
(4)　その他局長の特命による事務事業に関すること。

担当課長（道路等の危機管理・水防）

(1)　局の事業に係る防災及び道路等の危機管理の総括に関すること。
(2)　その他局長の特命による事務事業に関すること。

担当課長（技術評価等）

(1)　局所管事業に係る総合評価落札方式の技術的な審査に関すること。
(2)　局長の指定する大規模な工事等の検査に関すること。
(3)　局長の指定する工事に係る技術上の調査及び指導に関すること。

担当課長（情報化施策推進）

(1)　局所管事業に係る情報化施策の企画及び推進に関すること。

路政部

担当課長（自転車通行空間）

(1)　自転車通行空間の整備に関すること。
(2)　局長の指定する自転車対策に係る企画及び調整に関すること。

担当課長（都心部自転車対策）

(1)　都心部の自転車対策に係る企画及び調整に関すること。
(2)　コミュニティサイクルに係る企画及び調整に関すること。

担当課長（道路の利活用に係る企画調整）

(1)　局長の指定する道路の利活用に係る企画及び調整に関すること。
(2)　局長の指定する道路に関する住民協働に係る企画及び調整に関すること。

担当課長（リニア関連調整）

(1)　リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅周辺地区の道路に関する工事及び占用工事の調整に関すること。
(2)　リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅周辺地区の道路に関する利活用に係る企画及び調整に関すること。
(3)　リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅周辺地区の道路に関する認定、変更及び廃止に係る技術上の調査及び指導に関すること。
(4)　リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅周辺地区の道路に関する他道路管理者その他関係機関等との協定及び連絡調整に関すること。

担当課長（測量）

(1)　局長の指定する区域に係る道路、河川、公園等の境界測量に関すること。
(2)　局長の指定する区域に係る道路台帳、河川台帳、都市公園台帳等の調製のための測量に関すること。
(3)　局長の指定する区域に係る測量標に関すること。
(4)　局長の指定する区域に係る国土調査法に基づく地籍調査に関すること。

道路部

担当課長（特定道路建設等）

(1)　局長の指定する道路の立体交差の新設及び改良の工事に関すること。
(2)　市有地（住宅都市局の主管に属するものを除く。）及び局事業用地の測量に関すること。

担当課長（名城公園地下横断歩道）

(1)　名城公園地下横断歩道の新設及び改良の工事に関すること。

担当課長（安全対策）

(1)　交通安全施設等整備事業実施計画の立案に関する

こと。
(2)　交通安全施設の新設及び改良の工事に関すること。

担当課長（特定用地）
(1)　局長の指定する道路事業用地及び街路事業用地の取得及び補償に関すること。
(2)　局長の指定する道路事業及び街路事業の工事の施行に伴う補償に関すること。

河川部
担当課長（堀川総合整備）
(1)　堀川総合整備に係る調査及び企画に関すること。
(2)　堀川まちづくりに係る構想の推進に関すること。

担当課長（流域治水に伴う河川事業の推進）
(1)　流域治水に伴う河川事業の企画及び調整に関すること。

担当課長（施設管理・調整）
(1)　ポンプ施設の管理に関すること。
(2)　河川の維持管理に係る計画及び調整に関すること。
(3)　河川の新設及び改良に係る連絡調整に関すること。

農政部
担当課長（農業振興）
(1)　局長の指定する農地振興に関すること。
(2)　第2条緑政土木局農政部都市農業課の分掌事務中第6号から第14号まで、第19号及び第20号に掲げること。

担当課長（農業企画）
(1)　局長の指定する都市農業の振興に関すること。
(2)　第2条緑政土木局農政部都市農業課の分掌事務中第15号から第18号までに掲げること。

緑地部
担当課長（公園適正利用）
(1)　住居のない者に対する公園の適正な利用の指導に関すること。

担当課長（施設の運営改善・活用）
(1)　第2条緑政土木局緑地部緑地利活用課の分掌事務中第3号に掲げること。
(2)　局長の指定する公園及び緑地の運営の改善及び活用に関すること。

担当課長（みどりの用地）
(1)　公園事業（農畜産業関係事業を含む。以下同じ。）用地の取得及び補償に関すること。
(2)　公園事業用地の取得に伴う建物等の調査及び評価に関すること。
(3)　公園事業の工事の施行に伴う補償並びに補償の調査及び評価に関すること。
(4)　特別緑地保全地区内の土地の買取り等に関すること。
(5)　局長の指定する公園及び緑地の事業推進に関すること。
(6)　公園及び緑地に係る都市計画事業の認可申請に関すること。

担当課長（名城公園・名古屋城整備に係る連絡調整）(2)
(1)　名城公園及び名古屋城の整備に係る連絡調整に関すること。

上下水道局
経営本部
総務部
担当課長（渉外）
(1)　関係団体との渉外に関すること。
(2)　防災及び危機管理についての関係団体との連絡調整等に関すること。

担当課長（防災の企画・調整）
(1)　防災及び危機管理業務の企画調整に関すること。
(2)　防災及び危機管理についての連絡調整等に関すること（経営本部総務部総務課が所管する事務に係るものを除く。）。
(3)　災害時における相互応援体制についての調査研究に関すること。

担当課長（技術審査）
(1)　入札の参加資格の技術的な審査及び技術資料の審査に関すること。
(2)　入札・契約制度（技術審査に係るものに限る。）の調査、研究及び改善に関すること。
(3)　公正な入札の確保に係る対策（技術審査に係るものに限る。）に関すること。

担当課長（研修施設整備）
(1)　局事業に係る知識及び技術の共有環境の整備に関すること。
(2)　局事業に係る新技術の採用に伴う知識及び技術の習得に関すること。

企画経理部
担当課長（経営改革・ＤＸ推進）
(1)　経営改革の推進に関すること。
(2)　事務改善に関すること。
(3)　事業経営に関する事項の企画及び調査に関すること。
(4)　名古屋上下水道総合サービス株式会社に関すること。
(5)　ＤＸの推進に関すること。

担当課長（ＤＸ推進）
(1)　ＤＸの推進に関すること。

担当課長（経営改革）(14)
(1)　経営改革に関すること。
(2)　事務改善に関すること。

担当課長（技術調整・ＧＸ推進）
(1)　局内重要事項の総合調整（技術に係るものに限る。）に関すること。
(2)　複数の局室区にわたる重要事項の連絡調整（技術に係るものに限る。）に関すること。
(3)　事業経営に関する事項の企画及び調査（技術に係るものに限る。）に関すること。
(4)　アセットマネジメントの総合調整（技術に係るものに限る。）に関すること。
(5)　ＧＸの推進に関すること。
(6)　経営改革の推進（技術に係るものに限る。）に関すること。

(7)　組織及び職員の定数（技術に係るものに限る。）に関すること。

担当課長（技術開発）
(1)　局事業に関連する高度技術に関すること。
(2)　局事業に係る技術的な支援に関すること。

担当課長（資金・財政計画）
(1)　資金運用及び一時借入金に関すること。
(2)　資金調達に関すること。
(3)　財政計画及び資金計画に関すること。
(4)　財政計画の作成遂行の観点からの予算編成及び決算調製に関すること。
(5)　有価証券の取得、処分及び保管に関すること。
(6)　金銭の出納に関すること。
(7)　財務会計システムの運用及び企画調整に関すること。

担当課長（技術情報推進）
(1)　技術情報システムに係る業務の企画調整に関すること。
(2)　技術情報システムに係るデータベースの整備及び管理並びに利活用の推進に関すること。

営業部
担当課長（営業所業務の企画・調整）
(1)　営業センター及び営業所体制の効率化に係る企画調整に関すること。
(2)　営業センター及び営業所業務全般に係る企画調整に関すること。

担当課長（受付センターの運営・営業システム）
(1)　受付センターに関すること。
(2)　営業システムに関すること。

担当課長（普及促進・汚水排出量調査）
(1)　下水道の利用促進の企画及び実施の総合調整に関すること。
(2)　汚水排出量の認定並びに下水道の使用者の調査及び確認に関すること。
(3)　水洗便所の普及及び下水道の利用促進に係る補助金の交付手続及び工事資金の貸付けに関すること。

担当課長（給排水工事業務の企画・調整）
(1)　給排水工事業務全般に係る企画調整に関すること。

技術本部
計画部
担当課長（流域管理）
(1)　雨水対策の実施に関すること。
(2)　雨水対策の実施に関する他事業者との協議並びに他部及び部内他課との技術上の調整に関すること。
(3)　雨水対策に係る施設の整備方針に関する企画調整に関すること。
(4)　名古屋市雨水流出抑制推進会議に関すること。
(5)　水環境の改善に関すること。

担当課長（汚泥処理の再構築）
(1)　汚泥処理の再構築に係る施設の整備方針に関する企画調整に関すること。
(2)　汚泥処理の再構築に関する関係機関、他部、部内他課等との技術上の調整に関すること。

担当課長（下水処理の再構築）
(1)　下水処理の再構築に係る施設の整備方針に関する企画調整に関すること。
(2)　下水処理の再構築に関する関係機関、他部、部内他課等との技術上の調整に関すること。

担当課長（水に係る施策の調整）
(1)　水に係る施策の調整に関すること。

担当課長（水資源）
(1)　水道事業及び工業用水道事業（以下「水道事業等」という。）の水源の調査及び研究並びに水源開発施設に関すること。
(2)　水道事業等の利水調整及び水源地域調整に関すること。

担当課長（検査・監理指導業務の企画・調整）
(1)　上下水道工事における検査、成績評定及び監理指導業務の効率化に関する施策の企画調整に関すること。
(2)　上下水道工事における検査、成績評定及び監理指導の総括に関すること。
(3)　上下水道工事の監査に関すること。

建設部
担当課長（大規模施設建設の設計・工事調整・安全監理対策）
(1)　大規模施設の建設に係る調査、設計、施行等の調整及び施工の管理に関すること。
(2)　大規模施設の建設に係る土木工事の安全確保のための調査、設計、施行等の調整に関すること。

担当課長（設計・工事調整）
(1)　水道事業及び下水道事業用建築物、電気設備及び機械設備の調査、設計、施行及び検査に関すること。
(2)　水道事業及び下水道事業用建築物、電気設備及び機械設備の工事に係る調整及び安全確保に関すること。
(3)　水道事業及び下水道事業用建築物、電気設備及び機械設備の工事に係る法令に基づく届出に関すること。

管路部
担当課長（管路業務の企画・調整）
(1)　管路センター（下水部門を除く。）の体制に係る企画調整に関すること。
(2)　管路業務の効率化に係る企画調整に関すること。

担当課長（大規模開発に係る下水管路維持管理の総合調整）
(1)　大規模開発に係る下水管等（下水道事業に係る管渠及び附属施設等をいう。以下同じ。）の保全に関する総合調整及び工事の施行に関すること。
(2)　下水管等の改築更新及び維持管理に係る効率的な体制及び施工管理能力向上のための施策の企画調整に関すること。

施設部
担当課長（監理調整）
(1)　水処理センター等の事業管理に関すること。
(2)　水処理センター等の委託監理に関すること。

(3)　施設工事の施工管理に係る他部及び部内他課公所との連絡調整及び改善、研修等の企画調整に関すること。

担当課長（汚泥処理処分・事業系環境対策）
(1)　汚泥等の処理及び処分計画に関すること。
(2)　汚泥の輸送に関する総合調整に関すること。
(3)　汚泥等の処理の総括に関すること。
(4)　汚泥等の処分地の調査及び管理に関すること。
(5)　環境活動業務（技術本部施設部が所管する事務に係るものに限る。）に関すること。
(6)　浄水場及び水処理センター等の温室効果ガスの削減に向けた企画調整に関すること。

担当課長（工業用水）
(1)　工業用水道の調査及び企画に関すること。
(2)　工業用水道施設の整備計画に関すること。
(3)　工業用水の販路拡大に関すること。
(4)　工業用水道に係る関係機関との連絡調整に関すること。
(5)　工業用水道の拡張、改造及び復旧工事の実施に関する技術上の調整に関すること。

担当課長（水道水質の総合調整）
(1)　水道事業等における水質管理及び水質試験の総括に関すること。
(2)　水道事業等における水質管理及び検査体制に係る企画調整に関すること。
(3)　水道事業等における水質に係る関係機関との連絡調整に関すること。
(4)　水道事業等における水質情報の管理に関すること。
(5)　水道事業等における水質試験の精度の管理に関すること。

担当課長（処理水質の総合調整）
(1)　下水道事業における水質管理及び水質試験の総括に関すること。
(2)　下水道事業における水質管理及び検査体制に係る企画調整に関すること。
(3)　下水道事業における水質に係る関係機関との連絡調整に関すること。
(4)　下水道事業における水質情報の管理に関すること。
(5)　下水道事業における水質試験の精度の管理に関すること。

担当課長（設備保全管理の総合調整）
(1)　浄水場及び水処理センター等の施設等における保全（ストックマネジメントに係るものを含む。）の総括及び支援に関すること。
(2)　伝馬町水処理センター、熱田水処理センター及び熱田ポンプ所（以下「伝馬町水処理センター等」という。）の運転管理及び維持管理に関すること。
(3)　伝馬町水処理センター等の整備に関すること。

交通局

企画財務部

担当課長（企画調整・外郭団体）
(1)　出資団体その他関連団体に関すること。
(2)　局長の指定するその他重要事項の企画及び総合調整に関すること。

担当課長（経営改善）(8)
(1)　事業経営の資料収集、統計、調査及び分析に関すること。
(2)　事業経営の改善に係る総合調整に関すること。

営業統括部

担当課長（利用者増加戦略）
(1)　利用者増加戦略施策に係る企画及び調整に関すること。

担当課長（乗車券機器）
(1)　局長の指定する乗車券機器等の開発及び維持管理に関すること。

担当課長（資産管理等）
(1)　局長の指定する建物の維持管理（他部課室の主管に属するものを除く。）に関すること。
(2)　局長の指定する土地建物の取得（地上権の設定を含む。）及び借入れに関すること。
(3)　局長の指定する土地建物の取得に伴う損失補償に関すること。
(4)　土地建物の管理（他部課室の主管に属するものを除く。）に関すること。
(5)　局長の指定する土地建物の貸付け及び使用許可（他部課室の主管に属するものを除く。）に関すること。
(6)　局長の指定する土地建物の処分（地上権の設定を含む。）に関すること。

担当課長（広告）
(1)　有料広告事業の企画及び実施に関すること。
(2)　有料広告物の掲出審査に関すること。
(3)　広告料金に関すること。
(4)　局長の指定するその他広告の取扱いに関すること。

電車部

担当課長（施設管理）
(1)　駅務区及び運転区に係る施設及び施設内の設備の整備計画及び維持管理に関すること。
(2)　駅務区及び運転区に係る施設及び施設内の設備の整備に係る連絡調整に関すること。

担当課長（運転管理）
(1)　高速電車の運行の管理、運転士及び車掌の資質の保持その他の運転に関すること。

担当課長（運行計画調整）
(1)　局長の指定する高速電車の運行計画に関すること。

施設部

担当課長（鉄道土木設計管理）
(1)　鉄道土木設計管理に関すること。

担当課長（リニア関連工事等調整）
(1)　リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅施設整備に係る総合計画及び総合調整に関すること。

担当課長（耐震対策等）
(1)　高速度鉄道構築物の耐震補強工事施行に伴う渉外に関すること。
(2)　高速度鉄道構築物の耐震補強工事計画及び施行に関すること。

(3)　高速度鉄道構築物と建築施設との接続に係る総合調整に関すること。

車両電気部
担当課長（鉄道車両設計管理）
(1)　局長の指定する鉄道車両設計管理に関すること。

担当課長（鉄道電気設計管理）
(1)　局長の指定する鉄道電気設計管理に関すること。

消防局

総務部
担当課長（企画調整）
(1)　局内重要事項の企画、調査及び総合調整に関すること。

担当課長（広域応援に係る調査研究）
(1)　広域応援に係る調査研究に関すること。

担当課長（災害対応に係る連絡調整）
(1)　災害対応に係る連絡調整に関すること。

担当課長（消防団施設整備）
(1)　消防団施設の管理に関すること。
(2)　消防団機械器具の整備保存に関すること。

消防部
担当課長（指令管制等）(3)
(1)　指令管制に関すること。
(2)　災害対応に係る初動対応に関すること。

救急部
担当課長（救急業務企画）
(1)　救急業務の企画及び調整に関すること。
(2)　救急隊の運用基準に関すること。

担当課長（警防活動）
(1)　警防活動に係る調整に関すること。

担当課長（救急活動）
(1)　救急活動に係る調整に関すること。

消防学校
担当課長（消防音楽隊）
(1)　消防音楽隊による防火思想の普及高揚に関すること。
(2)　カラーガード隊に関すること。

区役所

区政部
担当課長（農政）
(1)　農業委員会に関すること。
(2)　国有農地売渡対価及び使用料徴収に関すること。
(3)　前２号に掲げる事項に係る経理に関すること。

担当課長（区政運営の推進）(3)
(1)　区政運営の推進に係る企画、調査及び連絡調整に関すること。

保健福祉センター
福祉部
担当課長（生活保護）（中村区及び南区に限る。）
(1)　区長の指定する区域（以下担当課長（生活保護）の項において「指定区域」という。）内の生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止に関すること。
(2)　指定区域内の要保護者の更生指導に関すること。
(3)　指定区域内の生活保護法の医療券及び介護券の交付に関すること。
(4)　指定区域内の生活保護法による費用の返還及び徴収に関すること。

担当課長（健康安全）（千種区、中村区、中区及び南区に限る。）
(1)　区長の指定する健康危機管理に関すること。
(2)　動物の愛護に関すること。

担当課長（医務総括）（東区、西区及び昭和区に限る。）
(1)　区長の指定する医務の総括に関すること。

監査事務局

担当課長（特別監査等）
(1)　公営企業会計に係る事務事業の監査に関すること。
(2)　公営企業会計の決算審査に関すること。
(3)　例月出納検査（公営企業会計に係るものに限る。）に関すること。
(4)　実査当日に通知して実施する監査に関すること。
(5)　特定のテーマを定めて実施する監査に関すること。
(6)　財政援助団体等監査に関すること。
(7)　住民監査請求に基づく監査に関すること。
(8)　外部監査に関すること。
(9)　内部統制評価報告書審査に関すること。

教育委員会事務局

担当課長（調査）
(1)　教育長の特命による重要事項の調査及び総合調整に関すること。
(2)　総合教育会議の運営に関すること。
(3)　教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
(4)　訴訟、調停等に関すること。
(5)　情報公開及び個人情報保護に係る総合調整に関すること。

担当課長（子どもいきいき学校づくり）(4)
(1)　学校教育に関する施設の配置、統合及び廃止に係る計画及び調整に関すること。
(2)　小規模校対策その他学校規模の適正化の推進に関すること。
(3)　子どもいきいき学校づくり推進審議会に関すること。

担当課長（橘小学校等複合化整備事業の推進）
(1)　橘小学校等複合化整備事業の推進に関すること。

担当課長（給食調理場の環境整備の推進）
(1)　給食調理場の環境整備の推進に関すること。

教務部
担当課長（人事・服務等）
(1)　教育長の指定する教職員の人事に関すること。
(2)　教職員の服務及び内部統制に関すること。
(3)　教職員に関する人事・服務制度の調査研究に関すること。
(4)　教職員の組織する職員団体に関すること。
(5)　学校事務（学事課の主管に属することを除く。）の

改革推進に関すること。

担当課長（定数・給与等）
(1) 教職員の定数･配置に関する教育施策の企画及び調整に関すること。
(2) 教職員の給与その他の勤務条件に関すること（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。
(3) 教職員に関する定数･給与制度の調査研究に関すること。

新しい学校づくり推進部
担当課長（学校における働き方改革）
(1) 学校における働き方改革に係る総合調整に関すること。

担当課長（教育相談体制）
(1) 児童生徒の支援体制の調査研究に係る特命事項の処理に関すること。

担当課長（夜間中学校）
(1) 夜間中学校に関すること。
(2) 安全安心な居場所づくりに関すること。

担当課長（一貫教育の推進に係る特命事項の処理）
(1) 一貫教育の推進に係る特命事項の処理に関すること。

担当課長（危機管理等）
(1) 児童生徒の支援に係る連絡調整に関すること。

教育支援部
担当課長（キャリア教育）(2)
(1) キャリア教育の推進に関すること。

担当課長（高等学校改革の推進）
(1) 高等学校改革の推進に関すること。

担当課長（給食調理場の環境改善）
(1) 給食調理場の環境改善に係る企画及び調整に関すること。

生涯学習部
担当課長（図書館改革の推進）
(1) 図書館改革の推進に係る総合調整に関すること。

市会事務局

担当課長（秘書）
[1] 正副議長の秘書
(2) 儀式及び交際
[3] 庁用乗用車の管理
[4] 議員厚生会※
(5) 議長会議
[6] 祝弔辞等
[7] 特命事項

担当課長（法制･情報等）
(1) 議員提出議案[意見書、決議を除く。]
(2) 議案の法制的検討
(3) 各種規程の制定及び改廃
[4] 市会関係例規集等
(5) 請願及び陳情
(6) 議決事件の処理経過の調査
(7) 情報公開及び個人情報開示等に係る不服申立て
(8) その他諸調査

(注)
1 市会事務局担当課長の分掌事務については、明文の定めはないが、現状の事務分担に即して整理した。
2 分掌事務中の[ ]は、課の分掌事務に明文の定めのない分担事務
3 ※は、他の課でも分担処理しているもの

公所等の分掌事務

総務局

市政資料館

(1)　資料館の庶務に関すること。
(2)　公文書等の収集、整理及び保存に関すること。
(3)　公文書等の閲覧その他の利用に関すること。
(4)　公文書等に係る調査研究に関すること。
(5)　市政に係る資料の展示に関すること。
(6)　その他事業の実施に関すること。

東京事務所

(1)　政府、政府諸機関及び国会並びに東京にある諸団体との連絡に関すること。
(2)　市政に関連のある情報及び資料の収集及び報告に関すること。
(3)　東京地方における市政の広報に関すること。
(4)　その他東京地方の事項に係る特命に関すること。

担当課長（調査）(2)

(1)　局長の指定する諸団体との連絡に関すること。
(2)　局長の指定する市政に関連のある情報及び資料の収集及び報告に関すること。

担当課長（調整）

(1)　局長の指定する事務所の所管事務の調整に関すること。

名古屋市職員共済組合

事務係

(1)　組合会
(2)　組合の事業計画の調整並びに組合の予算及び決算
(3)　組合の諸規程、組合公報その他の文書及び公印
(4)　人事及び給与
(5)　余裕金の運用
(6)　業務経理の事業計画及び執行（他係の主管に属するものを除く。）
(7)　貯金経理の事業計画及び執行
(8)　経過的長期預託金管理経理の事業計画及び執行
(9)　他係の主管に属しないこと。

長期給付係

(1)　厚生年金保険経理の事業計画及び執行（他係の主管に属するものを除く。）
(2)　退職等年金経理の事業計画及び執行（他係の主管に属するものを除く。）
(3)　経過的長期経理の事業計画及び執行（他係の主管に属するものを除く。）
(4)　組合員原票の作成及び保管

短期給付係

(1)　短期経理の事業計画及び執行
(2)　組合員の資格の得喪
(3)　被扶養者の認定
(4)　掛金及び負担金（組合員の給与を算定の基礎とするものに限る。）の徴収
(5)　国民年金第３号被保険者の届出代行

福祉事業係

(1)　保健経理の事業計画及び執行（他係の主管に属するものを除く。）
(2)　貸付経理の事業計画及び執行
(3)　退職等年金預託金管理経理の事業計画及び執行

財政局

収納管理・特別徴収事務センター

(1)　市税に係る徴収金及び国有資産等所在市町村交付金の収納整理に関すること。
(2)　口座振替に関すること。
(3)　市税に係る徴収金（還付加算金を含む。）の還付並びに充当及び委託納付又は委託納入に関すること。
(4)　督促状の発付の手続に関すること。
(5)　個人の市民税、個人の県民税及び森林環境税の賦課に関すること。

市税事務所

管理課

(1)　公印の管守に関すること。
(2)　税務広報及び租税教育に関すること。
(3)　税務に関する証明（区役所及び区役所支所の税務窓口においては住宅用家屋証明（名東区役所の税務窓口にあっては、建築後使用されたことのある住宅用家屋に係るものを除く。）を除く。）の発行その他の窓口事務に関すること。
(4)　事務所（区役所及び区役所支所の税務窓口を含む。）の運営に係る企画及び連絡調整に関すること。
(5)　官公署からの照会（文書によるものに限る。）に関すること（本陣の事務所に限る。）。
(6)　納税貯蓄組合に関すること。
(7)　市税に係る徴収金の収納に関すること。
(8)　税務職員の服務に関すること。
(9)　税務に係る研修の企画及び実施に関すること。
(10)　事務所（区役所及び区役所支所の税務窓口を含む。）内の文書に関すること。
(11)　徴税吏員証票その他の税務に係る証票に関すること。
(12)　庁舎の管理及び取締りに関すること。
(13)　予算及び決算の手続に関すること。
(14)　税務窓口のあり方の検討に関すること。
(15)　区役所及び区役所支所との連絡調整に関すること。
(16)　他課の主管に属しないこと。

徴収課

(1)　市税に係る徴収金（市外滞納整理課及び特別滞納整理課の主管に属するものを除く。次号から第４号まで及び第７号において同じ。）の納税相談及び滞納整理に関すること。
(2)　市税に係る徴収金に係る差押財産の換価に関すること。
(3)　滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った市税に係る徴収金の管理に関すること。
(4)　市税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。
(5)　徴収の嘱託及び受託に関すること（市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）。
(6)　市税に係る徴収金（市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）に係る督促状に関すること。
(7)　市税に係る徴収金に係る滞納処分に関する罰則に関すること。
(8)　税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関すること。
(9)　軽自動車税（種別割に限る。以下徴収課の項において同じ。）の調査及び賦課に関すること（金山の事務所に限る。）。
(10)　原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識及び臨時運行番号標の交付に関すること（金山の事務所に限る。）。
(11)　税務窓口において行う軽自動車税に関する相談その他の窓口事務に関すること（金山の事務所に限

る。）。
(12)　その他軽自動車税に関すること（金山の事務所に限る。）。

担当課長（徴収）

(1)　市税に係る徴収金（所長の指定するものに限る。次号から第６号までにおいて同じ。）の納税相談及び滞納整理に関すること。
(2)　市税に係る徴収金に係る差押財産の換価に関すること。
(3)　滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った市税に係る徴収金の管理に関すること。
(4)　市税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。
(5)　市税に係る徴収金に係る督促状に関すること。
(6)　市税に係る徴収金に係る滞納処分に関する罰則に関すること。
(7)　税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関すること。

市外滞納整理課

(1)　市外の区域内に住所又は所在地を有する者に係る市税（軽自動車税の種別割を除く。）に係る徴収金（特別滞納整理課の主管に属するものを除く。以下市外滞納整理課の項において「市税に係る徴収金」という。）の納税相談及び滞納整理に関すること。
(2)　市税に係る徴収金に係る差押財産の換価に関すること。
(3)　滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った市税に係る徴収金の管理に関すること。
(4)　市税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。
(5)　市税に係る徴収金の徴収の嘱託及び受託に関すること。
(6)　市税に係る徴収金に係る督促状に関すること。
(7)　市税に係る徴収金に係る滞納処分に関する罰則に関すること。
(8)　税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関すること。

担当課長（徴収）

(1)　市税に係る徴収金（所長の指定するものに限る。次号から第６号までにおいて同じ。）の納税相談及び滞納整理に関すること。
(2)　市税に係る徴収金に係る差押財産の換価に関すること。
(3)　滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った市税に係る徴収金の管理に関すること。
(4)　市税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。
(5)　市税に係る徴収金に係る督促状に関すること。
(6)　市税に係る徴収金に係る滞納処分に関する罰則に関すること。
(7)　税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関すること。

特別滞納整理課

(1)　市税に係る徴収金（担当局長（税務）の指定するものに限る。以下特別滞納整理課の項において同じ。）の納税相談及び滞納整理に関すること。
(2)　市税に係る徴収金に係る差押財産の換価に関すること。
(3)　差押財産の換価の手続に関すること。
(4)　滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った市税に係る徴収金の管理に関すること。
(5)　市税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。
(6)　市税に係る徴収金に係る滞納処分に関する罰則に関すること。
(7)　税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関すること。

市民税課

(1)　個人の市民税、個人の県民税及び森林環境税の調査及び賦課（給与からの特別徴収の方法によって徴収するものを除く。）に関すること。
(2)　個人の市民税、個人の県民税及び森林環境税の調査及び賦課のための関係機関との連携協力に係る企画及び調整に関すること。
(3)　個人の市民税、個人の県民税及び森林環境税の犯則事件の調査に関すること。
(4)　税務窓口において行う個人の市民税、個人の県民税及び森林環境税に関する相談その他の窓口事務に関すること。
(5)　その他個人の市民税、個人の県民税及び森林環境税に関すること。

法人課税課

(1)　法人の市民税及び事業所税の調査及び賦課に関すること。
(2)　法人の市民税及び事業所税の犯則事件の調査に関すること。
(3)　税務窓口において行う法人の市民税及び事業所税に関する相談その他の窓口事務に関すること。
(4)　その他法人の市民税及び事業所税に関すること。

固定資産税課

(1)　固定資産の調査及び評価に関すること（固定資産評価課の主管に属するものを除く。）。
(2)　固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
(3)　固定資産税の犯則事件の調査に関すること。
(4)　不動産取得税の申告書の送付及び価格等の通知に関すること。
(5)　税務窓口において行う固定資産税及び都市計画税に関する相談その他の窓口事務に関すること。
(6)　その他固定資産税及び都市計画税に関すること。
(7)　特別土地保有税の連絡調整に関すること。

固定資産評価課

(1)　家屋（担当局長（税務）の指定するものに限る。）の調査及び評価に関すること。
(2)　路線価及び標準宅地の評点数の付設に関すること。
(3)　土地区画整理事業又は土地改良事業の施行に係る地域内の土地に対する仮換地課税の実施に関すること。
(4)　特別土地保有税の賦課に関すること。
(5)　税務窓口において行う土地及び家屋に係る固定資産税、都市計画税並びに特別土地保有税に関する相談その他の窓口事務に関すること。

スポーツ市民局

市民活動推進センター

(1)　特定非営利活動促進法による認証及び認定に関すること。
(2)　特定非営利活動法人及び認定特定非営利活動法人等の監督に関すること。
(3)　その他特定非営利活動促進法による所轄庁の事務に関すること。
(4)　名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例による特定非営利活動法人の指定に関すること。
(5)　市民活動に係る協働の推進に関すること。

(6)　市民活動の促進に係る企画及び調査研究に関すること。
(7)　市民活動に係る情報の収集及び提供並びに相談に関すること。
(8)　市民活動に係る講座等の実施に関すること。
(9)　市民活動の促進に係る局室区との連絡調整に関すること。
(10)　その他市民活動の促進に関すること。

なごや人権啓発センター
(1)　人権に係る情報の収集及び提供並びに相談に関すること。
(2)　人権に係る調査研究に関すること。
(3)　人権啓発に係る事業の企画及び実施に関すること。
(4)　人権に係る研修の企画及び実施に関すること。
(5)　人権啓発に係る局室区との連絡調整に関すること。
(6)　その他人権啓発の推進に関すること。

文化センター
（社会福祉法第２条第３項第11号に規定する隣保事業）
(1)　生活相談及び保健指導
(2)　教養の向上及びレクリエーションに関する事業
(3)　センターの施設の供用
(4)　その他市長が必要と認める事業

経済局

中央卸売市場本場
管理課
(1)　庶務及び経理に関すること。
(2)　使用料の徴収に関すること。
(3)　物品の管理に関すること。
(4)　土地、建物その他施設の使用許可及びその取消しに関すること。
(5)　関連事業者の業務の指導及び監督に関すること（商業・流通部市場流通課の主管に属する検査を除く。）。
(6)　本場の秩序及び清潔の保持に関すること。
(7)　土地、建物その他施設の維持、管理及び修繕に関すること。
(8)　電機、機械その他設備の維持、管理及び修繕に関すること。
(9)　建設工事の設計、施工及び監督その他建設技術に関すること。
(10)　本場の整備に関すること。
(11)　他課の主管に属しないこと。
担当課長（本場整備）
(1)　本場の整備に関すること。
業務課
(1)　売買参加者の承認及びその取消しに関すること。
(2)　卸売業者、仲卸業者その他の本場において売買取引を行う者に対する売買取引、決済その他の業務についての指導及び監督に関すること（商業・流通部市場流通課の主管に属する検査を除く。）。
(3)　卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の指導に関すること。
(4)　食の安全・安心及び品質管理に関すること。
(5)　親しまれる市場づくりに関すること。
(6)　生産者団体の指導及び連絡に関すること。
(7)　市場取扱品の価格及び取引高の調査に関すること。
(8)　その他業務に関すること。

中央卸売市場北部市場
管理課
(1)　庶務及び経理に関すること。
(2)　使用料の徴収に関すること。
(3)　物品の管理に関すること。
(4)　土地、建物その他施設の使用許可及びその取消しに関すること。
(5)　関連事業者の業務の指導及び監督に関すること（商業・流通部市場流通課の主管に属する検査を除く。）。
(6)　北部市場の秩序及び清潔の保持に関すること。
(7)　土地、建物その他施設の維持、管理及び修繕に関すること。
(8)　電機、機械その他設備の維持、管理及び修繕に関すること。
(9)　建設工事の設計、施工及び監督その他建設技術に関すること。
(10)　北部市場の整備に関すること。
(11)　他課の主管に属しないこと。
担当課長（北部市場整備）
(1)　北部市場の整備に関すること。
業務課
(1)　売買参加者の承認及びその取消しに関すること。
(2)　卸売業者、仲卸業者その他の北部市場において売買取引を行う者に対する売買取引、決済その他の業務についての指導及び監督に関すること（商業・流通部市場流通課の主管に属する検査を除く。）。
(3)　卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の指導に関すること。
(4)　食の安全・安心及び品質管理に関すること。
(5)　親しまれる市場づくりに関すること。
(6)　生産者団体の指導及び連絡に関すること。
(7)　市場取扱品の価格及び取引高の調査に関すること。
(8)　その他業務に関すること。

中央卸売市場南部市場
管理課
(1)　庶務及び経理に関すること。
(2)　使用料の徴収に関すること。
(3)　土地、建物その他施設の使用許可及びその取消しに関すること。
(4)　売買参加者の承認及びその取消しに関すること。
(5)　卸売業者その他の南部市場において売買取引を行う者（仲卸業者を除く。）に対する売買取引、決済その他の業務についての指導及び監督に関すること（商業・流通部市場流通課の主管に属する検査を除く。）。
(6)　生産者団体の指導及び連絡に関すること。
(7)　市場取扱品の価格及び取引高の調査に関すること。
(8)　関連事業者の業務の指導及び監督に関すること（商業・流通部市場流通課の主管に属する検査を除く。）。
(9)　南部市場及び南部と畜場の秩序及び清潔の保持に関すること。
(10)　公益財団法人名古屋食肉公社に関すること。
(11)　土地、建物その他施設の維持管理に関すること。
(12)　その他南部市場の施設の管理及び南部と畜場の管理に関すること。
担当課長（施設長寿命化の推進）
(1)　土地、建物その他施設の長寿命化に係る事業の推進及び調整に関すること。

工業研究所

総務課

(1)　庶務及び経理に関すること。
(2)　研究所の運営及び管理に関すること。
(3)　試験研究機器その他の物品の管理に関すること。
(4)　各種依頼の受付に関すること。
(5)　使用料及び手数料の徴収に関すること。
(6)　他部課室の主管に属しないこと。

支援総括課

(1)　研究及び技術支援の総合的な企画及び実施の調整に関すること。
(2)　技術相談及び依頼試験等に係る企画及び調整に関すること。
(3)　技術の広報及び普及に関すること。
(4)　産業財産権の管理に関すること。
(5)　技術情報交流の企画及び実施に関すること。
(6)　技術情報の収集整備及び管理に関すること。
(7)　産業技術図書に関すること。
(8)　技術者の養成に関すること。
(9)　重点事業及び指定研究等の計画並びにそれらに係る各部間の調整に関すること。
(10)　国等の機関、団体等との技術連絡に関すること。
(11)　その他工業技術（他部室の主管に属するものを除く。）に関すること。

担当課長（技術支援）

(1)　産業財産権の管理に関すること。
(2)　ものづくり基盤技術の維持及び向上に係る施策の企画及び調整に関すること。
(3)　企業等との研究に係る企画及び各部間の調整に関すること。
(4)　技術者の養成に係る企画及び調整に関すること。
(5)　その他上司の特命による技術支援に関すること。

担当部長（技術連携等の総合調整）

(1)　国等の機関、団体等との共同研究及び研究交流に係る企画及び総合調整に関すること。
(2)　産業技術図書に係る企画及び調整に関すること。
(3)　先進技術の研究開発及び連携に係る企画及び総合調整に関すること。
(4)　研究開発、技術指導等に係る調整に関すること。

担当課長（共同研究等の企画調整）

(1)　国等の機関、団体等との共同研究及び研究交流に係る企画及び調整に関すること。
(2)　産業技術図書に係る企画及び調整に関すること。
(3)　その他上司の特命による研究開発、技術指導等に関すること。

担当課長（先進技術支援）

(1)　先進技術の研究開発及び連携に係る企画及び調整に関すること。
(2)　先進技術に係る情報の収集整備及び管理に関すること。
(3)　その他上司の特命による先進技術支援に関すること。

システム技術部

製品技術研究室

(1)　機械要素及び機械性能の試験、研究及び技術支援に関すること。
(2)　工業製品及びその部材の長寿命化に係る試験、研究及び技術支援に関すること。
(3)　部内他研究室の主管に属しないこと。

生産システム研究室

(1)　機械設計及びシステム化技術の試験、研究及び技術支援に関すること。
(2)　機械加工並びに塑性加工及びそのシミュレーション技術の試験、研究及び技術支援に関すること。
(3)　熱設計の試験、研究及び技術支援に関すること。
(4)　制御技術の試験、研究及び技術支援に関すること。

情報・電子技術研究室

(1)　ソフトウェア及び情報関連技術の試験、研究及び技術支援に関すること。
(2)　電子機器及び電子回路技術の試験、研究及び技術支援に関すること。
(3)　電子材料及び電子素子の試験、研究及び技術支援に関すること。
(4)　電気特性及び磁気特性の評価に係る試験、研究及び技術支援に関すること。

計測技術研究室

(1)　機械計測及び精密測定の試験、研究及び技術支援に関すること。
(2)　音響の試験、研究及び技術支援に関すること。

材料技術部

金属材料研究室

(1)　金属材料及び無機材料の試験、研究及び技術支援に関すること。
(2)　金属加工及び金属利用技術の試験、研究及び技術支援に関すること。
(3)　工業材料の分析に係る試験、研究及び技術支援に関すること（表面技術研究室の主管に属するものを除く。）。
(4)　部内他研究室の主管に属しないこと。

表面技術研究室

(1)　工業材料の表面処理技術に係る試験、研究及び技術支援に関すること。
(2)　表面処理システムの試験、研究及び技術支援に関すること。

環境・有機材料研究室

(1)　環境対応技術の試験、研究及び技術支援に関すること。
(2)　省資源及びリサイクル技術の試験、研究及び技術支援に関すること。
(3)　有機材料の試験、研究及び技術支援に関すること。
(4)　プラスチック材料の利用技術の試験、研究及び技術支援に関すること。

信頼性評価研究室

(1)　信頼性評価に係る技術支援に関すること。
(2)　信頼性向上に係る総合相談及び試験に関すること。
(3)　技術分野を横断する技術相談及び依頼試験に係る部室間の調整並びに管理に関すること（支援総括課の主管に属するものを除く。）。

観光文化交流局

名古屋城総合事務所

管理活用課

(1)　庶務及び経理に関すること。
(2)　名古屋城（有料公園施設を含む。以下同じ。）における行為、名古屋城の占用及び使用の許可の事務手続に関すること。
(3)　名古屋城内の案内及び警備に関すること。
(4)　観覧券等の発売及び改札に関すること。
(5)　使用料の徴収に関すること。
(6)　物品の購入及び検査に関すること。
(7)　名古屋城本丸御殿に関すること。
(8)　名古屋城の運営のあり方の検討に関すること。
(9)　一般財団法人名古屋城振興協会に関すること。
(10)　行催事の企画及び運営に関すること。

(11)　寄附の募集及び受納に関すること。
(12)　広報及び宣伝に関すること。
(13)　市民協働及び企業協賛に関すること。
(14)　観覧者の誘致に関すること。
(15)　名古屋城の活用に係る企画及び調整に関すること。
(16)　名古屋城の観覧環境の充実に関すること。
(17)　文化財の保存（維持の措置に係るものに限る。）に関すること。
(18)　天守閣その他名古屋城内諸施設の維持管理に関すること。
(19)　植物管理及び緑化に関すること。
(20)　名古屋城内の環境の保持に関すること。
(21)　名古屋城における行為、名古屋城の占用及び使用に係る技術的処理に関すること。
(22)　本丸御殿長期保全計画の策定に関すること。
(23)　名古屋城調査研究センター及び他課の主管に属しないこと。

担当課長（木造天守閣復元推進）

(1)　名古屋城天守閣木造復元に係る事業の推進に関すること。
(2)　名古屋城天守閣木造復元に係る寄附の募集及び受納に関すること。
(3)　名古屋城の運営のあり方の検討に関すること。

保存整備課

(1)　文化財の保存（維持の措置に係るものを除く。）に関すること。
(2)　名古屋城の整備計画に関すること。
(3)　名古屋城の整備に関すること。
(4)　名古屋城に関連する事業の調整等に関すること。

担当課長（金シャチ横丁第二期整備）

(1)　金シャチ横丁の整備に関すること。

担当課長（天守閣整備）(2)

(1)　名古屋城天守閣の整備に関すること。

担当課長（木造天守閣昇降技術開発等）

(1)　名古屋城木造天守閣に係る昇降の技術の開発に関すること。
(2)　局長の指定する名古屋城天守閣の整備に関すること。

担当課長（木造天守閣昇降技術開発支援）

(1)　名古屋城木造天守閣に係る昇降の技術の開発支援に関すること。

名古屋城調査研究センター

(1)　名古屋城の文化財に係る調査及び研究に関すること。
(2)　名古屋城の文化財に係る教育及び普及啓発に関すること。
(3)　名古屋城の文化財に関する年報、調査及び研究の報告書等の作成に関すること。
(4)　名古屋城旧本丸御殿障壁画の保存修理に関すること。
(5)　名古屋城資料の収集、保管、展示及び供用に関すること。
(6)　名古屋城資料の保管、展示等に係る技術的研究に関すること。
(7)　他の研究所等との連絡及び協力に関すること。
(8)　名古屋城に係る考古学的調査及び研究に関すること。
(9)　近世武家文化に係る調査及び研究に関すること。
(10)　名古屋城の石垣の調査及び研究に係る企画、指導に関すること。
(11)　その他学芸事務に関すること。

環境局

環境科学調査センター

(1)　庶務及び経理に関すること。
(2)　センターの運営及び管理に関すること。
(3)　大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭並びに環境の保全（以下「大気の汚染等」という。）に係る調査研究の企画及び調整に関すること。
(4)　大気の汚染等に係る調査研究の成果及びこれに関連する情報の広報及び普及に関すること。
(5)　常時監視システムによる常時監視並びに常時監視システムの運用及び管理に関すること。
(6)　環境科学室の主管に属しないこと。

環境科学室

(1)　大気の汚染等に係る調査研究に関すること。
(2)　大気の汚染等に係る測定及び試験検査に関すること。
(3)　大気の汚染等の防止等に係る技術指導に関すること。

環境事業所

(1)　一般廃棄物の処理に関すること。
(2)　一般廃棄物の減量化及び資源化事業の実施に関すること。
(3)　所属する廃棄物の処理施設及び作業用自動車の管理に関すること。
(4)　ごみの散乱防止及び路上禁煙に関すること。
(5)　大掃除の実施に関すること。
(6)　一般廃棄物処理手数料の徴収に関すること。
(7)　公衆便所の清掃等に関すること。
(8)　保健環境委員及び区保健環境委員会に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。
(9)　その他清掃事業に関すること。

処分場

(1)　ごみ等の埋立処分に関すること。
(2)　ごみの計量及び手数料の徴収に関すること。
(3)　作業用自動車の運転及び管理並びに事故処理に関すること。
(4)　処分場の整備工事（埋立処分の終了の届出前のものに限る。）の設計及び施工に関すること。
(5)　施設の維持管理に関すること。

担当課長（整備）

(1)　処分場の整備工事（埋立処分の終了の届出前のものに限る。）の設計及び施工に関すること。
(2)　施設の維持管理に関すること。
(3)　ごみ等の埋立処分（第二処分場に係るものに限る。）に関すること。

環境局工場

(1)　工場の庶務に関すること。
(2)　ごみの搬入計画に関すること。
(3)　ごみの計量及び手数料の徴収に関すること。
(4)　工場の施設（焼却設備及び破砕設備並びにこれらの附帯設備を除く。）の管理に関すること。
(5)　焼却設備（大江破砕工場を除く。）及び破砕設備（大江破砕工場に限る。）の運転計画に関すること。
(6)　焼却設備（大江破砕工場を除く。）及び破砕設備（大江破砕工場に限る。）並びにその附帯設備の保全及び整備に関すること。
(7)　ごみの投入に関すること。
(8)　焼却灰（大江破砕工場を除く。）、破砕ごみ（大

江破砕工場に限る。）及び汚泥の搬出に関すること。
(9)　運転委託の監理に関すること（大江破砕工場を除く。）。
(10)　破砕設備及び附帯設備の運転、点検、保守等に関すること（大江破砕工場に限る。）。
(11)　焼却設備及びその附帯設備の運転、点検、保守等に関すること（猪子石工場及び富田工場に限る。）。

健康福祉局

知的障害者更生相談所

(1)　知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生相談所の業務に関する事務

身体障害者更生相談所

(1)　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者更生相談所の業務及び身体障害者手帳の交付に関する事務

精神保健福祉センター

(1)　センターの庶務及び経理に関すること。
(2)　精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及及び調査研究に関すること。
(3)　精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものの実施に関すること。
(4)　精神保健及び精神障害者の福祉に関する人材育成に関すること。
(5)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第１項の申請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第52条第１項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものの実施に関すること。
(6)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第１項に規定する支給要否決定を行うに当たっての意見の陳述に関すること。
(7)　回復途上にある精神障害者の社会的自立を目標とする指導及び援助に関すること。
(8)　地域精神保健福祉の推進に係る支援に関すること。
(9)　精神医療審査会に関すること。
(10)　センターの診療に関すること。

担当課長（精神医療）

(1)　センターにおける精神医療に関すること。

厚生院

管理課

(1)　文書及び公印の管守に関すること。
(2)　人事に関すること。
(3)　経理に関すること。
(4)　物品の購入、検収及び管理に関すること。
(5)　施設の管理、営繕及び取締りに関すること。
(6)　死亡者に関すること。
(7)　特別養護老人ホームの入退所等に係る相談及び調整に関すること。
(8)　入退所事務に関すること。
(9)　入所者の生活相談及び生活指導に関すること。
(10)　入所者の措置費、介護報酬等の請求手続に関すること。
(11)　入所者（特別養護老人ホームに限る。）の介護サービス計画に関すること。
(12)　その他入所者に関すること。
(13)　入所者の栄養管理に関すること。
(14)　入所者の栄養指導及び栄養相談に関すること。
(15)　入所者の食事の提供に関すること。
(16)　食品材料の購入及び保管に関すること。
(17)　栄養管理に係る機械器具その他の物品の保全に関すること。
(18)　その他栄養管理及び食事の提供に関すること。
(19)　厚生院に係る調整に関すること。
(20)　入所者の療養上の世話、機能回復及び診療の介助に関すること。
(21)　局長が指定する居室に入所する入所者の介護に関すること。

診療科

(1)　入所者の診療及び健康管理に関すること。
(2)　前号の診療用及び検査用の機械器具の整備保管に関すること。

中央看護専門学校

管理課

(1)　学校の庶務に関すること。
(2)　授業料、入学料その他の収入に関すること。
(3)　庁舎及び物品等の管理に関すること。
(4)　学生の入学、休学、退学等に関すること。
(5)　学生に関する諸証明に関すること。
(6)　学籍簿その他学生に関する表簿の整理に関すること。
(7)　学校の行事並びに学生の集会、課外活動、掲示及び刊行物に関すること。
(8)　就職の指導及びあっせんに関すること。
(9)　学校に係る企画及び調整に関すること。
(10)　他課研修センターの主管に属しないこと。

教務課

(1)　授業計画その他教務に関すること。
(2)　学生の成績の評価に関すること。
(3)　学生の規律及び賞罰に関すること。
(4)　学生の生活指導及び福利厚生に関すること。
(5)　図書の収集選択に関すること。
(6)　実習施設との連絡調整に関すること。

研修センター

(1)　看護職員の研修及び相談に関すること。

衛生研究所

管理課

(1)　庶務及び経理に関すること。
(2)　研究所の運営及び管理に関すること。
(3)　各種試験検査及び調査研究の受付に関すること。
(4)　他部課の主管に属しないこと。

担当課長（精度管理）

(1)　感染症の予防及び食品衛生に係る検査の業務管理（研究所の所管に係るものに限る。）に関すること。
(2)　所長の指定する感染症対策に関すること。

業務課

(1)　ねずみ族、昆虫等の情報の普及啓発等に関すること。

疫学情報部

(1)　公衆衛生に係る情報の収集、解析及び提供に関すること。
(2)　感染症の発生の状況、動向及び原因の調査に関すること。
(3)　感染症に係る調査研究に関すること。
(4)　感染症の予防及び食品衛生に係る検査の業務管理（研究所の所管に係るものに限る。）に関すること。
(5)　保健所職員等の公衆衛生に係る研修指導に関する

こと。
(6)　衛生研究所等疫学倫理審査委員会に関すること。

微生物部

(1)　食品、水、土壌等の微生物学的試験検査及び調査研究に関すること。
(2)　感染性病原体の微生物学的、免疫学的試験検査及び調査研究に関すること。

食品部

(1)　食品、添加物の理化学的、生物学的試験検査及び調査研究に関すること。
(2)　遺伝子組換え食品及びアレルギーに関する試験検査及び調査研究に関すること。
(3)　薬品の試験検査及び調査研究に関すること。

生活環境部

(1)　水質の試験検査及び調査研究に関すること。
(2)　衛生動物の試験検査及び調査研究に関すること。
(3)　家庭用品の試験検査及び調査研究に関すること。
(4)　食品衛生法に係る器具、容器包装及び指定がん具の試験検査及び調査研究に関すること。
(5)　室内環境の衛生学的調査及び試験研究に関すること。
(6)　有害物質の人体に及ぼす影響に関する調査研究に関すること。

八事霊園・斎場管理事務所

(1)　事務所の庶務及び経理に関すること。
(2)　統計調査及び諸報告に関すること。
(3)　斎場の運営に関すること。
(4)　使用料及び手数料の徴収に関すること。
(5)　斎場の土地、建物、附属設備及び物品の維持管理に関すること。
(6)　市立霊園の運営に関すること。
(7)　市立霊園の土地、建物及び物品並びに市有墓地の整備及び維持管理に関すること。

食品衛生検査所

(1)　所長の指定する食品衛生及び食品表示に関すること。
(2)　検査所の検査結果の精度管理に関すること。
(3)　微生物検査に関すること。
(4)　理化学検査に関すること。

動物愛護センター

(1)　文書の収受、発送及び公印の管守に関すること。
(2)　人事及び予算決算に関すること。
(3)　庁舎及び物品等の管理に関すること。
(4)　動物の愛護及び適正な飼養に係る普及啓発に関すること。
(5)　動物の愛護に係る地域における相談及び支援に関すること。
(6)　動物愛護推進員に関すること。
(7)　その他動物の愛護に関すること。

食肉衛生検査所

(1)　文書の収受、発送及び公印の管守に関すること。
(2)　人事及び予算経理に関すること。
(3)　手数料の徴収に関すること。
(4)　と畜場及びその使用者並びに食鳥処理場の衛生保持の監視及び指導に関すること。
(5)　所長の指定する食品衛生及び食品表示に関すること。
(6)　と畜場におけるとさつ又は解体の検査に関すること。
(7)　と畜場におけるとさつ又は解体の禁止並びに肉、内臓等の廃棄その他の措置命令に関すること。
(8)　病畜隔離、と畜場の消毒その他の措置命令に関すること。
(9)　肉、内臓等の精密検査に関すること。
(10)　所長の指定する移入肉等の検査に関すること。
(11)　所長の指定する食鳥肉等の衛生に関すること。
(12)　人獣共通感染症の調査に関すること。

保健センター

保健管理課

(1)　地域保健に係る企画及び調整に関すること。
(2)　保健センターに係る文書及び公印（環境薬務事務専用市長印を除く。）の管守並びに物品等の管理に関すること。
(3)　健康危機管理の総括に関すること。
(4)　地域保健に関する情報の運用及び管理に関すること。
(5)　地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。
(6)　地域保健に関する広報活動に関すること。
(7)　人口動態統計、保健統計及び地域分析に関すること。
(8)　病院の検査指導に関すること。
(9)　診療所及び助産所に関すること。
(10)　衛生検査所に関すること。
(11)　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の施術所に関すること。
(12)　歯科技工所に関すること。
(13)　浸水時の消毒に関すること（感染症対策・調査センターの主管に属するものを除く。）。
(14)　食品衛生営業の許可その他食品衛生に関すること。
(15)　食品表示法による食品表示に関すること（健康増進課、食品衛生検査所、食肉衛生検査所及び保健予防課の主管に属するものを除く。）。
(16)　狂犬病予防注射済票の交付等に関すること。
(17)　化製場等からの報告の徴収等に関すること。
(18)　人獣共通感染症に係る調査に関すること。
(19)　動物の所有者からの報告の徴収等に関すること。
(20)　保健センター内他課の主管に属しないこと。

担当課長（健康安全）

(1)　健康危機管理の総括に関すること。
(2)　食品衛生営業の許可その他食品衛生に関すること。
(3)　食品表示法による食品表示に関すること（健康増進課、食品衛生検査所、食肉衛生検査所及び保健予防課の主管に属するものを除く。）。
(4)　狂犬病予防注射済票の交付等に関すること。
(5)　化製場等からの報告の徴収等に関すること。
(6)　人獣共通感染症に係る調査に関すること。
(7)　動物の所有者からの報告の徴収等に関すること。

環境薬務課

(1)　環境薬務事務専用市長印の管守に関すること。
(2)　公衆浴場、興行場、旅館、理容所、美容所及びクリーニング所に関すること。
(3)　住宅宿泊事業に関すること。
(4)　温泉の利用に関すること。
(5)　有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
(6)　薬局及び医薬品の販売業に関すること。
(7)　医療機器の販売業及び貸与業に関すること。
(8)　毒物及び劇物の販売業に関すること。

(9)　ねずみ及び昆虫等の防除（これに係る住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る指導を含む。）に関すること。
(10)　井水、上下水道、プール等の環境の衛生指導に関すること。
(11)　消毒に関すること（感染症対策・調査センター及び保健管理課の主管に属するものを除く。）。
(12)　浄化槽に関すること。
(13)　建築物における衛生的環境の確保に関すること。
(14)　墓地、納骨堂及び火葬場に関すること。

健康安全課

(1)　地域保健に係る企画及び調整に関すること。
(2)　保健センターに係る文書及び公印の管守並びに物品等の管理に関すること。
(3)　保健センター分室における業務の管理に関すること（北、西、中川、港、守山及び緑の保健センターに限る。）。
(4)　健康危機管理の総括に関すること。
(5)　地域保健に関する情報の運用及び管理に関すること。
(6)　地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。
(7)　地域保健に関する広報活動に関すること。
(8)　人口動態統計、保健統計及び地域分析に関すること。
(9)　病院の検査指導に関すること。
(10)　診療所及び助産所に関すること。
(11)　衛生検査所に関すること。
(12)　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の施術所に関すること。
(13)　歯科技工所に関すること。
(14)　食品衛生営業の許可その他食品衛生に関すること。
(15)　食品表示法による食品表示に関すること（健康増進課、食品衛生検査所、食肉衛生検査所及び保健予防課の主管に属するものを除く。）。
(16)　狂犬病予防注射済票の交付等に関すること。
(17)　化製場等からの報告の徴収等に関すること。
(18)　人獣共通感染症に係る調査に関すること。
(19)　動物の所有者からの報告の徴収等に関すること。
(20)　公衆浴場、興行場、旅館、理容所、美容所及びクリーニング所に関すること。
(21)　住宅宿泊事業に関すること。
(22)　温泉の利用に関すること。
(23)　有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
(24)　薬局及び医薬品の販売業に関すること。
(25)　医療機器の販売業及び貸与業に関すること。
(26)　毒物及び劇物の販売業に関すること。
(27)　ねずみ及び昆虫等の防除（これに係る住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る指導を含む。）に関すること。
(28)　井水、上下水道、プール等の環境の衛生指導に関すること。
(29)　消毒に関すること（感染症対策・調査センターの主管に属するものを除く。）。
(30)　浄化槽に関すること。
(31)　建築物における衛生的環境の確保に関すること。
(32)　墓地、納骨堂及び火葬場に関すること。
(33)　保健センター内他課の主管に属しないこと。
(34)　住居の衛生に係る相談等に関すること。
(35)　改葬許可に関すること。
(36)　大規模施設に係る食品衛生管理に関すること（熱田の保健センターに限る。）。
(37)　食品衛生自主管理認定施設の認定審査に関すること（熱田の保健センターに限る。）。
(38)　食品衛生及び食品表示法による食品表示に関する事項のうち、広域的又は専門的であるとして市長が指定した監視指導に係る事務に関すること（熱田の保健センターに限る。）。

保健予防課

(1)　精神保健に関すること。
(2)　身体障害児の療育指導等に関すること。
(3)　歯科口腔保健に関すること。
(4)　栄養の改善指導に関すること。
(5)　保健所長の指定する食品表示法による食品表示に関すること。
(6)　感染症の予防に関すること。
(7)　感染症診査協議会結核部会に関すること（千種、中村、中及び南の保健センターに限る。）。
(8)　結核患者等の医療費公費負担に関すること。
(9)　予防接種（法令に定めるものに限る。）に関すること。
(10)　医療社会事業に関すること。
(11)　難病患者の保健に関すること。
(12)　衛生上の試験及び検査に関すること。
(13)　レントゲン撮影に関すること（千種、中村、中及び南の保健センターに限る。）。
(14)　保健師の業務に関すること。
(15)　衛生教育に関すること。
(16)　医務に関すること（東、西及び昭和の保健センターを除く。）。

子ども青少年局

児童福祉センター

管理課

(1)　センターの庶務及び経理に関すること（中央児童相談所相談課の主管に属するものを除く。）。
(2)　センターの事務に係る調査、統計及び企画に関すること（中央児童相談所相談課の主管に属するものを除く。）。
(3)　診療報酬の請求手続に関すること。
(4)　センターの施設及び敷地の管理に関すること。
(5)　入所者の給食に関すること。
(6)　所長の指定する診療に係る支援及び指導に関すること。
(7)　中央児童相談所、中央療育センター、発達障害者支援センター及び他学園の主管に属しないこと。

担当課長（診療支援）(4)

(1)　所長の指定する診療に係る支援及び指導に関すること。

中央児童相談所

相談課

(1)　中央児童相談所の庶務及び経理に関すること。
(2)　中央児童相談所の事務に係る調査、統計及び企画に関すること。
(3)　児童相談所に係る総合的な調査、統計及び企画に関すること。
(4)　児童虐待の予防及び防止に係る研修の企画及び実施に関すること。
(5)　児童の相談、通告、送致等の受付に関すること。
(6)　児童の相談業務に係る関係機関との連絡に関すること。
(7)　同居児童の届出の受理に関すること。

(8)　児童記録票及び関係書類の整理保管に関すること。
(9)　児童及び家族の調査及び指導に関すること。
(10)　児童福祉施設への入所その他児童の措置に関すること。
(11)　措置等に係る関係機関との連携に関すること。
(12)　一時保護の決定に関すること。
(13)　里親に関すること。
(14)　児童の家庭療育の普及に関すること。
(15)　障害児の一時保護、措置等に係る連絡調整に関すること。
(16)　施設入所等児童の家庭生活への復帰に関すること。
(17)　児童の心理学的判定に関すること（中央療育センターの主管に属するものを除く。）。
(18)　児童及び家族に対する心理学的指導及び治療に関すること（中央療育センターの主管に属するものを除く。）。
(19)　中央児童相談所長の指定する児童及び家族に対する医学的指導等に関すること。
(20)　児童の一時保護に関すること。
(21)　一時保護児童の生活観察及び生活指導に関すること。
(22)　一時保護児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及び処分に関すること。
(23)　緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他中央児童相談所長の指定する児童の安全の確認及び確保に関すること。
(24)　児童虐待の防止及び対策に関すること。
(25)　中央児童相談所長の指定する相談業務に関すること。
(26)　児童の安全確認等に係る指導、助言その他の援助に関すること。

担当課長（児童相談所に係る企画調整）

(1)　児童相談所に係る総合的な調査、統計及び企画に関すること。

担当課長（学校教育との連携）

(1)　児童相談所に係る学校教育との連携に関すること。

担当課長（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等）

(1)　緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他中央児童相談所長の指定する児童の安全の確認及び確保に関すること。
(2)　児童虐待の防止及び対策に関すること。
(3)　中央児童相談所長の指定する相談業務に関すること。

担当課長（法務・相談業務に係る特命事項の処理）

(1)　相談業務に係る法務に関すること。
(2)　中央児童相談所長の指定する相談業務に係る特命事項の処理に関すること。

中央療育センター

(1)　児童に関する療育相談、看護及び指導に関すること。
(2)　児童に対する医学的、心理学的及び社会学的な検査及び判定に関すること。
(3)　児童に対する療育に関する医療の提供に関すること。
(4)　児童に関する療育訓練に関すること。
(5)　愛護手帳の交付に係る判定に関すること。
(6)　地域療育センターに係る総合的な調査、統計及び企画に関すること。
(7)　地域療育センター間の連携の推進に関すること。
(8)　中央療育センターの診療に関すること。
(9)　中央療育センター所長の指定する児童に係る医学的診断、検査、治療及び指導に関すること。

担当課長（診療）

(1)　中央療育センターの診療に関すること。
(2)　中央療育センター所長の指定する児童に係る医学的診断、検査、治療及び指導に関すること。

みどり学園

(1)　主として知的障害のある児童の療育指導に関すること。

わかくさ学園

(1)　主として肢体不自由のある児童の療育指導に関すること。

すぎのこ学園

(1)　主として難聴児の療育指導に関すること。

発達障害者支援センター

(1)　発達障害者の医学的指導に関すること。
(2)　発達障害者の相談及び支援に関すること。
(3)　発達障害者の支援に係る研修及び講習に関すること。
(4)　発達障害者の理解及び支援に係る情報提供及び普及啓発に関すること。
(5)　発達障害者の支援に係る関係機関との連携に関すること。

くすのき学園

(1)　家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童の治療及び家族の指導に関すること。
(2)　家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童の生活指導に関すること。

担当課長（児童心理治療）

(1)　くすのき学園長の指定する児童に係る医学的治療及び指導に関すること。

西部児童相談所

(1)　相談所の庶務及び経理に関すること。
(2)　相談所の事務に係る調査、統計及び企画に関すること。
(3)　診療報酬の請求手続に関すること。
(4)　相談所の施設の管理に関すること。
(5)　入所者の給食に関すること。
(6)　児童の相談、通告、送致等の受付に関すること。
(7)　児童の相談業務に係る関係機関との連絡に関すること。
(8)　同居児童の届出の受理に関すること。
(9)　児童記録票及び関係書類の整理保管に関すること。
(10)　児童及び家族の調査及び指導に関すること。
(11)　児童福祉施設への入所その他児童の措置に関すること。
(12)　措置等に係る関係機関との連携に関すること。
(13)　一時保護の決定に関すること。
(14)　里親に関すること。
(15)　児童の家庭療育の普及に関すること。
(16)　施設入所等児童の家庭生活への復帰に関すること。
(17)　児童の心理学的判定に関すること。
(18)　児童及び家族に対する心理学的指導及び治療に関すること。
(19)　児童の一時保護に関すること。
(20)　一時保護児童の生活観察及び生活指導に関すること。
(21)　一時保護児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及び処分に関すること。

(22)　緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他所長の指定する児童の安全の確認及び確保に関すること。
(23)　児童虐待の防止及び対策に関すること。
(24)　所長の指定する相談業務に関すること。

担当課長(緊急介入・児童虐待に係る相談援助等)
(1)　緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他所長の指定する児童の安全の確認及び確保に関すること。
(2)　児童虐待の防止及び対策に関すること。
(3)　所長の指定する相談業務に関すること。

担当課長(法務・相談業務に係る特命事項の処理)
(1)　相談業務に係る法務に関すること。
(2)　所長の指定する相談業務に係る特命事項の処理に関すること。

東部児童相談所
(1)　相談所の庶務及び経理に関すること。
(2)　相談所の事務に係る調査、統計及び企画に関すること。
(3)　診療報酬の請求手続に関すること。
(4)　相談所の施設の管理に関すること。
(5)　入所者の給食に関すること。
(6)　児童の相談、通告、送致等の受付に関すること。
(7)　児童の相談業務に係る関係機関との連絡に関すること。
(8)　同居児童の届出の受理に関すること。
(9)　児童記録票及び関係書類の整理保管に関すること。
(10)　児童及び家族の調査及び指導に関すること。
(11)　児童福祉施設への入所その他児童の措置に関すること。
(12)　措置等に係る関係機関との連携に関すること。
(13)　一時保護の決定に関すること。
(14)　里親に関すること。
(15)　児童の家庭療育の普及に関すること。
(16)　施設入所等児童の家庭生活への復帰に関すること。
(17)　児童の心理学的判定に関すること。
(18)　児童及び家族に対する心理学的指導及び治療に関すること。
(19)　児童の一時保護に関すること。
(20)　一時保護児童の生活観察及び生活指導に関すること。
(21)　一時保護児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及び処分に関すること。
(22)　緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他所長の指定する児童の安全の確認及び確保に関すること。
(23)　児童虐待の防止及び対策に関すること。
(24)　所長の指定する相談業務に関すること。

担当課長(緊急介入・児童虐待に係る相談援助等)
(1)　緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他所長の指定する児童の安全の確認及び確保に関すること。
(2)　児童虐待の防止及び対策に関すること。
(3)　所長の指定する相談業務に関すること。

担当課長(法務・相談業務に係る特命事項の処理)
(1)　相談業務に係る法務に関すること。
(2)　所長の指定する相談業務に係る特命事項の処理に関すること。

ひばり荘
(1)　児童の養育及び養護に関すること。
(2)　児童の里親委託等の推進に関すること。

あけぼの学園
(1)　知的障害児の養育指導に関すること。
(2)　知的障害児の医学的指導に関すること。

西部地域療育センター
(1)　センターの庶務及び経理に関すること。
(2)　児童に関する相談に関すること。
(3)　児童に対する医学的、心理学的及び社会学的な検査及び判定に関すること。
(4)　児童に対する療育に関する医療の提供に関すること。
(5)　児童に関する指導に関すること。
(6)　児童に対する療育訓練に関すること。

住宅都市局

大曽根北・筒井都市整備事務所
(1)　事業の調査、設計及び測量に関すること。
(2)　換地及び清算に関すること。
(3)　事業に伴う土地及び建物の登記に関すること。
(4)　事業施行地区内における建築行為等の許可に係る意見に関すること。
(5)　土地区画整理審議会及び評価員に関すること。
(6)　事業施行地区内の建築物等の調査及び評価に関すること。
(7)　事業施行地区内の建築物等の移転除却及び補償に関すること。
(8)　事業施行地区内の住環境整備事業の施行に関すること。
(9)　事業に係る工事の施行等に関すること。
(10)　所長の指定する事業の推進及び工事の調整に関すること。

担当課長（筒井・葵地区整備）
(1)　筒井土地区画整理事業及び筒井地区住環境整備事業の施行等に関すること。
(2)　葵土地区画整理事業の施行等に関すること。

緑都市整備事務所
(1)　事業の調査、設計及び測量に関すること。
(2)　換地及び清算に関すること。
(3)　事業に伴う土地及び建物の登記に関すること。
(4)　事業施行地区内における建築行為等の許可に係る意見に関すること。
(5)　土地区画整理審議会及び評価員に関すること。
(6)　有松駅前第１種市街地再開発事業に係る施設の管理に関すること。
(7)　市街地再開発審査会に関すること。
(8)　事業施行地区内の建築物等の調査及び評価に関すること。
(9)　事業施行地区内の建築物等の移転除却及び補償に関すること。
(10)　事業に係る工事の施行等に関すること。

担当課長（大高・築地等地区整備）
(1)　大高駅前土地区画整理事業並びに大高町線、名古屋港線及び梅ノ木線のうち局長の指定する区間に係る街路事業の施行等に関すること。

ささしまライブ 24 総合整備事務所
(1)　ささしまライブ24の事業推進に関すること。
(2)　ささしまライブ24における施設等の維持管理、運営及び活用等に係る調整に関すること。

緑政土木局

土木事務所

(1)　道路、橋、河川、ため池、調節池、用排水路、水門（遠隔操作水門及び頭首工を除く。以下同じ。）、堤防その他土木施設（以下「道路、河川等」という。）の新設、改築及び維持管理並びに占用及び使用上の事務的及び技術的処理に関すること。
(2)　水防に関すること。
(3)　道路の掘さく、復旧及び受託工事の執行に関すること。
(4)　電柱、ガス管、軌道、街燈、その他地下埋設物に関すること。
(5)　道路に関する工事の承認に関すること。
(6)　自転車駐車対策の実施に関すること。
(7)　放置自動車対策の実施に関すること。
(8)　土取り、埋立て等の行為の指導に関すること。
(9)　公園、緑地、街園及び街路樹の新設、改良及び維持管理並びに公園における行為許可及び公園施設の使用許可に関すること。
(10)　緑化に関する知識の普及及び市民の意識の高揚に関すること。
(11)　緑化の指導、助成、相談等の民間緑化に関すること。
(12)　特別緑地保全地区、保存樹、市民緑地その他の緑の保全に関すること。
(13)　緑道の整備その他の緑化工事に関すること。
(14)　道路の通行上支障がある場合に係る住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る指導に関すること。
(15)　その他特に命ぜられたこと。

ポンプ施設管理事務所

(1)　排水ポンプ、遠隔操作水門及び頭首工の運転操作に関すること。
(2)　ポンプ所、遠隔操作水門及び頭首工の維持管理に関すること。
(3)　ポンプ所及び遠隔操作水門の新設工事の施行に関すること。

東山総合公園

管理課

(1)　総合公園の庶務及び経理、財産管理並びに物品の取得及び処分その他事務手続に関すること。
(2)　東山公園及び平和公園（以下「公園」という。）における行為、公園の占用及び公園施設の使用の許可に関すること。
(3)　東山公園展望塔に関すること。
(4)　公益財団法人東山公園協会に関すること。
(5)　総合公園における連絡調整に関すること。
(6)　観覧券の発売及び改札に関すること。
(7)　行催事の企画及び運営に関すること。
(8)　公園内の警備に関すること。
(9)　公園に係る広報及び営業活動に関すること。
(10)　営業施設に係る計画、調査及び調整に関すること。
(11)　公園及び公園施設（植物園を除く。）の維持管理に関すること。
(12)　東山の森（動植物園を除く。）の整備推進に関すること。
(13)　なごや東山の森づくりに係る市民協働に関すること。
(14)　総合公園長の指定する動植物園における脱炭素施策の実施に関すること。
(15)　他課園の主管に属しないこと。

担当課長（広報・営業）

(1)　観覧券の発売及び改札に関すること。
(2)　行催事の企画及び運営に関すること。
(3)　公園内の警備に関すること。
(4)　公園に係る広報及び営業活動に関すること。
(5)　営業施設に係る計画、調査及び調整に関すること。
(6)　総合公園長の指定する総合公園の管理に係る特命事項の処理に関すること。

再生整備課

(1)　動植物園の再生に係る建設計画及び建設工事に関すること。
(2)　東山動植物園再生プランの推進に関すること。
(3)　動植物園における脱炭素施策の計画、調整及び実施（管理課の主管に属するものを除く。）に関すること。

担当課長（施設整備）

(1)　総合公園長の指定する動植物園の再生に係る建設計画及び建設工事に関すること。
(2)　動植物園における脱炭素施策の計画、調整及び実施（管理課の主管に属するものを除く。）に関すること。

東山動物園

(1)　動物に関する知識の普及啓発、飼育技術の普及指導及び教育活動の推進に関すること。
(2)　動物に関する調査研究及び資料の収集に関すること。
(3)　飼育動物の保健衛生、防疫及び医療に関すること。
(4)　動物の収集及び繁殖計画に関すること。
(5)　動物の飼育管理に関すること。
(6)　獣舎その他の動物飼育施設の管理保全に関すること。

担当課長（教育普及等）

(1)　動物に関する知識の普及啓発及び教育活動の推進に関すること。
(2)　動物に関する調査研究（飼育技術に関するものを除く。）及び資料の収集に関すること。

担当課長（動物導入の推進）

(1)　動物の収集に関すること。
(2)　収集した動物に係る動物飼育施設の調整に関すること。

東山植物園

(1)　植物園の維持管理に関すること。
(2)　植物園内の植物の栽培管理及び改良並びに緑地の保全に関すること。
(3)　植物に関する知識及び栽培技術の普及指導に関すること。
(4)　植物に関する調査研究及び資料の収集に関すること。

担当課長（植物園施設整備）

(1)　総合公園長の指定する植物園の再生に係る建設計画及び建設工事に関すること。

上下水道局

営業センター

(1)　水道料金等、手数料、弁償金等の調定及び収納に関すること。
(2)　水道料金等の減免に関すること。
(3)　水道使用水量の計量及び認定並びに下水道に排除された汚水の計測及び認定に関すること。
(4)　水道の不正使用の取締りに関すること。

(5)　給水の停止に関すること。
(6)　給水装置関係書類及び排水設備関係書類の受付及び処理に関すること。ただし、第19条第３号に規定するものを除く。
(7)　給水装置工事及び排水設備工事（前号の規定により受け付けた書類に係るものに限る。）の設計審査並びに給水装置工事の施行及び検査に関すること。
(8)　下水道取付管工事の設計（前条第８号に規定するものを除く。）及び施行に関すること。
(9)　給水装置工事の施行に伴う断水及び給水制限に関すること。
(10)　給水装置及び排水設備の維持管理並びに量水器の取替えに係る事務及び作業（局長が別に定めるものに限る。）に関すること。
(11)　給水装置の修繕に関すること。ただし、道路取付管（給水装置のうち道路の敷地に存する部分をいう。以下同じ。）の修繕に係ることを除く。
(12)　防災業務の実施及び災害時の応急給水業務等の統括に関すること。

営業所
(1)　水道料金等、手数料、弁償金等の調定及び収納に関すること。
(2)　水道料金等の減免に関すること。
(3)　水道使用水量の計量及び認定並びに下水道に排除された汚水の計測及び認定に関すること。
(4)　水道の不正使用の取締りに関すること。
(5)　給水の停止に関すること。
(6)　給水装置関係書類及び排水設備関係書類の受付及び処理に関すること。ただし、第19条第３号に規定するものを除く。
(7)　給水装置工事及び排水設備工事（前号の規定により受け付けた書類に係るものに限る。）の設計審査並びに給水装置工事の施行及び検査に関すること。
(8)　下水道取付管工事の設計（前条第８号に規定するものを除く。）及び施行に関すること。
(9)　給水装置工事の施行に伴う断水及び給水制限に関すること。
(10)　給水装置及び排水設備の維持管理並びに量水器の取替えに係る事務及び作業（局長が別に定めるものに限る。）に関すること。
(11)　給水装置の修繕に関すること。ただし、道路取付管（給水装置のうち道路の敷地に存する部分をいう。以下同じ。）の修繕に係ることを除く。
(12)　防災業務の実施及び災害時の応急給水業務等の統括に関すること。

建設工事事務所
(1)　工事関係事務に関すること。
(2)　工事に起因する補償に関すること。
(3)　福江ビルの建物管理に関すること。
(4)　水道基幹施設等の新設、増設及び改造工事の施行に関すること。ただし、第34条第２項第８号に規定するものを除く。
(5)　下水道の拡張工事及び改良工事の施行に関すること。ただし、下水管等の拡張工事及び改良工事にあっては、大規模工事に係るものに限る。

管路センター
(1)　工事関係事務に関すること。
(2)　工事費の精算に関すること。
(3)　配水管（小口径の配水管並びに工業用水道事業に係る配水管及び連絡管を含む。以下この項において同じ。）及び附属設備の新設、維持管理、改良及び復旧工事に関すること。
(4)　道路取付管の維持管理に関すること。
(5)　配水管の水圧調整に関すること。
(6)　漏水防止工事の施行に関すること。
(7)　断水及び給水制限に関すること。ただし、第22条第２項第９号に規定するものを除く。
(8)　水道建設工事のうち、給水区域（名古屋市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年名古屋市条例第58号）第３条第２項第１号に定める本市の市域内及び必要と認める周辺地域をいう。以下同じ。）における送水管の布設工事の施行に関すること。
(9)　下水管及び下水道取付管の維持工事、維持作業及び承認工事の施行に関すること。
(10)　下水管及び下水道取付管の拡張工事及び改良工事（大規模工事に係るものを除く。）の施行に関すること。
(11)　下水道取付管工事の施行（局長が別に定めるものに限る。）に関すること。
(12)　下水道取付管工事に係る直接工事費の徴収（局長が別に定めるものに限る。）に関すること。

担当センター長（配水管路管理）(4)
(1)　所管区域における配水管工事の施工管理の総括に関すること。
(2)　配水管工事の施工管理の改善に関すること。
(3)　配水管工事の施工管理に係る研修及び事故防止に関すること。
(4)　配水管の維持管理業務の総括に関すること。
(5)　管路センターにおける配水管の維持及び工事に係る類似業務の一元化に向けた検討に関すること。

担当センター長（下水管路管理）(4)
(1)　所管区域における下水管及び下水道取付管の工事の施工管理の総括に関すること。
(2)　下水管及び下水道取付管の工事の施工管理の改善に関すること。
(3)　下水管及び下水道取付管の工事の施工管理に係る研修及び事故防止に関すること。
(4)　下水管及び下水道取付管の維持管理業務の総括に関すること。
(5)　管路センターにおける下水管及び下水道取付管の維持及び工事に係る類似業務の一元化に向けた検討に関すること。

浄水場
(1)　工事関係事務に関すること。
(2)　原水、浄水等の水質試験及び浄水の処理に関すること。
(3)　所管（別表第３に定める所管をいう。以下この項において同じ。）の浄水場の施設等（別に定める施設に限る。以下この項において同じ。）の取水、導水、浄水、送水及び配水作業に関すること。
(4)　所管の浄水場の施設等の改造工事（小規模な設備系改良等工事に限る。第６号において同じ。）及び維持工事の設計に関すること。
(5)　所管の浄水場の施設等の新設、増設及び改造工事（設備系改良等工事並びに機能の全面停止を伴わない電気設備及び機械設備の新設、増設及び改造工事に限る。）並びに維持工事の施行に関すること。
(6)　所管の浄水場の施設等の改造工事及び維持工事（小規模な維持工事に限る。）の検査に関すること。
(7)　配水ブロック情報管理システムの維持管理等に関

すること（鍋屋上野浄水場に限る。）。

水処理事務所

(1)　工事関係事務に関すること。
(2)　下水の排除及び処理並びに下水汚泥等の処理に関すること。
(3)　所管（別表第４に定める所管をいう。以下この項において同じ。）の水処理センター等の施設等の改造工事（小規模な設備系改良等工事に限る。第５号において同じ。）及び維持工事の設計に関すること。
(4)　所管の水処理センター等の施設等の新設、増設及び改造工事（設備系改良等工事並びに機能の全面停止を伴わない電気設備及び機械設備の新設、増設及び改造工事に限る。）並びに維持工事の施行に関すること。
(5)　所管の水処理センター等の施設等の改造工事及び維持工事（小規模な維持工事に限る。）の検査に関すること。

担当所長（空見スラッジリサイクルセンター管理調整）（南部水処理事務所に限る。）

(1)　空見スラッジリサイクルセンター第２期施設建設に伴う施設の運転及び維持管理の調整に関すること。
(2)　空見スラッジリサイクルセンターの下水汚泥等の処理作業の管理に関すること。
(3)　空見スラッジリサイクルセンターの整備に関すること。

交通局

駅務区

(1)　乗客の輸送、案内及び誘致に関すること。
(2)　駅構内及び営業路線上の保安並びに警備に関すること。
(3)　乗車券の発行及び保管並びに乗車料金の収納及び保管に関すること。
(4)　駅構内における運転事故及びその他の事故の応急処理並びに防止対策に関すること。
(5)　高速電車の信号に関すること。
(6)　駅付属業務の管理に関すること。
(7)　所属職員の服務指導に関すること。
(8)　所属職員の労務管理に関すること。
(9)　所属職員の人事及び公傷病手続に関すること。
(10)　その他駅務に関すること。

運転区

(1)　乗客の輸送、案内及び誘致に関すること。
(2)　所属乗務員の運転指導に関すること。
(3)　高速電車の運転事故の応急処理に関すること。
(4)　遺留品の車内取扱に関すること。
(5)　所属職員の服務指導に関すること。
(6)　所属職員の労務管理に関すること。
(7)　所属職員の人事及び公傷病手続に関すること。
(8)　その他運転に関すること。

営業所

(1)　乗客の輸送、案内及び誘致に関すること。
(2)　所属乗務員の運転指導に関すること。
(3)　乗車券の発行及び保管並びに乗車料金の収納及び保管に関すること。
(4)　所管運転系統内の運転調整に関すること。
(5)　自動車の運転事故の応急処理に関すること。
(6)　車内遺留品に関すること。
(7)　所属する車両の保守管理に関すること。
(8)　所属する車両による運転障害の応急処理に関すること。
(9)　所属職員の服務指導に関すること。
(10)　所属職員の労務管理に関すること。
(11)　所属職員の人事及び公傷病手続に関すること。
(12)　その他運輸に関すること。

軌道事務所

(1)　高速度鉄道軌道及び構築物の検査、検測に関すること。
(2)　高速度鉄道軌道及び構築物関係の資材備品等の管理に関すること。
(3)　高速度鉄道軌道及び構築物関係の障害対策及び総合調整に関すること。
(4)　作業用自動車の管理に関すること。
(5)　安全管理に関すること。
(6)　各種統計に関すること。
(7)　高速度鉄道軌道及びその付帯設備並びに高速度鉄道構築物の改修計画及び施行に関すること。
(8)　高速度鉄道事業用地（自動車部自動車施設課の主管に属するものを除く。）の整備に関すること。
(9)　その他土木工事（他部課室公所の主管に属するものを除く。）に関すること。
(10)　高速度鉄道軌道及びその付帯設備の保修計画及び施行に関すること。
(11)　高速度鉄道軌道及びその付帯設備の保守、管理に関すること。
(12)　高速度鉄道構築物の保修計画及び施行に関すること。
(13)　高速度鉄道関係の資材備品等の管理に関すること。
(14)　所属職員の服務指導に関すること。
(15)　所属職員の労務管理に関すること。
(16)　所属職員の人事及び公傷病手続に関すること。

施設事務所

(1)　建築施設及び関連施設の改良、保修計画及び施行に関すること。
(2)　建築施設及び関連施設の保守、管理に関すること。
(3)　建築施設及び関連施設の付帯設備の改良、保修計画及び施行に関すること。
(4)　建築施設及び関連施設の付帯設備の保守、管理に関すること。
(5)　営繕用資材備品等の管理に関すること。
(6)　作業用自動車の管理に関すること。
(7)　所属職員の服務指導に関すること。
(8)　所属職員の労務管理に関すること。
(9)　所属職員の人事及び公傷病手続に関すること。

藤が丘工場

(1)　工場の安全管理に関すること。
(2)　各種統計に関すること。
(3)　工場内の取締に関すること。
(4)　車両の整備計画に関すること。
(5)　車両の整備用資材備品等の管理に関すること。
(6)　作業用自動車の管理に関すること。
(7)　車両の検査、修理、保守及び管理に関すること。
(8)　車両の入換作業及び清掃に関すること。
(9)　車両による運転障害の応急処理に関すること。
(10)　所属職員の服務指導に関すること。
(11)　所属職員の労務管理に関すること。
(12)　所属職員の人事及び公傷病手続に関すること。

名港工場
(1)　工場の安全管理に関すること。
(2)　各種統計に関すること。
(3)　工場内の取締に関すること。
(4)　車両の整備計画に関すること。
(5)　車両の整備用資材備品等の管理に関すること。
(6)　作業用自動車の管理に関すること。
(7)　車両の検査、修理、保守及び管理に関すること。
(8)　車両の入換作業及び清掃に関すること。
(9)　車両による運転障害の応急処理に関すること。
(10)　所属職員の服務指導に関すること。
(11)　所属職員の労務管理に関すること。
(12)　所属職員の人事及び公傷病手続に関すること。

日進工場
(1)　工場の安全管理に関すること。
(2)　各種統計に関すること。
(3)　工場内の取締に関すること。
(4)　車両の整備計画に関すること。
(5)　車両の整備用資材備品等の管理に関すること。
(6)　作業用自動車の管理に関すること。
(7)　車両の検査、修理、保守及び管理に関すること。
(8)　車両の入換作業及び清掃に関すること。
(9)　車両による運転障害の応急処理に関すること。
(10)　所属職員の服務指導に関すること。
(11)　所属職員の労務管理に関すること。
(12)　所属職員の人事及び公傷病手続に関すること。

電気事務所
(1)　高速度鉄道事業に係る電路設備、信号設備、通信設備及び変電所の保修計画、保守、管理並びに建設、改良及び保修工事の施行に関すること。
(2)　高速度鉄道事業に係る電路設備、信号設備、通信設備及び変電所関係の資材備品等の管理に関すること。
(3)　高速度鉄道事業に係る電力指令に関すること。
(4)　変電所の受電及び配電に関すること。
(5)　高速度鉄道事業に係る変電所設備、電路設備、信号設備及び通信設備の障害対策、総合調整及び各種統計に関すること。
(6)　自動車運送事業に係る電路設備及び通信設備の保修計画、保守、管理並びに建設、改良及び保修工事の施行に関すること。
(7)　自動車運送事業に係る電路設備及び通信設備の保守、管理に関すること。
(8)　自動車運送事業に係る電路設備及び通信設備の建設、改良及び保修工事の施行に関すること。
(9)　自動車運送事業に係る電路設備及び通信設備関係の資材備品等の管理に関すること。
(10)　その他関連する電路設備、信号設備、通信設備及び変電所の保守、管理に関すること。
(11)　作業用自動車の管理に関すること。
(12)　所属職員の服務指導に関すること。
(13)　所属職員の労務管理に関すること。
(14)　所属職員の人事及び公傷病手続に関すること。

消防局

消防署
総務課
(1)　庶務に関すること。
(2)　公印の管守に関すること。
(3)　署内事務の総合調整に関すること。
(4)　署内の人事及び表彰に関すること。
(5)　職員の服務及び教養に関すること。
(6)　会計経理に関すること。
(7)　土地、建物その他の財産の管理に関すること。
(8)　地域の防災対策に係る活動推進並びに関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
(9)　防災安心まちづくり運動に関すること。
(10)　災害に係る自助及び自主防災組織その他の地域の自主防災に関すること（警防地域第一課及び警防地域第二課の主管に属するものを除く。）。
(11)　区消防団連合会との連絡調整に関すること。
(12)　消防団員の人事管理等に関すること。
(13)　消防団費負担金その他消防団の経理に関すること。
(14)　消防団施設の営繕に関すること。
(15)　消防団機械器具の物品の管理及び整備に関すること。（物品の検査に関することを除く。）。
(16)　他課の主管に属しないこと。

予防課
(1)　火災予防対策に関すること。
(2)　住宅の防火指導に関すること。
(3)　自主防火管理体制及び自主防災管理体制の確立の指導に関すること。
(4)　防火管理者及び防災管理者等の育成指導に関すること。
(5)　防火対象物及び防災管理対象物の定期点検に関すること。
(6)　火災予防査察に関すること。
(7)　消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置指導に関すること。
(8)　火災予防の法令違反の処理に関すること。
(9)　建築確認及び許可の同意に関すること。
(10)　建築物等の防災指導に関すること。
(11)　危険物等の規制及び指導に関すること。
(12)　危険物施設等の防災対策の推進に関すること。
(13)　石油コンビナート等災害防止法の施行（緑地等の設置を除く。）に関すること（港消防署及び南消防署に限る。）。
(14)　液化石油ガス等の防災指導に関すること。

警防地域第一課
警防地域第二課
(1)　警防活動に関すること。
(2)　警防対策に関すること。
(3)　警防計画に関すること。
(4)　警防訓練に関すること。
(5)　消防機械器具の管理に関すること。
(6)　火災その他の災害の調査に関すること。
(7)　災害の記録及び統計に関すること。
(8)　消防水利に関すること。
(9)　消防防災通信に関すること。
(10)　災害に係る自助の促進に関すること。
(11)　自主防災組織その他の地域の自主防災の支援に関すること。
(12)　消防団に関すること（総務課の主管に属するものを除く。）。
(13)　応急手当の普及啓発に関すること。

区役所支所

区民生活課
(1)　公印（社会福祉事務所長印及び障害福祉事務専用区長印を除く。）の管守に関すること。
(2)　職員の給与及び服務に関すること。

(3)　文書の収受及び発送に関すること。
(4)　経理に関すること。
(5)　統計に関すること。
(6)　庁舎の管理及び取締りに関すること。
(7)　広報、広聴及び市民相談に関すること。
(8)　地区会館に関すること。
(9)　農業委員会に関すること（北区役所楠支所、西区役所山田支所及び港区役所南陽支所に限る。）。
(10)　国有農地売渡対価及び使用料徴収に関すること（北区役所楠支所、西区役所山田支所及び港区役所南陽支所に限る。）。
(11)　農政事務の連絡に関すること（中川区役所富田支所、守山区役所志段味支所及び緑区役所徳重支所に限る。）。
(12)　戸籍に関すること（支所に届出又は申請のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に本籍を有する者に係る戸籍に関することを含む。）。
(13)　住民基本台帳に関すること（支所に届出又は申請のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に住所を有する者に係る住民基本台帳に関すること（住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関することを除く。）を含む。）。
(14)　個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードの交付に関すること（支所に届出又は申請のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に住所を有する者に係る個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードの交付に関することを含む。）。
(15)　電子証明書に関すること（支所に届出又は申請のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に住所を有する者に係る電子証明書に関することを含む。）。
(16)　印鑑の登録及び証明に関すること（支所に届出又は申請のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に住所を有する者に係る印鑑の登録及び証明に関することを含む。）。
(17)　死体（胎）埋火葬許可及び死産届に関すること。
(18)　身分に関すること（支所に通知又は申請のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に本籍を有する者に係る身分に関することを含む。）。
(19)　中長期在留者又は特別永住者に係る住居地の届出に関すること（支所に届出のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に住居地を有する者に係る住居地の届出に関することを含む。）。
(20)　特別永住許可及び特別永住者証明書の交付に関すること（支所に申請のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に居住地を有する者に係る特別永住許可及び特別永住者証明書の交付に関することを含む。）。
(21)　児童及び生徒の就学に関すること。
(22)　他課の主管に属しないこと。

担当課長（農政）

(1)　農業委員会に関すること。
(2)　国有農地売渡対価及び使用料徴収に関すること。
(3)　前２号に掲げる事項に係る経理に関すること。

区民福祉課

(1)　社会福祉事務所長印及び障害福祉事務専用区長印の管守に関すること。
(2)　統計及び諸報告に関すること。
(3)　児童及びひとり親家庭等の福祉に関すること。
(4)　子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定の申請等の受付に関すること。
(5)　児童福祉法による助産施設及び母子生活支援施設への入所の承諾又は解除に関すること。
(6)　児童福祉法による保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用についての調整に係る申込みの受付に関すること。
(7)　子ども家庭相談及び児童虐待防止に関すること（児童福祉センター、西部児童相談所及び東部児童相談所の主管に属するものを除く。）。
(8)　配偶者等からの暴力の被害者その他の女性の自立支援に係る相談及び援助に関すること。
(9)　児童手当の請求及び届出の受付（名古屋市職員並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び障害児入所施設等の設置者に係るものを除く。）に関すること。
(10)　児童扶養手当の認定、改定、支給の制限、支払の差止め及び届出等の受理に関すること。
(11)　母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付及び償還に関すること。
(12)　ひとり親家庭手当の支給決定、改定、支給の制限、支払の差止め及び届出等の受理に関すること。
(13)　生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止に関すること。
(14)　要保護者の更生指導に関すること。
(15)　生活保護法の医療券及び介護券の交付に関すること。
(16)　生活保護法による費用の返還及び徴収に関すること。
(17)　老人福祉法による措置の開始、変更、停止又は廃止に関すること。
(18)　敬老事業その他高齢者の福祉（後期高齢者医療の実施に係るものを除く。）に関すること。
(19)　地域包括ケアの推進に関すること。
(20)　要介護認定等の申請の相談及び受付に関すること。
(21)　居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に関すること。
(22)　介護保険第三者の行為による給付事由届の相談及び受付に関すること。
(23)　介護保険被保険者資格の得喪その他に係る届出の受付及び審査並びに受給資格証明書に関すること。
(24)　介護保険の被保険者証の交付及び回収に関すること。
(25)　高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の申請（介護保険施設への支払に係るものを除く。）の受付及び支払に関すること。
(26)　介護保険の第１号事業支給費（介護保険法により指定する事業者への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払に関すること。
(27)　居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、介護予防福祉用具購入費及び介護予防住宅改修費の申請の受付及び支払に関すること。
(28)　介護保険の負担限度額並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の居住費の助成に係る申請の受理、認定及び認定証の交付に関すること。
(29)　介護保険料の減免の申請の受付及び決定に関すること。
(30)　その他介護保険事務のうち区長の指定する事項に関すること。

(31)　障害者及び障害児の福祉に関すること。
(32)　成年後見制度の利用支援に関すること（審判請求の実施に係るものに限る。）。
(33)　難病対策に関すること（健康福祉局の主管に属するもの及び保健福祉センターに係るものを除く。）。
(34)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による介護給付費等の支給決定、地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定及び自立支援医療費の支給認定（障害支援区分の認定に係る訪問調査の委託及び保健福祉センターに係るものを除く。）に関すること。
(35)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付（指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること（保健福祉センターに係るものを除く。）。
(36)　その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事務（指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除く。）に関すること（保健福祉センターに係るものを除く。）。
(37)　小児慢性特定疾病医療の実施のための事務に関すること（子ども青少年局の主管に属するもの及び保健福祉センターに係るものを除く。）。
(38)　児童福祉法による障害児通所給付費等の通所給付決定（保健福祉センターに係るものを除く。）及び障害児入所給付費の入所給付決定に関すること。
(39)　児童福祉法による障害児通所給付費等、障害児入所給付費及びこれらに関連する給付費等の支給（指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者及び指定発達支援医療機関への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること（保健福祉センターに係るものを除く。）。
(40)　特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条による福祉手当を含む。）の認定、支給の制限及び届出等の受理に関すること。
(41)　心身障害者扶養共済事業に係る掛金の徴収及び減免、年金、弔慰金及び地位の喪失に伴う返還金の支払、届出の受理その他書類の経由に関すること。
(42)　精神障害者福祉及び難病対策等に係る連絡調整に関すること。
(43)　国民健康保険被保険者資格の得喪その他に係る届出の受付及び審査に関すること。
(44)　国民健康保険の被保険者証の交付及び回収に関すること。
(45)　国民健康保険の療養費その他の金銭給付の申請の受付及び支払に関すること。
(46)　国民健康保険料の減額賦課及び減免の申請の受付並びに決定に関すること。
(47)　国民健康保険の一部負担金に係る減免に関すること。
(48)　国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金の申請、請求及び届出の受付に関すること。
(49)　その他国民健康保険事務及び国民年金事務のうち区長の指定する事項に関すること。
(50)　後期高齢者医療被保険者資格の得喪その他に係る申請及び届出の受付に関すること。
(51)　後期高齢者医療の被保険者証の引渡し及び返還の受付に関すること。
(52)　その他後期高齢者医療の実施のための事務のうち区長の指定する事項に関すること。
(53)　障害者医療費、ひとり親家庭等医療費及び子ども医療費（以下「障害者医療費等」という。）の助成対象者の資格の取得その他に係る届出の受付、審査及び認定並びに資格の確認に関すること。
(54)　障害者医療費等医療証の交付及び回収に関すること。
(55)　障害者医療費等の支給申請の受付及び支払に関すること。

教育委員会事務局

学校事務センター

(1)　学校事務に係る指導、支援及び助言に関すること。
(2)　学校事務改善に係る企画及び連絡調整に関すること。
(3)　学校用品の調達及び配分の集約に関すること。
(4)　名古屋市立の小学校及び中学校間における学校事務の連携に関すること。
(5)　教職員の給料その他の給付に関すること（教務部教職員課の主管に属するものを除く。）。

教育支援センター

(1)　文書の収受及び発送並びに公印の管守に関すること。
(2)　人事、給与及び予算決算の手続並びに物品の購入及び検収その他の会計事務に関すること。
(3)　施設及び設備の維持管理に関すること。
(4)　不登校児及びその保護者の教育相談に関すること。
(5)　不登校児の学習指導及び生活指導に関すること。
(6)　不登校児の相談及び指導に関する調査研究に関すること。

野外教育センター

(1)　市立学校の教育活動の一環として行なう野外教育の施設としてセンターを使用させること。
(2)　前号によるセンターの使用にあたって野外教育に関する指導及び助言を与えること。
(3)　野外教育に関する調査研究及び図書その他の資料の収集を行なうこと。
(4)　その他教育委員会（以下「委員会」という。）が市立学校の野外教育のため必要と認める事業を行なうこと。

上汐田教育集会所

(1)　地域住民のための講座、講演会等を開催すること。
(2)　地域住民の生涯学習等のための相談を行うこと。
(3)　上汐田教育集会所の施設を地域住民の集会その他の公共的利用に供すること。

見晴台考古資料館

(1)　見晴台遺跡に関する実物、模型、図書、図表、フィルム等の資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号において同じ。）を含む。以下「見晴台遺跡資料」という。）の収集、保管及び展示その他の供用
(2)　見晴台遺跡資料に係る電磁的記録の作成及び公開
(3)　見晴台遺跡資料の利用者に対する説明、助言及び指導
(4)　見晴台遺跡資料に関する専門的、技術的な調査研

究
(5)　見晴台遺跡資料の保管、展示等に関する技術的研究
(6)　見晴台遺跡資料に関する解説書、目録、年報、調査研究の報告書等の作成及び頒布
(7)　見晴台遺跡資料に関する講演会、研究会等の開催
(8)　学芸員その他の考古資料館の事業に従事する人材の養成及び研修
(9)　他の博物館、図書館、学校、研究所等との連携及び協力
(10)　地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（博物館法（昭和26年法律第285号）第３条第３項の文化観光をいう。）その他の活動の推進
(11)　その他教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める事業

鶴舞中央図書館
(1)　文書の収受、発送及び公印の管守に関すること。
(2)　人事、給与及び予算決算の手続に関すること。
(3)　調査、統計及び諸報告のとりまとめに関すること。
(4)　図書館相互の連絡調整に関すること。
(5)　関係諸機関との連絡及び広報に関すること。
(6)　施設の整備並びに施設及び設備の管理に関すること。
(7)　図書館協議会の庶務に関すること。
(8)　図書館の管理運営に係る企画及び調整に関すること。
(9)　他の課の主管に属しないこと。
担当課長（図書館改革）
(1)　図書館の管理運営に係る企画及び調整に関すること。
(2)　施設の整備並びに施設及び設備の管理に関すること。
整理課
(1)　図書館資料（以下「資料」という。）の収集計画に関すること。
(2)　資料の収集及び選択の連絡調整に関すること。
(3)　資料の受贈及び受託の連絡調整に関すること。
(4)　資料の分類に関すること。
(5)　資料の目録に関すること。
(6)　総合図書目録の編成に関すること。
(7)　資料の廃棄の連絡調整に関すること。
(8)　その他資料の整理に関すること。
(9)　電子計算機処理に関すること。
(10)　蔵書統計に関すること。
(11)　自動車図書館に関すること。
奉仕課
(1)　中央図書館の資料の選択、収集、供用、相互貸借、保管及び廃棄に関すること。
(2)　中央図書館の資料に係る読書案内、読書相談及び参考調査に関すること。
(3)　読書会、研究会、展示会等の開催及びその奨励に関すること。
(4)　閲覧統計に関すること。
(5)　点字文庫の運営に関すること。
(6)　児童図書研究室に関すること。
(7)　閲覧所の運営に関すること。
(8)　視聴覚機器の管理及び集会室の運営に関すること。
(9)　教科書センターに関すること。
(10)　資料の複写に関すること。
(11)　資料の修理、製本及び保存に関すること。
図書館
(1)　図書館資料の収集、整理及び保存
(2)　図書館資料の館内供用（対面読書を含む。）
(3)　図書館資料の個人貸出し（郵送貸出しを含む。）及び団体貸出し
(4)　読書案内、読書相談及び参考調査
(5)　自動車図書館の運営
(6)　閲覧所、配本所等の設置
(7)　点字文庫の運営
(8)　図書館資料の複写
(9)　読書会、研究会、展示会等の開催及びその奨励
(10)　他の図書館等との協力及び図書館資料の相互貸借
(11)　その他教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める事業

博物館
総務課
(1)　文書の収受及び発送並びに公印の管守に関すること。
(2)　人事、給与及び予算決算の手続並びに物品の購入及び検収その他の会計事務に関すること。
(3)　調査、統計及び諸報告に関すること。
(4)　博物館協議会の庶務に関すること。
(5)　施設及び設備の維持管理並びに館内の秩序維持に関すること。
(6)　観覧券の発売及び改札並びにこれに伴う収入事務に関すること。
(7)　施設の使用の許可に関すること。
(8)　特別利用料及び使用料の徴収に関すること。
(9)　入館者の受付、案内その他のサービスに関すること。
(10)　博物館の魅力向上の推進に関すること。
(11)　学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修に関すること。
(12)　分館に関すること。
(13)　他の課の主管に属しないこと。
担当課長（博物館の魅力向上）
(1)　博物館の魅力向上の推進に関すること。
学芸課
(1)　博物館資料の収集、保管、展示及び供用に関すること。
(2)　博物館資料に係る電磁的記録の作成及び公開に関すること。
(3)　博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。
(4)　博物館資料の利用者に対する説明、助言及び指導に関すること。
(5)　博物館資料の保管、展示等に関する技術的研究に関すること。
(6)　博物館資料に関する解説書、目録、年報、調査研究の報告書等の作成及び頒布に関すること。
(7)　博物館資料に関する講演会、研究会等の開催に関すること。
(8)　他の博物館、図書館、学校、研究所等との連携及び協力に関すること。
(9)　地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進に関すること。
(10)　その他学芸事務に関すること。
蓬左文庫
(1)　文庫において保管することを適当と認める資料（以下「文庫資料」という。）の収集、保管、展示及び供用

(2)　文庫資料に係る電磁的記録（条例第２条第１号の電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成及び公開
(3)　文庫資料の利用者に対する説明、助言及び指導
(4)　文庫資料に関する専門的、技術的な調査研究
(5)　文庫資料の保管、展示等に関する技術的研究
(6)　文庫資料に関する解説書、目録、調査研究の報告書等の作成及び頒布
(7)　文庫資料に関する講演会等の開催
(8)　学芸員その他の文庫の事業に従事する人材の養成及び研修
(9)　他の博物館、図書館、学校、研究所等との連携及び協力
(10)　地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（条例第２条第10号の文化観光をいう。以下同じ。）その他の活動の推進
(11)　その他教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める事業

秀吉清正記念館
(1)　記念館において保管することを適当と認める資料（以下「記念館資料」という。）の収集、保管、展示及び供用
(2)　記念館資料に係る電磁的記録の作成及び公開
(3)　記念館資料の利用者に対する説明、助言及び指導
(4)　記念館資料に関する専門的、技術的な調査研究
(5)　記念館資料の保管、展示等に関する技術的研究
(6)　記念館資料に関する解説書、目録等の作成及び頒布
(7)　記念館資料に関する講演会等の開催
(8)　学芸員その他の記念館の事業に従事する人材の養成及び研修
(9)　他の博物館、図書館、学校、研究所等との連携及び協力
(10)　地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進
(11)　その他委員会が必要と認める事業

美術館
総務課
(1)　文書の収受及び発送並びに公印の管守に関すること。
(2)　人事、給与及び予算決算の手続並びに物品の購入及び検収その他の会計事務に関すること。
(3)　調査、統計及び諸報告に関すること。
(4)　美術館協議会の庶務に関すること。
(5)　施設及び設備の維持管理並びに館内の秩序維持に関すること。
(6)　観覧券の発売及び改札並びにこれに伴う収入事務に関すること。
(7)　特別利用料の徴収に関すること。
(8)　入館者の受付、案内その他のサービスに関すること。
(9)　学芸員その他の美術館の事業に従事する人材の養成及び研修に関すること。
(10)　美術関係団体に関すること（他の課の主管に属することを除く。）。
(11)　他の課の主管に属しないこと。
学芸課
(1)　美術品等（名古屋市美術館条例（昭和63年名古屋市条例第７号）第２条第１号に規定する美術品等をいう。以下同じ。）の収集、保管、展示及び供用に関すること。
(2)　美術品等に係る電磁的記録の作成及び公開に関すること。
(3)　美術に関する専門的な調査研究に関すること。
(4)　美術品等の利用者に対する説明、助言及び指導に関すること。
(5)　美術に関する案内書、解説書、目録、年報、調査研究の報告書等の作成及び頒布に関すること。
(6)　美術に関する講演会、講習会、映写会、研究会等の開催に関すること。
(7)　美術に関する視聴覚教材、図書等を一般の利用に供すること。
(8)　広報及び宣伝に関すること。
(9)　他の美術館、博物館、図書館、学校、研究所等との連携及び協力に関すること。
(10)　地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進に関すること。
(11)　その他学芸事務に関すること。
(12)　美術教育の企画及び美術に関する知識の普及啓発に関すること。

科学館
総務課
(1)　人事、文書、公印及び予算決算の事務手続に関すること。
(2)　使用料等の徴収、契約及び会計事務に関すること。
(3)　物品の購入及び検収に関すること。
(4)　科学館協議会の庶務に関すること。
(5)　施設及び設備の維持管理並びに館内の秩序維持に関すること。
(6)　観覧券の発売及び改札等並びにこれに伴う会計事務に関すること。
(7)　広報、宣伝及び催物の実施に関すること。
(8)　入館者への案内、説明その他のサービスに関すること。
(9)　学芸員その他の科学館の事業に従事する人材の養成及び研修に関すること。
(10)　他の課の主管に属しないこと。
担当課長（科学館の魅力向上）
(1)　科学館の魅力向上の推進に関すること。
学芸課
(1)　科学に関する展示品に係る企画及び展示その他の供用に関すること。
(2)　科学に関する展示品に係る電磁的記録の作成及び公開に関すること。
(3)　科学知識の普及啓発及び指導に関すること。
(4)　科学技術に関する情報の収集及び提供並びに出版に関すること。
(5)　展示室の運営に関すること。
(6)　サイエンスホール及び情報資料室の運営に関すること。
(7)　地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進に関すること。
(8)　プラネタリウムに係る企画及び運営に関すること。
(9)　その他学芸事務に関すること。
担当課長（天文）
(1)　天文教育の企画及び天文に関する知識の普及啓発に関すること。

教育センター
総務課
(1)　文書の収受及び発送並びに公印の管守に関すること。
(2)　人事、給与及び予算決算の手続並びに物品の購入

及び検収その他の会計事務に関すること。
(3)　調査、統計及び諸報告に関すること。
(4)　施設及び設備の維持管理並びに所内の秩序維持に関すること。
(5)　施設の使用の許可に関すること。
(6)　使用料の徴収に関すること。
(7)　部の主管に属しないこと。

研修部

(1)　教職員の研修の実施（研究調査部及び教育相談部の主管に属するものを除く。）に関すること。
(2)　教育研究員の指導に関すること。

研究調査部

(1)　教育に関する専門的及び技術的な調査研究（教育相談部の主管に属するものを除く。）に関すること。
(2)　教育資料の作成、収集及び提供（教育相談部の主管に属するものを除く。）に関すること。
(3)　図書等の閲覧に関すること。
(4)　教育関係機関との連絡及び協力に関すること。
(5)　校内研修支援に関すること。

教育相談部

(1)　教職員並びに幼児、児童及び生徒に対する教育相談に関すること。
(2)　教育相談及び特別支援教育に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。
(3)　教育相談及び特別支援教育に関する教職員の研修の実施に関すること。
(4)　特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する検査に関すること。
(5)　教育相談及び特別支援教育に関する資料の作成、収集及び提供に関すること。

令和 6 年度の組織改正について

市民の期待に応え、効率的・効果的な行政運営を進めるとの基本方針に沿って、役割や機能の低下した組織を統合・廃止し、行政組織の簡素化・効率化を図るとともに、新たな行政需要や課題に対応するための体制整備を実施します。

その主な内容は、下記のとおりです。

記

1 制度改正

○ 組織の最小単位の拡大等

組織の最小単位を「係」から「課」に拡大し、課全体で協力しやすい組織体制とすることで組織力の強化を図るとともに、組織名称を簡素化し、職位や職責がより分かりやすい組織とする改正を行います。

【改正内容】

・組織の最小単位を「係」から「課」に拡大し、係長、主査の名称を「課長補佐」に統一

・課、室（課長級組織）の名称を「課」に統一

・監、参事、主幹を「担当局長、担当部長、担当課長」に変更

2 新たな行政課題への対応

○ 危機管理に係る執行体制

大規模災害への懸念や新興再興感染症への対応等に向けた危機管理体制を強化するとともに、危機事象発生時等における初動対応を強化するため、担当部長（危機対策・危機管理）及び課長補佐（危機管理）を設置するとともに、主幹（広域連携）を担当課長（危機管理・広域連携）に改めます。

○ シティプロモーションの推進に係る執行体制

本市が「住みやすい」「働きやすい」「訪れたくなる」「投資したくなる」都市として選ばれることや、持続的な発展・成長の実現に向け、本市の施策や魅力の浸透、ひいては市民の愛着醸成や都市ブランドの確立を図るため、担当課長（シティプロモーション推進）及び課長補佐（シティプロモーション推進）を設置します。

○ アジア・アジアパラ競技大会に係る執行体制

第 20 回アジア競技大会及び第 5 回アジアパラ競技大会の開催に向けて開催都市及び組織委員会においてますます本格化していく開催準備等に対応するため、アジア・アジアパラ競技大会推進部を立ち上げるとともに、担当課長（事業調整）や課長補佐（アジア・アジアパラ競技大会に係る連絡調整）を増設するなど、組織体制を強化します。

○ バリアフリー整備の推進に係る執行体制

障害者や高齢者をはじめ配慮を必要とする当事者のニーズを施設整備へ反映させ、バリアフリーのまちづくりにつながる取組みを行うため、担当部長（障害者差別解消・バリアフリーの推進）、担当課長（バリアフリー整備に係る企画調整）及び課長補佐（バリアフリー整備に係る企画調整）を設置します。

○ ライフステージを通した子ども・若者・子育て家庭への支援の拡充に向けた執行体制

出会い、結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえられる社会づくりに向け、子どもや若者、子育て家庭への支援及び社会の機運醸成等に局横断的に取り組むため、担当部長（子ども未来応援）、担当課長（子ども未来応援）及び課長補佐（子ども未来応援）を設置します。

3 行政組織の見直し

○ 新型コロナウイルス感染症などの新興再興感染症対策に係る執行体制

新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行したこと等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策監及び新型コロナウイルス感染症対策部を廃止する一方で、今後の新興再興感染症への対応力強化に向けて、平時からの連携体制構築や感染症対策に係る企画調整機能強化のための組織を設置します。

【参考】令和６年４月１日付け組織改正における組織数の増減

	局長級	部長級	課長級	課長補佐級	計
市長部局等	＋1	±0	＋5	＋49	＋55
上下水道局	－	＋1	＋1	＋4	＋6
交通局	－	－	－	＋2	＋2
計	＋1	＋1	＋6	＋55	＋63

※教職員組織を除く。

（資料）

新　旧　対　照　表

［凡例］　新設　兼務・併任　廃止　廃止　名称変更

１　市長部局等

改　正　前	改　正　後	備　考
会　計　室（局長級） （会計管理者を充てる）	**会　計　室**（局長級） ・会計管理者を充てる ・次長を事務取扱	
次　長（部長級） ・防災危機管理局参事（危機管理に係る連絡調整）を兼務 ・出納課長を事務取扱	次　長（部長級） （事務取扱） （会計室長が事務取扱）	
出　納　課 （次長が事務取扱）	会　計　課 （専任化） （防災危機管理局担当課長（危機管理に係る連絡調整）を兼務）	
庶　務　係	課長補佐（庶務）	
改善指導係	課長補佐（調査）	
主査（検査・指導）	課長補佐（システム）	
出　納　係	課長補佐（収入業務に係る総合調整）	
	担当課長（出納）	
	課長補佐（出納）	
	課長補佐（審査）③	
主幹（会計事務に係る総合調整）	廃止	
審　査　課	廃止	
審査第一係		
審査第二係		
主査（審査）		

（防災危機管理局）

改　正　前	改　正　後	備　考
防災危機管理局	**防災危機管理局**	
次　長（部長級） ・参事（想定最大規模災害対策推進）を兼務 ・消防局参事（災害対応に係る連絡調整）を併任	次　長（部長級） （担当部長（想定最大規模災害対策推進）を兼務）	
総　務　課 （財政局財政部主幹（資産経営の推進）を兼務）	総　務　課 （財政局財政部担当課長（資産経営の推進）を兼務）	
庶　務　係	課長補佐（庶務）	
経　理　係	課長補佐（経理）	
危機管理企画室（課長級）	防災企画課	
企　画　係	課長補佐（防災企画統括） 課長補佐（防災企画）	
主査（風水害対策）	課長補佐（風水害対策）	
主幹（地域強靱化に係る人材育成等）	担当課長（防災啓発・人材育成等）	
主査（地域強靱化に係る人材育成等）	課長補佐（防災啓発・人材育成）	
参事（危機管理に係る連絡調整）　⑤ ・会計室次長が兼務 ・市長室次長が兼務 ・監査事務局次長が併任 ・人事委員会事務局次長が併任 ・選挙管理委員会事務局次長が併任	担当部長（危機管理に係る連絡調整）　④ ・市長室次長が兼務 ・監査事務局次長が併任 ・人事委員会事務局次長が併任 ・選挙管理委員会事務局次長が併任	
主幹（危機管理に係る連絡調整）　㉛ ・総務局総務課長が兼務 ・財政局総務課長が兼務 ・スポーツ市民局総務課長が兼務 ・経済局総務課長が兼務 ・観光文化交流局総務課長が兼務 ・環境局総務課長が兼務 ・健康福祉局監査課長が兼務 ・子ども青少年局総務課長が兼務 ・住宅都市局総務課長が兼務 ・緑政土木局主幹（道路等の危機管理・水防）が兼務 ・区役所総務課長が兼務 ・市会事務局総務課長が併任 ・教育委員会事務局総務課長が併任 ・消防局総務課長が併任 ・上下水道局防災危機管理室長が併任 ・交通局総務課長が併任	担当課長（危機管理に係る連絡調整）　㉛ ・総務局総務課長が兼務 ・財政局総務課長が兼務 ・スポーツ市民局総務課長が兼務 ・経済局総務課長が兼務 ・観光文化交流局総務課長が兼務 ・環境局総務課長が兼務 ・健康福祉局監査課長が兼務 ・子ども青少年局総務課長が兼務 ・住宅都市局総務課長が兼務 ・緑政土木局担当課長（道路等の危機管理・水防）が兼務 ・区役所総務課長が兼務 ・市会事務局総務課長が併任 ・教育委員会事務局総務課長が併任 ・消防局総務課長が併任 ・上下水道局防災課長が併任 ・交通局総務課長が併任	
	担当課長（危機管理に係る連絡調整） （会計室会計課長が兼務）	

（防災危機管理局）

改　正　前	改　正　後	備　考
参事（想定最大規模災害対策推進） （次長が兼務）	担当部長（想定最大規模災害対策推進） （次長が兼務）	
想定最大規模災害対策推進室 （課長級）	想定最大規模災害対策推進課	
主査（想定最大規模災害対策推進） ②	課長補佐（想定最大規模災害対策推進） ②	
主幹（想定最大規模災害対策推進） ④ ・住宅都市局都市計画部主幹（防災・都市施策）が兼務 ・緑政土木局主幹（道路等の危機管理・水防）が兼務 ・上下水道局計画部主幹（雨水対策の総合調整）が併任 ・消防局消防部消防課長が併任	担当課長（想定最大規模災害対策推進） ④ ・住宅都市局都市計画部担当課長（防災・都市施策）が兼務 ・緑政土木局担当課長（道路等の危機管理・水防）が兼務 ・上下水道局計画部担当課長（流域管理）が併任 ・消防局消防部消防課長が併任	
	担当部長（危機対策・危機管理） （消防局担当部長（災害対応に係る連絡調整）を併任）	
危機対策室（課長級） （消防局総務部主幹（災害対応に係る連絡調整）を併任）	危機対策課 （消防局総務部担当課長（災害対応に係る連絡調整）を併任）	
危機対策係 （消防局総務課主査（災害対応に係る連絡調整）を併任）	課長補佐（危機対策） （消防局総務課課長補佐（災害対応に係る連絡調整）を併任）	
主査（情報・啓発） ② （消防局総務課主査（災害対応に係る連絡調整）を併任）	課長補佐（防災情報システム） （消防局総務課課長補佐（災害対応に係る連絡調整）を併任）	
	廃止	
主幹（危機対策に係る総合調整）	担当課長（危機対策に係る総合調整）	
主幹（新型コロナウイルス感染症対策等に係る総合調整・広報）	廃止	
主査（新型コロナウイルス感染症対策等に係る総合調整・広報）	廃止	
主幹（広域連携）	担当課長（危機管理・広域連携）	
	課長補佐（危機管理）	
主査（広域連携）	課長補佐（広域連携）	
主幹（初動対応） ③ （消防局消防部主幹（指令管制等）が併任）	担当課長（初動対応） ③ （消防局消防部担当課長（指令管制等）が併任）	

（防災危機管理局）

改　正　前	改　正　後	備　考
地域防災室（課長級）	地域防災課	
地域防災係	課長補佐（地域防災）	
主査（住民支援）	課長補佐（住民支援）	
主査（住民支援） （消防局総務課主査（災害対応に係る連絡調整）を併任）	課長補佐（住民支援） （消防局総務課課長補佐（災害対応に係る連絡調整）を併任）	
	課長補佐（災害対策に係る地域活動の推進）⑯ （区役所総務課課長補佐（防災）が兼務）	
	担当課長（要配慮者対策）	
主査（要配慮者対策）	課長補佐（要配慮者対策）	
主査（災害対策に係る地域活動の推進）⑯ （区役所総務課主査（防災）が兼務）		

（市長室）

改　正　前	改　正　後	備　考
市　長　室	**市　長　室**	
次　長（部長級） ・防災危機管理局参事（危機管理に係る連絡調整）を兼務 ・秘書課長を事務取扱	次　長（部長級） ・防災危機管理局担当部長（危機管理に係る連絡調整）を兼務 ・秘書課長を事務取扱	
秘　書　課 （次長が事務取扱）	秘　書　課 （次長が事務取扱）	
庶　務　係	課長補佐（庶務）	
秘　書　係	課長補佐（秘書統括）	
主査（秘書）④	課長補佐（秘書）④	
主幹（秘書事務に係る特命事項の処理）	担当課長（秘書事務に係る特命事項の処理）	
主査（秘書事務に係る特命事項の処理）	課長補佐（秘書事務に係る特命事項の処理）	
広　報　課	広　報　課	
企　画　係	課長補佐（企画）	
	課長補佐（ＤＸ広報の推進）	
広　報　係	課長補佐（広報）	
報　道　係	課長補佐（報道）	

改　正　前	改　正　後	備　考
総　務　局	**総　務　局**	
総　務　課	総　務　課	
・防災危機管理局主幹(危機管理に係る連絡調整)を兼務 ・財政局財政部主幹(資産経営の推進)を兼務	・防災危機管理局担当課長(危機管理に係る連絡調整)を兼務 ・財政局財政部担当課長(資産経営の推進)を兼務	
庶　務　係	課長補佐（庶務）	
主査（総務に係る特命事項の処理）（R5.10設置）	廃止	
経　理　係	課長補佐（経理）	
管　理　係	課長補佐（管理）	
主幹（治安に係る特命事項の処理）②	担当課長（治安に係る特命事項の処理）②	
(愛知県警察が併任)	(愛知県警察が併任)	
行政ＤＸ推進部	行政ＤＸ推進部	
行政改革推進室（課長級）	行政改革推進課	
行政改革推進係	課長補佐（行政改革推進）	
組織定員係	課長補佐（組織定員）	
	課長補佐（業務改革）	
主幹（組織定員）	担当課長（組織定員）	
主幹（行政改革）④	担当課長（行政改革）④	
・職員部人事課長が兼務 ・職員部給与課長が兼務 ・企画部企画課長が兼務 ・財政局財政部主幹(財政健全化等)が兼務	・職員部人事課長が兼務 ・職員部給与課長が兼務 ・企画部企画課長が兼務 ・財政局財政部担当課長(財政健全化等)が兼務	
主査（行政改革） (財政局財政課主査(財政健全化等)が兼務)	課長補佐（行政改革） (財政局財政課課長補佐(財政健全化等)が兼務)	
法　制　課	法　制　課	
文　書　係	課長補佐（文書）	
	課長補佐（文書事務ＤＸの推進）	
法　規　係	課長補佐（法規）	
主査（法規）	課長補佐（訟務）	
主査（行政不服審査）	課長補佐（行政不服審査）	
デジタル改革推進課	デジタル改革推進課	
デジタル改革推進係	課長補佐（デジタル改革推進）	
主査（システム標準化）	課長補佐（システム標準化）	
	課長補佐（システム標準化）	

改　正　前	改　正　後	備　考
主査（デジタル改革に係る特命事項の処理） （東京事務所主査（調査）を兼務）	課長補佐（デジタル改革に係る特命事項の処理）	
情報基盤係	課長補佐（情報基盤）	
主査（電子情報の保護対策）	課長補佐（電子情報の保護対策）	
主査（次期情報基盤の整備）	課長補佐（次期情報基盤の整備）	
主幹（ＤＸの推進）	担当課長（ＤＸの推進）	
主査（ＤＸの推進）　③	課長補佐（ＤＸの推進）　③	
主査（ＤＸの推進）　② ・健康福祉局監査課主査（ＤＸの推進に係る調整）を兼務 ・子ども青少年局企画経理課主査（ＤＸの推進に係る調整）を兼務	課長補佐（ＤＸの推進）　② ・健康福祉局監査課課長補佐（ＤＸの推進）を兼務 ・子ども青少年局企画経理課課長補佐（ＤＸの推進）を兼務	
主査（ＤＸの推進） （上下水道局情報企画推進課主査（デジタル改革推進）が併任）	課長補佐（ＤＸの推進） （上下水道局経営企画課課長補佐（ＤＸ推進）が併任）	
市政資料館（非特）	市政資料館（非特）	
副　館　長（課長級）	副　館　長（課長級）	
庶　務　係	副館長補佐（庶務）	
職　員　部	職　員　部	
人　事　課 （行政ＤＸ推進部主幹（行政改革）を兼務）	人　事　課 （行政ＤＸ推進部担当課長（行政改革）を兼務）	
調　査　係	課長補佐（調査）	
主査（定年延長に係る調整）	課長補佐（定年延長に係る調整）	
主査（職員情報システム ②の再構築・人事事務改善） （給与課主査（職員情報システムの再構築・給与事務改善）が兼務）	課長補佐（職員情報システム ②の再構築・人事事務改善） （給与課課長補佐（職員情報システムの再構築・給与事務改善）が兼務）	
主査（服務） （コンプライアンス推進室主査（監察等）が兼務）	課長補佐（服務） （コンプライアンス推進課課長補佐（監察）が兼務）	
人　事　係	課長補佐（人事統括）	
主査（人事等）	課長補佐（人事）	
主査（人事制度等に係る特命事項の処理）	課長補佐（人事制度等に係る特命事項の処理）	
	課長補佐（人材マネジメントの推進）	

改　正　前	改　正　後	備　考
人材育成係		
主幹（人材確保・育成）	担当課長（人材確保・育成）	
	課長補佐（人材育成）	
コンプライアンス推進室（課長級）	コンプライアンス推進課	
推　進　係	課長補佐（推進）	
主査（監察等） （人事課主査(服務)を兼務）	課長補佐（監察） （人事課課長補佐(服務)を兼務）	
給　与　課 （行政ＤＸ推進部主幹(行政改革)を兼務）	給　与　課 （行政ＤＸ推進部担当課長(行政改革)を兼務）	
給　与　係	課長補佐（給与）	
主査（職員情報システム ②の再構築・給与事務改善） （人事課主査(職員情報システムの再構築・人事事務改善)を兼務）	課長補佐（職員情報システ ②ムの再構築・給与事務改善） （人事課課長補佐(職員情報システムの再構築・人事事務改善)を兼務）	
労　政　係	課長補佐（労政）	
安全衛生課	安全衛生課	
安全衛生係	課長補佐（安全衛生）	
福利厚生係	課長補佐（福利厚生）	
主幹（メンタルヘルス・保健指導）	担当課長（メンタルヘルス・保健指導）	
主査（メンタルヘルス・保健指導）	課長補佐（メンタルヘルス・保健指導）	
企画調整監	担当局長（企画調整）	
企　画　部	企　画　部	
企　画　課 （行政ＤＸ推進部主幹(行政改革)を兼務）	企　画　課 （行政ＤＸ推進部担当課長(行政改革)を兼務）	
企　画　係	課長補佐（企画統括）	
主査（企画）②	課長補佐（企画）②	
調　査　係	課長補佐（調査）	
主幹（企画・水に係る施策の調整） （上下水道局計画部主幹(水に係る施策の調整)が併任）	担当課長（企画・水に係る施策の調整） （上下水道局計画部担当課長(水に係る施策の調整)が併任）	
主査（企画・水に係る　②施策の調整） ・緑政土木局河川計画課主査(水に係る施策の調整)が兼務 ・上下水道局水道計画課主査(水資源)が併任	課長補佐（企画・水に係る ②施策の調整） ・緑政土木局河川計画課課長補佐(水に係る施策の調整)が兼務 ・上下水道局水道計画課課長補佐(水資源)が併任	

改　正　前	改　正　後	備　考
	担当課長（シティプロモーション推進）	
	課長補佐（シティプロモーション推進）②	
大都市・広域行政推進室（課長級）	大都市・広域行政推進課	
主査（大都市・広域行政推進）	課長補佐（大都市・広域行政推進）	
主査（広域連携推進）	課長補佐（広域連携推進）	
主幹（指定都市間の連絡調整）（東京事務所主幹(調査)を兼務）	担当課長（指定都市間の連絡調整）（東京事務所担当課長(調査)を兼務）	
統　計　課	統　計　課	
統計調査係	課長補佐（統計調査）	
解析活用係	課長補佐（解析活用）	
総合調整部	総合調整部	
総合調整室（課長級）	総合調整課	
調　整　係	課長補佐（調整統括）	
主査（調整）	課長補佐（調整）	
	課長補佐（調整）② ・住宅都市局企画経理課課長補佐（企画調整）が兼務 ・緑政土木局企画経理課課長補佐（広域交通に係る企画調整)が兼務	
	課長補佐（万博に係る企画調整）	
主幹（公民連携推進に係る企画調整）	担当課長（公民連携推進に係る企画調整）	
主査（公民連携推進に係る企画調整）②	課長補佐（公民連携推進に係る企画調整）	
	課長補佐（公民連携推進に係る企画調整）	
主査（大学連携等）	課長補佐（大学連携）	
アジア・アジアパラ競技大会推進室（課長級）		
推　進　係		
主査（広報・事業調整）		
主査（アジア・アジアパラ競技大会に係る連絡調整）⑭		

改　正　前	改　正　後	備　考
主査（アジア・アジアパラ競技大会の推進に係る特命事項の処理） （東京事務所主査（調査）を兼務）		
主幹（事業調整）		
主査（事業調整） （緑政土木局企画経理課主査（道路等に係る連絡調整）が兼務）		
主幹（選手村に係る総合調整） （住宅都市局都市整備部主幹（アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用に係る民間開発の推進）が兼務）		
主幹（競技会場に係る連絡調整） （スポーツ市民局スポーツ施設室長が兼務）	⟹（アジア・アジアパラ競技大会推進部へ移管）	
主幹（瑞穂公園陸上競技場の改築に係る連絡調整） （スポーツ市民局スポーツ推進部主幹（瑞穂公園陸上競技場の改築）が兼務）		
主幹（アジア・アジアパラ競技大会に係る企画調整） ・スポーツ市民局スポーツ推進部主幹（アジア・アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整）を兼務 ・健康福祉局障害福祉部主幹（アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整）を兼務		
主査（アジア・アジアパラ競技大会に係る企画調整） ・スポーツ市民局スポーツ戦略室主査（アジア・アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整）を兼務 ・健康福祉局障害企画課主査（アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整）を兼務	②	
空港対策室（課長級）	空港対策課	
主査（空港）	課長補佐（空港）	
主査（空港） （緑政土木局企画経理課主査（広域交通に係る企画調整）が兼務）	課長補佐（空港） （緑政土木局企画経理課課長補佐（広域交通に係る企画調整）が兼務）	
主査（空港アクセス） （住宅都市局企画経理課主査（企画調整）が兼務）	課長補佐（空港アクセス） （住宅都市局企画経理課課長補佐（企画調整）が兼務）	
	アジア・アジアパラ競技大会推進部	
	アジア・アジアパラ競技大会推進課	
	課長補佐（推進）	

改　正　前	改　正　後	備　考
	課長補佐（広報・事業調整）	
	課長補佐（アジア・アジアパラ競技大会に係る連絡調整） ⑭	
	課長補佐（アジア・アジアパラ競技大会に係る連絡調整） ⑬	
	課長補佐（アジア・アジアパラ競技大会の推進に係る特命事項の処理） （東京事務所次長補佐（調査）を兼務）	
	課長補佐（アジア・アジアパラ競技大会の推進に係る特命事項の処理） （東京事務所次長補佐（調査）を兼務）	
	担当課長（事業調整）	
	担当課長（事業調整）	
	課長補佐（事業調整） （緑政土木局企画経理課課長補佐（道路等に係る連絡調整）が兼務）	
	課長補佐（事業調整） ③	
	課長補佐（事業調整） ②	
（総合調整部から移管） ⟹	・住宅都市局企画経理課課長補佐（企画調整）が兼務 ・緑政土木局企画経理課課長補佐（広域交通に係る企画調整）が兼務	
	担当課長（名古屋競馬場跡地開発に係る総合調整） （住宅都市局市街地整備部担当課長（名古屋競馬場跡地における民間開発の調整）が兼務）	
	担当課長（競技会場に係る連絡調整） （スポーツ市民局スポーツ施設課長が兼務）	
	担当課長（瑞穂公園陸上競技場の改築に係る連絡調整） （スポーツ市民局スポーツ推進部担当課長（瑞穂公園陸上競技場の改築）が兼務）	

改　正　前	改　正　後	備　考
	担当課長（アジア・アジアパラ競技大会に係る企画調整） ・スポーツ市民局スポーツ推進部担当課長（アジア・アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整）を兼務 ・健康福祉局障害福祉部担当課長（アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整）を兼務	
	課長補佐（アジア・アジアパラ競技大会に係る企画調整） ・スポーツ市民局スポーツ戦略課課長補佐（アジア・アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整）を兼務 ・健康福祉局障害企画課課長補佐（アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整）を兼務	②
市立大学監 ・市立大学部長を事務取扱 ・健康福祉局医療政策監を兼務	担当局長（市立大学） ・市立大学部長を事務取扱 ・健康福祉局担当局長（医療政策）を兼務	
市立大学部 （市立大学監が事務取扱）	市立大学部 （担当局長（市立大学）が事務取扱）	
市立大学室（課長級）	市立大学課	
主査（市立大学）	課長補佐（市立大学）	
主査（市立大学）		
主幹（市立大学に係る特命事項の処理） （健康福祉局健康部主幹（医療関係施設に係る特命事項の処理）を兼務）	担当課長（市立大学に係る特命事項の処理） （健康福祉局健康部担当課長（医療関係施設に係る特命事項の処理）を兼務）	
主査（市立大学に係る特命事項の処理） （健康福祉局医療連携推進室主査（医療関係施設に係る特命事項の処理）を兼務）	課長補佐（市立大学に係る特命事項の処理） （健康福祉局医療連携推進課課長補佐（医療関係施設に係る特命事項の処理）を兼務）	
	課長補佐（市立大学に係る特命事項の処理） （健康福祉局医療連携推進課課長補佐（医療関係施設に係る特命事項の処理）を兼務）	
参事（市立大学病院） （健康福祉局参事（医療連携推進）が兼務）	担当部長（市立大学病院） （健康福祉局担当部長（医療連携推進）が兼務）	
主幹（市立大学病院） （健康福祉局医療連携推進室長が兼務）	担当課長（市立大学病院） （健康福祉局医療連携推進課長が兼務）	
東京事務所（部長級）	東京事務所（部長級）	
次　長（課長級）	次　長（課長級）	
主査（総括）	次長補佐（総括）	

改　正　前	改　正　後	備　考
主査（調査）	次長補佐（調査）	
主査（調査）④ ・デジタル改革推進課主査(デジタル改革に係る特命事項の処理)が兼務 ・アジア・アジアパラ競技大会推進室主査(アジア・アジアパラ競技大会の推進に係る特命事項の処理)が兼務 ・住宅都市局企画経理課主査(まちづくりに係る調査研究)が兼務 ・名古屋港管理組合職員が併任	次長補佐（調査）③ ・アジア・アジアパラ競技大会推進課課長補佐(アジア・アジアパラ競技大会の推進に係る特命事項の処理)が兼務 ・住宅都市局企画経理課課長補佐(まちづくりに係る調査研究)が兼務 ・名古屋港管理組合職員が併任	
	次長補佐（調査） (アジア・アジアパラ競技大会推進課課長補佐(アジア・アジアパラ競技大会の推進に係る特命事項の処理)が兼務	
	次長補佐（調査） (財政局収納対策課課長補佐(徴収指導)が兼務)	
	次長補佐（調査） (経済局スタートアップ支援課課長補佐(スタートアップ支援に係る特命事項の処理)が兼務)	
	次長補佐（調査） (住宅都市局都心まちづくり課課長補佐(まちづくりに係る特命事項の処理)が兼務)	
主幹（調査） (企画部主幹(指定都市間の連絡調整)が兼務)	担当課長（調査） (企画部担当課長(指定都市間の連絡調整)が兼務)	
主幹（調査） (消防局総務部主幹(広域応援に係る調査研究)が併任)	担当課長（調査） (消防局総務部担当課長(広域応援に係る調査研究)が併任)	
主幹（調整） (経済局イノベーション推進部主幹(企業誘致に係る特命事項の処理)が兼務)	担当課長（調整） (経済局イノベーション推進部担当課長(企業誘致に係る特命事項の処理)が兼務)	
	次長補佐（調整） (経済局産業立地交流課課長補佐(企業誘致に係る特命事項の処理)が兼務)	

改　正　前	改　正　後	備　考
財　政　局	**財　政　局**	
総　務　課	総　務　課	
・防災危機管理局主幹（危機管理に係る連絡調整）を兼務 ・財政部主幹（資産経営の推進）を兼務	・防災危機管理局担当課長（危機管理に係る連絡調整）を兼務 ・財政部担当課長（資産経営の推進）を兼務	
庶　務　係	課長補佐（庶務）	
主査（企画経理）	課長補佐（企画経理）	
管　理　係	課長補佐（管理）	
財　政　部	財　政　部	
財　政　課	財　政　課	
財政調査係	課長補佐（財政調査）	
予算第一係	課長補佐（予算統括）	
予算第二係	課長補佐（予算）	
主査（予算に係る企画調整等）　③	課長補佐（予算に係る企画調整等）　③	
主幹（財源対策）	担当課長（財源対策）	
主幹（財政健全化等） （総務局行政ＤＸ推進部主幹（行政改革）を兼務）	担当課長（財政健全化等） （総務局行政ＤＸ推進部担当課長（行政改革）を兼務）	
主査（財政健全化等） （総務局行政改革推進室主査（行政改革）を兼務）	課長補佐（財政健全化等） （総務局行政改革推進課課長補佐（行政改革）を兼務）	
資　金　課	資　金　課	
資　金　係	課長補佐（資金）	
主査（歳入確保に係る特命事項の処理）	課長補佐（歳入確保に係る特命事項の処理）	
市　債　係	課長補佐（市債）	
参事（資産経営）	担当部長（資産経営）	
財産管理課	財産管理課	
財産管理係	課長補佐（財産管理）	
主査（用地）	課長補佐（用地）	
資産経営課	資産経営課	
資産経営係	課長補佐（資産経営統括）	
	課長補佐（資産経営）　③	
資産活用係	課長補佐（資産活用）	
主幹（資産経営） （住宅都市局営繕部主幹（アセットマネジメントの推進）を兼務）	担当課長（資産経営） （住宅都市局営繕部担当課長（アセットマネジメントの推進）を兼務）	
主査（資産経営）　③		

改　正　前	改　正　後	備　考
主幹（資産経営の推進）⑲ ・防災危機管理局総務課長が兼務 ・総務局総務課長が兼務 ・財政局総務課長が兼務 ・スポーツ市民局総務課長が兼務 ・経済局総務課長が兼務 ・観光文化交流局総務課長が兼務 ・環境局総務課長が兼務 ・健康福祉局総務課長が兼務 ・子ども青少年局企画経理課長が兼務 ・住宅都市局企画経理課長が兼務 ・住宅都市局住宅整備課長が兼務 ・住宅都市局まちづくり企画課長が兼務 ・緑政土木局企画経理課長が兼務 ・緑政土木局主幹（企画）が兼務 ・教育委員会事務局教育環境整備課長が併任 ・教育委員会事務局学校施設課長が併任 ・消防局総務課長が併任 ・上下水道局経営企画課長が併任 ・交通局経営企画課長が併任	担当課長（資産経営の推進）⑲ ・防災危機管理局総務課長が兼務 ・総務局総務課長が兼務 ・財政局総務課長が兼務 ・スポーツ市民局総務課長が兼務 ・経済局総務課長が兼務 ・観光文化交流局総務課長が兼務 ・環境局総務課長が兼務 ・健康福祉局総務課長が兼務 ・子ども青少年局企画経理課長が兼務 ・住宅都市局企画経理課長が兼務 ・住宅都市局住宅整備課長が兼務 ・住宅都市局まちづくり企画課長が兼務 ・緑政土木局企画経理課長が兼務 ・緑政土木局担当課長（企画調整）が兼務 ・教育委員会事務局教育環境整備課長が併任 ・教育委員会事務局学校施設課長が併任 ・消防局総務課長が併任 ・上下水道局経営企画課長が併任 ・交通局経営企画課長が併任	
契約監理監 契　約　部 契約監理課 審　査　係 改善指導係 主査（契約事務の総合調整） （契約課主査（総合評価等）が兼務）	担当局長（契約監理） 契　約　部 契約監理課 課長補佐（審査） 課長補佐（改善指導） 課長補佐（契約事務の総合調整） （契約課課長補佐（総合評価等）が兼務） 課長補佐（電子調達システムの再構築）	
主幹（公正入札確保）④ ・住宅都市局監理指導室長が兼務 ・緑政土木局技術指導課長が兼務 ・上下水道局総務部主幹（技術審査）が併任 ・交通局技術管理課長が併任 契　約　課 土木契約係 建築契約係 主査（総合評価等） （契約監理課主査（契約事務の総合調整）を兼務） 物品契約係	担当課長（公正入札確保）④ ・住宅都市局監理指導課長が兼務 ・緑政土木局技術指導課長が兼務 ・上下水道局総務部担当課長（技術審査）が併任 ・交通局技術管理課長が併任 契　約　課 課長補佐（土木契約） 課長補佐（建築契約） 課長補佐（総合評価等） （契約監理課課長補佐（契約事務の総合調整）を兼務） 課長補佐（物品契約）	
税　務　監 税　務　部 税　制　課	担当局長（税務） 税　務　部 税　制　課	

改　正　前	改　正　後	備　考
税　務　係	課長補佐（税務）	
主査（子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る調整） （子ども青少年局子ども未来企画室主査（子育て世帯生活支援特別給付金）が兼務）（R5.4設置）	廃止	
税　制　係	課長補佐（税制）	
主査（不服申立て） （固定資産評価審査委員会事務室書記を併任）	課長補佐（不服申立て） （固定資産評価審査委員会事務室書記を併任）	
	担当課長（定額減税補足給付金） （健康福祉局高齢福祉部担当課長（低所得世帯に対する給付金）を兼務）	
	課長補佐（定額減税補足給付金） （健康福祉局地域ケア推進課課長補佐（低所得世帯に対する給付金）を兼務）	
	課長補佐（定額減税補足給付金）② （健康福祉局地域ケア推進課課長補佐（低所得世帯に対する給付金）が兼務）	
主幹（低所得世帯に対する給付金の支給に係る調整） （健康福祉局高齢福祉部主幹（低所得世帯に対する給付金）が兼務）（R5.4設置）	廃止	
主査（低所得世帯に対する②給付金の支給に係る調整） （健康福祉局地域ケア推進課主査（低所得世帯に対する給付金）が兼務）（R5.4設置）	廃止	
主幹（固定資産評価審査委員会事務及び特命事項に係る調査研究） （固定資産評価審査委員会事務室統括書記を併任）	担当課長（固定資産評価審査委員会事務等） （固定資産評価審査委員会事務室統括書記を併任）	
税務システム推進課	税務システム推進課	
システム企画係	課長補佐（システム企画）	
システム管理係	課長補佐（システム管理）	
主幹（税務事務のデジタル化の推進・事務改善）	担当課長（税務事務のデジタル化の推進・事務改善）	

（財政局）

改　正　前	改　正　後	備　考
主査（税務事務のデジタル化の推進・事務改善）	課長補佐（税務事務のデジタル化の推進・事務改善）	
主査（窓口改善の推進）③ （市税事務所管理課主査（窓口改善）が兼務）	課長補佐（窓口改善の推進）③ （市税事務所管理課課長補佐（窓口改善）が兼務）	
市民税課	市民税課	
市民税係	課長補佐（市民税）	
主査（個人市民税に係る制度改正等）	課長補佐（個人市民税に係る制度改正等）	
諸税係	課長補佐（諸税）	
固定資産税課	固定資産税課	
資産係	課長補佐（資産）	
土地係	課長補佐（土地）	
家屋係	課長補佐（家屋）	
収納対策課	収納対策課	
収納対策係	課長補佐（収納対策）	
徴収指導係	課長補佐（徴収指導統括）	
主査（徴収指導）②	課長補佐（徴収指導）	
	課長補佐（徴収指導） （総務局東京事務所次長補佐（調査）を兼務）	
主査（債権管理に係る企画調整）	課長補佐（債権管理に係る企画調整）	
収納管理・特別徴収事務センター（課長級）	収納管理・特別徴収事務センター（課長級）	
収納管理係	所長補佐（収納管理）	
特別徴収係	所長補佐（特別徴収）	
市税事務所 ③（部長級）	市税事務所 ③（部長級）	
管理課	管理課	
管理係	課長補佐（管理）	
主査（窓口改善） （税務システム推進課主査（窓口改善の推進）を兼務）	課長補佐（窓口改善） （税務システム推進課課長補佐（窓口改善の推進）を兼務）	
主査（税務窓口）⑧ （栄の事務所に限る。）	課長補佐（税務窓口）⑥ （栄の事務所に限る。）	
	課長補佐（税務窓口）② （兼務化） （区役所支所区民生活課課長補佐（庶務）が兼務）（栄の事務所に限る。）	

（財政局）

改　正　前	改　正　後	備　考
主査（税務窓口）⑦ （栄の事務所を除く。）	課長補佐（税務窓口）④ （本陣の事務所に限る。） 課長補佐（税務窓口）③ （兼務化） （区役所支所区民生活課課長補佐（庶務）が兼務）（本陣の事務所に限る。） 課長補佐（税務窓口）⑥ （金山の事務所に限る。） 課長補佐（税務窓口） （兼務化） （区役所支所区民生活課課長補佐（庶務）が兼務）（金山の事務所に限る。）	
徴　収　課	徴　収　課	
納　税　係	課長補佐（納税統括）	
主査（納税）②	課長補佐（納税）②	
徴　収　係	課長補佐（徴収統括）	
	課長補佐（徴収）③	
軽自動車税係 （金山の事務所に限る。）	課長補佐（軽自動車税統括） （金山の事務所に限る。）	
主査（軽自動車税） （金山の事務所に限る。）	課長補佐（軽自動車税） （金山の事務所に限る。）	
主幹（徴収）	担当課長（徴収）	
主査（徴収）③		
市外滞納整理課 （本陣の事務所に限る。）	市外滞納整理課 （本陣の事務所に限る。）	
納　税　係	課長補佐（納税統括）	
主査（納税）	課長補佐（納税）	
徴　収　係	課長補佐（徴収統括）	
	課長補佐（徴収）	
主幹（徴収）	担当課長（徴収）	
主査（徴収）		
特別滞納整理室（課長級） （本陣の事務所に限る。）	特別滞納整理課 （本陣の事務所に限る。）	
特別滞納整理係	課長補佐（特別滞納整理統括	
主査（特別滞納整理）	課長補佐（特別滞納整理）	
市 民 税 課	市 民 税 課	
個人市民税第一係	課長補佐（個人市民税統括）	
個人市民税第二係	課長補佐（個人市民税）②	
個人市民税第三係		

（財政局）

改　正　前	改　正　後	備　考
法人課税課 （栄の事務所に限る。）	法人課税課 （栄の事務所に限る。）	
法人市民税係	課長補佐（法人市民税）	
事業所税係	課長補佐（事業所税）	
固定資産税課	固定資産税課	
	課長補佐（固定資産統括）	
土地調査係	課長補佐（土地統括）	
主査（土地調査）	課長補佐（土地）	
家　屋　係	課長補佐（家屋統括）	
主査（家屋）②	課長補佐（家屋）②	
償却資産係	課長補佐（償却資産）	
固定資産評価室（課長級） （金山の事務所に限る。）	固定資産評価課 （金山の事務所に限る。）	
路 線 価 係	課長補佐（路線価）	
主査（仮換地課税）	課長補佐（仮換地課税）	
大規模家屋係	課長補佐（大規模家屋）	

改　正　前	改　正　後	備　考
スポーツ市民局	**スポーツ市民局**	
総　務　課	総　務　課	
・防災危機管理局主幹(危機管理に係る連絡調整)を兼務 ・財政局財政部主幹(資産経営の推進)を兼務	・防災危機管理局担当課長(危機管理に係る連絡調整)を兼務 ・財政局財政部担当課長(資産経営の推進)を兼務	
庶　務　係	課長補佐（庶務）	
主査（スポーツ市民に係る特命事項の処理） (R5.10設置)	廃止	
企画経理係	課長補佐（企画経理）	
主査（企画調整）	課長補佐（企画調整）	
地域振興部	地域振興部	
区　政　課	区　政　課	
管　理　係	課長補佐（区政の管理）	
推　進　係	課長補佐（区役所改革）	
	課長補佐（区役所整備等に係る企画調整）	
主幹（区役所の庁舎営繕等）②	担当課長（区役所の庁舎営繕等）②	
(住宅都市局営繕部主幹(区役所整備に係る連絡調整)を兼務)	(住宅都市局営繕部担当課長(区役所整備に係る連絡調整)を兼務)	
主査（区役所の庁舎営繕等）②	課長補佐（区役所の庁舎営繕等）②	
(住宅都市局営繕課主査(区役所整備に係る連絡調整)を兼務)	(住宅都市局営繕課課長補佐(区役所整備に係る連絡調整)を兼務)	
主査（中村区役所等複合庁舎地下連絡通路の整備）	課長補佐（中村区役所等複合庁舎地下連絡通路の整備）	
地域振興課	地域振興課	
地域振興係	課長補佐（地域振興）	
主査（地域コミュニティ活性化推進）		
地域コミュニティ係	課長補佐（地域コミュニティ）	
	課長補佐（地域活動活性化）	
主査（コミュニティセンターの改修）	課長補佐（コミュニティセンターの改修）	
主幹（空家等対策の推進に係る企画調整等） (環境局事業部主幹(住居の不良堆積物対策の推進)を兼務)	担当課長（空家等対策の推進に係る企画調整等） (環境局事業部担当課長(住居の不良堆積物対策の推進)を兼務)	
主査（空家等対策の推進に係る企画調整）	課長補佐（空家等対策の推進に係る企画調整）	

改　正　前	改　正　後	備　考
住　民　課	住　民　課	
戸籍住民係	課長補佐（戸籍・住民記録）	
主査（システム）	課長補佐（システム）	
主査（戸籍電算システム改修等）	課長補佐（戸籍電算システム改修等）	
主査（住民記録システム再構築）	課長補佐（住民記録システム再構築）	
町名表示係	課長補佐（町名表示）	
市民活動推進センター（課長級）	市民活動推進センター（課長級）	
市民活動係	所長補佐（市民活動）	
主査（市民活動に係る協働推進等）	所長補佐（市民活動に係る協働推進等）	
人権施策推進室（部長級） （人権施策推進室主幹（人権企画）を事務取扱）	人権施策推進部 （人権施策推進課長を事務取扱）	
主幹（人権企画） （人権施策推進室長が事務取扱）	人権施策推進課 （人権施策推進部長が事務取扱）	
主査（人権企画）	課長補佐（人権企画）	
主幹（同和問題等）	担当課長（同和問題等）	
主査（調整）	課長補佐（調整）	
主幹（人権施策に係る特命事項の処理）（R5.7設置）	担当課長（人権施策に係る特命事項の処理）	
なごや人権啓発センター（課長級）	なごや人権啓発センター（課長級）	
事　業　係	所長補佐（事業）	
主査（研修・相談）	所長補佐（研修・相談）	
文化センター②（課長級）	文化センター②（課長級）	
事　業　係	館長補佐（事業）	
市民生活部	市民生活部	
地域安全推進課	地域安全推進課	
地域安全推進係	課長補佐（地域安全推進）	
主査（客引き行為等対策の推進）	課長補佐（客引き行為等対策の推進）	
主査（生活安全推進）	課長補佐（生活安全推進）	
主査（交通安全推進）	課長補佐（交通安全推進）	
主幹（安心・安全で快適な ⑨ まちづくりの推進）	担当課長（安心・安全で ⑨ 快適なまちづくりの推進）	
・環境局事業部主幹（路上禁煙・住居の不良堆積物対策の推進等）が兼務 ・健康福祉局食品衛生課長が兼務 ・子ども青少年局青少年家庭課長が兼務	・環境局事業部担当課長（路上禁煙・住居の不良堆積物対策の推進等）が兼務 ・健康福祉局食品衛生課長が兼務 ・子ども青少年局青少年家庭課長が兼務	

改　正　前	改　正　後	備　考
・住宅都市局ウォーカブル・景観推進室長が兼務 ・緑政土木局道路管理課長が兼務 ・緑政土木局自転車利用課長が兼務 ・緑政土木局緑地部主幹(公園適正利用)が兼務 ・教育委員会事務局学校保健課長が併任 ・消防局消防課長が併任	・住宅都市局ウォーカブル・景観推進課長が兼務 ・緑政土木局道路管理課長が兼務 ・緑政土木局自転車利用課長が兼務 ・緑政土木局緑地部担当課長(公園適正利用)が兼務 ・教育委員会事務局学校保健課長が併任 ・消防局消防課長が併任	
主幹（生活安全対策に係る連絡調整） (愛知県警察が併任)	担当課長（生活安全対策に係る連絡調整） (愛知県警察が併任)	
主幹（交通安全対策に係る連絡調整） (愛知県警察が併任)	担当課長（交通安全対策に係る連絡調整） (愛知県警察が併任)	
広　聴　課	広　聴　課	
広　聴　係	課長補佐（広聴統括）	
主査（相談）	課長補佐（広聴）	
市政情報室（課長級）	市政情報課	
市政情報係	課長補佐（市政情報）	
主査（情報公開）②	課長補佐（情報公開） 廃止	
主査（個人情報保護）	課長補佐（個人情報保護）	
消費生活課	消費生活課	
消費生活係	課長補佐（消費生活）	
主査（消費者教育・啓発）	課長補佐（消費者教育・啓発）	
相　談　係	課長補佐（相談）	
男女平等参画推進室（課長級）	男女平等参画推進課	
主査（男女平等参画推進）②	課長補佐（男女平等参画推進）②	
主査（相談）	課長補佐（相談）	
スポーツ推進部	スポーツ推進部	
スポーツ振興室（課長級）	スポーツ振興課	
スポーツ振興係	課長補佐（スポーツ振興）	
主査（障害者スポーツ） (健康福祉局障害企画課主査(障害者スポーツに係る調整)を兼務)	課長補佐（障害者スポーツ） (健康福祉局障害企画課課長補佐(障害者スポーツに係る調整)を兼務)	
主査（新たな障害者スポーツセンターの整備等）	課長補佐（新たな障害者スポーツセンターの整備等）	
スポーツ施設室（課長級） (総務局総合調整部主幹(競技会場に係る連絡調整)を兼務)	スポーツ施設課 (総務局アジア・アジアパラ競技大会推進部担当課長(競技会場に係る連絡調整)を兼務)	

改　正　前	改　正　後	備　考
スポーツ施設係	課長補佐（スポーツ施設）	
主査（スポーツ施設の管理等合理化）	課長補佐（スポーツ施設の管理等合理化）	
主査（瑞穂公園整備推進）②	課長補佐（瑞穂公園整備推進）②	
主幹（瑞穂公園陸上競技場の改築） （総務局総合調整部主幹（瑞穂公園陸上競技場の改築に係る連絡調整）を兼務）	担当課長（瑞穂公園陸上競技場の改築） （総務局アジア・アジアパラ競技大会推進部担当課長（瑞穂公園陸上競技場の改築に係る連絡調整）を兼務）	
主査（瑞穂公園陸上競技場の改築）②	課長補佐（瑞穂公園陸上競技場の改築）②	
主幹（アジア・アジアパラ競技大会に係る施設整備等）	担当課長（アジア・アジアパラ競技大会に係る施設整備等）	
主査（アジア・アジアパラ競技大会に係る施設整備等）②	課長補佐（アジア・アジアパラ競技大会に係る施設整備等）②	
スポーツ戦略室（課長級）	スポーツ戦略課	
スポーツ戦略係	課長補佐（スポーツ戦略）	
主査（スポーツコミッションに係る企画調整等）	課長補佐（スポーツコミッションに係る企画調整等）	
主査（スポーツプロモーションの推進）	課長補佐（スポーツプロモーションの推進）	
主査（スポーツ環境整備）	課長補佐（スポーツ環境整備）	
主査（アジア・アジアパラ競技大会等に係る特命事項の処理）	課長補佐（アジア・アジアパラ競技大会等に係る特命事項の処理）	
主幹（アジア・アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整） （総務局総合調整部主幹（アジア・アジアパラ競技大会に係る企画調整）が兼務）	担当課長（アジア・アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整） （総務局アジア・アジアパラ競技大会推進部担当課長（アジア・アジアパラ競技大会に係る企画調整）が兼務）	
主査（アジア・アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整）②	課長補佐（アジア・アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整）②	
（総務局アジア・アジアパラ競技大会推進室主査（アジア・アジアパラ競技大会に係る企画調整）が兼務）	（総務局アジア・アジアパラ競技大会推進課課長補佐（アジア・アジアパラ競技大会に係る企画調整）が兼務）	

改　正　前	改　正　後	備　考
経　済　局	**経　済　局**	
総　務　課	総　務　課	
・防災危機管理局主幹（危機管理に係る連絡調整）を兼務	・防災危機管理局担当課長（危機管理に係る連絡調整）を兼務	
・財政局財政部主幹（資産経営の推進）を兼務	・財政局財政部担当課長（資産経営の推進）を兼務	
庶　務　係	課長補佐（庶務）	
	課長補佐（管理）	
経　理　係	課長補佐（経理）	
産業労働部	産業労働部	
産業企画課	産業企画課	
産業企画係	課長補佐（産業企画）	
主査（企画調整）	課長補佐（企画・クリエイティブ産業振興）	
主査（産業統計活用推進）	課長補佐（産業統計活用推進）	
計量検査係	課長補佐（計量検査）	
主幹（産業振興に係る特命事項の処理）	担当課長（産業振興に係る特命事項の処理）	
主幹（新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援等） （商業・流通部主幹（プレミアム付商品券）を兼務）	廃止	
主査（新型コロナウイル　② ス感染症対策に係 る事業者支援等） （地域商業課主査（プレミアム付商品券）を兼務）	廃止	
労働企画室（課長級）	労働企画課	
労働企画係	課長補佐（労働企画）	
主査（労働福祉等）	課長補佐（労働福祉）	
中小企業振興課	中小企業振興課	
経営支援係	課長補佐（経営支援）	
金　融　係	課長補佐（金融）	
主査（新型コロナウイルス感染症対策に係る金融支援）	廃止	
主幹（金融等）	担当課長（金融等）	
商業・流通部	商業・流通部	
地域商業課	地域商業課	
企　画　係	課長補佐（地域商業企画）	

改　正　前	改　正　後	備　考
推　進　係	課長補佐（地域商業推進）	
主査（小売市場）	課長補佐（小売市場）	
主幹（大店立地）	担当課長（大店立地）	
主査（大店立地）	課長補佐（大店立地）	
主幹（プレミアム付商品券） （産業労働部主幹（新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援等）が兼務）	担当課長（プレミアム付商品券） （専任化）	
主査（プレミアム付商品券） （産業企画課主査（新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援等）が兼務）	課長補佐（プレミアム付商品券） （専任化） 廃止	
市場流通室（課長級）	市場流通課	
市場流通係	課長補佐（市場流通）	
主査（検査）	課長補佐（検査）	
主幹（市場整備推進） ・中央卸売市場本場主幹（本場整備）を兼務 ・中央卸売市場北部市場主幹（北部市場整備）を兼務	担当課長（市場整備推進） ・中央卸売市場本場担当課長（本場整備）を兼務 ・中央卸売市場北部市場担当課長（北部市場整備）を兼務	
主査（市場整備推進） ・中央卸売市場本場管理課主査（本場整備）を兼務 ・中央卸売市場北部市場管理課主査（北部市場整備）を兼務	課長補佐（市場整備推進） ・中央卸売市場本場管理課課長補佐（本場整備）を兼務 ・中央卸売市場北部市場管理課課長補佐（北部市場整備）を兼務	
中央卸売市場本場（部長級）	中央卸売市場本場（部長級）	
管　理　課	管　理　課	
庶　務　係	課長補佐（庶務）	
施　設　係	課長補佐（施設）	
主幹（本場整備） （商業・流通部主幹（市場整備推進）が兼務）	担当課長（本場整備） （商業・流通部担当課長（市場整備推進）が兼務）	
主査（本場整備） （市場流通室主査（市場整備推進）が兼務）	課長補佐（本場整備） （市場流通課課長補佐（市場整備推進）が兼務）	
業　務　課	業　務　課	
業　務　係	課長補佐（業務）	
主査（業務に係る企画調整）	課長補佐（業務に係る企画調整）	
中央卸売市場北部市場（部長級）	中央卸売市場北部市場（部長級）	
管　理　課	管　理　課	
庶　務　係	課長補佐（庶務）	
施　設　係	課長補佐（施設）	

改　正　前	改　正　後	備　考
主幹（北部市場整備） （商業・流通部主幹（市場整備推進）が兼務）	担当課長（北部市場整備） （商業・流通部担当課長（市場整備推進）が兼務）	
主査（北部市場整備） （市場流通室主査（市場整備推進）が兼務）	課長補佐（北部市場整備） （市場流通課課長補佐（市場整備推進）が兼務）	
業　務　課	業　務　課	
業　務　係	課長補佐（業務）	
主査（業務に係る企画調整）	課長補佐（業務に係る企画調整）	
中央卸売市場南部市場（部長級）	中央卸売市場南部市場（部長級）	
管　理　課	管　理　課	
業　務　係	課長補佐（業務）	
主査（衛生）	課長補佐（衛生）	
施　設　係	課長補佐（施設）	
主幹（施設長寿命化の推進）	担当課長（施設長寿命化の推進）	
主査（施設長寿命化の推進）	課長補佐（施設長寿命化の推進）	
イノベーション推進部	イノベーション推進部	
参事（産業技術・技術革新支援） （工業研究所参事（技術連携等の総合調整）が兼務）	担当部長（産業技術・技術革新支援） （工業研究所担当部長（技術連携等の総合調整）が兼務）	
次世代産業振興課	次世代産業振興課	
次世代産業振興係	課長補佐（次世代産業振興）	
主査（クリエイティブ産業振興等）	廃止	
産業技術支援係	課長補佐（産業技術支援）	
主査（水素エネルギーに係る企画調整）	課長補佐（水素エネルギーに係る企画調整）	
主幹（産業技術支援） （工業研究所主幹（共同研究等の企画調整）が兼務）	担当課長（産業技術支援） （工業研究所担当課長（共同研究等の企画調整）が兼務）	
	担当課長（技術革新支援） （工業研究所担当課長（先進技術支援）が兼務）	
スタートアップ支援室（課長級）	スタートアップ支援課	
スタートアップ支援係	課長補佐（スタートアップ支援）	
主査（スタートアップ支援に係る企画調整）	課長補佐（スタートアップ支援に係る企画調整）	

（経済局）

改　正　前	改　正　後	備　考
主査（スタートアップ支援に係る特命事項の処理）	課長補佐（スタートアップ支援に係る特命事項の処理）	
	課長補佐（スタートアップ支援に係る特命事項の処理） （総務局東京事務所次長補佐（調査）を兼務）	
主幹（技術革新支援） （工業研究所主幹（先進技術支援）が兼務）		
産業立地交流室（課長級）	産業立地交流課	
産業立地交流係	課長補佐（産業立地交流）	
主査（海外産業交流等）	課長補佐（海外産業交流）	
主幹（企業誘致に係る特命事項の処理） ・総務局東京事務所主幹（調整）を兼務 ・観光文化交流局観光交流部主幹（都市魅力の発信に係る特命事項の処理）を兼務	担当課長（企業誘致に係る特命事項の処理） ・総務局東京事務所担当課長（調整）を兼務 ・観光文化交流局観光交流部担当課長（都市魅力の発信に係る特命事項の処理）を兼務	
	課長補佐（企業誘致に係る特命事項の処理） （総務局東京事務所次長補佐（調整）を兼務）	
工業研究所（局長級）	工業研究所（局長級）	
副　所　長（部長級） （工業研究所総務課長を事務取扱）	副　所　長（部長級） （工業研究所総務課長を事務取扱）	
総　務　課 （工業研究所副所長が事務取扱）	総　務　課 （工業研究所副所長が事務取扱）	
事　務　係	課長補佐（事務）	
支援総括室（課長級）	支援総括課	
主幹（技術支援）	担当課長（技術支援）	
参事（技術連携等の総合調整） （参事（産業技術・技術革新支援）を兼務）	担当部長（技術連携等の総合調整） 担当部長（産業技術・技術革新支援）を兼務）	
主幹（共同研究等の企画調整）	担当課長（共同研究等の企画調整）	
・イノベーション推進部主幹（産業技術支援）を兼務 ・観光文化交流局名古屋城総合事務所主幹（木造天守閣昇降技術開発支援）を兼務	・イノベーション推進部担当課長（産業技術支援）を兼務 ・観光文化交流局名古屋城総合事務所担当課長（木造天守閣昇降技術開発支援）を兼務	
主幹（先進技術支援） （イノベーション推進部主幹（技術革新支援）を兼務）	担当課長（先進技術支援） （イノベーション推進部担当課長（技術革新支援）を兼務）	

改　正　前	改　正　後	備　考
観光文化交流局	**観光文化交流局**	
総　務　課	総　務　課	
・防災危機管理局主幹（危機管理に係る連絡調整）を兼務 ・財政局財政部主幹（資産経営の推進）を兼務	・防災危機管理局担当課長（危機管理に係る連絡調整）を兼務 ・財政局財政部担当課長（資産経営の推進）を兼務	
庶　務　係	課長補佐（庶務）	
企画経理係	課長補佐（企画経理）	
観光交流部	観光交流部	
参事（都市魅力・国際都市化）	担当部長（都市魅力・国際都市化）	
観光推進課	観光推進課	
観光企画係	課長補佐（観光企画）	
主査（都市魅力の向上に資するイベント等）	課長補佐（観光推進に資するイベント等）	
	課長補佐（観光推進に資するイベント等）	
	課長補佐（観光に係る広域連携等）	
観光プロモーション係	課長補佐（観光プロモーション）	
（名古屋城総合事務所管理活用課主査（木造天守閣復元推進）を兼務）	（名古屋城総合事務所管理活用課課長補佐（木造天守閣復元推進）を兼務）	
主幹（観光に係る受入環境の整備）	担当課長（観光に係る受入環境の整備）	
主査（観光に係る受入環境の整備）	課長補佐（観光に係る受入環境の整備）	
主幹（観光プロモーション）	担当課長（観光プロモーション）	
主査（海外プロモーション）	課長補佐（海外プロモーション）	
主幹（観光に係る名古屋城の活用） （名古屋城総合事務所主幹（木造天守閣復元推進）を兼務）	担当課長（観光に係る名古屋城の活用） （名古屋城総合事務所担当課長（木造天守閣復元推進）を兼務）	
主幹（都市魅力の発信に係る特命事項の処理） （経済局イノベーション推進部主幹（企業誘致に係る特命事項の処理）が兼務）	担当課長（都市魅力の発信に係る特命事項の処理） （経済局イノベーション推進部担当課長（企業誘致に係る特命事項の処理）が兼務）	
国際交流課	国際交流課	
推　進　係	課長補佐（推進）	
主査（多言語情報発信等）	課長補佐（多言語情報発信	

改　正　前	改　正　後	備　考
	等）	
交　流　係	課長補佐（交流）	
主幹（多文化共生・国際貢献）	担当課長（多文化共生・国際貢献）	
主査（地域における外国人市民の支援）	課長補佐（地域における外国人市民の支援）	
ＭＩＣＥ推進室（課長級）	ＭＩＣＥ推進課	
ＭＩＣＥ推進係	課長補佐（ＭＩＣＥ推進）	
主幹（国際展示場等に係る企画調整） （住宅都市局都市整備部主幹（金城ふ頭開発）を兼務）	担当課長（国際展示場等に係る企画調整） （住宅都市局まちづくり企画部担当課長（金城ふ頭開発）を兼務）	
主査（国際展示場） ・住宅都市局営繕課主査（国際展示場整備に係る調整）を兼務 ・住宅都市局名港開発振興課主査（金城ふ頭開発）を兼務	廃止	
主査（国際展示場機能強化） ・住宅都市局営繕課主査（国際展示場整備に係る調整）を兼務 ・住宅都市局名港開発振興課主査（金城ふ頭開発）を兼務	課長補佐（国際展示場機能強化） ・住宅都市局営繕課課長補佐（国際展示場整備に係る調整）を兼務 ・住宅都市局名港開発振興課課長補佐（金城ふ頭開発）を兼務	
主査（国際展示場機能強化） （住宅都市局名港開発振興課主査（金城ふ頭開発）が兼務）	課長補佐（国際展示場機能強化） （住宅都市局名港開発振興課課長補佐（金城ふ頭開発）が兼務）	
主査（国際会議場機能強化） （住宅都市局営繕課主査（国際会議場整備に係る調整）を兼務）	課長補佐（国際会議場機能強化） （住宅都市局営繕課課長補佐（国際会議場整備に係る調整）を兼務）	
主幹（国際展示場利用促進）	担当課長（国際展示場利用促進）	
文化歴史まちづくり部	文化歴史まちづくり部	
文化芸術推進課	文化芸術推進課	
企画事業係	課長補佐（企画事業）	
文化施設係	課長補佐（文化施設）	
主幹（文化施設に係る企画調整等） （住宅都市局都市整備部主幹（金山まちづくりに係る連絡調整）を兼務）	担当課長（文化施設に係る企画調整等） （住宅都市局まちづくり企画部担当課長（金山まちづくりに係る連絡調整）を兼務）	
主査（文化施設に係る企画調整等）	課長補佐（文化施設に係る企画調整等）	

改　正　前	改　正　後	備　考
（住宅都市局まちづくり企画課主査（金山まちづくりに係る連絡調整）を兼務）	（住宅都市局まちづくり企画課課長補佐（金山まちづくりに係る連絡調整）を兼務）	
主査（市民会館の整備） （住宅都市局まちづくり企画課主査（金山まちづくりに係る連絡調整）を兼務）	課長補佐（市民会館の整備） （住宅都市局まちづくり企画課課長補佐（金山まちづくりに係る連絡調整）を兼務）	
歴史まちづくり推進室（課長級）	歴史まちづくり推進課	
保存支援係	課長補佐（保存支援）	
事業推進係	課長補佐（事業推進）	
主査（歴史的建造物の整備推進）	課長補佐（歴史的建造物の整備推進）	
	課長補佐（伊藤家住宅・揚輝荘の整備）	
名古屋城総合事務所（部長級） （緑政土木局参事（名城公園・名古屋城整備に係る総合調整）を兼務）	名古屋城総合事務所（部長級） （緑政土木局担当部長（名城公園・名古屋城整備に係る総合調整）を兼務）	
管理活用課	管理活用課	
企画運営係	課長補佐（企画運営）	
主査（誘客・活用）	課長補佐（誘客・活用）	
主査（観覧環境の充実）	課長補佐（観覧環境の充実）	
	課長補佐（本丸御殿長期保全計画）	
保存維持係	課長補佐（保存維持）	
主幹（木造天守閣復元推進） （観光交流部主幹（観光に係る名古屋城の活用）が兼務）	担当課長（木造天守閣復元推進） （観光交流部担当課長（観光に係る名古屋城の活用）が兼務）	
主査（木造天守閣復元推進） （観光推進課観光プロモーション係長が兼務）	課長補佐（木造天守閣復元推進） （観光推進課課長補佐（観光プロモーション）が兼務）	
保存整備室（課長級） （緑政土木局緑地部主幹（名城公園・名古屋城整備に係る連絡調整）を兼務）	保存整備課 （緑政土木局緑地部担当課長（名城公園・名古屋城整備に係る連絡調整）を兼務）	
保存整備係	課長補佐（保存整備）	
主査（二之丸の整備）	課長補佐（二之丸の整備）	
主査（事業調整・建造物）	課長補佐（事業調整・建造物）	
主幹（金シャチ横丁第二期整備） （緑政土木局緑地部主幹（名城公園・名古屋城整備に係る連絡調整）を兼務）	担当課長（金シャチ横丁第二期整備） （緑政土木局緑地部担当課長（名城公園・名古屋城整備に係る連絡調整）を兼務）	

改　正　前	改　正　後	備　考
主幹（天守閣整備）②	担当課長（天守閣整備）②	
主査（天守閣整備）②	課長補佐（天守閣整備）②	
主幹（木造天守閣昇降技術開発等）	担当課長（木造天守閣昇降技術開発等）	
主査（木造天守閣昇降技術開発等）	課長補佐（木造天守閣昇降技術開発等）	
主幹（木造天守閣昇降技術開発支援） （経済局工業研究所主幹（共同研究等の企画調整）が兼務）	担当課長（木造天守閣昇降技術開発支援） （経済局工業研究所担当課長（共同研究等の企画調整）が兼務）	
名古屋城調査研究センター （非常勤職員）	名古屋城調査研究センター （非常勤職員）	
副　所　長（課長級）	副　所　長（課長級）	
調査研究係	副所長補佐（調査研究）	
主査（考古学的調査・研究）	副所長補佐（考古学的調査・研究）	
主査（近世武家文化の調査・研究等）	副所長補佐（近世武家文化の調査・研究）	
主査（石垣の調査・研究） （教育委員会事務局文化財保護室主査（埋蔵文化財）が併任）	廃止	

（環境局）

改　正　前	改　正　後	備　考
環　境　局	**環　境　局**	
総　務　課	総　務　課	
・防災危機管理局主幹(危機管理に係る連絡調整)を兼務 ・財政局財政部主幹(資産経営の推進)を兼務	・防災危機管理局担当課長(危機管理に係る連絡調整)を兼務 ・財政局財政部担当課長(資産経営の推進)を兼務	
庶　務　係	課長補佐（庶務）	
企　画　係	課長補佐（企画）	
経　理　係	課長補佐（経理）	
職　員　課	職　員　課	
管　理　係	課長補佐（管理）	
安全衛生係	課長補佐（安全衛生）	
環境都市推進監	担当局長（環境都市推進）	
環境企画部	環境企画部	
環境企画課	環境企画課	
環境企画係	課長補佐（環境企画）	
施策推進係	課長補佐（施策推進）	
主査（ＳＤＧｓまちづくりの推進）	課長補佐（ＳＤＧｓまちづくりの推進）	
主幹（環境教育）	担当課長（環境教育）	
主査（環境教育に係る企画調整）	課長補佐（環境教育に係る企画調整）	
主査（環境教育に係る市民協働）	課長補佐（環境教育に係る市民協働）	
主幹（生物多様性の保全）		
主査（生物多様性の保全）		
主幹（生物多様性に係る企画調整）	担当課長（生物多様性に係る企画調整）	
主査（生物多様性に係る企画調整）	課長補佐（生物多様性に係る企画調整）	
	担当課長（生物多様性の保全）	
	課長補佐（生物多様性の保全）	
主幹（環境施策の国際連携に係る企画調整） (R5.6設置)	廃止	
主査（環境施策の国際連携に係る企画調整） (R5.6設置)	廃止	

改　正　前	改　正　後	備　考
脱炭素社会推進課	脱炭素社会推進課	
脱炭素社会推進係	課長補佐（脱炭素社会推進）	
	課長補佐（脱炭素社会推進に係る特命事項の処理）	
主査（再生可能エネルギー）		
事業活動推進係	課長補佐（事業活動推進）	
	課長補佐（再生可能エネルギー）	
主幹（地域脱炭素施策の推進）	担当課長（地域脱炭素施策の推進）	
主査（地域脱炭素施策の推進）	課長補佐（地域脱炭素施策の推進）	
地域環境対策部	地域環境対策部	
地域環境対策課	地域環境対策課	
保　全　係	課長補佐（保全）	
水質地盤係	課長補佐（水質地盤）	
主査（水循環）	課長補佐（水循環）	
有害化学物質対策係	課長補佐（有害化学物質対策）	
環境影響評価係	課長補佐（環境影響評価）	
主幹（環境影響評価・化学物質）	担当課長（環境影響評価・化学物質）	
大気環境対策課	大気環境対策課	
大気騒音係	課長補佐（大気騒音）	
交通環境対策係	課長補佐（交通環境対策）	
公害保健課	公害保健課	
保健企画係	課長補佐（保健企画）	
主査（給付）	課長補佐（給付）	
保健事業係	課長補佐（保健事業）	
主査（認定審査）	課長補佐（認定審査）	
環境科学調査センター（課長級）	環境科学調査センター（課長級）	
副　所　長（課長級） （環境科学調査センター環境科学室長を兼務）	副　所　長（課長級） （環境科学調査センター環境科学室長を兼務）	
企画管理係	所長補佐（企画管理）	
監　視　係	所長補佐（監視）	

改　正　前	改　正　後	備　考
ごみ減量部	資源循環部	
減量推進室（課長級）	資源循環企画課	
主査（減量企画）	課長補佐（資源循環企画）	
主査（減量推進）	課長補佐（資源循環活動の支援）	
主査（プラスチック資源循環の推進）	課長補佐（プラスチック資源循環の推進）	
資源化推進室（課長級）	資源循環推進課	
主査（事業系ごみ対策）	課長補佐（事業系ごみ対策）	
主査（食品ロス削減の推進・事業所排出指導）	課長補佐（食品ロス削減・生ごみ資源化の推進）	
主査（資源化推進）	課長補佐（資源循環推進）	
事　業　部	事　業　部	
作　業　課	作　業　課	
業　務　係	課長補佐（業務）	
指導管理係	課長補佐（指導管理）	
作　業　係	課長補佐（作業）	
処　理　係	課長補佐（処理）	
主幹（路上禁煙・住居の不良堆積物対策の推進等） （スポーツ市民局市民生活部主幹（安心・安全で快適なまちづくりの推進）を兼務）	担当課長（路上禁煙・住居の不良堆積物対策の推進等） （スポーツ市民局市民生活部担当課長（安心・安全で快適なまちづくりの推進）を兼務）	
主査（収集事業調整）	課長補佐（収集事業調整）	
主査（住居の不良堆積物対策の推進）	課長補佐（住居の不良堆積物対策の推進）	
主査（路上禁煙）	課長補佐（路上禁煙）	
主幹（住居の不良堆積物対策の推進） ・スポーツ市民局地域振興部主幹（空家等対策の推進に係る企画調整等）が兼務 ・健康福祉局地域ケア推進課長が兼務 ・健康福祉局健康部主幹（精神保健・いのちの支援）が兼務 ・健康福祉局環境薬務課長が兼務 ・緑政土木局道路管理課長が兼務 ・消防局予防課長が併任	担当課長（住居の不良堆積物対策の推進） ・スポーツ市民局地域振興部担当課長（空家等対策の推進に係る企画調整等）が兼務 ・健康福祉局地域ケア推進課長が兼務 ・健康福祉局健康部担当課長（精神保健・いのちの支援）が兼務 ・健康福祉局環境薬務課長が兼務 ・緑政土木局道路管理課長が兼務 ・消防局予防課長が併任	
廃棄物指導課	廃棄物指導課	
一般廃棄物指導係	課長補佐（一般廃棄物指導）	
産業廃棄物審査係	課長補佐（産業廃棄物審査）	
産業廃棄物指導係	課長補佐（産業廃棄物指導）	

改　正　前	改　正　後	備　考
環境事業所⑯（課長級） （区役所区政部主幹（区政運営の推進）を兼務）	環境事業所⑯（課長級） （区役所区政部担当課長（区政運営の推進）を兼務）	
事　務　係	所長補佐（事務）	
指導管理係	所長補佐（指導管理）	
作　業　係	所長補佐（作業）	
施　設　部	施　設　部	
施　設　課	施　設　課	
事　務　係	課長補佐（事務）	
施　設　係	課長補佐（施設）	
処 分 場 係	課長補佐（処分場）	
主幹（処分場確保）	担当課長（処分場確保）	
主査（処分場確保）	課長補佐（処分場確保）	
主幹（処分場建設） （処分場主幹（整備）が兼務）	担当課長（処分場建設） （処分場担当課長（整備）が兼務）	
処　分　場（課長級）	処　分　場（課長級）	
業　務　係	場長補佐（業務）	
整　備　係	場長補佐（整備）	
主査（浸出水処理施設等改築）	廃止	
主幹（整備） （施設部主幹（処分場建設）を兼務）	担当課長（整備） （施設部担当課長（処分場建設）を兼務）	
参事（技術）	担当部長（技術）	
工　場　課	工　場　課	
計　画　係	課長補佐（計画）	
主査（技術管理）	課長補佐（技術管理）	
主査（南陽工場等整備に係る連絡調整）	課長補佐（南陽工場等整備に係る連絡調整）	②
・住宅都市局営繕課主査（南陽工場等整備）が兼務 ・住宅都市局設備課主査（南陽工場等整備）が兼務	・住宅都市局営繕課課長補佐（南陽工場等整備）が兼務 ・住宅都市局設備課課長補佐（南陽工場等整備）が兼務	
工場管理係	課長補佐（工場管理）	
主査（環境保全）	課長補佐（環境保全）	
主幹（建設計画）	担当課長（建設計画）	
主査（建設計画）	課長補佐（建設計画）	
	担当課長（猪子石工場大規模改修）	
主査（猪子石工場大規模改修）	課長補佐（猪子石工場大規模改修）	

改　正　前	改　正　後	備　考
主幹（南陽工場設備更新）	担当課長（南陽工場設備更新）	
主査（南陽工場設備更新）	課長補佐（南陽工場設備更新）	
主幹（鳴海・北名古屋工場運営調整）	担当課長（鳴海・北名古屋工場運営調整）	
主査（鳴海・北名古屋　②工場運営調整）	課長補佐（鳴海・北名古屋　②工場運営調整）	
環境局工場④（課長級）	環境局工場④（課長級）	
事　務　係	工場長補佐（事務）	
整　備　係	工場長補佐（整備）	
運　転　係 （大江破砕工場に限る。）	工場長補佐（運転） （大江破砕工場に限る。）	
運転第一係 （大江破砕工場及び五条川工場を除く。）	工場長補佐（運転）② （富田工場に限る。）	
運転第二係 （大江破砕工場及び五条川工場を除く。）	工場長補佐（運転）③ （猪子石工場に限る。）	
運転第三係 （猪子石工場に限る。）		

改　正　前	改　正　後	備　考
健康福祉局	**健康福祉局**	
総　務　課 （財政局財政部主幹（資産経営の推進）を兼務）	総　務　課 （財政局財政部担当課長（資産経営の推進）を兼務）	
庶　務　係	課長補佐（庶務）	
企　画　係	課長補佐（企画）	
経　理　係	課長補佐（経理）	
主幹（健康福祉に係る特命事項の処理）（R5.7設置）	廃止	
主査（健康福祉に係る特命事項の処理）（R5.7設置）	廃止	
職　員　課	職　員　課	
管　理　係	課長補佐（管理）	
労務厚生係	課長補佐（労務厚生）	
監　査　課 ・防災危機管理局主幹（危機管理に係る連絡調整）を兼務 ・子ども青少年局主幹（監査指導）を兼務	監　査　課 ・防災危機管理局担当課長（危機管理に係る連絡調整）を兼務 ・子ども青少年局担当課長（監査指導）を兼務	
調　査　係 （子ども青少年局企画経理課主査（情報統計）を兼務）	課長補佐（調査）	
監　査　係 （子ども青少年局総務課主査（監査指導）を兼務）	課長補佐（監査統括） （子ども青少年局総務課課長補佐（監査指導）を兼務）	
主査（法人監査） （子ども青少年局総務課主査（監査指導）を兼務）	課長補佐（監査） （子ども青少年局総務課課長補佐（監査指導）を兼務）	
主査（施設監査）	課長補佐（監査）	
主査（施設監査） （子ども青少年局総務課主査（監査指導）を兼務）	（子ども青少年局へ移管）	
主査（施設監査） （介護保険課主査（事業者指導）が兼務）	課長補佐（監査） （介護保険課課長補佐（栄養指導）が兼務）	
主幹（システム標準化等） ・生活福祉部主幹（システム標準化等に係る調整）を兼務 ・子ども青少年局子ども未来企画部主幹（児童福祉システム標準化に係る調整）を兼務	担当課長（システム標準化） ・生活福祉部担当課長（システム標準化に係る調整）を兼務 ・子ども青少年局子ども未来企画部担当課長（児童福祉システム標準化に係る調整）を兼務	
主査（システム標準化等） ・保護課主査（システム標準化等に係る調整）を兼務 ・子ども青少年局子ども未来企画室主査（児童福祉システム標準化に係る調整）を兼務	課長補佐（システム標準化） ・保護課課長補佐（システム標準化に係る調整）を兼務 ・子ども青少年局企画経理課課長補佐（情報）を兼務 ・子ども青少年局子ども未来企画課課長補佐（児童福祉システム標準化に係る調整）を兼務	

（健康福祉局）

改　正　前	改　正　後	備　考
主査（システム標準化等に係る調整）②	課長補佐（システム標準化に係る調整）②	
・保護課主査（システム標準化等）が兼務 ・子ども青少年局子ども未来企画室主査（児童福祉システム標準化）が兼務	・保護課課長補佐（システム標準化）が兼務 ・子ども青少年局子ども未来企画課課長補佐（児童福祉システム標準化）が兼務	
	担当課長（ＤＸの推進）	
	課長補佐（ＤＸの推進）②	
（障害福祉部から移管）⟹	課長補佐（ＤＸの推進）	
	課長補佐（ＤＸの推進）	
	（介護保険課課長補佐（システム標準化）を兼務）	
主査（ＤＸの推進に係る調整） （総務局デジタル改革推進課主査（ＤＸの推進）が兼務）	課長補佐（ＤＸの推進） （総務局デジタル改革推進課課長補佐（ＤＸの推進）が兼務）	
長寿社会企画監	担当局長（地域共生社会推進） （担当部長（障害者差別解消・バリアフリーの推進）を事務取扱）	
高齢福祉部	高齢福祉部	
高齢福祉課	高齢福祉課	
企　画　係	課長補佐（企画）	
在宅福祉係	課長補佐（在宅福祉）	
主幹（持続可能な敬老パス制度の構築）	担当課長（持続可能な敬老パス制度の構築）	
主査（持続可能な敬老パス制度の構築）	課長補佐（持続可能な敬老パス制度の構築）	
地域ケア推進課 （環境局事業部主幹（住居の不良堆積物対策の推進）を兼務）	地域ケア推進課 （環境局事業部担当課長（住居の不良堆積物対策の推進）を兼務）	
地域福祉係	課長補佐（地域福祉）	
地域支援係	課長補佐（地域支援）	
主査（いきいき支援センター・介護予防推進）	課長補佐（いきいき支援センター・介護予防推進）	
主幹（包括的支援の推進に係る企画調整） （生活福祉部主幹（困窮者支援に係る連絡調整）を兼務）	担当課長（包括的支援の推進に係る企画調整） （生活福祉部担当課長（困窮者支援に係る連絡調整）を兼務）	
主査（包括的支援の推進に係る企画調整） （保護課主査（困窮者支援に係る連絡調整）を兼務）	課長補佐（包括的支援の推進に係る企画調整） （保護課課長補佐（困窮者支援に係る連絡調整）を兼務）	
主幹（低所得世帯に対する給付金）	担当課長（低所得世帯に対する給付金）	

（健康福祉局）

改　正　前	改　正　後	備　考
（財政局税務部主幹（低所得世帯に対する給付金の支給に係る調整）を兼務）（R5.4設置）	（兼務化） （財政局税務部担当課長（定額減税補足給付金）が兼務）	
主査（低所得世帯に対する給付金） （財政局税制課主査（低所得世帯に対する給付金の支給に係る調整）を兼務）（R5.4設置）	課長補佐（低所得世帯に対する給付金） （財政局税制課課長補佐（定額減税補足給付金）を兼務）	
	課長補佐（低所得世帯に対する給付金） （財政局税制課課長補佐（定額減税補足給付金）が兼務）	
主幹（ひきこもり等支援） （健康部主幹（ひきこもり支援に係る連絡調整）を兼務）	担当課長（ひきこもり等支援） （健康部担当課長（ひきこもり支援に係る連絡調整）を兼務）	
主査（ひきこもり等支援） （健康増進課主査（ひきこもり支援に係る連絡調整）を兼務）	課長補佐（ひきこもり等支援） （健康増進課課長補佐（ひきこもり支援に係る連絡調整）を兼務）	
介護保険課	介護保険課	
推　進　係	課長補佐（推進）	
認　定　係		
保 険 料 係	課長補佐（保険料）	
主査（システム標準化等）	課長補佐（システム標準化） （兼務化） （監査課課長補佐（DXの推進）が兼務）	
施設指定係		
居宅指定係		
指　導　係		
主査（給付適正化の推進）	課長補佐（給付）	
主幹（要介護認定）	担当課長（要介護認定）	
	課長補佐（要介護認定）	
主幹（厚生院に係る連絡調整） （健康部主幹（医療連携に係る特命事項の処理）が兼務）	担当課長（厚生院に係る連絡調整） （健康部担当課長（医療連携に係る特命事項の処理）が兼務）	
主査（厚生院に係る連絡調整） （医療連携推進室主査（医療連携に係る特命事項の処理）が兼務）	課長補佐（厚生院に係る連絡調整） （医療連携推進課課長補佐（医療連携に係る特命事項の処理）が兼務）	
主幹（事業者指定）	担当課長（事業者指定）	
	課長補佐（施設指定）	
	課長補佐（居宅指定）	
主幹（事業者指導）	担当課長（事業者指導）	
	課長補佐（居宅指導）	

（健康福祉局）

改　正　前	改　正　後	備　考
主査（事業者指導）	課長補佐（施設指導）	
主査（事業者指導） ・監査課主査（施設監査）を兼務 ・障害者支援課主査（事業者指導）を兼務	課長補佐（栄養指導） ・監査課課長補佐（監査）を兼務 ・障害者支援課課長補佐（栄養指導）を兼務	
障害福祉部	障害福祉部	
障害企画課 （子ども青少年局主幹（調整）を兼務）	障害企画課 （子ども青少年局担当課長（調整）を兼務）	
企　画　係	課長補佐（企画）	
主査（障害福祉業務に係るＤＸの推進等）	（監査課へ移管）	
主査（障害者差別解消・福祉都市推進）	課長補佐（障害者差別解消・福祉都市推進）	
主査（障害者スポーツに係る調整） （スポーツ市民局スポーツ振興室主査（障害者スポーツ）が兼務）	課長補佐（障害者スポーツに係る調整） （スポーツ市民局スポーツ振興課課長補佐（障害者スポーツ）が兼務）	
福　祉　係	課長補佐（福祉）	
主査（難病対策）	課長補佐（難病対策）	
	担当部長（障害者差別解消・バリアフリーの推進） （担当局長（地域共生社会推進）が事務取扱）	
主幹（障害者差別解消・バリアフリーの推進）	担当課長（障害者差別解消・バリアフリーの推進）	
	担当課長（バリアフリー整備に係る企画調整）	
	課長補佐（バリアフリー整備に係る企画調整） ②	
主幹（アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整） （総務局総合調整部主幹（アジア・アジアパラ競技大会に係る企画調整）が兼務）	担当課長（アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整） （総務局アジア・アジアパラ競技大会推進部担当課長（アジア・アジアパラ競技大会に係る企画調整）が兼務）	
主査（アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整） ② （総務局アジア・アジアパラ競技大会推進室主査（アジア・アジアパラ競技大会に係る企画調整）が兼務）	課長補佐（アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整） ② （総務局アジア・アジアパラ競技大会推進課課長補佐（アジア・アジアパラ競技大会に係る企画調整が兼務）	
主幹（精神障害者福祉） （健康部主幹（精神保健・いのちの支	担当課長（精神障害者福祉） （健康部担当課長（精神保健・いのちの	

改　正　前	改　正　後	備　考
援）が兼務）	支援）が兼務）	
主幹（総合リハビリテーションセンターに係る企画調整） （健康部主幹（医療関係施設に係る特命事項の処理）を兼務）	担当課長（総合リハビリテーションセンターに係る企画調整） （健康部担当課長（医療関係施設に係る特命事項の処理）を兼務）	
主査（総合リハビリテーションセンターに係る企画調整）②	課長補佐（総合リハビリテーションセンターに係る企画調整）②	
（医療連携推進室主査（医療関係施設に係る特命事項の処理）を兼務）	（医療連携推進課課長補佐（医療関係施設に係る特命事項の処理）を兼務）	
	課長補佐（総合リハビリテーションセンターに係る企画調整）	
障害者支援課	障害者支援課	
推　進　係	課長補佐（推進）	
施設事業係	課長補佐（施設事業）	
主査（就労支援の推進等）		
指定指導係	課長補佐（事業者指定指導統括）	
主査（事業者指導）②	課長補佐（事業者指定）	
主査（事業者指導） （介護保険課主査（事業者指導）が兼務）		
認定支払係	課長補佐（認定支払）	
主幹（事業者指導・就労支援の推進）	担当課長（事業者指導・就労支援の推進）	
	課長補佐（就労支援の推進）	
	課長補佐（指導監査体制に係る企画調整）	
	課長補佐（事業者指導）	
	課長補佐（栄養指導） （介護保険課課長補佐（栄養指導）が兼務）	
精神保健福祉センター（課長級） （精神保健福祉センター副所長を兼務）	精神保健福祉センター（課長級） （精神保健福祉センター副所長を兼務）	
副　所　長（課長級） （精神保健福祉センター所長が兼務）	副　所　長（課長級） （精神保健福祉センター所長が兼務）	
	担当課長（精神医療）	
管　理　係	所長補佐（管理）	
主査（支援）	所長補佐（支援）	
主査（精神医療）	廃止	
生活福祉部	生活福祉部	

（健康福祉局）

改　正　前	改　正　後	備　考
保　護　課 （子ども青少年局子ども未来企画部主幹（子ども等の支援の推進）を兼務）	保　護　課 （子ども青少年局子ども未来企画部担当課長（子ども等の支援の推進）を兼務）	
事　務　係	課長補佐（事務）	
保　護　係	課長補佐（保護）	
主査（適正実施） （子ども青少年局子ども未来企画室主査（子ども等の支援の推進）を兼務）	課長補佐（適正実施） （子ども青少年局子ども未来企画課課長補佐（子ども等の支援の推進）を兼務）	
主査（査察指導監査）	課長補佐（査察指導監査）	
医療保護係	課長補佐（医療保護）	
主幹（厚生院に係る特命事項の処理） （健康部主幹（医療連携に係る特命事項の処理）が兼務）	担当課長（厚生院に係る特命事項の処理） （健康部担当課長（医療連携に係る特命事項の処理）が兼務）	
主査（厚生院に係る特命事項の処理） （医療連携推進室主査（医療連携に係る特命事項の処理）が兼務）	課長補佐（厚生院に係る特命事項の処理） （医療連携推進課課長補佐（医療連携に係る特命事項の処理）が兼務）	
主幹（援護事業・保護施設）	担当課長（援護事業・保護施設）	
主査（援護事業・保護施設）	課長補佐（援護事業・保護施設）	
主査（援護事業に係る連絡調整） （緑政土木局緑地管理課主査（公園適正利用）が兼務）	課長補佐（援護事業に係る連絡調整） （緑政土木局緑地管理課課長補佐（公園適正利用）が兼務）	
主幹（システム標準化等に係る調整） （健康福祉局主幹（システム標準化等）が兼務）	担当課長（システム標準化に係る調整） （健康福祉局担当課長（システム標準化）が兼務）	
主査（システム標準化等に係る調整） （監査課主査（システム標準化等）が兼務）	課長補佐（システム標準化に係る調整） （監査課課長補佐（システム標準化）が兼務）	
主査（システム標準化等） （監査課主査（システム標準化等に係る調整）を兼務）	課長補佐（システム標準化） （監査課課長補佐（システム標準化に係る調整）を兼務）	
主幹（困窮者支援に係る連絡調整） （高齢福祉部主幹（包括的支援の推進に係る企画調整）が兼務）	担当課長（困窮者支援に係る連絡調整） （高齢福祉部担当課長（包括的支援の推推に係る企画調整）が兼務）	
主査（困窮者支援に係る連絡調整） （地域ケア推進課主査（包括的支援の推進に係る企画調整）が兼務）	課長補佐（困窮者支援に係る連絡調整） （地域ケア推進課課長補佐（包括的支援の推進に係る企画調整）が兼務）	

改　正　前	改　正　後	備　考
保険年金課	保険年金課	
事　務　係	課長補佐（事務）	
給　付　係	課長補佐（給付）	
主査（国民健康保険保健事業）	課長補佐（保健事業）	
保険料係	課長補佐（資格賦課・システム基盤）	
	課長補佐（保険証廃止に係る調整） （医療福祉課課長補佐（保険証廃止に係る調整）を兼務）	
収納対策係		
主査（滞納整理）　④		
主幹（保険年金システム再構築等）	担当課長（保険年金システム再構築等）	
主査（保険年金システム再構築等）	課長補佐（保険年金システム再構築等）	
主査（保険年金システム再構築等）　②	課長補佐（保険年金システム再構築等）　②	
（医療福祉課主査（後期高齢者医療・福祉医療費システムに係る調整）を兼務）	（医療福祉課課長補佐（後期高齢者医療・福祉医療費システムに係る調整）を兼務）	
主幹（収納対策）	担当課長（収納対策）	
	課長補佐（収納対策）	
	課長補佐（滞納整理）　④	
医療福祉課 （子ども青少年局主幹（調整）を兼務）	医療福祉課 （子ども青少年局担当課長（調整）を兼務）	
後期高齢者医療係	課長補佐（後期高齢者医療）	
主査（後期高齢者医療・福祉医療費システムに係る調整）　②	課長補佐（後期高齢者医療・福祉医療費システムに係る調整）　②	
（保険年金課主査（保険年金システム再構築等）が兼務）	（保険年金課課長補佐（保険年金システム再構築等）が兼務）	
福祉医療係	課長補佐（福祉医療）	
	課長補佐（保険証廃止に係る調整） （保険年金課課長補佐（保険証廃止に係る調整）が兼務）	
主幹（高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る企画調整）	担当課長（高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る企画調整）	
厚　生　院（局長級）	厚　生　院（局長級）	
次　長（部長級）	次　長（部長級）	

改　正　前	改　正　後	備　考
管　理　課	管　理　課	
管　理　係	課長補佐（管理）	
主査（施設管理等）	課長補佐（施設管理）	
主査（福祉）	課長補佐（福祉）	
主査（栄養管理）	課長補佐（栄養管理）	
介　護　係	課長補佐（介護統括）	
主査（介護）　③	課長補佐（介護）③	
主幹（厚生院に係る調整）	廃止	
主査（厚生院に係る調整）	廃止	
医　監	担当局長（医務）	
健　康　部	健　康　部	
保健医療課	保健医療課	
地域医療係	課長補佐（地域医療）	
主査（医療安全確保）	課長補佐（医療安全確保）	
地域保健係	課長補佐（地域保健）	
主幹（中央看護専門学校に係る総合調整） （健康部主幹（医療関係施設に係る特命事項の処理）を兼務）	担当課長（中央看護専門学校に係る総合調整） （健康部担当課長（医療関係施設に係る特命事項の処理）を兼務）	
主幹（中央看護専門学校に係る総合調整） （中央看護専門学校主幹（中央看護専門学校に係る企画調整）を兼務）	廃止	
主査（中央看護専門学校に係る総合調整） ・医療連携推進室主査（医療関係施設に係る特命事項の処理）を兼務 ・中央看護専門学校管理課主査（中央看護専門学校に係る企画調整）を兼務	課長補佐（中央看護専門学校に係る総合調整） ・医療連携推進課課長補佐（医療関係施設に係る特命事項の処理）を兼務 ・中央看護専門学校管理課課長補佐（中央看護専門学校に係る企画調整）を兼務	
主幹（医務指導）	担当課長（医務指導）	
参事（健康危機管理対応力強化に係る総合調整） （中区保健福祉センター所長が兼務）	担当部長（健康危機管理対応力強化に係る総合調整） （南区保健福祉センター所長が兼務）	
主幹（健康危機管理対応力強化に係る調整） （新型コロナウイルス感染症対策部主幹（新型コロナウイルス感染症対策）が兼務）	担当課長（健康危機管理対応力強化に係る調整） （健康部担当課長（新興再興感染症対応力強化に係る調整）が兼務）	
主査（健康危機管理対応力強化に係る調整） （新型コロナウイルス感染症対策室主査（新型コロナウイルス感染症対策）が兼務）	課長補佐（健康危機管理対応力強化に係る調整） （感染症対策課課長補佐（新興再興感染症対応力強化に係る調整）が兼務）	
	担当部長（健康危機管理）	

改　正　前	改　正　後	備　考
（新型コロナウイルス感染症対策部から移管）⟹	（生活衛生部長が兼務） 担当課長（健康危機管理）⑤ ・健康部感染症対策課長が兼務 ・健康部健康増進課長が兼務 ・健康部担当課長（公衆衛生看護）が兼務 ・生活衛生部環境薬務課長が兼務 ・生活衛生部食品衛生課長が兼務 課長補佐（健康危機管理） （健康増進課課長補佐（公衆衛生看護）が兼務） 担当課長（救急対策等） （消防局救急部救急課長が併任） 課長補佐（救急対策等） （消防局救急課課長補佐（指導）が併任） 感染症対策課 （健康部担当課長（健康危機管理）を兼務） 課長補佐（感染症対策） 課長補佐（特定感染症等対策） 課長補佐（感染症予防） 課長補佐（感染症予防） （衛生研究所業務課課長補佐（感染症予防の推進）を兼務） 担当課長（予防接種） 課長補佐（予防接種） 課長補佐（予防接種健康被害救済） 担当課長（新興再興感染症対応力強化に係る調整） （健康部担当課長（健康危機管理対応力強化に係る調整）を兼務） 課長補佐（新興再興感染症対応力強化に係る調整） （保健医療課課長補佐（健康危機管理対応力強化に係る調整）を兼務） 担当課長（新興再興感染症対応力強化に係る調整） （健康部担当課長（公衆衛生看護）が兼務） 課長補佐（新興再興感染症対応力強化に係る調整） （健康増進課課長補佐（公衆衛生看護）が兼務）	

改　正　前	改　正　後	備　考
健康増進課 （子ども青少年局子育て支援部主幹（母子保健）を兼務） 推　進　係 主査（がん対策） 主査（食育推進等） 精神保健係 主幹（がん対策・食育推進等） 主幹（公衆衛生看護） （新型コロナウイルス感染症対策部主幹（新型コロナウイルス感染症対策）を兼務） 主査（公衆衛生看護） 主幹（精神保健・いのちの支援） ・障害福祉部主幹（精神障害者福祉）を兼務 ・環境局事業部主幹（住居の不良堆積物対策の推進）を兼務 主査（いのちの支援） 主幹（ひきこもり支援に係る連絡調整） （高齢福祉部主幹（ひきこもり等支援）が兼務） 主査（ひきこもり等支援に係る連絡調整） （地域ケア推進課主査（ひきこもり等支援）が兼務） 医療政策監 （総務局市立大学監が兼務） 参事（医療連携推進） （総務局参事（市立大学病院）を兼務） 医療連携推進室（課長級） （総務局市立大学部主幹（市立大学病院）を兼務） 主査（医療連携推進） 主幹（医療関係施設に係る特命事項の処理） ・総務局市立大学部主幹（市立大学に	健康増進課 ・健康部担当課長（健康危機管理）を兼務 ・子ども青少年局子育て支援部担当課長（母子保健）を兼務 課長補佐（推進） 担当課長（がん対策・食育推進等） 課長補佐（がん対策） 課長補佐（食育推進） 担当課長（公衆衛生看護） ・健康部担当課長（健康危機管理）を兼務 ・健康部担当課長（新興再興感染症対応力強化に係る調整）を兼務 課長補佐（公衆衛生看護） ・保健医療課課長補佐（健康危機管理）を兼務 ・感染症対策課課長補佐（新興再興感染症対応力強化に係る調整）を兼務 担当課長（精神保健・いのちの支援） ・障害福祉部担当課長（精神障害者福祉）を兼務 ・環境局事業部担当課長（住居の不良堆積物対策の推進）を兼務 課長補佐（精神保健） 課長補佐（いのちの支援） 担当課長（ひきこもり支援に係る連絡調整） （高齢福祉部担当課長（ひきこもり等支援）が兼務） 課長補佐（ひきこもり支援に係る連絡調整） （地域ケア推進課課長補佐（ひきこもり等支援）が兼務） 担当局長（医療政策） （総務局担当局長（市立大学）が兼務） 担当部長（医療連携推進） （総務局担当部長（市立大学病院）を兼務） 医療連携推進課 （総務局市立大学部担当課長（市立大学病院）を兼務） 課長補佐（医療連携推進） 担当課長（医療関係施設に係る特命事項の処理） ・総務局市立大学部担当課長（市立大学	

改　正　前	改　正　後	備　考
係る特命事項の処理）が兼務 ・障害福祉部主幹（総合リハビリテーションセンターに係る企画調整）が兼務 ・健康部主幹（中央看護専門学校に係る総合調整）が兼務	に係る特命事項の処理）が兼務 ・障害福祉部担当課長（総合リハビリテーションセンターに係る企画調整）が兼務 ・健康部担当課長（中央看護専門学校に係る総合調整）が兼務	
主査（医療関係施設に係る特命事項の処理）　④	課長補佐（医療関係施設に係る特命事項の処理）　④	
・総務局市立大学室主査（市立大学に係る特命事項の処理）が兼務 ・障害企画課主査（総合リハビリテーションセンターに係る企画調整）が兼務　② ・保健医療課主査（中央看護専門学校に係る総合調整）が兼務	・総務局市立大学課課長補佐（市立大学に係る特命事項の処理）が兼務 ・障害企画課課長補佐（総合リハビリテーションセンターに係る企画調整）が兼務　② ・保健医療課課長補佐（中央看護専門学校に係る総合調整）が兼務	
	課長補佐（医療関係施設に係る特命事項の処理） （総務局市立大学課課長補佐（市立大学に係る特命事項の処理）が兼務）	
主幹（医療連携に係る特命事項の処理）	担当課長（医療連携に係る特命事項の処理）	
・高齢福祉部主幹（厚生院に係る連絡調整）を兼務 ・生活福祉部主幹（厚生院に係る特命事項の処理）を兼務	・高齢福祉部担当課長（厚生院に係る連絡調整）を兼務 ・生活福祉部担当課長（厚生院に係る特命事項の処理）を兼務	
主査（医療連携に係る特命事項の処理）	課長補佐（医療連携に係る特命事項の処理）	
・介護保険課主査（厚生院に係る連絡調整）を兼務 ・保護課主査（厚生院に係る特命事項の処理）を兼務	・介護保険課課長補佐（厚生院に係る連絡調整）を兼務 ・保護課課長補佐（厚生院に係る特命事項の処理）を兼務	
中央看護専門学校（部長級） （中央看護専門学校研修センター所長を事務取扱）	中央看護専門学校（部長級） （中央看護専門学校教務課長を事務取扱）	
管　理　課	管　理　課 （中央看護専門学校研修センター所長を兼務）	
事　務　係	課長補佐（事務）	
主査（学生）	課長補佐（学生）	
主幹（中央看護専門学校に係る企画調整） （健康部主幹（中央看護専門学校に係る総合調整）が兼務）	廃止	
主査（中央看護専門学校に係る企画調整） （保健医療課主査（中央看護専門学校に係る総合調整）が兼務）	課長補佐（中央看護専門学校に係る企画調整） （保健医療課課長補佐（中央看護専門学校に係る総合調整）が兼務）	
教　務　課	教　務　課 （事務取扱）	

改　正　前	改　正　後	備　考
	（中央看護専門学校長が事務取扱）	
教育主任②（係長級）	教育主任（課長補佐級）	
	廃止	
研修センター（課長級） （中央看護専門学校長が事務取扱）	研修センター（課長級） （中央看護専門学校管理課長が兼務）	
研　修　係	所長補佐（研修）	
衛生研究所（部長級）	衛生研究所（部長級）	
副　所　長（課長級） （衛生研究所管理課長を兼務）	副　所　長（課長級） （衛生研究所管理課長を兼務）	
管　理　課 （衛生研究所副所長が兼務）	管　理　課 （衛生研究所副所長が兼務）	
管　理　係	課長補佐（管理）	
主幹（精度管理） （衛生研究所疫学情報部長が兼務）	担当課長（精度管理） （衛生研究所疫学情報部長が兼務）	
業　務　課	業　務　課	
事　業　係	課長補佐（事業）	
主査（感染症対策）	課長補佐（感染症対策）	
主査（感染症予防の推進）	課長補佐（感染症予防の推進）	
（感染症対策室主査（感染症予防等）が兼務）	（感染症対策課課長補佐（感染症予防）が兼務）	
疫学情報部（課長級） （衛生研究所主幹（精度管理）を兼務）	疫学情報部（課長級） （衛生研究所担当課長（精度管理）を兼務）	
主査（情報管理）	課長補佐（情報管理）	
主査（疫学調査）	課長補佐（疫学調査）	
	生活衛生部 （担当部長（健康危機管理）を兼務）	
参事（生活衛生）	廃止	
環境薬務課 （環境局事業部主幹（住居の不良堆積物対策の推進）を兼務）	環境薬務課 ・健康部担当課長（健康危機管理）を兼務 ・環境局事業部担当課長（住居の不良堆積物対策の推進）を兼務	
衛生指導係	課長補佐（衛生指導）	
環境衛生係	課長補佐（環境衛生）	
薬　務　係	課長補佐（薬務）	
主幹（八事斎場再整備）	担当課長（八事斎場再整備）	
	担当課長（旅館業等の許可指導に係る企画調整）	
	課長補佐（旅館業等の許可指導に係る企画調整）	

改　正　前	改　正　後	備　考
主査（八事斎場再整備）	課長補佐（八事斎場再整備）	
主査（八事斎場再整備） （八事霊園・斎場管理事務所主査（設備管理）が兼務）	課長補佐（八事斎場再整備） （八事霊園・斎場管理事務所所長補佐（設備管理）が兼務）	
食品衛生課 （スポーツ市民局市民生活部主幹（安心・安全で快適なまちづくりの推進）を兼務）	食品衛生課 ・健康部担当課長（健康危機管理）を兼務 ・スポーツ市民局市民生活部担当課長（安心・安全で快適なまちづくりの推進）を兼務）	
食品衛生係	課長補佐（食品衛生）	
主査（営業許可・届出等に係る企画調整）	課長補佐（営業許可・届出等に係る企画調整）	
食の安全対策係	課長補佐（食の安全対策）	
獣 医 務 係	課長補佐（獣医務）	
主幹（動物愛護管理・検査業務管理）	担当課長（動物愛護管理・検査業務管理）	
八事霊園・斎場管理事務所（課長級）	八事霊園・斎場管理事務所（課長級）	
斎　場　係	所長補佐（斎場）	
主査（設備管理） （環境薬務課主査（八事斎場再整備）を兼務）	所長補佐（設備管理） （環境薬務課課長補佐（八事斎場再整備）を兼務）	
霊　園　係	所長補佐（霊園）	
食品衛生検査所（課長級）	食品衛生検査所（課長級）	
微生物検査係	所長補佐（微生物検査）	
理化学検査係	所長補佐（理化学検査）	
広域監視係	所長補佐（広域監視）	
動物愛護センター（課長級）	動物愛護センター（課長級）	
管理指導係	所長補佐（管理指導）	
愛護企画係	所長補佐（愛護企画）	
主査（地域相談支援）	所長補佐（地域相談支援）	
食肉衛生検査所（課長級）	食肉衛生検査所（課長級）	
指導管理係	所長補佐（指導管理）	
主査（監視指導・検査管理）	所長補佐（監視指導・検査管理）	
検　査　係	所長補佐（検査）	
新型コロナウイルス感染症対策監	廃止	
新型コロナウイルス感染症対策部	廃止	
感染症対策室（課長級）		
感 染 症 係		

改　正　前	改　正　後	備　考
主査（特定感染症等対策） 主査（感染症予防等） ・新型コロナウイルス感染症対策室主査（新型コロナウイルス感染症対策の推進）を兼務 ・衛生研究所業務課主査（感染症予防の推進）を兼務	⟹（健康部へ移管）	
新型コロナウイルス感染症対策室（課長級）	廃止	
企　画　係	廃止	
推　進　係	廃止	
ワクチン接種推進係	廃止	
主幹（新型コロナウイルス感染症対策）③	廃止	
主幹（新型コロナウイルス感染症対策） （健康部主幹（健康危機管理対応力強化に係る調整）を兼務）	廃止	
主幹（新型コロナウイルス感染症対策） （健康部主幹（公衆衛生看護）が兼務）	廃止	
主幹（新型コロナウイルス感染症対策） （消防局救急部救急課長が併任）	廃止	
主査（新型コロナウイルス感染症対策）③	廃止	
主査（新型コロナウイルス感染症対策） （保健医療課主査（健康危機管理対応力強化に係る調整）を兼務）	廃止	
主査（新型コロナウイルス感染症対策）② （消防局救急課主査（新型コロナウイルス感染症対策に係る救急業務の調整）を併任）	廃止	
主査（新型コロナウイルス感染症対策） （感染症対策室主査（感染症予防等）が兼務）	廃止	
主査（新型コロナウイルス感染症対策） （消防局救急課指導係長が併任）	廃止	
参事（新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整）	廃止	
参事（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）② ・中村区区政部長が兼務	廃止	

改　正　前	改　正　後	備　考
・中区区政部長が兼務		
主幹（新型コロナウイルス ④ ワクチンに係る調整）	廃止	
主査（新型コロナウイル ③ スワクチンに係る調整）	廃止	
保　健　所（局長級） （健康福祉局医監を充てる）	保　健　所（局長級） （健康福祉局担当局長（医務）を充てる）	
健　康　部 （健康福祉局健康部長を充てる）	健　康　部 （健康福祉局健康部長を充てる）	
保健医療課 （健康福祉局保健医療課長を充てる）	保健医療課 （健康福祉局保健医療課長を充てる）	
地域医療係 （健康福祉局保健医療課地域医療係長を充てる）	課長補佐（地域医療） （健康福祉局保健医療課課長補佐（地域医療）を充てる）	
主査（医療安全確保） （健康福祉局保健医療課主査（医療安全確保）を充てる）	課長補佐（医療安全確保） （健康福祉局保健医療課課長補佐（医療安全確保）を充てる）	
地域保健係 （健康福祉局保健医療課地域保健係長を充てる）	課長補佐（地域保健） （健康福祉局保健医療課課長補佐（地域保健）を充てる）	
主幹（医務指導） （健康福祉局健康部主幹（医務指導）を充てる）	担当課長（医務指導） （健康福祉局健康部担当課長（医務指導）を充てる）	
参事（健康危機管理対応力強化に係る総合調整） （健康福祉局参事（健康危機管理対応力強化に係る総合調整）を充てる）	担当部長（健康危機管理対応力強化に係る総合調整） （健康福祉局担当部長（健康危機管理対応力強化に係る総合調整）を充てる）	
主幹（健康危機管理対応力強化に係る調整） （健康福祉局健康部主幹（健康危機管理対応力強化に係る調整）を充てる）	担当課長（健康危機管理対応力強化に係る調整） （健康福祉局健康部担当課長（健康危機管理対応力強化に係る調整）を充てる）	
主査（健康危機管理対応力強化に係る調整） （健康福祉局保健医療課主査（健康危機管理対応力強化に係る調整）を充てる）	課長補佐（健康危機管理対応力強化に係る調整） （健康福祉局保健医療課課長補佐（健康危機管理対応力強化に係る調整）を充てる）	
	担当部長（健康危機管理） （健康福祉局担当部長（健康危機管理）を充てる	
	担当課長（健康危機管理） （健康福祉局健康部担当課長（健康危機管理）を充てる）	⑤
	課長補佐（健康危機管理） （健康福祉局保健医療課課長補佐（健康危機管理）を充てる）	

改　正　前	改　正　後	備　考
（新型コロナウイルス感染症対策部から移管）	担当課長（救急対策等） （健康福祉局生活衛生部担当課長（救急対策等）を充てる） 課長補佐（救急対策等） （健康福祉局保健医療課課長補佐（救急対策等）を充てる） 感染症対策課 （健康福祉局感染症対策課長を充てる） 課長補佐（感染症対策） （健康福祉局感染症対策課課長補佐（感染症対策）を充てる） 課長補佐（特定感染症等対策） （健康福祉局感染症対策課課長補佐（特定感染症等対策）を充てる） 課長補佐（感染症予防） （健康福祉局感染症対策課課長補佐（感染症予防）を充てる） 課長補佐（感染症予防） （健康福祉局感染症対策課課長補佐（感染症予防）を充てる） 担当課長（予防接種） （健康福祉局健康部担当課長（予防接種）を充てる） 課長補佐（予防接種） （健康福祉局感染症対策課課長補佐（予防接種）を充てる） 課長補佐（予防接種健康被害救済） （健康福祉局感染症対策課課長補佐（予防接種健康被害救済）を充てる） 担当課長（新興再興感染症対応力強化に係る調整）② （健康福祉局健康部担当課長（新興再興感染症対応力強化に係る調整）を充てる） 課長補佐（新興再興感染症対応力強化に係る調整）② （健康福祉局感染症対策課課長補佐（新興再興感染症対応力強化に係る調整）を充てる）	
健康増進課 （健康福祉局健康部健康増進課長を充てる）	健康増進課 （健康福祉局健康増進課長を充てる）	
推　進　係 （健康福祉局健康増進課推進係長を充てる）	課長補佐（推進） （健康福祉局健康増進課課長補佐（推進）を充てる）	

改　正　前	改　正　後	備　考
精神保健係 （健康福祉局健康増進課精神保健係長を充てる）		
主幹（公衆衛生看護） （健康福祉局健康部主幹（公衆衛生看護）を充てる）	担当課長（公衆衛生看護） （健康福祉局健康部担当課長（公衆衛生看護）を充てる）	
主査（公衆衛生看護） （健康福祉局健康増進課主査（公衆衛生看護）を充てる）	課長補佐（公衆衛生看護） （健康福祉局健康増進課課長補佐（公衆衛生看護）を充てる）	
主幹（精神保健・いのちの支援） （健康福祉局健康部主幹（精神保健・いのちの支援）を充てる）	担当課長（精神保健・いのちの支援） （健康福祉局健康部担当課長（精神保健・いのちの支援）を充てる）	
	課長補佐（精神保健） （健康福祉局健康増進課課長補佐（精神保健）を充てる）	
感染症対策・調査センター （課長級） （健康福祉局衛生研究所業務課長を充てる）	感染症対策・調査センター （課長級） （健康福祉局衛生研究所業務課長を充てる）	
管　理　課 （健康福祉局衛生研究所管理課長を充てる）	管　理　課 （健康福祉局衛生研究所管理課長を充てる）	
管　理　係 （健康福祉局衛生研究所管理課管理係長を充てる）	課長補佐（管理） （健康福祉局衛生研究所管理課課長補佐（管理）を充てる）	
業　務　課 （健康福祉局衛生研究所業務課長を充てる）	業　務　課 （健康福祉局衛生研究所業務課長を充てる）	
事　業　係 （健康福祉局衛生研究所業務課事業係長を充てる）	課長補佐（事業） （健康福祉局衛生研究所業務課課長補佐（事業）を充てる）	
主査（感染症対策） （健康福祉局衛生研究所業務課主査（感染症対策）を充てる）	課長補佐（感染症対策） （健康福祉局衛生研究所業務課課長補佐（感染症対策）を充てる）	
主査（感染症予防の推進） （健康福祉局衛生研究所業務課主査（感染症予防の推進）を充てる）	課長補佐（感染症予防の推進） （健康福祉局衛生研究所業務課課長補佐（感染症予防の推進）を充てる）	
疫学情報部（課長級） （健康福祉局衛生研究所疫学情報部長を充てる）	疫学情報部（課長級） （健康福祉局衛生研究所疫学情報部長を充てる）	
主査（情報管理） （健康福祉局衛生研究所疫学情報部主査（情報管理）を充てる）	課長補佐（情報管理） （健康福祉局衛生研究所疫学情報部課長補佐（情報管理）を充てる）	
主査（疫学調査） （健康福祉局衛生研究所疫学情報部主査（疫学調査）を充てる）	課長補佐（疫学調査） （健康福祉局衛生研究所疫学情報部課長補佐（疫学調査）を充てる）	
	生活衛生部	

改　正　前	改　正　後	備　考
	（健康福祉局生活衛生部長を充てる）	
参事（生活衛生） （健康福祉局参事（生活衛生）を充てる）	廃止	
環境薬務課 （健康福祉局健康部環境薬務課長を充てる）	環境薬務課 （健康福祉局環境薬務課長を充てる）	
衛生指導係 （健康福祉局環境薬務課衛生指導係長を充てる）	課長補佐（衛生指導） （健康福祉局環境薬務課課長補佐（衛生指導）を充てる）	
環境衛生係 （健康福祉局環境薬務課環境衛生係長を充てる）	課長補佐（環境衛生） （健康福祉局環境薬務課課長補佐（環境衛生）を充てる）	
薬　務　係 （健康福祉局環境薬務課薬務係長を充てる）	課長補佐（薬務） （健康福祉局環境薬務課課長補佐（薬務）を充てる）	
食品衛生課 （健康福祉局健康部食品衛生課長を充てる）	食品衛生課 （健康福祉局食品衛生課長を充てる）	
食品衛生係 （健康福祉局食品衛生課食品衛生係長を充てる）	課長補佐（食品衛生） （健康福祉局食品衛生課課長補佐（食品衛生）を充てる）	
主査（営業許可・届出等に係る企画調整） （健康福祉局食品衛生課主査（営業許可・届出等に係る企画調整）を充てる）	課長補佐（営業許可・届出等に係る企画調整） （健康福祉局食品衛生課課長補佐（営業許可・届出等に係る企画調整）を充てる）	
食の安全対策係 （健康福祉局食品衛生課食の安全対策係長を充てる）	課長補佐（食の安全対策） （健康福祉局食品衛生課課長補佐（食の安全対策）を充てる）	
獣 医 務 係 （健康福祉局食品衛生課獣医務係長を充てる）	課長補佐（獣医務） （健康福祉局食品衛生課課長補佐（獣医務）を充てる）	
主幹（動物愛護管理・検査業務管理） （健康福祉局健康部主幹（動物愛護管理・検査業務管理）を充てる）	担当課長（動物愛護管理・検査業務管理） （健康福祉局健康部担当課長（動物愛護管理・検査業務管理）を充てる）	
食品衛生検査所（課長級） （健康福祉局健康部食品衛生検査所長を充てる）	食品衛生検査所（課長級） （健康福祉局食品衛生検査所長を充てる）	
微生物検査係 （健康福祉局食品衛生検査所微生物検査係長を充てる）	所長補佐（微生物検査） （健康福祉局食品衛生検査所所長補佐（微生物検査）を充てる）	
理化学検査係 （健康福祉局食品衛生検査所理化学検査係長を充てる）	所長補佐（理化学検査） （健康福祉局食品衛生検査所所長補佐（理化学検査）を充てる）	
広域監視係 （健康福祉局食品衛生検査所広域監視係長を充てる）	所長補佐（広域監視） （健康福祉局食品衛生検査所所長補佐（広域監視）を充てる）	
動物愛護センター（課長級） （健康福祉局動物愛護センター所長を	動物愛護センター（課長級） （健康福祉局動物愛護センター所長を	

改　正　前	改　正　後	備　考
充てる）	充てる）	
管理指導係 （健康福祉局動物愛護センター管理指導係長を充てる）	所長補佐（管理指導） （健康福祉局動物愛護センター所長補佐（管理指導）を充てる）	
愛護企画係 （健康福祉局動物愛護センター愛護企画係長を充てる）	所長補佐（愛護企画） （健康福祉局動物愛護センター所長補佐（愛護企画）を充てる）	
主査（地域相談支援） （健康福祉局動物愛護センター主査（地域相談支援）を充てる）	所長補佐（地域相談支援） （健康福祉局動物愛護センター所長補佐（地域相談支援）を充てる）	
食肉衛生検査所（課長級） （健康福祉局福祉部食肉衛生検査所長を充てる）	食肉衛生検査所（課長級） （健康福祉局食肉衛生検査所長を充てる）	
指導管理係 （健康福祉局食肉衛生検査所指導管理係長を充てる）	所長補佐（指導管理） （健康福祉局食肉衛生検査所所長補佐（指導管理）を充てる）	
主査（監視指導・検査管理） （健康福祉局食肉衛生検査所主査（監視指導・検査管理）を充てる）	所長補佐（監視指導・検査管理） （健康福祉局食肉衛生検査所所長補佐（監視指導・検査管理）を充てる）	
検　査　係 （健康福祉局食肉衛生検査所検査係長を充てる）	所長補佐（検査） （健康福祉局食肉衛生検査所所長補佐（検査）を充てる）	
新型コロナウイルス感染症対策監 （健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策監を充てる）	廃止	
新型コロナウイルス感染症対策部 （健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部長を充てる）	廃止	
感染症対策室（課長級） （健康福祉局感染症対策室長を充てる） 感 染 症 係 （健康福祉局感染症対策室感染症係長を充てる） 主査（特定感染症等対策） （健康福祉局感染症対策室主査（特定感染症等対策）を充てる） 主査（感染症予防等） （健康福祉局感染症対策室主査（感染症予防等）を充てる）	⟹（健康部へ移管）	
新型コロナウイルス感染症対策室（課長級） （健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部新型コロナウイルス感染症対策室長を充てる）	廃止	
企　画　係 （健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策室企画係長を充てる）	廃止	
推　進　係	廃止	

改　正　前	改　正　後	備　考
（健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策室推進係長を充てる）		
ワクチン接種推進係 （健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策室ワクチン接種推進係長を充てる）	廃止	
主幹（新型コロナウイルス感染症対策） （健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部主幹（新型コロナウイルス感染症対策）を充てる）	廃止	
主査（新型コロナウイルス感染症対策） （健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策室主査（新型コロナウイルス感染症対策）を充てる）	廃止	
参事（新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整） （健康福祉局参事（新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整）を充てる）	廃止	
参事（新型コロナウイルスワクチンに係る調整） （健康福祉局参事（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）を充てる）	廃止	
主幹（新型コロナウイルスワクチンに係る調整） （健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部主幹（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）を充てる）	廃止	
主査（新型コロナウイルスワクチンに係る調整） （健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策室主査（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）を充てる）	廃止	
保健センター⑭（部長級） （区役所保健福祉センター所長を充てる） （東区及び西区を除く。）	保健センター⑬（部長級） （区役所保健福祉センター所長を充てる） （東区、西区及び昭和区を除く。）	
	廃止	昭和区
保健センター②（課長級） （区役所保健福祉センター主幹（医務総括）を充てる）（東区及び西区に限る。）	保健センター②（課長級） （区役所保健福祉センター担当課長（医務総括）を充てる）（東区及び西区に限る。）	
	保健センター（課長級） （区役所保健福祉センター担当課長（医務総括）を充てる）（昭和区に限る。）	
副　所　長（課長級） （区役所保健福祉センター保健管理課長を充てる）（千種区、中村区、中区及び南区に限る。）	副　所　長（課長級） （区役所保健福祉センター保健管理課長を充てる）（千種区、中村区、中区及び南区に限る。）	

改　正　前	改　正　後	備　考
副　所　長（課長級） （区役所保健福祉センター健康安全課長を充てる）（千種区、中村区、中区及び南区を除く。）	副　所　長（課長級） （区役所保健福祉センター健康安全課長を充てる）（千種区、中村区、中区及び南区を除く。）	
保健管理課 （区役所保健福祉センター保健管理課長を充てる）（千種区、中村区、中区及び南区に限る。）	保健管理課 （区役所保健福祉センター保健管理課長を充てる）（千種区、中村区、中区及び南区に限る。）	
企画管理係 （区役所保健管理課企画管理係長を充てる）	課長補佐（企画管理） （区役所保健管理課課長補佐（企画管理）を充てる）	
主査（医療安全） （区役所保健管理課主査（医療安全）を充てる）	課長補佐（医療安全） （区役所保健管理課課長補佐（医療安全）を充てる）	
主査（食品衛生・動物愛護） （区役所保健管理課主査（食品衛生・動物愛護）を充てる）	課長補佐（食品衛生・動物愛護） （区役所保健管理課課長補佐（食品衛生・動物愛護）を充てる）	
主査（健康危機管理） （区役所保健管理課主査（健康危機管理）を充てる）	課長補佐（健康危機管理） （区役所保健管理課課長補佐（健康危機管理）を充てる）	
主幹（健康安全） （区役所保健福祉センター主幹（健康安全）を充てる）（千種区、中村区、中区及び南区に限る。）	担当課長（健康安全） （区役所保健福祉センター担当課長（健康安全）を充てる）（千種区、中村区、中区及び南区に限る。）	
環境薬務室（課長級） （区役所保健福祉センター環境薬務室長を充てる）（千種区、中村区、中区及び南区に限る。）	環境薬務課 （区役所保健福祉センター環境薬務課長を充てる）（千種区、中村区、中区及び南区に限る。）	
主査（営業施設指導） （区役所環境薬務室主査（営業施設指導）を充てる）（南区を除く。）	課長補佐（営業施設指導） （区役所環境薬務課課長補佐（営業施設指導）を充てる）（南区を除く。）	
主査（住居衛生・薬務） （区役所環境薬務室主査（住居衛生・薬務）を充てる）（南区を除く。）	課長補佐（住居衛生・薬務） （区役所環境薬務課課長補佐（住居衛生・薬務）を充てる）（南区を除く。）	
主査（営業薬務） （区役所環境薬務室主査（営業薬務）を充てる）（南区に限る。）	課長補佐（営業薬務） （区役所環境薬務課課長補佐（営業薬務）を充てる）（南区に限る。）	
主査（住居衛生） （区役所環境薬務室主査（住居衛生）を充てる）（南区に限る。）	課長補佐（住居衛生） （区役所環境薬務課課長補佐（住居衛生）を充てる）（南区に限る。）	
健康安全課 （区役所保健福祉センター健康安全課長を充てる）（千種区、中村区、中区及び南区を除く。）	健康安全課 （区役所保健福祉センター健康安全課長を充てる）（千種区、中村区、中区及び南区を除く。）	
企画管理係 （区役所健康安全課企画管理係長を充てる）	課長補佐（企画管理） （区役所健康安全課課長補佐（企画管理）を充てる）	
主査（食品衛生・動物愛護	課長補佐（食品衛生・動物	

改　正　前	改　正　後	備　考
等） （区役所健康安全課主査（食品衛生・動物愛護等）を充てる）	愛護等） （区役所健康安全課課長補佐（食品衛生・動物愛護等）を充てる）	
主査（大規模施設に係るＨＡＣＣＰ監視等） （区役所健康安全課主査（大規模施設に係るＨＡＣＣＰ監視等）を充てる）（熱田区に限る。）	課長補佐（大規模施設に係るＨＡＣＣＰ監視等） （区役所健康安全課課長補佐（大規模施設に係るＨＡＣＣＰ監視等）を充てる）（熱田区に限る。）	
主査（健康危機管理） （区役所健康安全課主査（健康危機管理）を充てる）	課長補佐（健康危機管理） （区役所健康安全課課長補佐（健康危機管理）を充てる）	
保健予防課 （区役所保健福祉センター保健予防課長を充てる）	保健予防課 （区役所保健福祉センター保健予防課長を充てる）	
保健感染症係 （区役所保健予防課保健感染症係長を充てる）	課長補佐（保健感染症） （区役所保健予防課課長補佐（保健感染症）を充てる）	
主査（医務）⑭ （区役所保健予防課主査（医務）を充てる）（東区及び西区を除く。）	課長補佐（医務）⑬ （区役所保健予防課課長補佐（医務）を充てる）（東区、西区及び昭和区を除く。）	
	廃止	昭和区
主査（感染症対策等） （区役所保健予防課主査（感染症対策等）を充てる）	課長補佐（精神保健・健康づくり） （区役所保健予防課課長補佐（精神保健・健康づくり）を充てる）	
主査（保健看護） （区役所保健予防課主査（保健看護）を充てる）	課長補佐（保健看護） （区役所保健予防課課長補佐（保健看護）を充てる）	

改　正　前	改　正　後	備　考
子ども青少年局	子ども青少年局	
総　務　課 （防災危機管理局主幹（危機管理に係る連絡調整）を兼務）	総　務　課 （防災危機管理局担当課長（危機管理に係る連絡調整）を兼務）	
庶　務　係	課長補佐（庶務）	
管　理　係	課長補佐（管理）	
主査（業務改善） （保育運営課主査（保育事業に係る業務改善）を兼務）		
主幹（監査指導） （健康福祉局監査課長が兼務）	担当課長（監査指導） （健康福祉局監査課長が兼務）	
主査（監査指導）③ ・健康福祉局監査課監査係長が兼務 ・健康福祉局監査課主査（法人監査）が兼務 ・健康福祉局監査課主査（施設監査）が兼務	課長補佐（監査指導）② ・健康福祉局監査課課長補佐（監査統括）が兼務 ・健康福祉局監査課課長補佐（監査）が兼務	
	廃止	
企画経理課 （財政局財政部主幹（資産経営の推進）を兼務）	企画経理課 （財政局財政部担当課長（資産経営の推進）を兼務）	
企　画　係	課長補佐（企画）	
主査（次世代育成支援）	課長補佐（次世代育成支援）	
主査（情報統計） （健康福祉局監査課調査係長が兼務）	課長補佐（情報） （健康福祉局監査課課長補佐（システム標準化）が兼務）	
主査（ＤＸの推進に係る調整） （総務局デジタル改革推進課主査（ＤＸの推進）が兼務）	課長補佐（ＤＸの推進） （総務局デジタル改革推進課課長補佐（ＤＸの推進）が兼務）	
	課長補佐（ＤＸの推進） （子ども福祉課課長補佐（ＤＸの推進）を兼務）	
経　理　係	課長補佐（経理）	
主査（債権管理の推進）	廃止	
	担当部長（子ども未来応援） （担当局長（子ども未来企画）が事務取扱）	
	担当課長（子ども未来応援）	
	課長補佐（子ども未来応援）	
	課長補佐（子ども未来応援） （子ども未来企画課課長補佐（ライフキャリア支援に係る企画調整）を兼務）	

（子ども青少年局）

改　正　前	改　正　後	備　考
主幹（調整）② ・健康福祉局障害企画課長が兼務 ・健康福祉局医療福祉課長が兼務	担当課長（調整）② ・健康福祉局障害企画課長が兼務 ・健康福祉局医療福祉課長が兼務	
子育て支援部	子育て支援部	
子育て支援課	子育て支援課	
子育て支援係	課長補佐（子育て支援）	
主査（在宅子育て支援事業の推進）	課長補佐（在宅子育て支援事業の推進）	
主査（妊婦・子育て家庭への経済的支援）	課長補佐（妊婦・子育て家庭への経済的支援）	
母子保健係	課長補佐（母子保健） 課長補佐（母子保健）	
主幹（母子保健） （健康福祉局健康増進課長が兼務）	担当課長（母子保健） （健康福祉局健康増進課長が兼務）	
子ども福祉課	子ども福祉課	
子ども施設係	課長補佐（子ども施設） 課長補佐（ＤＸの推進） （企画経理課課長補佐（ＤＸの推進）が兼務）	
子ども福祉係	課長補佐（子ども福祉）	
子ども発達支援係	課長補佐（子ども発達支援）	
主査（事業者指導・監査等）	課長補佐（指定・指導監査） 課長補佐（指導監査に係る企画調整）	
主幹（施設の整備・民間移管等）	担当課長（施設の整備・民間移管等）	
主査（施設の整備・民間移管等）	課長補佐（施設の整備・民間移管等）	
主幹（児童虐待対策に係る企画調整）	担当課長（児童虐待対策に係る企画調整）	
主査（児童虐待対策に係る企画調整）	課長補佐（児童虐待対策に係る企画調整） 課長補佐（児童虐待対策に係る企画調整）	
主幹（女性福祉）	担当課長（女性福祉）	
主査（女性福祉）	課長補佐（女性福祉）	
主幹（障害児・発達支援）	担当課長（障害児・発達支援）	
児童福祉センター（部長級） （児童福祉センター中央療育センター所長を事務取扱）	児童福祉センター（部長級） （児童福祉センター中央療育センター所長を事務取扱）	
管　理　課 （管理課事務管理係長を事務取扱）	管　理　課 （管理課課長補佐（事務管理）を事務	

改　正　前	改　正　後	備　考
	取扱）	
事務管理係 （管理課長が事務取扱）	課長補佐（事務管理） （管理課長が事務取扱）	
主幹（診療支援）④ ・中央療育センター主幹（診療）が兼務 ・発達障害者支援センター所長が兼務 ・くすのき学園主幹（児童心理治療）が兼務 ・西部地域療育センター所長が兼務	担当課長（診療支援）④ ・中央療育センター担当課長（診療）が兼務 ・発達障害者支援センター所長が兼務 ・くすのき学園担当課長（児童心理治療）が兼務 ・西部地域療育センター所長が兼務	
主査（診療支援）④ ・中央児童相談所相談課主査（医学的指導）が兼務 ・中央療育センター主査（診療）②が兼務 ・あけぼの学園主査（知的障害児の医学的指導）が兼務	課長補佐（診療支援）④ ・中央児童相談所相談課課長補佐（医学的指導）が兼務 ・中央療育センター所長補佐（診療）②が兼務 ・あけぼの学園園長補佐（知的障害児の医学的指導）が兼務	
	課長補佐（診療支援） （中央療育センター所長補佐（診療）が兼務）	
中央児童相談所（部長級）	中央児童相談所（部長級）	
相　談　課	相　談　課	
相談調整係	課長補佐（相談調整）	
相談援助第一係	課長補佐（相談援助）③	
相談援助第二係		
相談援助第三係		
主査（障害児に係る相談援助等）	課長補佐（障害児相談援助）	
主査（家庭復帰・里親支援）	課長補佐（家庭復帰・里親支援）	
判定援助係	課長補佐（判定援助）	
主査（医学的指導） （児童福祉センター管理課主査（診療支援）を兼務）	課長補佐（医学的指導） （児童福祉センター管理課課長補佐（診療支援）を兼務）	
保　護　係	課長補佐（一時保護）	
主幹（児童相談所に係る企画調整）	担当課長（児童相談所に係る企画調整）	
主査（児童相談所に係る企画調整）	課長補佐（児童相談所に係る企画調整）	
主幹（学校教育との連携） （教育委員会事務局指導部主幹（生徒指導に係る特命事項の処理）が併任）	担当課長（学校教育との連携） （教育委員会事務局義務教育課指導主事が併任）	
主幹（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等）	担当課長（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等）	
主査（緊急介入・児童虐待 ③	課長補佐（緊急介入・児童 ③	

改　正　前	改　正　後	備　考
に係る相談援助等）	虐待に係る相談援助等）	
主査（児童虐待対策に係る連絡調整） （愛知県警察が併任）	課長補佐（児童虐待対策に係る連絡調整） （愛知県警察が併任）	
主幹（法務・相談業務に係る特命事項の処理）	担当課長（法務・相談業務に係る特命事項の処理）	
中央療育センター（課長級） （児童福祉センター所長が事務取扱）	中央療育センター（課長級） （児童福祉センター所長が事務取扱）	
副　所　長（課長級） （中央療育センターわかくさ学園長を事務取扱）	副　所　長（課長級） （中央療育センターわかくさ学園長を事務取扱）	
診療相談係	所長補佐（診療相談）	
主査（地域療育センターに係る企画調整）	所長補佐（地域療育センターに係る企画調整）	
みどり学園（係長級）	みどり学園（課長補佐級）	
わかくさ学園（係長級） （中央療育センター副所長が事務取扱）	わかくさ学園（課長補佐級） （中央療育センター副所長が事務取扱）	
すぎのこ学園（係長級）	すぎのこ学園（課長補佐級）	
主幹（診療） ・児童福祉センター主幹（診療支援）を兼務 ・児童福祉センターくすのき学園主幹（児童心理治療）が兼務	担当課長（診療） ・児童福祉センター担当課長（診療支援）を兼務 ・児童福祉センターくすのき学園担当課長（児童心理治療）が兼務	
主査（診療）② （児童福祉センター管理課主査（診療支援）を兼務）	所長補佐（診療）② （児童福祉センター管理課課長補佐（診療支援）を兼務） 所長補佐（診療） （児童福祉センター管理課課長補佐（診療支援）を兼務）	
発達障害者支援センター（課長級） （児童福祉センター主幹（診療支援）を兼務）	発達障害者支援センター（課長級） （児童福祉センター担当課長（診療支援）を兼務）	
主査（発達障害者支援）	所長補佐（発達障害者支援）	
くすのき学園（課長級）	くすのき学園（課長級）	
主幹（児童心理治療） ・児童福祉センター主幹（診療支援）を兼務 ・中央療育センター主幹（診療）を兼務	担当課長（児童心理治療） ・児童福祉センター担当課長（診療支援）を兼務 ・中央療育センター担当課長（診療）を兼務	
西部児童相談所（課長級）	西部児童相談所（課長級）	
管理相談係	所長補佐（事務管理）	
主査（相談調整）	所長補佐（相談調整）	
相談援助第一係	所長補佐（相談援助）　②	

改　正　前	改　正　後	備　考
相談援助第二係		
主査（家庭復帰・里親支援）	所長補佐（家庭復帰・里親支援）	
判定援助係	所長補佐（判定援助）	
保　護　係	所長補佐（一時保護）	
主幹（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等）	担当課長（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等）	
主査（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等） ②	所長補佐（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等） ②	
主幹（法務・相談業務に係る特命事項の処理）	担当課長（法務・相談業務に係る特命事項の処理）	
東部児童相談所（課長級）	東部児童相談所（課長級）	
管理相談係	所長補佐（事務管理）	
主査（相談調整）	所長補佐（相談調整）	
相談援助第一係	所長補佐（相談援助） ②	
相談援助第二係		
主査（家庭復帰・里親支援）	所長補佐（家庭復帰・里親支援）	
判定援助係	所長補佐（判定援助）	
保　護　係	所長補佐（一時保護）	
主幹（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等）	担当課長（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等）	
主査（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等） ②	所長補佐（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等） ②	
主幹（法務・相談業務に係る特命事項の処理）	担当課長（法務・相談業務に係る特命事項の処理）	
ひ ば り 荘（課長級）	ひ ば り 荘（課長級）	
指　導　係	荘長補佐（指導）	
主査（里親委託等の推進）	荘長補佐（里親委託等の推進）	
あけぼの学園（課長級）	あけぼの学園（課長級）	
指導第一係	園長補佐（指導） ②	
指導第二係		
主査（知的障害児の医学的指導） （児童福祉センター管理課主査（診	園長補佐（知的障害児の医学的指導） （児童福祉センター管理課課長補	

改　正　前	改　正　後	備　考
療支援）を兼務）	佐（診療支援）を兼務）	
西部地域療育センター（課長級） （児童福祉センター主幹（診療支援）を兼務）	西部地域療育センター（課長級） （児童福祉センター担当課長（診療支援）を兼務）	
副　所　長（課長級）	副　所　長（課長級）	
診療相談係	所長補佐（診療相談）	
通所支援係	所長補佐（通所支援）	
保　育　部	保　育　部	
保育企画室（課長級）	保育企画課	
保育企画係	課長補佐（保育企画）	
認可給付係	課長補佐（認可給付）	
主査（教育・保育施設における多様な保育等の推進）	課長補佐（教育・保育施設における多様な保育等の推進）	
	課長補佐（教育・保育施設における多様な保育等の推進）	
主査（給付等）	課長補佐（給付）	
主査（幼児教育・保育無償化等）	課長補佐（幼児教育・保育無償化）	
	課長補佐（保育事業に係るＤＸの推進）	
主幹（待機児童対策）	担当課長（待機児童対策）	
主査（待機児童対策）③	課長補佐（待機児童対策）③	
保育運営課	保育運営課	
保育運営係	課長補佐（保育運営）	
主査（医療的ケア児の支援）	課長補佐（医療的ケア児の支援）	
主査（保育事業に係る業務改善） （総務課主査（業務改善）が兼務）	廃止	
	課長補佐（エリア支援保育所の統括）	
保育管理係	課長補佐（保育管理）	
	担当課長（保育指導・監査）	
保育指導係	課長補佐（保育指導・監査）②	
主査（施設監査） （健康福祉局から移管）	課長補佐（保育指導・監査）	

改　正　前	改　正　後	備　考
	課長補佐（保育指導・監査に係る企画調整）	
主幹（保育所の民間移管・改修等）　②	担当課長（保育所の民間移管・改修等）　②	
主査（保育所の民間移管）②	課長補佐（保育所の民間移管・改修等）　③	
主査（保育所の改修等）		
	課長補佐（保育所の民間移管・改修等）	
主幹（保育事業）	担当課長（保育事業）	
主幹（幼保連携型認定こども園） （教育委員会事務局指導室指導主事が併任）	担当課長（幼保連携型認定こども園） （教育委員会事務局義務教育課指導主事が併任）	
保　育　園（87）	保　育　園（84）	
主査（保育所等に係る企画調整） （課長級園に限る。）	園長補佐（保育所等に係る企画調整） （課長級園に限る。）	
比良西保育園（係長級）	廃止	
	比良西保育園（課長級）	
	園長補佐（保育所等に係る企画調整）	
南陽第一保育園（係長級）	廃止	
	南陽第一保育園（課長級）	
	園長補佐（保育所等に係る企画調整）	
東丘保育園（係長級）	廃止	
	東丘保育園（課長級）	
	園長補佐（保育所等に係る企画調整）	
のりくら保育園（係長級）	廃止	
	のりくら保育園（課長級）	
	園長補佐（保育所等に係る企画調整）	
千代田橋保育園（係長級）	廃止	
富田第三保育園（係長級）	廃止	
牧野原保育園（係長級）	廃止	
保　育　係 （内山保育園及び高蔵保育園に限る。）	副　園　長（課長補佐級） （内山保育園及び高蔵保育園に限る。）	
子ども未来企画監	担当局長（子ども未来企画） （担当部長（子ども未来応援）を事務取扱）	

改　正　前	改　正　後	備　考
子ども未来企画部	子ども未来企画部	
子ども未来企画室（課長級）	子ども未来企画課	
子ども未来企画係	課長補佐（子ども未来企画）	
主査（企画調整）	課長補佐（企画調整）	
主査（子育て世帯生活支援特別給付金） （財政局税制課主査（子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る調整）を兼務）（R5.4設置）	廃止	
	課長補佐（ライフキャリア支援に係る企画調整） （企画経理課課長補佐（子ども未来応援）が兼務）	
	課長補佐（児童手当の拡充対応）	
主幹（子どもの権利擁護に係る企画調整）	担当課長（子どもの権利擁護に係る企画調整）	
主査（子どもの権利擁護に係る企画調整）	課長補佐（子どもの権利擁護に係る企画調整）	
主幹（子ども等の支援の推進） （健康福祉局保護課長が兼務）	担当課長（子ども等の支援の推進） （健康福祉局保護課長が兼務）	
主査（子ども等の支援の推進）	課長補佐（子ども等の支援の推進）	
主査（子ども等の支援の推進） （健康福祉局保護課主査（適正実施）が兼務）	課長補佐（子ども等の支援の推進） （健康福祉局保護課課長補佐（適正実施）が兼務）	
主幹（子ども等の支援の推進に係る特命事項の処理）	廃止	
主査（子ども等の支援の推進に係る特命事項の処理）	廃止	
主幹（児童福祉システム標準化に係る調整） （健康福祉局主幹（システム標準化等）が兼務）	担当課長（児童福祉システム標準化に係る調整） （健康福祉局担当課長（システム標準化）が兼務）	
主査（児童福祉システム標準化に係る調整） （健康福祉局監査課主査（システム標準化等）が兼務）	課長補佐（児童福祉システム標準化に係る調整） （健康福祉局監査課課長補佐（システム標準化）が兼務）	
主査（児童福祉システム標準化） （健康福祉局監査課主査（システム標準化等に係る調整）を兼務）	課長補佐（児童福祉システム標準化） （健康福祉局監査課課長補佐（システム標準化に係る調整）を兼務）	
青少年家庭課	青少年家庭課	

改　正　前	改　正　後	備　考
（スポーツ市民局市民生活部主幹（安心・安全で快適なまちづくりの推進）を兼務） 青少年自立支援係 子ども育成係 放課後事業推進室（課長級） 放課後事業推進係 主幹（放課後事業に係る企画調整） 主査（放課後事業に係る企画調整）	（スポーツ市民局市民生活部担当課長（安心・安全で快適なまちづくりの推進）を兼務） 課長補佐（青少年自立支援） 課長補佐（青少年育成） 放課後事業推進課 課長補佐（放課後事業推進） 担当課長（放課後事業に係る企画調整） 課長補佐（放課後事業に係る企画調整）	

改　正　前	改　正　後	備　考
住宅都市局	**住宅都市局**	
総　務　課 （防災危機管理局主幹（危機管理に係る連絡調整）を兼務）	総　務　課 （防災危機管理局担当課長（危機管理に係る連絡調整）を兼務）	
庶　務　係	課長補佐（庶務）	
主査（調査）	課長補佐（調査）	
管　理　係	課長補佐（管理）	
企画経理課 （財政局財政部主幹（資産経営の推進）を兼務）	企画経理課 （財政局財政部担当課長（資産経営の推進）を兼務）	
企　画　係	課長補佐（企画）	
主査（まちづくりに係る調査研究） （総務局東京事務所主査（調査）を兼務）	課長補佐（まちづくりに係る調査研究） （総務局東京事務所次長補佐（調査）を兼務）	
経　理　係	課長補佐（経理）	
主幹（企画調整）	担当課長（企画調整）	
主幹（企画調整） （都市計画部主幹（防災・都市施策）が兼務）	担当課長（企画調整） （都市計画部担当課長（防災・都市施策）が兼務）	
主査（企画調整）	課長補佐（企画調整）	
主査（企画調整） （総務局空港対策室主査（空港アクセス）を兼務）	課長補佐（企画調整） ・総務局総合調整課課長補佐（調整）を兼務 ・総務局アジア・アジアパラ競技大会推進課課長補佐（事業調整）を兼務 ・総務局空港対策課課長補佐（空港アクセス）を兼務）	
主査（企画調整） （都市計画課主査（緑地計画・都市施策）が兼務）	課長補佐（企画調整） （都市計画課課長補佐（緑地計画・都市施策）が兼務）	
監理指導室（課長級） （財政局契約部主幹（公正入札確保）を兼務）	監理指導課 （財政局契約部担当課長（公正入札確保）を兼務）	
監理指導係	課長補佐（監理指導）	
主査（設備監理指導）	課長補佐（設備監理指導）	
技術管理係	課長補佐（技術管理）	
主査（検査）⑤	課長補佐（検査）⑤	
都市計画部	都市計画部	
都市計画課	都市計画課	
総　括　係	課長補佐（総括）	
都市計画係	課長補佐（都市計画）	

改　正　前	改　正　後	備　考
主査（緑地計画・都市施策） （企画経理課主査（企画調整）を兼務）	課長補佐（緑地計画・都市施策） （企画経理課課長補佐（企画調整）を兼務）	
地域計画係	課長補佐（地域計画）	
主査（地区計画）	課長補佐（地区計画）	
主幹（防災・都市施策） ・主幹（企画調整）を兼務 ・防災危機管理局主幹（想定最大規模災害対策推進）を兼務	担当課長（防災・都市施策） ・担当課長（企画調整）を兼務 ・防災危機管理局担当課長（想定最大規模災害対策推進）を兼務	
	担当課長（三の丸まちづくり） （リニア関連都心開発部担当課長（三の丸まちづくり）が兼務	
街路計画課	街路計画課	
街路計画係	課長補佐（街路計画）	
高速道路係	課長補佐（高速道路）	
施設計画係	課長補佐（施設計画）	
主査（鉄道に係る立体交差）	課長補佐（鉄道に係る立体交差）	
主幹（自動車専用道路）	担当課長（自動車専用道路）	
主査（高速道路アクセス ②向上）	課長補佐（高速道路アク ②セス向上）	
ウォーカブル・景観推進室 （課長級） （スポーツ市民局市民生活部主幹（安心・安全で快適なまちづくりの推進）を兼務）	ウォーカブル・景観推進課 （スポーツ市民局市民生活部担当課長（安心・安全で快適なまちづくりの推進）を兼務）	
都市景観係	課長補佐（都市景観）	
ウォーカブル推進係	課長補佐（ウォーカブル推進）	
主査（エリアリノベーション）	課長補佐（エリアリノベーション）	
主査（既存建築ストックの活用） （建築安全推進課主査（既存建築ストックの活用相談等）が兼務）	課長補佐（既存建築ストックの活用） （建築安全推進課課長補佐（既存建築ストックの活用相談）が兼務）	
屋外広告物係	課長補佐（屋外広告）	
参事（交通企画）	担当部長（交通企画・モビリティ都市推進）	
交通企画課	交通企画・モビリティ都市推進課	
企画調査係	課長補佐（企画調査）	
主査（総合交通計画）	課長補佐（地域公共交通）	
主幹（駐車場のあり方検討）	担当課長（駐車場のあり方検討）	
主査（駐車場のあり方検討）	課長補佐（駐車場のあり方検討）	

改　正　前	改　正　後	備　考
交通事業推進室　（課長級）	交通事業推進課	
交通事業推進係	課長補佐（交通事業推進）	
主査（ガイドウェイバス次期車両更新等） ②	課長補佐（ガイドウェイバス次期車両更新等） ②	
	課長補佐（ガイドウェイバス走行路改修）	
主査（新たな路面公共交通システムの導入調整） ②	課長補佐（新たな路面公共交通システムの導入調整） ②	
営　繕　部	営　繕　部	
企画保全課	企画保全課	
事務総括係	課長補佐（事務総括）	
企　画　係	課長補佐（企画）	
建築計画係	課長補佐（建築計画）	
機械計画係	課長補佐（機械計画）	
電気計画係	課長補佐（電気計画）	
主幹（保全・省エネルギー）	担当課長（保全・省エネルギー）	
主幹（アセットマネジメントの推進） （財政局財政部主幹（資産経営）が兼務）	担当課長（アセットマネジメントの推進） （財政局財政部担当課長（資産経営）が兼務）	
営　繕　課	営　繕　課	
建築第一係	課長補佐（建築） ③	
建築第二係		
建築第三係		
土　木　係	課長補佐（土木）	
主査（東山動植物園再生）	課長補佐（東山動植物園再生）	
主査（南陽工場等整備） （環境局工場課主査（南陽工場等整備に係る連絡調整）を兼務）	課長補佐（南陽工場等整備） （環境局工場課課長補佐（南陽工場等整備に係る連絡調整）を兼務）	
主幹（民間活力による施設整備の推進）	担当課長（民間活力による施設整備の推進）	
主査（民間活力による施設整備の推進） ③	課長補佐（民間活力による施設整備の推進） ③	
	課長補佐（民間活力による施設整備の推進）	

改　正　前	改　正　後	備　考
主査（国際展示場整備に係る調整） （観光文化交流局ＭＩＣＥ推進室主査（国際展示場）が兼務）	廃止	
主査（国際展示場整備に係る調整） （観光文化交流局ＭＩＣＥ推進室主査（国際展示場機能強化）が兼務）	課長補佐（国際展示場整備に係る調整） （観光文化交流局ＭＩＣＥ推進課課長補佐（国際展示場機能強化）が兼務）	
主査（国際会議場整備に係る調整） （観光文化交流局ＭＩＣＥ推進室主査（国際会議場機能強化）が兼務）	課長補佐（国際会議場整備に係る調整） （観光文化交流局ＭＩＣＥ推進課課長補佐（国際会議場機能強化）が兼務）	
主幹（区役所整備に係る ②連絡調整） （スポーツ市民局地域振興部主幹（区役所の庁舎営繕等）が兼務）	担当課長（区役所整備に係る ②連絡調整） （スポーツ市民局地域振興部担当課長（区役所の庁舎営繕等）が兼務）	
主査（区役所整備に係る ②連絡調整） （スポーツ市民局区政課主査（区役所の庁舎営繕等）が兼務）	課長補佐（区役所整備に係 ②る連絡調整） （スポーツ市民局区政課課長補佐（区役所の庁舎営繕等）が兼務）	
住宅・教育施設課	住宅・教育施設課	
住宅第一係	課長補佐（住宅）②	
住宅第二係		
教育施設第一係	課長補佐（教育施設）③	
教育施設第二係		
教育施設第三係		
主幹（教育施設建設）	担当課長（教育施設建設）	
設　備　課	設　備　課	
機械第一係	課長補佐（機械統括）	
機械第二係	課長補佐（機械）②	
機械第三係		
電気第一係	課長補佐（電気統括）	
電気第二係	課長補佐（電気）②	
電気第三係		
主査（南陽工場等整備） （環境局工場課主査（南陽工場等整備に係る連絡調整）を兼務）	課長補佐（南陽工場等整備） （環境局工場課課長補佐（南陽工場等整備に係る連絡調整）を兼務）	
主幹（特定設備）	担当課長（特定設備）	
まちづくり調整監	担当局長（都市整備）	
建築指導部	建築指導部	
建築指導課	建築指導課	

改　正　前	改　正　後	備　考
調　査　係	課長補佐（調査）	
市街地建築係	課長補佐（市街地建築）	
主査（道路審査）	課長補佐（道路審査）	
建築物環境指導係	課長補佐（建築物環境指導）	
建築相談係	課長補佐（建築相談）	
主査（建築紛争調整）	課長補佐（建築紛争調整）	
主幹（建築相談）	担当課長（建築相談）	
開発指導課	開発指導課	
開発審査係	課長補佐（開発審査）	
宅地規制係	課長補佐（宅地規制）	
主査（盛土等の規制）	課長補佐（盛土等の規制）	
建築審査課	建築審査課	
審査総括係	課長補佐（審査総括）	
建築審査係	課長補佐（建築審査）	
主査（既存建築ストックの審査） （建築安全推進課主査（既存建築ストックの活用相談等）が兼務）	課長補佐（既存建築ストックの審査） （建築安全推進課課長補佐（既存建築ストックの活用相談）が兼務）	
構造設備審査係	課長補佐（構造設備審査）	
主査（設備審査）	課長補佐（設備審査）	
建築安全推進課	建築安全推進課	
建築防災係	課長補佐（建築防災）	
主査（既存建築ストックの活用相談等） ・建築審査課主査（既存建築ストックの審査）を兼務 ・ウォーカブル・景観推進室主査（既存建築ストックの活用）を兼務	課長補佐（既存建築ストックの活用相談） ・建築審査課課長補佐（既存建築ストックの審査）を兼務 ・ウォーカブル・景観推進課課長補佐（既存建築ストックの活用）を兼務	
監察指導係	課長補佐（監察指導）	
主査（建築物等の安全対策）	課長補佐（建築物等の安全対策）	
住　宅　部	住　宅　部	
住宅企画課	住宅企画課	
企　画　係	課長補佐（企画）	
民間住宅係	課長補佐（民間住宅）	
主査（居住支援の促進等）	課長補佐（居住支援の促進）	
主査（マンション管理適正化等）	課長補佐（マンション施策の推進）	
	担当課長（子育て住環境整備等）	

改　正　前	改　正　後	備　考
住宅整備課 （財政局財政部主幹（資産経営の推進）を兼務）	住宅整備課 （財政局財政部担当課長（資産経営の推進）を兼務）	
住宅整備係	課長補佐（整備）	
主査（市営住宅等のアセットマネジメントの推進）	課長補佐（アセットマネジメント推進）	
建替推進係	課長補佐（建替推進）	
主査（特定団地建替推進）	課長補佐（特定団地建替推進）	
主幹（整備計画等）	担当課長（整備計画等）	
主査（整備計画・耐震対策）	課長補佐（整備計画・耐震対策）	
主査（民間活力による住宅整備）	課長補佐（民間活力による整備）	
住宅管理課	住宅管理課	
管　理　係	課長補佐（管理）	
施設活用係	課長補佐（施設活用）	
居　住　係	課長補佐（収納・調査）	
主査（入居に係る企画調整）	課長補佐（入居企画）	
主幹（不適正居住対策）	担当課長（不適正居住対策）	
主査（不適正居住対策）	課長補佐（不適正居住対策）	
主幹（改良住宅管理等）	担当課長（改良住宅管理等）	
主査（改良住宅管理等）	課長補佐（改良住宅管理等）	
都市整備部 まちづくり企画課 （財政局財政部主幹（資産経営の推進）を兼務） 企　画　係 主査（金山まちづくり）　② 主査（堀川周辺） （緑政土木局河川計画課主査（堀川総合整備）を兼務） 開発調整係 主査（公有地開発に係る事業推進） （アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用開発推進室主査（アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用に係る民間開発の推進）を兼務） 主査（港北まちづくり） （名港開発振興課主査（中川運河周辺活性化）が兼務）	⇒（担当局長（まちづくり推進）所管へ移管）	

改　正　前	改　正　後	備　考
主幹（金山まちづくりに係る連絡調整） （観光文化交流局文化歴史まちづくり部主幹（文化施設に係る企画調整等）が兼務）		
主査（金山まちづくりに係る連絡調整） （観光文化交流局文化芸術推進課主査（文化施設に係る企画調整等）が兼務）		
主査（金山まちづくりに係る連絡調整） （観光文化交流局文化芸術推進課主査（市民会館の整備）が兼務）		
名港開発振興課		
企　画　係		
主査（中川運河）		
主査（水辺環境の整備・水上交通）		
主査（中川運河周辺活性化） （まちづくり企画課主査（港北まちづくり）を兼務）		
主幹（港関連事業等に係る特命事項の処理） （名古屋港管理組合職員が併任）	⟹（担当局長（まちづくり推進）所管へ移管）	
主査（港関連事業等に係る特命事項の処理） （名古屋港管理組合職員が併任）		
主幹（金城ふ頭開発）		
主幹（金城ふ頭開発） （観光文化交流局観光交流部主幹（国際展示場等に係る企画調整）が兼務）		
主査（金城ふ頭開発）②		
主査（金城ふ頭開発） （観光文化交流局ＭＩＣＥ推進室主査（国際展示場）が兼務）	廃止	
主査（金城ふ頭開発） （観光文化交流局ＭＩＣＥ推進室主査（国際展示場機能強化）が兼務）		
主査（金城ふ頭開発） （観光文化交流局ＭＩＣＥ推進室主査（国際展示場機能強化）を兼務）		

改　正　前	改　正　後	備　考
耐震化支援室 企　画　係 建築物耐震係 木造住宅耐震係	⇒（市街地整備部へ移管）	
参事（市街地整備）	廃止	
	市街地整備部	
市街地整備課	市街地整備課	
総　括　係	課長補佐（総括）	
区画整理係	課長補佐（区画整理）	
主査（補償調整等）	課長補佐（補償調整）	
志段味推進係		
主幹（志段味総合整備）	担当課長（志段味総合整備） 課長補佐（志段味統括）	
主査（志段味総合整備）	課長補佐（志段味総合整備）	
主幹（中志段味事業推進）	担当課長（中志段味事業推進）	
主査（中志段味事業推進）②	課長補佐（中志段味事業推進）②	
アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用開発推進室（課長級）	名古屋競馬場跡地開発推進課	
調査設計係	課長補佐（調査設計）	
工　事　係	課長補佐（工事）	
主査（アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用に係る基盤整備の調整）③ （愛知県職員が併任）	課長補佐（名古屋競馬場跡地における基盤整備の調整）③ （愛知県職員が併任）	
主幹（アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用に係る民間開発の推進） （総務局総合調整部主幹（選手村に係る総合調整）を兼務）	担当課長（名古屋競馬場跡地における民間開発の調整） （総務局アジア・アジアパラ競技大会推進部担当課長（名古屋競馬場跡地開発に係る総合調整）を兼務）	
主査（アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用に係る民間開発の推進）	課長補佐（名古屋競馬場跡地における民間開発の調整）	

改　正　前	改　正　後	備　考
主査（アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用に係る民間開発の推進） （まちづくり企画課主査（公有地開発に係る事業推進）が兼務）	課長補佐（名古屋競馬場跡地における民間開発の調整） （まちづくり企画課課長補佐（公有地開発に係る事業推進）が兼務）	
（都市整備部から移管）⟹	耐震化支援課 課長補佐（企画） 課長補佐（建築物耐震） 課長補佐（木造住宅耐震）	
大曽根北・筒井都市整備事務所（課長級）	大曽根北・筒井都市整備事務所（課長級）	
調査設計係	所長補佐（調査設計）	
主査（事業推進）	所長補佐（事業推進）	
補　償　係	所長補佐（補償）	
工　事　係	所長補佐（工事）	
主査（調整）	所長補佐（調整）	
主幹（筒井地区整備）	担当課長（筒井・葵地区整備）	
主幹（葵地区整備）	廃止	
緑都市整備事務所（課長級）	緑都市整備事務所（課長級）	
整備推進係	所長補佐（整備推進）	
主査（事業推進）	所長補佐（事業推進）	
再 開 発 係	所長補佐（再開発）	
補　償　係	所長補佐（補償）	
主査（補償）	廃止	
工　事　係	所長補佐（工事）	
主幹（大高・築地等地区整備）	担当課長（大高・築地等地区整備）	
都市活性監	担当局長（まちづくり推進）	
（まちづくり調整監所管か）⟹	まちづくり企画部 まちづくり企画課 （財政局財政部担当課長（資産経営の推進）を兼務） 課長補佐（企画） 課長補佐（金山まちづくり）② 課長補佐（堀川周辺） （緑政土木局河川計画課課長補佐（堀川総合整備）を兼務） 課長補佐（熱田・拠点まちづくり）	

改　正　前	改　正　後	備　考
（まちづくり調整監所管から移管） ⟹	課長補佐（公有地開発に係る事業推進） （名古屋競馬場跡地開発推進課課長補佐（名古屋競馬場跡地における民間開発の調整）を兼務 課長補佐（港北まちづくり） （名港開発振興課課長補佐（中川運河周辺活性化）が兼務） 課長補佐（まちづくりに係る特命事項の処理） 担当課長（金山まちづくりに係る連絡調整） （観光文化交流局文化歴史まちづくり部担当課長（文化施設に係る企画調整等）が兼務） 課長補佐（金山まちづくりに係る連絡調整） （観光文化交流局文化芸術推進課課長補佐（文化施設に係る企画調整等）が兼務） 課長補佐（金山まちづくりに係る連絡調整） （観光文化交流局文化芸術推進課課長補佐（市民会館の整備）が兼務） 名港開発振興課 課長補佐（企画） 課長補佐（中川運河） 課長補佐（水辺環境の整備・水上交通） 課長補佐（中川運河周辺活性化） （まちづくり企画課課長補佐（港北まちづくり）を兼務） 担当課長（港関連事業等に係る特命事項の処理） （名古屋港管理組合職員が併任） 課長補佐（港関連事業等に係る特命事項の処理） （名古屋港管理組合職員が併任） 担当課長（金城ふ頭開発） 担当課長（金城ふ頭開発） （観光文化交流局観光交流部担当課長（国際展示場等に係る企画調整）が兼務）	

改　正　前	改　正　後	備　考
（まちづくり調整監所管から移管）⟹	課長補佐（金城ふ頭開発）② 課長補佐（金城ふ頭開発） （観光文化交流局ＭＩＣＥ推進課課長補佐（国際展示場機能強化）が兼務） 課長補佐（金城ふ頭開発） （観光文化交流局ＭＩＣＥ推進課課長補佐（国際展示場機能強化）を兼務）	
リニア関連都心開発部	リニア関連都心開発部	
都心まちづくり課	都心まちづくり課	
企　画　係	課長補佐（企画）	
主査（栄再開発）———	課長補佐（再開発）- - -	
主査（栄地区の施設に係る管理・活用）———	課長補佐（施設管理・活用）- - -	
事業推進係	課長補佐（事業推進）	
	課長補佐（まちづくりに係る特命事項の処理） （総務局東京事務所次長補佐（調査）を兼務）	
	担当課長（三の丸まちづくり） （都市計画部担当課長（三の丸まちづくり）を兼務）	
参事（栄開発等）	担当部長（栄開発等）	
主幹（栄）———	担当課長（栄開発）- - -	
主査（栄公共空間）	課長補佐（栄公共空間）	
リニア関連・名駅周辺開発推進課	リニア関連・名駅周辺開発推進課	
まちづくり推進係	課長補佐（まちづくり推進）	
主査（市街地整備）	課長補佐（市街地整備）	
主幹（まちづくり調整）	担当課長（まちづくり調整）	
主査（まちづくり調整）	課長補佐（まちづくり調整）	
主幹（名駅南公共空間整備等）	担当課長（名駅南公共空間整備等）	
主査（名駅南公共空間整備等）	課長補佐（名駅南公共空間整備等）	

改　正　前	改　正　後	備　考
参事（名駅開発等）	担当部長（名駅開発等）	
名駅ターミナル整備室（課長級）	名駅ターミナル整備課	
整備第一係	課長補佐（総括）	
主査（名駅ターミナル機能強化）	課長補佐（名駅ターミナル機能強化）	
整備第二係	課長補佐（事業推進）	
主幹（名駅ターミナル事業調整）	担当課長（名駅ターミナル事業調整）	
主査（名駅ターミナル事業調整）	課長補佐（名駅ターミナル事業調整）	
主査（名駅ターミナル補償）	課長補佐（名駅ターミナル補償）	
ささしまライブ24総合整備事務所（課長級）	ささしまライブ24総合整備事務所（課長級）	
調査設計係	所長補佐（調査設計）	
主査（補償）	廃止	
工　事　係	所長補佐（工事）	
主査（事業調整）	所長補佐（事業調整）	

改　正　前	改　正　後	備　考
緑政土木局	**緑政土木局** （農業委員会事務局長に充てる）	
総　務　課	総　務　課	
庶　務　係	課長補佐（庶務）	
主査（調査・車両）	課長補佐（調査・車両）	
管　理　係	課長補佐（管理）	
企画経理課 （財政局財政部主幹（資産経営の推進）を兼務）	企画経理課 （財政局財政部担当課長（資産経営の推進）を兼務）	
企　画　係	課長補佐（企画広報）	
経　理　係	課長補佐（経理）	
主幹（企画） （財政局財政部主幹（資産経営の推進）を兼務）	担当課長（企画調整） （財政局財政部担当課長（資産経営の推進）を兼務）	
主査（企画）	課長補佐（企画調整）	
主査（広域交通に係る企画調整） （総務局空港対策室主査（空港）を兼務）	課長補佐（広域交通に係る企画調整） ・総務局総合調整課課長補佐（調整）を兼務 ・総務局空港対策課課長補佐（空港）を兼務 ・総務局アジア・アジアパラ競技大会推進課課長補佐（事業調整）を兼務	
主査（道路等に係る連絡調整） （総務局アジア・アジアパラ競技大会推進室主査（事業調整）を兼務）	課長補佐（道路等に係る連絡調整） （総務局アジア・アジアパラ競技大会推進課課長補佐（事業調整）を兼務）	
主幹（道路等の危機管理・水防） ・防災危機管理局主幹（危機管理に係る連絡調整）を兼務 ・防災危機管理局主幹（想定最大規模災害対策推進）を兼務 ・主幹（情報化施策推進）を兼務	担当課長（道路等の危機管理・水防） ・防災危機管理局担当課長（危機管理に係る連絡調整）を兼務 ・防災危機管理局担当課長（想定最大規模災害対策推進）を兼務 ・担当課長（情報化施策推進）を兼務	
主査（道路等の危機管理・水防）	課長補佐（道路等の危機管理・水防）	
参事（技術） （参事（地域企画）が兼務）	担当部長（技術） （担当部長（地域企画）が兼務）	
技術指導課 （財政局契約部主幹（公正入札確保）を兼務）	技術指導課 （財政局契約部担当課長（公正入札確保）を兼務）	
指導検査係	課長補佐（指導検査）	
主査（指導検査）④	課長補佐（検査）④	
技術管理係	課長補佐（技術管理）	
主幹（技術評価等）	担当課長（技術評価等）	

改　正　前	改　正　後	備　考
主査（技術評価等）	課長補佐（技術評価等）	
主幹（情報化施策推進） （主幹（道路等の危機管理・水防）が兼務）	担当課長（情報化施策推進） （担当課長（道路等の危機管理・水防）が兼務）	
主査（情報化施策推進）	課長補佐（情報化施策推進）	
参事（地域企画） （参事（技術）を兼務）	担当部長（地域企画） （担当部長（技術）を兼務）	
土木事務所⑯（課長級） （区役所区政部主幹（区政運営の推進）を兼務）	土木事務所⑯（課長級） （区役所区政部担当課長（区政運営の推進）を兼務）	
副　所　長（課長級） （東、昭和、瑞穂及び熱田の事務所を除く。）	副　所　長（課長級） （東、昭和、瑞穂及び熱田の事務所を除く。）	
副　所　長（課長級） （土木事務所管理係長を事務取扱） （東、昭和、瑞穂及び熱田の事務所に限る。）	副　所　長（課長級） （土木事務所所長補佐（管理）を事務取扱） （東、昭和、瑞穂及び熱田の事務所に限る。）	
管　理　係 （東、昭和、瑞穂及び熱田の事務所を除く。）	所長補佐（管理） （東、昭和、瑞穂及び熱田の事務所を除く。）	
管　理　係 （土木事務所副所長が事務取扱） （東、昭和、瑞穂及び熱田の事務所に限る。）	所長補佐（管理） （土木事務所副所長が事務取扱） （東、昭和、瑞穂及び熱田の事務所に限る。）	
主査（リニア関連工事等調整） （中村の事務所に限る。）	所長補佐（リニア関連工事等調整） （中村の事務所に限る。）	
主査（公園催事指導） （中の事務所に限る。）	所長補佐（公園催事指導） （中の事務所に限る。）	
主査（公園適正利用） （緑地管理課主査（公園適正利用）が兼務） （中の事務所に限る。）	所長補佐（公園適正利用） （緑地管理課課長補佐（公園適正利用）が兼務） （中の事務所に限る。）	
維　持　係 （千種、東、昭和、瑞穂、熱田、南、名東及び天白の事務所に限る。）	所長補佐（維持） （千種、東、昭和、瑞穂、熱田、南、名東及び天白の事務所に限る。）	
維持第一係 （北、西、中村、中、中川、港、守山及び緑の事務所に限る。）	所長補佐（道路・河川維持） （北、西、中村、中、中川、港、守山及び緑の事務所に限る。）	
維持第二係 （北、西、中村、中、中川、港、守山及び緑の事務所に限る。）	所長補佐（緑地） （北、西、中村、中、中川、港、守山及び緑の事務所に限る。）	
整　備　係	所長補佐（整備）	
	担当局長（道路・河川）	
路　政　部	路　政　部	
	担当部長（管理）	

（緑政土木局）

改　正　前	改　正　後	備　考
道路管理課 ・スポーツ市民局市民生活部主幹(安心・安全で快適なまちづくりの推進)を兼務 ・環境局事業部主幹(住居の不良堆積物対策の推進)を兼務	道路管理課 ・スポーツ市民局市民生活部担当課長(安心・安全で快適なまちづくりの推進)を兼務 ・環境局事業部担当課長(住居の不良堆積物対策の推進)を兼務	
路　政　係	課長補佐（路政）	
占　用　係	課長補佐（占用）	
監　理　係	課長補佐（監理）	
主幹（リニア関連工事等調整）		
主査（リニア関連工事等調整）⇒	（道路利活用課へ移管）	
	用地管理課	
（道路建設部から移管）⇒	課長補佐（用地管理）	
	課長補佐（用地調整）	
	自転車利用課 (スポーツ市民局市民生活部担当課長(安心・安全で快適なまちづくりの推進)を兼務)	
	課長補佐（駐車対策）	
	課長補佐（施設）	
	担当課長（自転車通行空間）	
	課長補佐（自転車通行空間）	
	担当課長（都心部自転車対策）	
	課長補佐（都心部自転車対策）	
道路利活用課	道路利活用課	
財産総括係	課長補佐（道路財産）	
調　整　係	課長補佐（調整）	
（道路維持課から移管）⇒	課長補佐（空間総括）	
	課長補佐（空間企画）	
	課長補佐（空間利活用）	
境界測量総括係 東部方面境界測量係 西部方面境界測量係	（測量調査課へ移管）	
主幹（道路の利活用に係る企画調整）	担当課長（道路の利活用に係る企画調整）	
主査（道路の利活用に係る企画調整）		
	担当課長（リニア関連調整）	
（道路管理課から移管）⇒	課長補佐（リニア関連調整）	

（緑政土木局）

改　正　前	改　正　後	備　考
主幹（測量）	廃止	
	測量調査課	
	課長補佐（境界測量総括）	
（道路利活用課から移管）	課長補佐（東部方面境界測量）	
	課長補佐（西部方面境界測量）	
（道路建設部道路建設課から移管）	課長補佐（用地測量）	
主幹（測量） （路政部主幹（県体育館の移転に伴う横断施設整備）を兼務）	担当課長（測量） （道路部担当課長（名城公園地下横断歩道）を兼務）	
道路維持課		
維持計画係		
主査（道路保全）		
維　持　係		
舗　装　係	（道路部へ移管）	
安全対策係		
主査（安全対策に係る特命事項の処理）	（道路利活用課へ移管）	
施設管理係		
主幹（安全・保全）		
主幹（県体育館の移転に伴う横断施設整備） （路政部主幹（測量）が兼務）		
主査（県体育館の移転に伴う横断施設整備）		
自転車利用課 （スポーツ市民局市民生活部主幹（安心・安全で快適なまちづくりの推進）を兼務）		
駐車対策係		
環境整備係		
主幹（整備）		
主査（整備）		
主幹（都心部自転車対策）		
主査（都心部自転車対策）②	廃止	
道路建設部	道　路　部	
参事（用地）	廃止	
用地管理課		
用地管理係	（路政部へ移管）	
資産活用係		
用地企画係	廃止	

（緑政土木局）

改　正　前	改　正　後	備　考
用地補償課		
立体交差用地係		
橋梁用地係		
道路用地係		
評　価　係		
主幹（特定用地）		
道路建設課	道路建設課	
事業計画係	課長補佐（事業計画）	
主査（事業調整）	課長補佐（道路調査）	
道　路　係	課長補佐（道路整備）	
主査（都市環境整備）	廃止	
	課長補佐（電線共同溝）	
橋梁計画係		
橋梁整備係	（橋梁施設課へ移管）	
橋梁保全係		
立体交差係	課長補佐（立体交差）	
用地測量係	（路政部測量調査課へ移管）	
主幹（橋梁）	廃止	
主幹（特定道路建設等）	担当課長（特定道路建設等）	
	橋梁施設課	
（道路建設課から移管）	課長補佐（橋梁計画）	
	課長補佐（橋梁整備）	
	課長補佐（橋梁保全）	
	課長補佐（大規模施設）	
	担当課長（名城公園地下横断歩道） （路政部担当課長（測量）が兼務）	
	課長補佐（名城公園地下横断歩道）	
	道路維持課	
（路政部より移管）	課長補佐（維持計画）	
	課長補佐（道路保全）	
	課長補佐（維持）	
	課長補佐（舗装）	
	課長補佐（施設管理）	
	担当課長（安全対策）	
	課長補佐（安全対策）	
	用地補償課	

改　正　前	改　正　後	備　考
	課長補佐（立体交差用地）	
	課長補佐（橋梁用地）	
	課長補佐（道路用地）	
	課長補佐（評価）	
	担当課長（特定用地）	
河　川　部	河　川　部	
河川管理課	河川管理課	
管　理　係	課長補佐（管理）	
監理指導係	課長補佐（監理指導）	
河川計画課	河川計画課	
事業調整係	課長補佐（事業調整）	
企画調査係	課長補佐（企画調査）	
主査（水に係る施策の調整） （総務局企画課主査（企画・水に係る施策の調整）を兼務）	課長補佐（水に係る施策の調整） （総務局企画課課長補佐（企画・水に係る施策の調整）を兼務）	
主幹（堀川総合整備）	担当課長（堀川総合整備）	
主査（堀川総合整備）	課長補佐（堀川総合整備）	
主査（堀川総合整備） （住宅都市局まちづくり企画課主査（堀川周辺）が兼務）	課長補佐（堀川総合整備） （住宅都市局まちづくり企画課課長補佐（堀川周辺）が兼務）	
主査（堀川まちづくり）	課長補佐（堀川まちづくり）	
主幹（流域治水に伴う河川事業の推進）	担当課長（流域治水に伴う河川事業の推進）	
主査（流域治水に伴う河川事業の推進）	課長補佐（流域治水に伴う河川事業の推進）	
河川工務課	河川工務課	
維　持　係	課長補佐（維持）	
主査（水防対策等）	課長補佐（水防対策等）	
設　計　係	課長補佐（設計）	
主査（耐震対策）	課長補佐（耐震対策）	
施設整備係	課長補佐（施設整備）	
主幹（施設管理・調整）	担当課長（施設管理・調整）	
ポンプ施設管理事務所（課長級）	ポンプ施設管理事務所（課長級）	
事　務　係	所長補佐（事務）	
管理第一係	所長補佐（管理第一）	
管理第二係	所長補佐（管理第二）	
公園緑地・農政監 （農業委員会事務局長に充てる）	廃止	

改　正　前	改　正　後	備　考
参事（農政） （農業委員会事務局次長に充てる）	廃止	
	農　政　部 （農業委員会事務局次長に充てる）	局長直轄
都市農業課 （農業委員会事務局農政課長に充てる）	都市農業課 （農業委員会事務局農政課長に充てる）	
農　政　係 （農業委員会事務局農政課農政係長に充てる）	課長補佐（農政） （農業委員会事務局農政課課長補佐（農政）に充てる）	
農業土木係	課長補佐（農業土木）	
生産振興係	課長補佐（生産振興）	
主査（都市農業支援）	課長補佐（都市農業支援）	
主査（ふれあい農業等）	課長補佐（ふれあい農業等）	
主査（畜産指導・家畜防疫）	課長補佐（畜産指導・家畜防疫）	
主幹（農業振興）	担当課長（農業振興）	
主幹（農業企画）	担当課長（農業企画）	
緑　地　部	緑　地　部	局長直轄
参事（東山再生に係る総合調整）	担当部長（東山再生に係る総合調整）	局長直轄
緑地管理課	緑地管理課	
管　理　係	課長補佐（管理）	
公園利用係	課長補佐（公園利用）	
指　導　係	課長補佐（指導）	
主幹（公園適正利用） （スポーツ市民局市民生活部主幹（安心・安全で快適なまちづくりの推進）を兼務）	担当課長（公園適正利用） （スポーツ市民局市民生活部担当課長（安心・安全で快適なまちづくりの推進）を兼務）	
主査（公園適正利用）② ・健康福祉局保護課主査（援護事業に係る連絡調整）を兼務 ・中土木事務所主査（公園適正利用）を兼務	課長補佐（公園適正利用）② ・健康福祉局保護課課長補佐（援護事業に係る連絡調整）を兼務 ・中土木事務所所長補佐（公園適正利用）を兼務	
緑地利活用課	緑地利活用課	
運　営　係	課長補佐（運営）	
公園経営係	課長補佐（公園経営）	
主査（協働推進）	課長補佐（協働推進）	
主幹（施設の運営改善・活用）	担当課長（施設の運営改善・活用）	
主査（施設の運営改善・活用）	課長補佐（施設の運営改善・活用）	
緑地維持課	緑地維持課	

改　正　前	改　正　後	備　考
維　持　係	課長補佐（公園）	
緑　化　係	課長補佐（街路樹）	
民有地緑化係	課長補佐（民有地緑化）	
緑地事業課	緑地事業課	
緑地計画係	課長補佐（緑地計画）	
事業推進係	課長補佐（事業推進）	
整　備　係	課長補佐（整備）	
主査（みどりが丘公園整備）	課長補佐（みどりが丘公園整備）	
主査（防災公園整備）	課長補佐（防災公園整備）	
主幹（みどりの用地）	担当課長（みどりの用地）	
主査（みどりの用地）	課長補佐（みどりの用地）	
参事（名城公園・名古屋城整備に係る総合調整） （観光文化交流局名古屋城総合事務所長が兼務）	担当部長（名城公園・名古屋城整備に係る総合調整） （観光文化交流局名古屋城総合事務所長が兼務）	局長直轄
主幹（名城公園・名古屋城整備に係る連絡調整） （観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室長が兼務）	担当課長（名城公園・名古屋城整備に係る連絡調整） （観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備課長が兼務）	
主幹（名城公園・名古屋城整備に係る連絡調整） （観光文化交流局名古屋城総合事務所主幹（金シャチ横丁第二期整備）が兼務）	担当課長（名城公園・名古屋城整備に係る連絡調整） （観光文化交流局名古屋城総合事務所担当課長（金シャチ横丁第二期整備）が兼務）	
東山総合公園（部長級）	東山総合公園（部長級）	局長直轄
次　長（部長級） （東山動物園長を事務取扱）	次　長（部長級） （東山動物園長を事務取扱）	
管　理　課	管　理　課	
管　理　係	課長補佐（管理）	
業　務　係	課長補佐（業務）	
維　持　係	課長補佐（維持）	
主査（東山の森）	課長補佐（東山の森）	
主査（施設管理・調整）	課長補佐（施設管理・調整）	
	課長補佐（脱炭素化の推進） （再生整備課課長補佐（脱炭素化の推進）が兼務）	
主幹（広報・営業）	担当課長（広報・営業）	
主査（広報・営業）	課長補佐（広報・営業）	
主査（営業施設）	課長補佐（営業施設）	
再生整備課	再生整備課	
再生整備係	課長補佐（再生整備）	

改　正　前	改　正　後	備　考
主幹（施設整備） （東山総合公園主幹（植物園施設整備）を兼務）	担当課長（施設整備） （東山総合公園担当課長（植物園施設整備）を兼務）	
主査（施設整備）②	課長補佐（施設整備）②	
	課長補佐（脱炭素化の推進） （管理課課長補佐（脱炭素化の推進）を兼務）	
東山動物園（課長級） （東山総合公園次長が事務取扱）	東山動物園（課長級） （東山総合公園次長が事務取扱）	
副　園　長（課長級）	副　園　長（課長級） （東山総合公園担当課長（動物導入の推進）を兼務）	
指導衛生係	園長補佐（指導衛生）	
飼育第一係	園長補佐（飼育第一）	
飼育第二係	園長補佐（飼育第二）	
主幹（教育普及等）	担当課長（教育普及等）	
	担当課長（動物導入の推進） （東山動物園副園長が兼務）	
東山植物園（課長級）	東山植物園（課長級）	
緑地造園係	園長補佐（緑地造園）	
指導園芸係	園長補佐（指導園芸）	
主幹（植物園施設整備） （東山総合公園主幹（施設整備）が兼務）	担当課長（植物園施設整備） （東山総合公園担当課長（施設整備）が兼務）	

（消防局）

改　正　前	改　正　後	備　考
消　防　局	消　防　局	
	次　長（局長級）	
総　務　部	総　務　部	
総　務　課	総　務　課	
・防災危機管理局主幹（危機管理に係る連絡調整）を併任 ・財政局財政部主幹（資産経営の推進）を併任	・防災危機管理局担当課長（危機管理に係る連絡調整）を併任 ・財政局財政部担当課長（資産経営の推進）を併任	
庶　務　係	課長補佐（庶務）	
企画広報係	課長補佐（企画）	
主査（広報等）	課長補佐（広報）	
経　理　係	課長補佐（経理）	
主幹（企画調整）	担当課長（企画調整）	
主査（企画調整）	課長補佐（企画調整）	
主幹（広域応援に係る調査研究） （総務局東京事務所主幹（調査）を併任）	担当課長（広域応援に係る調査研究） （総務局東京事務所担当課長（調査）を併任）	
参事（災害対応に係る連絡調整） （防災危機管理局次長が併任）	担当部長（災害対応に係る連絡調整） （防災危機管理局担当部長（危機対策・危機管理）が併任）	
主幹（災害対応に係る連絡調整） （防災危機管理局危機対策室長が併任）	担当課長（災害対応に係る連絡調整） （防災危機管理局危機対策課長が併任）	
主査（災害対応に係る連絡調整） ④ ・防災危機管理局危機対策室危機対策係長が併任 ・防災危機管理局危機対策室主査（情報・啓発）が併任 ② ・防災危機管理局地域防災室主査（住民支援）が併任	課長補佐（災害対応に係る連絡調整） ③ ・防災危機管理局危機対策課課長補佐（危機対策）が併任 ・防災危機管理局危機対策課課長補佐（防災情報システム）が併任 ・防災危機管理局地域防災課課長補佐（住民支援）が併任	
職　員　課	職　員　課	
人　事　係	課長補佐（人事）	
主査（人材育成・監察）	課長補佐（人材育成・監察）	
労　務　係	課長補佐（労務）	
主査（安全衛生等）	課長補佐（安全衛生）	
施　設　課	施　設　課	
管　理　係	課長補佐（管理）	
装　備　係	課長補佐（装備）	

改　正　前	改　正　後	備　考
消 防 団 課	消 防 団 課	
消 防 団 係	課長補佐（消防団）	
消防団施設係	課長補佐（消防団施設）	
主幹（消防団施設整備）	担当課長（消防団施設整備）	
予　防　部	予　防　部	
予　防　課 （環境局事業部主幹（住居の不良堆積物対策の推進）を併任）	予　防　課 （環境局事業部担当課長（住居の不良堆積物対策の推進）を併任）	
予　防　係	課長補佐（予防）	
主査（火災調査）	課長補佐（火災調査）	
違反是正係	課長補佐（違反是正）	
規　制　課	規　制　課	
建　築　係	課長補佐（建築）	
危 険 物 係	課長補佐（危険物）	
保　安　係	課長補佐（保安）	
消　防　部	消　防　部	
消　防　課 ・防災危機管理局主幹（想定最大規模災害対策推進）を併任 ・スポーツ市民局市民生活部主幹（安心・安全で快適なまちづくりの推進）を併任	消　防　課 ・防災危機管理局担当課長（想定最大規模災害対策推進）を併任 ・スポーツ市民局市民生活部担当課長（安心・安全で快適なまちづくりの推進）を併任 ・担当課長（警防活動）を兼務	
消　防　係	課長補佐（消防） （本部機動部隊隊長補佐（警防活動）を兼務）	
計　画　係	課長補佐（計画）	
地域安全係	課長補佐（地域安全）	
指　令　課	指　令　課	
通　信　係	課長補佐（情報システム）	
主査（消防通信）	課長補佐（消防通信）	
指令第一係	課長補佐（指令第一）	
	課長補佐（指令第一）	
指令第二係	課長補佐（指令第二）	
	課長補佐（指令第二）	
指令第三係	課長補佐（指令第三）	
	課長補佐（指令第三）	
主幹（指令管制等）③ （防災危機管理局主幹（初動対応）を併任）	担当課長（指令管制等）③ （防災危機管理局担当課長（初動対応）を併任）	
特別消防隊（課長級）	廃止	
副　隊　長（係長級）	廃止	

（消防局）

改　正　前	改　正　後	備　考
第一方面隊第一係 第一方面隊第二係 第二方面隊第一係 第二方面隊第二係 第三方面隊第一係 第三方面隊第二係 第四方面隊第一係 第四方面隊第二係 第五方面隊第一係 第五方面隊第二係	（次長直轄組織へ移管）	
消防航空隊（課長級） 副　隊　長（課長級） 航空消防係 運　航　係 整　備　係	（次長直轄組織へ移管）	
救　急　部	救　急　部	
救　急　課 （健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部主幹（新型コロナウイルス感染症対策）を併任）	救　急　課 ・健康福祉局健康部担当課長（救急対策等）を併任 ・担当課長（救急活動）を兼務	
救　急　係	課長補佐（救急）	
指　導　係 （健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策室主査（新型コロナウイルス感染症対策）を併任）	課長補佐（指導） ・健康福祉局健康部保健医療課課長補佐（救急対策等）を併任 ・本部機動部隊隊長補佐（救急活動）を兼務	
主査（本部救急隊）⑥ 主査（本部救急隊）	（次長直轄組織へ移管）	
主査（新型コロナウイルス感染症対策に係る救急業務の調整）② （健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策室主査（新型コロナウイルス感染症対策の推進）が併任）	廃止	
主幹（救急業務企画） 主査（救急業務企画）	担当課長（救急業務企画） 課長補佐（救急業務企画）	
救急救命研修所（課長級） 救急救命研修係	救急救命研修所（課長級） 所長補佐（救急救命研修）	

改　正　前	改　正　後	備　考
主査（養成教育）	所長補佐（養成教育）	
主査（市民普及）	所長補佐（市民普及）	
	本部機動部隊（課長級）	次長直轄　経常
	副　隊　長（課長級）	
	隊長補佐（即応支援隊）③	
	隊長補佐（第一方面隊）②	
	隊長補佐（第二方面隊）②	
（消防部より移管）⟹	隊長補佐（第三方面隊）②	
	隊長補佐（第四方面隊）②	
	隊長補佐（第五方面隊）②	
（救急部より移管）⟹	隊長補佐（本部救急隊）⑦	
	担当課長（警防活動） （消防部消防課長が兼務）	
	隊長補佐（警防活動） （消防部消防課課長補佐(消防)が兼務）	
	担当課長（救急活動） （救急部救急課長が兼務）	
	隊長補佐（救急活動） （救急部救急課課長補佐(指導)が兼務）	
	消防航空隊（課長級）	次長直轄
（消防部より移管）⟹	副　隊　長（課長級）	
	隊長補佐（航空消防）	
	隊長補佐（運航）	
	隊長補佐（整備）	
消 防 学 校（部長級）	消 防 学 校（部長級）	
教　務　課	教　務　課	
教　務　係	課長補佐（教務）	
教育訓練係	課長補佐（教育訓練）	
主幹（消防音楽隊）	担当課長（消防音楽隊）	
消　防　署⑯（部長級）	消　防　署⑯（部長級）	
副　署　長（課長級） ・消防署総務課長を兼務 ・区役所区政部主幹(区政運営の推進)を併任	副　署　長（課長級） ・消防署総務課長を兼務 ・区役所区政部担当課長(区政運営の推進)を併任	
総　務　課 （消防署副署長が兼務）	総　務　課 （消防署副署長が兼務）	
庶　務　係	課長補佐（庶務）	
主査（防災） （区役所総務課主査(防災)を併任）	課長補佐（防災） （区役所総務課課長補佐(防災)を併任）	

（消防局）

改　正　前	改　正　後	備　考
予　防　課	予　防　課	
予　防　係 （中消防署を除く。）	課長補佐（予防） （中消防署を除く。）	
予防第一係 （中消防署に限る。）	課長補佐（予防）② （中消防署に限る。）	
予防第二係 （中消防署に限る。）		
主査（規制）	課長補佐（規制）	
警防地域第一課	警防地域第一課	
警防地域係	課長補佐（警防地域）	
主査（警防訓練・救急活動等）	課長補佐（警防訓練・救急活動等）	
主査（地域安全等） （警防地域第二課主査（地域安全等）を兼務）	課長補佐（地域安全等） （警防地域第二課課長補佐（地域安全等）を兼務）	
主査（出張所） （警防地域第二課主査（出張所）を兼務）（瑞穂及び熱田の消防署に限る。）	課長補佐（出張所） （警防地域第二課課長補佐（出張所）を兼務）（瑞穂及び熱田の消防署に限る。）	
主査（出張所）　② （警防地域第二課主査（出張所）を兼務）（東、北、中、昭和及び天白の消防署に限る。）	課長補佐（出張所）② （警防地域第二課課長補佐（出張所）を兼務）（東、北、中、昭和及び天白の消防署に限る。）	
主査（出張所）　③ （警防地域第二課主査（出張所）を兼務）（千種、西、中村、守山及び名東の消防署に限る。）	課長補佐（出張所）③ （警防地域第二課課長補佐（出張所）を兼務）（千種、西、中村、守山及び名東の消防署に限る。）	
主査（出張所）　④ （警防地域第二課主査（出張所）を兼務）（中川、南及び緑の消防署に限る。）	課長補佐（出張所）④ （警防地域第二課課長補佐（出張所）を兼務）（中川、南及び緑の消防署に限る。）	
主査（出張所）　⑤ （警防地域第二課主査（出張所）を兼務）（港の消防署に限る。）	課長補佐（出張所）⑤ （警防地域第二課課長補佐（出張所）を兼務）（港の消防署に限る。）	
警防地域第二課	警防地域第二課	
警防地域係	課長補佐（警防地域）	
主査（警防訓練・救急活動等）	課長補佐（警防訓練・救急活動等）	
主査（地域安全等） （警防地域第一課主査（地域安全等）が兼務）	課長補佐（地域安全等） （警防地域第一課課長補佐（地域安全等）が兼務）	
主査（出張所） （警防地域第一課主査（出張所）が兼務）（瑞穂及び熱田の消防署に限る。）	課長補佐（出張所） （警防地域第一課課長補佐（出張所）が兼務）（瑞穂及び熱田の消防署に限る。）	

改　正　前	改　正　後	備　考
主査（出張所）　②	課長補佐（出張所）②	
(警防地域第一課主査(出張所)が兼務)(東、北、中、昭和及び天白の消防署に限る。)	(警防地域第一課課長補佐(出張所)が兼務)(東、北、中、昭和及び天白の消防署に限る。)	
主査（出張所）　③	課長補佐（出張所）③	
(警防地域第一課主査(出張所)が兼務)(千種、西、中村、守山及び名東の消防署に限る。)	(警防地域第一課課長補佐(出張所)が兼務)(千種、西、中村、守山及び名東の消防署に限る。)	
主査（出張所）　④	課長補佐（出張所）④	
(警防地域第一課主査(出張所)が兼務)(中川、南及び緑の消防署に限る。)	(警防地域第一課課長補佐出張所)が兼務)(中川、南及び緑の消防署に限る。)	
主査（出張所）　⑤	課長補佐（出張所）⑤	
(警防地域第一課主査(出張所)が兼務)(港の消防署に限る。)	(警防地域第一課課長補佐(出張所)が兼務)(港の消防署に限る。)	

改　正　前	改　正　後	備　考
区　役　所	区　役　所	
区　政　部 （中村区及び中区を除く。）	区　政　部	
区　政　部 （健康福祉局参事（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）を兼務）（中村区及び中区に限る。）		
総　務　課 ・区会計管理者を兼務 ・防災危機管理局主幹（危機管理に係る連絡調整）を兼務 ・区選挙管理委員会事務室書記長に充てる	総　務　課 ・区会計管理者を兼務 ・防災危機管理局担当課長（危機管理に係る連絡調整）を兼務 ・区選挙管理委員会事務室書記長に充てる	
庶　務　係	課長補佐（庶務）	
主査（防災） （防災危機管理局地域防災室主査（災害対策に係る地域活動の推進）を兼務）	課長補佐（防災） （防災危機管理局地域防災課課長補佐（災害対策に係る地域活動の推進）を兼務）	
主査（防災） （消防局消防署総務課主査（防災）が併任）	課長補佐（防災） （消防局消防署総務課課長補佐（防災）が併任）	
主査（農政） （農業委員会事務局中川農政課中川農政係長を充てる）（中川区に限る。）	課長補佐（農政） （農業委員会事務局中川農政課課長補佐（中川農政）を充てる）（中川区に限る。）	
主査（農政） （農業委員会事務局東部・緑農政課東部・緑農政係長を充てる）（緑区に限る。）	課長補佐（農政） （農業委員会事務局東部・緑農政課課長補佐（東部・緑農政）を充てる）（緑区に限る。）	
主査（農政）② ・農業委員会事務局西部・守山農政課西部・守山農政係長を充てる ・農業委員会事務局西部・守山農政課主査（農業に係る施設の連絡調整等）を充てる （守山区に限る。）	課長補佐（農政）② ・農業委員会事務局西部・守山農政課課長補佐（西部・守山農政）を充てる ・農業委員会事務局西部・守山農政課課長補佐（農業に係る施設の連絡調整等）を充てる （守山区に限る。）	
統計選挙係 （区選挙管理委員会事務室係長に充てる）	課長補佐（統計選挙） （区選挙管理委員会事務室書記長補佐に充てる）	
主幹（農政） （農業委員会事務局中川農政課長を充てる）（中川区に限る。）	担当課長（農政） （農業委員会事務局中川農政課長を充てる）（中川区に限る。）	
主幹（農政） （農業委員会事務局西部・守山農政課長を充てる）（守山区に限る。）	担当課長（農政） （農業委員会事務局西部・守山農政課長を充てる）（守山区に限る。）	
主幹（農政） （農業委員会事務局東部・緑農政課長を充てる）（緑区に限る。）	担当課長（農政） （農業委員会事務局東部・緑農政課長を充てる）（緑区に限る。）	

（区役所）

改　正　前	改　正　後	備　考
企画経理室（課長級）	企画経理課	
主査（企画経理）	課長補佐（企画経理） （中区を除く。）	
	課長補佐（企画経理・区役所間総合調整） （中区に限る。）	
	課長補佐（広報企画） （区政部地域力推進課課長補佐（地域の魅力の向上・発信）が兼務） （緑区に限る。）	
主査（区の特性に応じたまちづくりに係る企画調整） （中村区に限る。）	課長補佐（区の特性に応じたまちづくりに係る企画調整） （中村区に限る。）	
主幹（区政運営の推進）③ ・環境局環境事業所長が兼務 ・緑政土木局土木事務所長が兼務 ・消防局消防署副署長が併任	担当課長（区政運営の推進）③ ・環境局環境事業所長が兼務 ・緑政土木局土木事務所長が兼務 ・消防局消防署副署長が併任	
地域力推進室（課長級）	地域力推進課	
地域力推進係	課長補佐（地域力推進）	
主査（生涯学習） （中区を除く。）	課長補佐（生涯学習） （西区及び中区を除く。）	
主査（生涯学習・スポーツの推進） （中区に限る。）	課長補佐（生涯学習・スポーツの推進） （西区及び中区に限る。）	
主査（安心・安全で快適なまちづくりの企画） （千種区、東区、西区及び南区に限る。）	課長補佐（安心・安全で快適なまちづくりの企画） （東区に限る。）	
主査（区の特性に応じた地域の活力向上） （保健福祉センター福祉部福祉課主査（地域包括ケア推進に係る地域の活力向上）を兼務）（北区に限る。）	課長補佐（区の特性に応じた地域の活力向上） （保健福祉センター福祉部福祉課課長補佐（地域包括ケア推進に係る地域の活力向上）を兼務）（北区に限る。）	
主査（区の特性に応じた地域の活力向上） （中川区、港区、守山区及び天白区に限る。）	課長補佐（区の特性に応じた地域の活力向上） （中川区、港区、守山区及び天白区に限る。）	
主査（地域の魅力の向上・発信） （昭和区、瑞穂区、熱田区、緑区及び名東区に限る。）	課長補佐（地域の魅力の向上・発信） （千種区、昭和区、瑞穂区、熱田区、南区及び名東区に限る。）	

改　正　前	改　正　後	備　考
	課長補佐（地域の魅力の向上・発信） （区政部企画経理課課長補佐（広報企画）を兼務）（緑区に限る。）	
	課長補佐（地域の魅力の発信・観光推進） （西区に限る。）	
主査（地域の魅力の向上・多文化共生の推進） （中区に限る。）	課長補佐（地域の魅力の向上・多文化共生の推進） （中区に限る。）	
市　民　課	市　民　課	
戸　籍　係	課長補佐（戸籍）	
住民記録係	課長補佐（住民記録）	
主査（個人番号カード交付に係る調整）	課長補佐（個人番号カード交付に係る調整）	
郵送証明係 （熱田区に限る。）	課長補佐（郵送証明） （熱田区に限る。）	
保健福祉センター（部長級） （北区、中村区、守山区及び緑区に限る。）	保健福祉センター（部長級） （中村区及び守山区に限る。）	
	廃止	北区、緑区
	保健福祉センター（部長級） （熱田区に限る。）	
保健福祉センター（部長級） （保健福祉センター福祉部長を兼務） （東区及び西区に限る。）	保健福祉センター（部長級） （保健福祉センター福祉部長を兼務） （東区及び西区に限る。）	
	保健福祉センター（部長級） （保健福祉センター福祉部長を兼務） （昭和区に限る。）	
保健福祉センター（部長級） （保健福祉センター保健予防課主査（医務）を事務取扱）（東区、北区、西区、中村区、中区、守山区及び緑区を除く。）	保健福祉センター（部長級） （保健福祉センター保健予防課課長補佐（医務）を事務取扱）（東区、北区、西区、中村区、中区、昭和区、熱田区、南区、守山区及び緑区を除く。）	
	廃止	昭和区、熱田区、南区
	保健福祉センター③（部長級） （保健福祉センター保健予防課課長補佐（医務）を事務取扱）（北区、中区、緑区に限る。）	
保健福祉センター（部長級） ・保健福祉センター保健予防課主査（医務）を事務取扱 ・健康福祉局参事（健康危機管理対応力強化に係る総合調整）を兼務 （中区に限る。）	廃止	

（区役所）

改　正　前	改　正　後	備　考
	保健福祉センター　（部長級） （健康福祉局担当部長（健康危機管理対応力強化に係る総合調整）を兼務） （南区に限る。）	
福　祉　部 （東区及び西区を除く。）	福　祉　部 （東区、西区及び昭和区を除く。）	
	廃止	昭和区
福　祉　部 （保健福祉センター所長が兼務）（東区及び西区に限る。）	福　祉　部 （保健福祉センター所長が兼務）（東区及び西区に限る。）	
	福　祉　部 （保健福祉センター所長が兼務）（昭和区に限る。）	
民生子ども課	民生子ども課	
民生子ども係	課長補佐（民生子ども）	
主査（子ども家庭支援） （保健福祉センター保健予防課主査（母子保健に係る子ども家庭支援）を兼務）	課長補佐（子ども家庭支援） （保健福祉センター保健予防課課長補佐（母子保健に係る子ども家庭支援）を兼務）（中川区、港区及び名東区を除く。）	
	課長補佐（地域子育て支援） （保健福祉センター保健予防課課長補佐（母子保健に係る地域子育て支援）を兼務）（中川区、港区及び名東区に限る。）	
	課長補佐（子ども家庭相談支援の統括） （保健福祉センター保健予防課課長補佐（母子保健に係る子ども家庭相談支援の統括）を兼務）（中川区、港区及び名東区に限る。）	
保　護　係 （中村区を除く。）	課長補佐（生活保護統括） （東区を除く。）	
	課長補佐（生活保護） （東区、西区、中区、昭和区、瑞穂区、熱田区、緑区及び天白区に限る。）	
主査（生活保護） （西区、昭和区、瑞穂区、熱田区、緑区及び天白区に限る。）		
主査（生活保護）② （千種区、北区、中川区、港区、名東区及び守山区に限る。）	課長補佐（生活保護）② （千種区、北区、中川区、港区、守山区及び名東区に限る。）	
主査（生活保護）④ （南区に限る。）	課長補佐（生活保護）④ （南区に限る。）	
保護第一係 （中村区に限る。）		

改　正　前	改　正　後	備　考
主査（生活保護）② （中村区に限る。）	課長補佐（生活保護）⑤ （中村区に限る。）	
保護第二係 （中村区に限る。）		
保護第三係 （中村区に限る。）		
主査（相談援護） （中村区及び中区に限る。）		
主査（健康管理支援） （保健福祉センター保健予防課主査（保健看護）が兼務）	課長補佐（健康管理支援） （保健福祉センター保健予防課課長補佐（保健看護）が兼務）	
主幹（生活保護） （中村区及び南区に限る。）	担当課長（生活保護） （中村区及び南区に限る。）	
福　祉　課	福　祉　課	
高齢福祉係	課長補佐（高齢福祉）	
主査（包括的支援等の推進） （保健福祉センター保健予防課主査（包括的支援等の推進）を兼務）	課長補佐（包括的支援等の推進） （保健福祉センター保健予防課課長補佐（包括的支援等の推進）を兼務）	
主査（地域包括ケア推進に係る地域の活力向上） （区政部地域力推進室主査（区の特性に応じた地域の活力向上）が兼務）（北区に限る。）	課長補佐（地域包括ケア推進に係る地域の活力向上） （区政部地域力推進課課長補佐（区の特性に応じた地域の活力向上）が兼務）（北区に限る。）	
主査（介護保険）	課長補佐（介護保険）	
障害福祉係	課長補佐（障害福祉）	
主査（精神障害者福祉・難病対策等に係る連絡調整） （保健福祉センター保健予防課保健感染症係長が兼務）	課長補佐（精神障害者福祉・難病対策等に係る連絡調整） （保健福祉センター保健予防課課長補佐（精神保健・健康づくり）が兼務）	
保険年金課	保険年金課	
管　理　係	課長補佐（収納・年金）	
保　険　係	課長補佐（保険・福祉医療）	
保健管理課 （千種区、中村区、中区及び南区に限る。）	保健管理課 （千種区、中村区、中区及び南区に限る。）	
企画管理係	課長補佐（企画管理）	
主査（医療安全）	課長補佐（医療安全）	
主査（食品衛生・動物愛護）	課長補佐（食品衛生・動物愛護）	

改　正　前	改　正　後	備　考
主査（健康危機管理） （保健福祉センター保健予防課主査（感染症対策等）が兼務）	課長補佐（健康危機管理） （保健福祉センター保健予防課課長補佐（保健感染症）が兼務）	
主幹（健康安全） （千種区、中村区、中区及び南区に限る。）	担当課長（健康安全） （千種区、中村区、中区及び南区に限る。）	
環境薬務室（課長級） （千種区、中村区、中区及び南区に限る。）	環境薬務課 （千種区、中村区、中区及び南区に限る。）	
主査（営業施設指導） （南区を除く。）	課長補佐（営業施設指導） （南区を除く。）	
主査（住居衛生・薬務） （南区を除く。）	課長補佐（住居衛生・薬務） （南区を除く。）	
主査（営業薬務） （南区に限る。）	課長補佐（営業薬務） （南区に限る。）	
主査（住居衛生） （南区に限る。）	課長補佐（住居衛生） （南区に限る。）	
健康安全課 （千種区、中村区、中区及び南区を除く。）	健康安全課 （千種区、中村区、中区及び南区を除く。）	
企画管理係	課長補佐（企画管理）	
主査（食品衛生・動物愛護等）	課長補佐（食品衛生・動物愛護等）	
主査（大規模施設に係るＨＡＣＣＰ監視等） （熱田区に限る。）	課長補佐（大規模施設に係るＨＡＣＣＰ監視等） （熱田区に限る。）	
主査（健康危機管理） （保健福祉センター保健予防課主査（感染症対策等）が兼務）	課長補佐（健康危機管理） （保健福祉センター保健予防課課長補佐（保健感染症）が兼務）	
主幹（医務総括） （東区及び西区に限る。）	担当課長（医務総括） （東区及び西区に限る。）	
	担当課長（医務総括） （昭和区に限る。）	
公害対策室（課長級） （西区、港区、南区及び名東区に限る。）	公害対策課 （西区、港区、南区及び名東区に限る。）	
主査（環境活動推進）	課長補佐（環境活動推進）	
主査（規制指導） （西区、南区及び名東区に限る。）	課長補佐（規制指導） （西区、南区及び名東区に限る。）	
主査（規制指導）② （港区に限る。）	課長補佐（規制指導）② （港区に限る。）	

（区役所）

改　正　前	改　正　後	備　考
保健予防課	保健予防課	
保健感染症係 ・保健福祉センター福祉部福祉課主査（精神障害者福祉・難病対策等に係る連絡調整）を兼務 ・区役所支所区民福祉課主査（精神障害者福祉・難病対策等に係る連絡調整）を兼務	課長補佐（保健感染症） （保健福祉センター保健管理課課長補佐（健康危機管理）を兼務）（千種区、中村区、中区及び南区に限る。）	
	課長補佐（保健感染症） （保健福祉センター健康安全課課長補佐（健康危機管理）を兼務）（千種区、中村区、中区及び南区を除く。）	
主査（医務） （北区、中村区、守山区及び緑区に限る。）	課長補佐（医務） （中村区及び守山区に限る。）	
	廃止	北区、緑区
	課長補佐（医務） （熱田区及び南区に限る。）	
主査（医務） （保健福祉センター所長が事務取扱）（東区、北区、西区、中村区、守山区及び緑区を除く。）	課長補佐（医務） （保健福祉センター所長が事務取扱）（東区、北区、西区、中村区、昭和区、熱田区、南区、守山区及び緑区を除く。）	
	廃止	昭和区、熱田区、南区
	課長補佐（医務） （保健福祉センター所長が事務取扱）（北区及び緑区に限る。）	
主査（公害保健） （熱田区、中川区、港区及び南区に限る。）	課長補佐（公害保健） （熱田区、中川区、港区及び南区に限る。）	
主査（感染症対策等） （保健福祉センター保健管理課主査（健康危機管理）を兼務）（千種区、中村区、中区、南区に限る。）	課長補佐（精神保健・健康づくり） ・保健福祉センター福祉部福祉課課長補佐（精神障害者福祉・難病対策等に係る連絡調整）を兼務 ・区役所支所区民福祉課課長補佐（精神障害者福祉・難病対策等に係る連絡調整）を兼務	
主査（感染症対策等） （保健福祉センター健康安全課主査（健康危機管理）を兼務）（千種区、中村区、中区、南区を除く。）		
主査（保健看護） （保健福祉センター福祉部民生子ども課主査（健康管理支援）を兼務）	課長補佐（保健看護） （保健福祉センター福祉部民生子ども課課長補佐（健康管理支援）を兼務）	

改　正　前	改　正　後	備　考
主査（母子保健に係る子ども家庭支援） （保健福祉センター福祉部民生子ども課主査（子ども家庭支援）が兼務）	課長補佐（母子保健に係る子ども家庭支援） （保健福祉センター福祉部民生子ども課課長補佐（子ども家庭支援）が兼務）（中川区、港区及び名東区を除く。）	
	課長補佐（母子保健に係る地域子育て支援） （保健福祉センター福祉部民生子ども課課長補佐（地域子育て支援）が兼務）（中川区、港区及び名東区に限る。）	
	課長補佐（母子保健に係る子ども家庭相談支援の統括） （保健福祉センター福祉部民生子ども課課長補佐（子ども家庭相談支援の統括）が兼務）（中川区、港区及び名東区に限る。）	
主査（包括的支援等の推進） （保健福祉センター福祉部福祉課主査（包括的支援等の推進）が兼務）	課長補佐（包括的支援等の推進） （保健福祉センター福祉部福祉課課長補佐（包括的支援等の推進）が兼務）	
区役所支所⑥（部長級）	区役所支所⑥（部長級）	
区民生活課 （区役所支所区民生活課庶務係長を事務取扱）	区民生活課	
庶　務　係 （区役所支所区民生活課長が事務取扱）	課長補佐（庶務）② （専任化） （財政局栄市税事務所管理課課長補佐（税務窓口）を兼務）（北区役所楠支所及び守山区役所志段味支所に限る。）	
	課長補佐（庶務）③ （専任化） （財政局本陣市税事務所管理課課長補佐（税務窓口）を兼務）（西区役所山田支所、中川区役所富田支所及び港区役所南陽支所に限る。）	
	課長補佐（庶務） （専任化） （財政局金山市税事務所管理課課長補佐（税務窓口）を兼務）（緑区役所徳重支所に限る。）	
主査（農政） （農業委員会事務局港農政課港農政係長を充てる）（港区役所南陽支所に限る。）	課長補佐（農政） （農業委員会事務局港農政課課長補佐（港農政）を充てる）（港区役所南陽支所に限る。）	
市　民　係	課長補佐（戸籍・住民記録）	

（区役所）

改　正　前	改　正　後	備　考
主幹（農政） （農業委員会事務局港農政課長を充てる）（港区役所南陽支所に限る。）	担当課長（農政） （農業委員会事務局港農政課長を充てる）（港区役所南陽支所に限る。）	
区民福祉課	区民福祉課	
保護・子ども係	課長補佐（保護・子ども）	
主査（生活保護） （北区役所楠支所、西区役所山田支所及び中川区役所富田支所に限る。）	課長補佐（生活保護） （北区役所楠支所、西区役所山田支所及び中川区役所富田支所に限る。）	
	課長補佐（生活保護） （緑区役所徳重支所に限る。）	
福　祉　係	課長補佐（高齢福祉・介護保険）	
主査（障害）	課長補佐（障害福祉）	
主査（精神障害者福祉・難病対策等に係る連絡調整） （保健福祉センター保健予防課保健感染症係長が兼務）	課長補佐（精神障害者福祉・難病対策等に係る連絡調整） （保健福祉センター保健予防課課長補佐（精神保健・健康づくり）が兼務）	
保　険　係	課長補佐（保険・福祉医療・年金）	

改　正　前	改　正　後	備　考
農業委員会事務局 （緑政土木局公園緑地・農政監を充てる）	**農業委員会事務局** （緑政土木局長を充てる）	
次　長（部長級） （緑政土木局参事（農政）を充てる）	次　長（部長級） （緑政土木局農政部長を充てる）	
農　政　課 （緑政土木局都市農業課長を充てる）	農　政　課 （緑政土木局農政部都市農業課長を充てる）	
農　政　係 （緑政土木局都市農業課農政係長を充てる）	課長補佐（農政） （緑政土木局都市農業課課長補佐（農政）を充てる）	
東部・緑農政課 （緑区区政部主幹（農政）に充てる）	東部・緑農政課 （緑区区政部担当課長（農政）に充てる）	
東部・緑農政係 （緑区総務課主査（農政）に充てる）	課長補佐（東部・緑農政） （緑区総務課課長補佐（農政）に充てる）	
西部・守山農政課 （守山区区政部主幹（農政）に充てる）	西部・守山農政課 （守山区区政部担当課長（農政）に充てる）	
西部・守山農政係 （守山区総務課主査（農政）に充てる）	課長補佐（西部・守山農政） （守山区総務課課長補佐（農政）に充てる）	
主査（農業に係る施設の連絡調整等） （守山区総務課主査（農政）に充てる）	課長補佐（農業に係る施設の連絡調整等） （守山区総務課課長補佐（農政）に充てる）	
中川農政課 （中川区区政部主幹（農政）に充てる）	中川農政課 （中川区区政部担当課長（農政）に充てる）	
中川農政係 （中川区総務課主査（農政）に充てる）	課長補佐（中川農政） （中川区総務課課長補佐（農政）に充てる）	
港 農 政 課 （港区南陽支所主幹（農政）に充てる）	港 農 政 課 （港区南陽支所担当課長（農政）に充てる）	
港 農 政 係 （港区南陽支所区民生活課主査（農政）に充てる）	課長補佐（港農政） （港区南陽支所区民生活課課長補佐（農政）に充てる）	

（固定資産評価審査委員会事務室）

改　正　前	改　正　後	備　考
固定資産評価審査委員会事務室 （財政局税務部主幹（固定資産評価審査委員会事務及び特命事項に係る調査研究）が併任） 書　記 （財政局税制課主査（不服申立て）が併任）	**固定資産評価審査委員会事務室** （財政局税務部担当課長（固定資産評価審査委員会事務等）が併任） 書　記 （財政局税制課課長補佐（不服申立て）が併任）	

改　正　前	改　正　後	備　考
選挙管理委員会事務局	**選挙管理委員会事務局**	
次　長（部長級） （防災危機管理局参事（危機管理に係る連絡調整）を併任）	次　長（部長級） （防災危機管理局担当部長（危機管理に係る連絡調整）を併任） （選挙課長を事務取扱）	
	選　挙　課 （次長が事務取扱）	
庶　務　係	課長補佐（庶務）	
主査（啓発）	課長補佐（啓発）	
選　挙　係	課長補佐（選挙）	
主査（企画調整）	課長補佐（企画調整）	
区選挙管理委員会事務室	区選挙管理委員会事務室	
書　記　長 （区役所総務課長を充てる）	書　記　長 （区役所総務課長を充てる）	
係　長 （区役所総務課統計選挙係長を充てる）	書記長補佐 （区役所総務課課長補佐（統計選挙）を充てる）	

（監査事務局）

改　正　前	改　正　後	備　考
監査事務局	**監査事務局**	
次　長（部長級） ・防災危機管理局参事（危機管理に係る連絡調整）を併任 ・監査管理課長を事務取扱	次　長（部長級） ・防災危機管理局担当部長（危機管理に係る連絡調整）を併任 ・監査管理課長を事務取扱	
監査管理課 （次長が事務取扱）	監査管理課 （次長が事務取扱）	
庶　務　係	課長補佐（庶務）	
監査企画係	課長補佐（監査）③	
主査（公営企業監査等）		
主査（外部監査等）		
主幹（特別監査等）	担当課長（特別監査等）	
事務監査課	事務監査課	
監査第一係	課長補佐（監査）③	
監査第二係		
主査（事務監査）		
工事監査室（課長級）	工事監査課	
工事監査係	課長補佐（工事監査）②	
主査（工事監査）		

改　正　前	改　正　後	備　考
人事委員会事務局	**人事委員会事務局**	
次　長（部長級） ・防災危機管理局参事（危機管理に係る連絡調整）を併任 ・審査課長を事務取扱	次　長（部長級） ・防災危機管理局担当部長（危機管理に係る連絡調整）を併任 ・審査課長を事務取扱	
審　査　課 （次長が事務取扱）	審　査　課 （次長が事務取扱）	
調　査　係	課長補佐（庶務・調査）	
審　査　係	課長補佐（審査）	
任　用　課	任　用　課	
任　用　係	課長補佐（任用）	
	課長補佐（任用に係る企画調整）	
試　験　係	課長補佐（試験）	
主査（人材確保）	課長補佐（人材確保）	

改　正　前	改　正　後	備　考
教育委員会事務局	**教育委員会事務局**	
教育次長（局長級）	教育次長（局長級）	
	担当局長（学校教育調整）	
総　務　部	総　務　部	
	担当部長（学校教育調整）②	
総　務　課 （防災危機管理局主幹（危機管理に係る連絡調整）を併任）	総　務　課 （防災危機管理局担当課長（危機管理に係る連絡調整）を併任）	
庶　務　係	課長補佐（庶務）	
主査（総合教育会議等）	課長補佐（総合教育会議等）	
人　事　係	課長補佐（人事）	
調　査　係	課長補佐（調査）	
主幹（調査）	担当課長（調査）	
企画経理課	企画経理課	
企画経理第一係	課長補佐（企画経理）②	
企画経理第二係		
人権教育室（課長級）	人権教育課	
主査（人権教育） （教育委員会事務局社会教育主事が事務取扱）	課長補佐（人権教育） （教育委員会事務局社会教育主事が事務取扱）	
主査（同和教育） （教育委員会事務局社会教育主事が事務取扱）	課長補佐（同和教育） （教育委員会事務局社会教育主事が事務取扱）	
教育環境整備課 （財政局財政部主幹（資産経営の推進）を併任）	教育環境整備課 （財政局財政部担当課長（資産経営の推進）を併任）	
計　画　係	課長補佐（計画）	
主査（市立幼稚園のあり方検討） （指導室主査（市立幼稚園のあり方検討に係る調整）を兼務）	課長補佐（市立幼稚園のあり方検討） （義務教育課課長補佐（市立幼稚園のあり方検討）を兼務）	
学校整備係	課長補佐（学校整備）	
主査（学校施設リフレッシュプランの推進）	課長補佐（学校施設リフレッシュプランの推進）	
主幹（子どもいきいき学校づくり）④	担当課長（子どもいきいき学校づくり）④	
主査（子どもいきいき学校づくり）④	課長補佐（子どもいきいき学校づくり）④	
主幹（橘小学校等複合化整備事業の推進）	担当課長（橘小学校等複合化整備事業の推進）	
主査（橘小学校等複合化整備事業の推進）	課長補佐（橘小学校等複合化整備事業の推進）	

改　正　前	改　正　後	備　考
主幹（給食調理場の環境整備の推進） （指導部主幹（給食調理場の環境改善）が兼務）	担当課長（給食調理場の環境整備の推進） （教育支援部担当課長（給食調理場の環境改善）が兼務）	
主査（給食調理場の環境整備の推進） （学校保健課主査（給食調理場の環境改善）が兼務）	課長補佐（給食調理場の環境整備の推進） （学校保健課課長補佐（給食調理場の環境改善）が兼務）	
学校施設課 （財政局財政部主幹（資産経営の推進）を併任）	学校施設課 （財政局財政部担当課長（資産経営の推進）を併任）	
管　理　係	課長補佐（管理）	
営　繕　係	課長補佐（営繕）	
主査（学校施設の環境整備の推進）	課長補佐（学校施設の環境整備の推進）	
主査（学校体育館の空調整備）	課長補佐（学校体育館の空調整備）	
主査（学校施設のバリアフリー化の推進）	課長補佐（学校施設のバリアフリー化の推進）	
学校づくり推進監（局長級）	学校づくり推進監（局長級）	
教　務　部	教　務　部	
教 職 員 課	教 職 員 課	
管理第一係	課長補佐（管理）②	
管理第二係		
主査（学校事務の改革に係る連絡調整） （小学校・中学校主査（学校事務改善）が兼務）	課長補佐（学校事務の改革に係る連絡調整） （小学校・中学校事務長が兼務）	
主査（服務等）	課長補佐（服務等）	
主査（高等学校・幼稚園に係る連絡調整） （指導室主査（高等学校・幼稚園教育に係る特命事項の処理）が兼務）	課長補佐（高等学校に係る連絡調整） （高等学校教育課課長補佐（企画）が兼務）	
主査（特別支援学校等に係る連絡調整） （指導室主査（特別支援教育の推進）が兼務）	課長補佐（特別支援学校等に係る連絡調整） （特別支援教育課課長補佐（企画）が兼務）	
安全衛生係	課長補佐（安全衛生）	
主査（教職員のメンタルヘルス・保健指導）	課長補佐（教職員のメンタルヘルス・保健指導）	
主幹（人事・服務等）	担当課長（人事・服務等）	
主幹（定数・給与等）	担当課長（定数・給与等）	
学　事　課	学　事　課	
学校財務係	課長補佐（学校財務）	
就学援助係	課長補佐（就学援助）	

（教育委員会事務局）

改　正　前	改　正　後	備　考
主査（就学等に係る企画調整）	課長補佐（就学等に係る企画調整）	
	課長補佐（就学等に係る企画調整）	
主査（就学奨励等）	課長補佐（就学奨励等）	
主査（私学助成）	課長補佐（私学助成）	
学校事務センター（課長級）	学校事務センター（課長級）	
事務支援係	所長補佐（事務支援）	
主査（学校事務改善に係る企画調整） （小学校・中学校主査（学校事務改善）が兼務）	所長補佐（学校事務改善に係る企画調整） （小学校・中学校事務長が兼務）	
主査（学校事務改善）⑩ （小学校・中学校主査（学校事務改善）が兼務）	所長補佐（学校事務改善）⑩ （小学校・中学校事務長が兼務）	
給　与　係	所長補佐（給与）	
新しい学校づくり推進部	新しい学校づくり推進部	
新しい学校づくり推進室	新しい学校づくり推進課	
学びの改革推進係	課長補佐（学びの改革推進）	
主査（安全安心な居場所づくり・教育相談体制） （子ども応援室主査（危機管理等）を兼務）	課長補佐（安全安心な居場所づくり・教育相談体制） （子ども応援課課長補佐（危機管理等）を兼務）	
主査（安全安心な居場所づくり） （指導室主査（生徒指導に係る特命事項の処理）が兼務）	課長補佐（安全安心な居場所づくり） （義務教育課課長補佐（いじめ防止対策）が兼務）	
主査（夜間中学校）		
主幹（学校における働き方改革）	担当課長（学校における働き方改革）	
主査（学校における働き方改革）	課長補佐（学校における働き方改革）	
	課長補佐（学校における働き方改革） （学校DX推進課課長補佐（DXの推進）が兼務）	
主幹（教育相談体制） （新しい学校づくり推進部主幹（危機管理等）を兼務）	担当課長（教育相談体制） （新しい学校づくり推進部担当課長（危機管理等）を兼務）	
主幹（新しい学校づくり推進に係る企画調整）（R5.8設置） （指導部主幹（学校教育に係る特命事項の処理）が兼務）	廃止	
	担当課長（夜間中学校）	

改　正　前	改　正　後	備　考
	課長補佐（夜間中学校）	
	担当課長（一貫教育の推進に係る特命事項の処理）	
参事（子ども応援委員会）	担当部長（子ども応援委員会）	
子ども応援室（課長級）	子ども応援課	
子ども応援係	課長補佐（子ども応援）	
主査（企画調整）	課長補佐（企画調整）	
主査（システム・制度改革）	課長補佐（システム・制度改革）	
主幹（危機管理等） （新しい学校づくり推進部主幹（教育相談体制）が兼務）	担当課長（危機管理等） （新しい学校づくり推進部担当課長（教育相談体制）が兼務）	
主査（危機管理等） （新しい学校づくり推進室主査（安全安心な居場所づくり・教育相談体制）が兼務）	課長補佐（危機管理等） （新しい学校づくり推進課課長補佐（安全安心な居場所づくり・教育相談体制）が兼務）	
主幹（生徒指導に係る調整） （指導部主幹（生徒指導に係る特命事項の処理）が兼務）	廃止	
子ども適応相談センター （課長級）	教育支援センター （課長級）	
事　務　係	所長補佐（事務）	
教育相談部（係長級） （子ども適応相談センター指導主事が兼務）	教育相談部（課長補佐級） （教育支援センター指導主事が兼務）	
適応指導部（係長級） （子ども適応相談センター指導主事が兼務）	子ども支援部（課長補佐級） （教育支援センター指導主事が兼務）	
指　導　部	教育支援部	
指　導　室（課長級）	義務教育課	
事　務　係	課長補佐（管理・調整）	
主査（学校教育に係る企画調整・キャリア教育）	課長補佐（企画）	
	課長補佐（いじめ防止対策） （新しい学校づくり推進課課長補佐（安全安心な居場所づくり）を兼務）	
	課長補佐（市立幼稚園のあり方検討） （教育環境整備課課長補佐（市立幼稚園のあり方検討）が兼務）	
主幹（キャリア教育）	担当課長（キャリア教育）	
	担当課長（キャリア教育） （教育支援部担当課長（高等学校改革の推進）を兼務）	

（教育委員会事務局）

改　正　前	改　正　後	備　考
	課長補佐（キャリア教育）	
	課長補佐（キャリア教育） （高等学校課課長補佐（企画）が兼務）	
	高等学校教育課	
主幹（高等学校・幼稚園教育）	廃止	
主査（高等学校・幼稚園教育に係る特命事項の処理） （教職員課主査（高等学校・幼稚園に係る連絡調整）を兼務）	課長補佐（企画） ・教職員課課長補佐（高等学校に係る連絡調整）を兼務 ・義務教育課課長補佐（キャリア教育）を兼務	
主査（市立幼稚園のあり方検討に係る調整） （教育環境整備課主査（市立幼稚園のあり方検討）が兼務）		
	担当課長（高等学校改革の推進） （教育支援部担当課長（キャリア教育）が兼務）	
	特別支援教育課	
主幹（特別支援教育）	廃止	
主査（特別支援教育の推進） （教職員課主査（特別支援学校等に係る連絡調整）を兼務）	課長補佐（企画） （教職員課課長補佐（特別支援学校等に係る連絡調整）を兼務）	
主幹（生徒指導に係る特命事項の処理） ・子ども青少年局中央児童相談所主幹（学校教育との連携）を併任 ・新しい学校づくり推進部主幹（生徒指導に係る調整）を兼務	廃止	
主査（生徒指導に係る特命事項の処理） （新しい学校づくり推進室主査（安全安心な居場所づくり）を兼務）	廃止	
主幹（学校教育に係る特命事項の処理）（R5.8設置） （新しい学校づくり推進部主幹（新しい学校づくり推進に係る企画調整）を兼務）	廃止	
主査（学校教育に係る特命事項の処理）（R5.8設置）	廃止	
学校ＤＸ推進課	学校ＤＸ推進課	
事　務　係	課長補佐（推進）	
主査（学校情報化に係る企画調整）	課長補佐（学校情報化に係る企画調整）	

改　正　前	改　正　後	備　考
	課長補佐（ＤＸの推進） （新しい学校づくり推進課課長補佐（学校における働き方改革）を兼務）	
学校保健課 （スポーツ市民局市民生活部主幹（安心・安全で快適なまちづくりの推進）を併任）	学校保健課 （スポーツ市民局市民生活部担当課長（安心・安全で快適なまちづくりの推進）を併任）	
保健体育係	課長補佐（保健体育）	
小学校給食係	課長補佐（小学校給食）	
主査（小学校給食調理業務の効率化）	課長補佐（小学校給食調理業務の効率化）	
中学校給食係	課長補佐（中学校給食）	
主幹（給食調理場の環境改善） （総務部主幹（給食調理場の環境整備の推進）を兼務）	担当課長（給食調理場の環境改善） （総務部担当課長（給食調理場の環境整備の推進）を兼務）	
主査（給食調理場の環境改善） （教育環境整備課主査（給食調理場の環境整備の推進）を兼務）	課長補佐（給食調理場の環境改善） （教育環境整備課課長補佐（給食調理場の環境整備の推進）を兼務）	
生涯学習部	生涯学習部	
生涯学習課 （上汐田教育集会所所長に充てる）	生涯学習課 （上汐田教育集会所所長に充てる）	
管　理　係	課長補佐（管理）	
社会教育係 （教育委員会事務局社会教育主事が事務取扱）	課長補佐（社会教育） （教育委員会事務局社会教育主事が事務取扱）	
生涯学習係	課長補佐（生涯学習）	
主査（女性教育）	課長補佐（女性教育）	
参事（図書館改革の推進） （鶴舞中央図書館長が兼務）	担当部長（図書館改革の推進） （鶴舞中央図書館長が兼務）	
主幹（図書館改革の推進） （鶴舞中央図書館主幹（図書館改革）を兼務）	担当課長（図書館改革の推進） （鶴舞中央図書館担当課長（図書館改革）を兼務）	
主査（図書館改革の推進）② （鶴舞中央図書館主査（図書館改革）を兼務）	課長補佐（図書館改革の推進）② （鶴舞中央図書館課長補佐（図書館改革）を兼務）	
部活動振興室（課長級）	部活動振興課	
部活動振興係	課長補佐（部活動振興）	
主査（部活動に係る企画調整）②	課長補佐（部活動に係る企画調整）②	

改　正　前	改　正　後	備　考
	課長補佐（部活動に係る企画調整）	
文化財保護室（課長級） （見晴台考古資料館副館長に充てる）	文化財保護課 （見晴台考古資料館副館長に充てる）	
文化財保存活用係	課長補佐（文化財保存活用）	
主査（埋蔵文化財） （観光文化交流局名古屋城調査研究センター主査（石垣の調査・研究）を併任）	課長補佐（埋蔵文化財）	
主査（文化財活用推進）	課長補佐（文化財活用推進）	
上汐田教育集会所（課長級） （生涯学習部生涯学習課長を充てる）	上汐田教育集会所（課長級） （生涯学習部生涯学習課長を充てる）	
主査（上汐田教育集会所）	所長補佐（上汐田教育集会所）	
見晴台考古資料館 （再任用職員）	見晴台考古資料館 （再任用職員）	
副　館　長（課長級） （生涯学習部文化財保護室長を充てる）	副　館　長（課長級） （生涯学習部文化財保護課長を充てる）	
鶴舞中央図書館（部長級） （参事（図書館改革の推進）を兼務）	鶴舞中央図書館（部長級） （担当部長（図書館改革の推進）を兼務）	
副　館　長（課長級）	副　館　長（課長級）	
庶　務　係	副館長補佐（庶務）	
主幹（図書館改革） （生涯学習部主幹（図書館改革の推進）が兼務）	担当課長（図書館改革） （生涯学習部担当課長（図書館改革の推進）が兼務）	
主査（図書館改革）② （生涯学習課主査（図書館改革の推進）が兼務）	課長補佐（図書館改革）② （生涯学習課課長補佐（図書館改革の推進）が兼務）	
整　理　課	整　理　課	
収集整理係	課長補佐（収集整理）	
情報システム係	課長補佐（情報システム）	
奉　仕　課	奉　仕　課	
奉仕第一係	課長補佐（奉仕）②	
奉仕第二係		
図　書　館⑤（課長級） （千種、瑞穂、熱田、中川及び南図書館に限る。）	図　書　館⑤（課長級） （千種、瑞穂、熱田、中川及び南図書館に限る。）	
北 図 書 館（課長級） （楠図書館長を兼務）	北 図 書 館（課長級） （楠図書館長を兼務）	
楠 図 書 館（課長級） （北図書館長が兼務）	楠 図 書 館（課長級） （北図書館長が兼務）	
西 図 書 館（課長級） （山田図書館長を兼務）	西 図 書 館（課長級） （山田図書館長を兼務）	
山田図書館（課長級） （西図書館長が兼務）	山田図書館（課長級） （西図書館長が兼務）	

改　正　前	改　正　後	備　考
港 図 書 館（課長級） （南陽図書館長を兼務）	港 図 書 館（課長級） （南陽図書館長を兼務）	
南陽図書館（課長級） （港図書館長が兼務）	南陽図書館（課長級） （港図書館長が兼務）	
奉　仕　係	館長補佐（奉仕）	
博　物　館 （非常勤職員）	博　物　館 （非常勤職員）	
副　館　長（部長級） （秀吉清正記念館長に充てる）	副　館　長（部長級） （秀吉清正記念館長に充てる）	
総　務　課	総　務　課	
庶　務　係	課長補佐（庶務）	
主査（施設）	課長補佐（施設）	
主幹（博物館の魅力向上）	担当課長（博物館の魅力向上）	
主査（博物館の魅力向上）	課長補佐（博物館の魅力向上）	
学　芸　課	学　芸　課	
学　芸　係	課長補佐（学芸）	
主査（広報普及）	課長補佐（広報普及）	
主査（収集保管） （秀吉清正記念館主査を兼務）	課長補佐（収集保管） （秀吉清正記念館館長補佐を兼務）	
蓬 左 文 庫（課長級） （蓬左文庫学芸係長を事務取扱）	蓬 左 文 庫（課長級） （蓬左文庫文庫長補佐（学芸）を事務取扱）	
学　芸　係 （蓬左文庫長が事務取扱）	文庫長補佐（学芸） （蓬左文庫長が事務取扱）	
秀吉清正記念館（課長級） （博物館副館長を充てる）	秀吉清正記念館（課長級） （博物館副館長を充てる）	
主査 （博物館学芸課主査（収集保管）が兼務）	館長補佐 （博物館学芸課課長補佐（収集保管）が兼務）	
美　術　館 （非常勤職員）	美　術　館 （非常勤職員）	
副　館　長（部長級）	副　館　長（部長級）	
総　務　課	総　務　課	
庶　務　係	課長補佐（庶務）	
学　芸　課	学　芸　課	
学　芸　係	課長補佐（学芸）	
主査（普及）	課長補佐（普及）	
科　学　館 （非常勤職員）	科　学　館 （非常勤職員）	
副　館　長（部長級）	副　館　長（部長級）	
総　務　課	総　務　課	

改　正　前	改　正　後	備　考
庶　務　係	課長補佐（庶務）	
主査（経営）	課長補佐（経営）	
主幹（科学館の魅力向上）	担当課長（科学館の魅力向上）	
主査（科学館の魅力向上）	課長補佐（科学館の魅力向上）	
学　芸　課	学　芸　課	
学　芸　係	課長補佐（学芸）	
主査（普及）	課長補佐（普及）	
天　文　係	課長補佐（天文）	
主幹（天文）	担当課長（天文）	
教育センター（部長級）	教育センター（部長級）	
総　務　課	総　務　課	
庶　務　係	課長補佐（庶務）	
主査（施設）	課長補佐（施設）	
小　学　校（262）	小　学　校（261）	
	たかしま小学校	
高坂小学校	廃止	
しまだ小学校	廃止	
主査（学校事務改善） （学校事務センター主査（学校事務改善）を兼務） （小学校のうち5校に限る。）	事　務　長（課長補佐級） （学校事務センター所長補佐（学校事務改善）を兼務） （小学校のうち4校に限る。）	
	共同学校事務室（課長級） ・事務長を事務取扱 ・共同学校事務室長（弥富小・汐路小・陽明小・中根小・萩山中・汐路中に限る）を兼務 （豊岡小に限る。）	
	事　務　長（課長補佐級） ・共同学校事務室長が事務取扱 （弥富小・汐路小・陽明小・豊岡小・中根小に限る。）	
	共同学校事務室（課長級） ・事務長を事務取扱 ・共同学校事務室長（豊岡小に限る）が兼務 （弥富小・汐路小・陽明小・中根小に限る。）	
	事　務　長（課長補佐級） ・教職員課課長補佐（学校事務の改革に係る連絡調整）を兼務 ・学校事務センター所長補佐（学校事務改善に係る企画調整）を兼務 （小学校のうち1校に限る。）	
中　学　校（112）	中　学　校（112）	
主査（学校事務改善） （学校事務センター主査（学校事務改	事　務　長（課長補佐級） （学校事務センター所長補佐（学校	

改　正　前	改　正　後	備　考
善）を兼務） （中学校のうち5校に限る。）	事務改善）を兼務） （中学校のうち6校に限る。） 共同学校事務室（課長級） ・事務長を事務取扱 ・共同学校事務室長（豊岡小に限る）が兼務 （萩山中・汐路中に限る。） 事　務　長（課長補佐級） （共同学校事務室長が事務取扱 （萩山中・汐路中に限る。））	
主査（学校事務改善） ・教職員課主査（学校事務の改革に係る連絡調整）を兼務 ・学校事務センター主査（学校事務改善に係る企画調整）を兼務 （中学校のうち1校に限る。）		
高 等 学 校（14）	高 等 学 校（14）	
事　務　長（係長級）	事　務　長（課長補佐級）	
主査（学校事務） （中央高等学校に限る。）	副事務長（課長補佐級） （中央高等学校に限る。）	
特別支援学校（5）	特別支援学校（6）	
	若宮高等特別支援学校 事　務　長（課長補佐級）	

改　正　前	改　正　後	備　考
市会事務局	**市会事務局**	
次　長（部長級）	次　長（部長級）	
総　務　課 （防災危機管理局主幹（危機管理に係る連絡調整）を併任）	総　務　課 （防災危機管理局担当課長（危機管理に係る連絡調整）を併任）	
庶　務　係	課長補佐（庶務）	
主査（経理・情報）	課長補佐（経理・情報）	
秘　書　係		
主査（秘書）		
主幹（秘書）	担当課長（秘書）	
	課長補佐（秘書）②	
議　事　課	議　事　課	
議　事　係	課長補佐（議事）	
委 員 会 係	課長補佐（委員会）	
調　査　課	調　査　課	
調　査　係	課長補佐（調査）	
法　制　係		
図書広報係	課長補佐（図書広報）	
主幹（法制・情報等）	担当課長（法制・情報等）	
	課長補佐（法制）	

2 上下水道局

改　正　前	改　正　後	備　考
上下水道局	**上下水道局**	
次　長（局長級） （技術本部長を兼務）	次　長（局長級） （技術本部長を兼務）	
経 営 本 部（局長級）	経 営 本 部（局長級）	
総　務　部	総　務　部	
総　務　課 （企画経理部主幹（経営改革）を兼務）	総　務　課 （企画経理部担当課長（経営改革）を兼務）	
庶　務　係	課長補佐（庶務総括）	
主査（特命事項の調整） （経営企画課主査（企画調整）を兼務）	課長補佐（特命事項の調整） （経営企画課課長補佐（企画調整）を兼務）	
人　事　係	課長補佐（人事総括）	
主査（人事等） （人材育成推進室主査（人材育成推進）を兼務）	課長補佐（人事） （人材育成推進課課長補佐（人材育成推進）を兼務）	
主幹（渉外）	担当課長（渉外）	
主査（渉外）	課長補佐（渉外）	
防災危機管理室（課長級） （防災危機管理局主幹（危機管理に係る連絡調整）を併任）	防　災　課 （防災危機管理局担当課長（危機管理に係る連絡調整）を併任）	
防災危機管理係	課長補佐（防災総括）	
主査（地震災害対策） （人材育成推進室主査（人材育成推進）を兼務）	課長補佐（地震対策） （人材育成推進課課長補佐（人材育成推進）を兼務）	
主査（風水害対策） （施設管理課主査（排水管理）が兼務）	課長補佐（風水害対策） （施設管理課課長補佐（排水管理）が兼務）	
	課長補佐（災害情報システムの開発）	
主査（災害時相互応援体制の調査研究）	課長補佐（災害時相互応援体制の調査研究）	
主査（災害時相互応援体制の調査研究） （横浜市職員が併任）	課長補佐（災害時相互応援体制の調査研究） （横浜市職員が併任）	
主幹（防災・危機管理の企画・調整）	担当課長（防災の企画・調整）	
労　務　課 （企画経理部主幹（経営改革）を兼務）	労　務　課 （企画経理部担当課長（経営改革）を兼務）	
給　与　係	課長補佐（給与総括）	
労　務　係	課長補佐（労務総括）	
主査（労務等） （人材育成推進室主査（人材育成推	課長補佐（労務） （人材育成推進課課長補佐（人材育成	

改　正　前	改　正　後	備　考
進）を兼務）	推進）を兼務）	
安全衛生課	安全衛生課	
安全衛生係	課長補佐（安全衛生総括）	
主査（職員健康管理）	課長補佐（職員健康管理） （人材育成推進課課長補佐（人材育成推進）を兼務）	
参事（契約監理・内部統制）	担当部長（契約監理・内部統制）	
調　査　課	調　査　課	
事務管理係	課長補佐（事務管理総括）	
主査（事務執行の適正化） （人材育成推進室主査（人材育成推進）を兼務）	課長補佐（事務執行の適正化） （人材育成推進課課長補佐（人材育成推進）を兼務）	
	課長補佐（水の歴史資料館管理）	
調　査　係	課長補佐（調査総括）	
主査（法規）	廃止	
契約監理課	契約監理課	
工事契約係	課長補佐（工事契約総括）	
委託契約係	課長補佐（委託契約総括）	
技術審査係		
主幹（技術審査） （財政局契約部主幹（公正入札確保）を併任	担当課長（技術審査） （財政局契約部担当課長（公正入札確保）を併任	
	課長補佐（技術審査総括）	
主査（技術審査）④	課長補佐（技術審査）④	
人材育成推進室（課長級）	人材育成推進課	
育成総括係	課長補佐（人材育成総括）	
主査（人材育成推進に係る施策の企画・調整）	課長補佐（人材育成推進に係る施策の企画・調整）②	
主査（人材育成推進）⑫	課長補佐（人材育成推進）⑫	
・総務課主査（人事等）が兼務 ・防災危機管理室主査（地震災害対策）が兼務 ・労務課主査（労務等）が兼務 ・調査課主査（事務執行の適正化）が兼務 ・経理課主査（水道決算）が兼務 ・給排水設備課主査（給排水工事業務の企画・調整）が兼務 ・技術管理課主査（検査・監理指導）②が兼務 ・配水課主査（管路業務の企画・調整）が兼務 ・保全課主査（大規模開発に係る下水管路維持管理の総合調整）が兼務	・総務課課長補佐（人事）が兼務 ・防災課課長補佐（地震対策）が兼務 ・労務課課長補佐（労務）が兼務 ・調査課課長補佐（事務執行の適正化）が兼務 ・経理課課長補佐（下水道決算）が兼務 ・給排水設備課課長補佐（給排水工事業務の企画・調整）が兼務 ・技術管理課課長補佐（検査・監理指導）②が兼務 ・配水課課長補佐（管路業務の企画・調整）が兼務 ・保全課課長補佐（大規模開発に係る下水管路維持管理の総合調整）が兼務	

改　正　前	改　正　後	備　考
・施設管理課主査（施設管理体制の企画・調整）が兼務 ・浄水管理調整室主査（施設管理体制の企画・調整）が兼務	・施設管理課課長補佐（施設管理体制の企画・調整）が兼務 ・浄水管理課課長補佐（施設管理体制の企画・調整）が兼務	
	課長補佐（人材育成推進） （安全衛生課課長補佐（職員健康管理）が兼務）	
主査（土木系研修）	課長補佐（土木系研修）	
主査（設備系研修）	課長補佐（設備系研修）	
主幹（研修施設整備）	担当課長（研修施設整備）	
企画経理部	企画経理部	
参事（広報・連携推進・国際協力）		
	担当部長（技術部門イノベーション）	
経営企画課 （財政局財政部主幹（資産経営の推進）を併任）	経営企画課 （財政局財政部担当課長（資産経営の推進）を併任）	
経営企画係	課長補佐（経営企画総括）	
主査（企画調整） （総務課主査（特命事項の調整）が兼務）	課長補佐（企画調整） （総務課課長補佐（特命事項の調整）が兼務）	
	課長補佐（経営形態の調査研究）	
主査（連携推進・国際協力）	廃止	
技術調整係		
主幹（経営改革推進）	担当課長（経営改革・ＤＸ推進）	
主査（経営改革推進）	課長補佐（経営改革推進）	
	担当課長（ＤＸ推進）	
	課長補佐（ＤＸ推進）	
	課長補佐（ＤＸ推進） （総務局デジタル改革推進課課長補佐（ＤＸの推進）を併任）	
主幹（経営改革）⑬	担当課長（経営改革）⑬	
・総務部総務課長が兼務 ・総務部労務課長が兼務 ・企画経理部経理課長が兼務 ・企画経理部資産活用課長が兼務 ・営業部営業課長が兼務 ・営業部給排水設備課長が兼務 ・計画部下水道計画課長が兼務 ・計画部水道計画課長が兼務 ・建設部工務課長が兼務 ・管路部配水課長が兼務 ・管路部保全課長が兼務 ・施設部施設管理課長が兼務 ・施設部浄水管理調整室長が兼務	・総務部総務課長が兼務 ・総務部労務課長が兼務 ・企画経理部経理課長が兼務 ・企画経理部資産活用課長が兼務 ・営業部営業課長が兼務 ・営業部給排水設備課長が兼務 ・計画部下水道計画課長が兼務 ・計画部水道計画課長が兼務 ・建設部工務課長が兼務 ・管路部配水課長が兼務 ・管路部保全課長が兼務 ・施設部施設管理課長が兼務 ・施設部浄水管理課長が兼務	
	担当課長（経営改革）	

改　正　前	改　正　後	備　考
	（企画経理部連携推進課長が兼務）	
主幹（技術調整・国際協力）	担当課長（技術調整・ＧＸ推進）	
	課長補佐（技術調整・ＧＸ推進総括）	
主査（国際協力）	廃止	
	担当部長（広報・連携推進・国際協力）	
	連携推進課 （企画経理部担当課長（経営改革）を兼務）	
	課長補佐（連携推進総括）	
	課長補佐（連携推進・国際協力）	
	課長補佐（国際協力）	
	担当課長（技術開発）	
	課長補佐（技術開発）③	
経　理　課 （企画経理部主幹（経営改革）を兼務）	経　理　課 （企画経理部担当課長（経営改革）を兼務）	
水道経理係	課長補佐（水道経理総括）	
主査（水道決算） （人材育成推進室主査（人材育成推進）を兼務）	課長補佐（水道決算）	
下水道経理係	課長補佐（下水道経理総括）	
主査（下水道決算）	課長補佐（下水道決算） （人材育成推進課課長補佐（人材育成推進）を兼務）	
主査（財務会計システムの再構築）	課長補佐（財務会計システムの再構築）	
主幹（資金・財政計画）	担当課長（資金・財政計画）	
主査（資金・財政計画）	課長補佐（資金・財政計画）	
広報サービス課	広報サービス課	
お客さまサービス係	課長補佐（お客さまサービス総括）	
広　報　係	課長補佐（広報総括）	
主査（広報施策の企画・調整）	課長補佐（広報施策の企画・調整）	
資産活用課 （企画経理部主幹（経営改革）を兼務）	資産活用課 （企画経理部担当課長（経営改革）を兼務）	
資産管理係	課長補佐（資産管理総括）	
活用推進係	課長補佐（活用推進総括）	
主査（資産活用の企画・調	課長補佐（資産活用の企画・	

改　正　前	改　正　後	備　考
整）	調整）	
主査（用地）	課長補佐（用地）	
情報企画推進課	情報システム課	
情報企画係		
情報基盤係	課長補佐（情報基盤総括）	
	課長補佐（電子情報の保護対策）	
主査（情報ネットワーク管理の企画・調整）	課長補佐（情報ネットワーク管理の企画・調整）	
（浄水管理調整室主査（制御系システムセキュリティ対策）を兼務）	（浄水管理課課長補佐（制御系システムセキュリティ対策）を兼務）	
主幹（デジタル改革推進）	廃止	
主査（デジタル改革推進）	廃止	
主査（デジタル改革推進） （総務局デジタル改革推進課主査（ＤＸの推進）を併任）	廃止	
	担当課長（技術情報推進）	
	課長補佐（技術システム管理総括）	
	課長補佐（技術情報推進）	
	課長補佐（管路情報総括）	
営　業　部	営　業　部	
営　業　課 （企画経理部主幹（経営改革）を兼務）	営　業　課 （企画経理部担当課長（経営改革）を兼務）	
事　務　係	課長補佐（事務総括）	
営業推進係	課長補佐（営業推進総括）	
受付センター管理係		
営業システム係		
主幹（営業所業務の企画・調整）	担当課長（営業所業務の企画・調整）	
主査（営業所業務の企画・調整）	課長補佐（営業所業務の企画・調整）	
主幹（受付センターの運営・営業システムの総合調整）	担当課長（受付センターの運営・営業システム）	
	課長補佐（受付センター管理総括）	
	課長補佐（営業システム管理総括）	
主査（営業システムの企②	課長補佐（営業システム開 ②	

（上下水道局）

改　正　前	改　正　後	備　考
画・調整）	発）	
料　金　課	料　金　課	
料　金　係	課長補佐（料金総括）	
主査（検針業務の効率化）	課長補佐（検針業務の効率化）	
主査（徴収関係事務の総合調整）	課長補佐（料金関係委託管理）	
徴収管理係	課長補佐（収納管理総括）	
利用促進係		
主幹（普及促進・汚水排出量調査）	担当課長（普及促進・汚水排出量調査）	
	課長補佐（利用促進総括）	
主査（普及促進）	課長補佐（普及促進）	
給排水設備課 （企画経理部主幹（経営改革）を兼務）	給排水設備課 （企画経理部担当課長（経営改革）を兼務）	
給 排 水 係	課長補佐（給排水総括）	
主査（排水設備）	課長補佐（排水設備）	
主幹（給排水工事業務の企画・調整）	担当課長（給排水工事業務の企画・調整）	
主査（給排水工事業務の企画・調整） （人材育成推進室主査（人材育成推進）を兼務）	課長補佐（給排水工事業務の企画・調整） （人材育成推進課課長補佐（人材育成推進）を兼務）	
審　査　係	課長補佐（審査総括）	
量 水 器 係	課長補佐（量水器総括）	
主査（量水器管理体制の整備）	課長補佐（量水器管理体制の整備）	
東部営業センター（課長級）	東部営業センター（課長級）	
副センター長（課長級）	副センター長（課長級）	
営　業　係	センター長補佐（営業総括）	
主査（徴収関係事務）②	センター長補佐（料金関係 ②事務）	
給排水工事係	センター長補佐（給排水工事総括）	
主査（給排水工事事務）	センター長補佐（給排水工事）	
地域サービス係	センター長補佐（地域サービス総括）	

（上下水道局）

改　正　前	改　正　後	備　考
主査（地域サービス事務）	センター長補佐（地域サービス）	
西部営業センター（課長級）	西部営業センター（課長級）	
副センター長（課長級）	副センター長（課長級）	
営　業　係	センター長補佐（営業総括）	
主査（徴収関係事務）②	センター長補佐（料金関係事務）②	
給排水工事係	センター長補佐（給排水工事総括）	
主査（給排水工事事務）	センター長補佐（給排水工事）	
地域サービス係	センター長補佐（地域サービス総括）	
主査（地域サービス事務）	センター長補佐（地域サービス）	
	南部営業センター（課長級）	
	副センター長（課長級）	
	センター長補佐（営業総括）	
	センター長補佐（料金関係事務）②	
	センター長補佐（給排水工事総括）	
	センター長補佐（給排水工事）	
	センター長補佐（地域サービス総括）	
	センター長補佐（地域サービス）	
北　営　業　所（課長級）	北　営　業　所（課長級）	
副　所　長（課長級） （北営業所主査（西サービスステーション）を事務取扱）	副　所　長（課長級） （北営業所所長補佐（西サービスステーション）を事務取扱）	
営　業　係	所長補佐（営業総括）	
主査（徴収関係事務）②	所長補佐（料金関係事務）②	
主査（西サービスステーション） （北営業所副所長が事務取扱）	所長補佐（西サービスステーション） （北営業所副所長が事務取扱）	
工　事　係	所長補佐（工事総括）	
中　村　営　業　所（課長級）	中　村　営　業　所（課長級）	
営　業　係	所長補佐（営業総括）	
主査（徴収関係事務）	所長補佐（料金関係事務）	

改　正　前	改　正　後	備　考
工　事　係	所長補佐（工事総括）	
瑞　穂　営　業　所（課長級）	廃止	
営　業　係	廃止	
主査（徴収関係事務）②	廃止	
工　事　係	廃止	
緑　営　業　所（課長級）	廃止	
営　業　係	廃止	
主査（徴収関係事務）	廃止	
工　事　係	廃止	
技 術 本 部（局長級） （次長が兼務）	技 術 本 部（局長級） （次長が兼務）	
計　画　部	計　画　部	
下水道計画課 （企画経理部主幹（経営改革）を兼務）	下水道計画課 （企画経理部担当課長（経営改革）を兼務）	
事　務　係	課長補佐（事務総括）	
基本計画係	課長補佐（基本計画総括）	
事業計画係	課長補佐（事業計画総括）	
主査（合流式下水道改善）		
事業調整係	課長補佐（事業調整総括）	
主査（設備更新計画）		
主幹（雨水対策の総合調整） （防災危機管理局主幹（想定最大規模災害対策推進）を併任）	担当課長（流域管理） （防災危機管理局担当課長（想定最大規模災害対策推進）を併任）	
主査（雨水対策の総合調整）	課長補佐（浸水対策）	
	課長補佐（水環境改善）	
主幹（新事業推進）	担当課長（汚泥処理の再構築）	
主査（新事業推進）	課長補佐（汚泥処理の再構築）	
主幹（下水道施設の改築に係る事業調整）	担当課長（下水処理の再構築）	
主査（下水道施設の改築に係る事業調整）	課長補佐（下水処理の再構築）	
	課長補佐（設備の改築）	
主幹（水に係る施策の調整） （総務局企画部主幹（企画・水に係る施策の調整）を併任）	担当課長（水に係る施策の調整） （総務局企画部担当課長（企画・水に係る施策の調整）を併任）	
水道計画課 （企画経理部主幹（経営改革）を兼務）	水道計画課 （企画経理部担当課長（経営改革）を兼務）	
計　画　係	課長補佐（計画総括）	

改　正　前	改　正　後	備　考
	課長補佐（土木事業調整）	
主査（設備更新計画）	課長補佐（設備事業調整）	
利　水　係	課長補佐（利水総括）	
主査（水道施設の事業調整）	課長補佐（水源地域調整）	
主幹（水資源）	担当課長（水資源）	
主査（水資源） （総務局企画課主査（企画・水に係る施策の調整）を併任）	課長補佐（水資源） （総務局企画課課長補佐（企画・水に係る施策の調整）を併任）	
技術管理課	技術管理課	
土木基準係	課長補佐（土木基準総括）	
施設基準係	課長補佐（施設基準総括）	
技術システム管理係	廃止	
主査（技術系システム）	廃止	
管路情報係	廃止	
主幹（検査・監理指導）	担当課長（検査・監理指導業務の企画・調整）	
	課長補佐（検査・監理指導業務の企画・調整）	
主査（検査・監理指導）③	課長補佐（検査・監理指導）③	
主査（検査・監理指導）② （人材育成推進室主査（人材育成推進）を兼務）	課長補佐（検査・監理指導）② （人材育成推進課課長補佐（人材育成推進）を兼務）	
主幹（技術情報推進）	廃止	
主査（技術情報推進）	廃止	
技術開発室（課長級）	廃止	
技術開発係	廃止	
主査（技術開発）③	廃止	
建　設　部	建　設　部	
工　務　課 （企画経理部主幹（経営改革）を兼務）	工　務　課 （企画経理部担当課長（経営改革）を兼務）	
事　務　係	課長補佐（事務総括）	
水道土木設計係	課長補佐（水道土木設計総括）	
下水幹線設計係	課長補佐（下水幹線設計総括）	
下水土木設計係	課長補佐（下水土木設計総括）	
主幹（大規模施設建設の設計・工事調整・安全監理対策）	担当課長（大規模施設建設の設計・工事調整・安全監理対策）	

改　正　前	改　正　後	備　考
主査（大規模施設建設の設計・工事調整）	課長補佐（大規模施設建設の設計・工事調整）	
主査（大規模施設建設の安全監理対策）	課長補佐（大規模施設建設の安全監理対策）	
施　設　課	施　設　課	
建　築　係	課長補佐（建築総括）	
主査（工事統括管理）		
主査（建築）	課長補佐（建築）	
電　気　係	課長補佐（電気総括）	
主査（電気）	課長補佐（電気）	
機　械　係	課長補佐（機械総括）	
主査（機械）	課長補佐（機械）	
	課長補佐（工事調整・安全監理対策）	
主幹（設計・工事調整）	担当課長（設計・工事調整）	
建設工事事務所（課長級）	建設工事事務所（課長級）	
副　所　長（課長級）	副　所　長（課長級）	
事　務　係	所長補佐（事務総括）	
水道工事係	所長補佐（水道工事総括）	
下水北部工事係	所長補佐（下水北部工事総括）	
下水南部工事係	所長補佐（下水南部工事総括）	
管　路　部	管　路　部	
参事（リニア関連工事調整・管路工事統括）	担当部長（リニア関連工事調整・管路工事統括）	
配　水　課 （企画経理部主幹（経営改革）を兼務）	配　水　課 （企画経理部担当課長（経営改革）を兼務）	
事　務　係	課長補佐（事務総括）	
主査（管路工事事務の総合調整）	課長補佐（管路工事事務の総合調整）	
配水計画係	課長補佐（配水計画総括）	
管　理　係	課長補佐（管理総括）	
主幹（管路業務の企画・調整）	担当課長（管路業務の企画・調整）	
主査（管路業務の企画・調整） （人材育成推進室主査（人材育成推進）を兼務）	課長補佐（管路業務の企画・調整） （人材育成推進課課長補佐（人材育成推進）を兼務）	

（上下水道局）

改　正　前	改　正　後	備　考
保　全　課 （企画経理部主幹（経営改革）を兼務）	保　全　課 （企画経理部担当課長（経営改革）を兼務）	
維　持　係	課長補佐（維持総括）	
管路計画係	課長補佐（管路計画総括）	
主幹（大規模開発に係る下水管路維持管理の総合調整）	担当課長（大規模開発に係る下水管路維持管理の総合調整）	
主査（大規模開発に係る下水管路維持管理の総合調整） （人材育成推進室主査（人材育成推進）を兼務）	課長補佐（大規模開発に係る下水管路維持管理の総合調整） （人材育成推進課課長補佐（人材育成推進）を兼務）	
管路工事統括室（課長級）	管路工事調整課	
管路工事調整係	課長補佐（管路工事総括）	
主査（占用調整）	課長補佐（リニア関連工事・占用調整）	
配水設計課	配水設計課	
東部南部設計係	課長補佐（東部設計総括）	
主査（設計・施工管理業務に係る企画・調整）		
北部西部設計係	課長補佐（西部設計総括）	
受託設計係	課長補佐（受託設計総括）	
	課長補佐（設計・施工管理業務に係る企画・調整）	
	課長補佐（設計業務に係る技術指導）	
下水設計課	下水設計課	
北部南部設計係	課長補佐（拡張設計総括）	
主査（下水道整備の促進）		
西部設計係		
東部設計係	課長補佐（東部設計総括）	
	課長補佐（西部設計総括）	
	課長補佐（下水道整備の促進）	
管路センター④（課長級）	管路センター④（課長級）	
事　務　係	センター長補佐（事務総括）	
配水維持係	センター長補佐（配水維持総括）	

（上下水道局）

改　正　前	改　正　後	備　考
配水工事係	センター長補佐（配水工事総括）	
下水維持係	センター長補佐（下水維持総括）	
主査（名古屋駅周辺開発に係る下水管路維持管理の調整） （北部管路センターに限る。）	センター長補佐（名古屋駅周辺開発に係る下水管路維持管理の調整） （北部管路センターに限る。）	
下水工事係	センター長補佐（下水工事総括）	
主幹（管路施工管理総括）②	担当センター長（配水管路管理） 担当センター長（下水管路管理）	
施　設　部	施　設　部	
参事（施設整備・管理調整）	担当部長（施設整備・管理調整）	
施設管理課 （企画経理部主幹（経営改革）を兼務）	施設管理課 （企画経理部担当課長（経営改革）を兼務）	
事　務　係	課長補佐（事務総括）	
主査（管理事務調整）	課長補佐（管理事務調整）	
処理管理係	課長補佐（処理管理総括）	
主査（施設管理体制の企画・調整） （人材育成推進室主査（人材育成推進）を兼務）	課長補佐（施設管理体制の企画・調整） （人材育成推進課課長補佐（人材育成推進）を兼務）	
主査（排水管理） （防災危機管理室主査（風水害対策）を兼務）	課長補佐（排水管理） （防災課課長補佐（風水害対策）を兼務）	
主査（処理水質管理） （水質管理課主査（処理水質の総合調整）を兼務）	課長補佐（処理水質管理） （水質管理課課長補佐（処理水質の総合調整）を兼務）	
主幹（監理調整）	担当課長（監理調整）	
主査（監理調整）	課長補佐（監理調整）	
主幹（汚泥処理処分・事業系環境対策）	担当課長（汚泥処理処分・事業系環境対策）	
主査（汚泥処理処分）	課長補佐（汚泥処理処分）	
浄水管理調整室（課長級） （企画経理部主幹（経営改革）を兼務）	浄水管理課 （企画経理部担当課長（経営改革）を兼務）	
浄水管理係	課長補佐（浄水管理総括）	

改　正　前	改　正　後	備　考
主査（施設管理体制の企画・調整） （人材育成推進室主査（人材育成推進）を兼務）	課長補佐（施設管理体制の企画・調整） （人材育成推進課課長補佐（人材育成推進）を兼務）	
主査（制御系システムセキュリティ対策） （情報企画推進課主査（情報ネットワーク管理の企画・調整）が兼務）	課長補佐（制御系システムセキュリティ対策） （情報システム課課長補佐（情報ネットワーク管理の企画・調整）が兼務）	
主査（水道水質管理） （水質管理課主査（水道水質の総合調整）を兼務）	課長補佐（水道水質管理） （水質管理課課長補佐（水道水質の総合調整）を兼務）	
主幹（工業用水）	担当課長（工業用水）	
主査（工業用水）	課長補佐（工業用水）	
水質管理課	水質管理課	
管理指導係	課長補佐（管理指導総括）	
主査（工場排水指導）②	課長補佐（工場排水指導）②	
水道水質管理係	課長補佐（水道水質管理総括）	
主査（水道水質調整）	課長補佐（水道水質調整）	
処理水質管理係	課長補佐（処理水質管理総括）	
主査（処理水質調整）②	課長補佐（処理水質調整）②	
主幹（水道水質の総合調整）	担当課長（水道水質の総合調整）	
主査（水道水質の総合調整） （浄水管理調整室主査（水道水質管理）が兼務）	課長補佐（水道水質の総合調整） （浄水管理課課長補佐（水道水質管理）が兼務）	
主幹（処理水質の総合調整）	担当課長（処理水質の総合調整）	
主査（処理水質の総合調整） （施設管理課主査（処理水質管理）が兼務）	課長補佐（処理水質の総合調整） （施設管理課課長補佐（処理水質管理が兼務）	
施設整備課	施設整備課	
整備計画係	課長補佐（整備計画総括）	
主査（施設整備）	課長補佐（土木整備総括）	
設備保全係	課長補佐（設備保全総括）	
主査（伝馬町水処理センター管理）	課長補佐（伝馬町処理）	
建築整備係	課長補佐（建築整備総括）	
電気整備係	課長補佐（電気整備総括）	
機械整備係	課長補佐（機械整備総括）	

（上下水道局）

改　正　前	改　正　後	備　考
主幹（設備保全管理の総合調整）	担当課長（設備保全管理の総合調整）	
浄　水　場③（課長級）	浄　水　場③（課長級）	
事　務　係	場長補佐（事務総括）	
水　質　係	場長補佐（水質総括）	
浄　水　係	場長補佐（浄水総括）	
主査（設備・管理体制の整備）	場長補佐（設備・管理体制の整備）	
北部水処理事務所(課長級)	北部水処理事務所(課長級)	
副　所　長(課長級)	副　所　長(課長級)	
事　務　係	所長補佐（事務総括）	
名城処理係	所長補佐（名城処理総括）	
守山処理係	所長補佐（守山処理総括）	
主査（ポンプ施設整備）	所長補佐（ポンプ施設整備）	
東部水処理事務所(課長級)	東部水処理事務所(課長級)	
副　所　長(課長級)	副　所　長(課長級)	
事　務　係	所長補佐（事務総括）	
柴田処理係	所長補佐（柴田処理総括）	
鳴海処理係	所長補佐（鳴海処理総括）	
植田処理係	所長補佐（植田処理総括）	
主査（汚泥処理）	所長補佐（柴田汚泥処理）	
主査（ポンプ施設整備）	所長補佐（ポンプ施設整備）	
西部水処理事務所(課長級)	西部水処理事務所(課長級)	
副　所　長(課長級)	副　所　長(課長級)	
事　務　係	所長補佐（事務総括）	
打出処理係	所長補佐（打出処理総括）	
岩塚処理係	所長補佐（岩塚処理総括）	
主査（露橋水処理センター管理）	所長補佐（露橋処理）	
主査（ポンプ施設整備）	所長補佐（ポンプ施設整備）	
南部水処理事務所(課長級) (南部水処理事務所主幹(空見スラッジリサイクルセンター管理調整)を兼務)	南部水処理事務所(課長級) (南部水処理事務所担当所長(空見スラッジリサイクルセンター管理調整)を兼務)	
副　所　長(課長級)	副　所　長(課長級)	
事　務　係	所長補佐（事務総括）	
宝神処理係	所長補佐（宝神処理総括）	
山崎処理係	所長補佐（山崎処理総括）	
主査（ポンプ施設整備）　②	所長補佐（ポンプ施設整備）②	

（上下水道局）

改　正　前	改　正　後	備　考
主幹（空見スラッジリサイクルセンター管理調整） （南部水処理事務所長が兼務） 主査（空見スラッジリサイクルセンター管理調整）	担当所長（空見スラッジリサイクルセンター管理調整） （南部水処理事務所長が兼務） 所長補佐（空見スラッジリサイクルセンター管理調整）	

３ 交通局

改　正　前	改　正　後	備　考
交　通　局	**交　通　局**	
次　長（局長級） （営業本部長を兼務）	次　長（局長級） （営業本部長を兼務）	
営 業 本 部（局長級） （次長が兼務）	営 業 本 部（局長級） （次長が兼務）	
総　務　部	総　務　部	
総　務　課 （防災危機管理局主幹（危機管理に係る連絡調整）を併任）	総　務　課 （防災危機管理局担当課長（危機管理に係る連絡調整）を併任）	
庶　務　係	課長補佐（庶務）	
主査（防災危機管理）	課長補佐（防災危機管理） （安全監理課課長補佐（安全対策推進）を兼務）	
事務管理係	課長補佐（事務管理）	
広報広聴課	広報広聴課	
広　報　係	課長補佐（広報）	
主査（広報業務に関する総合調整）	課長補佐（広報業務に関する総合調整）	
お客さまご意見係	課長補佐（お客さまご意見）	
情報システム課 情報管理係 主査（システム化推進）	⟹（企画財務部へ移管）	
人　事　課	人　事　課	
人　事　係	課長補佐（人事）	
定員管理係	課長補佐（定員管理）	
	課長補佐（人材確保等） （労務課課長補佐（労働事情調査）を兼務）	
労　務　課 （企画財務部主幹（経営改善）を兼務）	労　務　課 （企画財務部担当課長（経営改善）を兼務）	
給　与　係	課長補佐（給与）	
労　務　係 （経営企画課主査（経営改善）を兼務）	課長補佐（労務） （経営企画課課長補佐（経営改善）を兼務）	
主査（労働事情調査）	廃止	
	課長補佐（労働事情調査） （人事課課長補佐（人材確保等）が兼務）	
安全衛生係	課長補佐（安全衛生）	
主査（健康管理）	課長補佐（健康管理）	
安全監理部	安全監理部	

改　正　前	改　正　後	備　考
安全監理課	安全監理課	
監　理　係	課長補佐（監理）	
安全対策推進係	課長補佐（安全対策推進）	
主査（安全対策推進）④ ・電車運転課計画係長が兼務 ・自動車運転課主査(接遇・安全対策)が兼務 ・工務課維持係長が兼務 ・電車車両課計画係長が兼務	課長補佐（安全対策推進）④ ・電車運転課課長補佐(計画)が兼務 ・自動車運転課課長補佐(接遇・安全対策)が兼務 ・工務課課長補佐(工務)が兼務 ・電車車両課課長補佐(計画)が兼務	
	課長補佐（安全対策推進） (総務課課長補佐(防災危機管理)が兼務)	
人材育成課	人材育成課	
研修企画係	課長補佐（研修企画）	
電車研修係	課長補佐（電車研修）	
自動車研修係	課長補佐（自動車研修）	
技術研修係	課長補佐（技術研修）	
企画財務部	企画財務部	
経営企画課 (財政局財政部主幹(資産経営の推進)を併任)	経営企画課 (財政局財政部担当課長(資産経営の推進)を併任)	
企　画　係	課長補佐（企画）	
主査（経営計画）		
主査（運賃制度等）	課長補佐（運賃制度等）	
主査（交通関連情報調査）	課長補佐（交通関連情報調査）	
調　査　係	課長補佐（調査）	
主幹（経営改善に係る総合調整）	担当課長（経営改善）	
	課長補佐（経営改善）	
主幹（企画調整・外郭団体）	担当課長（企画調整・外郭団体）	
主査（企画調整・外郭団体）	課長補佐（企画調整・外郭団体）	
参事（経営改善）	担当部長（経営改善）	
主幹（経営改善）⑦ ・総務部労務課長が兼務 ・企画財務部財務課長が兼務 ・営業統括部乗客誘致推進課長が兼務 ・営業統括部営業課長が兼務 ・営業統括部資産活用課長が兼務 ・電車部主幹(運行計画調整)が兼務 ・自動車部路線計画課長が兼務	担当課長（経営改善）⑦ ・総務部労務課長が兼務 ・企画財務部財務課長が兼務 ・営業統括部乗客誘致推進課長が兼務 ・電車部運輸課長が兼務 ・自動車部管理課長が兼務 ・施設部施設計画課長が兼務 ・車両電気部電車車両課長が兼務	

（交通局）

改　正　前	改　正　後	備　考
主査（経営改善）⑦ ・労務課労務係長が兼務 ・財務課主査（資金・財政計画）が兼務 ・乗客誘致推進課企画係長が兼務 ・営業課営業係長が兼務 ・資産活用課資産活用係長が兼務 ・電車運転課計画係長が兼務 ・路線計画課路線計画係長が兼務	課長補佐（経営改善）⑦ ・労務課課長補佐（労務）が兼務 ・財務課課長補佐（資金・財政計画）が兼務 ・乗客誘致推進課課長補佐（企画）が兼務 ・運輸課課長補佐（管理）が兼務 ・管理課課長補佐（管理）が兼務 ・施設計画課課長補佐（管理）が兼務 ・電車車両課課長補佐（管理）が兼務	
（総務部から移管）→	デジタル推進課 課長補佐（情報管理） 課長補佐（ＤＸ推進）	
財　務　課 （企画財務部主幹（経営改善）を兼務）	財　務　課 （企画財務部担当課長（経営改善）を兼務）	
主計第一係	課長補佐（予算）	
主計第二係	課長補佐（決算）	
主査（資金・財政計画） （経営企画課主査（経営改善）を兼務）	課長補佐（資金・財政計画） （経営企画課課長補佐（経営改善）を兼務）	
会　計　課	会　計　課	
出　納　係	課長補佐（出納）	
契　約　係	課長補佐（契約）	
技術管理課 （財政局契約部主幹（公正入札確保）を併任）	技術管理課 （財政局契約部担当課長（公正入札確保）を併任）	
技術管理第一係	課長補佐（土木・建築）	
技術管理第二係	課長補佐（電気・設備）	
主査（技術管理の総合調整）	課長補佐（技術管理の総合調整）	
営業統括部	営業統括部	
乗客誘致推進課 （企画財務部主幹（経営改善）を兼務）	乗客誘致推進課 （企画財務部担当課長（経営改善）を兼務）	
企　画　係 （経営企画課主査（経営改善）を兼務）	課長補佐（企画） （経営企画課課長補佐（経営改善）を兼務）	
事　業　係	課長補佐（事業）	
主幹（利用者増加戦略）	担当課長（利用者増加戦略）	
主査（利用者増加戦略）	課長補佐（利用者増加戦略）	
営　業　課	営　業　課	

改　正　前	改　正　後	備　考
（企画財務部主幹（経営改善）を兼務）		
営　業　係 （経営企画課主査（経営改善）を兼務）	課長補佐（営業）	
審査統計係	課長補佐（審査統計）	
事業推進係	課長補佐（事業推進）	
主査（ＩＣカードシステム）	課長補佐（ＩＣカードシステム）	
	課長補佐（乗車券販売の利便性向上）	
主幹（乗車券機器） （電車部駅務課長が兼務）	担当課長（乗車券機器） （電車部駅務課長が兼務）	
主査（乗車券機器）	課長補佐（乗車券機器）	
資産活用課 （企画財務部主幹（経営改善）を兼務）	資産活用課	
資産活用係 （経営企画課主査（経営改善）を兼務）	課長補佐（資産活用）	
事業開発係	課長補佐（事業開発）	
資産管理係	課長補佐（資産管理）	
主査（不動産管理に係る企画調整）	課長補佐（不動産管理に係る企画調整）	
広　告　係	課長補佐（広告）	
主査（媒体開発）	課長補佐（媒体開発）	
主幹（資産管理等）	担当課長（資産管理等）	
主幹（広告）	担当課長（広告）	
電　車　部	電　車　部	
運　輸　課	運　輸　課 （企画財務部担当課長（経営改善）を兼務）	
管　理　係	課長補佐（管理） （経営企画課課長補佐（経営改善）を兼務）	
現　業　係	課長補佐（現業）	
主査（地下鉄運輸業務に関する総合調整）	課長補佐（地下鉄運輸業務に関する総合調整）	
駅　務　課 （営業統括部主幹（乗車券機器）を兼務）	駅　務　課 （営業統括部担当課長（乗車券機器）を兼務）	
計　画　係	課長補佐（計画）	
指　導　係	課長補佐（指導）	
施設管理係		
主幹（施設管理）	担当課長（施設管理）	
	課長補佐（施設管理）	
主査（施設管理）	課長補佐（バリアフリー等）	

改　正　前	改　正　後	備　考
電車運転課 （電車部主幹（運転管理）を兼務）	電車運転課 （電車部担当課長（運転管理）を兼務）	
計　画　係 ・安全監理課主査（安全対策推進）を兼務 ・経営企画課主査（経営改善）を兼務	課長補佐（計画） （安全監理課課長補佐（安全対策推進）を兼務）	
運　転　係	課長補佐（運転）	
主幹（運転管理） （電車部電車運転課長が兼務）	担当課長（運転管理） （電車部電車運転課長が兼務）	
主幹（運行計画調整） （企画財務部主幹（経営改善）を兼務）	担当課長（運行計画調整）	
運転指令室（課長級）	運転指令室（課長級）	
副　長（係長級）	副　長（係長級）	
駅　務　区 ⑤（課長級）	駅　務　区 ⑤（課長級）	
管　区　駅（係長級） （鶴舞線の駅務区を除く。）	管区駅長 ③（課長補佐級） （名城線及び桜通線の駅務区に限る。）	
管　区　駅 ②（係長級） （鶴舞線の駅務区に限る。）	管区駅長 ④（課長補佐級） （東山線及び鶴舞線の駅務区に限る。）	
首席助役　③（係長級） （東山線の駅務区に限る。）		
首席助役　②（係長級） （東山線の駅務区を除く。）		
運　転　区 ④（課長級）	運　転　区④（課長級）	
副　長（係長級） （鶴舞線及び桜通線の運転区に限る。）	副　長 ③（課長補佐級） （鶴舞線及び桜通線の運転区に限る。）	
副　長 ②（係長級） （東山線及び名城線の運転区に限る。）	副　長 ④（課長補佐級） （東山線及び名城線の運転区に限る。）	
首 席 助 役 ②（係長級）		
自 動 車 部	自 動 車 部	
管　理　課	管　理　課 （企画財務部担当課長（経営改善）を兼務）	
管　理　係	課長補佐（管理） （経営企画課課長補佐（経営改善）を兼務）	
現　業　係	課長補佐（現業）	
主査（自動車運輸業務に関する総合調整）	課長補佐（自動車運輸業務に関する総合調整）	
路線計画課 （企画財務部主幹（経営改善）を兼務）	路線計画課	
路線計画係 （経営企画課主査（経営改善）を兼務）	課長補佐（路線計画）	

改　正　前	改　正　後	備　考
運行計画係	課長補佐（運行計画）	
自動車施設課	自動車施設課	
施　設　係	課長補佐（施設）	
工　事　係	課長補佐（工事）	
自動車運転課	自動車運転課	
運転サービス係	課長補佐（運転サービス）	
指　導　係	課長補佐（指導）	
主査（接遇・安全対策） （安全監理課主査（安全対策推進）を兼務）	課長補佐（接遇・安全対策） （安全監理課課長補佐（安全対策推進）を兼務）	
自動車車両課	自動車車両課	
計　画　係	課長補佐（計画）	
車　庫　係	課長補佐（車庫）	
営　業　所⑦（課長級）	営　業　所⑦（課長級）	
副　所　長（係長級） （御器所営業所を除く。）	副　長 ②（課長補佐級） （御器所営業所を除く。）	
首 席 助 役（係長級） （御器所営業所を除く。）		
副　所　長（係長級） （営業所首席助役を兼務） （御器所営業所に限る。）	副　長（課長補佐級） （御器所営業所に限る。）	
首 席 助 役（係長級） （営業所副所長が兼務） （御器所営業所に限る。）	副　長（課長補佐級） （専任化） （御器所営業所に限る。）	
整 備 係 長	副　長（整備）（課長補佐級）	
技 術 本 部（局長級）	技 術 本 部（局長級）	
施　設　部	施　設　部	
施設計画課 （施設部主幹（鉄道土木設計管理）を兼務）	施設計画課 ・企画財務部担当課長（経営改善）を兼務 ・施設部担当課長（鉄道土木設計管理）を兼務	
管　理　係	課長補佐（管理） （経営企画課課長補佐（経営改善）を兼務）	
計　画　係	課長補佐（計画）	
工　事　係	課長補佐（工事）	
主幹（鉄道土木設計管理） （施設部施設計画課長が兼務）	担当課長（鉄道土木設計管理） （施設部施設計画課長が兼務）	
参事（リニア関連工事等調整）	担当部長（リニア関連工事等調整）	
主幹（リニア関連工事等調整）	担当課長（リニア関連工事等調整）	
主査（リニア関連工事等調整）	課長補佐（リニア関連工事等調整）	

改　正　前	改　正　後	備　考
主幹（耐震対策等）	担当課長（耐震対策等）	
工　務　課	工　務　課	
維　持　係 （安全監理課主査（安全対策推進）を兼務）	課長補佐（工務） （安全監理課課長補佐（安全対策推進）を兼務）	
軌　道　係	課長補佐（軌道）	
営　繕　課	営　繕　課	
営　繕　係	課長補佐（営繕）	
営繕改良係	課長補佐（営繕改良）	
設　備　課	設　備　課	
設　備　係	課長補佐（設備）	
設備改良係	課長補佐（設備改良）	
軌道事務所（課長級）	軌道事務所（課長級）	
技　術　係	所長補佐（技術）	
工　事　係	所長補佐（工事）	
保線第一係	所長補佐（東山線保線）	
保線第二係	所長補佐（名城線保線）	
保線第三係	所長補佐（鶴舞線保線）	
保線第四係	所長補佐（桜通線保線）	
施設事務所（課長級）	施設事務所（課長級）	
施　設　係	所長補佐（施設）	
施設改良係	所長補佐（施設改良）	
設備第一係	所長補佐（設備）	
設備第二係	所長補佐（設備改良）	
車両電気部	車両電気部	
電車車両課 （車両電気部主幹（鉄道車両設計管理）を兼務）	電車車両課 ・企画財務部担当課長（経営改善）を兼務 ・車両電気部担当課長（鉄道車両設計管理）を兼務）	
管　理　係	課長補佐（管理） （経営企画課課長補佐（経営改善）を兼務）	
計　画　係 （安全監理課主査（安全対策推進）を兼務）	課長補佐（計画） （安全監理課課長補佐（安全対策推進）を兼務）	
整　備　係	課長補佐（整備）	
主査（車両検査周期延伸）	課長補佐（車両検査周期延伸）	
主幹（鉄道車両設計管理） （車両電気部電車車両課長が兼務）	担当課長（鉄道車両設計管理） （車両電気部電車車両課長が兼務）	
電　気　課	電　気　課	
計　画　係	課長補佐（計画）	
電　力　係	課長補佐（電力）	

改　正　前	改　正　後	備　考
信号通信係	課長補佐（信号通信）	
主幹（鉄道電気設計管理） （車両電気部電気事務所副所長が兼務）	担当課長（鉄道電気設計管理） （車両電気部電気事務所長が兼務）	
藤が丘工場（課長級）	藤が丘工場（課長級）	
管　理　係	工場長補佐（管理）	
検　車　係	工場長補佐（検車）	
修　車　係	工場長補佐（修車）	
名 港 工 場（課長級）	名 港 工 場（課長級）	
管　理　係	工場長補佐（管理）	
検　車　係	工場長補佐（検車）	
修　車　係	工場長補佐（修車）	
日 進 工 場（課長級）	日 進 工 場（課長級）	
管　理　係	工場長補佐（管理）	
検車第一係	工場長補佐（検車）	
検車第二係	工場長補佐（徳重検車）	
修　車　係	工場長補佐（修車）	
電気事務所（課長級）	電気事務所（課長級） （車両電気部担当課長（鉄道電気設計管理）を兼務）	
副　所　長　（課長級） （車両電気部主幹（鉄道電気設計管理）を兼務）	副　所　長　（課長級）	
変　電　係	所長補佐（変電）	
電気指令室（係長級）	所長補佐（電気指令）	
電路第一係	所長補佐（東山線電路）	
電路第二係	所長補佐（名城線電路）	
電路第三係	所長補佐（鶴舞線電路）	
電路第四係	所長補佐（桜通線電路）	
信号通信第一係	所長補佐（東山線信号通信）	
信号通信第二係	所長補佐（名城線信号通信）	
信号通信第三係	所長補佐（鶴舞線信号通信）	
信号通信第四係	所長補佐（桜通線信号通信）	

名古屋市の組織

発　　行　　名古屋市総務局

編　　集　　名古屋市総務局行政ＤＸ推進部
行政改革推進課、職員部人事課

発行年月日　　令和 6 年 6 月

この印刷物は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。